

平成 28 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち  
生産国情報収集事業

報 告 書

平成 30 年 3 月

**林野庁**



## 目 次

1	報告書の概要	1
2	事業の概要	2
2.1	事業の目的	2
2.2	事業の実施内容等	2
2.3	事業の実施体制	10
2.4	事業の実施スケジュール	12
2.5	報告会の開催	12
3	クリーンウッド法の概要	13
3.1	基本方針	13
3.2	合法性の確認方法	13
4	生産国における情報の収集	16
4.1	マレーシア	16
4.1.a	マレーシア（サバ州）	51
4.1.b	マレーシア（サラワク州）	144
4.1.c	マレーシア（半島部）	219
4.2	インドネシア	320
4.3	ベトナム	356
4.4	中国	399
4.5	ペルー	433
4.6	メキシコ	462
5	Web 上への既往情報の整理	484
5.1	概要	484
5.2	実施スケジュール	485





# 1 報告書の概要

本事業は、環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Partnership）（以下、「TPP協定」とする）の「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されたことを踏まえて制定された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」とする）が本格的に運用されるに当たり、生産国の木材流通実態等に関する情報を収集することを目的として、実施された。

本事業の内容は、①生産国における現地情報の収集、及び②既往情報の整理であり、前者は、マレーシア、インドネシア、ベトナム、中国、ペルー及びメキシコの6カ国を調査対象国として、各国の木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等を収集した。後者は、既往情報及び生産国において収集した情報を、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の構成を想定して整理した。

本事業を実施するに当たっては、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会で共同事業体を形成し、上記の調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行う体制を整えた。

各調査対象国の現地調査は、平成29年5月から10月に実施した。現地調査において収集した情報は、本報告書の第4章に整理した。既に、木材合法性保証システム（TLAS：Timber Legality Assurance System）等が構築されているマレーシア及びインドネシアにおいては、同システムについて整理し、それ以外の国においては、EU木材規制において合法性の範囲として定義されている、合法伐採権、税金と手数料、木材伐採、第三者の権利及び貿易と輸送の5項目に照らし合わせて、関連法令・許認可制度を整理した。また、各国で実施されている森林認証制度等についても整理した。

## 2 事業の概要

### 2.1 事業の目的

2017年11月に、日本を含む参加11か国で発効させることが大筋合意したTPP協定の「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されている。これに対応するため「クリーンウッド法」が2016年5月に制定され、1年後の2017年5月20日に施行された。

クリーンウッド法第5条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第6条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が違法伐採材ではないことを判断するために、「デュー・ディリジェンス」（払って然るべき正当な注意義務及び努力）の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。また、国は合法性の判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開した。このサイトでは、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報が掲載されている。

本事業は、TPP協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されたことを踏まえて制定されたクリーンウッド法が本格的に運用されるに当たり、生産国の木材流通実態等に関する情報を収集することを目的として、実施された。

### 2.2 事業の実施内容等

#### 2.2.1 事業の内容

『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国情報収集事業に係る仕様書』に示された本事業の内容は、次のとおりである。

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集する。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議の上で実施することとする。

(1) 生産国における現地情報の収集

マレーシア（半島）、ペルー、メキシコ等において、木材の流通や関連法令に関する情報を収集する。

(2) 既往情報の整理

今後、違法伐採関連の現地情報を速やかに提示できる体制を整えていくために、これまで様々な主体により収集されてきた生産国における現地情報を整理した上で、ウェブサイトに掲載可能な状態とする。

## 2.2.2 事業実施の基本方針

### 1) 調査対象国の考え方

『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国情報収集事業に係る仕様書』においては、「マレーシア（半島）、ペルー、メキシコ等において、木材の流通や関連法令に関する情報を収集する。」とされている。当共同事業体は、本事業の背景及び目的を踏まえた上で、より効果的な実施成果を得るために、上記仕様書に例示された国・地域に加えて、次の考え方に基づいて調査対象国の追加を提案した。

まず、調査対象国の選定に当たっては、次の点に着目した。

表 2.2.1 調査対象国選定の着目点

No.	着目点	内容・理由
1	木材輸入額	我が国の木材輸入額 <sup>1</sup> が多い生産国を優先するべきと考える。なお、その中から腐敗認識指数が高く、合法性証明の管理体制が比較的整備されている所謂先進国に該当する国は対象から除外する。
2	TPP加盟・交渉参加状況	TPP加盟国・交渉参加国、若しくは参加を積極的に検討している開発途上国に着目する。TPP協定が開始されると木材製品の関税が撤廃されることから、対日輸出において非加盟国と比較して相対的に優位となり、加盟国の対日輸出増の可能性がある。
3	欧米の違法伐採材禁輸対策との関連性	欧州連合の森林法の施行・ガバナンス・貿易プログラム（EU-FLEGT）における、法的拘束力のある自主的二国間協定（以下「FLEGT-VPA」とする）を検討中の開発途上国に着目する。FLEGT-VPAは、汚職等により偽造可能な「合法性」を超えた、真の合法性を担保するための、具体性と信頼性の最も高い現行制度の一つとされている。したがって、そのデュー・ディリジェンスの手法を参照することにより、各国の実情に即した合法性証明のために必要なプロセスや注意点をより厳密に把握することができる。

<sup>1</sup> 2015年木材輸入実績（林野庁）

No.	着目点	内容・理由
		また、FLEGT-VPAを検討中ではない開発途上国についても、対米輸出が盛んで改正レイシー法への対応を進めている場合は、そのデュー・ディリジェンスの手法が参照可能であることを考慮する。
4	違法伐採現地情報収集等事業の成果	左記事業において、既に調査を実施した国々について、残された課題が無いかどうかを考慮する。

上表に示した着目点から、調査対象国について整理すると、次表のとおりになる。

表 2.2.2 調査対象国の候補国リスト

国名 \ 着目点	1. 木材輸入額	2. TPP加盟・交渉参加状況	3. FLEGT-VPA	4. 調査状況
中国	1位	×	×	×
EU	2位	×	—	×
カナダ	3位	○	×	×
マレーシア	4位	○	○	○
インドネシア	5位	△*	○	×
米国	6位	○	×	×
ベトナム	7位	○	○	○
フィリピン	8位	×	×	×
オーストラリア	9位	○	×	×
チリ	10位	○	×	○
ニュージーランド	10位圏外	○	×	×
ブルネイ	10位圏外	○	×	×
シンガポール	10位圏外	○	×	×
ペルー	10位圏外	○	×	×
メキシコ	10位圏外	○	×	×

\*積極的にTPP協定への交渉参加を検討中

2015年度の我が国の木材輸入額実績で見ると中国が第一位であり、調査対象国に含める必要性が高いと考えられる。中国は世界最大の丸太輸入国であり、かつ世界最大の加工貿易国であり、急速に森林認証の国際化を推進してきた。TPP加盟国・交渉参加国ではないものの、森林認証等の取組により、我が国への木材輸出圧力が増すことも想定され、合法性の確認状況を明確にすることが今後より重要になると思われる。

次に、先進国を除外すると、我が国の木材輸入額実績4位のマレーシア、5位のインドネシア、7位のベトナム、8位のフィリピンが続く。このうち、マレーシア、インドネシア、

ベトナムの3ヶ国においてはFLEGT-VPAの導入が交渉中若しくは締結されており、調査対象国として適していると考える。

一方、TPP加盟国・交渉参加国という点と、今までの調査が行われていない国という点に着目すると、ブルネイ、シンガポール、ペルー、メキシコが挙げられる。最初の2ヶ国は顕著な木材輸出国ではないため除外するとし、対米木材輸出実績のあるペルー、メキシコを調査対象国として考える。

以上の考察の結果、本事業では、『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国情報収集事業に係る仕様書』に示されたマレーシア(半島)、ペルー、メキシコを含む以下の国を、調査対象国として提案した。

表 2.2.3 本事業の調査対象国

調査国	提案理由
中国	2015年木材輸入額が第1位
マレーシア	2015年木材輸入額が第4位、FLEGT-VPAの交渉中
インドネシア	2015年木材輸入額が第5位、FLEGT-VPAの導入中
ベトナム	2015年木材輸入額が第7位、FLEGT-VPAの交渉中
ペルー	TPP加盟国、未調査国、改正レイシー法に対応中
メキシコ	TPP加盟国、未調査国、改正レイシー法に対応中

## 2) 調査範囲

調査対象とする範囲、若しくは調査の枠組みとして、クリーンウッド法第5条で事業者の責務として課せられた「デュー・ディリジェンス」の基本概念に基づいて、次のマトリックス表を活用した。

表 2.2.4 デュー・ディリジェンス基本概念のマトリックス表

デュー・ディリジェンス	製造	加工	輸出	輸入	販売	建築・建設	その他
情報の収集							
リスク評価							
リスク低減							

デュー・ディリジェンスの構成要素としては、①情報の収集、②リスク評価、③リスク低減がある。それぞれについて、工程別の手法と留意事項を、製品種目の違いを考慮しながら情報収集して分析・整理することとした。

工程については、製造から加工、輸出までの段階を主な調査対象とすることとした。また、製品種目は、調査対象国若しくは調査地域において、木材製品の全輸出額のうち主たる割合を占める製品を優先的な調査対象とすることとした。基本的には、木材チップ、丸

太、製材品及び木質パネルを想定しつつ、調査対象国の状況等により、実行関税率表第9部第44類（木材及びその製品並びに木炭）に掲げられている品目を調査対象とすることとした。

### **(1) 「情報の収集」の手法と留意事項に関する調査範囲**

各国の合法性の定義（関連法令、許認可制度及び必要書類）と特異性に関する情報を対象として収集・分析し、「輸出国側が木材及び木材製品について何をもって合法としているか」を明らかにすることとした。

### **(2) 「リスク評価」の手法と留意事項に関する調査範囲**

EU木材規制による合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟（ETTF）もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- 合法伐採権
- 税金と手数料
- 木材伐採
- 第三者の権利
- 貿易と輸送

そこで、本事業では、このようなリスク評価の調査範囲を参考にして、各国の合法性の定義を適用した場合の脆弱性を明らかにすることとした。また、FLEGT-VPAにおけるリスク評価の手法も参考することとした。

### **(3) 「リスク低減」の手法と留意事項に関する調査範囲**

同じくETTFがEU木材規制に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- 現地サプライチェーン監査（CoCに特化）
- 森林管理ユニット（FMU）監査（現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認）
- 認証/証明木材を要求する
- サプライヤー代替
- サプライチェーンマッピング（追加情報の要求）

そこで、本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国における、それらの実現性や有効性の特性について調査し、どのようなリスク低減の手法がどのような場合に適切かといった情報について整理することとした。

## 2.2.3 事業の実施方法

本事業は、生産国における情報収集調査と、既往情報の整理の2本柱で構成されている。それぞれについて、実施方法は下記のとおりである。

### 【生産国における情報収集調査】

#### 1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、工程別のデュー・ディリジェンスの構成要素に着目して、情報を収集した。主に収集する情報は、中央政府及び地方政府が施行している木材生産及び取扱いに係る法令・許認可制度とし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、木材生産者、木材加工業者、流通業者等を対象に聴き取り調査を行い、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続に必要な書類（様式）の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されているEU及び米国に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。

さらに、業界団体や合法性証明及び森林認証機関、NGO等からも情報収集を行った。

一方、本調査の質を高める上で、インターネットに公開されている豊富な情報を収集することも重要である。具体的には以下のWebサイトを中心とした、情報収集を行った。

#### ◆ Forest Legality Alliance (<http://www.forestlegality.org/risk-tool>)

米国の環境系シンクタンク・World Resources Instituteが運営しており、ペルー、メキシコを含む中南米の情報も充実している。本提案にある調査対象国全てにおける関連法令及び必要書類、森林資源の概況、管理実態の概況、木材製品の概況、関連組織のリスト（業界団体、NGO、行政機関）、リスク評価・低減ツールを掲載している。

#### ◆ NEPCon (<http://www.nepcon.org/forestry-risk-profiles>)

デンマークの合法性証明・森林認証関連NGOが運営しており、上記と同様の内容であるが、特にベトナム、マレーシア、インドネシアにおけるデュー・ディリジェンスの情報の収集、リスク評価及び低減について、具体的な手順に沿って、情報を網羅的かつ簡潔にまとめている。

◆ **Illegal Logging Portal (<http://www.illegal-logging.info>)**

英国の王立国際問題研究所Chatham Houseが運営しており、全世界の違法伐採材対策に係る幅広い情報を提供している。国別に最新の関連ニュースをまとめており、最新動向や関係機関を知る手がかりとして有効である。

◆ **Asociación Española del Comercio e Industria de la Madera (<http://www.maderalegal.info/fichas>)**

スペインの木材産業流通協会が運営しており、上記と同様の内容であるが、スペイン語による情報が充実しており、中南米に関するより詳細な情報収集が可能である。

◆ **Environmental Investigation Agency (<https://eia-global.org>)**

米国に本部を置く潜入捜査を専門とする環境NGOが運営しており、世界各地で木材業者を装い違法伐採材の商談を行うことで違法性の裏付けを行っており、デュー・デリジェンスを実施する際の具体的な注意点が実例を通して理解できる。

## 2) 調査対象国別の調査手法

### (1) 中国

中国については、独自の森林認証制度であるChina Forest Certification Scheme (CFCS) の導入に向けて、体制整備が進んでいる。また、FLEGT-VPAへの参加を検討はしていないが、EU-FLEGTプログラムとの相互連携メカニズム (BCM) を構築して、違法伐採材対策に係る政府間対話や政策情報の交換、そして独自の連携体制の整備を展開している。

一方、中国は調査対象国として極めて重要であるが、広大な国土と多様かつ複雑な木材流通経路であること、また厳しい国家統制による情報提供の困難性などが予見され、単年度の調査だけでその全てを明らかにするのは困難であると想定された。

そのことから、本事業では中国における認証材流通の基本となるCFCSに焦点を当て、BCMにおける体制構築のための議論も参考にしながら、全体像や運用実態、留意点等を整理することとした。

### (2) ベトナム、マレーシア、インドネシア

昨年度事業において実施したベトナムの調査では、木材の取り扱いに関する通達「01/2012/TT-BNNPTNT」が主要な法令の一つとして整理されたが、聞き取り調査では更に改訂されるとの情報があつた。また、FLEGT-VPAの調印署名が2016年11月に予定されており、その後により具体的な取組が決定されていく見通しであつた。



このようにベトナム国における合法材への取組は日々改善されており、引き続き情報のアップデートが必要であるという認識があり、本事業では、上記のような取組の最新情報を収集する調査を行うこととした。

マレーシアは、サバ州、サラワク州、半島部の三つの地域で木材合法性保証システムを運用している。

本調査では、システム別にその構造を体系的に整理し、日本の木材取扱事業者が手にする合法性証明書類が発行されるまでの合法性の要件、検証方法及び証明手順の把握を行うとともに、森林認証の実施状況についても把握し整理することとした。

インドネシアにおいても、「Standard Verifikasi Legalitas Kayu (SVLK)」により合法性証明を実施している。同システムは、合板、製材、その他林産物のトラッキングを可能とし、輸出品については合法性証明 (V-Legal Document)、輸入林産物にも合法性証明の添付を義務づけるなど、改良と適用範囲の拡大をしながら、透明性が高いシステムを目指して、積極的に運用を進めている。また、FLEGT-VPAが締結され、V-Legal Documentと連動したFLEGTライセンスの発行とライセンス材の輸出を世界で初めて2016年11月15日から実施した。

したがって、本事業では、これらの現状把握のための情報収集を行うこととした。

### **(3) メキシコ、ペルー**

メキシコ及びペルーについては、FLEGT-VPAは検討されていないが、両国にとり最大の木材輸出相手国である米国の改正レイシー法への対応におけるデュー・ディリジェンスの体制整備状況を調査し、参考にする事とした。

#### **【既往情報の整理】**

本事業は生産国に着目した情報収集調査であるが、既往情報の整理に当たっては、木材等製品を輸入する本邦木材事業者の視点に立ち、どのような生産国情報の整理の仕方が有効であるか確認する必要がある。そのため、ウェブサイトを利用すると想定される中小規模の木材等事業者（輸入業者）や関係団体からヒアリングを行った。

情報を掲載するウェブサイトとしては、生産国において収集した情報に加えて、クリーンウッド法の概要やデュー・ディリジェンスの基本概念などを解説した情報も掲載し、包括的な情報が収集・確認できるようなウェブサイトを想定した。

生産国において収集した情報の整理方法としては、生産国の木材流通状況（概要）、関連法令・許認可制度、その他の情報に大きく分類し、それぞれ下記のような事項を盛り込むことを想定した。

### **(1) 生産国における木材流通状況（概要）**

国産材及び主な原産地国別輸入材の流通状況を概観するとともに、主な品目別対日本輸出状況などの、国としての全体的な傾向や、日本の木材等輸入業者として着目すべき点・理由を明確にした。

### **(2) 関連法令・許認可制度**

各国の合法性の定義としての関連法令及び許認可制度に関する情報をデュー・ディリジェンスのリスク評価の5項目に沿って分類・整理するとともに、実際に確認が必要な主要な書類・情報等と、それらの確認方法における注意点（該当する場合）などを整理した。

### **(3) その他の情報**

その他の情報として、生産国のFSC、PEFC、及びPEFCと相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況を整理するとともに、合法性のリスク情報等がある場合には客観的な立場から整理した。

## **2.3 事業の実施体制**

本事業は、木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集し、ウェブサイトに掲載可能な状態に整理するものである。調査対象国は、TPP加盟国・交渉参加国を中心に、中国、マレーシア、ベトナム、インドネシア、ペルー及びメキシコの6ヶ国である。

本事業を実施するに当たっては、上記の調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有する技術者を多く配置する必要があるため、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会で共同事業体を形成した。

共同事業体の主幹機関となる一般社団法人日本森林技術協会は、中国、ベトナム、インドネシア及びペルーにおいて業務を実施中であり、メキシコにおける業務経験も有している。また、我が国の国家森林資源データベース開発・運用等、森林情報の収集・解析・管理においても実績を有している。

一般社団法人全国木材検査・研究協会は、マレーシア、ベトナム、インドネシアにおける木材流通に精通し、昨年度事業「違法伐採現地情報収集等事業（木材流通実態・事業者動向調査及び合法性リスク評価に係る取組動向調査）」も実施している。

本事業の実施に当たっては、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集と分析を行うため、一般社団法人全国木材検査・研究協会がマレーシア、一般社団法人日本森林技術協会がその他の調査対象5ヶ国を分担して、現地調査を実施した後、主幹機関となる一般社団法人日本森林技術協会が報告書として取りまとめ、全体を通じて、より品質の高い業務遂行を図った。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関となる一般社団法人日本森林技術協会に、管理技術者、照査技術者及び事業責任者（主査）を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査には、一般社団法人日本森林技術協会事業部指導役の西尾秋祝を配置した。それ以外の事業担当技術者には、海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置するとともに、一般社団法人全国木材検査・研究協会に臨時職員2名を配置し、調査業務の補佐、資料作成の補助、事業の進行管理・業務調整等を担当した。

表 2.3.1 事業実施・バックアップ体制（主な業務従事予定者）

区 分	氏 名	所属・役職
管理技術者	城土 裕	(一社)日本森林技術協会 事業部 業務執行理事
照査技術者	金森 匡彦	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ長
主査	西尾 秋祝	(一社)日本森林技術協会 事業部 指導役 (国際協力グループ)
業務担当者		
	松本 淳一郎 (副査)	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ リーダー
	米 金良	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	中村 有紀	(一社)日本森林技術協会 事業部 林業経営グループ
	橋口 秀実	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ
	小松 隆平	(一社)日本森林技術協会 事業部 保全管理グループ
	藤崎 泰治	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ *
	佐藤 雄一	(一社)全国木材検査・研究協会 専務理事
	佐々木 亮	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部副部長
	祇園 紘一郎	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
	大久保 尚哉	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
	武政 有香	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
(バックアップ)		
	吉田 城治	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	郡 麻里	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	宮部 秀一	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ リーダー
	島崎 奈緒実	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ 事務主任
	井出 六一	(一社)全国木材検査・研究協会 臨時職員
	安藤 俊宣	(一社)全国木材検査・研究協会 臨時職員

\* 本事業の実施期間中に、(一社)日本森林技術協会から(公財)地球環境戦略研究機関に所属が変更になった。そのため、同機関に再委託する形で業務を継続した。

## 2.4 事業の実施スケジュール

6ヶ国の調査対象国のうち、中国、メキシコ及びペルーにおいては、1回の現地調査を実施し、必要な情報を収集した。マレーシアについては、3地域にそれぞれ1回の現地調査を実施し、必要な情報を収集した。インドネシア及びベトナムにおいては、事前調整を含め2回の調査を実施した。

調査対象国別の情報収集調査は、下表のとおり行った。

表 2.4.1 調査対象国別の情報収集調査の概要

調査対象国	現地調査期間
中国	2017年10月17日～10月25日
マレーシア（サバ州）	2017年7月10日～7月22日
マレーシア（サラワク州）	2017年8月20日～8月27日
マレーシア（半島部）	2017年10月2日～10月8日
インドネシア	第1回現地調査：2017年5月17日～5月26日 第2回現地調査：2017年9月18日～10月1日
ベトナム	第1回現地調査：2017年6月12日～7月2日 第2回現地調査：2017年8月14日～8月19日
ペルー	2017年8月5日～8月20日
メキシコ	2017年9月30日～10月15日

既往情報の整理は、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の開設及び更新のタイミングに合わせて、平成29年4月及び同年8月に提出できるように実施した。

## 2.5 報告会の開催

現地調査結果を、上記「クリーンウッド・ナビ」の情報更新に先がけて、広く関係者に報告するため、下記のとおり、報告会を実施した。

### ◆ 現地調査報告会

日時：2018年3月7日（水）

9時30分～13時00分

場所：主婦会館プラザエフ

7F 「カトレア」

〒102-0085

東京都千代田区六番町十五番

参加者数：58名



## 3 クリーンウッド法の概要

TPP協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されたことを踏まえ、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が2016年5月に制定され、2017年5月20日に施行された。

同法は、我が国又は減産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法等を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り組むべき措置についても定めている。

### 3.1 基本方針

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本的な方向、措置、及びその意義についての知識普及等について、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」に定めている。また、同法の対象となる木材等、木材関連事業者の定義や取り組むべき措置、合法性の確認方法、国が取り組むべき措置等について規定している。

### 3.2 合法性の確認方法

合法性の確認は、第一種木材関連事業において最初に行われ、第二種木材関連事業においては、第一種木材関連事業において合法性の確認が行われた木材等について再確認することになり、両者の合法性の確認方法は異なる。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則において、木材関連事業は次のとおりに区分されている。

#### 1) 第一種木材関連事業

- ① 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加え、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）を行う事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売を行う事業を含む。）
- ② 樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出を行う事業（第三者に委託して当該加工又は輸出を行う事業を含む。）

- ③ 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託又は再委託を受けた者が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売する事業
- ④ 木材等の輸入を行う事業

## 2) 第二種木材関連事業

木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外の事業

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針において、木材等の合法性の確認方法として、次の方法が上げられています。

【第一種木材関連事業のうち、上記①、③又は④における合法性の確認方法】：

樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対して、下記の書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）を提出させ、法令等情報、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引実績その他の必要な情報を踏まえて、これらの書類の内容を確認する。

- ① 樹木の所有者から譲り受け、若しくは販売の委託若しくは再委託を受けた丸太又は輸入した木材等についての次の事項を記載した書類
  - ・ 種類及び原材料となっている樹木の樹種
  - ・ 原材料となっている樹木の樹種が伐採された国又は地域
  - ・ 重量、面積、体積又は数量
  - ・ 原材料となっている樹木の樹種の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所
- ② ①の丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

- ③ 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記②の書類以外のものを収集し、法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。
- ④ 合法性が確認できない木材等を取り扱わない。

【第一種木材関連事業のうち、上記②における合法性の確認方法】：

法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、次の書類の内容を確認する。

- ① 自ら所有する樹木を材料とする丸太についての次の事項を記載した書類
  - ・ 種類及び原材料となっている樹木の樹種
  - ・ 原材料となっている樹木の樹種が伐採された国又は地域
  - ・ 重量、面積、体積又は数量
  - ・ 原材料となっている樹木の樹種の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所

- ② ①の樹木が我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

- ③ 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記②の書類以外のものを収集し、法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。
- ④ 合法性が確認できない木材等を取り扱わない。

**【第二種木材関連事業における合法性の確認方法】：**

木材等を譲り受ける際に提供された次の書類、その他これに類する書類の内容を確認する。

- ① 第一種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、第一種木材関連事業の合法性の確認方法（上記（1）又は（2）の①から③）によって確認し、合法性が確認できた旨を記載し、又は記録した書類
- ② 第二種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、その第二種木材関連事業者が木材等を譲り受ける際に提供された書類、その他これに類する書類の内容を確認し、合法性が確認できた旨を記載し、又は記録した書類
- ③ 法第8条の木材関連事業者の登録、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者から木材等を譲り受ける場合には、その登録、認証又は認定について記載し、又は記録した書類

なお、合法性の確認が、木材関連事業者の過大な負担にならないように配慮しつつ、合法性の確認の信頼性及び簡明性を担保する一環として、木材関連事業者は、次の方法を合法性の確認に活用できることになっています。

- ① 森林認証制度及びCoC認証制度を活用する方法
- ② 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が証明する方法
- ③ 個別企業等の独自の取組により証明する方法
- ④ 都道府県等による森林や木材等の認証制度を活用する方法

## 4 生産国における情報の収集

### 4.1 マレーシア

#### 4.1.1 マレーシア（全般）

マレーシアの国土は、マレー半島の中部から南部にかけての半島部、ボルネオ島北部及び周辺の島嶼部により構成している。同国の国土面積は 32 万 8,000 km<sup>2</sup>で、約 3,100 万人の人口<sup>1</sup>を擁している。森林面積は 1,808 万 9,000ha であり<sup>2</sup>、国土面積の約 55%を占めている。

マレーシアは立憲君主制・連邦制の国家であり、行政区として 13 の州と連邦政府が直轄する 3 つの連邦特別区が配置されている。13 の州の内、サバ州とサラワク州はボルネオ島に位置し、そのほかの 10 州は半島部に所在する。連邦特別区は、サバ州とサラワク州の州境近くの沖に位置するラブアン島並びに半島部に位置するクアラルンプール及びプトラジャヤである。

マレーシアは連邦制をとっているため、国内の各州は「準国家」として位置付けられ、州別に憲法を制定している。さらに農林業、土地、地方行政、イスラム法などの事項は、各州に権限が認められている。

このため、林業関連法令については、原則として各州が独自に制定できる。ただし、半島部の州の重要林業関連法令は、連邦政府が法令のフレームを提供し、このフレームに基づいて各州が法案を策定し、その法案を連邦政府が承認した後に、法令の制定及び施行がなされている。このため、半島部の各州が施行している重要林業法令の内容は、各州の個別事情を反映した規定がみられるものの、基本的には同じ内容になっている<sup>3</sup>。サバ州とサラワク州では州独自の林業関連法令を施行しているが、州が全ての法令を独自に制定しているわけではなく、主要法令のいくつかは、連邦政府が承認した法令を施行している。

これらの背景からマレーシアについては他国と構成を変え、4.1 マレーシア（全般）、4.1.a マレーシア（サバ州）、4.1.b マレーシア（サラワク州）、4.1.c マレーシア（半島部）の 4 節に分けて整理した。

---

<sup>1</sup> 2015 年現在速報値（Department of Statistics）。

<sup>2</sup> 2014 年現在速報値（Department of Statistics）。

<sup>3</sup> MTIB: Malaysian Timber Industry board による解説。





図 4.1.1 マレーシア略図

## 4.1.2 木材合法性保証システム

### 4.1.2.1 マレーシアの木材合法性証明システム

このような背景から、マレーシアが実施している木材合法性保証システム (TLAS: Timber Legality Assurance System) も、マレーシア一国で統一したシステムが運用されているのではなく、サバ州、サラワク州及び半島部で個別のシステムを開発し、運用している。それらは、次の三つのシステムである。

- サバ州木材合法性保証システム  
Sabah TLAS (Sabah Timber Legality Assurance System)
- サラワク州木材合法性確認システム  
Sarawak Timber Legality Verification System (STLVS)
- マレーシア木材合法性保証システム (マイティールラス) (半島部)  
MYTLAS (Malaysia Timber Legality Assurance System)

マレーシア木材産業庁の専門官によれば、将来的には統一した木材合法性保証システムを構築して、そのシステムにより全てのマレーシア産木材の合法性を証明する意向はあるが、現段階ではサバ州及びサラワク州の活動を尊重しているとのことであった。

### 4.1.2.2 マレーシアにおける輸出木材の合法性証明書類

サバ州とサラワク州は、輸出する丸太又は木材製品の合法性を証するために、輸出許可書 (Export Declaration) の裏面に税関担当の森林局職員が押印し、署名を加えている (図 4.1.2 から図 4.1.4 までの書類)。この押印と署名は、サバ州又はサラワク州で運用している木材

合法性証明システムが規定した全ての手順、すなわち木材伐採から丸太流通、加工、製品流通に係る全ての法令の遵守をマレーシア税関及び輸出相手国のディーラーに証明している。法令は、マレーシア王国税関に対しこの押印と署名がない丸太及び木材製品の輸出申告書の受付を禁じている。

半島部の木材製品については、マレーシア木材産業庁（MTIB）が発行している木材産地の合法性を証明する木材合法性証明書（図 4.1.5）が EU 以外の国のバイヤーが入手できる唯一の木材の合法性証明書である。マレーシア木材産業庁は、EU から認められた木材合法性保証システムを運用しているサバ州の丸太と木材製品に対してもこの証明書を発行できるが、サバ州では輸出申告書を活用した合法性証明を行っていることもあって、この証明書が発行される事例は多くないようである。

さらに、半島部のゴム材（ラバーウッド）の合法性については、法令に基づきゴムの木を伐採するときに伐採請負業者がゴム農園経営者の同意を得ていること及び原料のゴム丸太は樹液の採種が終わった廃材であることを証明する「ゴム材製品証明書」（図 4.1.8）が必要である。

なお、半島部では EU 向け木材製品の輸出には、木材の合法性を示す輸出ライセンス（図 4.1.7）が、さらにゴム材製品については「ゴム材製品証明書」（図 4.1.8）の添付が必要である。

B009867W

SDN, BHD.,  
P.O. BOX  
KOTA KINABALU, SABAH.

S12212000352

29/12/2015  
3:14:00 PM  
Page: 1/1

TAWAU, SABAH  
TAWAU, SABAH

812

BBJ15105  
Page 1  
Code:00  
Salinan:1

CORPORATION  
JAPAN

SD0154

SDN BHD  
P.O. BOX  
KOTA KINABALU, SABAH.

MALAYSIA MY JAPAN JP

USD 20888.10

I	5/1/2016	4.2776	89350.94	0.00
MV CRYSTAL SEA/511	TAWAU - SABAH	MYTWU	HONG KONG	HK 0.00
NIIGATA - NIIG JPKIJ		71.3800	126.6000	89350.94

28 LOG SABAH ROUND LOGS

Invoice No: BA/IC/2015/12/04  
Booking Ref No: -  
C/M:ROUND LOGS  
MARKS : B.728 & WJ.430

1)	1 LOG PENGIRAN	4403.10	495	MTQ
2)	8 LOGS RED SERAYA	4403.10	495	MTQ
3)	2 LOGS WHITE SERAYA	4403.10	495	MTQ
4)	16 LOGS YELLOW SERAYA	4403.10	495	MTQ

1)	2.98000 MTQ	611.68662	1822.86	15.00%	273.43
			(Exempted)	15.00%	273.43
2)	48.19000 MTQ	740.02483	35661.80	15.00%	5349.27
			(Exempted)	15.00%	5349.27
3)	8.01000 MTQ	740.02483	5927.60	15.00%	889.14
			(Exempted)	15.00%	889.14
4)	67.42000 MTQ	681.38072	45938.69	15.00%	6890.80
			(Exempted)	15.00%	6890.80

THAIJUDIN JEHAN

630223125377

REGIONAL MANAGER

29/12/2015

89350.95 0.00 0.00

図 4.1.2 合法性を証明するサバ州の輸出申告書（表面）

# ASAL

NO. 00094

JALAN DATUK SERI MANGKAP (157)  
50000 KUALA LUMPUR  
KEMENTERIAN NEKAD, MALAYSIA

---

003/12/2015

[Redacted]

Round Logs

4463.99.301

Japan

126.60 M3

28 Feb 2016

Segala pindaan tidak dibenarkan

PPRINTAH SES 2000  
 PERINTAH SES KAYU (PINDAAN) 2000  
 PPRINTAH SES KAYU (PINDAAN, NO 7) 2000  
 LEMBAGA PERINDUSTRIAN KAYU MALAYSIA

SES DIBAYAR  
LEVI DIJELASKAN / DIKECUALIKAN

---

Pengerusi Jawi Kijang  
 Pejabat Penguatkuasaan  
 Bahagian IV  
 Jabatan Sempadan  
 (Pengerusi)

f. M. M. M.

DIPERIKSA

(S 28)

28/12/2015

31 Dec 2015 11:29:02 AM

UNITA DAMANIRAH  
SABAH FORESTRY DEPARTMENT  
SARAWAK MALAYSIA



Sabah Forestry Department	
Port of Loading :	TAWAU
Approved Export	3317/2015
LSC No (For logs only)	74/2015
Date of Registration :	29.12.2015
Product :	ROUND LOGS
Volume :	28/126.60 M3
Export licence / permit reference & validity :	JP(TKA)122/96(CON)
Export Royalty : RM	RM'22,080.71
Export royalty payment receipt reference.	RH.872057/050
Note : 1)No loading is allowed between 7.00 pm - 7.00 am unless allowed or within the approved bonded area. 2)Short shipped/shut out cargo/change of vessel must be declared within 24 hours.	
Approved for export.	
Signature of Authorized Officer Name: <b>SE WONG JAYE BINTI MOHD AYUB</b> Designation : Date :	

サバ州の場合は、合法性証明として、輸出申告書の裏面に州森林局のスタンプと担当職員の署名を表示する。

図 4.1.3 合法性を証明するサバ州の輸出申告書（裏面）





<p>ARAHAN: PEMERIKSAAN FIZIKAL YANG DIKEHENDAKI</p> <p>Tandatangan</p>	<p>TINDAKAN DAN KEPUTUSAN PEMERIKSAAN</p> <p>Tandatangan</p>
<p>UNTUK KEGUNAAN LAIN/ FOR OTHER USES</p> <p style="text-align: center;"><b>ASAL</b></p> <p>DGA REFERENCE NO. : MYM146/09/2016          AKTA KASTAM 1967 (REV. 1980) ACT          (SEKSYEN 31(1))          PERINTAH KASTAM (LARANGAN MENGENAI EKSPORT)          Lesen Eksport No. : ST1134208001482010          Kepada Syarikat : <span style="background-color: blue; color: black;">XXXXXXXXXX</span>          Untuk Mengeksport : MEDIUM DENSITY FIBRE BOARD - EXPORT          Kod Tariff : 441112000 Ekspor Ke : JAPAN          (Seperti dinyatakan dalam : _____          Borang Kastam : _____          No. ZPIN 8/89 : _____          dikeluarkan sebanyak : 57 9744 MTQ          Lesen ini sah sehingga : 27/09/2016          Syarat lain (jika ada) : _____          Segala pindaan tidak dibenarkan</p> <p>Tarikh: 14/09/2016</p> <div style="text-align: right;">     <p>b.p. Ketua Pengarah Kastam Kastam Diraja Malaysia</p> </div>	

サラワク州の場合は、合法性証明として輸出申告書の裏面にサラワク木材産業開発庁（STIDC）のスタンプと担当職員の署名を表示する。

図 4.1.5 合法性を証明するサラワク州輸出申告書（裏面）



# STATEMENT ON LEGALITY OF TIMBER SOURCE

EXPORTER (COMPLETE NAME AND ADDRESS):

[REDACTED] SDN. BHD.  
[REDACTED]  
KWS PERINDUSTRIAN GEBENG,  
26080 KUANTAN, PAHANG MALAYSIA.

CONSIGNEE (NAME, ADDRESS AND COUNTRY):

[REDACTED] TRADING PTE LTD  
[REDACTED]  
KING'S CENTRE,  
SINGAPORE 169662.


SERIAL NUMBER : 0003268

**DESCRIPTION OF GOOD:**

**FUEL WOOD - WOODCHIPS**  
Product : .....  
(specify species for sawn timber)  
Export : MTI061210000922016  
Licence No/Declaration No. : 11149.5063  
Quantity : .....m3  
Country of Origin : MALAYSIA

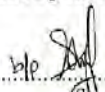
**CONFIRMATION BY AUTHORITY:**

I/We hereby confirm that the product contained in this consignment is made from legally sourced timber.

  
DIRECTOR GENERAL

**DECLARATION BY EXPORTER:**

The undersigned hereby declares that the product contained in this consignment is processed from legally sourced timber.

  
.....  
(Signature)

Name : SAUPI MAT NAWI  
HEAD OF MTIB PAHANG  
MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD (MTIB)  
Date : 14/10/2016

Name : [REDACTED]  
Designation : MANAGER  
Date : 14/10/2016

**Company Stamp:**

[REDACTED] SDN. BHD.  
(199462-P)  
Kawasan Perindustrian Gebeng,  
26000 Kuantan, Pahang  
Tel : [REDACTED] Fax : [REDACTED]

**THE MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD**  
13<sup>th</sup>-17<sup>th</sup> Floor, Menara PGRM  
No. 8, Jalan Pudu Ulu, Cheras  
56100 Kuala Lumpur  
MALAYSIA  
Tel : 603-9282 2235  
Fax : 603-9285 1744  
E-mail: [info@mtib.gov.my](mailto:info@mtib.gov.my)  
Homepage: [www.mtib.gov.my](http://www.mtib.gov.my)

Applicable for Peninsular Malaysia and Sabah

この証明書は、マレーシア木材産業庁（MTIB）が半島部またはサバ州の木材製品に使用した原木の合法性をEU 以外の輸出国に証明するために発行している。





図 4.1.6 木材産業庁が発行している木材合法性証明書



No:MTIB 11695  
 LICENSEE COPY

## MYTLAS LICENCE

MALAYSIAN TIMBER LEGALITY ASSURANCE SYSTEM  
 ( PENINSULAR MALAYSIA )

<b>1. Issuing Authority (name and address)</b> MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD B-54, JALAN IM 3/10 BIM POINT, BANDAR INDERA MAHKOTA 25200 KUANTAN MALAYSIA TEL: 609-5735082 FAX: 609-5735084		<b>2. For the Purposes of the Issuing Country</b> K2 No (where applicable): NIL Destination: UNITED KINGDOM Importer (Name and Address):  UNITED KINGDOM	
<b>3. MYTLAS Licence Number</b> MT1061201000102016		<b>4. Date of Expiry</b> 05 April 2016	
<b>5. Country of Export</b> MALAYSIA (PENINSULAR MALAYSIA)		<b>7. Means of Transport</b> BY SEA	
<b>6. ISO Code</b> MY			
<b>8. Licensee (Name and Address)</b>  SDN BHD KUANTAN			
<b>9. Commercial Description of the Timber Products</b> WOODEN FURNITURE - BEDROOM WOODEN FURNITURE - RUBBERWOOD		<b>10. HS Heading</b> 940350000	
<b>11. Common or Scientific Names</b> RUBBERWOOD	<b>12. Countries of Harvest</b> MALAYSIA	<b>13. ISO Code</b> MY	
<b>14. Volume (m3)</b> 68.76	<b>15. Gross Weight (kg)</b> 10988	<b>16. Number of Units</b> 722 SET	
<b>17. Distinguishing Marks</b> Invoice No : E1601002			
<b>18. Signature and Stamp of Issuing Authority</b>		Authority Stamp (Place of issuance)	
Signed by :  SAUPI MAT NAWI	Designation: HEAD OF REGIONAL OFFICE		
Date Of Issue:	06/01/2016		

This Licence attests that this consignment is produced in accordance with the relevant laws and legislations of Malaysia  
 Licensing Authority: Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Tel: 603-92822235 Email: mytlas@mtib.gov.my  
 DocId: 6187 Printed by: SAIP

この輸出ライセンスは、マレーシア木材産業庁が EU 向けに輸出する荷別に審査した上で発行し、合法性証明書兼ねている。

図 4.1.7 合法性を証明する半島部の輸出ライセンス






LEMBAGA PERINDUSTRIAN KAYU MALAYSIA  
MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD  
(Kementerian Perusahaan Perladangan & Komoditi)  
Level 13-17, Menara PGRM, No. 8, Jalan Pudu Ulu, Cheras,  
P.O. Box 10887, 50728 Kuala Lumpur, Malaysia  
Tel: 03-92822235 (12 LINES) Fax: 03-92861533 / 92851477  
Email: info@mtib.gov.my H/page: www.mtib.gov.my



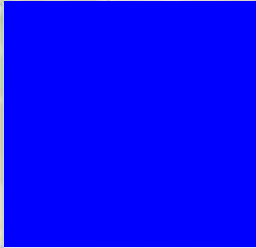
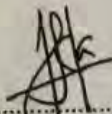
(26) dlm. LPKM 3/302/3/8 Jld. 11

19 May 2016

  
Indonesia

**STATEMENT ON RUBBERWOOD PRODUCTS**

This is to confirm that the Rubberwood Products (Dining Table & Chair) of **Seng Yip Furniture Sdn. Bhd.** are processed/ manufactured from logs harvested from rubber trees which are planted for their latex in plantations and as such these products are environmentally friendly. The rubber trees are usually felled when their life span for the production of the latex (at about 25 to 30 years) is no longer economic and replanting is necessary.

  
  
.....  
**DR. JALALUDDIN HARUN**  
Director General

PERKHIDMATAN BERKUALITI KEPUASAN PELANGGAN

ゴム材を原料とした製品の合法性証明のためには、図 4.1.6 の木材合法性証明書または図 4.1.7 の輸出ライセンスに加えて、このゴムの木の合法性証明書が必要である。この証明書は、法令に基づきゴムの木を伐採するときにゴム農園経営者の同意を得ていること、原料のゴム丸太は樹液の採取が終わった廃材であることを証明している。

図 4.1.8 半島部のゴム材合法性証明書

### 【MTIB 輸出ライセンスの廃止と輸出ライセンス有効期限証明書】

サバ州では、2017年6月にMTIB（マレーシア木材産業省）の輸出ライセンスが廃止された。それまで輸出業者がサバ州から木材を輸出するためには、MTIBとサバ州森林局からの輸出ライセンスを受給する必要があった。

しかしマレーシアでは輸出ライセンスは州政府の所掌事項であること、輸出業者は同様の手続きにより州政府と連邦政府に輸出ライセンスを申請するため、事務手続きが重複し負担になっていること、連邦政府と州政府間でライセンス管理をしなければならないことから、サバ州政府は一貫してMTIB輸出ライセンスの廃止に向けた働きかけを連邦政府に行ってきた。

MTIBライセンスの廃止にともない、サバ州森林局は有効期限が一年間である森林局輸出ライセンスを更新した輸出業者に森林局輸出ライセンスとMTIB輸出ライセンス（有効期間一年）の有効期限を併記した「輸出ライセンス有効期限証明書」を発行している。森林局は、この証明書をMTIB輸出ライセンス制度が廃止された2017年6月から有効な同ライセンスが州内に存在する2018年5月までの間、森林局輸出ライセンスの更新を行った輸出業者に発行する。

そして2018年6月以降は、有効なMTIB輸出ライセンスがサバ州内に存在しなくなるため、サバ州森林局は新しい様式の森林局輸出ライセンスを発行する予定である。

なお、サバ州森林局長のDatuk Sam Mannan氏は、2017年7月に定年退職の日を迎え、その後、2年間の任期付きで森林局のChief Conservator of Forestに就任した。ただし、後任の森林局長が決まらないため、当面の間はChief Conservator of Forestが森林局長の職務を代行することになった。このため、森林局長が行っていた輸出ライセンスを含む各種証明書の発行は、次の図（図4.1.9）のように、これまでの局長（Director）からChief Conservator of Forestの職名により行われている。

Serial No. : T 0008/2017



Sabah Forestry Department

**Certificate of Recognition**  
Of Registration During The Transition Period

*This is to certify that*

Perusahaan [REDACTED] Sdn. Bhd. (171010-M)

of

[REDACTED] Keningau, Sabah

is deemed to have been registered under section 52(1),(2)&(5), of the Forest (Timber) Enactment 2015 as below :-

Type of activity	Registration number	Expiry Date	Converted Product Category Code
Exporter	FDS: JP(PT)078/00(M)R	31/12/2017	A5F, A5G, A5H, A5K
Exporter	MTIB: S00239-TE(PV)	30/06/2017	A5G, A5K

Accepted date of expiry : 31/12/2017

New Registration date (FTE 2015) : 01/01/2018

This registration certificate is subject to the conditions and restrictions attached to the certificate for the purpose of conformity with the Forest (Timber) Enactment 2015 during the transition period. Application for Registration under section 6, Forest (Timber) Enactment 2015 shall be made not later than sixty (60) days before the expiry date of the existing registration and fees under Schedule 2 (rules 8), Forest (Timber)(Registration) Regulations 2017 applies.

**DATUK SAM MANNAN**  
Chief Conservator of Forests  
Date : 01/06/2017



2017年6月のMTIB輸出ライセンス廃止にともないサバ州森林局が発行を開始した証明書。森林局とMTIBの輸出ライセンスの有効期限が併記されている。サバ州森林局は、この証明書を有効なMTIBライセンスが州内からなくなる1918年5月まで発行し、その後は、森林局が新たな様式で森林局の輸出ライセンスを発行する予定。証明書への署名は、Directorの職務を代行しているChief Conservator of Forestによって行われている。

図 4.1.9 サバ州の輸出ライセンス有効期限証明書

## 【森林局長通達により CoC を開始】

サバ州森林局長は 2016 年 12 月 20 日付で、サバ州木材合法性保証システムの基準 1 から基準 6 までを貫徹する CoC の開始及び移動許可書への「サバ州木材合法性保証システム準拠」スタンプの押印実施をサバ州の全営林署長宛に通達した<sup>4</sup>。

この通達の内容は、次の通りである。

### A. 合法性が確認できる丸太とその他の丸太の分別

CoC については、すでに 2016 年 8 月 23 日付で森林局持続可能森林経営部 FLEGT ユニットにより、同年 9 月から全ての木材加工工場経営者に対して CoC の実施を義務とする通達<sup>5</sup>がなされている。加工工場に到着した丸太については、木材合法性保証システムで合法性が証明されているものとその他のものを明確に分別して、丸太の検査の円滑化を図るとともに、CoC システムの要件を満たすようにすること。

### B. 「サバ州木材合法性保証システム準拠」スタンプの押印実施

CoC の監督及び実施の円滑化のために、2017 年 1 月 1 日から合法性が確認できた地域から出荷された林産物に係る全ての木材移動許可書及び木材除却許可書に「サバ州木材合法性保証システム準拠」と表示するスタンプを押印すること。

スタンプ押印の権限を付与する職員のリストを作成し、その写しを森林局持続可能森林経営部 FLEGT チームに送付すること。

監査のチェックリストを改訂するので、改訂したものを使用すること。

### C. CoC 施行の周知

この通達の実施の理解及び誤用防止のために、管轄地区の全ての伐採業者、製造業者及び現場職員に、この通達の内容を明確に説明すること。

現地の合板工場によれば、サバ州ではこれまでも既存の法令の遵守により丸太と製品の CoC を維持してきたそうである。しかし、統一した手法による加工ライン上の CoC はなされていなかった。特に合板のように複数の丸太から生産された単板のような半製品を複合して製造するような製品の加工ライン内での分別管理を実施していない工場もあるので、加工ライン内での分別管理に取り組む旨の通達がなされたのではないかとの説明であった。

<sup>4</sup> PEKRLILING FD 36/2016 (2016 年 12 月 20 日付森林局長通達第 36 号)

<sup>5</sup> JPHTN / SFM (FLEGT)400-6/3/KLT.6(04) bertarikh 23 Ogos 2016 (2016 年 10 月 23 日付森林局持続可能森林経営部 FLEGT ユニット通達第 400-6/3KLT. 6 (04) 号)

FDS-TLAS: 08:04  
Sabah TLAS Compliant  
TLAS-CC No: FD 03/2017

REMOVAL PASS INI TIDAK SAH DIGUNAKAN  
SABAH MALAYSIA MINGGU CUTI UMUM DARI JAM 7.00 PM HINGGA 7.00 AM

FORM IV  
FOREST RULES, 1969 No. A-809586  
(Rule 15)  
06 MAR 2017

Authorized Officer Signature: [Signature]  
Position: Pr. Asst. Forest Officer  
Name: PR. ASWIN  
Date: 06-03-2017

SA 5247X  
DN. 0488

is hereby authorise to [Redacted]  
dengan ini telah dibenarkan untuk

the following forest produce taken under Licence No. PR (M) 004/2013  
keluaran hutan berikut yang diambil di bawah No. Lesen (#)

in the name of MULC issued at STE. MATUR  
atas nama [Redacted] dikeluarkan di [Redacted]

Permit expires on 07-03-2017 Tanda-tangan: [Signature]  
Permit ini tamat tempohnya pada Nama Penuh: DAUD DIOSING

Quantity	Species	Dimensions	Class	Volume	Rate per m <sup>3</sup>	Royalty
Kuantiti	Spesies	Ukuran	Kelas	Isipadu	Kadar	Royalti
					semeter padu	RM Sen
<u>1168</u>	<u>MIX</u>	<u>DP NO. 431304</u>	<u>MIX</u>	<u>6060</u>	<u>TELAKI DAPAR</u>	
		<u>-315</u>		<u>m<sup>3</sup></u>	<u>CMLA</u>	
					<u>RM 74465</u>	
					<u>RM 746714</u>	

Balak Sampai  
RH. Mustapha Hj. Mohd...  
RH. Mustapha Nawang  
Tarikh: 6/3/2017

Place: 1A, Pehunturan Date: 06-03-2017  
Tempat-balak telah di periksa dan  
tisahkan serta dengan  
sukud NCF 498 RD

Authorise Officer  
(Pegawai Berkuasa)  
**HARUN DALOH**

P.K. 2014/14  
Pembantu Perhutanan  
Mukim: PEMUN TARIAN

木材除却許可書 (Disposal Permit) の左上角に押印された「Sabah TLAS Compliant (サバ州木材合法性保証システム準拠)」の四角形のスタンプには、営林署担当職員の署名が加えられている。

図 4.1.10 サバ州木材合法性保証システム準拠スタンプの押印事例

さらにこの通達に対する加工業者の具体的対処方法については、これまでも加工メーカーは製造ラインに投入する丸太に付与された産地や合法性を証明するための ID 番号を台帳に記入してきたので、その ID 番号により合法性が証明されている原木から生産された製品とそれ以外の原木から生産された製品の分別が可能であるとのことであった。そして、

合板の場合、原木の ID と単板の関連付けができるので、複数の原木から生産する製品であっても合法性が証明された原料のみで製造された製品である事実を証明できるとの説明であった。

しかし、この森林局長通達の「CoC 施行の周知」は、充分になされていなかった。多くの製造業者は CoC の施行を全く知らされていなかったため、第三者機関が木材合法性保証システムの定期監査で工場を訪れたときに、監査チェックシートに今までなかった CoC の項目が加わっていること、そして CoC を実施していないために第三者機関からギャップ（不適合）存在の指摘を受けて驚く業者が続出した。このため、監査を行う第三者監査機関は、加工業者が CoC を適切に実施するための講習会を開催した。その講習会は、2017 年 7 月中旬にも開催されていたので、州内の全ての加工業者の CoC 実施体制が整うにはしばらく時間を要しそうである。

森林局長が通達した加工業者の CoC が整うと、サバ州では他の州に先駆けて丸太の生産から加工木材製品までを貫いた CoC を運用することになる。

なお、サバ州森林局によれば、サバ州木材合法性保証システムの手順書は、この通達により追加された木材移動許可書及び木材除却許可書への「木材合法性保証システム準拠」スタンプの押印手続きを掲載するために改訂しなければならないが、2019 年に同システムの改正を予定しているので、手順書の改訂はそのときに行うとの説明であった。



### 4.1.2.3 木材合法性保証システムと FLEGT-VPA

VPA<sup>6</sup>（自主的・二国間貿易協定）は、2003年にEUが決定したFLEGT<sup>7</sup>（森林法の施行・ガバナンス・貿易に係るEUの行動計画）の行動計画の一つであり、違法伐採への対応を貿易のルールに取り込みながら木材の供給国、需要国（EU）双方で社会又は環境持続可能性の促進をしながら行うことを目的としている。VPAへの交渉参加又は批准は「ボランティア」である。しかしVPAは、批准がなされた後に二国間の協定として批准当事国に法的拘束力を発する。

木材合法性保証システム（TLAS：Timber Legality Assurance System）は、EUのFLEGTの中で行われるVPAの核心となるものである。VPAの主な条項を列挙すると次の通りであり、木材合法性保証システムはVPAの履行の主要なツールであることが浮き彫りになる。

表 4.1.1 主な VPA の条項

①プロダクト・スコープ	⑧実施スケジュール
②合法性の定義	⑨付随する措置
③木材合法性保証システムによる木材の追跡及び管理	⑩利害関係者の参加を伴うVPAの実行
④FLEGTライセンスが添付された木材製品の輸入手続き	⑪社会的セーフガード
⑤FLEGTライセンス	⑫情報公開
⑥独立監査	⑬共同実行委員会
⑦木材合法性保証システムの評価基準	⑭独立した市場モニタリング

資料：FLEGT ウェブサイト (<http://www.euflegt.efi.int>)

木材合法性保証システムは、合法性が確認できる木材と確認できない木材の分別及び合法性が確認できた木材に対する生産国のFLEGTライセンスの発行方法に焦点をあてている。木材合法性保証システムの構成事項は、次表に示した五つの事項がVPAの附則に掲載されている。

<sup>6</sup> Voluntary Partnership Agreement

<sup>7</sup> The EU Forest Law Enforcement, Governance and Trade

表 4.1.2 木材合法性保証システムの構成事項

	構成事項	各事項の概要及び要点
1	合法性の定義	合法性の定義は、合法性を確保するための中心的ツールである木材合法性保証システムに適用する法令及び同システム運用時の法令遵守を確認するための項目を規定。合法性は、法令では憲法、国内法、慣習法及び国際条約が構成要素に含まれ、複数の利害関係者の法令遵守の検証のための協議を通じた実用的な部分を特定するとともに、明瞭な法的定義が必要。合法性の定義の対象は、森林の割当、伐採権の配分、森林管理、保有権又は使用权の尊重、地域社会との社会的合意、木材加工、環境保護、木材輸送、労働条件、労働安全・衛生、企業の社会的義務、職務と手数料、輸入手順並びに貿易及び輸出に係る事項。
2	法令遵守の検証方法	木材供給国が FLEGT ライセンスを発行する前に、事業者、サプライヤーが VPA に定めた合法性の定義の全ての要件の遵守の履行状況を確認。当局は、自国のサプライチェーン管理を、供給している木材は合法性の確認された木材のみであることを物理的な確認と書類によって示すとともに、検証を実施。合法性を検証する組織は、政府機関、市場参加者、第三者機関又はこれらの組み合わせ組織で、検証に係る全ての組織の役割と責任の明確な定義及び文書化が必要。
3	サプライチェーン管理	サプライチェーン管理は、サプライチェーンへの未確認又は未確認である可能性がある製品の混入防止を目的とし、堅牢で信頼性があり、既存の制度と手順に根ざしている必要あり。サプライチェーンの管理には、チェーン内の各リンクにおける木材や木材製品の産地を確認する一連のメカニズムと手順が必要で、移動と輸送にあたっては、木材の産地を特定する確認文書の添付が必要。 木材合法性保証システムは、国産材の産地証明の他、輸入木材の合法性を検証する仕組みが必要。
4	FLEGT ライセンス供与	FLEGT ライセンスは、EU の VPA 締結国からの木材が国内法に従って伐採、加工、輸出されていることを保証。FLEGT ライセンスを伴わない製品は、EU 市場への輸入不可。
5	独立監査	独立監査の実施は、VPA の木材合法性保証システムの必須事項。VPA パートナー国の政府は、EU と協議して木材合法性保証システムの管理に関与する組織及び個人から独立している独立監査機関を任命。

資料 : FLEGT ウェブサイト (<http://www.euflegt.efi.int>)

前表に示した内容で構成する VPA は、6つの段階を経て行われる。それらは、事前交渉、交渉、署名、批准、施行及びライセンス発行であり、その各段階の主な内容は、次の表の通りである。



表 4.1.3 VPA 締結までの主な手順

段 階		主な内容
1	事前交渉	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 利害関係者の特定及びワークショップの開催。</li> <li>▪ 民間部門利害関係者のグループ内またはグループ間での VPA 導入の可否を検討。</li> <li>▪ VPA に準拠したシステムの設計及び実施に必要な事項への理解のための技術的研究。</li> </ul>
	交渉準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 木材貿易の利害関係者の把握、木材追跡システムの評価及び違法伐採の程度の把握。</li> <li>▪ VPA の現行法令への対応。</li> </ul>
2	交渉	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 利害関係者グループ内での交渉。</li> <li>▪ 利害関係者グループ間の交渉。</li> <li>▪ EU と輸出国間の交渉。</li> </ul>
3	署名	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 各契約当事者が意志決定プロセスを経て契約内容を確認。</li> <li>▪ 批准時の署名者が契約当事者になる意向を表明。</li> </ul>
4	批准	議会での精査を含む国際条約を批准する標準的な手順により EU 及び輸出国が批准。
5	施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ VPA で合意されたタイムテーブルに基づく制度、法制度、ガバナンスまたは TLAS などの開発。</li> </ul>
6	ライセンス発行	木材供給国は、EU 向け木材に FLEGT ライセンスを発行し、合法性を証明。

資料 : FLEGT ウェブサイト (<http://www.euf.efi.int>)

VPA は、利害関係者の把握並びに利害関係者間の協調及び関係改善を重視している。VPA における具体的な利害関係者としては、行政部門では財務、環境、司法及び法執行、貿易及び税関並びに外務を担当する省庁、民間部門では伐採業者、零細小規模木材事業従事者、中小規模の森林経営体、貿易業者、木材の輸送、加工又は輸出を担当する企業を含めている。

VPA 参加国は、前表の事前交渉段階における利害関係者の洗い出し、VPA の説明及び理解の促進、VPA 導入の可否の検討並びに木材合法性保証システムの基礎となる木材追跡システムの構築並びに違法伐採の程度の把握に大きな努力、多くの資金及び長い時間を費やさなければならない。さらに、次の段階である交渉段階では、利害関係者内及び利害関係者間の交渉を行うため、作業が迅速に進まないのが実態である。

現在、FLEGT の VPA には、アジアから 5 か国、アフリカから 8 か国、南米から 2 か国、計 15 か国が参加しているが、ライセンス発行の段階に到達したのは、インドネシアだけである (表 4.1.4)。インドネシアは 2016 年 11 月 15 日に、世界で初めて FLEGT のライセンス発行段階に至り、現在、EU 向け木材製品に FLEGT ライセンスを添付している。

VPA 締結までのプロセス及び VPA 参加国の現段階における交渉作業の進捗状況を額面通りに受けると、EU 向け木材製品に FLEGT ライセンスを提供できるのは、インドネシアだけになる。しかし、FLEGT ライセンスは、EU が木材合法性保証システムの内容及び実行体制を確認し、確実な合法木材の生産、流通及び加工ができると判断した場合、その木材合法性保証システムを運用している国又は地方政府は EU 向け木材に添付できる。

前掲の図 4.1.6 の合法性証明書は、マレーシア木材産業庁が半島部及びサバ州の木材を対象に発行している合法証明兼原産地証明である。この証明書が EU 向けに発行できるということは、EU が半島部とサバ州の木材合法性保証システムは、合法性を確保する上で問

題がないと判断しているからである。

サラワクの木材合法性確認システムについては、EU が合法性を確保する上で充分機能するシステムとして認めるには至っていない。このことは、半島部及びサバ州の木材合法性保証システムの貿易・通関の基準の中で、サラワク州産材の取扱いの標準が規定されていることから明らかである。これらは、半島部木材合法性保証システムに「サラワク州産材」、サバ州木材合法性保証システムには「サラワク州産材の取扱い」と題して組み込まれている標準で、その内容はサラワク州産材が EU 向け木材製品に混入しないように分別管理するものである。両木材合法性保証システムとも、この標準は、サラワク州で FLEGT-VPA に基づく木材合法保証システムの実行が保留されている間の暫定的措置と位置付けている。

サラワク州は、近い将来、現在実施している木材合法性確認システムを改訂する。この改訂が EU の基準を充足する内容であるか、注目されるところである。

表 4.1.4 FLEGT-VPA 参加国と進捗状況

	国名	交渉開始	交渉合意	署名	批准	施行	ライセンス発行
アジア	インドネシア	2007. 3	2011. 5. 4	2013. 9. 30	2014. 4	2014. 5. 1	2016. 11. 15
	マレーシア	2007. 1					
	タイ	2013. 9. 11					
	ベトナム	2010. 11. 29	2017. 5. 11				
	ラオス	2012. 4					
アフリカ	カメルーン	2007. 11	2010. 5. 6	2010. 10. 6	2011. 12. 1	2011. 12. 1	
	中央アフリカ	2009. 10	2010. 12. 21	2011. 11. 28	2012. 1. 1	2012. 7. 1	
	コートジボワール	2013. 2					
	コンゴ民主共和国	2010. 10					
	ガボン	2010. 9					
	ガーナ	2007. 3	2008. 9. 4	2009. 11. 19	—	2009. 12. 1	
	リビエラ	2001. 5. 9	2001. 7. 11	2013. 12. 1	2013. 12. 1	2013. 12. 1	
	コンゴ共和国	2008. 6	2009. 5. 9	2010. 5. 11	2013. 2. 19	2013. 3. 1	
南米	ホンジュラス	2013. 1					
	ガイアナ	2012. 12					
	国数	15	7	6	6	6	1

注：FLEGT ウェブサイトでは、ガーナの施行日が記載されているものの、その前に行われるはずの批准日の記載が抜けているため、この表では「—」の印で表記した。

資料：FLEGT ウェブサイト (<http://www.euflegt.efi.int>)

#### 4.1.2.4 木材取扱業者の登録と木材合法性保証システムへの参加

マレーシアは木材取扱業者登録制度を運用しており、木材を取扱う業者には法令により州政府への登録が義務付けられている。この登録制度を活用して、主に州政府が森林の管理、丸太の生産及び流通、木材加工業の操業及び加工林産物の流通並びに林産物の貿易を監督している。伐採業から木材製品の加工、流通、貿易に至るまで木材を取扱う全ての事業者は、木材取扱業者として州政府に登録されなければならない。

この登録制度は、木材合法性保証システムの運用にも関連づけられている。ただし、木材取扱業者登録制度と木材合法性システムとの関連については、サバ州及びサラワク州では州政府が全ての木材取扱業者に各州の木材合法性保証システムを遵守した活動を義務づ

けているのに対して、半島部では木材合法性システムへの参加は任意である。このため 2016 年現在で約 4,000 件存在する半島部の木材取扱登録事業者の内、木材合法性保証システムに参加している事業者数は約 320 件で、これらの事業者は、主に EU 向け輸出製品の生産又は流通に携わっている<sup>8</sup>。

#### 4.1.2.5 木材合法性システムの基準と標準

次表は、マレーシアで運用されている三つの木材合法性保証システムの基準と標準を示している。三つのシステムを比較すると、各基準にどの標準を組み込んでいるかについては少々違いがあるが、ほぼ共通した標準を用意している。

三つのシステムの標準の比較からわかるシステム間で大きく異なる点は、伐採区域の承認の標準がサバ州と半島部では用意されているが、サラワク州では組み込まれていないこと、前述のようにサバ州と半島部ではサラワク州産材の取扱いに係る標準が用意されていることである。表 4.1.2 の合法性の定義の欄に示したように、FLEGT についても「森林の割当」は合法性を定義する重要な要素になっている。

伐採区域の承認については、半島部は伐採権を付与するための入札制度を含む標準を設定し、サバ州は 1990 年代の ITTO（国際熱帯木材機関）の勧告を受けて全ての伐採権を解除し、その後入札審査をして再度伐採権を付与した企業をはじめとする林業事業者の実績を考慮した伐採権及び伐採区域の承認方法が標準化されている。一方でサラワク州の木材合法性保証システムには、この標準が未だ設定されていない。

この他、詳細は後述するが、三つの地域で地域の状況を反映した運用がなされ、それが標準にも反映されている。例えば半島部ではサバ州及びサラワク州よりも早くゴム農園の開発が進んだことから、ゴム材の取扱いの標準の内容が充実している。また、サバ州では、木材取扱業者数が少ないこともあって、加工部門を含めた CoC が他の州に先駆けて実行に移されている<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> マレーシア木材産業庁による説明。

<sup>9</sup> 半島部では、木材の合法性を主に合法的な生産をしている産地で証明している。マレーシア木材産業庁の専門官によれば、半島部では木材事業者数が多く、生産している木材製品が多いため、現段階では、サバ州が 2016 年 12 月の告示によって開始した CoC と同様の仕組みを運用できる段階に至っていない。

表 4.1.5 木材合法性保証システムの基準と標準

標準 基準	サバ州 Sabah TLAS	サラワク州 STLVS	半島部 MYTLAS
基準 1 伐採権	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 伐採区域の承認</li> <li>▪ 伐採ライセンス及び林班立入許可書の発行</li> <li>▪ 環境影響調査</li> <li>▪ 伐採計画</li> <li>▪ 伐採区域の境界確定</li> <li>▪ 立木調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 伐採許可書</li> <li>▪ 環境影響調査・環境保護</li> <li>▪ 森林経営計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 州当局による伐採区域の承認</li> <li>▪ 伐採ライセンス発行</li> <li>▪ 小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得</li> <li>▪ 環境影響調査</li> <li>▪ 計画策定及び森林区分登録</li> </ul>
基準 2 林内作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 伐採施業管理</li> <li>▪ 木材生産管理</li> <li>▪ 丸太輸送</li> <li>▪ 労働安全衛生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 伐採区域・保護区境界確定</li> <li>▪ 毎木調査</li> <li>▪ 木材生産管理</li> <li>▪ 丸太輸送</li> <li>▪ 労働安全衛生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 伐採区域境界確定</li> <li>▪ 立木資源調査</li> <li>▪ 伐採事前影響評価</li> <li>▪ 立木へのタグ及び環印の表示</li> <li>▪ 木材生産管理</li> <li>▪ 丸太輸送</li> <li>▪ 労働安全衛生</li> </ul>
基準 3 徴税	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ロイヤリティ及び手数料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ロイヤリティ及び手数料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ロイヤリティ及び手数料</li> </ul>
基準 4 その他の権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 占有・利用に係る地域の利益及び権利</li> <li>▪ 先住民の利用権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 先住民の利用権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 先住民（オランアスリ）の権利</li> </ul>
基準 5 工場の操業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 工場ライセンスの発行、更新及び書替並びに操業条件</li> <li>▪ 労働安全衛生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 工場操業許可書の発行・更新及び操業管理</li> <li>▪ 丸太の入出荷</li> <li>▪ 労働安全衛生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 工場ライセンス及び加工許可書発行並びに操業条件</li> <li>▪ 移動式の製材またはチップパーのライセンス発行</li> <li>▪ 労働安全衛生</li> </ul>
基準 6 貿易・関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 輸出規制</li> <li>▪ 輸入規制</li> <li>▪ 輸入した丸太、製材品及び単板の輸送</li> <li>▪ サラワク州産木材の取扱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 企業登録</li> <li>▪ 州内取引</li> <li>▪ 輸入規制</li> <li>▪ 丸太、製材品及び単板の輸送</li> <li>▪ 輸出規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 輸出のため企業登録</li> <li>▪ 輸出許可</li> <li>▪ 輸入制限</li> <li>▪ サラワク州産木材</li> <li>▪ 輸入丸太の輸送</li> </ul>

資料：サバ州森林局、サラワク州森林局、マレーシア木材産業庁（MTIB）提供資料。

### 4.1.3 森林認証

マレーシアでは FSC (Forestry Stewardship Council) 及び MTCC (マレーシア木材認証審議会 : Malaysian Timber Certification Council) が森林認証を行っている。

MTCC が運用している認証スキームである MTCS (Malaysian Timber Certification Scheme) は、2009 年 5 月に PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification) の承認を受け、さらに 2014 年 7 月には PEFC から承認の更新を受けている。

森林認証面積は、FSC が 75 万 5,404ha、MTCS は 411 万 9,189ha で、両スキームの合計面積は 487 万 4,593ha である。この面積は、マレーシアの全森林面積の 27% あたる。CoC 認証事業体数は、FSC が 198 件、PEFC は 408 件で、両スキームの合計事業対数は 606 件である。

#### 4.1.3.1 FSC

マレーシアにおける FSC による森林認証面積は 75 万 5,404ha、認証を受けた森林経営事業体数は 13 件である。FSC の森林認証面積の内、62 万 8,464ha (83%) はサバ州に所在し、その内の 77% は Deramakot 州有林に代表されるサバ州森林局が管理する州有林である。サラワク州には FSC が認証した森林が存在しないので、サバ州以外で FSC の認証を受けた森林 12 万 6,940ha は半島部に所在している。

さらに、FSC のコントロールウツドの認証を受けた事業体が計 35 件あり、その内の 28 件 (80%) は半島部の事業体である。コントロールウツド認証事業体は、サラワク州に 4 件、サバ州にも 3 件存在している。

表 4.1.6 FSC の森林認証の州別実績

	森林経営認証		CW 認証件数	CoC 認証件数
	件数	認証面積		
計	13	755,404	35	198
半島部	2	126,940	28	160
サラワク州	0	0	4	10
サバ州	11	628,464	3	28

注 1 : 2017 年 11 月 1 日現在で FSC International がウェブサイト上で公表している認定事業者名簿を集計。

2 : CW はコントロールウツドの略。

資料 : FSC International website (<https://info.fsc.org>)

マレーシアで CoC 認証を受けた 198 件の CoC 認証事業体の内の 160 件 (81%) は、半島部に所在している。その他地域の CoC 認証事業体数は、サラワク州が 10 件、サバ州は 28 件である。

### 4.1.3.2 MTCS

#### (1) 森林認証

##### ①認証状況

マレーシア独自の森林認証スキームである MTCS による森林認証面積は、411 万 9,189ha である。地域別には、半島部の認証面積が 383 万 6,731ha と最も広く、森林認証面積の 93% を占めている。その他の地域の認証林は、サラワク州に 15 万 9,028ha (4%)、サバ州に 12 万 3,430ha (3%) 存在している。

表 4.1.7 MTCS の森林認証の州別実績  
(件、ha)

	森林経営認証		CoC 認証件数
	件数	認証面積	
計	15	4,119,189	425
半島部	6	3,836,731	366
サラワク州	6	159,028	31
サバ州	3	123,430	26
ラブワン特別区	0	0	2

注1：森林経営認証の実績については、MTCC が提供した 2017 年 10 月 1 日現在の値。

注2：CoC 認証の実績については、2017 年 11 月 1 日現在、PEFC がウェブサイトで公表している認定事業者名簿を集計。

資料：MTCC 提供資料

PEFC website (<https://www.pefc.org>)

CoC 認証は、425 件の事業体でなされている。地域別認証件数は、半島部が 366 件と最も多く、CoC 認証件数の 86% を占めている。

##### ②天然林認証の基準及び指標並びにこれらの検証

MTCS では、天然林の認証を行うために、次の表のように 9 つの原則、39 の基準及び基準別の指標を設定している。マレーシアの項末の付属資料 1 に MTCC から提供があった天然林認証の原則、基準、指標及び検証の詳細を示した。改めていうまでもなく、森林認証スキームは合法性とともに持続可能性を担保するため、合法性を保障の中心に据えている後述の合法性保障システムの検証内容と比較すると、環境面及び社会面で多様な検証を行っている。

天然林認証の原則は、次の 9 つの原則で構成している。

- A. 法律及び原則の遵守
- B. 保有権、使用权及び義務
- C. 先住民の権利
- D. コミュニティーとの関係及び労働者の権利
- E. 森林からの便益
- F. 環境影響評価
- G. 管理計画
- H. モニタリングと評価
- I. 保護価値が高い森林の維持

### ③人工林認証の原則、基準及び指標並びにこれらの検証

マレーシアでは近年人工林が増加しており、MTCS では人工林の認証には人工林用の原則、基準及び指標並びに検証方法が用意されている。

人工林認証の原則は、次のように 10 の原則で構成している。

- A. 法と原則の遵守
- B. 保有権、使用件及び責任
- C. 先住民の権利
- D. コミュニティと労働者の権利
- E. 森林からの便益
- F. 環境影響評価
- G. 管理計画
- H. 監視及び評価
- I. 保護価値が高い森林の維持
- J. 人工林の開発及び管理

人工林認証の原則、基準、指標及び検証の詳細は、マレーシアの項目末の付属資料 2 に示した。

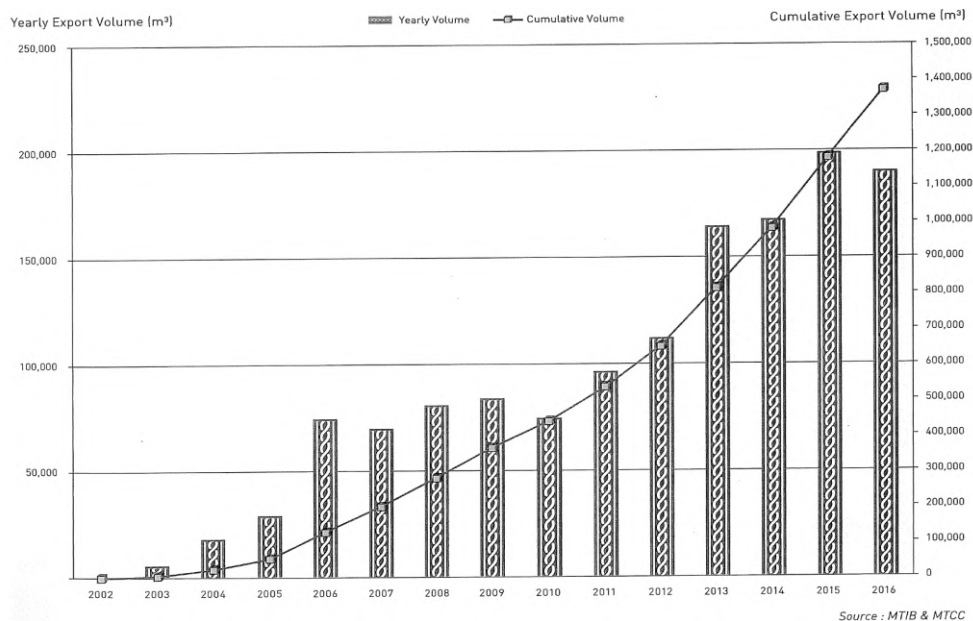
### ④CoC 認証

MTCS の CoC 認証事業体数は 408 件である。地域別 CoC 認証事業体数は、半島部が最も多く 366 件 (90%)、その他はサラワク州 31 件 (8%)、サバ州 9 件 (2%)、ラブワン特別区 2 件である。MTCS の CoC 認証は、半島部及びサバ州の木材合法性保証システム並びにサラワク州の木材合法性確認システムで発行される丸太の移動許可書の信頼性の確認に特徴がある。サバ州の木材検問所、サラワク州の OSCC (One Stop Compliance Center)、半島部の森林検査ステーションでは、輸送前の丸太又は輸送中の丸太の木口又はタグに表示された丸太生産 ID 番号と移動許可書の内容の整合性の確認が行われている。MTCS においては、この整合性の確認を再検証する。さらに工場に入荷した丸太については、入荷確認書として使われている失効した移動許可書及び丸太の請求書の記載内容の整合性を中心にして移動許可書の信頼性の確認がなされる。一方で、製品の CoC については、一般的な CoC の運用と同じ分別管理及び取引した林産物の出荷先の特定に焦点が当てられている。

多くの森林認証機関と同様に、MTCC も MTCS によって認証した製品の数量は集計していない。ただし、MTCC は組織を設立した 2002 年から、マレーシア木材産業庁の協力を得て、認証製品の輸出データを集計している。

これによれば、2016 年の MTCS 認証製品の輸出量は 19 万 405 m<sup>3</sup>である。この量は、前年の 19 万 8,992 m<sup>3</sup>から 4%減少したものの、2002 年以降の輸出実績は、順調に増加する傾向にあり、特に EU が EUTR (EU Timber Regulation) を本格的に導入した 2013 年以降の輸出量の増加が顕著である。





原資料：MTIB 及び MTCC

出典：MTCC, “Malaysian Timber Certification Council Annual Report 2016”, p22 から転載。

図 4.1.11 MTCS 認証製品の輸出量の推移

表 4.1.8 MTCS 認証製品輸出量、品目別輸出量割合、相手国別輸出割合

(単位：m³、国数、%)

区 分	2015 年	2016 年
輸 出 量	198,992	190,405
輸出相手国数	41	59
輸出相手国別割合	計	100
	オランダ	35
	イギリス	11
	ドイツ	7
	オーストラリア	7
	ベルギー	5
	フランス	5
	南アフリカ	4
	中国	3
	デンマーク	2
	インド	2
	韓国	2
	米国	2
	その他	15
品目別割合	計	100
	製材品	64
	モールディング	18
	合板	18
	その他	0

資料：MTCC, “Malaysian Timber Certification Council Annual Report 2016”, pp 22 - 23 及び MTCC 提供資料。

なお、2016年のMTCS認証製品の輸出量は微減したものの、輸出相手国数は2015年の41か国から2016年には59か国に18か国増加している。

MTCS認証製品の主要な輸出先はEUである。特にオランダと英国への輸出割合が高く、この二か国の輸出割合は、2015年、2016年ともに46%に達している。またアジア・オセアニア諸国では、オーストラリアが7%と比較的高く、中国、インド、韓国その他、日本にも輸出が行われている。

2016年のMTCS認証製品の輸出品目別割合は、製材品が52%とほぼ半数、モーディング及び合板がそれぞれ約四分の一の割合を占めている。これを2015年のデータと比較すると、製材品の割合が低下した一方で、モーディング及び合板の割合が高まっている。

## 4.1.4 木材市場

### 4.1.4.1 マレーシアからの木材輸入

マレーシアはアジア屈指の木材生産国であり、日本の重要な外材供給国である。特にマレーシアからの合板は、日本の市場でも大きなシェアを維持している。日本は2016年にマレーシアから104万 $\text{m}^3$ の合板を輸入した。この数量は、同年の日本の合板出荷量(311万6,000 $\text{m}^3$ )に合板輸入量(215万6,000 $\text{m}^3$ )を加えた合板供給量(527万2,000 $\text{m}^3$ )の20%、合板輸入量の48%にあたる。

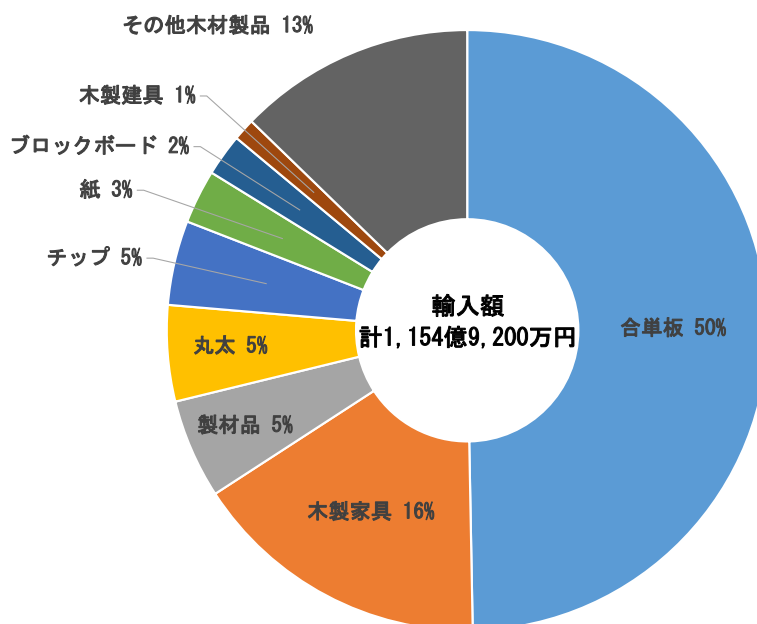


図 4.1.12 2016年のマレーシアからの品目別木材、木材製品、木製家具輸入額割合

戦後、日本はマレーシアから合板用及び製材用の原木を大量に輸入していた。しかし、森林資源の減少と伐採規制、丸太の品質の低下、マレーシアにおける加工産業の発達などにより、日本に輸出されている木材は、原木から製材品へ、製材品から合板へ、合板から木製家具へと段階的に加工度が高い製品に比重が移ってきている。日本のマレーシアからの丸太輸入量は、2000年の時点では655万m<sup>3</sup>であったが、2016年には16万8,000m<sup>3</sup>まで減少している。

2016年のマレーシアからの木材及び木材製品並びに木製家具の品目別輸入額は、1,154億9,200万円で、その内の半分は合単板（574億800万円）が占めている。そして、品目別輸入額の第2位は木製家具で、同じく16%（186億2,700万円）を占めている。

表 4.1.9 マレーシアからの品目別林産物輸入量

		2012	2013	2014	2015	2016
丸太	(1,000 m <sup>3</sup> )	251	212	229	183	168
製材品	(1,000 m <sup>3</sup> )	108	91	96	85	74
単板	(t)	9,968	7,620	9,805	6,037	7,543
合板	(1,000 m <sup>3</sup> )	1,551	1,559	1,443	1,164	1,040
ブロックボード	(1,000 m <sup>3</sup> )	50	45	41	36	36
集成材	(1,000 m <sup>3</sup> )	8	8	5	6	6
切削板	(t)	19,191	13,697	11,233	7,688	7,904
繊維板	(t)	128,717	127,885	108,457	112,762	107,400
チップ	(t)	178,307	215,416	202,298	279,489	305,950
パルプ	(t)	200	128	96	44	23
紙・板紙・クラフトライナー	(t)	10,053	11,636	10,584	7,205	9,603
木製家具	(t)	93,926	79,849	89,657	85,856	90,746
木製家具部材	(t)	9,339	10,100	11,411	11,009	10,351

注：製材品には枕木を含む。

資料：財務省『貿易統計』

#### 4.1.4.2 マレーシアの木材需給の概要

林産物は、マレーシアにとって重要な輸出品である。主要木材製品の需給量(表 4.1.10)は、丸太、製材品及び合板は 100%を超える自給率を維持し、丸太は 286 万 4,000 m<sup>3</sup>、製材品は 195 万 8,000 m<sup>3</sup>、合板は 248 万 6,000 m<sup>3</sup>を輸出している。単板については、2015 年以降、少量ではあるが輸入により不足分をカバーしている。また 2016 年は、合板の輸入量が半島部での輸入量の急増により前年比倍増している。

2012 年と 2016 年を名目消費量について比較すると、合板以外の品目は減少している。同期間の名目消費量は、丸太が 1%減とほぼ横ばいであったが、製材品は 31%減、単板は 26%減となっている。同じく生産量については、丸太が 2%減、製材品は 19%減、合板は 28%減、単板は 32%減少している。

表 4.1.10 主要木材製品需給量

		(1,000 m <sup>3</sup> , %)				
		2012	2013	2014	2015	2016
丸 太	生産量	16,020	14,729	14,744	15,275	15,744
	輸入量	80	45	50	28	18
	輸出量	3,012	3,160	3,220	3,028	2,864
	名目消費量	13,088	11,614	11,574	12,275	12,898
	名目自給率	122.4	126.8	127.4	124.4	122.1
製材品	生産量	4,177	3,620	3,453	3,501	3,402
	輸入量	324	280	253	256	236
	輸出量	2,057	1,966	1,965	2,016	1,958
	名目消費量	2,444	1,934	1,741	1,741	1,680
	名目自給率	170.9	187.2	198.3	201.1	202.5
合 板	生産量	3,870	3,392	3,685	3,420	2,789
	輸入量	342	288	427	506	1,023
	輸出量	3,406	3,399	3,101	2,534	2,486
	名目消費量	806	281	1,011	1,392	1,326
	名目自給率	480.1	1,207.1	364.5	245.7	210.3
単 板	生産量	809	776	816	690	552
	輸入量	216	154	197	236	237
	輸出量	268	221	217	228	225
	名目消費量	757	709	796	698	564
	名目自給率	106.9	109.4	102.5	98.9	97.9

注 1 : 丸太には大中角を含む。

2 : 合板にはブロックボードを含む。

3 : 名目消費量は、生産量と輸入量の和から輸出量を減じた量。

4 : 名目自給率は、生産量を名目消費量で除したパーセンテージ。

資料 : Malaysian Timber Industry Board & Department Statistic Malaysia.  
2016 年のサラワク州の丸太生産量の資料はサラワク州森林局業務資料、同じく輸出量の資料は、STIDC, "Export Statistics of Timber & Timber Products Sarawak 2016"

マレーシアの丸太、製材品、合板、単板及びモールディングの生産量（表 4.1.11）は、減少傾向で推移している。2012 年から 2016 年までの期間の生産量は、2013 年を底に回復しているが、2016 年の数値は 2012 年の水準まで回復していない。

丸太の生産量については、2016 年は 1,574 万 4,000 m<sup>3</sup>と、2012 年の 1,602 m<sup>3</sup>から 2%低い水準にとどまっている。2016 年の丸太の地域別生産量シェアは、半島部が 28%、サバ州が 17%、サラワク州は 55%とサラワク州のシェアが半数を超えている。しかしサラワク州の同シェアは、2012 年は 60%であり、5 ポイントシェアが縮小したことになる。

サラワク州は、合単板生産でも大きなシェアを占めている。サラワク州は 2016 年のマレーシアの合板生産量 278 万 9,000 m<sup>3</sup>の 65%（181 万 8,000 m<sup>3</sup>）、同じく単板生産量 55 万 2,000 m<sup>3</sup>の内の 62%（33 万 9,000 m<sup>3</sup>）のシェアを占め、依然としてマレーシアの木材市場の重要なプレーヤーであり続けている。ただし製材品とモールディングについては、半島部のシェアが大きい。半島部は 2016 年のマレーシアの製材品生産量 340 万 2,000 m<sup>3</sup>の内の 73%（248 万 5,000 m<sup>3</sup>）、同じく 12 万 2,000 m<sup>3</sup>のモールディング生産量の 59%（7 万 2,000 m<sup>3</sup>）のシェアを占めている。

表 4.1.11 地域別主要木材製品生産量

		(1,000 m <sup>3</sup> )				
		2012	2013	2014	2015	2016
丸太	計	16,020	14,729	14,744	15,275	15,744
	半島部	4,468	4,084	4,115	4,341	4,451
	サバ	1,966	2,101	1,468	1,856	2,624
	サラワク	9,586	8,544	9,161	9,078	8,669
製材品	計	4,177	3,620	3,453	3,501	3,402
	半島部	2,790	2,502	2,457	2,511	2,485
	サバ	326	271	254	220	242
	サラワク	1,061	847	742	770	675
合板	計	3,870	3,392	3,685	3,420	2,789
	半島部	415	381	381	425	364
	サバ	714	691	650	655	607
	サラワク	2,741	2,320	2,654	2,340	1,818
単板	計	809	776	816	690	552
	半島部	62	92	141	68	94
	サバ	107	115	155	136	119
	サラワク	640	569	520	486	339
モールディング	計	354	165	165	136	122
	半島部	244	77	98	79	72
	サバ	100	81	63	54	47
	サラワク	10	7	4	3	3

資料 1 : Department of Peninsular Malaysia, Sabah Forestry Department, Sarawak Timber Industry Development Corporation, Malaysian Timber Industry Board

2 : 2016 年のサラワク州の丸太生産量の数値は、サラワク州森林局業務資料。

主要木材製品の輸入量（表 4.1.12）は、マレーシアは生産国であり、かつ、国内需要が限られていることから、各品目ともに少量である。ただし前述のように、2016 年は半島部における合板の輸入量が急増している。

表 4.1.12 地域別主要木材製品輸入量

		(1,000 m <sup>3</sup> )				
		2012	2013	2014	2015	2016
丸太	計	80	45	50	28	18
	半島部	35	24	27	21	14
	サバ	45	21	23	7	3
	サラワク	—	—	—	—	1
製材品	計	324	280	253	256	236
	半島部	295	250	226	244	228
	サバ	27	26	25	11	7
	サラワク	2	4	2	1	1
合板	計	342	288	427	506	1,023
	半島部	327	269	411	487	1,003
	サバ	14	16	10	15	15
	サラワク	1	3	6	4	5
単板	計	216	154	197	236	237
	半島部	131	106	114	123	103
	サバ	8	3	12	5	14
	サラワク	77	45	71	108	120
モールディング	計	51	52	78	46	47
	半島部	50	49	77	45	46
	サバ	1	2	1	1	—
	サラワク	—	1	—	—	—
パーティクルボード	計	463	380	440	428	491
	半島部	462	379	438	428	490
	サバ	—	—	—	—	—
	サラワク	—	—	—	—	1
ファイバーボード	計	118	145	125	126	134
	半島部	116	142	124	108	109
	サバ	1	1	1	1	11
	サラワク	1	2	—	17	14

- 注 1 : 丸太には大中角を含む。  
 2 : 合板にはブロックボードを含む。  
 3 : モールディングにはダボを含む。  
 4 : 「—」印は、実績はあるものの、四捨五入しても 1,000 m<sup>3</sup>に満たないもの。

資料 : Malaysian Timber Industry Board & Department Statistic Malaysia

主要林産物の輸出量（表 4.1.13）は、総じて減少傾向で推移している。品目別輸出量で 2012 年から 2016 年の間に最も減少したのは合板で、マレーシア全体では 27%減、同じくサラワクについては 35%も減少した。

主要林産物の地域別輸出量は、マレーシア全体に占めるサラワク州のシェアは丸太で 86%、合板で 68%、単板で 62%と大きく、同じく半島部のシェアは製材品で 64%、モールディングは 89%、パーティクルボードは 85%、ファイバーボードは 83%と大きい。

表 4.1.13 地域別主要林産物輸出量

(1,000 m<sup>3</sup>)

		2012	2013	2014	2015	2016
丸太	計	3,012	3,160	3,220	3,028	2,864
	半島部	10	8	12	16	4
	サバ	211	326	303	350	404
	サラワク	2,791	2,826	2,905	2,662	2,456
製材品	計	2,057	1,966	1,965	2,016	1,958
	半島部	1,019	1,049	1,097	1,254	1,255
	サバ	235	230	253	192	181
	サラワク	803	687	615	570	522
合板	計	3,406	3,399	3,101	2,534	2,486
	半島部	189	206	233	235	289
	サバ	579	584	535	498	495
	サラワク	2,638	2,609	2,333	1,801	1,702
単板	計	268	221	217	228	225
	半島部	11	4	6	10	15
	サバ	38	37	60	59	70
	サラワク	219	180	151	159	140
モールディング	計	266	228	261	263	236
	半島部	203	181	219	225	210
	サバ	44	29	26	25	20
	サラワク	19	18	16	13	6
切削板	計	591	640	591	546	574
	半島部	472	498	457	456	492
	サバ	13	19	14	5	3
	サラワク	106	123	120	85	79
繊維板	計	1,132	1,085	1,029	985	1,032
	半島部	949	900	856	817	864
	サバ	0	0	1	0	0
	サラワク	183	185	172	168	168

注1：丸太には大中角を含む。

2：合板にはブロックボードを含む。

3：モールディングにはダボを含む。

資料：Malaysian Timber Industry Board &amp; Department Statistic Malaysia。2016年のサラワク州の輸出の数値は、STIDC, "Export Statistics of Timber &amp; Timber Products Sarawak 2016"。

2016年のマレーシアの木材・木材製品輸出額（表4.1.14）は、MYR<sup>10</sup>221億900万であった。2012年以降、輸出額は増加傾向にあり、2016年の輸出額は2012年に対して9%増加した。

輸出相手国別輸出額では、日本が第1位で総輸出額の17%を占めている。ただし2012年の日本の同シェアは21%であったので同シェアは4ポイント縮小している。

一方で、2015年以降、米国、オーストラリアの輸出額が増加している。米国向け輸出額は2015年に前年比25%増、2016年は同じく8%増、さらにオーストラリアについては、同じく2015年は16%増、2016年は15%増となった。

前述したように森林認証製品がEU向けに出荷されているなど、マレーシア産木材・木材製品の輸出相手国は多様化する傾向にある。

<sup>10</sup> MYR=マレーシアリングギット（2017年7月現在、1MYR=約25円）

表 4.1.14 相手国別木材・木材製品輸出額

(MYR 100 万)

	2012	2013	2014	2015	2016
計	20,197	19,721	20,789	22,145	22,109
日本	4,266	4,183	4,164	4,020	3,729
米国	2,480	2,323	2,449	3,070	3,301
インド	1,475	1,531	1,777	1,890	1,537
オーストラリア	863	849	911	1,057	1,216
シンガポール	901	867	954	1,068	1,163
韓国	858	872	960	1,030	1,095
英国	749	649	791	807	896
中国	679	831	873	816	847
台湾	924	999	991	925	788
タイ	760	635	603	696	709
その他	6,242	5,982	6,316	6,766	6,828

注 1 : FOB 価格

2 : MYR=マレーシアリングギット

資料 : Malaysian Timber Industry Board & Department Statistic  
Malaysia

#### 4.1.4.3 加工工業の概要

マレーシアには 2016 年に 3,505 件の木材加工工場が加工業のライセンスを得た (表 4.1.15)。加工工場の 79%は半島部に、12%はサバ州、9%はサラワク州に立地している。

マレーシアの木材加工産業の特徴は家具加工工場の多さにあり、加工工場全体の 49% (1,710 工場) が家具加工工場であり、なおかつその 99% (1,685 工場) が半島部に集中している。半島部ではゴムの人工林が広く展開し、半島部の家具加工工場はゴム材を原料としている工場が多い。ゴム材には製材直後に行う初期乾燥処理が製材品の形状安定及びブルーステイン防止のために必要不可欠であるため、その処理を行う人工乾燥処理工場も半島部では普及している。人工乾燥処理工場は、マレーシア全体の 60% (112 工場) が半島部に立地している。

製材工場は 2016 年現在、955 件存在している。製材工場もその 68% (652 件) が半島部に立地している。

合単板工場、ブロックボード工場及び幅はぎ工場については、42% (83 件) が半島部に、35% (69 件) はサラワク州に、23% (46 件) はサバ州に立地している。

モールディング工場は、半島部を中心に減少しており、2015 年から 2016 年にかけて 25% 減少し、2016 年現在の件数は 171 件である。

製紙工場は、2016 年にサバ州とサラワク州にそれぞれ 1 工場ずつ立地している。

なお、加工ライセンスを得た工場であっても、稼働していない工場が相当数ある。たとえば、2016 年に半島部では 652 件の製材工場に加工ライセンスの発給があったが、実際に稼働していた工場は、この内の 57%にあたる 370 件である。



表 4.1.15 地域別加工工場ライセンス発給件数

(件)

		2014	2015	2016
計	総計	3,661	3,612	3,505
	半島部	2,861	2,866	2,762
	サバ	418	418	412
	サラワク	332	323	331
製材	計	1,002	991	955
	半島部	694	687	652
	サバ	141	139	140
	サラワク	167	165	163
合単板、 ブロックボード、 幅はぎ板	計	184	192	198
	半島部	68	78	83
	サバ	49	47	46
	サラワク	67	67	69
モールディング	計	310	336	248
	半島部	158	186	105
	サバ	114	112	106
	サラワク	38	38	37
パーティクルボード	計	24	10	10
	半島部	22	8	8
	サバ	1	1	1
	サラワク	1	1	1
家具	計	1,710	1,710	1,710
	半島部	1,685	1,685	1,685
	サバ	24	24	24
	サラワク	1	1	1
人工乾燥処理	計	210	207	211
	半島部	110	109	112
	サバ	54	54	53
	サラワク	46	44	46
保存処理	計	94	94	91
	半島部	69	68	66
	サバ	25	26	25
	サラワク	—	—	—
その他	計	127	72	82
	半島部	55	45	51
	サバ	10	15	17
	サラワク	12	7	14

資料：Forestry Department of Peninsular Malaysia, Sabah Forestry Department, Sarawak Timber Industry Development Corporation, Malaysian Timber Industry Board

#### 4.1.4.4 木材加工業及び植林事業の労働者数

マレーシア木材産業庁によると、2013年現在の木材加工業及び植林事業の労働者数は、16万2,041人である（表4.1.16）。

業態別労働者数は、合板製造業3万7,781人（全雇用者の23%）、製材業2万5,154人（同16%）、モールディング加工業3万4,532人（同15%）、家具製造業2万4,334人（同15%）などとなっている。

マレーシア木材産業庁は、2016年には木材加工業及び植林事業労働者数は2013年に対し9万9,789人増加（62%増）して、24万6,946人になると見込んでいる。

マレーシアの林業・林産業の特徴の一つとして、高い外国人労働者の比率があげられる。2013年の労働者の内の62%（9万4,258人）は外国人労働者である。このため、木材合法性保証システムにおいても、外国人労働者を含む合法的な雇用のための管理及び監督の標準が設定されている。

2013年現在、外国人労働者の比率が高い業態は、合板製造業（82%）及び植林業（77%）であり、その他加工業として集計している業態においては84%を占めている。

表 4.1.16 木材加工業及び植林事業の労働者数

		2013年（実数）			2016年（見込み）		
		計	マレーシア人	外国人	計	マレーシア人	外国人
合 計		162,041	67,783	94,258	261,830	106,587	155,243
計		152,911	65,726	87,185	246,946	103,352	143,594
木 材 加 工 業	製 材	25,154	13,947	11,207	40,389	21,931	18,458
	合板製造	37,781	6,954	30,827	61,708	10,936	50,772
	家具製造	47,862	16,247	31,615	77,618	25,548	52,070
	モールディング加工	24,532	16,445	8,087	39,179	25,859	13,320
	保存木材加工	954	471	483	1,536	740	796
	人工乾燥処理	3,231	1,822	1,409	5,185	2,865	2,320
	パーティクルボード製造	289	220	69	460	346	114
	MDF製造	5,441	3,986	1,455	8,664	6,268	2,396
	集成材製造	1,057	919	138	1,672	1,445	227
	その他加工業	6,610	4,715	1,895	10,535	7,414	3,121
植 林 事 業	9,130	2,057	7,073	14,884	3,235	11,649	

資料：Malaysian Timber Industry Board

## 4.1.a マレーシア（サバ州）

サバ州の面積は、島嶼部を含めても北海道（8万3,424 km<sup>2</sup>）よりもやや小さい7万3,620 km<sup>2</sup>である。

森林面積は354万haで、州面積のほぼ半分を占めている。サバ州の森林面積は、2014年から2016年までの間に7万5,000ha縮小した。サバ州政府は、毎年、土地利用区分及び森林区分を見直しており、統計上の森林面積の減少並びに保安林面積の拡大及び商用林面積の縮小は主に州政府の政策に起因している。

サバ州の人工林面積は拡大傾向にあるが、2016年の人工林面積は24万haと森林面積に占める人工林の割合は7%にとどまっている。

サバ州森林局（以下、「森林局」という。）は、森林を27の森林経営区（FMU: Forest Management Unit）に区分し、各経営区に営林署を配置して森林を管理している。

さらに森林局は、次の表のように森林を七つに区分して管理している。この内、商業伐採ができるのは、クラスIIの商用林及びクラスVのマングローブ林である。2016年の商用林面積は166万9,000haで、この面積は州の森林面積の48%にあたる。

2016年の森林区分別面積は、2014年に対して保安林が31万5,000ha拡大した一方で、商用林は36万4,000ha縮小している。

表 4.1.a1 サバ州の森林区分別面積

区 分	名 称	面積 (1,000ha)			定義・解説
		2014年	2015年	2016年	
クラス I	保安林	1,039 (28.7%)	1,260 (35.4%)	1,354 (38.3%)	分水嶺、土壌安定、水源涵養、その他必要な環境資源を保護するための措置を行う保安林。この森林は禁伐。
クラス II	商用林	2,033 (56.3%)	1,750 (49.3%)	1,669 (47.2%)	林産物の供給のための伐採または採取が許可され、州経済に貢献。伐採はサバ州の持続可能な森林経営原則により実施。24万haの人工林を含む。
クラス III	地域林	5 (0.1%)	5 (0.1%)	4 (0.1%)	原則として地域コミュニティで消費するごく少量の木材に限り生産が許され、商業目的での利用は制限。
クラス IV	文化林	12 (0.3%)	11 (0.3%)	11 (0.3%)	主に地域住民に文化及びレクリエーションを提供する森林。レクリエーション施設がロードサイドまたは森林内で提供される。外来種が森林の文化的価値を高めるために植えられる場合がある。
クラス V	マングローブ林	281 (7.8%)	280 (7.9%)	256 (7.2%)	一般的な需要及び幅広いユーザーのためのマングローブ材とその他の林産物の供給が行われる森林。
クラス VI	未開発林	107 (3.0%)	107 (3.0%)	107 (3.0%)	生物多様性及び種の保存を含めた森林調査目的で人の手が入らない状態に保護されている森林。伐採は厳禁。
クラス VII	野生生物保護林	138 (3.8%)	138 (3.9%)	139 (3.9%)	主に野生生物の保護と研究のために保護されている森林。
計		3,615 (100.0%)	3,551 (100.0%)	3,540 (100.0%)	

資料：Sabah Forest Department, “Annual Report”, 各年版

2015年に森林局は、主に地域コミュニティの住環境の改善及び森林資源保全の強化を目的に、土地利用区分及び森林区分の変更を行った。

森林局は2015年に、40件、5万1,015haの区画を対象に伐採の許可を下した。その後、2016年の伐採許可区画数は56件と前年に対して16件増加したが、同年の伐採許可面積は4万1,003haと前年比約1万ha減少している。2015年と2016年の森林面積を天然林人工林別に比較すると、伐採許可区画数は天然林、人工林ともに8件増加したが、伐採許可面積は天然林が638ha減であったのに対し、人工林は9,374ha減と縮小幅が大きかった。

表 4.1.a2 伐採区画許可件数、面積

区 分		2015年		2016年	
		区画数	面積 (ha)	区画数	面積 (ha)
合 計		40	51,015	56	41,003
天然林	計	16	17,529	24	16,891
	天然経営林	8	4,137	12	7,882
	低負荷式伐採産業用天然林	8	13,392	12	9,009
人工林	計	24	33,486	32	24,112
	産業用人工林	9	3,797	19	17,005
	低負荷式伐採産業用人工林	10	7,237	—	—
	モザイク人工林	3	20,909	10	3,815
	アグロフォレストリー	2	1,543	3	3,292

資料：Sabah Forest Department, “Annual Report”, 各年版

州有林及び私有林の伐採を行うためのライセンスは、「フォーム I ライセンス (Form 1 Licenses)」と称されている。このライセンスは短期ライセンスで、有効期間は対象面積に応じて1年から5年までと定められている。同ライセンスは、2015年と2016年に5件ずつ発行されている。この件数は、2014年の8件よりも3件減少しており、同ライセンス許可面積は2014年の1万8,194haから2015年には1万1,285haと6,909ha縮小したが、2016年には再び拡大に転じ、同年の伐採許可面積は2万1,873haである。2016年のフォーム I ライセンスは、全て州有林に対して発行された。

私有地を対象に発行されるフォーム II B ライセンスは、森林をオイルパーム農園、ゴム農園、その他短期収穫型の作物を生産する土地に転換するために活用されている。森林局は同ライセンスを2014年には130件(1万884ha)、2015年には162件(8,185ha)、2016年には150件(1万7,492ha)発行した。

表 4.1.a3 フォーム I ライセンス及びフォーム IIB ライセンスの発給状況

	2014年		2015年		2016年	
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
フォーム I	8	18,194	5	11,285	5	21,873
フォーム IIB	130	10,884	162	8,185	150	17,492

資料：Sabah Forest Department, “Annual Report”, 各年版

## 4.1.a.1 サバ州木材合法性保証システム (Sabah TLAS)

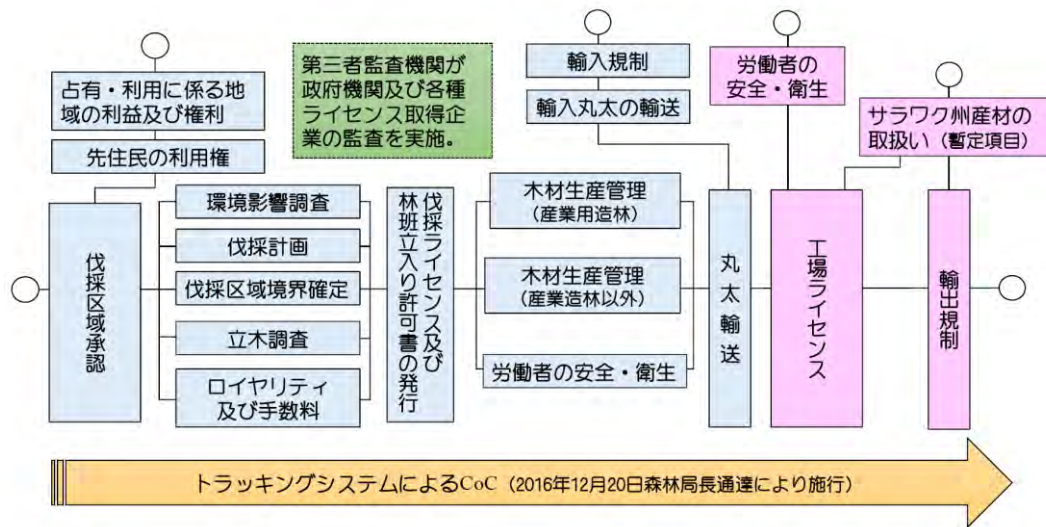
### 4.1.a.1.1 設立の背景とシステムの概要

サバ州の木材合法性保証システムは、Sabah TLAS (Sabah Timber Legality Assurance System) と称されている。2003年にEUは、EU-FLEGTを策定し、マレーシアはこれに応じて、同年から木材合法性保証システムの開発に着手した。森林局は、森林管理並びにCoCを含む加工業務及び貿易のコンプライアンスの評価を重要な要件として位置付けている。

サバ州の木材合法性保証システムは、VPAの要件である第三者による監査<sup>1</sup>を組み込んでいる。この監査は、森林局が登録している全ての木材取扱業者とともに森林局に対しても行われる。

このシステムの適用範囲は、州有林の伐採を行うためのフォームIライセンス及び私有林を開発するためのフォームII Bライセンスにより活動を行っている林業会社及びこの林業会社が生産した木材の加工、流通又は貿易を担っている事業者である。

このサバ州の木材合法性保証システムは、6つの基準と23の標準により構成している。基準1から基準4までが森林利用、丸太生産及び丸太流通に係る「川上の基準」(標準数17)、基準5及び基準6は、加工工場、木材製品流通及び貿易に係る「川下の基準」(標準数6)である<sup>2</sup>。



資料：サバ州森林局

図 4.1. a1 サバ州木材合法性保証システムの標準間の関連と手続きの流れ

<sup>1</sup> 監査は Global Forestry Service 社 (本社所在地：米国領バージン諸島) が監査実施主体として森林局によって指定されている。

<sup>2</sup> 表 4.2. a4 における標準数は、「川上」12、「川下」6、合計 18 であるが、これは、同じ事項について、ケースバイケースで設定されている標準を要約して 1 つにしているため、実際に設定されている標準数よりも少なくなっている。

23 の標準の相互関係を図 4.1.a1 に示した。いうまでもなく全ての標準がシステム運用にとって必要であるが、システム運用の主流に位置付けられる標準とそれに付随している標準がある。さらに、第三者機関がシステムに参加する全ての組織を対象に監査を行い、システムの適正な運用を図っている。

#### 4.1.a.1.2 木材合法性保証システムで使用する主な書類

木材合法性保証システムでは ISO の手法に則り、後述するそれぞれの手続別に書類を作成しながら行う。このため書類の点数と量はかなり多くなる。次表に各基準と標準の実行に際し使用する主な証拠書類の一覧を掲げた。これらの書類には、様々な書類が添付されている。

前掲の輸出申告書による合法性証明については、書類に合法性を示す明確なタイトルが付いた単独の書類ではないという難点があるものの、これらか解説する複雑な木材合法性保証システムの全ての手続きの完了を示している事実に注目する必要がある。

表 4.1.a4 サバ州木材合法性保証システムで使用する主な証拠書類

	標準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
基準 1 伐採権	1. 伐採区域の承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 承認済の森林利用計画書</li> <li>▪ 承認済の年間作業計画書</li> <li>▪ 森林利用計画承認書</li> <li>▪ 伐採許可書発行承認書</li> <li>▪ 伐採許可書</li> </ul> 【森林局、天然資源局、土地測量局】	①永久林、州有林及び私有林（短期ライセンス） <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 1968 年森林法第 15 条及び第 24 条</li> <li>▪ 土地条令第 18 条</li> </ul> ②永久林及び州有林（長期ライセンス） <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 1968 年森林法第 15 条、第 24 条、第 28A 条</li> <li>▪ 持続可能林経営協定書、長期ライセンス契約書</li> </ul> ③森林局所管区域内の森林 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 1968 年森林法第 15 条第 1 項及び第 28A 条</li> </ul>
	2. 伐採ライセンス及び林班立入許可書の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 伐採権発行承認書</li> <li>▪ 伐採権又は伐採区域許可書</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 1968 年森林法第 15 条及び第 24 条</li> <li>▪ 1969 年森林規則第 12 条第 3 項</li> <li>▪ 森林署長宛回覧状 FD26/2009</li> <li>▪</li> </ul>
	3. 環境影響調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 承認済の環境影響調査報告書又は緩和措置提案書及び環境条件協定書又は緩和措置提案書</li> </ul> 【森林局、環境保護局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2002 年環境保護法第 12 条一第 14 条及び第 20 条</li> <li>▪ 2012 年環境保護指令（環境影響評価報告書）</li> <li>▪ 2005 年環境保護規則（環境コンサルタント登録）</li> </ul>
	4. 伐採計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 承認済の総合伐採計画書</li> <li>▪ 森林署長による総合伐採計画承認書</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 1968 年森林法第 28A 条</li> <li>▪ 低負荷式伐採作業ガイドブック第 3 版第 2 章</li> <li>▪ 持続可能林経営ライセンス契約書、長期ライセンス契約書</li> </ul>
	5. 伐採区域の境界確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 承認済の総合伐採計画書</li> <li>▪ 森林署長による総合伐採計画承認書</li> </ul> 【森林局、土地測量局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 土地条令第 8 隸（境界確定と測量）</li> <li>▪ 持続可能林経営ライセンス契約書、長期ライセンス契約書</li> <li>▪ 1962 年測量会社規則（測量行為）</li> <li>▪ 測量会社条令第 10 条及び第 12 条</li> </ul>

	標準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
	6. 立木調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認された事前調査報告書</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林署長宛回覧状 FD26/2009</li> </ul>
基準2 林内 作業	1. 伐採作業 管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>四半期別伐採進捗状況報告書</li> <li>伐採日報</li> <li>占有許可書</li> <li>刻印登録書</li> <li>暫定操業ライセンス</li> <li>伐採リスト</li> <li>低負荷式伐採請負業者証明書</li> <li>低負荷式伐採訓練証明書</li> <li>伐採請負業者証明書</li> <li>環境条件協定書又は環境影響緩和措置宣言書</li> <li>野生生物省宛通知書</li> </ul> 【森林局、環境保護局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンス契約書</li> <li>伐採区域許可条件書</li> <li>1969年森林規則第20A条</li> <li>低負荷式伐採作業ガイドブック第3版第2章・第3章</li> <li>2002年環境保護法第12条～第14条及び第20条</li> <li>野生生物保護法第38条</li> </ul>
	2. 木材生産 管理	<p>①永久林、州有林及び私有林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有権の証明書（有効な土地所有証明書、地権者確認書及び土地取得代金領収書）</li> <li>土地所有者と丸太輸送・木材廃棄請負業者間の受発注書、覚書又は契約書</li> <li>II B様式申請書（伐採前、伐採後）</li> <li>承認報告書</li> <li>調査報告書（伐採後）</li> </ul> <p>②産業用造林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>四半期別伐採作業報告書</li> <li>月次生産報告書</li> <li>伐採請負業者登録証明書</li> <li>製材工場の加工のための丸太一覧</li> </ul> <p>③共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材移動許可書</li> <li>木材除却許可書</li> </ul> 【森林局、土地測量局、環境保護局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1969年森林規則20A章</li> <li>低負荷式伐採作業ガイドブック第3版</li> <li>2002年環境保護法第12～14条及び第20条</li> <li>野生生物保護法第38条</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地条令第22条・第23条</li> <li>1969年森林規則第3規則</li> <li>1968年森林法第24条第5項</li> </ul>
	3. 丸太輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>入荷台帳</li> <li>刻印持出し許可書</li> <li>木材処分許可書</li> <li>輸送許可書</li> <li>輸送許可書（午後7時から午前7時までの時間帯に輸送する場合）</li> <li>移動許可書</li> <li>移動許可書受領書</li> <li>土地の登記簿又は契約書（人工造林の場合）</li> </ul> 【森林局】	<p>①永久林、州有林及び産業用造林を除く私有林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地条令第22条・第23条</li> <li>1969年森林規則第3条</li> <li>1968年森林法第24条第5項</li> </ul> <p>②産業用造林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間作業計画書（永久林・州有林）</li> <li>ライセンス契約書（同上）</li> <li>2002年環境保護法第12条～14条及び第20条</li> <li>森林署長宛回覧状 FD31/2013（州有林・私有林）</li> </ul>
	4. 労働安全 衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業指示台帳並びに訓練台帳、保険台帳及び事故対応台帳</li> <li>職業安全衛生省監査報告書</li> <li>社会保障機構検査報告書</li> <li>労働省検査報告書</li> <li>森林局検査報告書</li> </ul> 【職業安全衛生省、社会保険機構、森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1994年職業安全衛生法第15条</li> <li>労働法第118条</li> <li>1952年労働者補償法</li> <li>1969年従業員社会保険法</li> <li>低負荷式伐採作業ガイドブック第3版第2章及び第4章</li> </ul>
基準3 徴税	ロイヤリティ 及び手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動許可証、木材処分許可書</li> <li>ロイヤリティ、森林回復手数料、地域森林税、その他の税金又は手数料の納付書（写し）</li> <li>月別納付報告書</li> <li>ライセンス手数料納付書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1968年森林法第24C条及び第42条第d号・第e号</li> <li>1969年新任規則第12条第1項</li> <li>ロイヤリティ査定用木材計量規則（CF No.1-81 2006）</li> </ul>

	標準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
		<ul style="list-style-type: none"> <li>登録伐採機械台帳 【森林局】</li> </ul>	
基準 4 その他の 権利	1. 占有・利用に係る地域の利益及び権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティエリアを区分した森林利用計画</li> <li>社会基線測量報告書</li> <li>コミュニティ相談記録台帳 【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能林経営ライセンス契約書、長期ライセンス契約書</li> </ul>
	2. 先住民の利用権	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地訪問調査報告書</li> <li>II A 書式ライセンス（先住民利用権申請ライセンス） 【森林局、土地測量局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1968 年森林法第 41 条（州有林、私有林）</li> <li>1969 年森林規則第 8 条</li> <li>土地条令第 13 条—第 16 条、第 64 条・第 65 条、第 69 条及び第 82 条（州有林）</li> </ul>
基準 5 工場の 操業	1. 工場ライセンスの発行、更新及び書替並びに操業条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場ライセンス</li> <li>木材入荷台帳（一次加工工場）</li> <li>月別生産利益報告書 【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1968 年森林法第 42 条</li> <li>1969 年森林規則第 19 条第 1 項</li> <li>サバ州木材工業ライセンス認可ガイドライン 2012 年第 2 版</li> </ul>
	2. 労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業指示台帳、訓練台帳、保険台帳及び事故記録台帳</li> <li>職業安全衛生省監査報告書</li> <li>社会保障機構事故調査検査報告書</li> <li>労働省検査報告書 【職業安全衛生省、労働省、社会保障機構】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1994 年職業安全衛生法第 15 条</li> <li>労働条令第 118 条</li> <li>1952 年労働者負担金法</li> <li>1969 年授業印社会保障法</li> </ul>
基準 6 貿易・ 関税	1. 輸出規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出ライセンス（年次別）</li> <li>税関検査報告書</li> <li>輸出申告書（税関押印済のもの）</li> <li>添付資料</li> <li>企業登録機構の企業登録証明書及び貿易ライセンス 【マレーシア税関】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1976 年関税法</li> <li>2014 年森林法第 42 条 d 号・第 c 号及び第 i 号</li> <li>1969 年新任規則第 17 条第 1 項及び第 17A 条第 1 項</li> </ul>
	2. 輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入ライセンス（森林局発行）</li> <li>植物防疫証明書</li> <li>現物検査報告書（森林局発行）</li> <li>輸入ライセンス又は輸入許可書</li> <li>企業登録機構の企業登録証明書及び貿易ライセンス 【マレーシア王国税関、森林局、農業省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1976 年関税法</li> <li>2014 年税関指令（輸入禁止）</li> <li>1976 年植物検疫法</li> <li>植物検疫証明書植物検疫要件文書（2012 年 5 月 8 日付、TP.KTPK207207/K1E379/B(98)）</li> </ul>
	3. 輸入した丸太、製材品及び単板の輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入業者の移動許可書（写し）</li> <li>加工工場における森林書事務所発行の移動許可書</li> <li>輸入木材検査手数料納付領収書</li> <li>輸入木材月別記録台帳（森林局提出用） 【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林署長回覧状 FD05/2010</li> </ul>
	4. サラワク州産木材の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>サラワク州産材を輸入企業名簿</li> <li>サラワク州産材の購入者、販売者及び代理店の記録</li> <li>森林局の承認記録、検査記録及び確認記録</li> <li>輸出申告書 【マレーシア王国税関、森林局、農業省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1967 年関税法</li> <li>1981 年手数料法（1999 年検査サービス及び証明書申請手数料）</li> <li>森林署長回覧状 FD05/2010</li> <li>1976 年植物検疫法</li> <li>植物検疫証明書植物検疫要件文書（2012 年 5 月 8 日付、TP.KTPK 207207/ K1E379/ B (98)）</li> </ul>

資料：サバ州森林局



### 4.1.a.1.3 実施主体と事業体数

#### (1) 実施主体

サバ州木材合法性保証システムの実施主体は、森林局、営林署、監査機関並びに森林管理者及び加工・流通業者である。木材合法性保証システムの運営における各機関の主な業務及び各機関に課された責任は、次の表のとおりである。

なお、実際の運用については、次の表に掲げられていない政府機関や組織に関わるが、それらは木材合法性保証システムに間接的に関わる組織として位置付けられている。

表 4.1.a5 木材合法性保証システム運用担当者と主な業務及び責任

	基準1から4まで (森林利用、丸太生産、丸太流通等)	基準5及び基準6 (加工工場、製品流通・貿易)
森林局	<p>森林局では木材合法制保証システムを FLEGT ユニットに管轄させ、次の業務について責任を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 監査の適用範囲に含まれる森林ライセンスの領域及び森林経営区画の決定。</li> <li>▪ 監査結果の検証。森林管理協定予備木材合法性保証システムの要件の実績に関する監査。</li> <li>▪ 監査手順書の履行。</li> <li>▪ 監査完了報告書の作成。</li> <li>▪ 監査チェックリスト及び報告書作成様式の精査。</li> </ul>	<p>森林局及び担当職員は、次の業務に責任を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 監査対象となる木材加工工場、流通企業及び輸出企業の特定。</li> <li>▪ 監査結果を検証し、基準5から6までが対象となる企業の実績を監査。</li> <li>▪ 本手続きの履行を保障。</li> <li>▪ 監査チェックリスト及び報告書作成様式の精査。</li> </ul>
営林署	<p>営林署に配属された FLEGT ユニット職員又は任命された職員は、次について責任を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 合法性を確認する森林を特定するための調整。</li> <li>▪ 合法性を確認する評価チームの現地訪問の支援。</li> <li>▪ 不適合事項に対応するための機関への改善支援。</li> <li>▪ 不適合事項に対応するために機関が講じる手段についての報告。</li> </ul>	同 左
森林局 FLEGT ユニ ット	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 合法性確認のための企業への連絡業務の調整</li> <li>▪ 不適合事項が生じた事業体への改善支援。</li> <li>▪ 不適合事項又は不適合事項を解消した事業所の対応報告書の作成。</li> </ul>
監査機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 監査の実施。</li> <li>▪ 森林局職員及び森林経営区関係者の訓練。</li> <li>▪ 監査結果の報告。</li> <li>▪ 森林局からの承認を得て監査チェックリストを改訂。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 監査の実施。</li> <li>▪ 森林局職員及び森林経営区関係者の訓練。</li> <li>▪ 監査結果の報告。</li> <li>▪ 監査で明らかになった不適合事項の2か月以内での報告。</li> <li>▪ 森林局からの承認を得て監査チェックリストを改訂。</li> </ul>
林産企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ グローバルフォレストリーサービス社員による現地評価作業の支援。</li> <li>▪ 規定と実行の間のギャップへの修正及び対処。</li> <li>▪ 社員、監督者及び労働者の訓練。</li> <li>▪ 森林局職員と、規定と不適合事項の間のギャップを調整。</li> </ul>	同 左

資料：サバ州森林局

## (2) 事業所数

サバ州で林業、木材加工業及び貿易を含む木材流通業を開業するときは、森林局への業者登録又は森林局が発行するライセンスが必要である。

木材合法性保証システムの管理対象となる事業所は、これらの登録またライセンス受給事業者の内、丸太の生産又は木材製品製造を行っている事業所並びに丸太又は木材製品の流通・貿易を行っている事業所である。

2016年に森林局は、林班立入許可 (Coupe Permit) を56社 (計4万1,003ha) に、フォームIライセンスを5社 (2万1,873ha) に、フォームII Bライセンスを150社 (1万7,492ha) に、持続可能林経営ライセンス協定 (SFMLA: Sustainable Forest Management License Agreement) に基づくライセンスを

34社 (158万5,819ha) に発行しており、これらの林業事業者は、木材合法性保証システムの管理下に置かれている。さらに森林局が直営で管理し、丸太を生産している州有林が2016年には17か所 (78万3,290ha) ある。森林局が直営で管理している森林とそこから生産した丸太も木材合法性保証システムの管理対象である。

なお、人工造林を行っているものの立木が伐期に達していないために伐採を行っていない林業事業者は、木材合法性保証システムの管理対象とはならない。この事業者が伐採を行おうとするときは、森林局に伐採ライセンスを申請し、伐採ライセンスを取得してから伐採を行う。伐採ライセンスを発給するときに、森林局はこの事業者を木材合法性保証システムの対象として登録するので、この事業者は否応なく木材合法性保証システムの管理下に置かれる。

さらに加工工場で木材合法性保証システムの管理対象となるのは、操業中の工場であり、ライセンスを取得しているものの、操業していない工場は管理対象ではない。たとえば、2016年には140件の製材工場にライセンスが発行されているが、操業している製材工場は72である。操業している72の製材工場が木材合法性保証システムの管理の下、製材を行っている。操業している工場には森林局職員が常駐し、その森林局職員は丸太の入荷、製品の出荷をはじめとする工場の業務を監督している。

表 4.1.a6 許可・ライセンス発行件数・許可面積

	発行件数 (件)	許可面積 (ha)
林班立入許可	56	41,003
フォームI	5	21,873
フォームII B	150	17,492
SFMLA	34	1,585,809

注：2016年実績値。  
資料：サバ州森林局

表 4.1.a7 サバ州の林産加工工場数 (2016年)  
(件)

	稼働数	操業許可数
製材工場	72	140
合単板工場	29	45
モールディング工場	42	106
切削板工場	1	1
製紙工場	1	1
チップ製造工場	1	9
保存木材工場	9	25
乾燥工場	29	53
MDF工場	0	1
おが炭工場	2	3
竹製家具工場	0	1
ペレット工場	3	5

資料：サバ州森林局

2016年に木材合法性保証システムの管理下にある稼働中の工場は、製材工場 72、合単板工場 29 件、モーディング工場 42、乾燥工場 29 件、保存木材工場 9 件、ペレット工場 3 件、おが炭工場 2 件、チップ製造工場 1 件並びに切削板工場及びペレット工場各 1 件である。

## 4.1.a.2 サバ州木材合法性保証システムの運用

### 4.1.a.2.1 森林部門における運用

木材合法性保証システムの基準 1 から基準 4 までは、森林部門に係るものである。

なお、この項以降の図表には、英文と和文を併記しているものがある。英文と和文の併記は、行政機関の担当部署、書類の固有名称、その他の固有名詞の英文併記が日本の関係者が正確に合法性確認を行うことを可能にすること、さらにこれらの図表は、全木検が作成し、それをサバ州森林局持続可能森林経営部 FLEGT ユニットが監修を行ったこと、そして森林局は、今後、木材合法性保証システムの改訂を予定しているため、将来的にこれらの図表を改める必要が生じる可能性があることから行っている。

#### (1) 基準 1 伐採権

基準 1 は伐採権に係る基準である。この基準には、次表のように 6 つの標準を設定している。

表 4.1.a8 基準 1 伐採権のコンテンツ

標準	区分
①伐採区画の承認	A. 短期ライセンス a. 永久林 b. 州有林 c. 私有林 B. 長期ライセンス a. 永久林 b. 州有林 C. 森林局経営林
②伐採ライセンス及び林班立入許可書の発行	
③環境影響調査	
④伐採計画	
⑤伐採区域の境界確定	
⑥立木調査	

#### ①伐採区画の承認

立木の伐採を行おうとする者は、伐採をする前に、州政府が伐採実施希望地を伐採区域に指定するよう所定の手続きにより州政府に申請しなければならない。

伐採区域指定のための申請及び州政府の伐採区域指定は、次の区分によってなされる。

- 永久林、州有林及び私有林（短期ライセンス）

- 永久林及び州有林（長期ライセンス）
- 森林局有林

#### **A. 短期ライセンス（永久林、州有林及び私有林）**

永久林及び州有林の生産物の採取及び立木の伐採を行おうとする者は、天然資源局又は私有地を所管する営林署長から伐採実施希望地を伐採区域とするための承認を得なくてはならない。

伐採区域の指定申請ができるのは、州政府に登録された企業、木材取引ライセンス取得者又はサバ州人である。

なお、伐採区域の承認がなされた後、先住慣習権が存在する土地を含めて特定用途の指定地の存在が明らかになったときは、その指定地を伐採区域から除外する。さらに、州政府職員は、伐採区域の申請があった全ての土地を対象に現地確認を行う。

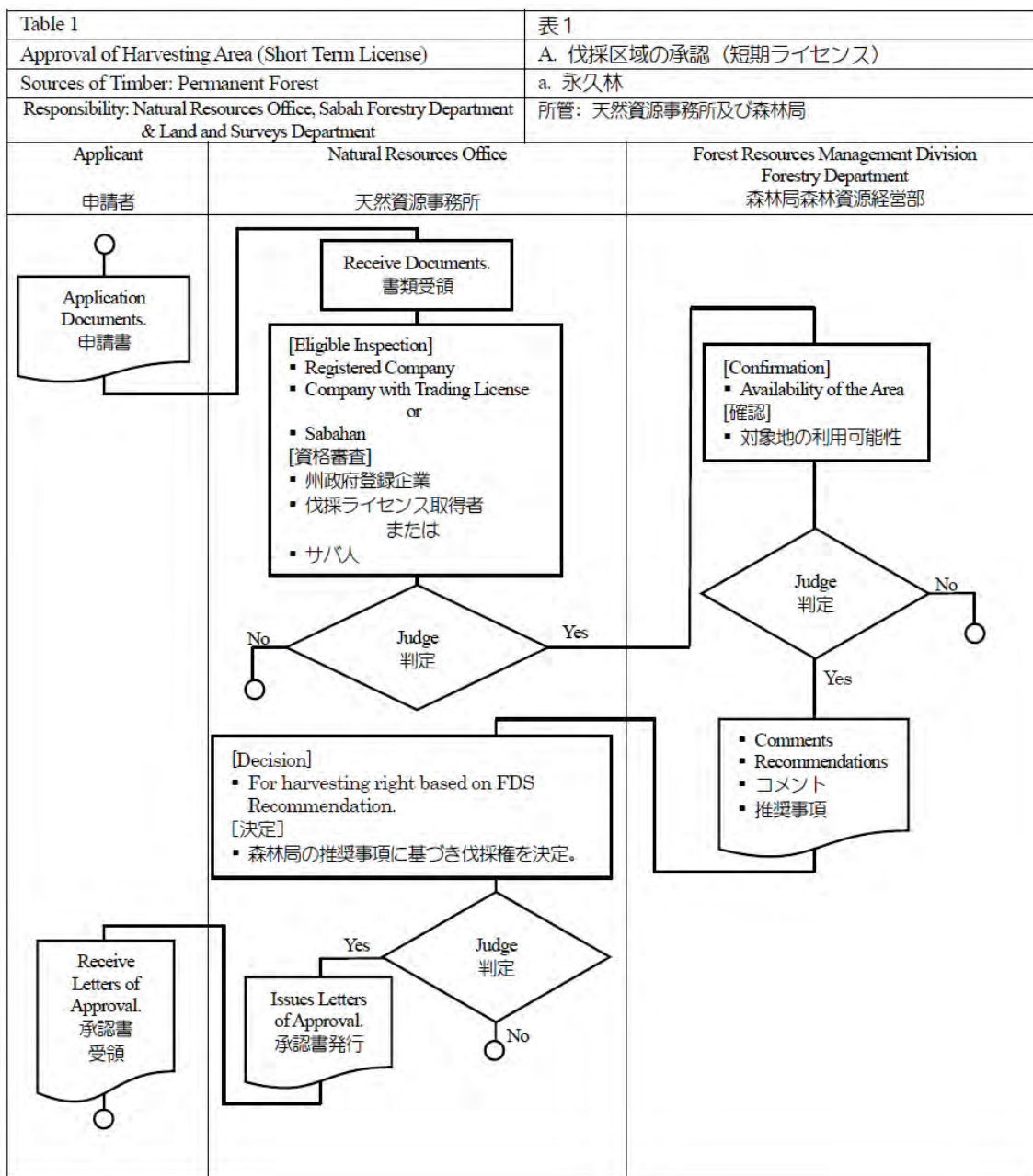
##### **a. 永久林の伐採区域設定**

永久林の伐採区域設定は天然資源局が所管しているので、永久林の伐採を希望する者は、天然資源事務所に永久林の伐採権を申請する。天然資源事務所は、申請者が州政府に登録された企業、木材取引ライセンス所持者又はサバ州人であるという資格要件を確認し、さらに申請があった区域を確認するために申請書を森林局に回付する。

天然資源事務所から申請書の回付を得た森林局森林資源経営部は、所定の手続きに従い、申請区域が伐採区域として利用可能であるかを判定し、天然資源事務所にコメント及び推奨事項を提示する。

天然資源事務所は、森林区分のクラス II への適合可能性、航空写真又は衛星画像により立木が伐採できる状態にあるか、特別に指定された河川の有無などを森林局森林資源経営部の推奨事項に基づき審査し、問題がなければ伐採許可書の発行を承認する。

森林局は、天然資源事務所の伐採許可書発行承認後、申請者に天然資源事務所の承認及び承認条件を承認書により通知する。この通知を受けた申請者は、森林局に連絡して申請の承諾を確認しなければならない。



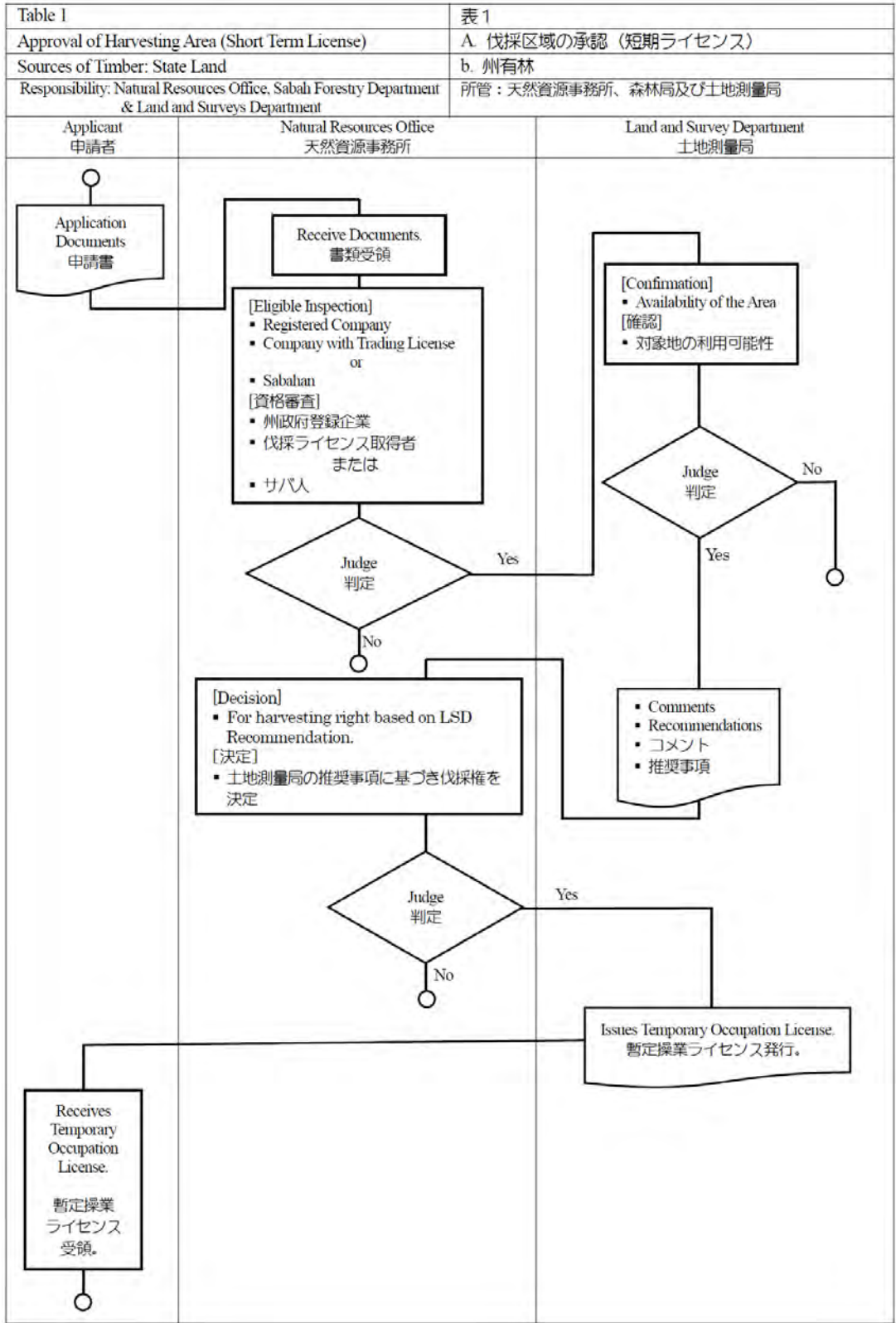
資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a2 永久林伐採区域（短期ライセンス）承認手続き

### b. 州有林の伐採区域設定

州有林の伐採区域設定も天然資源事務所の所管である。申請者は、天然資源事務所に州有林の伐採区域設定を申請する。

伐採ライセンスの申請を受けた天然資源事務所は、州政府に登録された企業、木材取引ライセンス所持者又はサバ州人であるという申請者の資格要件を確認し、さらに申請があった区域が伐採に適しているかを確認するために、土地測量局に申請書を回付する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a3 州有林伐採区域（短期ライセンス）承認手続き

天然資源事務所から申請書の回付を得た土地測量局は、所定の手続きに従い、申請区域が伐採区域として利用可能であるかを判定し、天然資源事務所にコメント及び推奨事項を提示する。

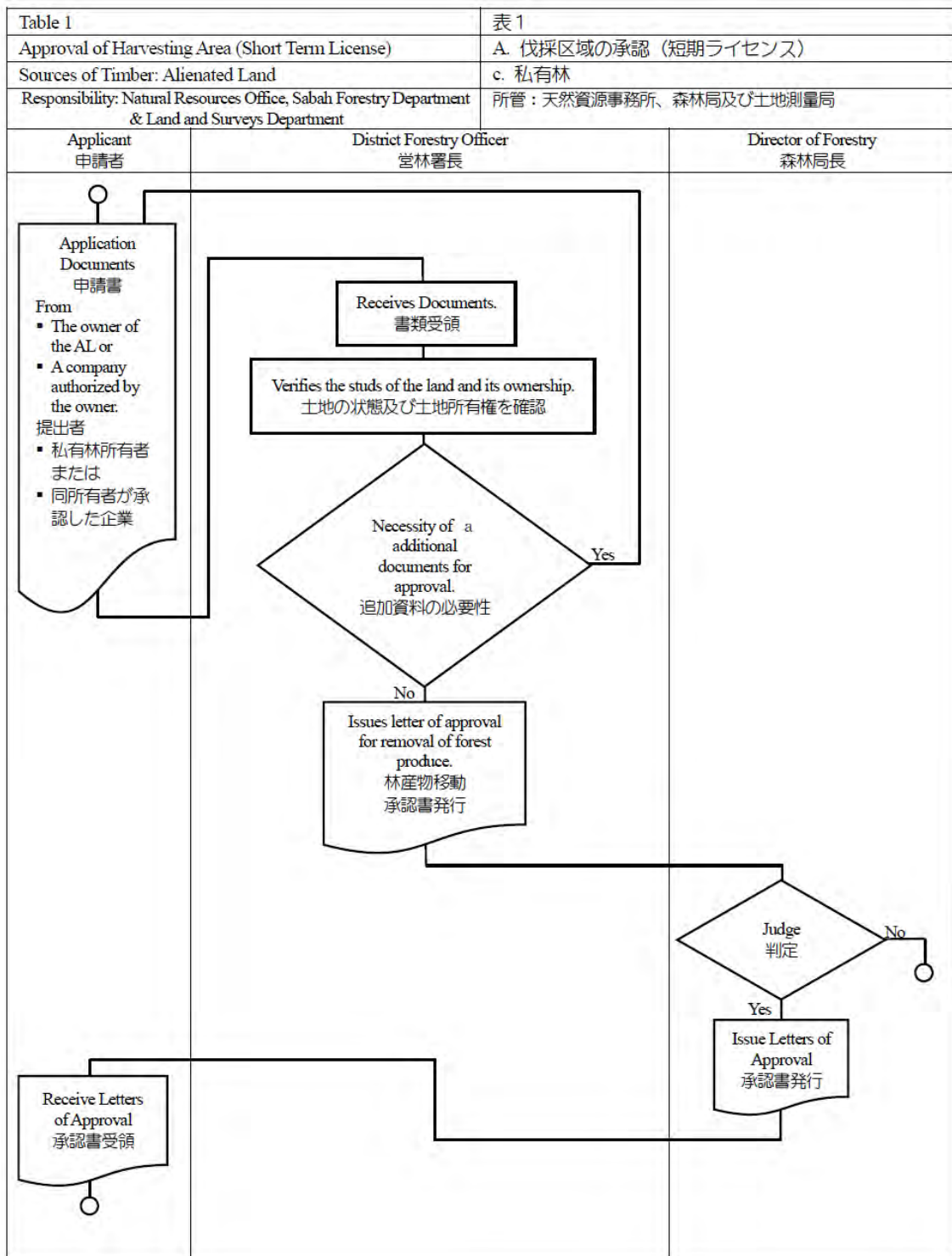
天然資源事務所は、森林区分のクラス II への適合可能性、航空写真又は衛星画像による立木が伐採できる状態にあるかの確認、特別に指定された河川の有無などを土地測量局の推奨事項に基づき審査し、問題がなければ伐採許可書の発行を承認する。

土地測量局は天然資源事務所の伐採許可書発行承認後、暫定操業ライセンスを申請者に発行する。

### **c. 私有林の伐採区域設定**

私有地における伐採区域設定は、営林署の所管である。営林署長が私有地所有者又は私有地所有者が承認した企業から伐採区域設定の申請書を受理したときは、土地の状態及び土地所有権を確認し、追加資料の必要性がないときは、林産物移動承認書を発行するための許可を森林局長に伺う。

森林局長は営林署長からの林産物移動承認書発行に係る伺いを決裁し、同承認書の発行が妥当であると判断したときは、同承認書の発行にあたって必要な条件があるときはその条件を、環境評価報告書又は緩和措置提案書の提出が必要なときはその旨を森林局長名の承認書に記載して林産物移動承認書とともに申請者に送付する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a4 私有林伐採区域（短期ライセンス）承認手続き



【証明書及び手続書類】

短期伐採ライセンスによる伐採区域の承認に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a9 短期伐採ライセンスによる伐採区域の承認に要する証明書及び手続書類

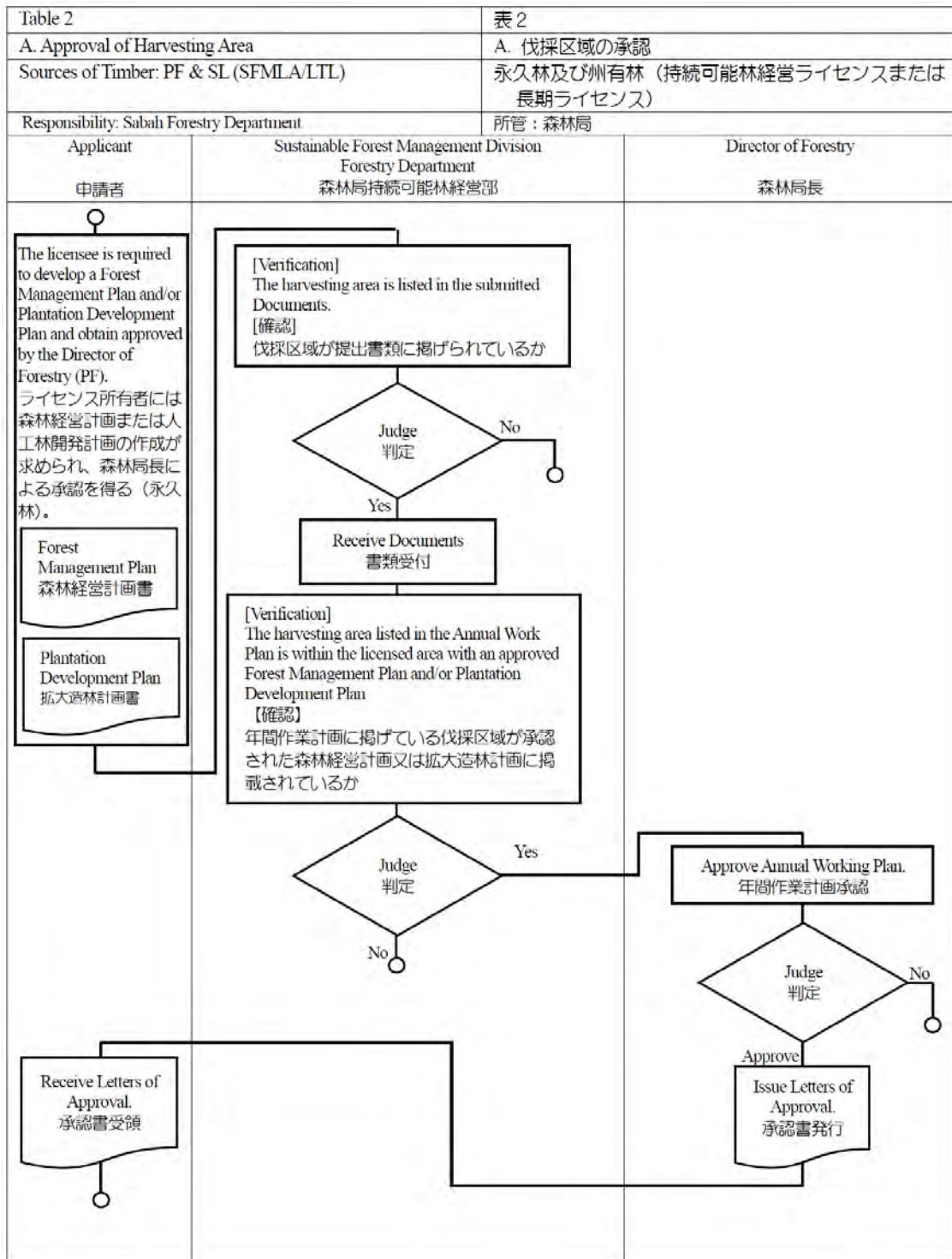
	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
A. Permanent Forest (PF) 永久林	License application & support documents. ライセンス申請書及び添付書類	Applicant 申請者	Natural Resources Office, 天然資源事務所
	Letter of Recommendation 推奨事項提案書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Natural Resources Office, SFD 森林局天然資源事務所
	Letter of Approval 承認書	Natural Resources Office, SFD 森林局天然資源事務所	Applicant of the License. ライセンス申請者
※ Table 1 ※ 表 1			
B. State Land (SL) 州有林	License application & support documents. ライセンス申請書及び添付書類	Applicant 申請者	Natural Resources Office 森林局天然資源事務所
	Letter of Comment & Recommendation 推奨事項提案書	Land and Survey Department 土地測量局	Natural Resources Office 森林局天然資源事務所
	Temporary Occupation License 暫定操業ライセンス	Land and Survey Department 土地測量局	Applicant 申請者
※ Table 1 ※ 表 1			
C. Alienated Land (AL) 私有林	License application & support documents. ライセンス申請書及び添付書類	Applicant 申請者	District Forest Officer 営林署長
	Approval for Removal of Forest Produce 林産物移動承認書	District Forest Officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
	Letter of Approval 承認書	Director of Forestry 森林局長	Applicant of the License. ライセンス申請者
※ Table 1 ※ 表 1			

資料・監修：サバ州森林局

**B. 永久林及び州有林（持続可能林経営ライセンス協定又は長期ライセンス）**

持続可能林経営ライセンス協定（SFMLA）を締結している者及び長期ライセンス所持者は、永久林の伐採区域の承認申請を行う前に、10年間の森林経営計画また10年間の人工林開発計画に基づいた年間作業計画書を含む森林利用計画書及び拡大造林計画書を作成し、これらについて森林局長の承認を得なければならない。

伐採区域の承認を求める申請者は、森林局持続可能林経営部に申請書とともに年間作業計画が記載されている森林経営計画書又は拡大造林計画書を提出する。持続可能林経営部は、申請書に伐採区域が含まれているか、伐採区域が申請者から提出された森林利用計画書又は人工林開発計画及び年間作業計画書に掲げられているかを確認し、問題がなければ森林局長に書類を回付する。森林局長は年間作業計画を含む森林経営計画書及び拡大造林計画書を承認し、承認書を申請者に発行する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4. 1. a5 永久林及び州有林伐採区域（持続可能林経営ライセンス又は長期ライセンス）承認手続き

### C. 永久林（森林局経営林）

森林局が管理している永久林の伐採区域の承認のためには、森林局のプロジェクトマネージャーが作成し、森林局長が承認した森林利用計画書を指名された森林局事業課長が持続可能林経営部に提出する。持続可能林経営部は森林利用計画書を確認し、伐採区域を管轄する営林署長に年間作業計画を作成するよう指示する。伐採区域を管轄する営林署長は、森林局長が承認した10年間の森林利用計画書に基づき年間作業計画書を作成し、林産企業担当副局長に年間作業計画書の承認を求める。

林産企業担当副局長は、承認を求めて申請された年間作業計画書に掲げられた伐採区域が承認された森林利用計画の範囲内にあるかを認め、森林局長の決裁を得る。

森林局長は、年間作業計画を承認したときは、承認書を指名された森林局事業課長に宛てて発する。

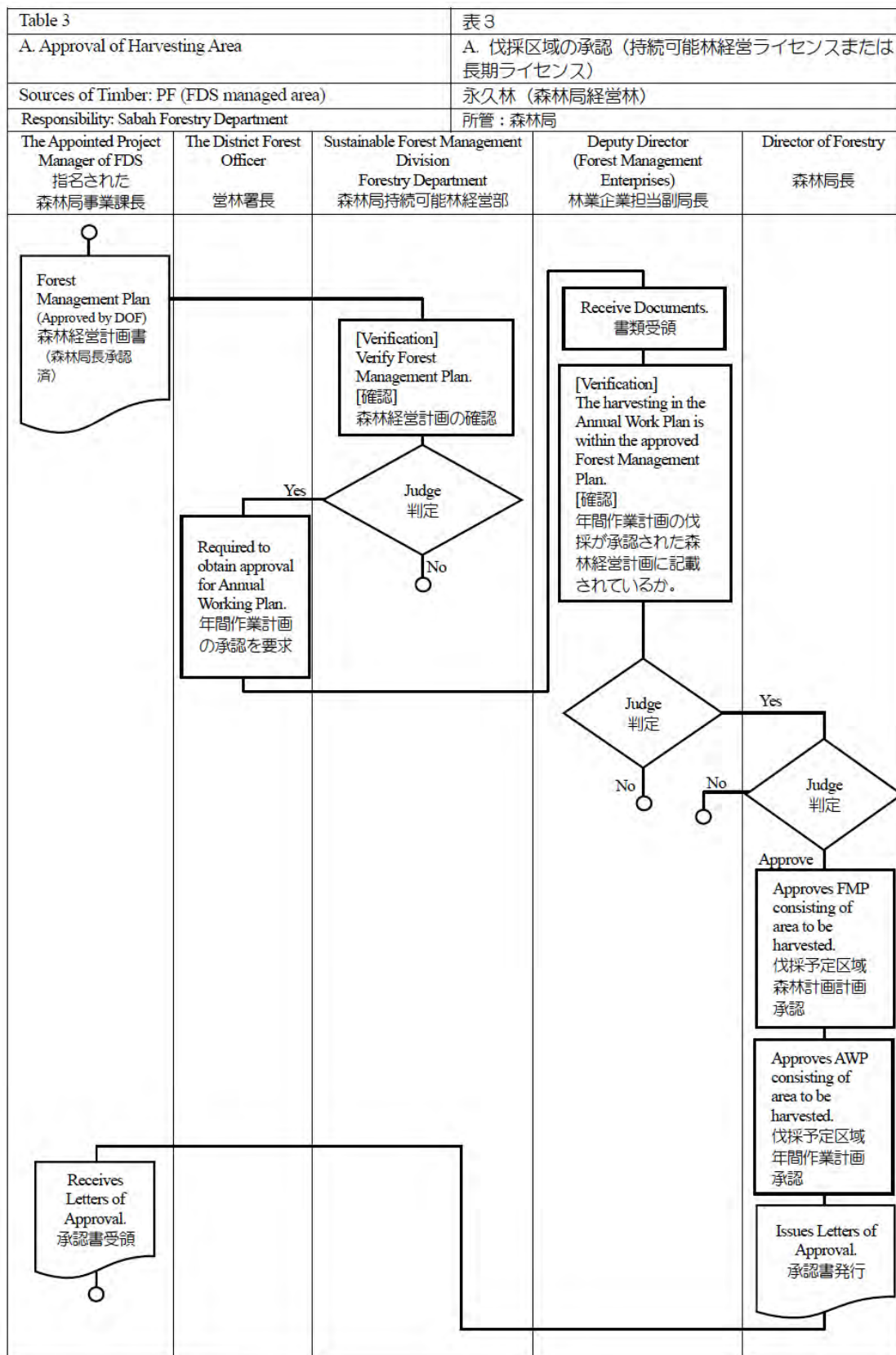
#### 【証明書及び手続書類】

永久林及び州有林並びに森林局経営林の伐採区域の承認に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4. 1. a10 永久林及び州有林並びに森林局経営林の伐採区域の承認に要する証明書及び手続書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
A. SFMLA /LTL 持続可能林経営ライセンス協定また長期伐採ライセンス  ※Table 2 ※表 2	Forest Management Plan 森林経営計画	Applicant 申請者	Sustainable Forest Management Department 持続可能林経営部
	Plantation Development Plan 人工林開発計画	Applicant 申請者	Sustainable Forest Management Department 持続可能林経営部
	Letter of Approval 承認書	Director of Forestry 森林局長	Applicant of the License ライセンス申請者
B. Permanent Forest (FDS management area) 永久林 (森林局経営林)  ※Table 3 ※表 3	Forest Management Plan (FMP) (Approved by DoF) 森林経営計画（森林局長承認済のもの）	The Appoint Project Manager of FDS 指名を受けた森林局事業課長	Sustainable Forest Management Department 持続可能林経営部
	Annual Working Plan (Approved by DoF) (including FMP) 年間作業計画（森林局長承認済のもの）（森林経営計画に含まれる計画）	The Appoint Project Manager of FDS 指名を受けた森林局事業課長	Sustainable Forest Management Department 持続可能林経営部
	Letter of Approval 承認書	Director of Forestry 森林局長	The Appoint Project Manager of FDS 指名を受けた森林局事業課長

資料・監修：サバ州森林局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a6 森林局経営林伐採区域承認手続き



## ②伐採ライセンス及び林班立入許可書の発行

森林から林産物を採取する会社及び個人は、有効な伐採ライセンス又は林班立入許可書（Coupe Permit）を所持しなければならない。

伐採ライセンス及び林班立入許可書は、以下の要件を満たしたときに森林局森林資源経営部が発行する。

- 森林伐採区域の承認。
- 天然資源局によるライセンス発行の承認（永久林及び州有林の短期伐採ライセンス）。
- 承認された環境評価報告書及び緩和措置提案書（後述の「③環境報告書」の項参照）。
- 伐採区域の境界確定。
- 資源報告書の承認。
- ライセンス料及び関係手数料の納付。
- 営林署長による私有地伐採ライセンス発行の承認。

伐採ライセンス又は林班立入許可書の申請を受けた森林局森林資源経営部は、前掲の申請者及び森林区域が基準により定められた全ての要求事項への適合を確認する。その上で、森林局は、上記7項目の要件を満たしている者に伐採ライセンス又は林班立入許可書を発行する。これらの確認手続きは、伐採ライセンス及び林班立入許可書を発行する度に行う。

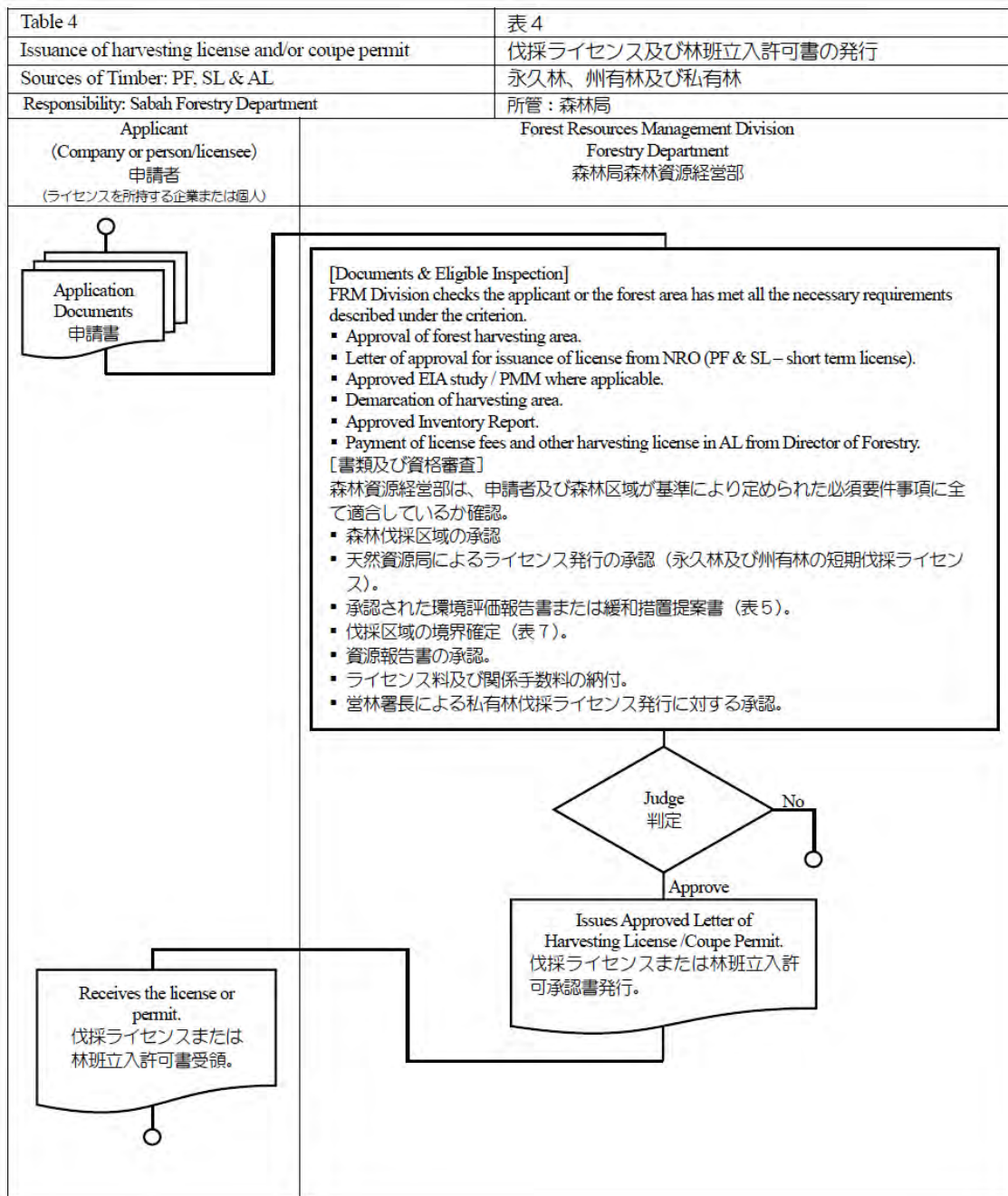
### 【証明書及び手続書類】

伐採ライセンス及び林班立入許可の発行に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a11 伐採ライセンス及び林班立入許可の発行に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit / Issuance 提出者または発行元	Recipient / Confirmation 受取人または確認者
Issuance of Harvesting License /or coupe Permit 伐採ライセンスまたは林班立入り許可	Letter of Approval or license from NRO (PF /SL, Short Term License) 承認書または天然資源事務所が発行したライセンス（永久林また州有林の短期ライセンス）	Applicant 申請者	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Approved Environmental Impact Assessment Report or Post-market Monitoring Report 承認された環境影響評価報告書または緩和措置提案書	Applicant 申請者	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Approved Inventory Report 承認された立木資源調査報告書	Applicant 申請者	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Approval Letter of Harvesting License /Coupe Permit 伐採ライセンス承認書または林班立入承認書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Applicant 申請者
	Harvesting License /Coupe Permit 伐採ライセンスまた林班立入許可書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Applicant 申請者
※Table 4 ※表 4			

資料・監修：サバ州森林局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a7 伐採ライセンス及び林班立入許可書発行手続き

### ③環境報告書

永久林、州有林及び産業用人工林を含む私有林の伐採を行う者には、環境保護局が承認した環境評価報告書又は緩和措置調査報告書の所持及び同局との環境条件協定又は緩和措置宣誓書の締結が必要である。森林局は、次表のように伐採区画規模別に環境保護局長官が承認した林業活動に係る環境評価報告書又は緩和措置提案書の保持を義務づけている。森林局は、伐採ライセンスを発行する前に、申請者の環境保護局長官の承認を受けた環境評価報告書又は緩和措置調査報告書の所持を確認する。

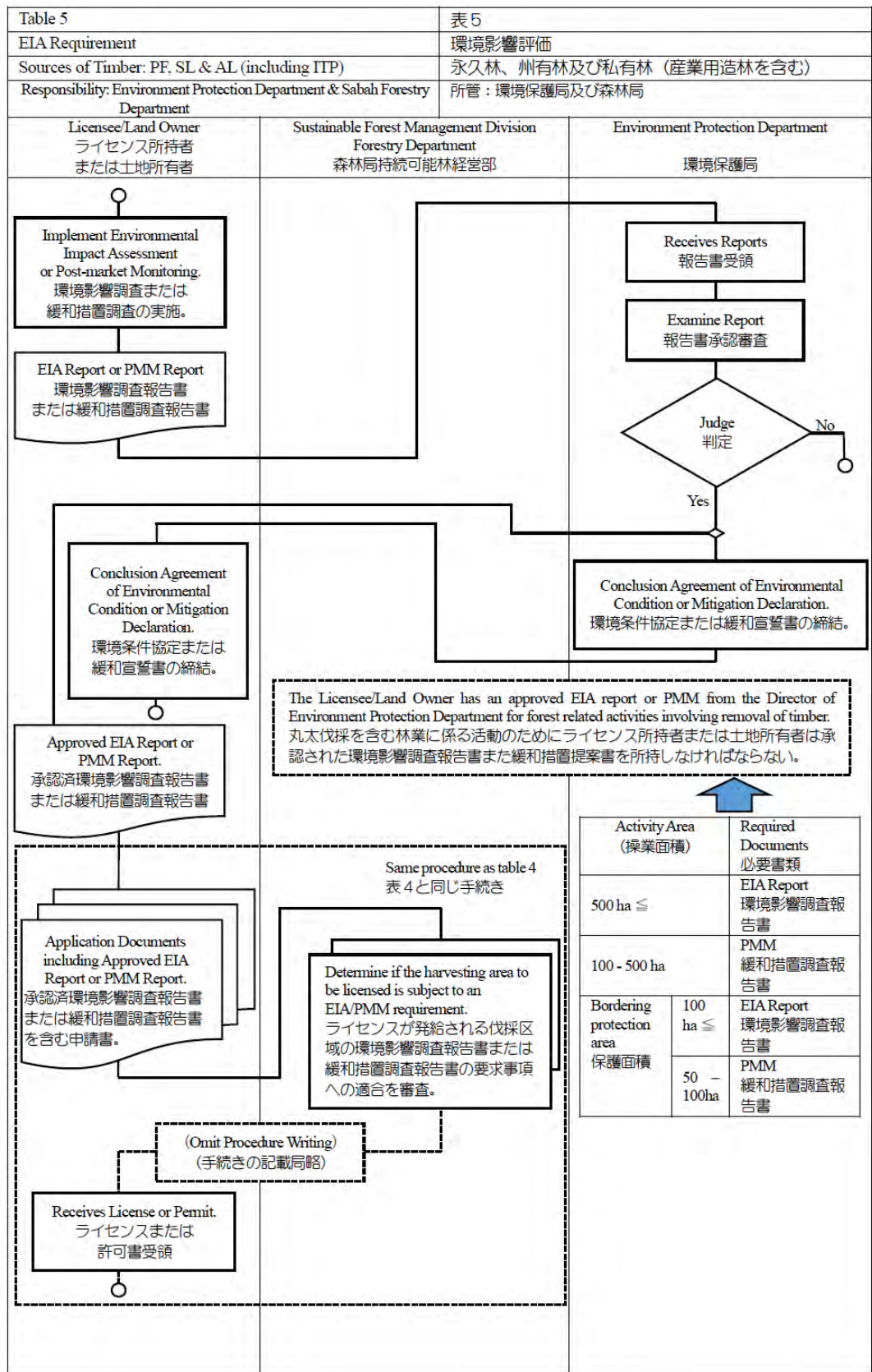
表 4.1.a12 環境評価報告書所持義務

伐採区域の条件及び面積		要 求 事 項
500ha 以上		環境評価報告書の所持。
100ha 以上 500ha 未満		緩和措置調査報告書の所持。
保護区域と 接する区域	100ha 以上	環境評価報告書の所持。
	50ha 以上 100ha 未満	緩和措置調査報告書の所持。

資料：サバ州森林局

ライセンス所持者又は土地所有者は、これらの報告書の承認及び環境条件協定又は緩和措置宣誓書の締結のために、環境影響調査又は緩和措置調査を実施し、報告書を作成して環境保護局に承認を申請しなければならない。申請を受けた環境保護局は、報告書の内容を審査し、問題がなければ報告書への署名及び環境条件協定又は緩和措置宣誓書の締結を要求し、これらの手続きが終了すると、報告書の承認手続きが完了する。

ライセンス所持者又は土地所有者が伐採ライセンス又は林班立入許可書を申請するときは、森林局森林資源経営部に申請書に承認された環境評価報告書又は緩和措置調査報告書を添付する。森林資源経営部は、伐採ライセンス又は林班立入許可書の申請があった伐採区域の報告書の要求事項への適合を前項（②伐採ライセンス及び林班立入許可書の発行）の手続きの一部として行い、最終的に適合が評価されたときに伐採ライセンス又は林班立入許可書を発行する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a8 環境影響評価の承認手続き



## 【証明書及び手続書類】

環境影響評価報告書及び緩和措置調査報告書の承認に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a13 環境影響評価報告書及び緩和措置調査報告書の承認に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
EIA Requirement 環境影響調査	Environmental Impact Assessment Report or Post-market Monitoring Report 環境影響評価報告書または緩和措置調査報告書	Licensee /Land Owner ライセンス取得者または土地所有者	Environment Protection Department 環境保護局
	Agreement of Environmental Condition or Mitigation Declaration 環境条件協定または緩和宣誓	Licensee /Land Owner & Environment Protection Department ライセンス取得者または土地所有者及び環境保護局	
	Approved Environmental Impact Assessment Report or Post-market Monitoring Report 承認済環境影響評価報告書または緩和措置調査報告書	Environment Protection Department 環境保護局	Licensee /Land Owner ライセンス取得者または土地所有者
※Table 5 ※表5			

資料・監修：サバ州森林局

### ④伐採計画

永久林及び州有林の伐採ライセンス取得者には、営林署長が承認した総合伐採計画書及び年間作業計画書の所持が義務づけられている。総合伐採計画書には、伐採対象木のほか、林道及びスキッド用作業道の位置、丸太のスキッピング時に削り取られる表土の深度、伐採対象木へのマーキング、小川のバッファージーンの目印その他『低負荷式伐採作業ガイドブック』<sup>3</sup>に準拠した内容が記載されなくてはならない。さらに、ライセンス取得者は、総合伐採計画書に記載した請負業者を雇用しなくてはならない。

営林署長は、伐採ライセンス取得者が所持している総合伐採計画書に記載された請負業者の雇用、年間作業計画書上の当該年の伐採区域の計画及び『低負荷式伐採作業ガイドブック』の規定に準拠した伐採作業の実行を確認するために、総合伐採計画書の記載内容の正確さを現場で確認する。さらに森林局森林資源経営部は、道路、スキッピング時に削り取られる表土の深さ、貯木場、小川のバッファージーンその他総合伐採計画書に掲げられている事項の『低負荷式伐採作業ガイドブック』の規定への準拠を現場で確認する。

これらの確認作業が終了して問題がなければ、営林署長は、総合伐採計画書とともに承認書を発行する。

<sup>3</sup> Sabah Forestry Department, “RIL Operation Guide Book –Code of Practice for Forest Harvesting in Sabah Malaysia—”, March 2009.

Table 6		表 6	
Harvesting Plan		伐採計画	
Sources of Timber: PF & SL		永久林及び州有林	
Responsibility: Sabah Forestry Department		所管：森林局	
District Forestry Officer 営林署長	Forest Resources Management Division Forestry Department 森林局森林資源経営部	Director of Forestry 森林局長	Criterion/Obligation of Licensee ライセンス所持者の義務
<p>Checks and verifies the licensee employed a registered Comprehensive Harvest Plan (CHP) contractor. ライセンス所持者が総合伐採計画に登録されている請負業者を雇用しているか確認。</p> <p>Verifies that the submitted plan for harvesting areas for that year is listed in the approved AWP (refer Table 2 and 3). 提出された当該年の伐採区画のための計画が承認された年間作業計画に掲げられているか確認（表 2 及び 3 を参照）。</p> <p>Verifies on the ground the accuracy of information in the preparation of CHP in compliance with the RIL Operation Guide Book. 低負荷式伐採作業ガイドブックの規程に準拠した伐採作業の確認のために、総合伐採計画書の記載内容の正確さを現場で確認。</p> <p>Field Verification Report 現場確認報告書</p>		<p>Check and verify that the CHP complies with RIL Operation Guide Book. 総合伐採計画書に掲げられている事項が低負荷式伐採ガイドブックの規程に準拠しているか確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>The licensee (SFMLA/LTLA) must have an approved Annual Work Plan (AWP) consisting of harvesting components.</li> <li>The licensee must have an approved Comprehensive Harvest Plan (CHP) consisting of harvesting Components (except area zone for ITP development).</li> <li>CHP must comply with Reduced Impact Logging (RIL) Operating Guide Book.</li> <li>The licensee must employ registered CHP contractor.</li> <li>持続可能林経営ライセンス協定または長期伐採ライセンス協定のライセンス所持者は、伐採対象立木を記載した年間作業計画書を所持していなければならない。</li> <li>ライセンス所持者は、産業拡大造林地での操業を除き、総合伐採計画書を所持していなければならない。</li> <li>ライセンス所持者は、総合伐採計画に記載された請負業者を雇用しなければならない。</li> </ul>
		<p>Issues Approval of CHP. 総合伐採計画承認書発行</p> <p>Issues Letter of Approval. 承認書発行</p>	

資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a9 伐採計画承認手続き

## 【証明書及び手続書類】

伐採計画の承認に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a14 伐採計画の承認に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF & SL 永久林及び州有林  ※Table 6 ※表 6	Field Verification Report 現場確認報告書	District Forestry Officer 営林署長	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Letter of CHP 総合伐採計画承認書	Director of Forestry 森林局長	Forestry Department 森林局
	Letter of Approval 承認書	Director of Forestry 森林局長	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：サバ州森林局

### ⑤伐採区域の境界確定

#### A. 準備作業

伐採区域の境界を確定するために、州有林、私有林、永久林別に準備作業がなされる。

州有林では、ライセンス取得者がライセンス取得済の測量会社と業務契約を締結する。さらにライセンス取得者は、土地測量局に登録測量図の発行を申請し、受領した登録測量図を測量会社に提供する。登録測量図の提供を受けた測量会社は、測量を行って石製測量杭の設置及びマーキングを行いながら境界の確定と測量図の作成を行うとともに、境界線上の下刈りを行う。

私有地では土地所有者に所有している土地を明確にするため、土地取得時における境界確定並びに境界を示す石製測量杭の設置及び管理が義務づけられている。

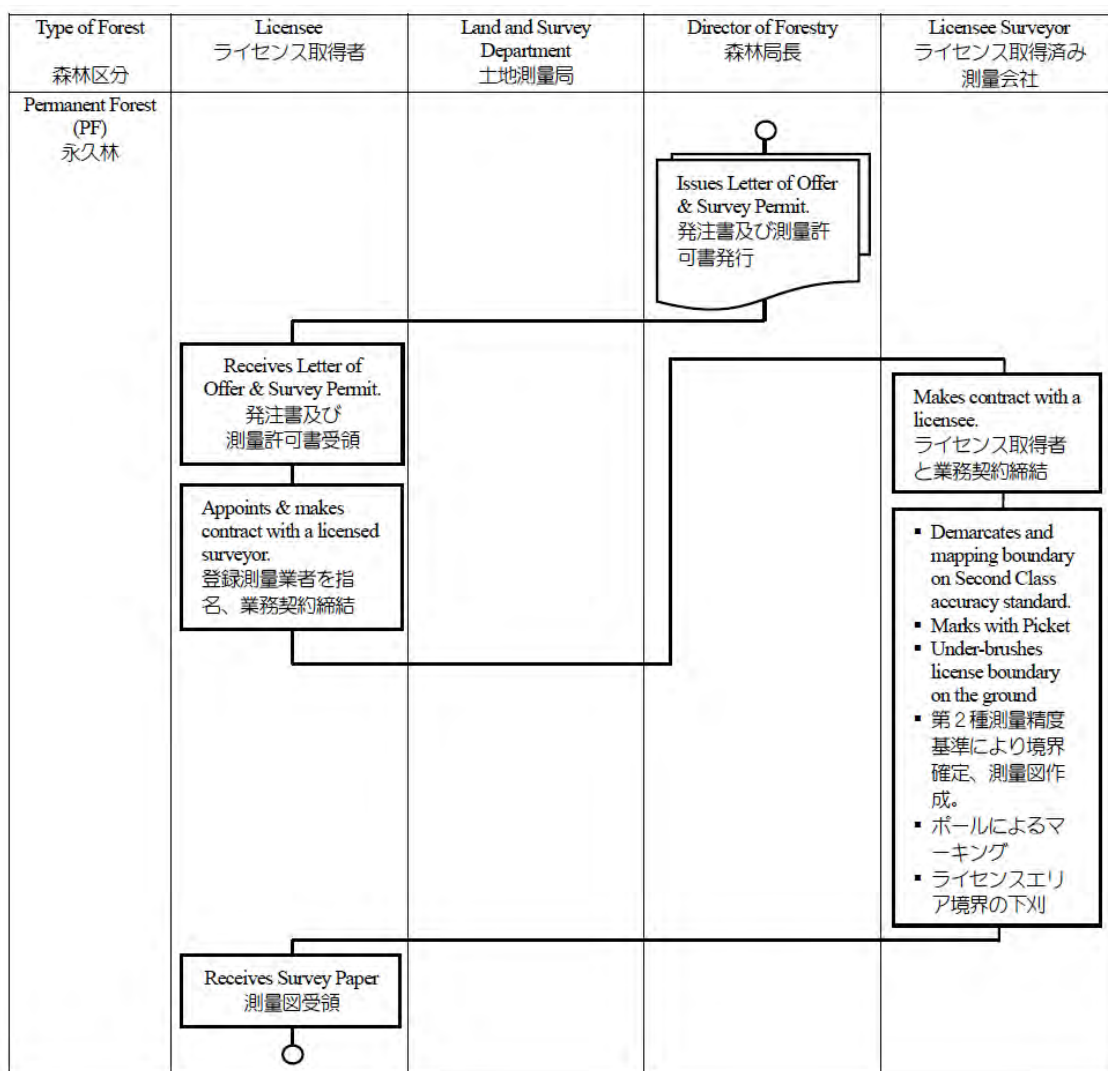
永久林では、森林局長がライセンス所持者に測量許可書を発行し、測量図の作成を発注する。森林局長からの発注書及び測量許可書を受領したライセンス取得者は、ライセンス取得済の測量会社と業務契約を締結する。測量会社は、第2種測量精度基準により境界を確定し測量図を作成するとともに、ライセンスエリアの境界上の下刈りを行う。

Table 7		表 7		
Area demarcation and mapping for outer boundary of harvesting license area		伐採区域の境界確定		
Sources of Timber: PF, SL & AL		永久林、州有林及び私有林		
Responsibility: Sabah Forestry Department & Lands and Survey Department		所管：森林局及び土地測量局		
Type of Forest 森林区分	Licensee/Land Owner ライセンス取得者 または土地所有者	Land and Survey Department 土地測量局	Director of Forestry 森林局長	Licensee Surveyor ライセンス取得済み 測量会社
State Land (SL) 州有林	<p>Licensee to Appoints &amp; makes contract with a licensed surveyor. ライセンス取得者は登録測量業者を指名、業務契約締結。</p> <p>Requires the Registered Survey Paper to SLD. 土地測量局に登録測量図発行を要求。</p> <p>Receives Registered Survey Paper. 登録測量図受領。</p> <p>Provides Registered Survey Paper. 登録測量図提供。</p> <p>Receives Registered Survey Paper. 登録測量図受領。</p>	<p>Issues Registered Survey Paper. 登録測量図発行。</p>		<p>Makes contract with a licensee. ライセンス取得者と業務契約締結</p> <p>Receives Registered Survey Paper. 登録測量図受領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Demarcates and mapping of the area.</li> <li>▪ Marks boundary stones.</li> <li>▪ Under-brushes license boundary on the ground.</li> <li>▪ 境界確定、測量図作成</li> <li>▪ 石製測量杭の設置・マーキング</li> <li>▪ ライセンスエリア境界の下刈</li> </ul> <p>Survey Paper 測量図</p>
Alienated Land (AL) 私有林	<p>Has to maintain boundary stone for field verification. 土地の確認のために石製測量杭を管理</p>			

資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a10 伐採区域の確定手続き（準備作業）





資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a10 伐採区域の確定手続き（準備作業）（続き）

表 4.1.a15 森林の形態別伐採区域境界の確定及び測量図作成方法

区 分	境界の確定及び地図作成の方法
州有林	ライセンス取得者は、土地測量局から土地登記測量図の提供を受けるとともに、ライセンスを取得している測量会社を指名して境界の確定と測量図の作成を行う。
私有林	土地所有者及び土地所有者が承認した請負業者は、境界を確認するための石製の測量杭を管理しなければならない。
永久林	ライセンス取得者は、営林署長からの承認書を受取り、ライセンスを取得している測量会社を指名して第2種測量精度基準により境界の確定と測量図の作成を行う。
永久林又は州有林	ライセンス取得者は、ライセンスを取得している測量会社による測量を行い、永久林には測量杭、州有林には石製の測量杭を設置するとともに、伐採区域の境界に低木を植える。

資料：サバ州森林局

## B. 伐採区域の境界確定（最終確定作業）

森林局及び土地測量局は、ライセンス取得済の測量会社による測量、境界確定作業、測量図の作成が完了すると、最終的な境界確定作業を行う。

営林署の森林監督官又は森林局職員は、境界、マーキングされた境界上の立木及び境界の低木設置状況の調査と確認をし、測量図に基づいた境界の確認を行う。さらに境界上の任意の立木に森林局の刻印を打刻し、刻印を打刻した立木の座標をGPSにより取得して記録する。森林監督官又は森林局職員は、これらの結果を営林署長に報告する。

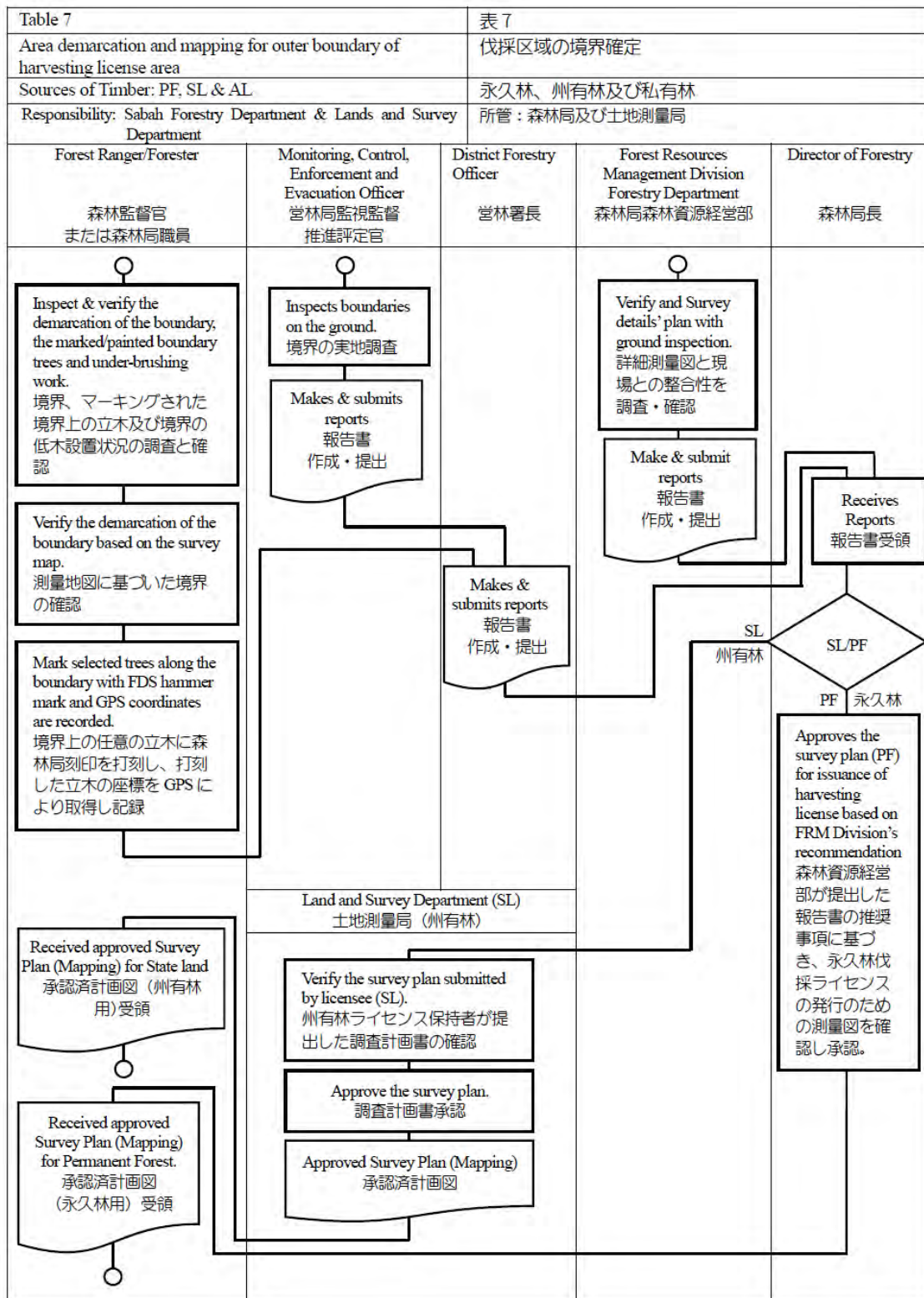
営林局監視監督推進評定官は、森林監督官又は森林局職員とは別に境界の実地調査を行って営林署長に報告書を提出する。

営林署長は、森林監督官又は森林局職員からの報告及び営林局監視監督推進評定官から受領した報告書を用いて報告書を作成し、報告書を森林局長に提出する。



二つの伐採区域の境界。下刈りをした緩衝帯を造り、看板でこの場所が緩衝帯であることと、それぞれ区域の管理者を表示する。

写真 4.1.a1 伐採区域の境界



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a11 伐採区域の境界確定（最終確定）手続き



さらに森林資源経営部は詳細測量図と現場との整合性の調査と確認を行い、報告書を作成して森林局長に提出する。

森林局長は州有林の境界確定については、森林資源経営部からの報告書に記載された推奨事項に基づき永久林の伐採ライセンス発行のための測量図及び報告書の内容を確認し、計画図を承認して伐採区域を最終的に確定して、これらの書類を土地測量局に回付する。

土地測量局は、森林局長から回付された報告書及び州有林ライセンス保持者が提出した調査計画書の内容を確認して調査計画書及び計画図の承認を決定する。

### 【証明書及び手続書類】

伐採区域の境界確定に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a16 伐採区域の境界確定に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit / Issuance 提出者または発行元	Recipient / Confirmation 受取人または確認者
SL 州有林	Registered Survey Paper 登録測量図	Land and Survey Department 土地測量局	Licensee / Land owner ライセンス所持者または土地所有者
		Licensee / Land owner ライセンス所持者または土地所有者 (転送)	Licensee Surveyor ライセンス取得済測量会社
※Table 7 ※表 7	Survey paper 測量図	Licensee Surveyor ライセンス取得済測量会社	Licensee / Land owner ライセンス所持者または土地所有者
PF 永久林	Letter of Offer & Survey Permit 発注書及び測量許可書	Director of Forestry 森林局長	Licensee ライセンス所持者
	Survey paper 測量図	Licensee Surveyor ライセンス取得済測量会社	Licensee ライセンス所持者
	Inspection Reports on boundaries 境界検査報告書	Monitoring Control, Enforcement and Evacuation Officer 営林局監視監督推進評定官	District Forestry Officer 営林局長
	Inspection Reports 調査報告書	District Forestry Officer 営林局長	Director of Forestry 森林局長
	Inspection Reports 調査報告書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Director of Forestry 森林局長
	Approved Survey Plan (Mapping) for PF 承認済測量計画図 (永久林用)	Director of Forestry 森林局長	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員
	Approved Survey Plan (Mapping) for SF 承認済測量計画図 (州有林用)	Land and Survey Department 土地測量局	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員

資料・監修：サバ州森林局



## ⑥立木調査

伐採区域を確定した後に立木調査を行う。

対象となる森林は、永久林、州有林及び私有林であるが、産業用人工林の伐採跡地に再造林した森林の伐採申請は、この項目の適用を除外する。

ライセンス取得者は、600ha未満の伐採区域については踏査による立木調査を、600ha以上の伐採区域については複数のL字型プロットを用いたサンプリング調査により立木調査を行い、営林署長に立木調査報告書を提出する。

営林署長は、立木調査報告書に記載されている樹種、有用果樹、立木蓄積量、区域全体の径級別立木本数などを、さらに600ha以上の伐採区域については、プロットの数と伐採区域におけるプロットの密度を現場で確認して森林局長に報告書を提出する。

森林局長は持続可能林経営部に営林署長から受領した立木調査報告書の評価を命令する。

森林局長の命を受けた森林局持続可能林経営部は、営林署長が森林局長官に提出した森林調査報告書の記載内容を必要に応じて現場で確認しながら評価し、問題がなければ立木調査報告書を承認する。

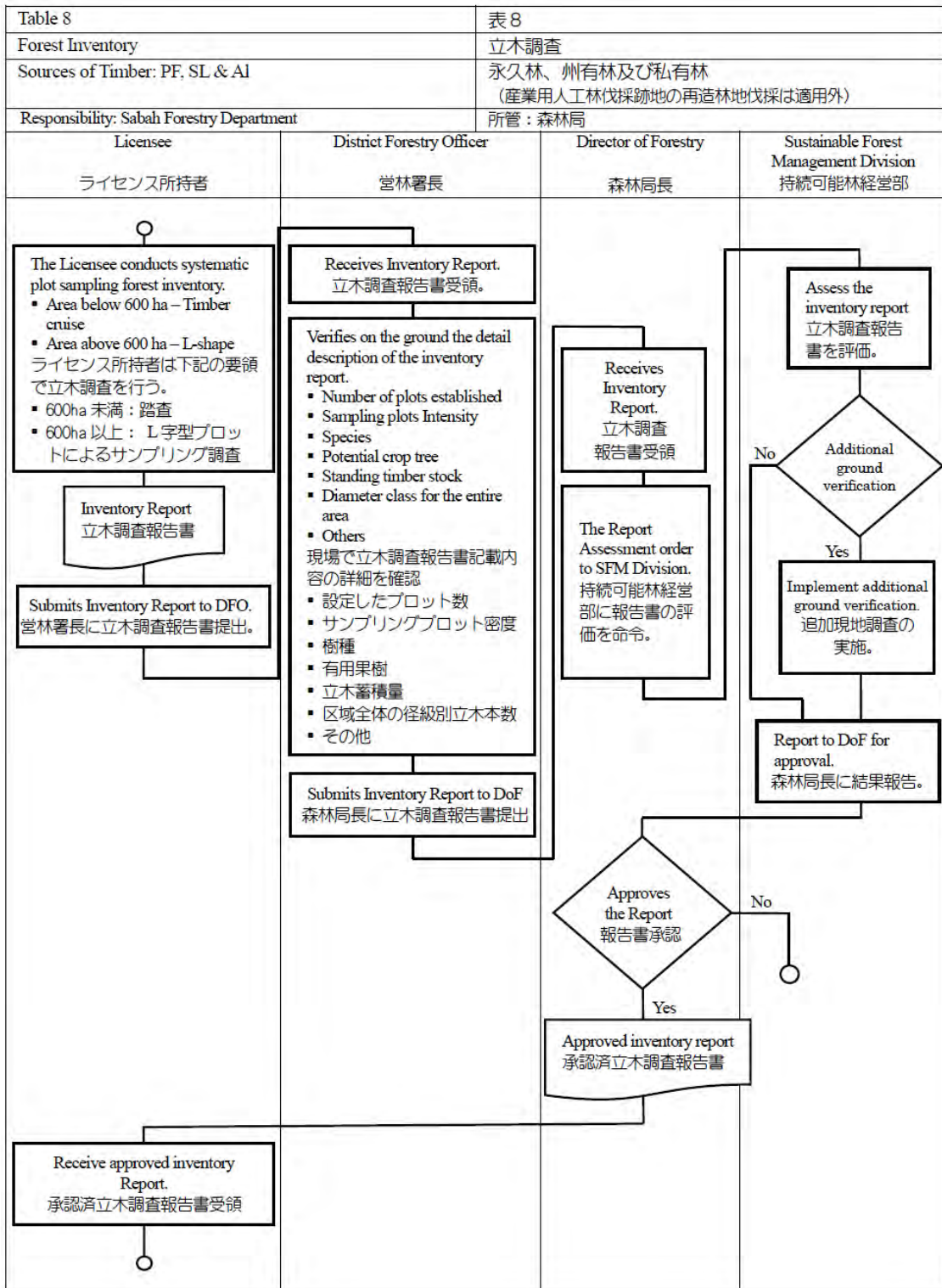
### 【証明書及び手続書類】

立木調査の承認に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a17 立木調査の承認に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Forest Inventory 立木調査	Inventory Report 立木調査報告書	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer 営林署長
		District Forestry Officer 営林署長 (回付)	Director of Forestry 森林局長
		Director of Forestry 森林局長 (回付)	Sustainable Forest Management Division 持続可能林経営部
※Table 8 ※表 8	Approved inventory report 承認済立木調査報告書	Director of Forestry 森林局長	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：サバ州森林局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a12 立木調査の手続き

## (2) 基準2 林内作業

基準2は、林内作業の各種要件を定めている。この中には作業員の資格要件、木材の管理方法及び関係政府機関との連携に係る事項を含んでいる。

基準2には、次表に掲げた4つの標準を設定している。なお、標準の内の伐採施業管理の一部は、基準1に関係している。

表 4.1.a18 基準2 林内作業のコンテンツ

標準	区分
①伐採施業管理	
②木材生産管理	A. 私有林 (II B 様式) B. 永久林、州有林材及び私有林材
③丸太輸送	A. 永久林、州有林、私有林 (産業用造林を除く) B. 産業用造林 (小規模所有者からのゴム材を含む)
④労働者の安全衛生	

### ①伐採施業管理

この標準は、低負荷式伐採方式による伐採(永久林)とそれ以外の伐採方式による伐採(永久林以外の森林)における森林局及び環境保護局による伐採施業管理方法を定めている。

サバ州では、永久林の伐採方法として低負荷式伐採が義務付けられている。

低負荷式伐採方式は、サバ州森林局が森林に与える影響を最小限に抑えるために開発した伐採方式で、関係する諸規定は『低負荷式伐採作業ガイドブック –マレーシアサバ州における森林伐採施業規則–』<sup>4</sup>として一冊の本にまとめられている。この本は「ガイドブック」と銘打っているが、その内容は森林局が正式に制定した規程である。

低負荷式伐採は、低負荷式伐採作業ガイドブックに記載されている最低資格基準を満たしている作業員が行わなければならない。低負荷式伐採に従事する作業員には、作業に従事する前に森林局傘下の林業研究所が開催する研修の受講及び訓練が義務付けられ、資格を修得した作業員は森林局に登録されるとともに、林業研究所が作業員に低負荷式伐採訓練証明書を発行する。

永久林の伐採を行う事業者は、低負荷式伐採業者のライセンス所持及び森林局への業者登録が必要である。そして、伐採の請負には伐採請負業者証明書が、さらに低負荷式伐採作業の請負には低負荷式伐採請負業者証明書が必要で、どちらの証明書も森林局が事業所を登録した上で発行する。

なお、州有林及び私有林には低負荷式伐採の実施は義務付けられていないが、州有林及び私有林の伐採を請負う業者は森林局に登録している低負荷式伐採登録業者でなければならない。

<sup>4</sup> Sabah Forestry Department, “RIL Operation Guide Book –Code of Practice for Forest Harvesting in Sabah, Malaysia”

表 4.1.a19 低負荷式伐採作業担当者の最低資格基準

区 分	最低資格基準
伐倒作業者	サバ州林業研究所又はサバ州森林局が同等又は推奨する機関として推奨した機関が発行する認証された伐倒作業者用の低負荷式伐採作業者証明書所持。
トラクター運転手	サバ州林業研究所又はサバ州森林局が同等又は推奨する機関として推奨した機関が発行し、サバ州森林局が認証したトラクター運転手用の低負荷式伐採作業者証明書所持。
ログフィッシャー運転手	サバ州林業研究所又はサバ州森林局が同等又は推奨する機関が発行し、サバ州森林局が認証したログフィッシャー操縦者用の低負荷式伐採作業者証明書所持。
伐倒対象木特定作業者 (Chockermen)	公共政策研究所又は同等機関により発行され、サバ州森林局が認証した伐倒対象木特定作業者（伐倒対象木にテープを用いて印を付ける作業を担当する者）用低負荷式伐採作業者証明書を持っていること。
監督者	林学士号又は同等の資格、サバ州林業研究所若しくはサバ州森林局が同等又は推奨する機関が発行した森林警備隊員証明書所持及びサバ州林業研究所又は森林局が発行した低負荷式伐採監督者証明書所持。
計画策定者	林学士号又は同等の資格、サバ州林業研究所若しくはサバ州森林局が同等又は推奨する機関が発行した森林警備隊員証明書所持及びサバ州林業研究所若しくは森林局が発行した低負荷式伐採計画の監督者証明書又は低負荷式伐採の計画策定者証明書所持。
管理者	林学士号又は同等の資格、サバ州林業研究所若しくはサバ州森林局が同等又は推奨する機関が発行した森林警備隊員証明書所持及びサバ州林業研究所若しくは森林局が発行した低負荷式伐採の監督者証明書又は低負荷式伐採計画の策定者証明書所持。
監査人	林学士号若しくは同等の資格又はサバ州林業研究所が発行した低負荷式伐採の監督者証明書又は低負荷式伐採の計画策定者証明書所持

資料：Sabah Forestry Department, “RIL Operation Guide Book -Code of Practice for Forest Harvesting in Sabah, Malaysia”, p7

#### A. 低負荷式伐採（永久林）の伐採施業管理

##### a. 営林署長が行う伐採管理業務

低負荷式伐採の伐採施業管理において、営林署長が行う管理業務は次のとおりである。

##### ア. 法令遵守の確認（伐採期間中）

- 伐採作業中の総合伐採計画書及び低負荷式伐採方法ガイドラインの遵守。
- ライセンス条項の遵守。
- その他森林局長通達の遵守。

##### イ. 現場確認（伐採前及び伐採期間中）

- 急傾斜地、河岸保護地、緩衝帯のような伐採禁止地域における現地での明確な表示と保護実施の確認。

##### ウ. 作業員資格の確認（伐採前及び伐採期間中）

- 全ての林業関係作業員が前表の最低資格基準を達成しているかを確認。

##### エ. 報告書の作成

- 四半期別伐採状況報告書を作成し森林局長に提出。
- 完了検査報告書を作成し、伐採作業完了後 6 か月以内に森林局長に提出。

#### **b.森林監督官又は森林局職員が行う伐採施業管理**

森林監督官又は森林局職員は伐採期間中を通じて、伐採日報及び日報データの更新（追加）を管理する。

#### **B.低負荷式伐採方式以外の伐採施業管理**

##### **【営林署長が行う伐採管理業務】**

低負荷式伐採の伐採施業管理において、営林署長が行う管理業務は次のとおりである。

##### **a. 業者登録の確認（伐採作業前）**

全ての伐採請負業者の森林局への登録を確認する。

##### **b. 報告書の作成**

四半期別伐採状況報告書を作成し、森林局長に提出する。

#### **C.刻印の確認（伐採作業前）**

営林署長は、ライセンス保持者が登録済の適正な刻印を準備しているか確認する。

#### **D.シリアルナンバー（検量申請受付時）**

森林監督官又は森林局職員は、検量申請があったときに丸太に刻み込まれたシリアルナンバーを確認する。

#### **E.有効な占有許可書及び暫定操業ライセンスの確認（伐採作業前及び伐採期間中）**

営林署長は、伐採作業前に永久林にあっては有効な搬出区域占有許可書、州有林にあっては搬出区域暫定操業ライセンスを確認する。

#### **F.環境条件協定又は緩和措置宣言書の履行状況（四半期）**

環境保護局は、次の事項を実施する。

- 環境条件協定又は緩和措置宣言書に基づく措置の履行を監視する。
- 州政府に登録された環境コンサルタントによる査察を実施し、環境コンサルタントが提出する報告書により監視を行うとともに、苦情が生じたときは速やかに現場を確認する。

#### **G.野生生物局への通知の確認（伐採作業前）**

営林署長は、伐採作業開始1か月前に行う野生生物局への通知の履行を確認する。

表 4.1.a20 伐採施業管理の確認手続き

	Verification Item 確認事項	Verification Schedule 確認頻度							
		Before harvesting operation	Commencement of harvesting operation	Throughout harvesting operation	After harvesting operation	Applying scaling order	Every two weeks	Every quart	Every four months
		伐採前	伐採作業前	伐採期間中	伐採後	換量申請時	毎2週間	毎四半期	毎4か月
1. RIL (PF) 低負荷伐採方式 (永久林)									
DFO 営林署長	i	<ul style="list-style-type: none"> <li>The harvesting operations are carried out in accordance with CHP and RIL guidelines</li> <li>In compliance with the license condition.</li> <li>Other written directives issued by the DoF.</li> <li>伐採作業中の総合伐採計画書及び低負荷式伐採方式ガイドライン遵守。</li> <li>ライセンス条項の遵守。</li> <li>その他森林局長通達の遵守。</li> </ul>			✓				
	ii	<ul style="list-style-type: none"> <li>The area prohibited from harvesting such as steep slopes, riparian reserve and buffer zone are clearly marked on the ground and protected.</li> <li>急傾斜地、河岸保護地、バッファゾーンその他の伐採禁止地域現地における明確な表示と保護実施の確認。</li> </ul>	✓		✓				
	iii	<ul style="list-style-type: none"> <li>All relevant key forest workers are properly trained with minimum competency standard as specified in Table 1.2 within the RIL Operation Guide Book prior and/or during the harvesting operation.</li> <li>伐採前及び伐採期間中を通じて、全ての林業関係作業員が低負荷式伐採方式ガイドラインの表 1.2 に掲げられている最低資格基準を満たしているか確認。</li> </ul>	✓		✓				
	iv	<ul style="list-style-type: none"> <li>Logging contracts are registered with FDS as certified RIL Logging Contractor once, before the harvesting operation commences.</li> <li>伐採作業前に、伐採請負業者が低負荷式伐採方式伐採請負業者として森林局に登録されているか確認。</li> </ul>		✓					
Forest Ranger / Forester 森林監督官 または 森林局職員	v	<ul style="list-style-type: none"> <li>Daily Felling Record is maintained and updated daily during harvesting operation.</li> <li>伐採作業期間中の伐採日報の管理及び同台帳への毎日のデータ更新 (追加) を確認。</li> </ul>	✓		✓				



	Verification Item 確認事項	Verification Schedule 確認頻度								
		Before harvesting operation	Commencement of harvesting operation	Throughout harvesting operation	After harvesting operation	Applying scaling order	Every two weeks	Every quart	Every four months	
		伐採前	伐採作業前	伐採期間中	伐採後	検量申請時	毎2週間	毎四半期	毎4か月	
DFO 営林署長	vi	<ul style="list-style-type: none"> <li>Prepares and submits Quarterly Logging Progress Report to the Director of Forestry quarterly.</li> <li>四半期ごとに四半期別伐採状況報告書を準備し、森林局長に提出。</li> </ul>							✓	
	vii	<ul style="list-style-type: none"> <li>Prepare and submits Closing Inspection Report to the Director of Forestry within six months after harvesting operations is completed.</li> <li>完了検査報告書を準備し、伐採作業完了後6か月以内に森林局長に提出。</li> </ul>				✓				
2. Non-RIL 低負荷式伐採方式以外（永久林以外の森林）										
DFO 営林署長	i	<ul style="list-style-type: none"> <li>All logging contractors are registered with FDS once before the harvesting operation commences.</li> <li>伐採作業前に全ての伐採請負業者が森林局に登録されているか確認。</li> </ul>		✓						
	ii	<ul style="list-style-type: none"> <li>Prepare and submits Quarterly Logging Progress Report to the Director of Forestry quarterly.</li> <li>四半期ごとに四半期別伐採状況報告書を準備し、森林局長に提出。</li> </ul>								✓
3. Hammer Mark 刻印										
DFO 営林署長		<ul style="list-style-type: none"> <li>Record the licensee's registered Property Hammer Mark before harvesting operation commences.</li> <li>伐採作業前にライセンス所持者が登録した適正な刻印を準備しているか確認・記録。</li> </ul>		✓						
4. Serial Number シリアルナンバー										
Forest Ranger / Forester 森林監督官 または 森林局職員		<ul style="list-style-type: none"> <li>Verify serial numbers incised on each logs when apply for scaling order.</li> <li>検量申請受付時に丸太に刻み込まれたシリアルナンバーを確認。</li> </ul>					✓			
5. Valid Occupation Permit or TOL 有効な占有許可書及び暫定操業ライセンス										
DFO 営林署長		<ul style="list-style-type: none"> <li>Verify that the area occupied for stumping within PF has valid occupation permit or TOL for stumping inside SL before harvesting operation commences.</li> <li>伐採作業前に永久林にあっては有効な搬出区域占有許可書、州有林にあっては搬出区域暫定操業ライセンスを確認。</li> </ul>		✓	✓					
6. AEC or MD 環境条件協定または緩和措置宣言書										
EPD 環境保護局		<ul style="list-style-type: none"> <li>Monitors the implementation of mitigation measures as stated under the AEC or MD.</li> <li>環境条件協定書または緩和措置宣言書に基づく緩和措置の履行を監視。</li> </ul>								✓
7. ECR & Monitoring 査察とモニタリング										
EPD 環境保護局		<ul style="list-style-type: none"> <li>Monitors the submission of ECR by a registered environmental consultant based on the specified period stated in the AEC/MD, and conducts ground inspection immediately once a complain is received.</li> </ul>								✓

	Verification Item 確認事項	Verification Schedule 確認頻度							
		Before harvesting operation	Commencement of harvesting operation	Throughout harvesting operation	After harvesting operation	Applying scaling order	Every two weeks	Every quart	Every four months
		伐採前	伐採作業前	伐採期間中	伐採後	検量申請時	毎2週間	毎四半期	毎4か月
	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録された環境コンサルタントによる査察を実施し、環境コンサルタントが提出する報告書により監視を行うとともに、苦情が生じたときは速やかに現場を確認。</li> </ul>								
8. Notification Letter to Wildlife Department 野生生物局への通知書									
DFO 営林署長	<ul style="list-style-type: none"> <li>Checks notification letter to Wildlife Department one month before commencing harvesting operation for any area to be harvested.</li> <li>伐採作業前1か月前に通知した野生生物局宛通知書の確認。</li> </ul>		✓						

資料・監修：サバ州森林局



## 【証明書及び手続書類】

伐採施業管理に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a21 伐採施業管理に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL (excluding IIP) 永久林、州有林及び私有林 (産業用造林を除く)	Daily Felling Records 伐採日報	Licensee ライセンス所持者	Forest Ranger /Forester (Verification) 森林監督官または森林 局職員 (確認)
	Marked on the ground for steep slope, riparian reserve. 急傾斜地、河岸保護地、バッファゾーン保 護のための現場への表示	Licensee ライセンス所持者	Forest Ranger /Forester (Verification) 森林監督官または森林 局職員 (確認)
	Closing Inspection Report 完了検査報告書	District Forestry Officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
	Quarterly Logging Progress Report 四半期別伐採状況報告書	District Forestry Officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
	Registered Hammer Mark 登録済刻印	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer 営林署長
	Occupation Permit (PF) or TOL (SL) 占有許可書 (永久林)または搬出区域暫定操業 ライセンス (州有林)	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer 営林署長
	RIL Logging contractor certificate 低負荷伐採方式伐採業者契約証明書	Contractor 請負業者	District Forestry Officer 営林署長
	Logging contractor certificate 伐採業者契約証明書	Contractor 請負業者	District Forestry Officer 営林署長
	Workers RIL training certificate 低負荷伐採方式労働者訓練証明書	Workers 労働者	District Forestry Officer 営林署長
	Log list 丸太一覧表	Contractor 請負業者	District Forestry Officer 営林署長
	Letter of Compliance to the AEC /MD issued by EPD 環境保護局が発行した環境条件協定または緩和 措置宣言を遵守する旨を記載した宣誓書	Licensee /Land owner ライセンス保持者また 土地所有者	Environment Protection Department (Verification) 環境保護局 (確認)
※Table 9 ※表 9	Notification letter to Wildland Department 野生生物局への通知文書	Licensee /Land owner ライセンス保持者また 土地所有者	District Forestry Officer (Verification) 営林署長 (確認)

資料・監修：サバ州森林局

## ②木材生産管理

この標準は、私有林（ⅡB 様式）と永久林、州有林及び私有林（ⅡB 様式以外）に区分して木材生産管理の方法を規定している。

なお、ⅡB 様式とは、サバ州においては林業部門のみに関わらず民間部門の事業所又は個人が私有財産に係る行政の許可を申請するときに用いる様式である。ここでいう「私有林（ⅡB 様式）」とは、私有林から一時的な木材生産活動により伐採する許可を州政府に申請することを意味しており、土木工事などである程度の面積の伐採を要するときや林地を農地に転用するときなどに用いる。一方で、「私有林（ⅡB 様式以外）」とは、ライセンス有効期限が 99 年に及ぶ私有林（Alienated Land）を意味しており、この私有林では「私有林（ⅡB 様式）」とは異なり、継続的な林業・木材生産活動を前提として州政府がライセンスを発行している。

## A.私有林（ⅡB 様式）

### a.伐採前の手続き

ⅡB 様式を用いて私有林の木材の生産を州政府に申請する土地所有者は、ⅡB 様式による申請書の作成、伐採対象の土地所有権の証明並びに請負業者との木材輸送及び廃材処理契約の締結を行わなければならない。

ⅡB 様式による申請書は、林地が所在する地域の営林署長宛に行う。

土地所有者による土地所有権の証明は、土地所有証明書、地権者確認書又は土地取得代金領収書により行い、これらの写しを林地が所在する地域の営林署長に送付する。

土地所有者から土地所有権を証明する書類を受付けた営林署長は、土地所有権の確認を行う。営林署長は、書類で土地所有権の確認をした後に、土地所有者からのⅡB 様式による申請書を受付け、申請があった林地において目視による木材蓄積量の算定及び境界を示す石製測量杭の確認を行う。営林署長は現場確認により適正が確認できたときに承認報告書を作成し、森林局長に報告書を提出する。土地所有者は、営林署長が森林局長に承認報告書を提出すると伐採が行える。

### b.伐採後の手続き

伐採を終えた土地所有者は、ロイヤリティを支払い、そして伐採した木材の販売又は廃棄をしなければならない。そのためには、林地が所在する地域の営林署長に対してⅡB 様式による申請書を提出する。

土地所有者からの申請を受け付けた営林署長は、伐採地で伐採面積を測定するとともにロイヤリティ算定のために伐採した丸太の検量を行い、その結果を報告書にとりまとめて森林局長に提出する。

報告書を受領した森林局長は、営林署長が作成した報告書を森林局森林資源経営部に回付する。

森林局長から回付された報告書を受領した森林資源経営部は、報告書に記載されている丸太生産量が伐採面積に応じた量であることを審査し、推奨事項書を作成して森林局長に提出する。

森林局長は、営林署長が土地所有者による伐採が行われる前に作成し森林局長に提出した承認報告書及び伐採後の手続きを経て森林資源経営部が森林局長に提出した承認書を審査し、これらが適正であると判断したときは承認書を森林資源経営部に発行する。

森林局長から承認書を受領した森林資源経営部は、土地所有者に木材の移動を許可するための木材移動許可書を発行するよう営林署の森林監督官又は森林局職員に命じ、森林監督官又は森林局職員は土地所有者に移動許可書とともに、木材の所有権の移転及び廃棄を許可する木材除却許可書を発行する。

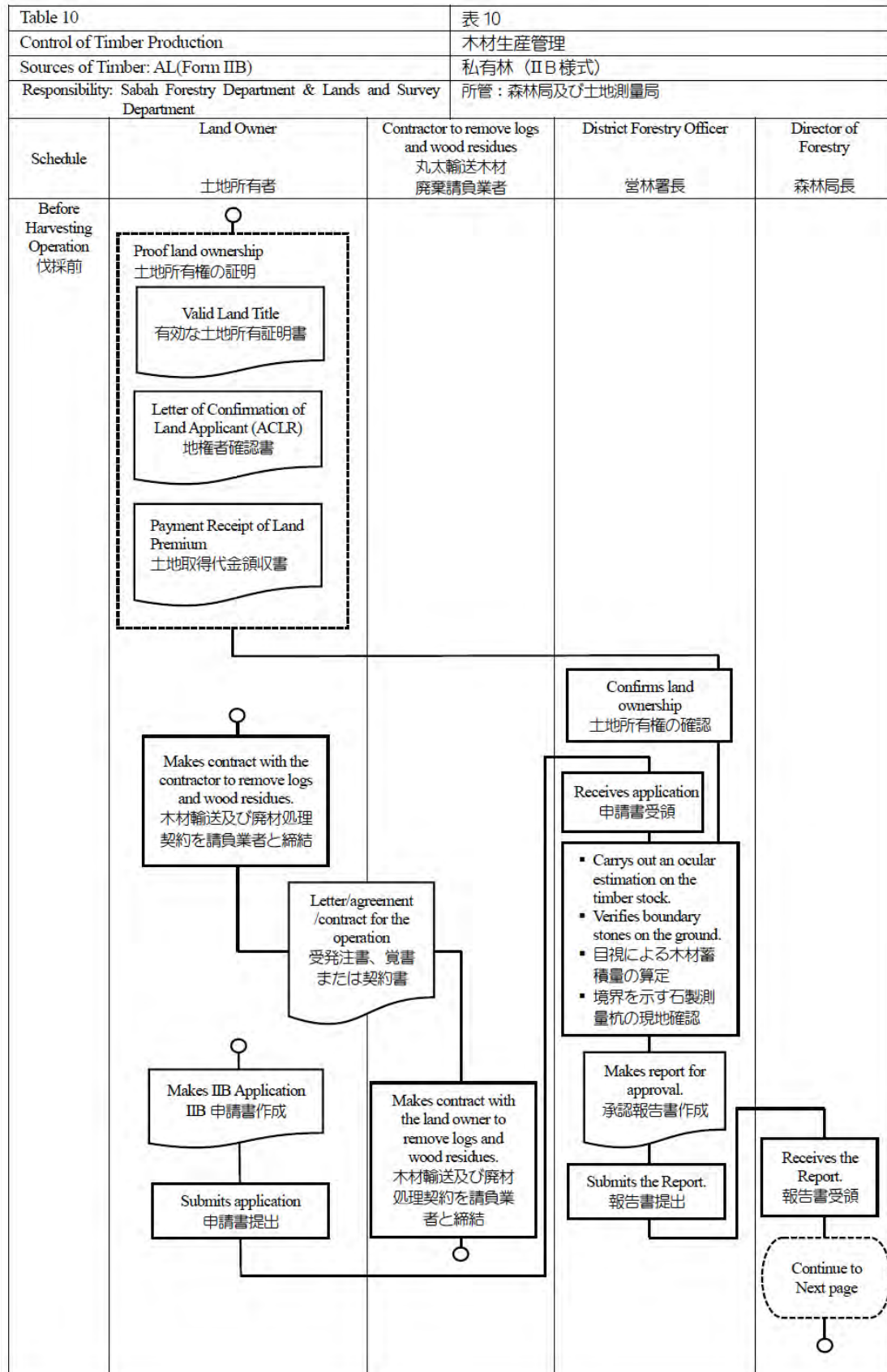
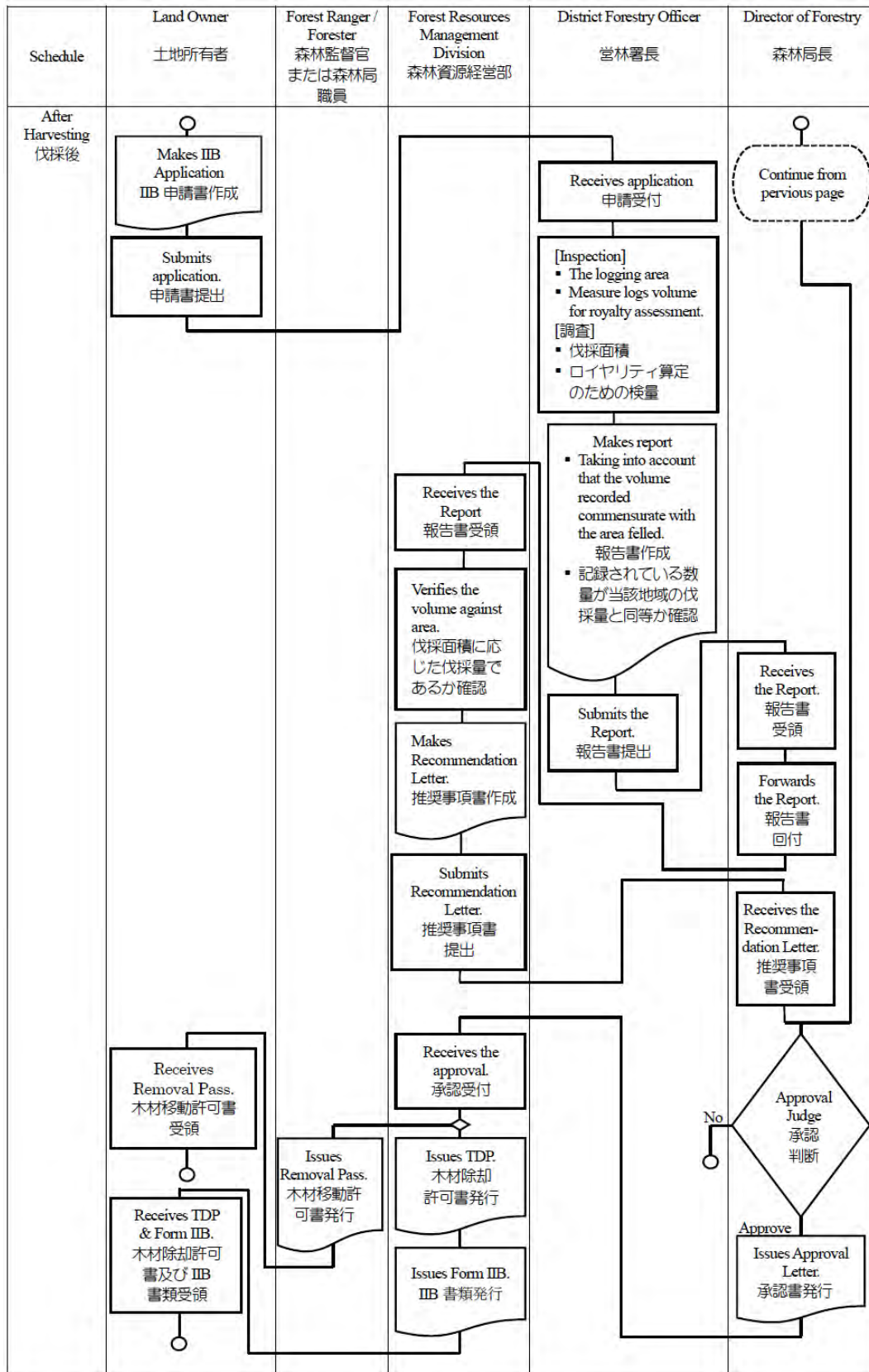


図 4.1.a13 私有林 (IIB 様式) の木材生産管理手続き



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a13 私有林（IIB 様式）の木材生産管理手続き（続き）

## B.産業用造林（小規模山林所有者からの小径ゴム材を含む産業用造林）の木材生産管理

### a.永久林

永久林の産業用造林ライセンス所持者には、次に掲げた義務が課される。

- 承認された年間作業計画書に掲げられている伐採区画の人工林材だけが搬出可。
- 人工林材の生産量を材積又は重量により記録し、輸送許可書発行のために営林署長にこの記録を提出。
- 伐採ライセンス契約書又は林班立入許可書の携行。
- 森林局に登録されている伐採請負業者の使用。
- 森林局長に四半期別伐採作業報告書を提出。
- 製材工場又は合板工場の加工のために所有を示す刻印を営林署に登録。
- 製材工場の加工のための全ての丸太にシリアルナンバーの刻み込み。
- 森林保護地域を伐採するときは、伐採許可を取得。
- ライセンス所持者及び指名された請負業者は、環境影響に記載された緩和措置を遵守。

以上のライセンス所持者の義務履行を確認するために、森林局は次の確認作業を行う。

### ア. 営林署長

- 伐採期間を通じて、全ての人工林丸太が年間作業計画で承認されたエリアから生産されているかを確認する。
- 伐採期間を通じて、ライセンス所持者又は伐採請負業者の伐採ライセンス又は林班立入許可書の所持を確認する。
- 毎年、伐採請負業者の有効な年間登録証明書の所持を確認する。
- 伐採期間を通じて、保護林内での伐採エリアの有効な占有許可書を確認する。
- 伐採期間を通じて、四半期別伐採状況報告書の作成、森林局長への同報告書の四半期ごとの提出を確認する。

### イ. 森林監督官又は森林局職員

- 発行した輸送許可書が丸太に添付されているか確認する。
- 毎月、全ての人工林丸太の材積又は重量を記録している月別生産記録と丸太輸送許可書の内容の整合性を確認する。
- 製材工場又は合板工場に輸送する前に、全ての人工林丸太のシリアルナンバー及び登録された刻印の表示を確認する。

#### **b.州有林又は私有林**

永久林以外の州有林又は私有林の産業用造林について、森林局及び環境保護局は次のような確認を行う。

##### **ア. 営林署長**

- ライセンス所持者による移動許可書申請時に、全ての人工林丸太へのライセンス所持者が登録した刻印の表示を無作為抽出検査により確認する。
- 丸太検査及びライセンス所持者による移動許可書申請時に、全ての製材用人工林丸太にシリアルナンバーが刻まれているか確認する。

##### **イ. 森林監督官又は森林局職員**

人工林丸太を輸送する前に「ロイヤリティ免除」の文字が入ったスタンプを押した輸送許可を発行し、輸送する丸太材積の概数を記録する。

##### **ウ. 環境保護局**

- 環境条件協定又は緩和措置宣誓書に指標として記載された緩和措置の実行を四半期ごとにモニタリングを行う。
- 環境条件協定又は緩和措置宣誓書に記載された登録済環境コンサルタントにより提出された環境法令遵守報告書の実行を四半期ごとにモニタリングするとともに、苦情があったときは、直ちに現地調査を発令する。



表 4.1.a22 永久林産業用造林の木材生産管理確認手続き

	Verification Item 確認事項	Verification Schedule 確認頻度					For sawmill or plywood mill processing 製材/合板 工場加工時
		Throughout harvesting operation	Before the issuance of Transit Pass	Monthly	Quarterly	Annually	
		伐採期間中	輸送許可書 発行前	毎月	毎四半期	毎年	
DFO 営林署長	DFO verifies that all plantations logs are extracted from an area as approved in the AWP. 営林署長は、すべての人工林丸太が年間作業計画で承認されたエリアから生産されたものか確認する。	✓					
Forest Ranger/ Forester 森林監督官また は森林局職員	Forest Ranger / Forester checks harvested logs prior to issuance of Transit Pass. 森林監督官または森林局職員は、発行した輸送許可書が伐採された丸太に添付されているか確認する。		✓				
	Forest ranger / Forester verifies monthly production records for all plantation logs based on volume or weight as stated in the Transit Pass. 森林監督官または森林局職員は、全ての人工林丸太の材積または重量を記録している月別生産記録と丸太輸送許可書の内容が同じか確認する。			✓			
DFO 営林署長	DFO verifies that the licensee / logging contractors adhered to the harvesting license / coupe permit conditions throughout the harvesting operation. 営林署長は、ライセンス所持者または伐採請負業者が伐採作業期間を通じて伐採ライセンスまたは林班立入許可書を所持しているか確認する。	✓					
	DFO verifies that Quarterly Logging Progress Report is prepared and submitted to the Director of Forest quarterly. 営林署長は、四半期別伐採状況報告書が作成され、四半期ごとに森林局長に提出されているか確認する。	✓			✓		
	DFO verifies that logging contractor has a valid annual registration certificate. 営林署長は、伐採請負業者が有効な年間登録証明書を所持しているか確認する。					✓	
Forest Ranger/ Forester 森林監督官また は森林局職員	Forest Ranger / Forester verifies that all plantation logs incised with serial numbers and are hammer marked with registered Property hammer mark prior to transportation. 森林監督官または森林局職員は、輸送する前に全ての人工林丸太にシリアルナンバー及び登録された刻印が刻み込まれているか確認する。						✓
DFO 営林署長	DFO verifies that areas occupied for stumping within forest reserve have a valid occupation permit. 営林署長は、保護林内での伐採を行うエリアに有効な占有許可書があるか確認する。	✓					

資料・監修：サバ州森林局

表 4.1.a23 州有林又は私有林の産業用造林の木材生産管理確認手続き

	Verification Item 確認事項	Verification Schedule	
		Every four months	When the land owner applies for log inspection and Removal Pass
		毎4か月	丸太検査及び移動許可書申請時
DFO 営林署長	DFO Verifies that all plantations logs are hammer marked (randomly) with registered Property hammer mark. 営林署長は、全ての人工林丸太に登録された刻印が刻まれている（無作為）を確認する。		✓
	DFO verifies that all plantation logs for sawmill processing are incised with serial numbers. 営林署長は、全ての製材加工用人工林丸太にシリアルナンバーが刻み込まれているを確認する。		✓
Forest Ranger/ Forester 森林監督官または森林局職員	Forest ranger / Forester issues Removal Pass with the word "Royalty Exempted" stamped on it and records the approximate volume of timber removed. 森林監督官または森林局職員は人工林材を輸送するために、「ロイヤリティ免除」の文字が入ったスタンプを押した輸送許可書を発行し、輸送する丸太材積の概数を記録する。		✓
EPD 環境保護司	EPD monitors the implementation of mitigation measures as stated under the AEC or MD. 環境保護司は、環境条件協定または緩和措置宣誓書に指標として記載された緩和措置の実行をモニタリングする。	✓	
	EPD monitors the submission of ECR by a registered environmental consultant based on the specified period started in the AEC / MD, and conducts ground inspection immediately once a complaint is received. 環境保護司は、環境条件協定または緩和措置宣誓書に記載された開始時期に基づき登録された環境コンサルタントによって提出された環境法令遵守報告書の実行をモニタリングするとともに、苦情があったときは、直ちに現地調査を発令する。	✓	

資料・監修：サバ州森林局



【証明書及び手続き書類】

木材生産管理に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a24 木材生産管理に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
AL (Form II B) (excluding ITP) 私有林 (IIB 様式) (産業用造林材を除く)	Proof land ownership (Valid Land Title, Letter of Confirmation of Land Applicant & Payment Receipt of Land Premium) 土地所有権の証明 (有効な土地所有証明書、地権者確認書及び土地取得代金領収書)	Land Owner 土地所有者	District Forestry Officer 営林署長
	Letter /agreement /contract for the operation between land owner and contractor to remove logs and wood residues 土地所有者と丸太輸送・木材廃棄請負業者間の受発注書、覚書または契約書	Land Owner 土地所有者	District Forestry Officer 営林署長
	Letter of confirmation of land ownership or status from the ACLR (Assistant Collector of land Revenue). 土地所有確認書または地代歳入補助員が発行した土地に係る確認書	Land Owner 土地所有者	District Forestry Officer 営林署長
	Form IIB Application (before logging) IIB 様式申請書 (伐採前)	Land Owner 土地所有者	District Forestry Officer 営林署長
	The report for approval 承認報告書	District Forestry Officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
	Form IIB Application (after logging) IIB 様式申請書 (伐採後)	Land Owner 土地所有者	District Forestry Officer 営林署長
	Inspection Report (after logging) 調査報告書 (伐採後)	District Forestry Officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
		Director of Forestry 森林局長 (回付)	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Recommendation Letter 推奨報告書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Director of Forestry 森林局長
	Approval Letter 承認確認書	Director of Forestry 森林局長	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Removal Pass 木材移動許可書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員	Land Owner 土地所有者
	Timber Disposal Pass 木材除却許可書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Land Owner 土地所有者
	Form IIB IIB 書類	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Land Owner 土地所有者
※Table 10 ※表 10			
ITP (PF) 産業用造林 (永久林)	Quarterly Logging Progress Report 四半期別伐採作業報告書	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer 営林署長
	Monthly Production Report 月次生産報告書	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer 営林署長
	Registered Property Hammer Mark 登録済生産者用刻印	Licensee ライセンス所持者	Sawmill 製材工場
	Logging Contractor Registration Certificate 伐採請負業者登録証明書	Contractor 請負業者	District Forestry Officer (verification) 営林署長 (確認)
	Log list for sawmill processing 製材工場の加工のための丸太一覧表	Licensee ライセンス所持者	Sawmill 製材工場
	Occupation Permit 占有許可書	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer (verification) 営林署長 (確認)
	Transit Pass 木材輸送許可書	District Forestry Officer 営林署長	District Forestry Officer 営林署長
	Removal Pass 木材移動許可書	District Forestry Officer 営林署長	District Forestry Officer 営林署長
	Letter of Compliance to the AEC /MD issued by EPD 環境保護局が発行した環境条件協定または緩和措置宣言を遵守する旨を記載した宣誓書	Licensee ライセンス保持者	Environment Protection Department (Verification) 環境保護局 (確認)
	※Table 11 ※表 11		

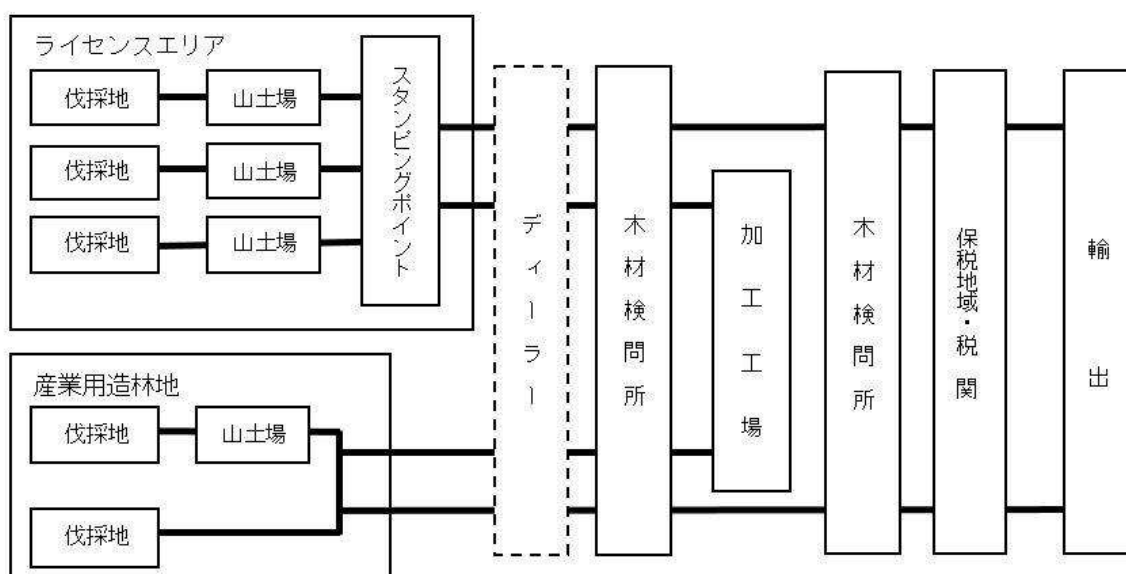
資料・監修：サバ州森林局

### ③丸太輸送

この標準は、ライセンスエリア又は同エリア内のスタンピングポイントを起点として、丸太が工場又は輸出のための積出港に至るまでの過程における丸太の管理を規定している。

スタンピングポイントとは、伐採現場又は伐採現場付近の山土場から集めた丸太をライセンスエリアから出荷する前に集荷する比較的規模が大きい貯木場をいう。

この標準は、丸太を生産した森林区分別流通段階別に構成している。



注：一部の丸太の流通にディーラーが介在する場合がある。

図 4.1.a14 サバ州の丸太流通の概要図

#### A. 産業用造林材以外の丸太

##### a. スタンピングポイント又はライセンスエリア

スタンピングポイントまたライセンスエリアから次項の水面貯木場荷揚地又は工場入口の車両重量計までの流通過程では、天然林丸太とその他の丸太に管理方法を分けて設定している。

##### ア. 天然林丸太

森林監督官又は森林局職員は、ライセンス所持者による全ての丸太に係るロイヤリティを含む法定課徴金の納付を確認する。

ライセンス所持者はこの確認作業が終了した後、丸太に登録済企業刻印を打刻する。森林監督官又は森林局職員は、丸太に打刻された登録済企業刻印を確認した後に、木材除却許可書及び木材移動許可書をライセンス所持者に発行する。

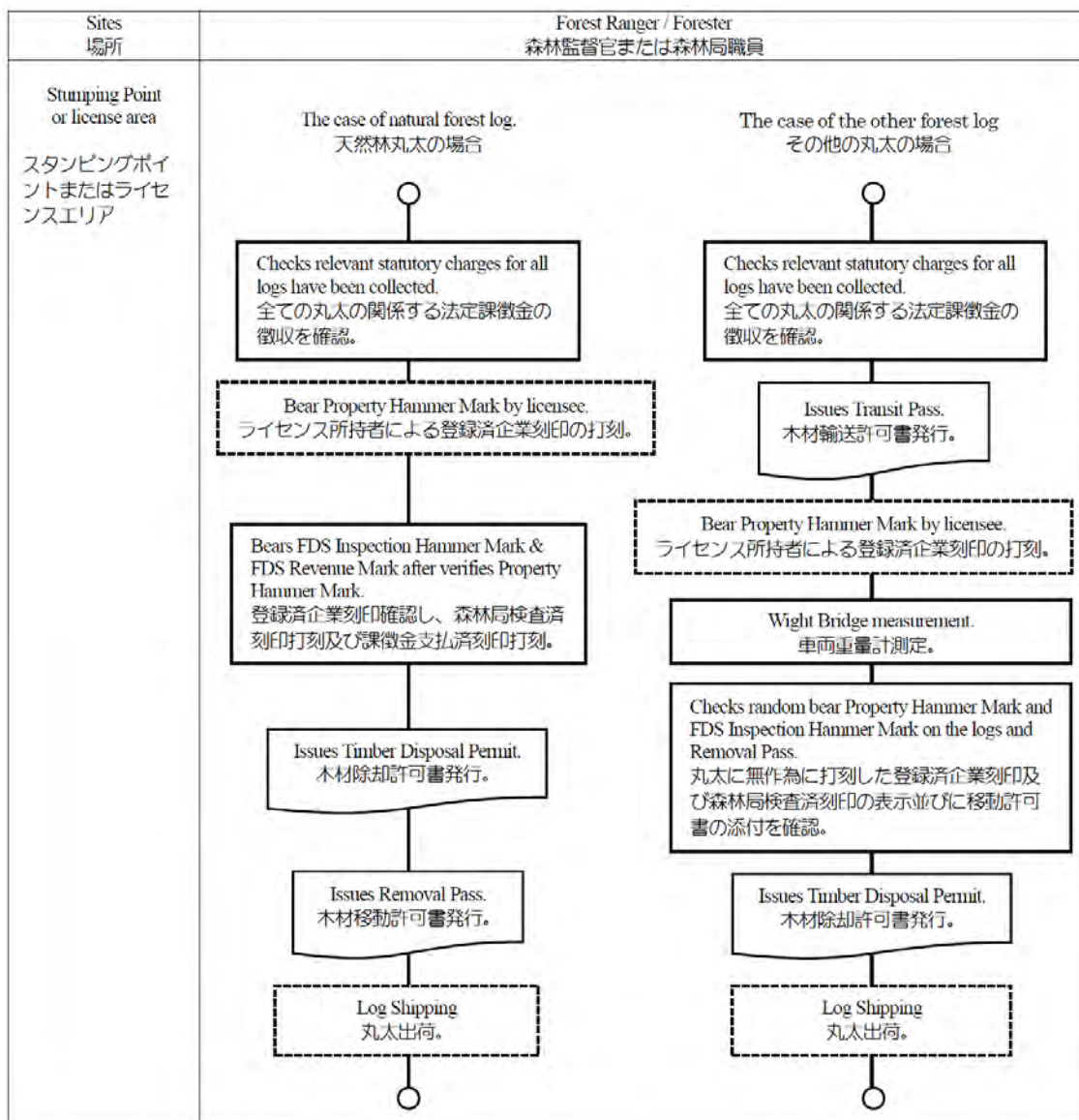
ライセンス所持者は、森林監督官又は森林局職員からこれらの許可書を受け取った後に丸太をライセンスエリア外に出荷できる。

##### イ. その他の丸太

森林監督官又は森林局職員は、ライセンス所持者による全ての丸太に係るロイヤリティを含む法定課徴金の納付を確認し、ライセンス所持者に木材輸送許可書を発行する。

ライセンス所持者は、森林監督官又は森林局職員から木材輸送許可書を受領した後に、丸太に登録済企業刻印を打刻する。天然林材以外の丸太への刻印打刻方法は、天然林材が全量であるのに対し、天然林丸太以外の丸太への刻印打刻は無作為に任意の丸太に行うランダムベアである。森林監督官又は森林局職員は、任意の丸太に打刻された登録済企業刻印を確認し、木材除却許可書を発行する。ライセンス所持者は、森林監督官又は森林局職員からこれらの許可書を受け取った後に丸太をライセンスエリア外に出荷できる。

なお、2016年12月からサバ州森林局は、木材合法性システムを経て生産し、流通している木材に用いる木材移動許可書、木材輸送許可書及び木材除却許可書には「サバ州木材合法性保証システム準拠」のスタンプを押印し、木材合法性システムを経て生産した木材とそれ以外の木材との分別を書類上でもより明確、かつ、的確に行えるよう体制を整備している（図 4.1.10 参照）。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a15 ライセンスエリアにおける丸太輸送の手続き（産業用造林材以外の丸太）

## **b. 水面貯木場荷揚地又は工場入口の車両重量計**

ライセンスエリアから出荷された丸太は、陸路又は水路を経て工場又は保税地域に到着する。ただし、これらの丸太は、工場敷地に運び込む前又は保税地域に入る前に森林監督官又は森林局職員による次の手続きを経なければならない。

森林監督官又は森林局職員は、天然林丸太にあつては全ての丸太に打刻された、天然林材以外からの丸太にあつては任意の丸太に打刻された登録済企業刻印及び森林検査済刻印の表示並びに輸送許可書の添付を確認し、これらが確認できた丸太又は丸太の荷口については、工場敷地内又は保税地域内への運び込みを許可する。さらに、森林監督官又は森林局職員は、これらの丸太に係るデータを丸太入荷台帳に記録する。

## **c. 工場又は積出港**

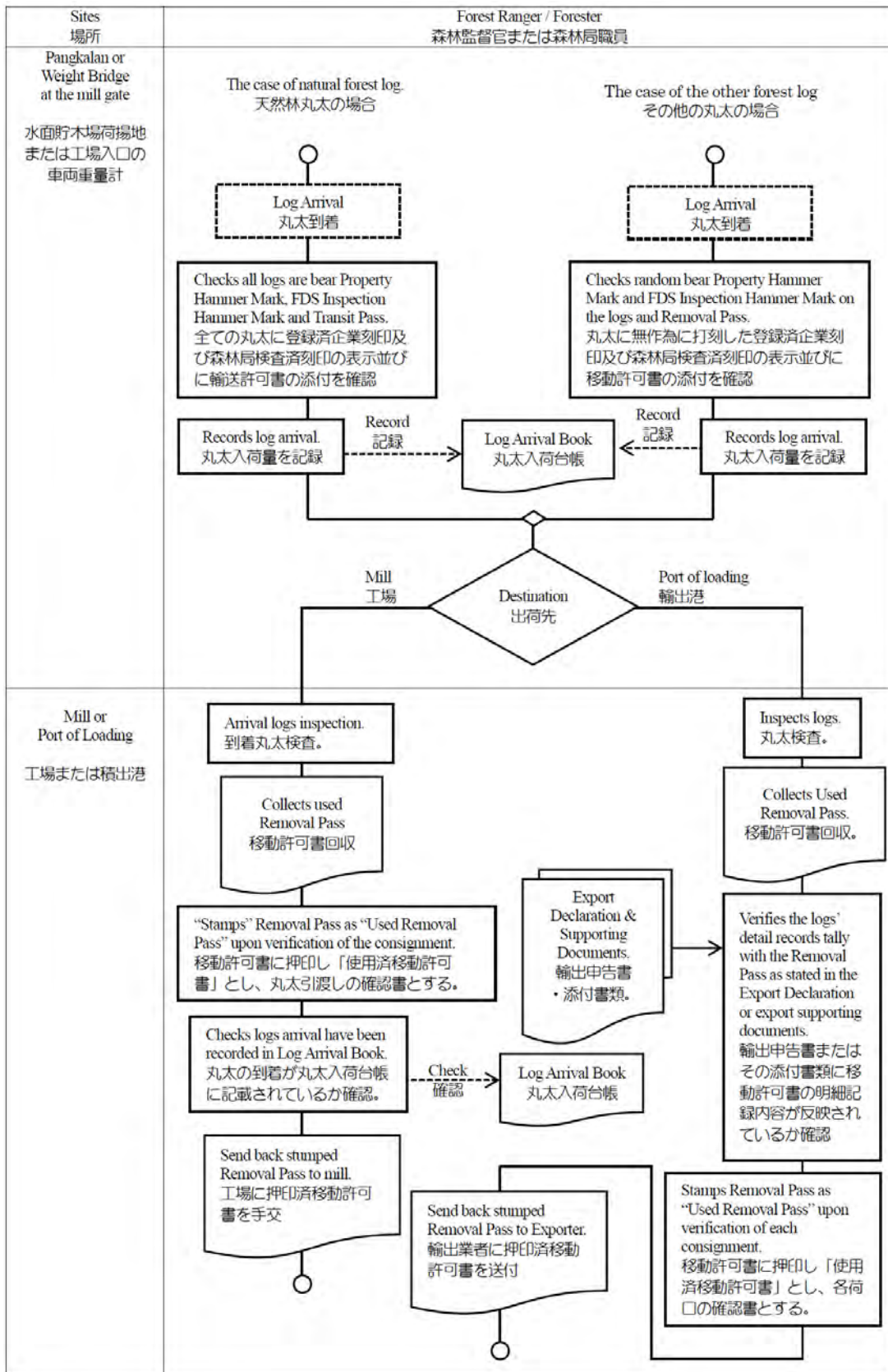
### **ア. 工場に運び込まれた丸太**

森林監督官又は森林局職員は、工場敷地内に丸太が運び込まれたときに丸太の到着検査を行う。さらに森林監督官又は森林局職員は、ライセンスエリアから工場まで丸太に添付されてきた移動許可書を回収し、移動許可書に「使用済」のスタンプを押して移動許可書を「使用済移動許可書」とするとともに工場敷地に丸太を運び込む前に作成した丸太入荷台帳と当該荷口に整合性が保たれているか確認する。使用済移動許可書は、森林監督官又は森林局職員が工場に手交し、工場はこの許可書を出荷者であるライセンス所持者が工場に宛てた丸太納品書として、丸太の入荷実績証明書として保管する。

### **イ. 保税地域に運び込まれた丸太**

森林監督官又は森林局職員は、保税地域に運び込まれた丸太を検査し、移動許可書を回収する。木材の輸出を行おうとする企業は、保税地域を担当している営林署に輸出申告書及び必要な添付書類を提出しているため、森林監督官又は森林局職員はこれらの書類と移動許可書に添付が義務づけられている荷口の明細である丸太一覧表の内容の整合性を確認し、適正であれば移動許可書に「使用済」のスタンプを押し、「使用済移動許可書」として各荷口の確認書とするとともに写しを輸出業者に送付する。





資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a16 水面貯木場荷揚地又は工場入口の重量計及び工場又は積出港における丸太輸送手続き（産業用造林材以外の丸太）

## 【証明書及び手続書類】

産業用造林以外の永久林、州有林及び私有林から生産された丸太の輸送に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a25 スタンプングポイント又はライセンスエリア

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Natural Forest Log 天然林材	Timber Disposal Permit 木材除却許可書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員	Licensee ライセンス所持者
※Table 12 ※表 12	Removal Pass 木材移動許可書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員	Licensee ライセンス所持者
The Other Forest Log その他の材	Transit Pass 木材輸送許可書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員	Licensee ライセンス所持者
※Table 12 ※表 12	Timber Disposal Permit 木材除却許可書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：サバ州森林局

表 4.1.a26 水面貯木場荷揚地又は工場入口の車両重量計

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
All log 全ての木材 ※Table 12 ※表 12	Log Arrival Book 丸太入荷台帳	—	Forest Ranger /Forester (Record) 森林監督官または森林局職員 (記録)

資料・監修：サバ州森林局

表 4.1.a27 工場入荷時

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
All log 全ての木材	Removal Pass 木材移動許可書	Mill 工場	Forest Ranger /Forester (Collect and Stump) 森林監督官または森林局職員 (回収し押印)
※Table 12 ※表 12	Removal Pass payment receipt 使用済み木材移動許可書	Forest Ranger /Forester (Stumped) 森林監督官または森林局職員 (押印済)	Mill 工場

資料・監修：サバ州森林局

表 4.1.a28 積出港

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
All log 全ての木材	Export Declaration & Supporting Documents 輸出申告書及び添付書類	Exporter 輸出業者	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員
	Removal Pass 木材移動許可書	Exporter 輸出業者	Forest Ranger /Forester (Collect and Stump) 森林監督官または森林局職員 (回収し押印)
※Table 12 ※表 12	Removal Pass payment receipt 使用済み木材移動許可書	Forest Ranger /Forester (Stumped) 森林監督官または森林局職員 (押印済)	Exporter 輸出業者

資料・監修：サバ州森林局

**B. 産業用造林（小規模所有者からのゴム材を含む）**

**a. ライセンスエリア**

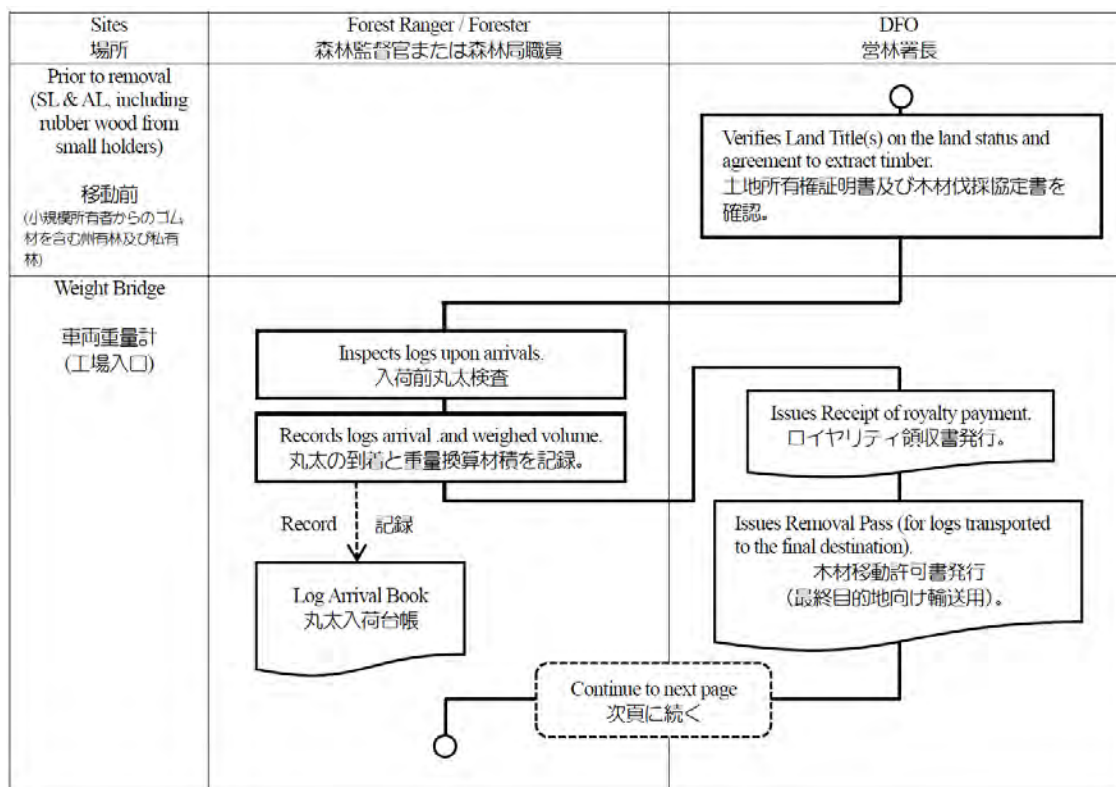
州有林の産業用造林地及び小規模所有者からのゴム材を含む私有産業用造林地で生産した丸太の輸送には、営林署長による土地所有権証明書及び木材伐採協定書の確認を要する。

**b. 車両重量計（工場入口）**

森林監督官又は森林局職員は、工場の入口に到着した産業用丸太が工場に入る前に入荷前丸太検査を行い、丸太入荷台帳に丸太の到着と重量換算材積を記録する。

営林署長はライセンス所持者によるロイヤリティ納付を確認した後にライセンス所持者に領収書及び最終目的地向け輸送に要する木材移動許可書を発行する。

なお、産業用丸太の輸送はそれ以外の丸太の輸送とは異なり、ライセンスエリアから出荷した丸太を必ず加工工場前に集荷し、その後、加工工場向け又は輸出处向けに振り分ける。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a17 産業用造林丸太の丸太輸送手続き



### c. 工場又は積出港

#### ア. 工場に運び込まれた丸太

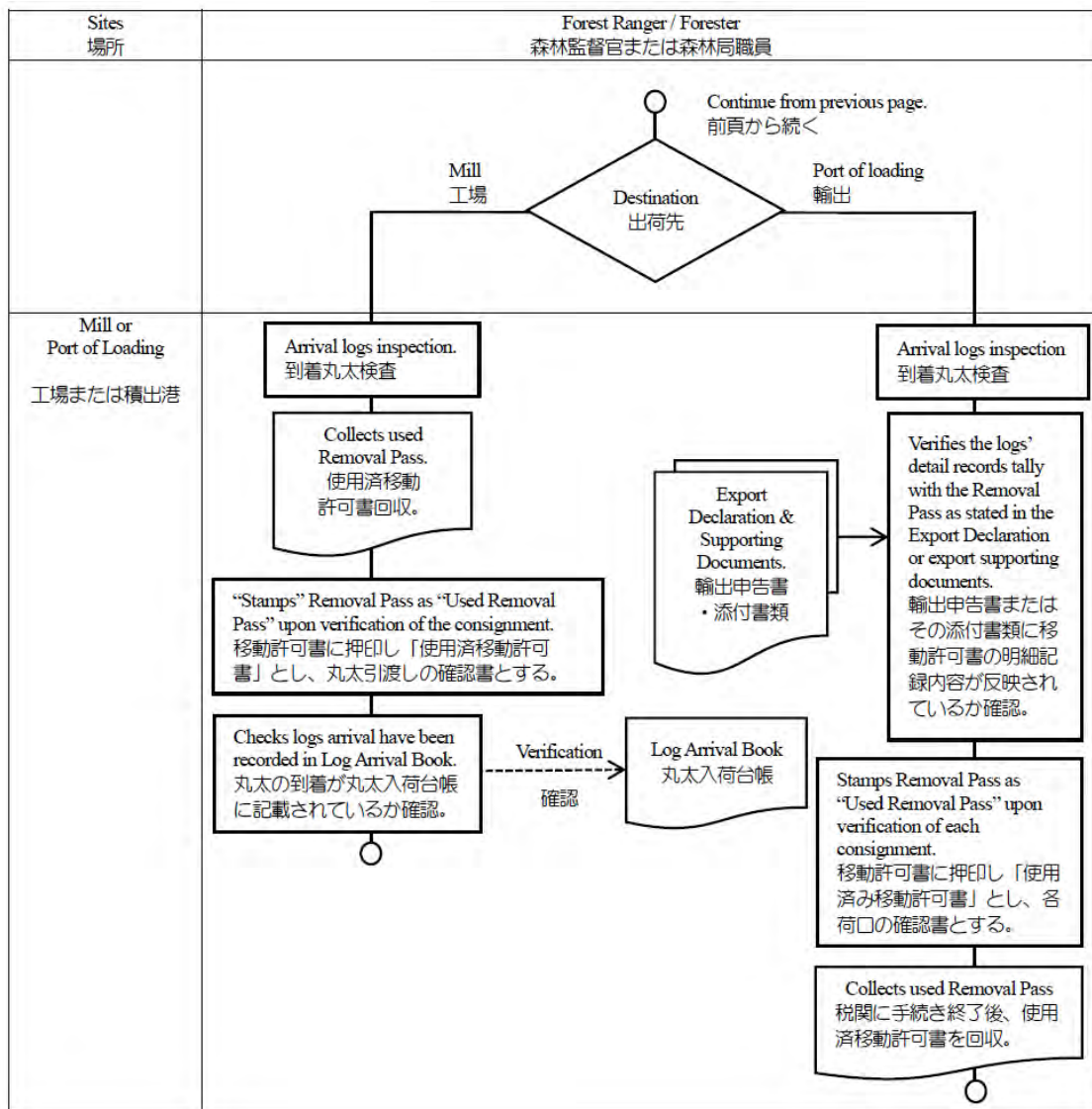
森林監督官又は森林局職員は、工場敷地内に運び込まれた丸太の到着検査を行う。さらに森林監督官又は森林局職員は、ライセンスエリアから工場まで丸太に添付されてきた移動許可書を回収し、移動許可書に「使用済」のスタンプを押印して移動許可書を「使用済移動許可書」とし、丸太入荷確認書として使用する。さらに森林監督官又は森林局職員は、丸太の到着が丸太入荷台帳に記載されているか確認する。

#### イ. 保税地域に運び込まれた丸太

森林監督官又は森林局職員は、保税地域に運び込まれた丸太を検査する。木材の輸出を行うおうとする企業は、保税地域を担当している森林局に輸出申告書及び必要な添付書類を提出しているため、森林監督官又は森林局職員はこれらの書類と移動許可書に添付が義務づけられている荷口の明細である丸太一覧表の内容の整合性を確認し、適正であれば移動許可書に「使用済」のスタンプを押印して「使用済移動許可書」とし、この書類を各荷口の確認書とする。その後、森林監督官又は森林局職員は、税関手続きを終えた荷口の移動許可書を回収する。

### C. 丸太輸送に係るその他の共通事項

- 加工工場間で木材（丸太及び製品）を移動するときは、移動許可書の添付が必要である。移動許可書の有効期間は、輸送距離及び輸送方法により決定し、陸上輸送の場合は1日から3日までの期間、水上輸送の場合は最長で1週間とする。ただし、営林署長が追加して移動許可書を発行すれば、有効期間を実質的に延長できる。
- 営林署長が発行する規定時間外許可書の添付がない木材の移動は、午前7時から午後7時までの間に限り許可する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a18 産業用造林丸太の輸送手続き

【証明書及び手続書類】

小規模所有者からのゴム材を含む州有林及び私有林である産業用造林（永久林、州有林及び私有林）から生産された丸太の輸送に係る証明書及び手続書類は、次の表の通りである。

表 4.1.a29 産業用造林丸太の輸送に係る証明書及び手続書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Prior to removal from license area ライセンスエリアから移動する前	Land Title on the land status and agreement to extract timber. 土地所有権証明書及び木材伐採協定書	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer (verification) 営林署長（確認）
Weight Bridge 車両重量計 （工場入口） ※Table 13 ※表 13	Receipt of royalty payment. ロイヤリティ領収書	District Forestry Officer 営林署長	Licensee ライセンス所持者
	Removal Pass (for log transportation to the final destination) 移動許可書（最終目的地向け輸送用）	District Forestry Officer 営林署長	Licensee ライセンス所持者
Mill 工場  ※Table 13 ※表 13	Removal Pass 木材移動許可書	Mill 工場	Forest Ranger /Forester (Collect and Stump) 森林監督官または森林局職員（回収し押印）
	Removal Pass payment receipt 使用済み木材移動許可書	Forest Ranger /Forester (Stumped) 森林監督官または森林局職員（押印済）	Mill 工場
Port of Loading 積出港  ※Table 13 ※表 13	Export Declaration & Supporting Documents 輸出申告書及び添付書類	Exporter 輸出業者	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員
	Removal Pass 木材移動許可書	Exporter 輸出業者	Forest Ranger /Forester (Collect and Stump) 森林監督官または森林局職員（回収し押印）
	Removal Pass payment receipt 使用済み木材移動許可書	Forest Ranger /Forester (Stumped) 森林監督官または森林局職員（押印済）	Exporter 輸出業者

資料・監修：サバ州森林局

JP 749912

## KERAJAAN NEGERI SABAH, MALAYSIA.

## RESIT FORM IIB

Forests Rules 1969

[ Rule 3 ]

2B703209

LICENCE TO TAKE FOREST PRODUCE ON  
PREPAYMENT OF ROYALTY

Lesen untuk mengambil MIXED SPECIES ( 2,045 BTG)

(licence to extract)

dengan dibayar dahulu bagi cukai itu.

(and prepayment of royalty)

Lesen ini membenarkan COLLECTOR AS TRUSTEE

(licence for)

tempat tinggal TIBOW

(address)

memotong mengambil dan memindahkan barang hutan seperti yang tersebut di sini  
(cut, take and move forest products as shown below )

Butir-Butir (details)		Jumlah(RM)
107	BTG @ 507.52M3 X RM90.00	45,676.80
484	BTG @ 1,316.69M3 X RM75.00	98,751.75
1,355	BTG @ 2,355.91M3 X RM40.00	85,436.40
99	BTG @ 78.52M3 X RM30.00	2,355.60
TDP NO. 374814-850, 420651-711, 420717		0.00
RUJ: JPHTN/TO 700-2/4/154/JLD.1(45) - 16.06.2016		0.00
JPHTN/FRM 700-2/4/1/198(a)/JLD.2/4 - 10.06.2016		0.00
		0.00

dari TIBOW \_\_\_\_\_ dalam JUNE \_\_\_\_\_ daerah  
(from) \_\_\_\_\_ (in) \_\_\_\_\_ (district)di dalam bulan JUNE \_\_\_\_\_ sahaja  
(for month) \_\_\_\_\_ (only)

dengan syarat hendaklah cukai itu dibayar terlebih dahulu :-

Kod Hasil : S00 120 150813 00000000000000 71401 Ispadu(M3) : 4,038.64  
(Code) \_\_\_\_\_ (volume)Ringgit : DUA RATUS TIGA PULUH DUA RIBU DUA RATUS DUA PULUH  
(MYR) \_\_\_\_\_

DAN SEN LIMA PULUH LIMA SAHAJA.

bayar RM232,220.55

(Amount)

Perkataan : CEK

(mode)

Rujukan : PB031193

(reference)

Tarikh : 22/06/2016

(date)

Bagi : 1305-TI-PKP DAERAH TIBOW

(for)

"Salinan disahkan Benar"

.....  
 Pegawai Perhutanan  
 Daerah Tibow

.....  
 3  
 Juruwang  
 b.p. Pengarah Perhutanan

( N.B. This form is an official receipt form of Government )

図 4.1.a19 ロイヤリティ領収書

Form II B Alienated Land Level: Preserving  
 FORM IV FOREST RULES, 1969 No. A 801745 (Rule 15)  
 DISPOSAL PERMIT FOR FOREST PRODUCE (BERMIT MENGELUARKAN KELUARAN HUTAN)

ST: 581-B  
 JPket: 2699

is hereby authorise to [redacted] dengan ini telah dibenarkan untuk

the following forest produce taken under Licence No. 28-70209  
 keluaran hutan berikut yang diambil di bawah No. Lesen 28-70209

in the name of COLLECTOR AS PALUPE TAPAK SITIBAWU  
 atas nama diketuarkan di

Permit expires on 20-07-16  
 Permit ini tamat tempohnya pada

Quantity Kuantiti	Species Spesies	Dimensions Ukuran	Class Kelas	Volume Isipadu	Rate per m <sup>3</sup> Rate per m <sup>3</sup> sementer pada	Royalty Royalti RM Sen
25	MIA	11x5	MIA	45.31	110.4112	PELAH
	BAG	70x50			110.4112	MELEKAL
3-1814	810	420657	7140777		28-70209-22/06/2016	

Place: [redacted] Date: 15-07-16  
 Tempat: [redacted] Tarikh

SAMPA RP  
 18 July 2016  
 KOSINAR SDN. BHD.

PERHUTANAN DA  
 Authorize Officer  
 (Pegawai Perkhidmatan)

森林警備隊員が発行した木材除却許可書。荷口の概要が記載されている。この荷口の丸太材積 45.31 m<sup>3</sup>で、その詳細は次頁の木材除却一覧表に記載されている。なお、現在、この書類には図 4.1.10 のようにサバ州木材合法性保証システム準拠スタンプが押印されているが、記載数字の木材除却一覧表との整合性を示すために、まだ同スタンプの押印がなされていない 2016 年当時の書類を掲載した。

図 4.1.a20 木材除却許可書



写真 4.1.a2 移動許可書を提示するロギングトラック運転手

LOGGING TRUCK HAULING

DELIVERY NOTE

Lorry No.: ST 589 B JP KG 2099

DN No. A 18295

From: STP NT 153020627 To: P. KOSINAR. SPN - BHD

Date: 15-07-16

	Camp No.	SPECIES	Length M	D. 1 CM	D. 2 CM	AVERAGE D. CM	VOLUME M <sup>3</sup>	REMARKS
1	5609	MAG	17.8	42	28	35	1.71	
2	5580	LRN	18.2	57	38	48	2.29	
3	5954	LRN	20.8	46	26	36	2.12	A/B
4	4328	LRN	2.0	45	31	38	2.38	
5	5432	MAG	20.4	51	33	42	2.83	
6	5442	MAG	10.8	43	32	37	1.22	
7	5459	RS	12.0	38	24	31	0.91	
8	4333	LRN	20.2	43	30	37	2.17	A/B
9	<del>5600</del>	LRN	19.8	58	42	50	2.89	5600 A/B
10	5638	LRN	21.6	44	26	35	2.08	
11	5403	MAG	9.2	53	39	46	1.53	
12	5948	DRA	18.4	46	30	38	2.09	
13	6107	LRN	13.2	36	28	32	1.06	
14	5544	SIM	6.6	40	39	40	0.83	
15	4332	LRN	19.4	52	33	43	2.82	A/B
16	5934	WS	18.6	42	40	41	2.44	
17	5452	MAG	13.8	43	28	36	1.40	
18	4916	SIM	8.0	54	48	51	1.63	
19	4340	PUL	7.2	43	37	40	0.90	A/B
20	4932	LRN	23.2	40	34	47	4.03	A/B
21	5505	MAG	9.8	51	41	46	1.63	
22	4508	RS	13.2	41	28	35	1.27	
23	4760	RS	15.0	38	22	30	1.06	
24	4188	CR	16.2	40	23	32	1.50	
25								
26								
TOTAL LOGS			23			45.31		

DELIVERY BY

MIMEN  
HITACHI #3

CHECKED BY



SAMPAL

RECEIVED BY

18 JUL 2016

ERIC

SINAR SPN BHD

图 4.1.a21 木材除却一覧表





サバ州森林局長が、この工場の Sabah TLAS の基準 5（工場操業）及び基準 6（税関及び貿易）の要求事項の遵守を、第三者機関である Global Forestry Service 社の評価を確認した上で発行した証明書。工場ライセンス及び貿易ライセンスの番号とともに、証明書の発行日と有効期限（証明書発行から 1 年間）を記載している。

有効期限後もこの工場が操業を継続するためには、有効期限が切れる前に定められた行政手続を踏むとともに再び第三者機関の監査を受けなければならない。

図 4.1.a22 法令遵守証明書



#### ④労働安全衛生

##### A. 雇用者の義務

雇用者は、労働者の安全及び衛生について、法令により次のような義務が課せられている。

- 全ての労働者に係る保険又は負担金の支払い。
- 労働者の安全対策又は身体保護具の使用に係る適切な訓練の実施。
- 職業安全局及び森林局が指定した安全衛生対策措置の履行及びこれらの局の検査の受入れ。
- 職業安全衛生局又は労働局の要求の受入れ及び各種報告書の遅滞なき提出。
- 労働災害発生時の社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局への速やかな報告。
- 社会保障機構に提出する月別負担金納付記録の作成。
- 労働安全衛生訓練記録の作成。
- 低負荷式伐採作業ガイドブックに基づく労働者への保護服及び安全用具の配布。
- 労働者の伐倒方向を制御できる伐採技術の習得。
- 火災、その他災害発生時に労働者の安全を確保する適切な予防策の実施。

なお、低負荷式伐採作業ガイドブックは、各種作業別に保護具の装備義務を定めている。その内容は次の表の通りである。

表 4.1.a30 作業種別保護具装着義務

身体部位	足	下半身	胴体、腕、足	胴体	手	頭	目	目/顔	耳
安全具	安全靴	安全ズボン	だぶつきの服	蛍光ベスト	手袋	ヘルメット	ゴーグル	バイザー	防音用耳あて
1. 伐採作業									
手作業	✓		✓	✓	✓	✓			
チェーンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓
機械作業	✓		✓	✓		✓			✓
皮むき									
手作業	✓			✓	✓			✓	
機械作業	✓		✓	✓	✓	✓	✓		✓
2. 搬出									
人力	✓			✓	✓	✓	✓	✓	
投下	✓			✓	✓	✓			✓
牛馬	✓			✓	✓	✓			
3. 機械作業									
スキッター	✓		✓	✓	✓	✓			✓
フォワーダー	✓		✓	✓	✓	✓			✓
クレーン	✓		✓	✓	✓	✓			✓
ヘリコプター	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
荷卸し・荷積み	✓		✓	✓	✓	✓			✓
4. 木登り									
チェーンあり	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
チェーンなし	✓					✓			

出典：Sabah Forestry Department, "RIL Operation Guide Book -Code of Practice for Forest harvesting in Sabah, Malaysia, p51

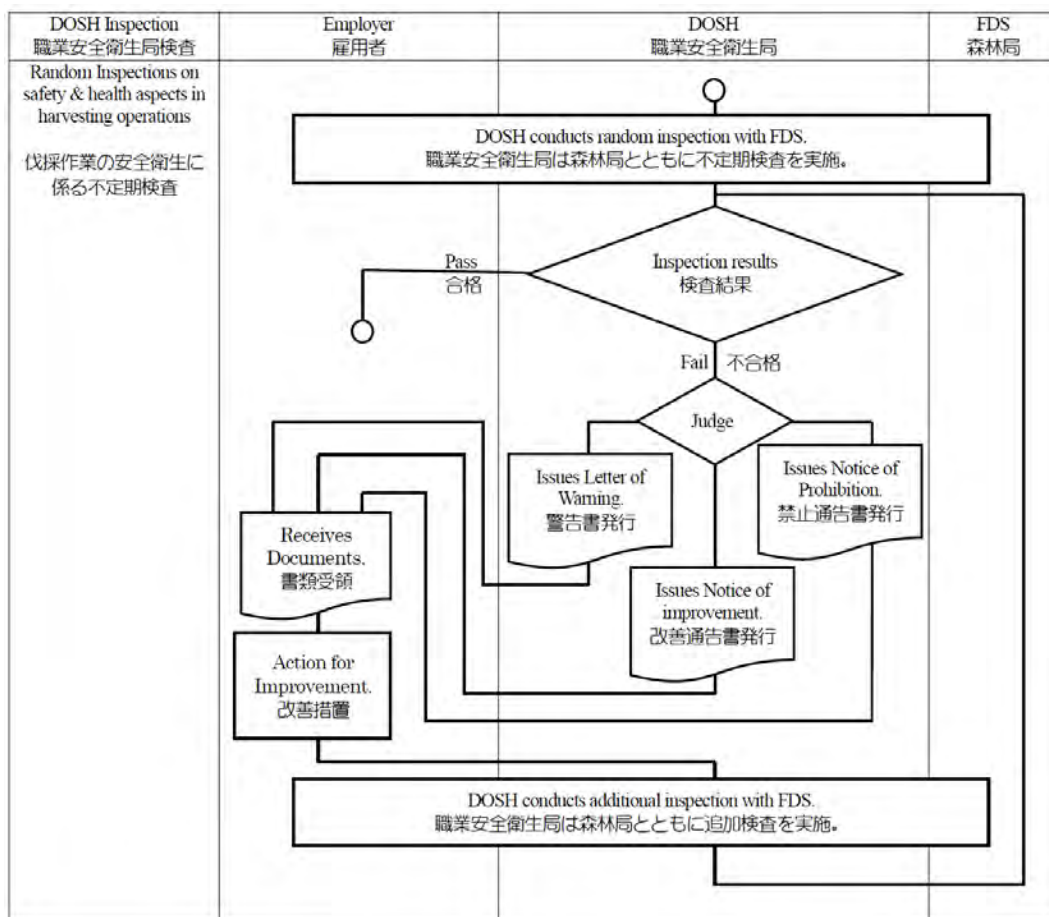
## B. 職業安全衛生局の検査

職業安全衛生局<sup>5</sup>は、事業所に対し伐採作業の安全衛生に係る不定期検査を実施している。職業安全衛生局は、事業所検査により不適合事項が検出されたときは、不適合の程度に応じて、雇用者に禁止通告書、改善通告書又は警告書を発する。

職業安全衛生局から禁止通告書、改善通告書又は警告書を受領した雇用者は、改善措置を策定し実行する。

職業安全衛生局及び森林局は、雇用者の改善策実行による不適合事項解消を確認するために追加検査を行う。この追加検査により不適合事項が解消した場合にあっては、雇用者に発出した禁止通告書、改善通告書又は警告書を取消す一方で、依然として不適合事項が認められる場合にあっては、職業安全衛生局が再び禁止通告書、改善通告書又は警告書を発する。

職業安全衛生局は、雇用者から事故報告書を受領したときは、必要な措置を講ずる。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a23 職業安全衛生局検査の手続き

<sup>5</sup> Department of Occupational Safety & Health (DOSH)

### C. 社会保険機構の検査

社会保険機構<sup>6</sup>は、雇用者が雇用している全ての従業員に係る保険負担金の支払いを含め、1969年従業員社会保障法の遵守を確保する目的で、事業所に対し全ての登録雇用者に関する定期検査を実施している。社会保障機構は、フォローアップ調査の実施を含めて、実施した検査の報告書を作成して発行する。

社会保障機構は、雇用者からの労働者の事故及び職業病に係る報告書を受理する。社会保障機構が事故報告を受け付けたときは、事故内容に基づいて必要に応じた調査を実施する。この調査は、事故報告を受け付けてから直ちに実施する。

社会保障機構は、サービス請負契約により雇用した現地労働者（マレーシア国民及び永住者）の労働災害に係る社会保障の付保を確保する。労働災害保険制度は、労働者に雇用時に生じた全ての事故及び職業病について保障する。

### D. 労働局の検査

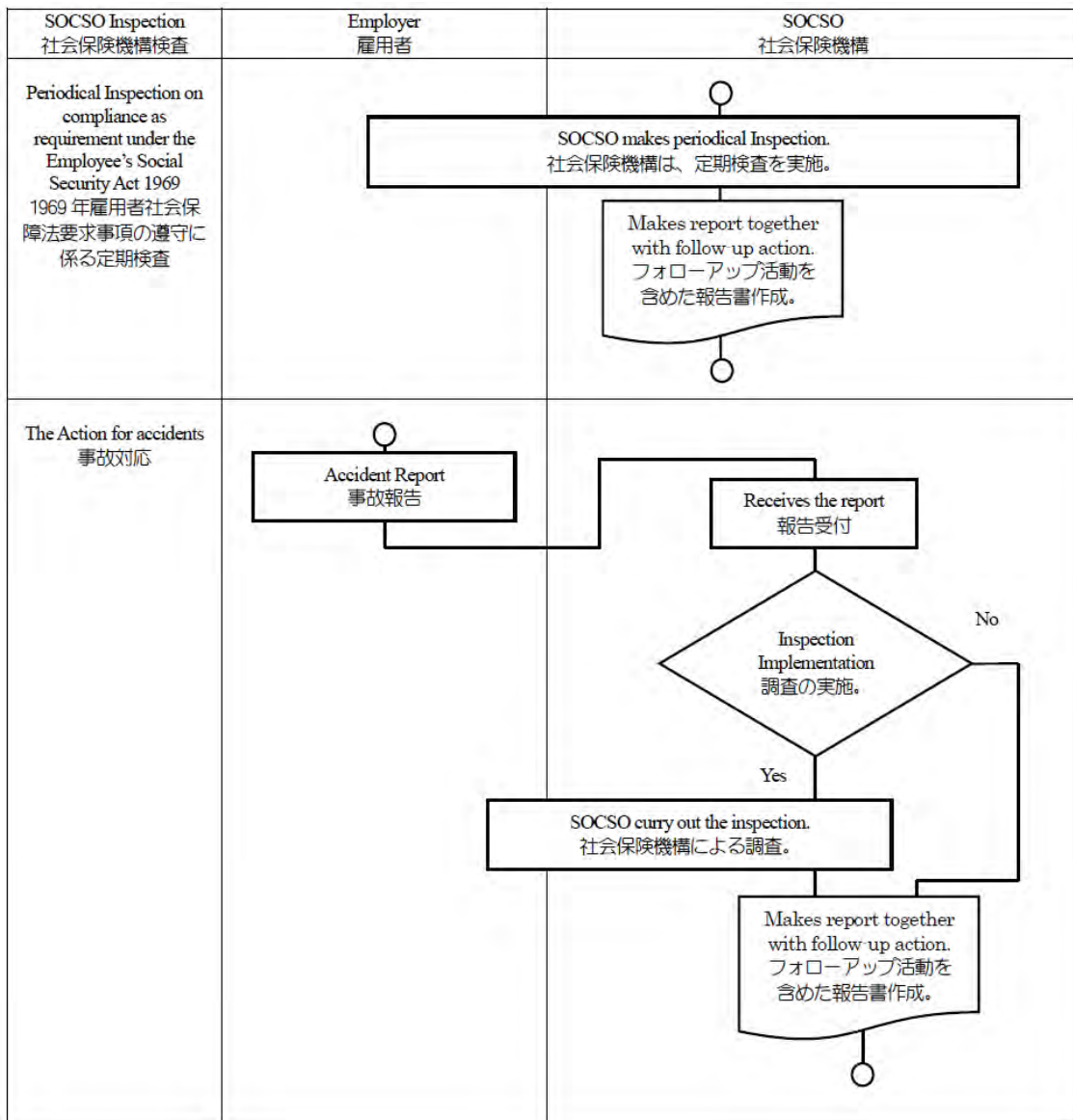
労働局の事業所検査は、1952年労働者保険法に基づき雇用した外国人労働者に対して雇用者に義務づけられた社会保険の付保を確認するために、最低年1回又は苦情が労働局に寄せられたときに行う。この検査では、怪我をした労働者の存在及び1952年労働者保険法の規定により雇用者に義務づけられている保障金の支出を確認するとともに、労働災害が生じたとき及び怪我をした労働者が存在するときは原因究明のための取り調べを行う。

### E. 森林局の検査

森林局の検査は、森林局安全担当官が雇用者による労働者への前表に示した適切な保護具の提供を確認するとともに、森林監督官又は森林局職員は、雇用者による低負荷式伐採の伐倒方向を定めた伐採作業の履行を確認する。この検査は、不定期検査として行う。

---

<sup>6</sup> Social Security Organization (SOCSO)



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a24 社会保険機構の定期検査及び事故対応手続き

【証明書及び手続書類】

労働者の安全・衛生に係る書類は、次の表の通りである。

表 4.1.a31 労働者の安全・衛生に係る書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Worker's Safety and health 労働者の安全・衛生	Records of worker's training on safety and health 労働者安全・衛生訓練記録	Employer 雇用者	
	Audit Report 監査報告書	Department of Occupational safety & Health (DOSH) 職業安全衛生省	Employer 雇用者
	Letter of Warning, Notice of Improvement & Notice of Prohibition 警告書、改善通告書及び禁止通告書	DOSH 職業安全衛生省	Employer 雇用者
	Inspection Report 調査報告書	Social Security Organization (SOCSCO) 社会保証機構	
	Inspection Report 調査報告書	Department of Labor 労働省	
	Inspection Report 調査報告書	Forest Department 森林局	
※Table 14 ※表 14			

資料・監修：サバ州森林局

### (3) 基準3 徴税

この基準は、私有地及び州有林の産業用人工林（SAFODA<sup>7</sup>）を除く森林の伐採に係るロイヤリティ及び伐採に係る各種手数料の徴収手順を定めている。

伐採を希望するライセンス所持者は、森林局に伐採ライセンスの申請を行うとともに、森林局に同ライセンス発行手数料その他の必要な手数料を納付する。森林局は、ライセンス所持者が提出した伐採ライセンス申請書の内容を審査するとともにライセンス所持者の手数料納付を確認し、問題がなければ伐採ライセンス及び領収書を発行する。

ライセンス所持者は、ライセンス所持者が保管している伐採関係手数料の領収書及び登録済伐採機械一覧表に掲載されている伐採機械を営林署長が確認し、ライセンス取得者が納付すべき手数料及びロイヤリティの額をロイヤリティ査定用木材計量規則及び割増手数料、森林回復手数料又は地域森林手数料の額を規定により森林局が算定し、その結果の通知を受領してから伐採を行う。

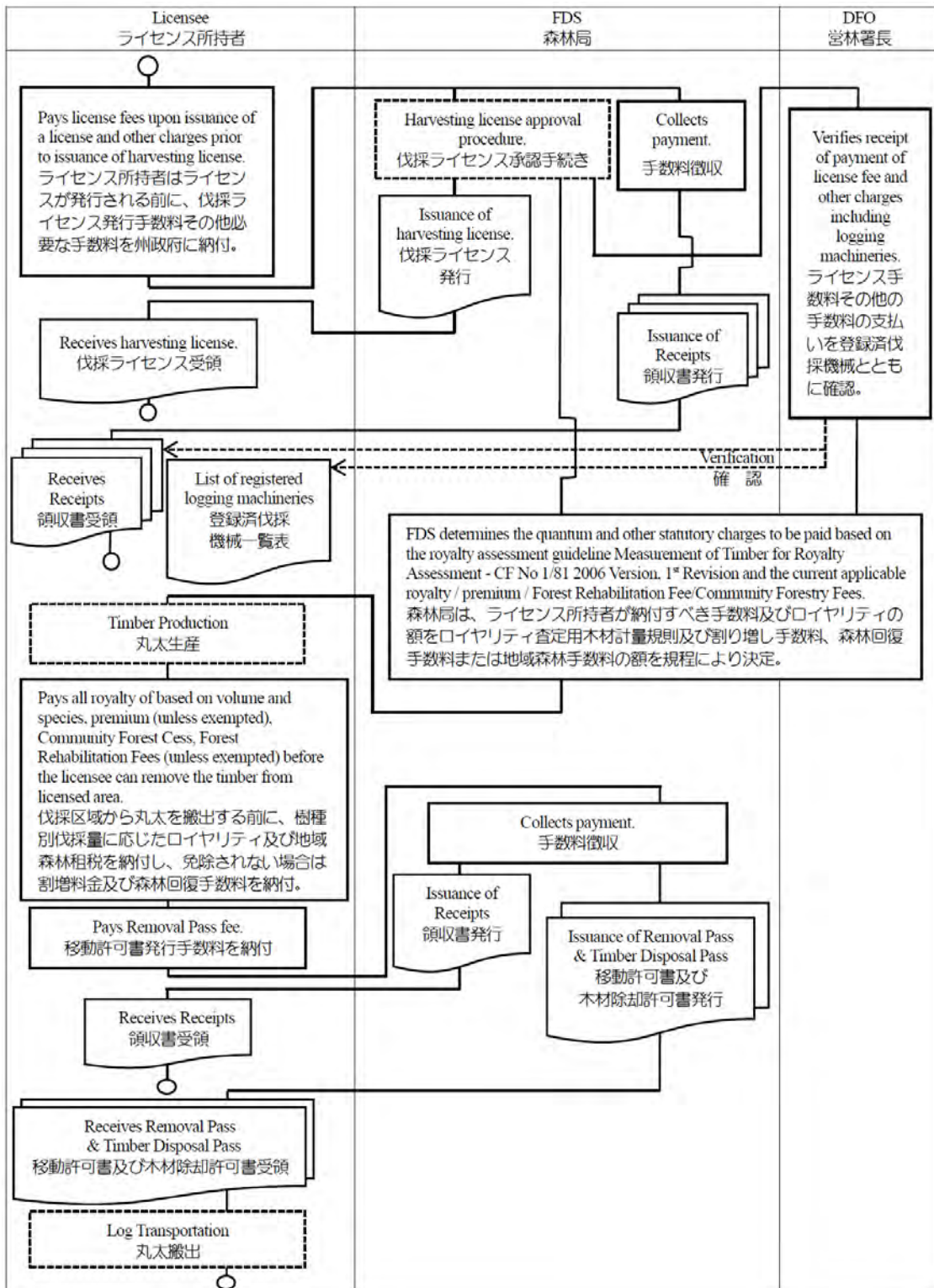
丸太を生産したライセンス所持者は、生産した丸太を移動するために、樹種別伐採量に応じたロイヤリティ及び地域森林租税を納付し、さらに割増料金及び森林回復手数料が免除されていないときはこれら手数料をロイヤリティ及び地域森林租税と併せて森林局に納付する。これらの納付と併せて、ライセンス所持者は丸太の移動に必要な移動許可書発行手数料を森林局に納付する。

森林局はロイヤリティ、税金及び手数料の納付を確認した後、移動許可書、木材除却許可書及び領収書をライセンス所持者に発行する。

ライセンス所持者は、移動許可書及び木材除却許可書を受領した後、生産した丸太を移動できる。

---

<sup>7</sup> The Sabah Forestry Development Authority



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a25 徴税手続き



## 【証明書及び書類】

徴税手続きに係る証明書及び書類は、次の表の通りである。

表 4.1.a32 課税手続きに係る証明書及び書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL [excluding ITP from AL & SL (SAFODA)] 永久林、州有林及び私有林 (SAFODA の私有林及び州有林を除く)	List of registered logging machineries. 登録伐採機械一覧	Licensee ライセンス所持者	Forest Department 森林局
		Forest Department 森林局 (回付)	District Forestry Officer 営林署長
	Copy of receipt of payment of royalty, premium, Forest Rehabilitation Fee, Community Forestry Cess and other charges. ロイヤリティ、プレミアム、森林再生手数料、地域森林手数料及びその他手数料の領収書の写し	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	Harvesting license 伐採ライセンス	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	License payment receipt ライセンス手数料領収書	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	Removal Pass 木材移動許可書	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	Receipt of Removal Pass fee 木材移動許可書発行手数料領収書	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	Timber Disposal Pass 木材除却許可書	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	Receipt of Timber Disposal Pass fee 木材除却許可書発行手数料	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
※Table 15 ※表 15	Monthly Revenue Collection Report 月別収入集計報告書	Licensee ライセンス所持者	Forest Department 森林局

資料・監修：サバ州森林局

## (4) 基準 4 その他の利用者の権利

### ①占有と利用に対する地域の利益と権利

森林局と持続可能経営林ライセンス協定を締結したライセンス所持者又はライセンスエリアの社会的ベースライン調査を行うために指名されたコンサルタントは、ライセンス発給区域内及びその境界線から 2 km 以内に存在する集落の人口及び面積の確定又はそれらの詳細データを取得し、10 年間の森林利用計画を作成するためのライセンス区域内社会的ベースライン調査を実施する。

### ②土地利用

森林局持続可能経営林営部は、社会的ベースライン調査の結果が、森林利用計画に含まれているか確認する。森林局は森林利用計画においてコミュニティーエリアとして提出されたエリアを確認し承認する。森林局は森林利用計画において地図に示されたエリアの伐採活動体承知からの除外を確認する。

土地測量局は、土地条例が規定している先住慣習権地における先住民慣習権が申し立てられた区域について、暫定操業ライセンス及び木材伐採ライセンスを発行する前にその申し立ての内容を現地調査の実施により確認し、それが正当と認められるときは申し立てがある区域を操業ライセンス対象区域から除外する。

森林局長は、先住民から次に掲げる箇条書きのいずれかの要求があるときは、先住民が州有林及び私有林から丸太を伐採するための ILA 様式のライセンスを発行できる。さらに、ILA 様式のライセンスによる伐採については、ロイヤリティを免除できる。

- 先住民の及びその家族の居住用住宅の建設又は修理。
- 先住民が合法的に占有する土地における壁や小屋の建設。
- 先住民のボートの製造又は修理。
- 先住民の漁業用柵及び栈橋の維持。
- 家事用の薪。
- 先住民の村の診療所、学校、公民館、礼拝堂、橋、その他伝統医学に使用する場所を含む公共利益のための建造物の建設及び維持。

表 4.1.a33 先住民の権利に係る確認手続き

Table 16	表 16	
Community benefits and rights to occupy and use	占有及び所有に係る地域の利益及び権利	
Sources of Timber: PF	永久林	
Responsibility: Sabah Forestry Department (FDS)	所管：森林局	
Criterion 標準	Community benefits and rights to occupy and use. <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ SFMLA/LTL holder or its appointed consultant conducts Social Baseline Survey of the licensed area during the preparation of a 10-year FMP to identify or get details on the population and area of existing villages within the Licensed Area and within 2 kilometers from the license boundaries.</li> <li>▪ SFMLA/LTL holder identifies and set aside Community Area in their licensed area (where relevant) in the Forest management Plan (FMP).</li> </ul>	占有と利用に対する地域の利益と権利 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 持続可能経営林ライセンス協定を締結したライセンス所持者またはライセンスエリアの社会的ベースライン調査を行う指名されたコンサルタントは、ライセンス発給区域内及びその境界線から 2 km以内に存在する集落の人口及び面積の確定またはそれらの詳細データを取得し、10年間森林利用計画作成時にライセンス区域の社会的ベースライン調査を実施する。</li> <li>▪ ライセンス発給区域内に村落が存在するときはコミュニティーエリアを特定し、そのエリアを森林利用計画の開発対象からはさなければならぬ。</li> </ul>
Verification Procedure 確認手続き	Land Use <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ FDS (SFM) verifies Social Baseline Survey (SBS) results are incorporated in the FMP.</li> <li>▪ FDS certifies and approved area proposed for Community Area in the Forest management Plan (FMP).</li> <li>▪ FDS verifies area zone as Community Area mapped in the FMP and excluded from harvesting activity.</li> </ul>	土地利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 森林局持続可能経営部は、社会的ベースライン調査の結果が森林利用計画に含まれているか確認する。</li> <li>▪ 森林局と森林利用計画において、コミュニティーエリアとして提出されたエリアを確認し承認する。</li> <li>▪ 森林局は森林利用計画において、コミュニティーエリアとして地図に示されたエリアの伐採活動対象地からの除外を確認する。</li> </ul>

## 【証明書及び手続書類】

その他の利用者の権利を確保するために要する書類は次の表の通りである。

表 4.1.a34 先住民の権利に係る確認手続き

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Community benefits and rights to occupy and use コミュニティの占有及び利用に係る利益と権利	Community Area Zoned in FMP 森林経営計画におけるコミュニティゾーンの設定	Licensee ライセンス所持者	Forest Department 森林局
※Table 16 ※表 16	Social baseline survey report 社会的ベースライン調査報告書	SFMLA/ LTL holder or appointed consultant. 持続可能森林経営協定締結者または指名を受けたコンサルタント	Forest Department 森林局
	Record of consultation with community コミュニティとのコンサルタント記録	Licensee ライセンス所持者	Forest Department 森林局
Users' Right by Natives 先住民による利用権	Land Inquiry Report 土地調査報告書	Licensee ライセンス所持者	Land Survey Department 土地測量局
※Table 17 ※表 17	Form IIA License IIA 様式ライセンス	District Forestry Officer 営林署長	Licensee ライセンス所持者

### 4.1.a.2.2 加工流通部門における運用

木材合法性保証システムの基準5及び基準6は、加工流通部門に係るものである。

#### (1) 基準5 工場の操業

基準5は工場の操業に係る基準である。次の表に示す二つの標準により構成されている。

- 工場ライセンスの発行更新及び書替並びに操業条件
- 労働者の安全衛生

##### ①工場ライセンスの発行更新及び書替並びに操業条件

サバ州で木材加工工場を操業するためには、森林局が発行した工場ライセンスが必要である。

工場ライセンスが必要な木材加工工場は、所在地を管轄する営林署長に2012年サバ州木材産業ライセンスガイドライン第2版<sup>8</sup>の規定に基く申請書により同ライセンスを申請する。

申請書を受領した営林署長は、工場の現地と工場ライセンスの申請手続に係る法令遵守を確認し、森林局長に調査結果及び推奨事項を報告する。

森林局長は、営林局長から受領した調査結果及び推奨事項を確認し、ライセンス発行の可否を判断する。森林局長はライセンス発行を承認したときは、規定の手数料及びバラ

<sup>8</sup> Sabah Forestry Department, "The Licensing Guideline for Wood-based Industry in Sabah (version 2)", 2012



イセンス契約内容（日常の木材入荷及び加工する木材の移動管理、月別工場生産報告書及び工場ライセンス契約条項）を決定し、承認通知書を発行し、営林署長にこれらを送付する。森林局長からの承認通知書を受領した営林署長は、工場ライセンス申請者に規定の手数料及びライセンス契約内容を通知する。

営林署長から通知を受領した工場ライセンス申請者は、年間工場ライセンス手数料及びその他手数料を営林局に納付する。

営林局は、工場ライセンス申請者による年間工場ライセンス手数料及びその他手数料の納付を確認した後、工場ライセンスを木材加工業者に発行する。工場ライセンス申請者は、営林署が発行した工場ライセンスを受領した後に工場を稼働できる。

工場操業中は木材加工工場に月別工場生産報告書及び丸太入荷記録台帳の更新分の提出を含む工場ライセンス契約条項の遵守が義務づけられる。営林署長は、木材加工工場に対して、毎月、丸太入荷台帳を含む工場操業を監督するための調査を実施する。

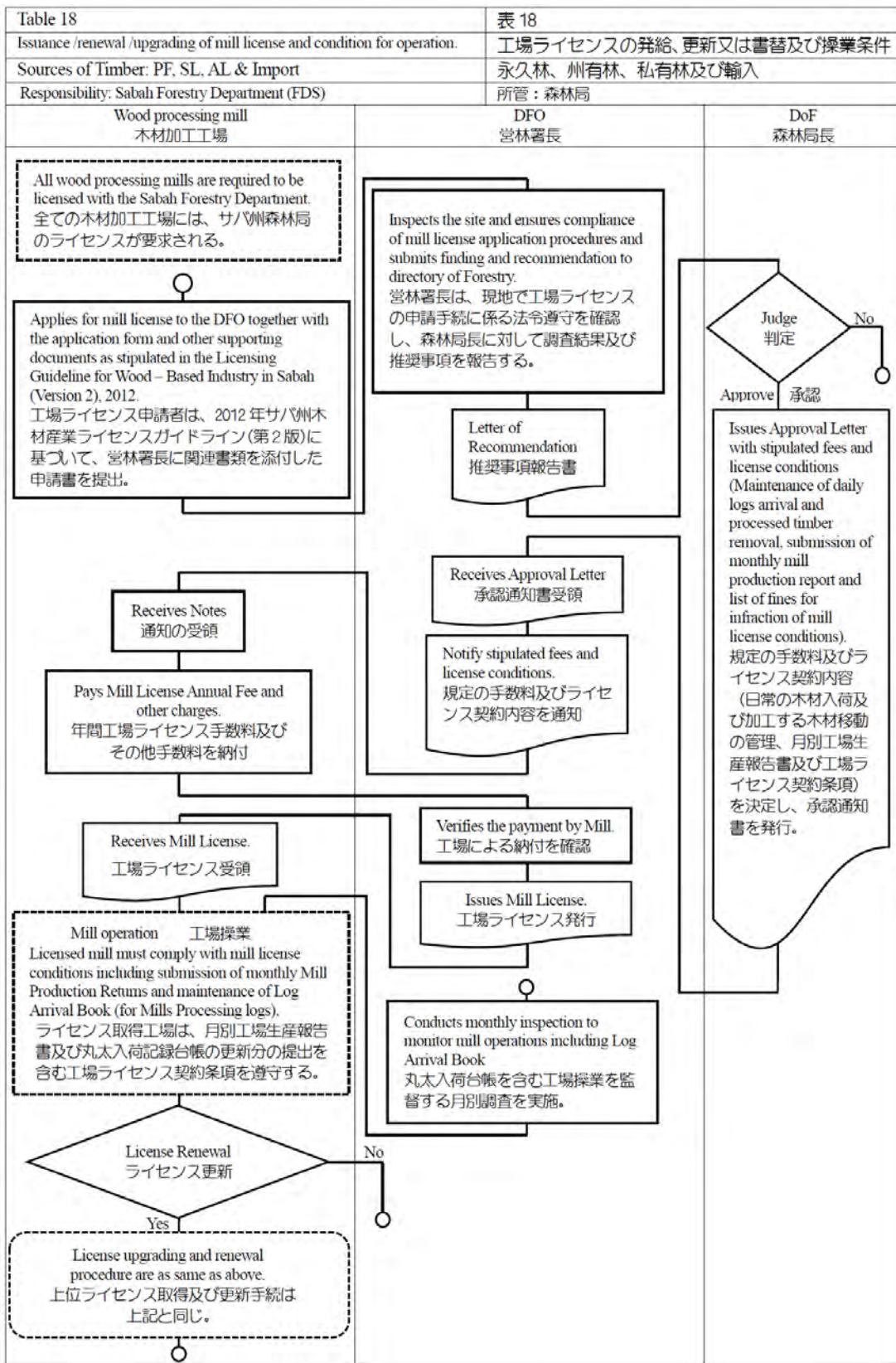
### 【証明書及び手続書類】

工場の操業手続きに要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a35 工場の操業手続きに要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Issuance /renewal /upgrading of mill license and conditions for operation. 工場ライセンスの発行、更新及びアップグレード並びに操業条件	Mill license Application and supporting documents. 工場ライセンス申請書及び添付書類	Wood processing mill 木材加工工場	District Forestry officer 営林署長
	Letter of Recommendation 推奨事項報告書	District Forestry officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
	Approval Letter with stipulated fees and license conditions. 承認書並びに規定手数料及びライセンス条件通知文書	Director of Forestry 森林局長	District Forestry officer 営林署長
	Notify stipulated fees and license conditions 規定料金及びライセンス条件通知文書	District Forestry officer 営林署長	Wood processing mill 木材加工工場
	Mill License 工場ライセンス	District Forestry officer 営林署長	Wood processing mill 木材加工工場
	Monthly Mill Production Return 月別工場生産報告書	Wood processing mill 木材加工工場	District Forestry officer 営林署長
※ Table 18 ※表 18	Log Arrival Book 丸太入荷記録台帳	Wood processing mill 木材加工工場	District Forestry officer 営林署長
Worker safety and health 労働者の安全・衛生	Records of work instructions, training, insurance and accidents. 労働者の初任者研修、訓練、付保及び事故に係る記録	Wood processing mill 木材加工工場	
	Letter of Warning, Notice of Improvement and Notice of Prohibition. 警告書、改善通告及び禁止通告	Department of Occupation Safety and Health 職業安全衛生省	Wood processing mill 木材加工工場
	Audit Report 監査報告書	Department of Occupation Safety and Health 職業安全衛生省	Wood processing mill 木材加工工場
	SOC'SO investigation accident and inspection reports 社会保険機構事故調査報告書	Wood processing mill 木材加工工場	Social Security Organization 社会保険機構
	※ Table 19 ※表 19	DOL inspection report 労働省調査報告書	Department of Labor 労働省

資料・監修：サバ州森林局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a26 工場ライセンス発行手続き

## ②労働者の安全衛生

### A. 雇用者の義務

雇用者には、次の義務が課せられている。

- 全労働者に係る保険料又は負担金を支払う。
- 労働者の安全対策や身体保護具装着の適切な訓練を提供する。
- 職業安全衛生局又は森林局が指定する安全対策措置を実施し、これらの局の検査を受ける。
- 職業安全衛生局又は労働局から報告書の提出を求められたときは、速やかに応ずる。
- 雇用に係る事故が生じたときは、社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局に速やかに報告する。
- 社会保障機構に納付する負担金の台帳を毎月作成する。
- 安全衛生に係る労働者訓練記録を作成し、実施した訓練の内容、参加者、認証の有無などを記載する。

### B. 職業安全衛生局の確認手続き

職業安全衛生局は15か月ごとに工場の検査を実施し、雇用者に検査報告書を提供する。同局がこの検査で違反事項が検出されたときは、違反の程度により、警告書、改善通告書又は禁止通告を雇用者に通告する。違反の通告を受けた雇用者は、改善措置を講ずる。同局はこの改善措置の履行による違反事項の解消を追加検査により確認し、違反事項が解消したと認められるときは、通告を取り消す。

### C. 社会保障機構の確認手続き

雇用者が州政府に登録した全ての従業員に係る保険負担金の支払いを定める1969年従業員保障法の要求事項の遵守を確保するために、定期検査を実施する。

工場において事故が発生したときは、その事故内容に応じて直ちに調査を実施する。

サービス請負契約により雇用しているマレーシア国民及び永住者への社会保障の付保を確保する。すなわち同機構は、労働災害保険制度により、雇用期間中の事故及び職業病の全てを保障する。社会保障機構は、従業員の雇用時における事故及び職業病について、雇用者からの報告を受理する。

社会保障機構は、雇用者からの事故報告を受けた後に1969年従業員保障法が規定している必要な対応の要件の一つである調査を必ず行う。

#### D. 労働局の確認手続き

労働局は、1952年労働者保障法に基づき雇用者が雇用した外国人労働者に対し必ず付保するように指導・監督する。同局は、労働災害又は事故の原因を究明し、怪我をした労働者の有無、1952年労働者保障法により支払われるべき保証金の支払い状況などの取り調べを行う。

### (2) 基準6 貿易及び通関

基準6の構成は次の表のとおりである。

表 4.1.a36 基準6の構成

標 準	区 分
①輸出規制	A.年間輸出ライセンスの発行 B.輸出手続き
②輸入規制	
③輸入した丸太、製材品及び単板の輸送	
④サラワク州産材の取扱い	

#### ① 輸出規制

##### A. 年間輸出ライセンスの発行

木材及び木材製品を輸出するためには、年間輸出ライセンスが必要である。木材及び木材製品を輸出しようとする企業又は個人は、輸出業務実施企業として森林局の登録を受けた後に、森林局長が発行する年間輸出ライセンスを営林署に申請する。

年間輸出ライセンスの申請を受けた営林署長は、申請者の企業登録及び有効な商取引ライセンスの所持を確認し、年間輸出ライセンス手数料を申請者に通知する。森林局はこの手数料の納付を確認し、森林局長は年間輸出ライセンスを発行する。

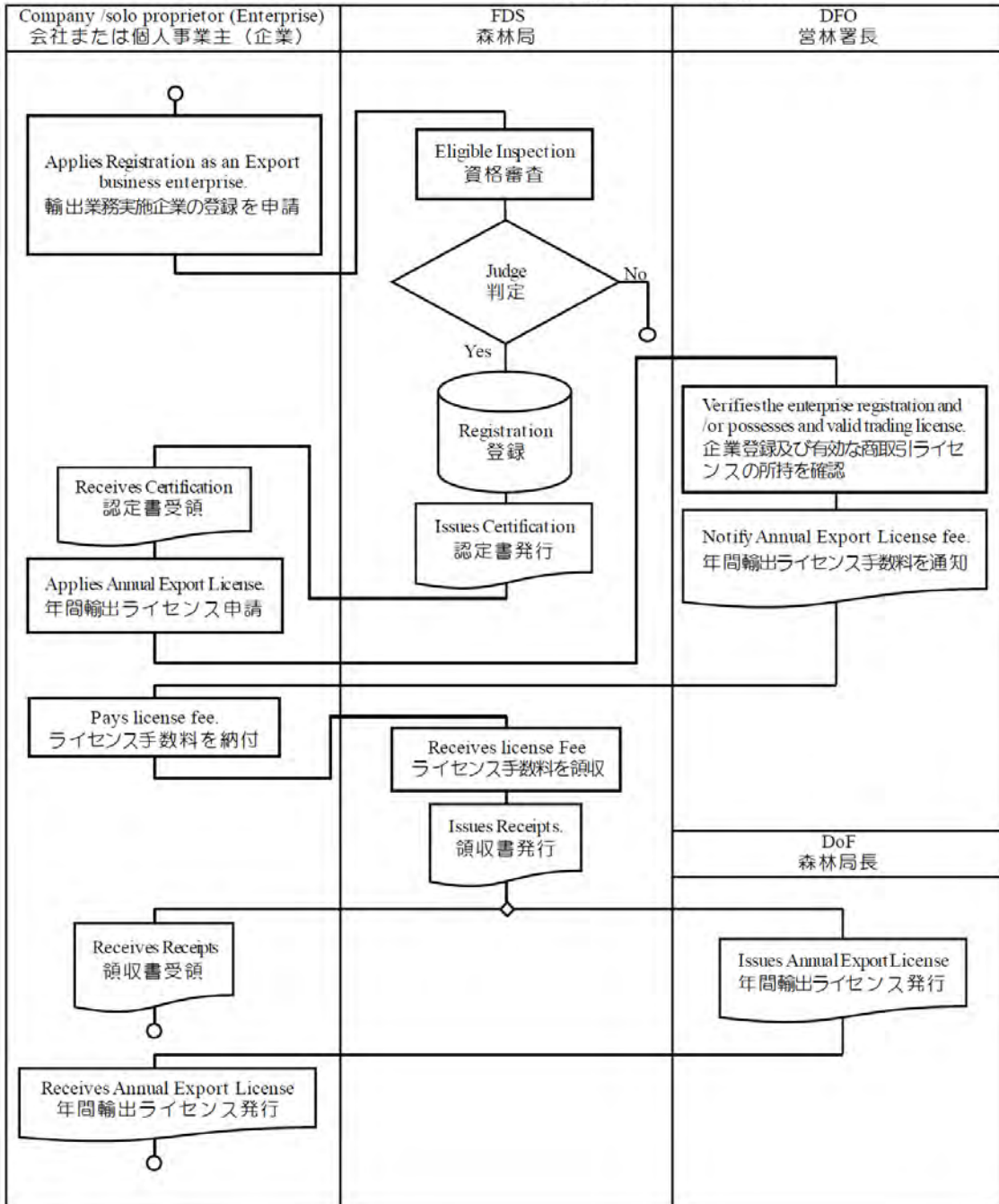
なお、かつては、サバ州から木材を輸出するために、森林局が発行する輸出ライセンスと MTIB（マレーシア木材産業庁）が発行する輸出ライセンスが必要であったが、2017年6月からMTIB輸出ライセンスが廃止された。サバ州森林局は、MTIBの輸出ライセンス廃止に伴い、木材取引の混乱を回避するために「輸出ライセンス有効期限証明書」を発行して企業が所持していたMTIBライセンスと現在有効な森林局の輸出ライセンスとの整合性を確保している（図4.1.9参照）。



Table 20	表 20
Export Regulations	輸出規制
Sources of Timber: PF, SL, AL& Import	永久林、州有林、私有林及び輸入
Responsibility: Sabah Forestry Department (SFD) Royal Malaysian Customs (RMC)	所管：森林局 マレーシア王国税関

1. Issuance of an Annual Export License

1. 年間輸出ライセンスの発行



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a27 輸出規制

## B. 輸出手続き

丸太又は木材製品の輸出を行う会社又は個人事業主(以下、「輸出企業」という。)が輸出を行うときは、まずマレーシア王国税関(以下、「税関」という)の林産物取扱データベースにアクセスし、輸出申請に係るデータを入力する。

その後、輸出企業は輸出申告書を作成し、輸出手数料を銀行振込みにより納付する。このときに取得する輸出手数料の送金伝票は、輸出申告書の添付資料の一つである。この他の輸出申告書の添付書類としては、有効な輸出許可書又は年間輸出ライセンス並びに丸太概要書(丸太を輸出する場合)、販売契約書、インボイス、パッキングリスト、輸出製品産地証明書、CITES 許可書(必要な場合)及びロイヤリティ領収書並びに丸太、製材品、単板、合板及びモールディングについては手数料領収書及び関連書類がある。ただし、州有林及び私有林から生産された人工林材並びに丸太、製材品、単板、合板及びモールディング以外の木材製品については、別に定める規定により添付書類の内容が異なっている。

輸出申告書及びその添付書類を取り揃えた輸出企業は、森林局税関担当署長にこれらの書類を提出して輸出を申請する。

輸出企業からの申請を受けた森林局税関担当署長は、申請者の年間輸出ライセンスの有効性を確認する。そして、同署長は丸太の輸出の場合は、丸太の産地がライセンスの発給を受けたコンセッション又は合法的な人工林であることを確認するとともに輸出申告書、添付書類及びロイヤリティ領収書又は請負契約書の内容を確認し、森林監督官又は森林局職員に荷口検査を命ずる。

森林局税関担当署長から命令を受けた森林監督官又は森林局職員は、荷口別に輸送契約の内容を確認し、荷口の10%以上の物品を対象とした無作為抽出調査により現物の計測を行い、その結果を検査報告書として森林局税関担当署長に報告する。

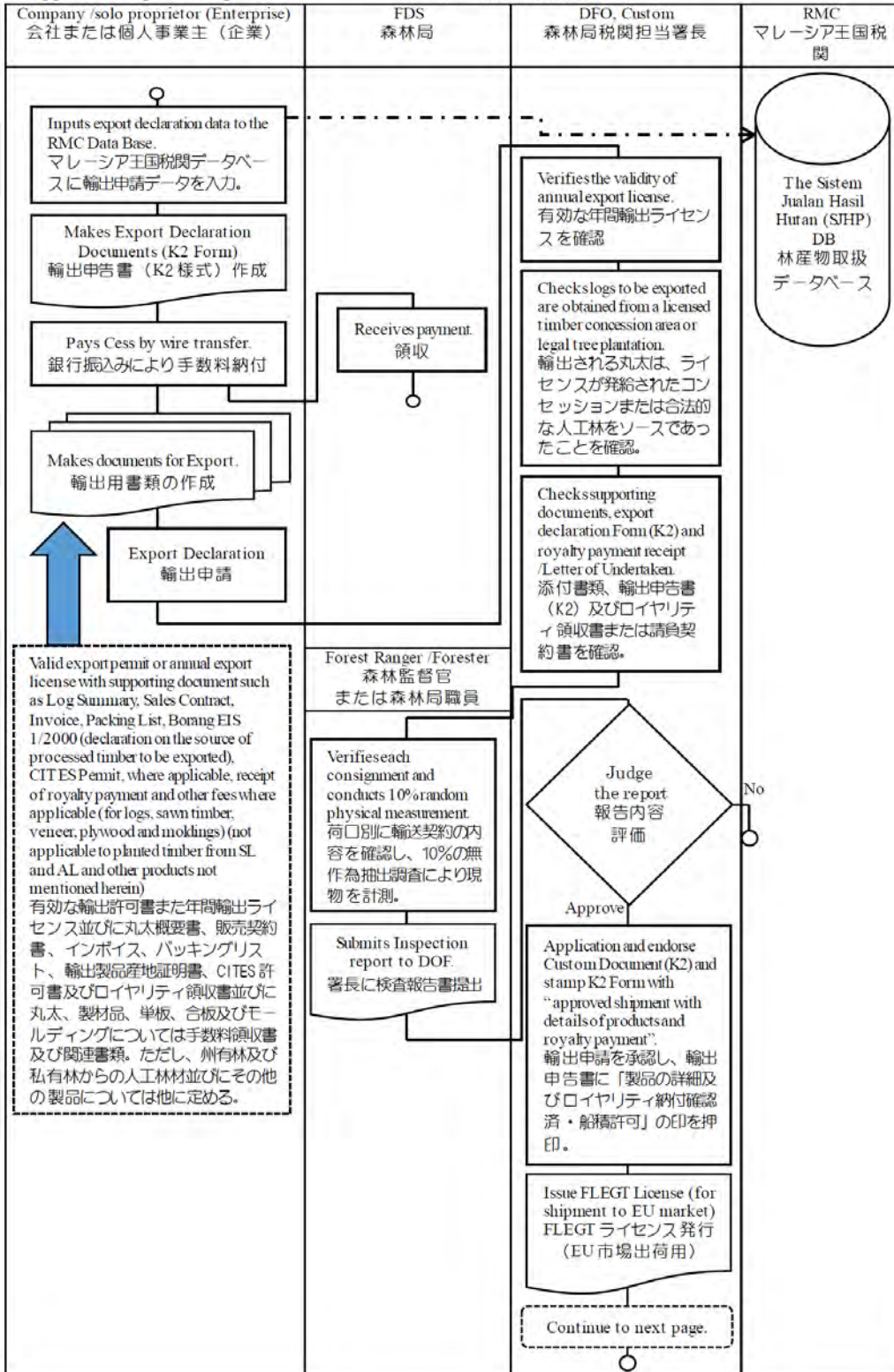
検査報告書を受領した森林局税関担当署長は、その内容を審査し、輸出が可能であると判断したときは、輸出申告書に輸出申請の承認を示す「製品の詳細及びロイヤリティ納付確認済・船積許可」のスタンプを押印するとともにEU向け荷口については、FLEGTライセンスを発行する。さらに森林局税関担当署長は税関のデータベースにアクセスし、輸出データを入力した後、輸出企業に木材除却許可書を発行するとともに承認済輸出申告書及びその添付書類を税関に回付する。

輸出企業は、森林局税関担当署長が発行した木材除却許可書により、輸出品を保税地域に移動できる。

森林局税関担当署長の承認を受けた輸出申告書及びその添付書類を受領した税関は、輸出品が保税地域に到着した後、税関検査及び輸出手続を行う。

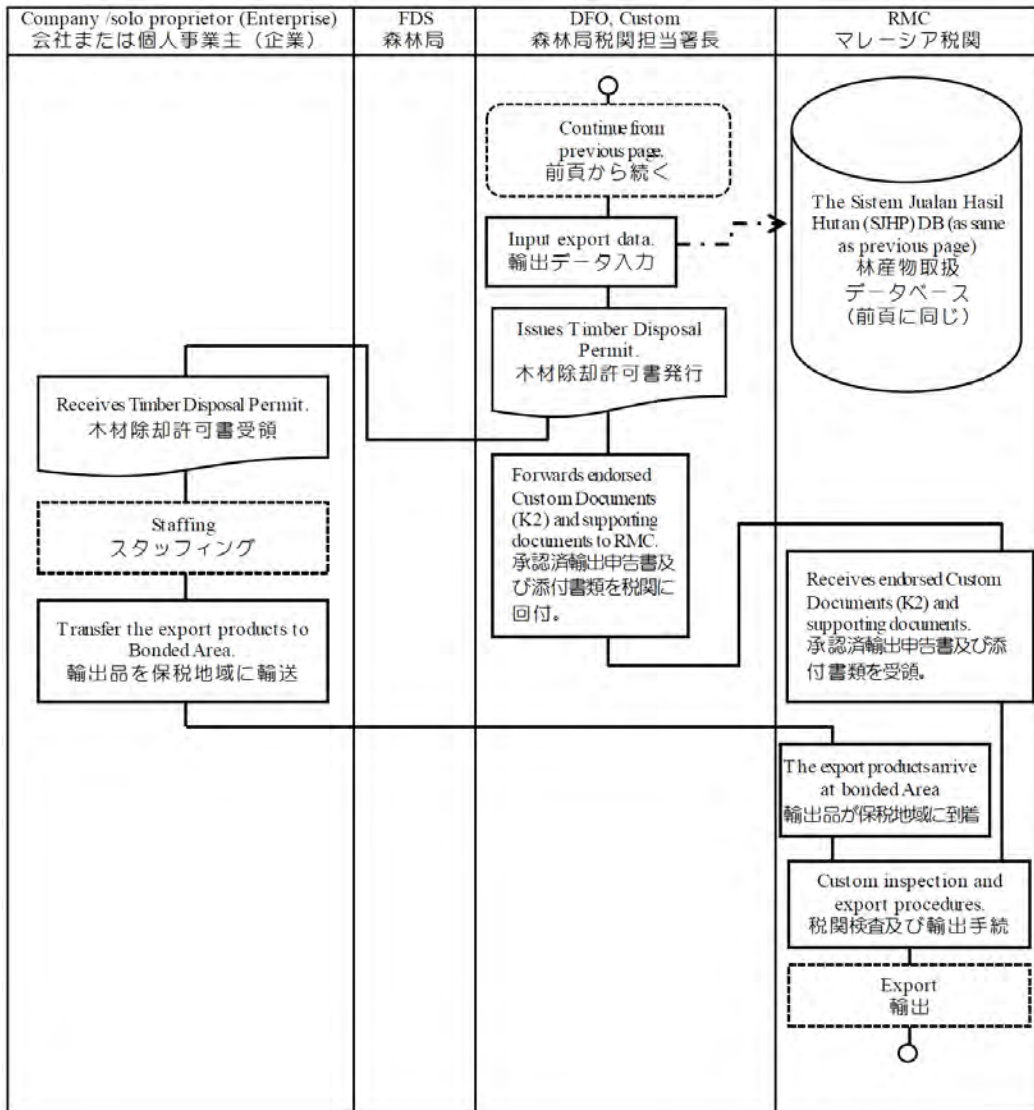
2. Approval of export consignment

2. 輸出品引渡し許可



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a28 輸出手続き



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a28 輸出手続き（続き）

**【証明書及び書類】**

輸出手続きに要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。



表 4.1.a37 輸出手続きに要する証明書及び書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Issuance of an Annual Export License 年間輸出ライセンス 発行	Application of Registration as Export Business Enterprise 輸出業務企業としての登録申請書	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Forest Department 森林局
	Export Business Enterprise Certification 輸出業務企業認定書	Forest Department 森林局	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Application of Annual Export License 年間輸出ライセンス申請書	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	District Forestry Officer 営林署長
	Receipts of License Fee ライセンス手数料領収書	Forest Department 森林局	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Annual Export License 年間輸出ライセンス	Director of Forestry 森林局長	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
※ Table 20 ※表 20			
Approval of export consignment 輸出品引渡許可	Export Declaration Documents (K2 Form) 輸出申告書 (K2 様式)	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Documents for export excluding K2 Form ▪ Valid Export permit or Annual Export License ▪ Log Summary ▪ Sales Contracts ▪ Invoice ▪ Packing List ▪ Borang EIS 1/2000 ▪ CITES Permit ▪ Receipt of Royalty payment & the other fees (for logs, sawn timber, veneer, plywood and moldings) ▪ The Others (for planted timber from SL & AL, and other products) K2 様式を除く輸出用書類 ▪ 有効な輸出許可または年間輸出ライセンス ▪ 丸太概要書 ▪ 販売契約書 ▪ インボイス ▪ パッキングリスト ▪ 輸出製品産地証明書 ▪ CITES 許可書 ▪ ロイヤリティ及び手数料領収書 (丸太、製 材品、単板、合板及びモールディング) ▪ その他 (州有林及び私有林からの人工林材 並びにその他製品)	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Export Data output from SHHP 税関データベースから出力した輸出データ	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Wire transfer records of Export Cess 輸出手数料送金記録	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Inspection Report 調査報告書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林 局職員	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Stamp K2 form with "Approved shipment with details of products and royalty payment". 輸出申告書に「製品の詳細予備ロイヤリティ納 付 確認済・船積許可」を押印	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
		DFO, Custom (Forward) 税関担当森林署長 (回 付)	RMC マレーシア王立税関
	FLEGT License (for shipment to EU market) FLEGT ライセンス (EU市場向け)	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Timber Disposal Permit 木材除却許可書	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	※ Table 20 ※表 20		

資料・監修：サバ州森林局

## ② 輸入規制

木材及び木材製品を輸入しようとする会社又は個人事業主(以下、「輸入企業」という。)は、企業登録機構及び森林局への登録並びに貿易ライセンスの所持が必要である。この条件を備えている企業が木材及び木材製品を輸入するときは、初めに農業局に輸入物品の植物検疫及び輸入許可書の発行を申請する。

輸入企業から申請を受けた農業局は、植物検疫を行い、問題がなければ輸入企業に植物防疫証明書及び輸入許可書を発行する。

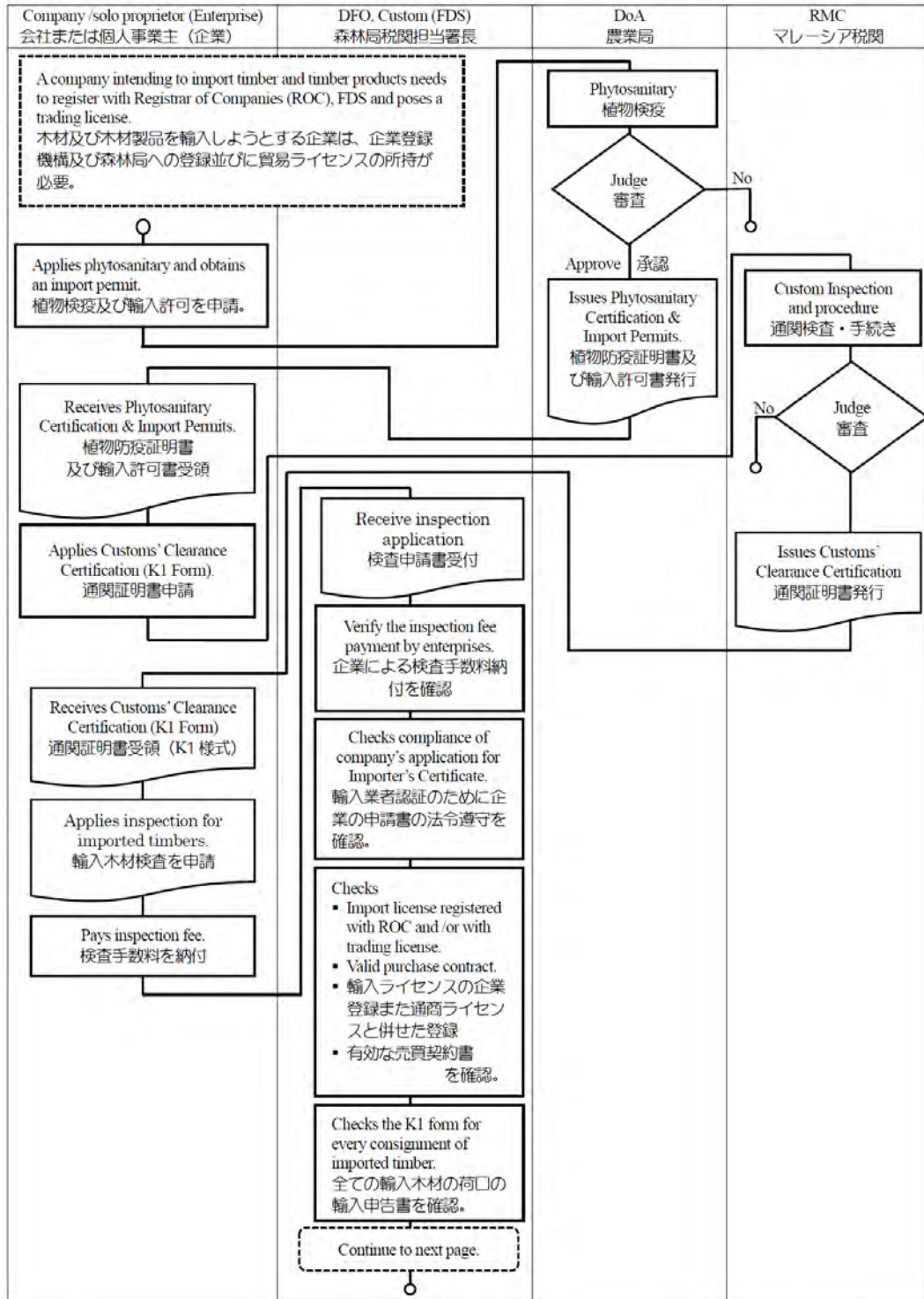
農業局から植物防疫証明書及び輸入許可書を受領した輸入企業は、税関に通関証明書の申請を行い、税関は通関検査及び通関手続きを行って、問題がなければ通関証明書を発行する。

税関から通関証明書を受領した輸入企業は、森林局税関担当署長に輸入木材検査を申請するとともに森林局に検査手数料を納付する。

輸入企業から検査申請を受けた森林局税関担当署長は、輸入企業による検査手数料の納付を確認した後に、申請書により輸入企業の法令遵守、輸入企業の輸入ライセンス登録及び有効な売買契約書並びに輸入申告書が全ての輸入木材を対象にしているか確認する。さらに森林局税関担当署長は、輸入申告書及び添付書類に記載されている各荷口の10%以上の物品に無作為抽出検査を行うとともに、荷口の量を計測して木材輸入量を記録し、輸入企業に対して輸入証明書を発行する。

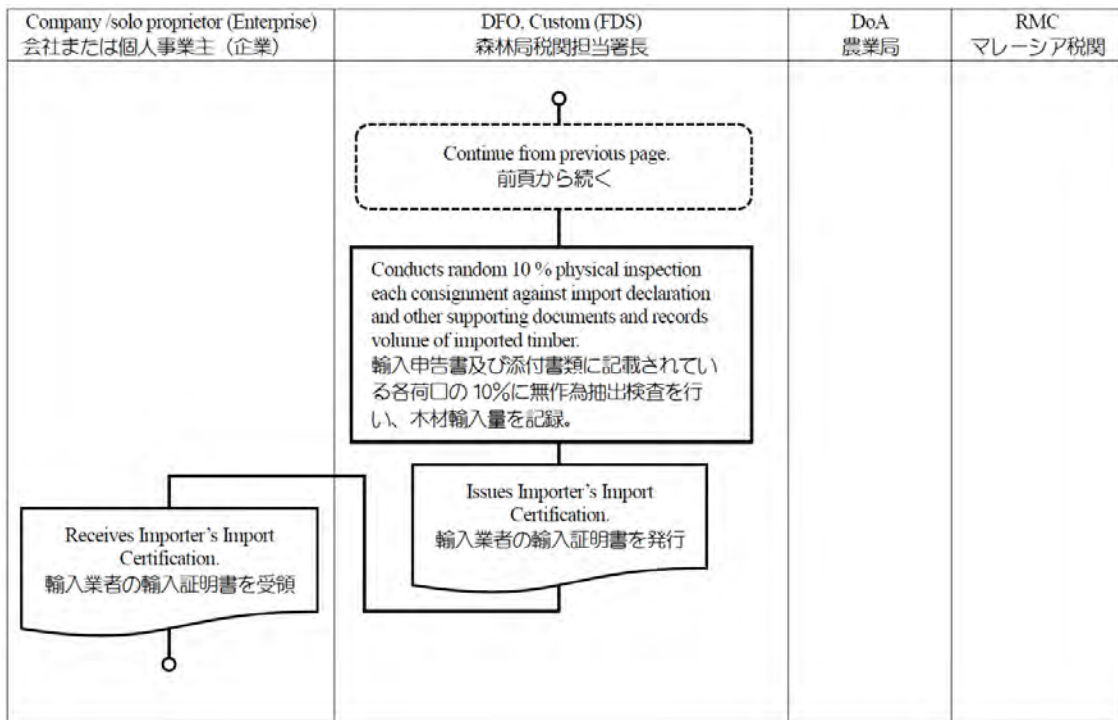


Table 21	表 21
Import Regulations	輸入規制
Sources of Timber: Import	輸入
Responsibility: Royal Malaysian Customs (RMC) Sabah Forestry Department (SFD) Department of Agriculture (DoA)	所管：マレーシア王国税関 森林局 農業局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a29 輸入手続き



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a29 輸入手続き（続き）

## 【証明書及び書類】

木材及び木材製品の輸入手続きに要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a38 木材及び木材製品の輸入手続きに要する証明書及び書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Import Regulation 輸入規制	Application Documents for phytosanitary 植物防疫申請書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Department of Agriculture 農業局
	Application Documents for Import permit 輸入許可申請書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Department of Agriculture 農業局
	Phytosanitary Certification 植物防疫証明書	Department of Agriculture 農業局	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Import Permits 輸入許可書	Department of Agriculture 農業局	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Application documents for Customs' Clearance Certification (K1 Form) 通関証明申請書 (K1 様式)	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Royal Malaysia Custom マレーシア王立税関
	Custom' Clearance Certification 通関証明書	Royal Malaysia Custom マレーシア王立税関	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Application documents for inspection for imported timbers 輸入木材検査申請書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Import License 輸入ライセンス	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom (Verification) 税関担当森林署長 (確 認)
	Trading License 貿易ライセンス	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom (Verification) 税関担当森林署長 (確 認)
	Purchase contract 売買契約書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom (Verification) 税関担当森林署長 (確 認)
※Table 21 ※表 21	Import Certification 輸入証明書	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業

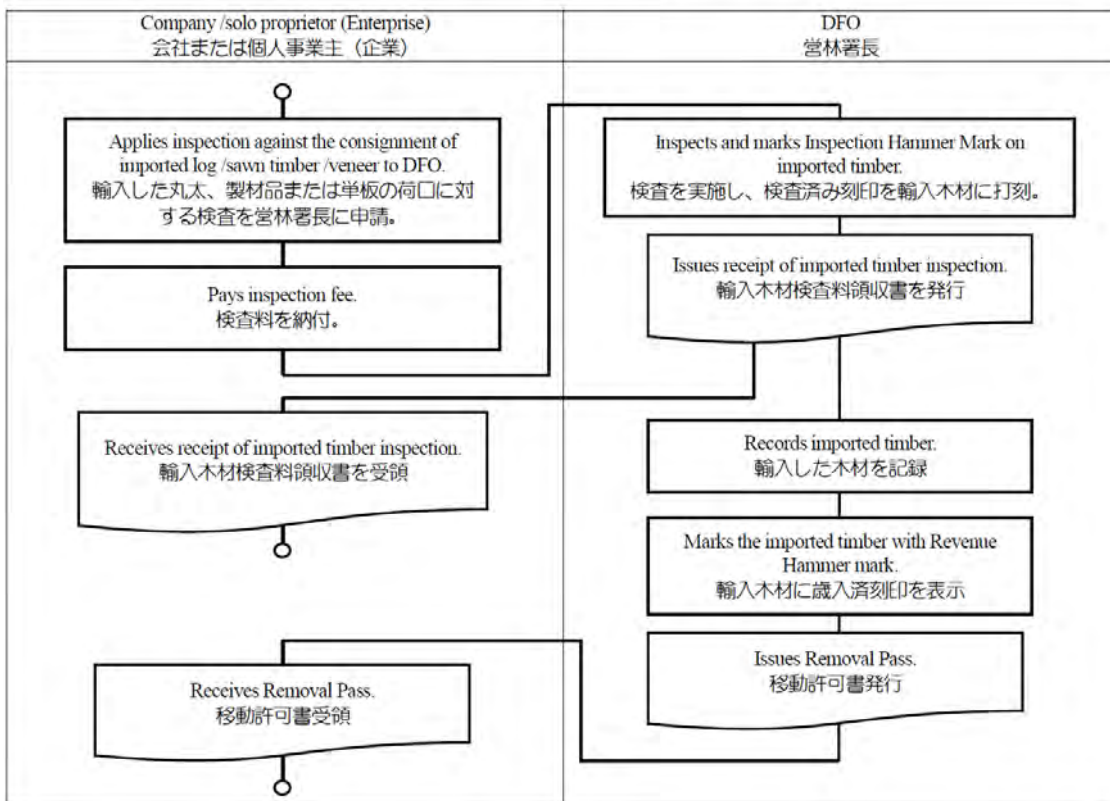
資料・監修：サバ州森林局

### ③ 輸入した丸太、製材品及び単板の輸送

丸太、製材品又は合板を輸入した輸入企業は、最寄りの営林署の署長に輸入物品の検査を申請するとともに、森林局に検査料を納付する。

輸入企業から輸入物品に対する検査の申請を受けた営林署長は、物品検査を実施し、検査が終わった物品に検査済の刻印を打刻する。さらに営林署長は、輸入業者による検査手数料の納付を確認し、輸入木材検査料領収書を発行するとともに、輸入木材に歳入済印を表示し、輸入業者に移動許可書を発行する。

Table 22	表 22
Transportation of imported logs, sawn timber and veneer	輸入した丸太、製材品及び単板の輸送
Sources of Timber: Import	輸入
Responsibility: Sabah Forestry Department (SFD)	所管：森林局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a30 輸入した丸太、製材品帯単板の輸送手続き

【証明書及び書類】

輸入した丸太、製材品及び単板の輸送手続きに要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a39 輸入した丸太製材品及び単板輸送手続きに要する証明書及び書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Transportation of imported logs, sawn timber and veneer 輸入した丸太、製材品及び単板の輸送	Application documents for inspection for the consignment of imported log /sawn timber /veneer 輸入した丸太、製材品または単板の検査依頼書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Receipt of imported timber inspection 輸入木材検査手数料領収書	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Inspection Hammer Mark 検査済刻印	DFO, Custom 税関担当森林署長	
	Removal Pass 移動許可書	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
※Table 22 ※表 22			

資料・監修：サバ州森林局



#### ④ サラワク州産材の取扱い

サバ州で操業している企業は、EU 向けに輸出する木材製品の荷口に、サラワク州産木材を含めてはならない。このために、木材取扱企業は、サラワク産材のバイヤー、販売及び流通に係る事項並びにサラワク産木材の加工実績を確実に記録して管理しなければならない。EU 向け木材輸出業者は、輸出する製品にサラワク州産材が決して含まれていないと宣誓しなければならない。

この標準は、EU がサラワク州木材合法性確認システムの有効性を認め、同システムの輸出ライセンス発行に合意するまでの暫定措置である。

サラワク州から木材を移入する企業は、森林局税関担当署長に税関申告書を提出するとともに実地検査を要請して、検査手数料を森林局に納付する。さらにサラワク州から丸太を移入しようとする企業は、農業局に植物貿易要求事項の遵守検査を要請し、農業局はこの要請により植物の植物貿易要求事項の遵守を検査する。

サラワク州から物品が到着したときは、森林局税関担当署長は、サラワク州以外の輸入木材物品の輸入手続きと同様の荷口検査を実施し、問題がなければ税関申告書承認書を作成する。さらに森林局税関担当署長は、加工工場においてサラワク州産木材の販売元、販売及び流通並びに製品加工への使用について確実な記録がなされているか、サラワク州産材及び加工されたサラワク州産材に FLEGT ライセンスが発行されていないか無作為抽出検査を行う。

#### 【証明書及び書類】

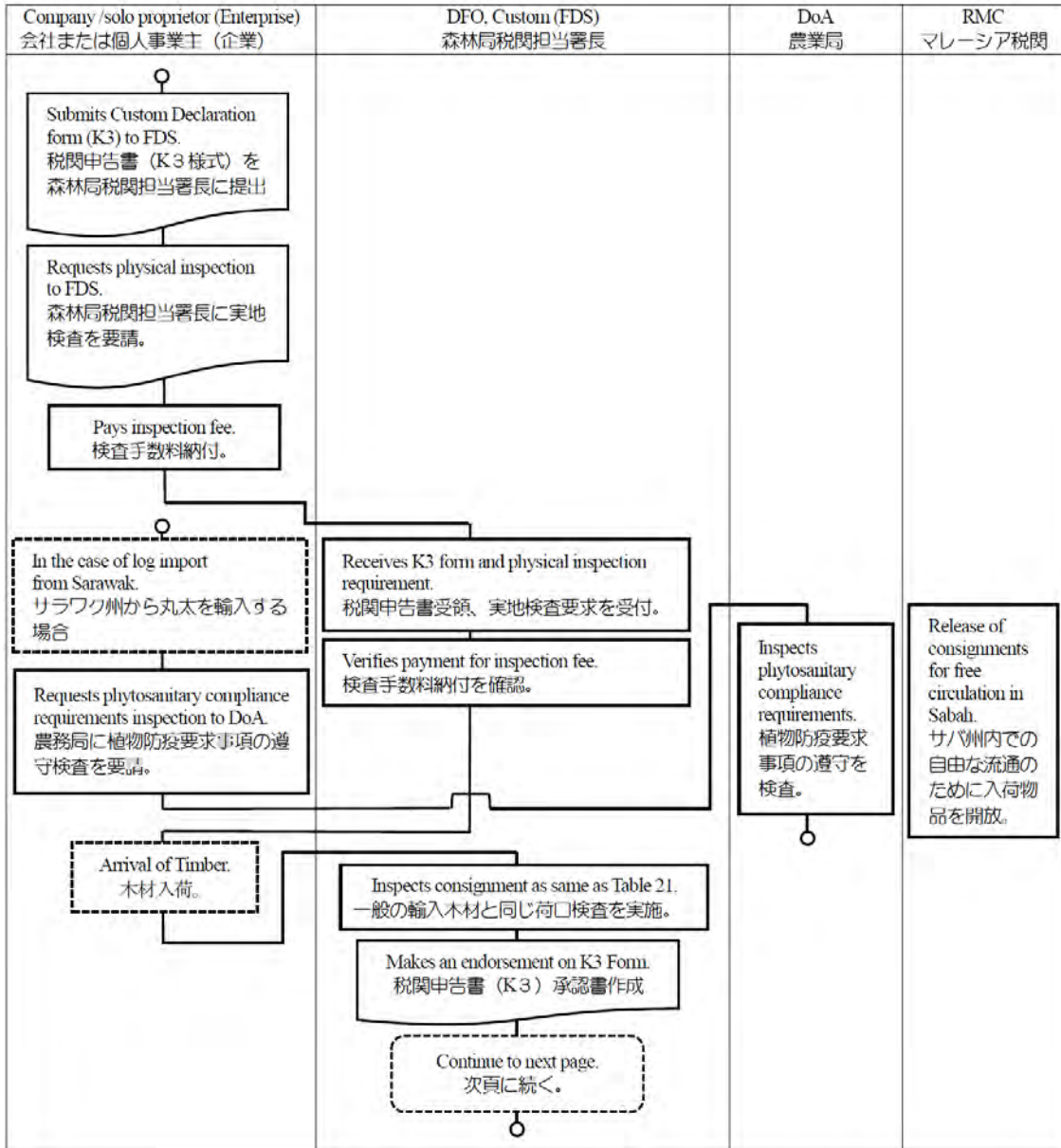
サラワク州産材の取扱いに要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a40 サラワク州産材の取扱いに要する証明書及び書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Timber from Sarawak サラワク州産木材	Custom Declaration Form (K3) 税関申告書 (K3 様式)	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Application documents for phytosanitary 植物防疫申請書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Application documents for phytosanitary compliance requirements inspection 植物貿易要求事項遵守検査申請書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Department of Agriculture 農業局
※ Table 23 ※表 23	K3 Form Endorsement document 税関申告書承認書	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業

資料・監修：サバ州森林局

Table 23	表 23
Timber from Sarawak	サラワク州産材の取扱い
Sources of Timber: PF, SL, AL & Import	永久林、州有林、私有林及び輸入
Responsibility: Royal Malaysian Customs (RMC) Sabah Forestry Department (SFD) Department of Agriculture (DoA)	所管：マレーシア王国税関 森林局 農業局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a31 サラワク州産材の取扱い手続き



Company / solo proprietor (Enterprise) 会社または個人事業主（企業）	DFO, Custom (FDS) 森林局税関担当署長	DoA 農業局	RMC マレーシア税関
	<p style="text-align: center;">○</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">           Continue from previous page. 前頁から続く         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">           Conducts random checks to ensure that company maintains records of buyer, sales and distribution of timber from Sarawak and timber products manufactured using such timber. 企業がサラワク州産木材の販売元、販売及び流通並びにサラワク州産材の製品加工への使用の確実な記録の抽出検査を実施。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">           Conducts random checks on companies to ensure that timber sourced from Sarawak as well as timber products manufactured using such timbers will not be issued with a FLEGT License. サラワク州産木材及び加工されたサラワク州産木材に FLEGT ライセンスが確実に発行されていないか抽出検査を実施。         </div> <p style="text-align: center;">○</p>		

資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a31 サラワク州産材の取扱い手続き（続き）

### 4.1.a.3 森林認証

サバ州では、FSC (Forest Stewardship Council) 及び MTCS (Malaysian Timber Certification Scheme) の森林認証が行われている。2017年10月現在、サバ州の森林認証面積は、75万2,894haであり、この面積は州の森林面積(335万1,000ha)の22%にあたる。スキーム別森林認証面積は、FSCが62万8,464ha、MTCSは12万3,430haで、FSCによる森林認証面積が認証林面積全体の83%を占めている。

表 4.1.a41 サバ州の森林認証面積、CoC 認証事業体数  
(ha、件)

	森林認証取得事業体名	認証面積	CoC 認証事業体数
FSC	SFD	55,139	28
	USM FMU	242,884	
	North Gunung Rara	61,330	
	Pin Supu	4,696	
	Timimbang-Botitian	13,610	
	Trusmadi & Sg Kiluyu	88,045	
	FMU 17A (新規)	48,431	
	Trusan Sugut Forest Reserve (新規)	8,680	
	Ulu Kalumpang Wullersdirf (新規)	64,954	
	小計	587,769	
	Acacia Forest Industries Sdn Bhd	17,334	
Sabah Softwood Berhad	23,361		
計	628,464		
合計	752,894		
MTCS	Sefallud Lokan FMU (KTS Plantation Sdn. Bhd.)	57,247	26
	Bornion Timber FMU 11 (新規)	40,646	
	Bornion Timber FPMU 11 (新規)	25,537	
	計	123,430	
合計	752,894	54	

注1: FSCはForest Stewardship Council、MTCSはMalaysian Timber Certification Schemeの略。

2: 「(新規)」は前年11月以降、増加した認証林

資料: 2017年11月現在のFSCウェブサイト(<http://www.info.fsc.org>)及びMTCC(Malaysian Timber Certification Council)提供資料

サバ州では、森林局が率先して森林認証を取得し、森林認証面積の拡大を図ってきた。1989年から2000年までの11年間、サバ州森林局は、それまでの過伐により荒廃した林地に、直ちに導入できる持続的森林経営手法の開発を目的とした研究をドイツ連邦技術協力機構(German Agency for Technical Cooperation)とともにに行った。森林局は、この研究を行っている最中の1997年に、サバ州中央部のDeramakotのクラスII(永久林)の商用林でFSCの森林認証を取得した。その後、森林局の認証林面積は拡大し、2017年10月現在では58万7,769haと州の認証林面積の78%を占めるに至っている。サバ州森林局は、今後も認証林面積の拡大を行う方針で、2017年11月現在の面積は、前年同月比18万9,445ha拡大している。

MTCSによる森林認証は、これまでKTS Plantation社一社だけでなされていたが、2017

年には Bornion Timber 社が天然林（4 万 646ha）と人工林（2 万 5,537ha）で認証を取得した。

CoC 認証事業体数は、認証林面積の拡大にともない、両スキームではほぼ倍増している。2017 年 11 月時点では、FSC が 28 事業体（前年同月 15 事業体）、MTCS は 26 事業体（同 5 事業体）の計 54 事業体（同 20 事業体）である。サバ州では、森林の回復を積極的にはかってきたため、これから認証丸太の生産量増加が見込まれている。さらに、認証林の拡大が予定されているので、CoC 認定事業体数も将来的には増加すると期待されている。

森林局は、現在認証林面積が 5 万 5,507ha に達した Deramakot の FSC 認証林をモデル林と位置付け、このモデル林での経験を生かしながら、これからさらに認証林面積の拡大を行う予定である。

サバ州森林局は、前掲の年次報告書において、違法伐採対策の一環として 2000 年に森林の区分を見直して社会林を制定したこと、社会林の制定には地域のコミュニティーの代表者をメンバーに入れた社会林委員会を設置して地域コミュニティーの社会的経済的活動を尊重した林業計画を設定するとともに、地域コミュニティーの社会林又は認証林への理解を深め、同委員会が地域コミュニティー住民の就業機会の拡大及び労働者の能力向上をはかったことが違法伐採の減少と撲滅に繋がったと報告している。

Deramakot 認証林でも、かつては違法伐採が行われ、河川沿いの立木を違法に伐採し、河川が増水したときにこれらの丸太を人力で河川輸送する違法行為があったという。森林局の 2015 年年次報告書では、2000 年に前述の社会林委員会と同じ機能を果たす特別委員会を Deramakot 認証林に設置し、さらに空、陸及び河川における違法伐採取締パトロールを強化したところ、Deramakot 認証林における違法伐採は撲滅できたと評価していた。しかし、2016 年に沈香の違法採取が報告された。

表 4.1.a42 Deramakot 認証林における違法伐採量 (m<sup>3</sup>)

	違法伐採量	備考
1995～1999 年	4,535	
2000 年	3,027	
2001 年	214	
2002 年	15	
2003～2011 年	0	
2012 年	1	沈香採取
2013～2015 年	0	
2016 年	1	沈香採取

出典：Sabah Forestry Department, "Annual Report", 各年版

## 4.2.a.4 木材市場

### (1) 木材需給動向

2016 年のサバ州の丸太生産量は 262 万 4,000 m<sup>3</sup>で、同年の丸太供給量は、この生産量に輸入量 3,000 m<sup>3</sup>を加えた 262 万 7,000 m<sup>3</sup>である。同年の天然林人工林別丸太生産量は、天然林が 208 万 6,000 m<sup>3</sup>（全生産量の内の 79%）、人工林は 53 万 8,000 m<sup>3</sup>（同、21%）である。人工林丸太生産量は、人工林丸太生産最大手の Sabah Forest Industry 社が操業をほぼ停止していたので、前年の 101 万 3,000 m<sup>3</sup>から 49%もの大幅な減少となった。

同年の森林区分別丸太生産量は、永久林が 143 万 9,000 m<sup>3</sup>（全生産量の内の 55%）、州有林は 24 万 8,000 m<sup>3</sup>（同、9%）、私有林は 93 万 7,000 m<sup>3</sup>（同、36%）であった。

表 4.1.a43 天然林人工林別森林区分別丸太生産量  
(1,000 m<sup>3</sup>)

区 分		2011	2012	2013	2014	2015	2016
合 計	計	3,447	3,082	3,396	3,325	2,869	2,624
	永久林	2,493	2,347	2,603	2,316	1,705	1,439
	州有林	240	227	312	316	490	248
	私有林	714	508	481	693	674	937
天然林	計	2,212	1,966	2,118	2,079	1,856	2,086
	永久林	1,774	1,608	1,897	1,696	1,283	1,304
	州有林	41	29	6	63	119	96
	私有林	397	329	215	320	454	686
人工林	計	1,235	1,116	1,278	1,246	1,013	538
	永久林	719	739	706	620	422	135
	州有林	199	198	306	253	371	152
	私有林	317	179	266	373	220	251

資料：サバ州森林局

次表により、サバ州の用途別丸太消費量を示した。用途別に最も多く丸太を消費しているのは合単板用であり、2015年には151万6,000 m<sup>3</sup>を消費した。その他の用途で消費量が多いのは、紙・パルプ用（57万6,000 m<sup>3</sup>）及び製材用（51万2,000 m<sup>3</sup>）である。サバ州の木材需給の特徴の一つは、丸太輸入量が限られていることにある。過去5年間で輸入量が最も多かったのは2011年であるが、最も多いといっても輸入量は7万8,000 m<sup>3</sup>でしかなく、しかもその後、輸入量は大きく減少している。

工場での丸太消費量は2015年まで減少していたが、2016年は製材用、合単板用、モー ルディング用及び人工乾燥木材用でやや増加に転じている。

表 4.1.a44 用途別丸太消費量  
(1,000 m<sup>3</sup>)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016
製材用	742	732	607	614	512	569
合単板用	1,814	1,571	1,611	1,547	1,516	1,524
モー ルディング用	174	137	107	80	73	64
パー ティクルボード用	50	44	38	35	18	14
紙・パルプ用	555	611	876	678	576	172
チップ用	329	225	222	218	165	142
保存木材用	33	34	39	43	41	40
人工乾燥木材用	144	138	115	124	120	142
おが炭用	10	11	14	15	13	14

資料：サバ州森林局

サバ州の木材輸入量は、次表のように極めて限られている。2016年の輸入量は、丸太が3,000 m<sup>3</sup>、製材品及び大中角が2万4,000 m<sup>3</sup>、単板は5万6,000 m<sup>3</sup>であった。

表 4.1.a45 木材輸入量

	(1,000 m <sup>3</sup> )					
	2011	2012	2013	2014	2015	2016
丸 太	78	49	21	28	7	3
製材品・大中角	29	22	33	41	20	24
単 板	40	36	42	53	55	56

資料：サバ州森林局

次表は、サバ州で林産物を生産している稼働中の工場数を示している。2016年の工場数は、製材工場72件、合単板工場29件などである。

サバ州の木材加工工場数は減少してきており、現地の関係者の話では、丸太生産量が減少していく中で、丸太の獲得及び低質材の加工技術をめぐる工場間での競争が激しくなり、その競争が2008年前後にピークに達して閉鎖を余儀なくされた工場が多く出現したとのことである。その結果、現在では州内の丸太生産量は減少傾向で推移しているものの、工場数も減少したので、丸太の「不足感」はなくなり、さらにその後、立木が成長したため、丸太の材質も向上しているそうである。

表 4.1.a46 稼働林産物工場数

	(件)							
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
製材工場	111	103	94	44	90	83	82	72
合単板工場	34	31	30	29	30	32	29	29
モーディング工場	65	67	70	66	57	50	44	42
パーティクルボード工場	2	1	1	1	1	1	1	1
製紙工場	1	1	1	1	1	1	1	1
チップ製造工場	7	3	4	4	3	4	3	1
保存木材工場	11	12	8	9	7	9	9	9
乾燥工場	40	40	39	34	32	31	29	29
おが炭工場	2	2	2	3	2	2	2	2
竹製家具工場	1	1	1	1	1	1	0	0
ペレット工場	—	—	—	—	—	1	1	3

資料：サバ州森林局

2011年以降のサバ州の木材製品の生産量は、一部を除き減少して推移した。2016年の生産量は、製材品が24万2,000 m<sup>3</sup>、普通合板は60万7,000 m<sup>3</sup>などとなっている。

サバ州は、アジア諸国を中心に木材製品を輸出している。2016年の輸出量は、丸太が32万8,000 m<sup>3</sup>、製材品は19万m<sup>3</sup>、単板6万5,000 m<sup>3</sup>、合板は56万4,000 m<sup>3</sup>であった。合板については、マレーシア半島部への移出量が多かった。

表 4.1.a47 木材製品生産量

(1,000 m<sup>3</sup>)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016
製材品	356	326	271	261	220	242
単板	138	107	115	157	136	119
普通合板	776	714	691	654	655	607
その他合板	44	44	53	51	41	42
モールディング	123	100	81	60	54	47
パーティクルボード	48	43	38	35	16	12
チップ	262	173	176	165	117	99
保存木材	33	34	39	43	41	40
人工乾燥木材	144	138	115	124	120	142

資料：サバ州森林局

表 4.1.a48 主要木材製品の相手国別輸出力 (2016 年)

(1,000 m<sup>3</sup>)

丸太		製材品		単板		合板	
計	328	計	190	計	68	計	564
日本	111	中国	49	韓国	31	半島部	111
インド	64	台湾	34	台湾	22	日本	84
中国	48	タイ	26	日本	6	韓国	84
フィリピン	45	フィリピン	18	フィリピン	3	米国	62
ベトナム	26	日本	14	中国	3	メキシコ	57
その他	34	その他	49	その他	3	その他	166

資料：サバ州森林局

## (2) 木材流通

サバ州内の木材流通は、丸太については工場間での流通がごく一部で存在するものの、基本的には丸太の生産を行う林業会社の貯木場から加工工場に直送するシンプルな構造である。前述のように山で伐採した丸太は、山土場を経て伐採区域内の貯木場に集積して検寸と刻印の表示、ロイヤリティの支払いがなされるとともに、林業会社は、複数の顧客の要求に見合う丸太を顧客別にはい積みし、許可書が発行されてから出荷を開始する。製品については、遠隔地の消費市場向け製品は、流通業者を介するケースもあるが、コンテナで直接小売業者又は産業消費者に出荷するケースが多いようである。

丸太、製品ともに流通にはディーラーが介在する場合がある。

地元の工場向け丸太は、伐採ライセンス所持者がスタンピングポイントと称される規模が大きい貯木場で、丸太をそれぞれの工場が望む樹種、サイズ、品質などにより極積し出荷しているが、輸出用丸太については、ディーラーが例えば日本の合板工場向けのサイズと品質を兼ね備えた丸太を集め、港湾の貯木場に納品するように指定している。

サバ州の木材流通で特徴的なのは、合法性保証の観点から、州政府の木材検問所が設置されていることである。



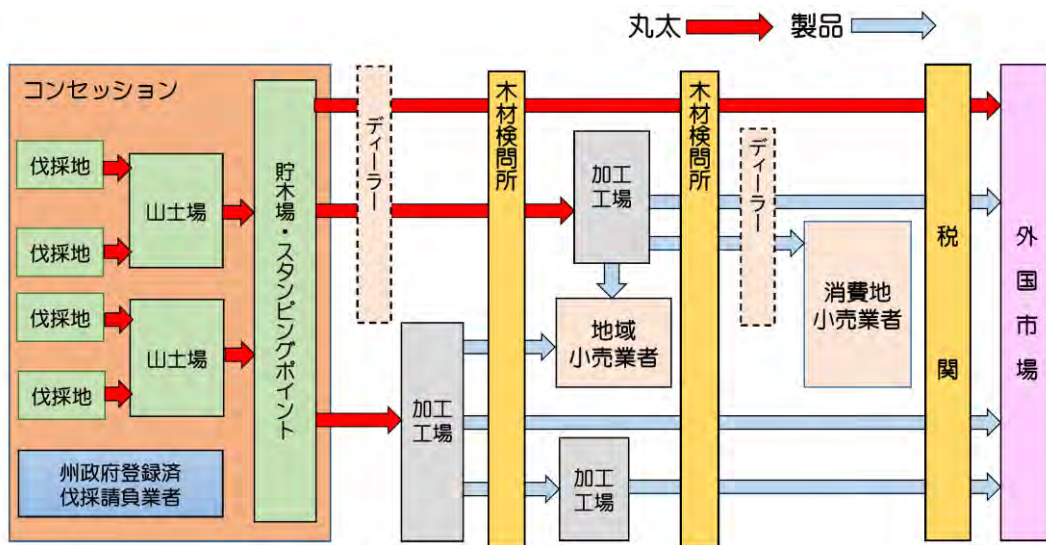


図 4.1. a32 サバ州の木材流通フロー

この木材検問所は、木材及び木材製品を輸送する大型トレーラーが通行できる幅の広い道路の脇に設置し、木材及び木材製品を輸送する大型トレーラーは必ず木材検問所において森林局による積荷の検査を受けなければならない。トラック運転手は、丸太を輸送するときは移動許可書と丸太明細書（Log List）を、製品を輸送するときは移動許可書と製品の明細が記されている出荷・納品伝票を携行している。丸太を出荷する林業会社及び加工工場は、丸太又は製品を出荷する前に、木材検問所にこれらの書類の写しを送付する。木材検問所の森林局職員は、トレーラーが木材検問所に来たときに、事前に林業会社又は加工工場から送られてきた書類とトレーラー運転手が携行している書類の整合性を検査し、輸送中に適正な手続きを経っていない木材が混入していないか、若しくは輸送中に適正な手続きを経ないで流出した木材がないかを確認する。

この検問所は複数設置されており、長距離輸送を行うときは、トラックが納品先に到達するまでに多くの検問所を通過する場合がある。



道路脇に設置された木材検問所（ケニンガウ市）  
写真 4.1.a3 木材検査所事務所



木材検問所では、丸太（前のトレーラー）も製品（後ろのトレーラー）も検査対象である。  
写真 4.1.a4 検査を受けるために停車したトレーラー

## 4.1.b マレーシア（サラワク州）

サラワク州は、ボルネオ島北西部から北中部に位置する。州面積は 12 万 4,000 km<sup>2</sup>で、日本の国土面積（37 万 7,970 km<sup>2</sup>）の約三分の一の広さである。2013 年にサラワク州が行った衛星測量によれば、森林面積は 988 万 2,000ha で州面積の 80%を占めている。

サラワク州では森林を持続的な木材生産のために告示している永久林（Permanent Forest Estate）、生物多様性保護のために木材の生産を禁じている全面保護林（Totally Protected Areas）及び永久林に指定されていない森林及び農業生産、集落、市街地への利用その他の土地利用転換が可能な州有林（State land Forest）に大きく区分している。

永久林は保存林（Forest Reserve）、保護林（Protected Forest）、コミュニティー林（Communal Forest）、政府管理地（Government Reserves）<sup>1</sup>及び人工林（Planted Forest）で構成している<sup>2</sup>。さらに、全面保護林は国立公園（National Park）、自然保護区（Nature Reserves）及び野生生物保護区（Wildlife Sanctuaries）で構成している<sup>3</sup>。州有林は、保安林、保護林、コミュニティー林、政府管理地及び人工林を除く森林をいう<sup>4</sup>。

伐採が可能な森林は、永久林及び州有林である。コンセッションは、永久林内の伐採許可地域に設定する。コンセッションでの伐採は、持続的森林経営を目指した技術体系に基づき行われるので択伐方式を採用している。コンセッションでの伐採周期は 25 年であるが、年間の伐採可能面積及び伐採周期は森林の状況によって決定する。

森林の 42%（416 万 3,000ha）は永久林に、5%（48 万 7,000ha）は全面保護林に指定している。

表 4.1.b1 森林面積

	(ha)			
	計	森 林	スワンプ林	マングローブ林
計	9,882,444	9,265,895	537,302	79,247
永久林	4,163,133	3,973,595	176,614	12,924
全面保護林	487,008	405,724	70,749	10,535
州有林	5,232,303	4,886,576	289,939	55,788

注：サラワクが 2013 年に行った衛星測量による調査結果。

資料：Forest Department Sarawak, “Annual Report 2013”, p32

永久林及び保護林の面積は増加しており、永久林面積は 2013 年の 416 万 3,133ha から 2015 年には 432 万 302ha に 4%増、保護林は同じく 48 万 7,008ha から 67 万 3,979ha に 38%も増加している。

サラワク州でも人工造林が広く行われるようになり、2015 年の人工林面積は 32 万 5,314ha に達している。サラワク州では 1920 年代に人工造林が開始されていたが、その当時の人工造林はドリアンその他の果樹の採取が目的であった。その後、1965 年に外来種の

<sup>1</sup> 官報告示によって大臣が政府管理地と宣言した州有地。

<sup>2</sup> 2015 年サラワク州森林条令第 1 章第 2 条第 1 項による定義。

<sup>3</sup> サラワク州森林局資料。

<sup>4</sup> 2. に同じ。

早生樹種による造林を試行したが失敗し、1970年代に森林局が行ったアカシア、ファルカータその他の熱帯広葉早生樹種による試験造林により、ようやく生産性が高い樹種の特定ができた。人工造林面積は1985年の時点では1,770haと小さく、その後も小さい面積で推移したが、1996年の州森林法の改正により人工林ライセンスが発給できるようになったこと、天然林資源の枯渇が表面化し始めたことから1990年代後半から徐々に拡大しはじめ、2003年以降、急速に拡大した。人工造林のピークは、2005年から2008年までの4年間で、この期間においては年間約4万haの人工造林がなされている<sup>5</sup>。

なおサラワク州政府は、1998年にサラワク州クチンで開催された国際会議で15年から20年後に人工林面積を100万haまでに拡大するという目標を発表している。

サラワク州では、人工造林の種別を次の三つに区分している。

- 産業用造林
- オイルパーム造林
- 補植造林

産業用造林は、ゴム、アカシアその他の樹液、木材又は木質繊維の収穫を目的とした樹種による造林である。さらにサラワク州では、モデル人工造林地を設定して人工林樹種の試験をしている。モデル人工造林地では、次の七樹種が植林されている。

- *Acacia mangium* Superbulk
- Acacia Hybrid
- Kelampayan (*Neolamarkia cadamba*)
- Red Mahogany (*Eucalyptus pellita*)
- African mahogany (*Khaya senegalensis*)
- Batai (*Paraserienthes falcataria*)
- Karas (*Aquilaria* spp)

オイルパーム造林は造林周期を25年とし、一周期に限り造林が認められ、さらにオイルパームを植林できる最大面積を造林地の20%に限定している。

補植造林は、高地で重機による作業ができない自然更新が困難な場所で行なう人工造林である<sup>6</sup>。

マレーシアはインドネシアとともに日本の主要熱帯産木材輸入相手国であり、マレーシアの中でもサラワク州は熱帯産合板の主要供給地域である。

サラワク州にとって日本は、かねてより重要な林産物輸出相手国であり、現在でも国別林産物輸出額は日本が第1位である。2012年から2016年の対日向け輸出額のシェアは38%である。

---

<sup>5</sup> サラワク州森林局ウェブサイト (<http://www.forestry.sarawak.gov.my/>)。

<sup>6</sup> サラワク州森林局資料。

表 4.1.b2 国別輸出額

(100 万 MYR)					
	2012	2013	2014	2015	2016
計	7,438	7,165	7,249	6,571	5,934
日本	2,859	2,786	2,794	2,549	2,273
インド	1,189	1,130	1,370	1,252	967
中近東	671	568	544	381	574
台湾	261	791	761	640	516
韓国	594	527	538	559	514
フィリピン	207	278	221	272	286
インドネシア	—	—	87	133	188
ベトナム	92	117	152	160	144
タイ	261	208	155	163	107
中国	314	227	305	160	76
その他	990	533	322	302	289

注1：集計対象は、チップ、丸太、枕木、製材品、構造用集成材、フィンガージョイント集成材、モールディング、合単板、ブロックボード、繊維板、切削板、LVL、ダボ、ドア及びドア枠、コアプラグ、ペレット、木製柵、木製ラティス、木枠並びに園芸用品、家具及び家具部品。

2：MYR＝マレーシアリングギット

資料：Sarawak Timber Industry Development Corporation, “Export Statistics of Timber and Timber Products Sarawak”, 各年版

#### 4.1.b.1 サラワク州木材合法性確認システム

##### (Sarawak Timber Legality Verification System : STLVS)

#### 4.1.b.1.1 設立の背景とシステムの概要

サラワク州の林業活動の監督と許認可は、森林局及びサラワク林業公社が中心に行っている。

サラワク州でも、2013年のEUのEU木材規則の発効、2014年のオーストラリアの違法伐採禁止法の施行その他の木材の合法性確保に係る諸規制の登場を受けて、木材の合法性の確保が早急に解決すべき課題として浮上した。このためサラワク州政府は森林法（法令第71号）を改正し、違法伐採及び違法伐採木材を排除するシステムの強化を図っている。

この強化策の中心的役割を担うのが、サラワク州木材合法性確認システム（Sarawak Timber Legality Verification System : STLVS）である。サラワク州では、サラワク州木材合法性確認システムに、森林局が開発し運用していた丸太追跡システム（LOTS : Log Tracking System）を組み込んで運用している。

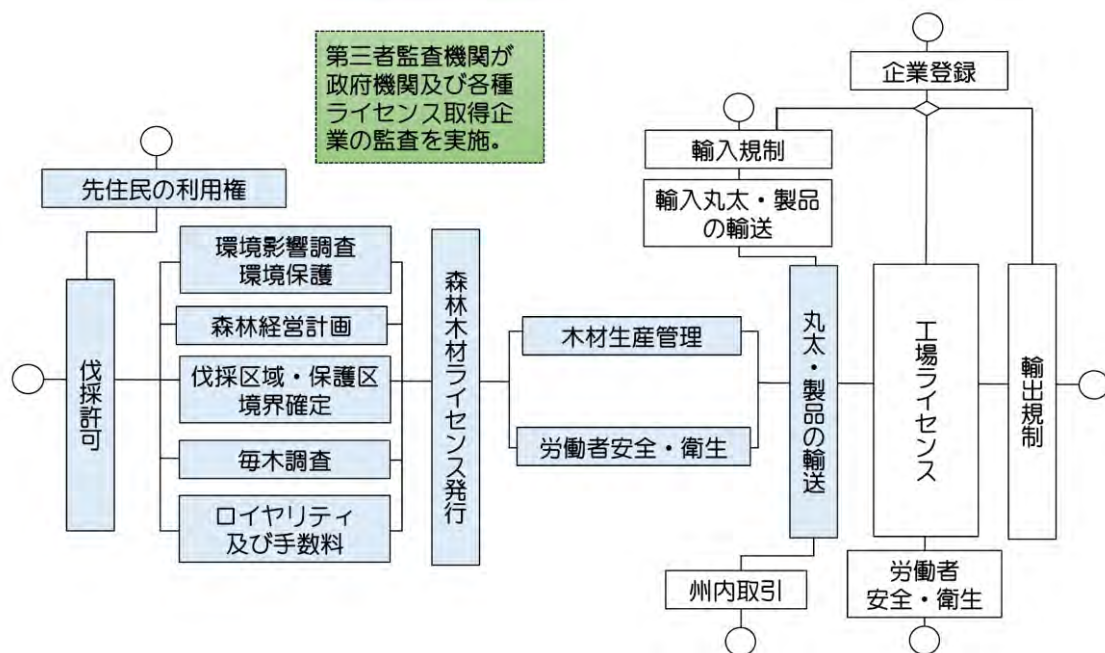


図 4.1.b1 サラワク州木材合法性確認システムの標準間の関連と手続きの流れ

サラワク木材合法性確認システムは、六つの基準、15 の標準及び 94 の指標により構成しており、半島部及びサバ州同様、その基本理念は FLEGT の木材合法性保証システム (TLAS : Timber Legality Assurance System) に準じている。

#### 4.1.b.1.2 サラワク州木材合法性確認システムで使用する主な書類

サラワク州木材合法性確認システムの基準及び標準並びに合法性を証明するために使用する主な証拠書類及び主な関連法令・契約は次の表のとおりである。

表 4.1.b3 サラワク州木材合法性確認システムの基準及び標準

	標 準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
基準 1 伐採権	1. 伐採許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 伐採許可証</li> <li>■ 総合伐採計画書</li> <li>■ 総合伐採計画図</li> <li>■ 伐採対象木一覧表</li> <li>■ 環境影響評価報告承認書</li> <li>■ 林班立入許可書</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2015 年森林法</li> <li>■ 1958 年森林法</li> <li>■ 1962 年森林規則</li> <li>■ 1993 年天然資源環境条令</li> <li>■ 1987 年環境影響評価命令</li> <li>■ 2002 年環境保護条令</li> <li>■ 1998 年国立公園、自然保護区条令</li> <li>■ 1998 年野生生物保護条令</li> <li>■ 1958 年土地法</li> </ul>
	2. 環境影響調査・環境保護		
	3. 森林経営計画		
基準 2 森 林 施 業	1. 伐採区域・保護区境界確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 伐採詳細計画書</li> <li>■ 伐採詳細計画図</li> <li>■ 伐採ライセンス</li> <li>■ 林班立入許可書</li> <li>■ 林産企業刻印印影の登録</li> <li>■ 伐採業者登録証</li> <li>■ 林業重機登録許可証</li> <li>■ 丸太生産日報</li> <li>■ 丸太荷口概要書</li> <li>■ 丸太荷口明細書</li> <li>■ 移動許可書</li> <li>■ 輸送許可書</li> </ul> 【サラワク林業公社】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2015 年森林法</li> <li>■ 1958 年森林法</li> <li>■ 1962 年森林規則</li> <li>■ 1958 年森林条令第 67A 条第 5 項及び第 7 項 a 号</li> <li>■ 1993 年天然資源環境条令</li> <li>■ 2002 年環境保護条令</li> <li>■ 1998 年国立公園、自然保護区条令</li> <li>■ 1998 年野生生物保護条令</li> <li>■ 1958 年土地法</li> <li>■ 1995 年サラワク森林公社法</li> <li>■ 1975 年産業調整法</li> </ul>
	2. 毎木調査		
	3. 木材生産管理		
	4. 丸太輸送		
	5. 労働安全衛生		
基準 3 法定課徴金	ロイヤリティ及び手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ロイヤリティ納付済承認証</li> <li>■ 出荷許可書</li> <li>■ 移動許可書</li> <li>■ 輸送許可書</li> <li>■ 移動許可書</li> </ul> 【サラワク林業公社、ハーウッドティンバー社】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1958 年森林法第 52 条第 2 項 - 第 4 項及び第 4A 項第 a 号</li> </ul>
基準 4 その他の利用者の権利	先住民の利用権	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域住民支援活動報告書</li> </ul> 【森林局、サラワク林業公社】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1958 年森林法</li> <li>■ 1958 年土地法</li> </ul>



表 4.1.b3 サラワク州木材合法性確認システムの基準及び標準（続き）

	標 準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
基準 5 工場の 操 業	1. 工場操業許可書の 発行・更新及び操 業管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 林産物生産計画書</li> <li>■ 業務登録証明書</li> <li>■ 木材取引許可書</li> <li>■ 木材加工業操業許可証</li> <li>■ 輸出入許可書</li> </ul> 【森林局、サラワク木材産業開発公社】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1958 年森林法</li> <li>■ 1973 年サラワク木材産業開発公社規則</li> <li>■ 2008 年サラワク木材産業規則</li> <li>■ 1975 年産業調整法</li> </ul>
	2. 丸太の入出荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 輸送許可書</li> <li>■ 丸太荷口明細書</li> <li>■ 丸太荷口概要書</li> <li>■ 工業生産月報（サラワク木材産業開発公社）</li> <li>■ 工場月報（森林局）</li> </ul> 【森林局、サラワク林業公社、ハーウッドティンバー社、サラワク木材産業開発公社】	
	3. 労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 労働許可書</li> <li>■ 安全管理指針</li> <li>■ 安全管理簿</li> </ul> 【労働省、職業安全衛生省、社会保険機構】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1994 年労働安全保険法</li> </ul>
基準 6 貿易・ 関 税	1. 企業登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 木材及び木材製品取扱業者登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2008 年サラワク木材産業開発公社規則</li> </ul>
	2. 州内取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 移動許可書</li> </ul> 【サラワク林業公社、ハーウッドティンバー社】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1958 年森林法</li> </ul>
	3. 輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 木材輸出入業登録証</li> <li>■ 輸入許可書</li> <li>■ 輸入申告書</li> <li>■ CITES 証明書（該当がある場合）</li> <li>■ 原産地証明書</li> <li>■ 植物検疫証明書</li> </ul> 【マレーシア王国税関、農業省】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2008 年サラワク木材産業開発公社規則</li> <li>■ 1973 年サラワク木材産業開発公社規則</li> <li>■ 1967 年マレーシア関税法</li> <li>■ 2012 年マレーシア関税法（輸入禁止）</li> </ul>
	4. 丸太、製材品及び 単板の輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 移動許可書</li> </ul> 【サラワク林業公社、ハーウッドティンバー社】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1958 年森林法</li> </ul>
	5. 輸出規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 輸出申告書</li> <li>■ 輸出ライセンス</li> <li>■ 丸太輸出枠遵守確認書</li> <li>■ 丸太一覧表</li> <li>■ 格付証明書（製材品）</li> <li>■ インボイス</li> <li>■ 船積指図書</li> <li>■ 貨物引受証</li> <li>■ 船荷証券</li> <li>■ 発送通知</li> <li>■ 伐採禁止樹種伐採許可証（該当する場合）</li> <li>■ 植物防疫証明書（必要な場合）</li> <li>■ 輸出承認証（ExCC）</li> <li>■ 移動許可証（港湾検査所からの移動許可）</li> <li>■ 月別丸太輸出ライセンス</li> </ul> 【森林局、サラワク木材産業開発公社、マレーシア王国税関、ハーウッドティンバー社】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2012 年関税令（輸出禁止）</li> <li>■ 1991 年ラミン輸出禁止法</li> </ul>

なお、半島部及びサバ州では、法令遵守監査（Compliance Audit）を2018年に予定しており、それに伴う標準及び指標の改正作業をすすめている。現在、サラワク州でも木材合法性確認システムの改正作業を行っている。木材合法性確認システムの改正案は一般に公表されていないが、関係者によればかなり大がかりな改正が検討されているとのことである。

#### 4.1.b.1.3 実施主体と事業体数

##### （1）実施主体

サラワク州木材合法性確認システムの実施主体は、サラワク州森林局、サラワク林業公社、サラワク木材産業開発公社及びハーウッドティンバー社であり、貿易物品についてはこれらに加えて王立マレーシア税関が関わる。

これらの機関は、サラワク州木材合法性確認システムの運用において、次のように役割を分担している。

サラワク州森林局は、木材伐採ライセンスの発給及び伐採計画の手続き事務と承認を担当している。

サラワク林業公社は、木材伐採ライセンスの発給に係る伐採計画書の詳細事項の確認と承認（最終的な承認は森林局が行う）及び林班立入許可書の発行、丸太生産の検査及びモニタリング、丸太への丸太生産タグの表示及び刻印の打刻、森林検査ステーションにおける検量、格付、ロイヤリティ算定及び移動許可書発行並びに輸出地点における輸出用丸太の確認検査及び移動許可書の発行を担当している。

ハーウッドティンバー社は、森林検査ステーション（貯木場）における検量及び丸太と書類の整合性の検査、検査完了書の発行及び積出運搬許可書の発行、工場における原木の検査及び確認並びに輸出地点における輸出用丸太の目視検査及び輸出検査完了書の発行を担当している。

サラワク州木材産業開発公社は輸出ライセンスの発行を、王立マレーシア税関は木材の合法性を確認した上で輸出を許可する役割を担っている。

#### ① サラワク州森林局（Forest Department Sarawak）

サラワク州森林局は、資源計画環境省（Ministry of Resource Planning and Environment）傘下の組織で州の林業行政を担当している。森林局は13の部局で構成し、クチンに本部を置き、クチン、シブ、ビンツル及びミリに支局を配置している。

森林局の役割と責務は、次の法令により規定している。

- A. 2015年森林法（法令第71号）
- B. 1958年森林条令（法令第126号）
- C. 1962年森林規則
- D. 1973年サラワク木材公社開発令
- E. 1993年サラワク林業公社令

- F. 1995 年天然資源環境令
- G. 1997 年森林（植林）規則
- H. 国立公園、自然保護令（法令第 27 号）
- I. 1999 年国立公園、自然保護規則
- J. 野生生物保護規則（法令第 26 号）
- K. 1998 年野生生物保護規則
- L. 1998 年野生生物（食用の鳥の巣）規則
- M. サラワク生物多様性センター条例（法令第 24 号）
- N. 1998 年サラワク生物多様性（アクセス、収集と研究）条例

サラワク州木材合法性確認システムにおいて森林局は、伐採ライセンス（FTL）を発行する役割を担っている。

森林局は、伐採許可を申請した企業に対して伐採基本計画書の策定及び提示を求め、関連する全ての法令及び基準への適合を審査し、適合すると判断できれば伐採ライセンスを発行する。

ライセンス所持者は、ライセンスが発行された後に詳細計画書を策定して森林局に提出する。詳細計画書には、10m間隔の等高線、伐採区域境界線、林班境界線、ブロック境界線、道路計画図、河川の流路を記入した収穫計画図を添付する。

森林局は、サラワク州木材合法確認システムの全行程において必要に応じて確認を行い、丸太の合法性を確認する立会検査を行う権限を有している。

## ② サラワク林業公社（Sarawak Forest Corporation）

サラワク林業公社の前身であるサラワク林業会社（サラワク林業公社 SB）は、1997 年に法人となり、2003 年 6 月 9 日に活動を開始した。その後、同社の業務は 1995 年サラワク林業公社条令の規定に基づき、森林局が設立したサラワク林業公社（サラワク林業公社）が担うことになった。

このサラワク林業公社が担う役割及び目的は、次の通りである。

- A. 法令遵守
- B. ロイヤリティ徴収の徹底
- C. 完全保護区（TPA）保護の強化
- D. 生物多様性保全のためのセンターの設立
- E. 植林推進のための研究開発
- F. エコツーリズムのために完全保護区の管理
- G. 組織の強化と財政の健全化

サラワク林業公社は、森林局の審査を経て伐採業者にライセンスが発行された後、伐採業者に伐採詳細計画の提出を求め、現地検証を行って同計画の内容を審査する。同公社による現地検証は、伐採詳細計画の持続可能な森林経営の基準への適合、全面保護林植物保護区の伐採対象地区からの除外及び先住民の伝統的権利の確保が主な対象である。その結果、伐採詳細計画の内容が適正であれば、サラワク林業公社はライセンス所持者に林班立

入許可証（Permit to Enter Coupe : PEC）を発行する。事業者は、この伐採林区立入許可証により伐採事業を開始できる。サラワク林業公社による伐採地区での現地検証項目は次のとおりである。

#### 1) 伐採前の活動

- A. 伐採許可申請地区全体、伐採区、ブロックの境界線調査
- B. 道路建設及び軌道の設置状況確認
- C. 立木調査（10%のサンプル調査）
- D. 環境保護の観点から繊細な地区の除外
- E. 基盤整備のために伐採される立木のロイヤリティ評価
- F. 先住民の権利を確保する計画

#### 2) 伐採後の活動

- A. 伐採地区の伐採により発生した立木の損傷状態調査
- B. 全ての搬出道路の閉鎖
- C. 公的に伐採事業の終了を証する証明書の発行

#### ③ ハーウッドティンバー社（HTSB: Harwood Timber Sdn. Bhd.）

ハーウッドティンバー社は、1985年にサラワク木材産業開発公社の全額出資により設立した。1994年、資源計画環境大臣は、森林条令の第64（5）項の規定が定めるライセンスを所持している木材加工工場用の木材の購入、集荷、販売及び輸送並びに64（7）（a）項の規定が定めているライセンスを得ていない木材の輸出に向けた荷積みの禁止に係る業務を行う公認機関としてハーウッドティンバー社を指名した。

サラワク州木材合法性確認システムにおけるハーウッドティンバー社の役割には、伐採地、中継地点、木材加工場及び輸出地点における丸太の検査と合法丸太の輸送許可に係る事項が含まれる。その目的は、次の通りである。

- A. 丸太とロイヤリティ評価の一致を証明する。
- B. 丸太の産地が認可された森林地区であることを証明する。
- C. 森林局が承認した文書に従って丸太が生産されたことを証明する。
- D. 州内の伐採地で承認された丸太が指定された地点に到着したことを確認する。
- E. 輸出用丸太が森林条令64（1）（b）の規定で定められた国内加工用予約割当丸太でないことを確認する。

#### ④ サラワク木材産業開発公社（STIDC: Sarawak Timber Industry Development Corporation）

サラワク木材産業開発公社は、1968年から1972年までの期間に実施したFAOの総合的森林資源調査の推奨に従い、1973年サラワク木材産業開発条令に基づいて設立された。サラワク木材産業開発公社が果たす機能は、多様な手段による木材産業の計画的な拡大とサラワク州の経済、資本及び専門的技術の継続的な発展並びに森林資源の効率的な管理の加速である。1973年サラワク木材産業開発条令第5（1）項の規定によるサラワク木材産業開発公社の業務は、次のとおりである。

- A. 木材産業を推進発展させるための新しい政策と戦略を策定する。
- B. 森林資源の効率的経済的開発を行う。
- C. 木材工業における新しいコンセプトと戦略を創造し、州の森林資源から生み出された利益を州全体に配分する。
- D. 民間セクターの参画によって木材産業全体の発展を州政府が導き、新しい産業振興を促進する。

さらにサラワク木材産業開発公社の機能は、次の通りである。

- A. 木材産業における生産の基準と貿易業務の管理及び調整。
- B. 政府に現存する木材産業の発展を促進するための方法又は政策を提言。
- C. 製品の多様化と品質管理を高めて木材の効果的利用を支援。
- D. 木材産業の発展を促進し、木材製品の生産とマーケティングに携わる人材を支援。
- E. 現存する木材産業の発展と新しい産業の発展を支援するための技術的支援。
- F. 多様な観点による木材産業の現場での作業に係る研修の実施。

サラワク州は、2006年にサラワク木材産業開発条令を改正した。この改正によりサラワク木材産業開発公社は、サラワク州森林局直轄の製材所を除く木材加工工場の登録業務を引き継いだ。

## (2) 事業所数

これまで、サラワク州における伐採ライセンス発給件数は、森林局が発効する年次報告書で公表されていた。しかし森林局は、同報告書を2013年版の発行を最後に行っていないので、印刷物による直近のライセンス発給件数は不明である。サラワク州森林局は2013年の年次報告書で、同年12月現在、505件の伐採ライセンスが有効であると記している<sup>7</sup>。

加工工場の登録件数（ライセンス発給件数）については、表4.1.15を参照されたい。サラワク州では、2016年に331件を加工工場として登録している。サラワク州木材産業開発公社からの提供資料によると、同年7月の時点では、248件の加工業者並びに671件の輸出業者及び341件の輸入業者を登録している。

### 4.1.b.2 サラワク州木材合法性確認システムの運用

サラワク州木材合法性確認システムは、サバ州及び半島部の木材合法性保証システムと同時期に開発が始まったものの、システムの標準化及び公表できるシステムの文書化に時間を要している。

サバ州及び半島部の木材合法性保証システムの報告については、全ての基準及び標準の運用について詳細なフローチャートを作成し、関係当局の監修を受けた。しかし、サラワク州木材合法性確認システムについては、同様のフローチャートを作成できる行政機関の資料のとりまとめが完了していない。このため、サラワク州木材合法性確認システムの報

<sup>7</sup> Forest Department Sarawak, “Annual Report 2013”, p38

告については、サラワク州森林局、サラワク州林業公社、サラワク木材産業開発公社、ハーウッドティンバー社その他の関係機関が提供した諸々の資料を活用して行うものとする。

#### 4.1.b.2.1 森林部門における運用

サラワク州木材合法性確認システムの基準1から基準4は、森林部門に係るものである。ただし、サラワク州木材合法性確認システムでは、サバ州及び半島部の木材合法性保証システムとは異なり、伐採地域の設定に係る基準及び標準が設定されていない。さらに、これまでサラワク州政府は、伐採地域の検討又は決定の手順を原則として一般に向けて公開していない。

ライセンスの付与、保安林及び保護林の指定並びにコミュニティー林の認可は、森林法の規定により次のように定めている。

木材の伐採が可能な森林は、永久林に含まれるコミュニティー林及び人工林並びに州有林である。サラワク州が木材の生産管理のために発給するライセンス及び許可書は、保安林及び保護林に係るものは森林局長が<sup>8</sup>、保安林、保護林及び政府管理地以外の州有林に係るものは森林局長又は局長が特に権利を与えた森林官又は政府職員が発行する。保安林、保護林及び政府所有地以外の州有地において、ライセンスが必要な行為は次のとおりである<sup>9</sup>。

- 木材及び林産物の伐採、採取、集荷または移動。
- 木炭の焼却及び移動。
- 森林官が許可した目的以外の用途のための丸太の玉切及び薪炭材としない目的で伐採した木材に対する薪炭材用玉切。

ただし、ライセンス又は許可書がなくともサラワク州民であれば、森林局長が官報によって禁じた土壌浸食防止その他の公益的価値がある立木の伐採を除けば、国内のみで利用するための木材の売却、バーター取引又は非営利目的で供する林産物を保安林ではない州有地から伐採又は採取し移動できる<sup>10</sup>。

2015年森林法の規定は、原則として木材の生産ができない保安林及び保護林並びに商業的伐採ができないコミュニティー林の指定と規制について次のように定めている。

保護林及びコミュニティー林の指定又は認可は、州有地において資源計画環境大臣が行う。同大臣は、保安林又は保護林を州有林に設置できる。同大臣が保安林及び保安林を指定するときは、公報に保安林又は保護林設置予定地を記述すること及び境界、保安林又は保護林の設置予定地において特権を請求するときは告示公布日から起算して30日以内に証拠を示して請求すること並びに告示公告日から30日が経過したときは、保護林設置地域の全ての権利又は特権を廃止し、権利及び特権に係る請求に対する補償を開始するととも

<sup>8</sup> 2015年森林法（法令第71号）第49条。

<sup>9</sup> 2015年森林法（法令第71号）第49条及び第53条。

<sup>10</sup> 2015年森林法（法令第71号）第65条。



に、少なくとも一つのサラワク州内で発行されている新聞に告示の写しを公表し、保安林を設置する地域の営林署事務所にそれを掲示する<sup>11</sup>。

保安林及び保護林では、次の行為が原則として禁じられている<sup>12</sup>。

- 不法侵入。
- 畜牛の放牧又は不法侵入の容認。
- 伐採、搬出、剥皮、マーキング、枝打ち又は樹液採取及び火その他の方法による樹木及び木材の損傷。
- 過失による立木の伐採、搬出又はスキッピングによる立木の損傷。
- 採石もしくは生石灰、木炭、林産物又は鉱物の探索又は収集。
- 着火及び火の維持、持ち歩き又は放置。

コミュニティー林は、資源計画環境大臣の認可により設定する。同大臣は、住民が地域社会の大多数が大臣の認可を得た公有林の設置を要望していると認めるときに、コミュニティー林の設置を布告する。この布告の主旨は、大臣から地域社会に向けたコミュニティー林設置の提案である。布告には、森林の状況及び境界、コミュニティー林を設置する提案を行う旨の大臣の宣誓、布告が行われた後、3 か月以上の期限を設定して行う営林署宛の申立ての募集及び森林局長又は森林局職員が確認している全ての先住民コミュニティーの住民の権益の確保の実施を記す<sup>13</sup>。

2015 年森林法第 36 条の規定は、先住民コミュニティーは、森林局長又は森林局長が指名した森林局職員が合理的に指示する方法で、収穫の持続性を維持しながらコミュニティー林を管理する義務を定めている。森林局長又は森林局長が指名した森林局職員は、先住民コミュニティーがこの義務を達成するために、伐採その他の作業の方法及び進行を管理できる。さらに先住民コミュニティーの全ての住民は、ロイヤリティ及び手数料を支払わずに林産物の売却、交換又はコミュニティー当事者による使用ができる<sup>14</sup>。

人工造林を行うときもライセンスが必要である。人工林ライセンスは、資源計画環境大臣の承認を受けて森林局長が発行する。サラワク州では人工林を永久林の一部として位置付け、州有林又は私有林（譲渡地）に設定する。人工林ライセンスは、林道、作業道、排水路、橋、建造物その他の造林、人工林の維持又は林産物の収穫のために必要な施設の建設及びこれに付随する権利とともに与えることができる。人工造林地の設定にあたっては、先住民慣習権が請求されている州有地で先住民から人工造林の承諾が得られていない土地及び私有林（譲渡地）で土地登記者からの同意を得ていない土地は除外する<sup>15</sup>。森林法の規定では、人工林ライセンスの有効期限は森林局長が大臣の承認を得てライセンスに記載した期間と定めており<sup>16</sup>、現在は一般的に 25 年の期間で運用している。

<sup>11</sup> 2015 年森林法（法令第 71 号）第 22 条。

<sup>12</sup> 2015 年森林法（法令第 71 号）第 26 条。

<sup>13</sup> 2015 年森林法（法令第 71 号）第 31 条。

<sup>14</sup> 2015 年森林法（法令第 71 号）第 32 条。

<sup>15</sup> 2015 年森林法（法令第 71 号）第 65 条第 2 項。

<sup>16</sup> 1958 年森林法（法令第 71 号）第 65 条第 4 項。

## (1) 基準 1 伐採権

基準 1 は、伐採権に係る基準で、この基準には伐採許可、環境影響調査・環境保護及び森林経営計画の計三つの標準を設定している。

サラワク州における木材伐採とは、1958 年森林法 (Cap.126) 及び 1962 年森林法の規定により伐採対象木の選定、伐倒及び搬出をいうと定められている。

木材伐採のための具体的な手順は次のとおりである。

サラワク州森林局は企業が提出した伐採地域のレイアウト、面積、伐採手順、搬出路、伐採キャンプ、土場その他の林区又は施設の概要を示した総合伐採計画 (General Harvesting Plan) 及び総合伐採計画図を審査し、問題が無ければこれを承認して伐採許可書 (Forest Timber License) を発行する。

サラワク林業公社は、詳細伐採計画 (Detail Harvesting Plan)、詳細伐採計画図及び伐採対象木一覧表を審査する。この伐採詳細計画図には、10m 間隔の等高線、河川、林班の境界及び林区番号を記入し、さらに林区別面積の一覧表及び保護・保全地域の存在その他の必要事項を記載する。林道及び作業道については、道路網又は計画道路網及び計画道路の路線長を記載する。サラワク林業公社は、これらを審査し、問題が無ければ伐採業者に林班立入許可証 (Permit to Enter Coupe) を発行する。

林班立入許可証の発行を受けた企業は、事前に森林局の承認を得た総合伐採計画及びサラワク林業公社が承認した詳細伐採計画に基づいた伐採事業を開始できる。

### ①伐採許可

サラワク州木材合法性確認システムでは、伐採許可の合法性確認について、次の三点を検証している。ライセンスを受給した会社又は個人は、これら三点を証明する義務を負っている。

- A. 法人又は個人により明確に限定され、認可され、境界を備えた承認済ライセンス地域に係る伐採の法的権利を証明。  
この証明は、会社の登録、企業の有効な取引ライセンス又はサラワク州森林局のライセンス登録認定書の所持の確認により行われる。
- B. 承認済ライセンス地域を証明する者が法人以外であるときは、個人の土地所有権又は先住民慣習権の通知の官報の告示を確認。
- C. 法人又は個人の有効な木材ライセンス又は人工林ライセンスの所持を確認。

### ②環境影響評価及び環境保護

森林面積が 500ha 以上のライセンス地域を保有している企業及び官報が告示した水源涵養林内のライセンスを申請する企業は、環境影響評価調査を実施し、資源環境委員会 (Natural Resources and Environmental Board) に環境影響評価報告書の承認を申請しなければ

ならない。この環境評価調査では、1993年天然資源環境法の規定に基づき、ライセンス地域内の保護すべき環境要因を特定し、同報告書においてライセンス地域別に小川の両岸の傾斜地及び緩衝帯（バッファゾーン）の保護並びに野生生物の生息域の保護を定義する。さらに、環境影響評価報告書には、企業が策定した公衆衛生及び指定廃棄物に係る環境負荷軽減対策を記載しなければならない。

上記に該当する企業には、環境影響資源環境委員会が承認した環境影響評価報告書の所持及び同報告書に記載している各種対策の実施並びに四半期ごとの環境監視調査の実施及び同報告書の資源環境委員会への提出が義務づけられている。

環境影響評価及び環境保護についてサラワク州木材合法性確認システムでは、ライセンス取得企業の資源環境委員会承認済環境影響評価報告書及び四半期別環境監視調査報告書の所持並びに環境影響評価報告書に記載された各種の保護措置及び環境影響軽減措置の履行を確認する。

### ③森林経営計画

企業が行う経営及び生産活動の実行のためには、関係当局の承認が必要である。サラワク州木材合法性確認システムでは、森林経営計画に係る各種計画の承認又は認可及び計画の履行状況を確認する。

ライセンス地域で活動するために、企業は伐採ライセンス地域、伐採林区、伐採手順、その他の計画を明確にした総合伐採計画を策定し、森林局の承認を得なければならない。

総合伐採計画書に伐採ライセンス地域又は人工林ライセンス地域の地図の添付が必要なときは、その地図に記載する木材生産、森林及び野生生物保護、コミュニティ、基盤整備その他の土地利用の指標を明確にし、森林局の承認を得なければならない。

企業は、木材生産ライセンスの伐採区域で伐採活動を開始する前に、林班立入許可書を取得する必要がある。林班立入許可書はサラワク林業公社が、企業が策定した詳細生産計画又は道路計画を承認したときに発行し、この許可書がない者の林班立入は禁じられている。サラワク林業公社は、林班立入許可書を発行するにあたり、境界測量、林道及び作業道の建設、立木資源調査及び同公社職員による試験伐採を行い、適正と認められる林区を対象に9カ月間有効な林班立入許可書を発行する。

なお試験伐採は、審査対象林班において、ライセンス、林班及び林区境界の確認、林道又は軌道の建設、立木本数の確認、脆弱地の確認並びに林班内の排水路、橋、軌道、キャンプ、車庫、宿舎その他の基盤整備に用いる木材のロイヤリティの算定のために行なう。

詳細生産計画は林班単位の具体的な生産計画を策定したもので、林班を生産林班、保全林班又は保護林班に区分して策定する。林班の管理に関しては地図が必要であり、保護地区及び生産地区の林班地図は、承認済の環境影響評価報告書及び適切な地盤条件と一致しなければならない。さらに短期伐採ライセンス（Short Term License）地域の承認は、林班地図により承認する。

なお、企業が人工林ライセンス地域で造林準備のための択伐を行うときは、森林局の承

認が必要である。この承認のためには、詳細伐採計画又は道路計画<sup>17</sup>が必要で、これらについては、承認された全体生産計画に全ての生産地区及び保全地区又は保護地区が林班単位で記載されていなければならない。さらに人工林を伐採するためには、承認済の伐採計画（Tree Harvesting Plan）及び年間伐採計画（Annual Harvesting Plan）並びに林班伐採許可（Permit to Harvest Coupe）が必要である。

---

<sup>17</sup> 道路計画は、全ての林道及び作業道について策定し、これらの建設は詳細伐採計画または道路計画及び設計規格に基づき行う。

## (2) 基準 2 森林施業

### ①伐採区域・保護区域境界確定

企業は関連法令に基づき、ライセンス地域の伐採対象林区で明確に境界の特定、調査及び確定を行うとともに、河岸、緩衝地帯、急傾斜地その他の伐採が禁じられている場所があるときは、標識を設置しなければならない。伐採区域内の林班境界の設定は、短期伐採ライセンスの詳細伐採計画、道路計画又は林班地図に基づき行う。

企業は境界を確定した後、違法な開発また侵入からライセンス地域を守るためのシステムを開発し、実行しなければならない。

- 入場登録その他の方法により、コンセッションへの侵入また接近を制御するシステム。
- 不法侵入、不法伐採及び密猟に対応する保安対策及び巡視（監視計画、個人記録及び訓練記録）。
- 違法行為の特定及び当局への報告（保安記録）。

### ②毎木調査

企業は、承認された計画に記されている各林区の伐採対象木とその位置を特定し、伐採木の材積と数量を確定しなければならない。

企業は伐採木の材積と数量の確定作業のために、人工林ライセンス地域では 10%の抽出調査により、伐採可能木の林区別資源量を確定する。ただし、人工林で低負荷式伐採の実施を計画している地域及び森林認証の取得を目指している地域では、林区別の全数資源調査を行う。

なお、伐採木は、低負荷式伐採方式ガイドライン及び申請した伐採計画の記載と整合性がとれるよう位置と地図で特定しなければならない。

### ③木材生産管理

木材の生産を管理するにあたり、木材の伐採及び丸太の数量特定に係る規則を遵守しなければならない。

伐採は、林班立入許可書又は林班伐採許可書が承認した許可された伐採林区内でのみ行える。伐採するときは、緩衝地帯、急傾斜地、塩場その他の保護地区として特定されている場所は保護し、承認された詳細伐採計画又は道路計画及び環境影響評価要求事項に基づいて作業を行い、混乱が生じてはならない。保護地区の立木及び野生生物担当官が発行した承認証がない保護樹種の立木は伐採してはならない。保護樹種とは、次の表に掲げた四つの樹種である。

表 4.1.b4 保護樹種

学名	現地呼称
<i>Casuarina equisetifolia</i>	Ru laut
<i>Dipterocarpus oblongifolius</i>	Ensurai
<i>Shorea gysbertsiana</i>	Engkabang jantong
<i>Shoera splendida</i>	Engkabang bintang

出典：サラワク州森林規則別表第 2。

低負荷伐採方式により伐採する立木は、木材伐採台帳に記録する。木材伐採台帳に記録した立木の ID は、その立木を伐採して生産した丸太を記録する丸太一覧表に記載する丸太の ID と同じでなければならない。丸太生産量は、森林局長が承認した伐採限度内とし、伐採はライセンスの条件として掲げられている最小直径制限を遵守しなくてはならない。この最小直径は森林保護官が定め、板根がある樹種については板根の上の位置で、板根がない樹種については地表面から 4 フィート 3 インチ (約 1.3m) の高さで計測した目廻りの長さにより指定する<sup>18</sup>。

企業は、生産した丸太に会社所有刻印及び丸太生産 ID タグを表示する。

丸太を生産した企業は、ライセンス地域内において、印影を森林局に登録した会社所有刻印を生産した丸太の両木口に打刻し、丸太の検量を行う。丸太の検量は、材長中央の直径を計測する「クォータガス法」によって行う。

検量終了後、企業はライセンス地域内で丸太に丸太生産 ID タグを表示する。丸太生産 ID は、丸太生産番号、会社コード (アルファベット 3 文字) キャンプ識別コード (アルファベット 1 文字)、林班番号、林区番号及び 4 文字の樹種コードで構成している。



丸太生産タグは左下の白いタグ。この会社では、丸太生産タグに丸太生産番号 (E90425)、会社コード (MKH)、キャンプコード (A)、林班番号 (24h)、林区番号 (24) 及び樹種コード (MRA) に加えて丸太の材長 (2010cm) 及び直径 (646mm) を表示している。

丸太生産タグの左上の刻印は会社所有刻印であり、丸太生産タグに表示している会社コードと同じ「MKH」の表示がなされている。

右上のタグは伐採会社の社内管理用タグで、丸太管理番号、生産年月日、樹種並びに丸太の材長及び直径を記している。

写真 4.1.b1 丸太の木口に表示された丸太生産タグと会社所有刻印

<sup>18</sup> サラワク州森林規則第 3 条

企業はこのデータにより生産日報（Daily Production Return）を林班別に作成し、必要に応じて森林局に提出しなければならない。さらにこれらのデータは課徴金及び地方税を含む各種手数料又は税額積算のために森林局に提出する丸太荷口明細書（Log Specification Form）の作成にも用いられる。丸太荷口明細書には、ライセンス番号、林区番号、丸太生産番号、丸太の寸法及び樹種の記載が必要である。

#### 【移動許可書と輸送許可書】

サラワク州で丸太を移動するときは、州政府の許認可が必要である。この許認可に係る代表的な書類には Removal Pass-Royalty と Removal Pass-Transit と題されたものがある。本報告書ではこれらの書類が「Removal Pass」という共通の名称を用いているので、Removal Pass-Royalty を移動許可書、Removal Pass-Transit を輸送許可書と区分して記載する。

この丸太生産 ID 番号の表示及び刻印打刻後に行った検量の結果は、個別の丸太を管理する ID としてライセンス地域から加工工場又は輸出地点まで使用する。

なお丸太管理方法として、丸太の両木口に番号を刻み込み、ペンキでその番号を着色する方法も行われている。この方法は、丸太生産 ID が登場する前から行われている丸太管理方法であるが、現在は、社内で作業件数の管理を目的に行われている。

ロイヤリティの積算作業は、ライセンス所持者が丸太生産 ID の登録をワンストップコンプライアンスセンター（One Stop Compliance Center）（以下、「OSCC」という。）のサラワク林業公社事務所に申請するときに始まる。ライセンス所持者が行う丸太生産 ID の登録申請は、丸太生産日報及びロイヤリティ計算書又はこれらの内のいずれかを要する。ライセンス所持者が丸太生産日報だけで丸太生産 ID の登録を申請するときは、丸太生産日報電子ファイル、丸太荷口概要書及び丸太荷口明細書が、同じくロイヤリティ計算書だけで丸太生産 ID の登録を申請するときは、ロイヤリティ計算書電子ファイル、丸太荷口概要書及び丸太荷口明細書の提出が必要である。

なお、ロイヤリティ計算書電子ファイルは、テキスト形式のデータ系列であり、次の情報で構成している。

- 荷口番号
- ライセンス番号
- ライセンス番号枝番（枝番号がある場合）
- キャンプコード
- 企業代表者氏名
- 林班及び林区番号
- 荷口作成年月日
- 企業名
- 伐採年月日
- 丸太詳細データ
- 丸太生産 ID 番号
- 丸太本数
- 書類枚数
- 丸太合計
- 材長合計値
- 直径合計値
- 総材積
- 欠陥部分材積
- 林班立入許可書番号
- 実質材積
- ロイヤリティ積算年月日
- 詳細概要
- 樹種コード



これらの書類を受領したサラワク林業公社は、丸太生産日報又は丸太荷口明細書のテキストファイルを目視により確認し、データが適正であれば申請者にその旨を連絡し、丸太追跡システムにデータを入力するとともに、申請者から丸太荷口明細書のソフトコピー及びハードコピー並びに OCSS 用電子ファイルを収集する。その後、サラワク林業公社はこれらのデータと丸太の現物の整合性を荷口の 10% を無作為抽出して検査し、不適正事項がなければ、丸太荷口明細書に記載されている全ての丸太の両木口に森林局の検査完了を示す森林局の刻印を打刻する。そしてサラワク林業公社担当職員は、ライセンス所持者から提出された丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書を承認する証として、これらの原本の全ての頁に署名する。サラワク林業公社は、職員が署名したこれらの書類に丸太追跡システムのロイヤリティ照会番号を記載した上でライセンス所持者に返送する。

OCSS のサラワク林業公社職員は、丸太生産報告書を隔週単位で地域事務所に提出している。この報告書には、月別生産林区更新状況、丸太生産概要書、地域事務所担当官からの所管、丸太移動許可書、丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書の報告が含まれている。

ロイヤリティの積算が完了した丸太の両木口には、ロイヤリティの納付を証明するロイヤリティ納付タグを貼付する。ロイヤリティ納付タグは、国内加工工場向けは橙色、輸出用は黄色のものを使用している。サラワク州では森林局がロイヤリティ納付額を月別にとりまとめ、後日、ライセンス所持者に請求する。

サラワク林業公社は、以上の一連の検査並びに刻印及びタグの表示を完了すると、山土場からの丸太の移動を許可する移動許可書を発行する。この移動許可書がない丸太の移動は、違法行為に該当する。

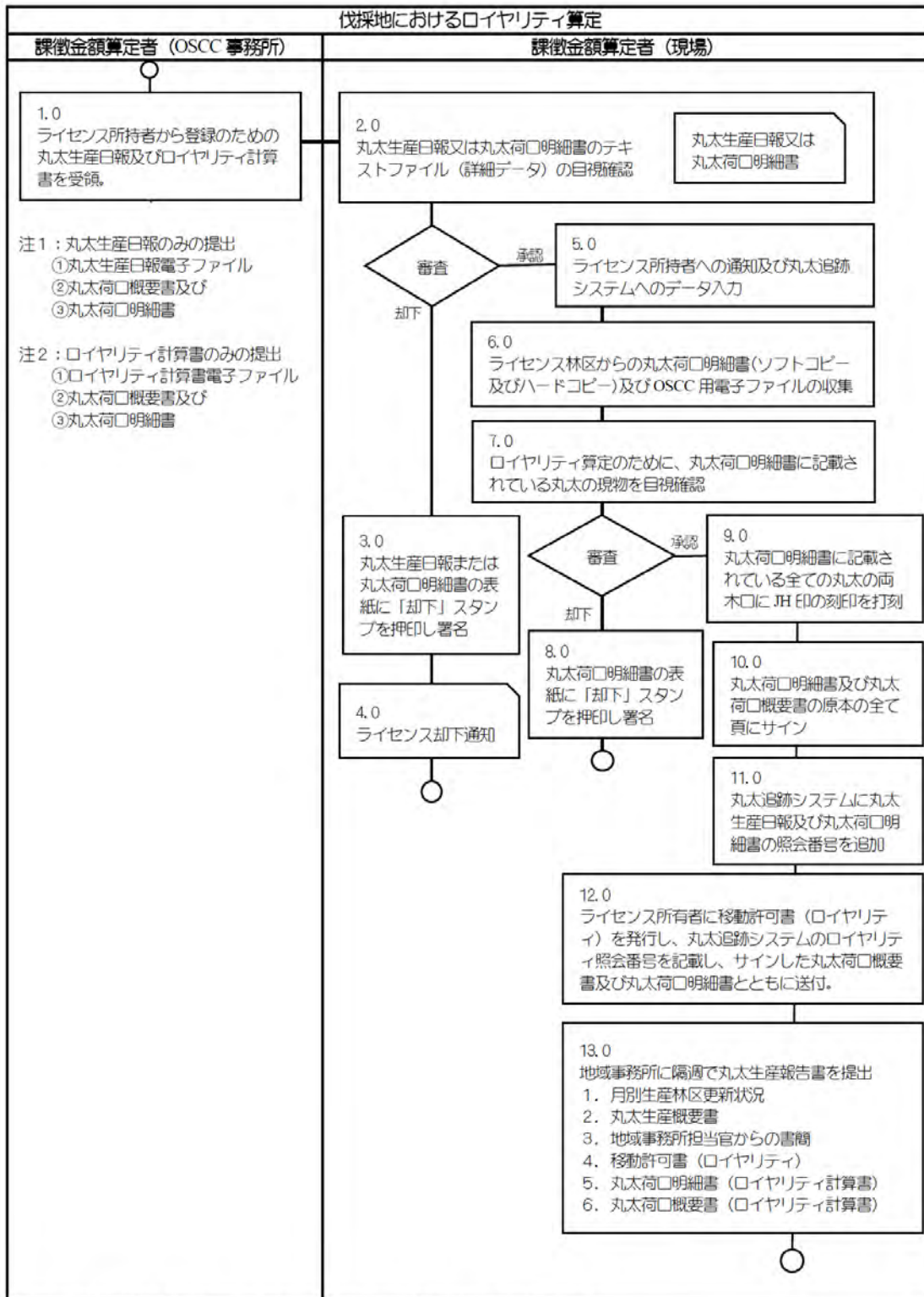


図 4.1.b2 伐採地における木材生産報告書及び課徴金積算の手順

**ROYALTY**  
FOREST DEPARTMENT, SARAWAK

No. B 964111

## REMOVAL PASS

FOR FOREST PRODUCE TAKEN UNDER LICENCE  
(Issued under rule 22 of the Forest Rules)

*(This form must be surrendered to the Forest Officer or Customs Officer  
at the destination specified below).*

This pass authorizes Solo Timber to be taken Solo Bnd (name of licensee)

to remove from Felling site to camp & landing site OT8553A  
sg. Ensanga L. Bnd.

by Locomotives (state mode of conveyance) the


forest produce described below, taken under Licence No. OT8553

from Muara Tangkang District (state locality) Coupe No. OT8553/16/02A  
P/PE

Description of Forest Produce					
Batch No.	Specification Log Serial no.	Species	No. Of Pieces	Volume M <sup>3</sup>	HM No.
100016A07 (01-25-56)	V0001	MILM <sup>2</sup>	500	86.1567	880
	TO	F(1)			PM
	V0500				LTP

Lots Ref. No. KU/RO/2016 09/00/002

C.C.  
Revenue Manager,  
RO, Kuching  
Hardwood timber S/B,  
Kuching



1-5789  
arranged  
Chief  
Agent

SARAWAK FORESTRY CORPORATION  
As Agent JOHNG GWEE

Date of issue 20.09.2016

図 4.1.b3 移動許可書 (Removal Pass-Royalty)



企業によるロイヤリティの納付並びに検量及び丸太生産 ID のデータの整合性検査が完了すると、サラワク林業公社職員が森林局の刻印を丸太の両木口に打刻する。丸太の木口に表示されている三つのタグの内、左上の小さいタグがロイヤリティ納付タグで、この丸太には輸出用を示す黄色のタグを表示している。

写真 4.1.b2 森林局職員による刻印の打刻作業



表示しているアルファベット JH は森林局 (Jabatan Hutan) の略式表記。その下の番号は刻印を打刻した職員の ID 番号。

写真 4.1.b3 森林局の刻印の表示

#### ④丸太輸送

次の図は、丸太の流通概念図である。伐採許可を取得して伐採した丸太は、山土場に集荷して樹種の確認及び検量を行いロイヤリティの算定を行う。ライセンス所持者は山土場から丸太を移動するために、サラワク林業公社に移動許可書の申請を行う。同公社は、丸太の検量及びロイヤリティの積算を行う。ライセンス所持者からのロイヤリティの納付を確認すると、同公社は移動許可書をライセンス所持者に発行する。

移動許可書を受領したライセンス所持者は、丸太を山土場から貯木場に移動できる。この貯木場は、「森林検査ステーション (Forest Checking Station)」又は「集荷流通センター (Collection and Distribution Center)」と称されている。この貯木場は、ライセンス地域から丸太を運び出すための集荷分散拠点で、ライセンス地域から出荷する丸太の最終確認をする場所である。

なお、森林局は、2015年から課徴金の確実な徴収並びに合法性の確認、林業経営活動及び丸太管理の強化を目的として「OSCC (One Stop Compliance Center : ワンストップコンプライアンスセンター)」の設置を開始し、最終的にはライセンス地域の内外の州内 48 か所に配置する予定で作業をすすめている。OSCC では到着した丸太の 10%以上を対象に、ハーウッドティンバー社の職員が検量し、移動許可書及び丸太荷口明細書と到着した丸太の現物に整合性がとれているか確認する。サラワク林業公社職員は、その確認作業を終えると、それまで使用していた輸送許可証を回収し、丸太を納品先の木材加工工場又は積出港に輸送するための輸送許可証を発行するとともに荷口別に輸送する丸太の一覧表を作成する。トラック運転手又は丸太運搬船の船長は、これらの書類を携行して丸太を目的地まで輸送する。この丸太が納品先の木材加工工場又は輸出地点に到着すると、再びハーウッドティンバー社の社員が輸送した丸太の 10%以上について検量し、輸送許可書及び丸太荷口明細書と到着した丸太の現物に整合性がとれているか確保している。

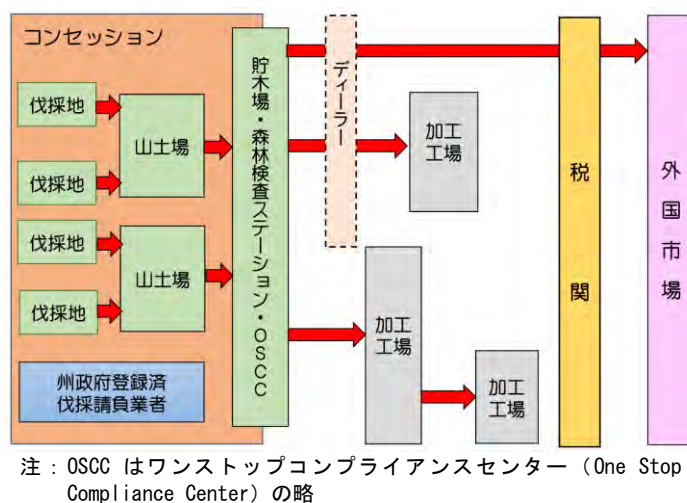


図 4.1.b4 丸太の流通概念図

**A. 輸送許可書の申請と発行**

ライセンス取得企業が丸太を輸送するときは、輸送する全ての丸太をサラワク林業公社に登録している事実を証明しなければならない。この証明は、同公社が発行している輸送許可書によってなされ、丸太を輸送するときは、ライセンス地域から目的地までこの書類を携行しなければならない。

F. 5 (Revised /81)

## TRANSIT

FOREST DEPARTMENT, SARAWAK

# REMOVAL PASS

No. B 964190

FOR FOREST PRODUCE TAKEN UNDER LICENCE  
(Issued under rule 22 of the Forest Rules)

(This form must be surrendered to the Forest Officer or Customs Officer at the destination specified below).

This pass authorizes Stad (name of licensee)

to remove from Camp A' Sg. Enzegei U Pond to Simrise Resources sdn.bhd.

by lorry NO: QSU 3825 (state mode of conveyance) the

forest produce described below, taken under Licence No. OT8553

from Mura Trang Land District P. Man (state locality), Coupe No. OT8553 (16/02A)

Batch No.	Specification Log Serial no	Description of Forest Produce	Species	No. Of Pieces	Vol. M <sup>3</sup>	JH No.	R/Pass No.
K0916A07	Y0081-Y0500 (Pongel)		MHE (ii)	110	263584	880	B964111
						Exc	T/Pass No.
						KTF	B964190

Vide HT&B, EC. NO: 438229  
SR. NO: 735785

THIS REMOVAL PASS (TRANSIT) MUST BE ACCOMPANIED BY  
 Removal Pass Royalty  
 Log Specification Royalty **NA**  
 Log Specification (Transit)

Lots Ref. No. KU/RP/2016/09/20/1008  
Security No: 2016/09/1686FRO/101181

C.O.  
Person In-charge,  
SAPU, Kuching  
Hardwood Timber S/B,  
Kuching

SARAWAK FORESTRY CORPORATION

Date of issue 20.09.2016

Date of expiry 21.09.2016 RM 1

[NOTE: Logs must be accompanied by a detailed specification.]

As Agent **JUHING GUBEG**  
Section Forest Officer

Pls refer to spec. attached for further details.

図 4.1.b5 輸送許可書 (Removal Pass-Transit)

ライセンス取得企業は、丸太を加工工場又は輸出地点に輸送する前に、森林検査ステー







FORESTS DEPARTMENT, SARAWAK  
EXPORT CLEARANCE CERTIFICATE

(Section 64 (7) (a) of Forests Ordinance, 2015)

ExCC No: B 003348

To: The Master of Conveyance  
M.V HO KIN

This is to certify that the timber specified below loaded on the conveyance M.V HO KIN

Voyage No: 0238

Complies with the requirements under Section 64(7) of the Forests Ordinance, 2015.

Exporter: [REDACTED]

Country of Destination: TAIWAN

Timber Licence No.	Removal Pass (Royalty) No.	Serial No.	Species	Pieces	Volume (m3)
T-3190	CO4449/108/49	A-548-543			
	CO4837/108/49	A-545-545			
T-3291	CO4448/108/49	A-3170-3170			
T-3290	CO4837/108/49	A-2824-2847			
	CO4873/108/49	A-3106-3111			
	CO4834/108/49	A-3110-3331			
	CO4835/108/49	A-3332-3357			



Issued by Harwood Timber Sdn Bhd (132584-W):

Date of issue: 09-08-2016

Date of expiry: 09-07-2016

Authorised Signatory

Copy to: i) Sarawak Forestry Corporation (SFC)  
ii) Sarawak Timber Industry Development Corporation (STIDC)

Forests Ordinance Section 64(7)

- (a) No timber shall be loaded or transmitted onto any conveyance for export or removal from Sarawak until a certificate (hereinafter referred to as "Export Clearance Certificate") has been issued by the Director or any person authorized by him certifying that the timber does not form part of the reservation quota for licensed Sawmill in Sarawak referred to in subsection 1 (b).
- (b) The master of every conveyance carrying or towing timber for export or removal from Sarawak shall not leave or attempt to leave any port until and unless he has in his possession an Export Clearance Certificate provided to him by the person exporting or removing the timber from Sarawak.

図 4.1.b7 輸出承認証 (ExCC)

輸送許可書を発行するのはサラワク林業公社である。輸送許可書は法令によって定められたサラワク州内の丸太の移動又は丸太の輸出に欠かせない書類であり、CoCを確保する観点から、輸送する全ての丸太に添付が義務づけられている。

サラワク林業公社による輸送許可書発行のための大まかな手順は、申請書受付、申請書

の審査及びハーウッド社による実地検査であり、これらの審査及び検査において問題がなければ同社は輸送許可書を発行する。

サラワク林業公社は、課徴金の確実な徴収並びに丸太の合法性及び CoC を確保するためのツールとして丸太追跡システムを運用している。同システムは、ライセンス所持者又は伐採業者による丸太生産の詳細、ロイヤリティ納付状況及び丸太の移動状況を把握するためのネットワークシステムで、伐採現場から加工工場又は輸出地点までの流通区間を管理している。丸太追跡システムは、主に移動許可書、輸送許可及び丸太荷口明細書に記載しているデータと丸太の現物の間の整合性を確保しながら運用している。同システムのデータベースへの入力を行う流通地点は、生産した丸太を集荷し、ロイヤリティを算定し、移動許可書を発行する地点である山土場（課徴金徴収所）、輸送許可書を発行する貯木場及び OSCC 並びに移動許可書を回収する加工工場及び輸出地点である。

輸送許可書の申請には、次の 4 点の書類が必要である。

- 輸送許可申請書
- 丸太荷口明細書
- 移動許可書
- 丸太荷口概要書

輸送許可申請書は、申請書の鑑であり、申請者及び申請する丸太のプロフィールを記載する書類である。

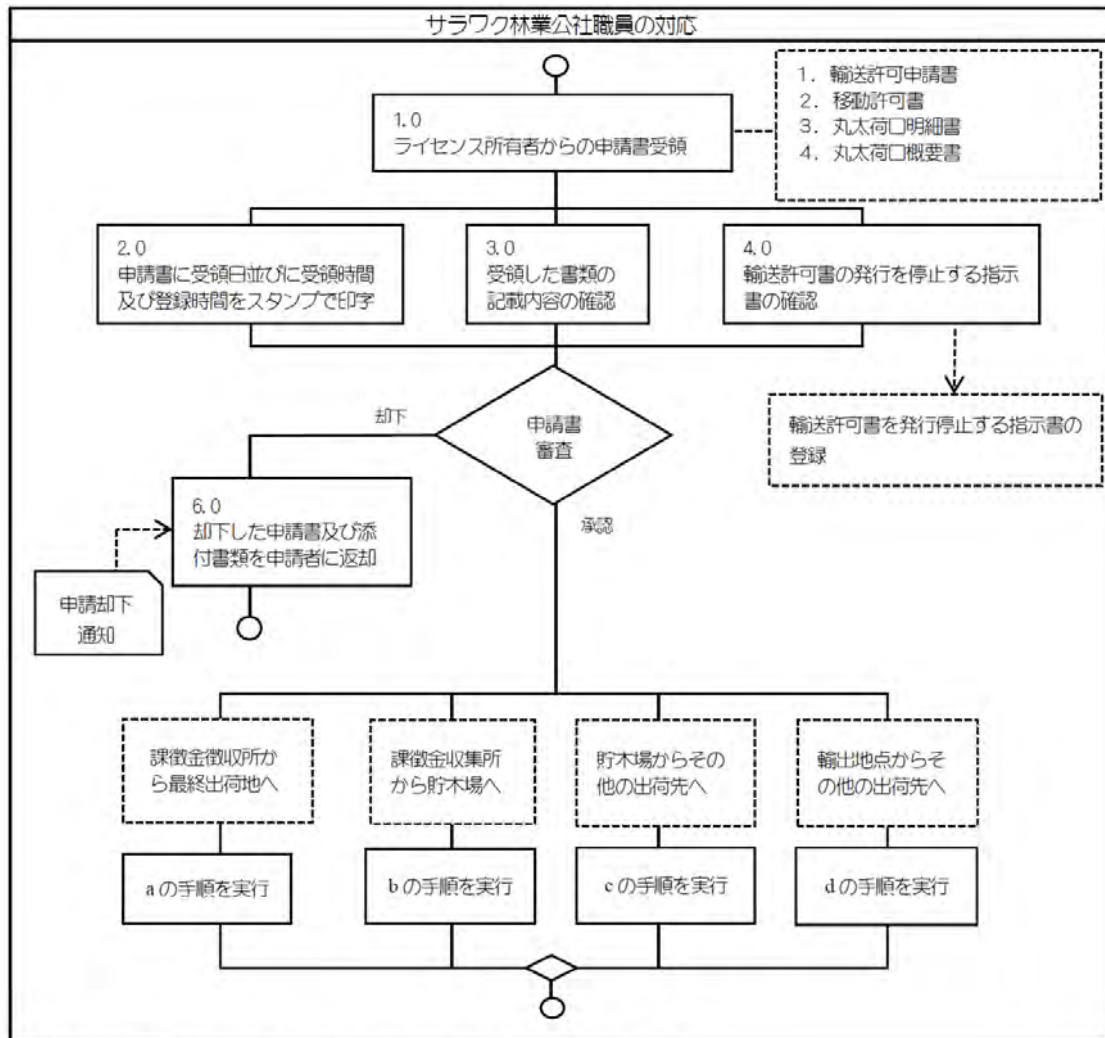
移動許可書とは前述のように、山土場から貯木場に丸太を移動するための許可書である。

丸太荷口明細書は、申請する丸太の個別別データである（伐採）林班番号、林区番号、丸太生産 ID 番号、樹種、生産番号、丸太サイズ及び材積、欠陥部サイズ及び材積並びに実質材積を記入する一覧表である。この明細書をもとにして、移動する丸太の検量その他の検査が行われる。

丸太荷口概要書とは丸太荷口明細書のサマリーであり、荷口の全体の材積その他の概要データを記入する書類である。

輸送許可書の申請書を受領したサラワク林業公社は、申請書に受付印を押し、受領した書類の記載内容を確認するとともに、申請を却下するときに備えて、輸送許可書の発行を停止する指示書を確認し、同指示書を登録する。その後、申請書の審査に入り、申請書類が承認されればより具体的な審査に入る。サラワク林業公社は、その審査手順を丸太追跡システムの利用の有無別に四つの流通経路別に八通りの手順を設定している。丸太追跡システムの利用の有無別とは、通信基盤の整備状況により丸太追跡システムへのアクセスができない場所の存在を想定して設定したと考えられる。しかし、同システムを利用する場合と利用しない場合の手順の差はわずかであるので、その違いは本文又は図の中で説明することとし、本報告書では、図 4.1.b8 の下部に示した四つの流通経路別に審査手順を報告する。これらの流通経路は次の四つである。

- 課徴金徴収所から最終出荷地まで
- 課徴金徴収所から貯木場まで
- 貯木場からその他の出荷先まで
- 輸出地点からその他の出荷先まで



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b8 輸送許可書発行手続き

**Company Standard Letter Head**  
(Company Name, Address, Telephone & Fax Numbers)

Ref: \_\_\_\_\_  
Date: \_\_\_\_\_  
**UNCONTROLLED COPY**  
For Reference Only  
Quality, Safety, Health & Environment  
SARAWAK FORESTRY Corporation Sdn. Bhd.

To: PIC(DCSC)/OIC - OSCC

Sir,

**APPLICATION FOR REMOVAL PASS (TRANSIT)**

I, \_\_\_\_\_ (Name), \_\_\_\_\_ (NRIC number) am please to apply for  
Removal Pass (Transit) on behalf of \_\_\_\_\_ (state the Licensee/Company's name), ( specify T/OT/LA/LPF licence )  
number \_\_\_\_\_

covering total of .....pieces of log now at \_\_\_\_\_ (Name of Logpond/Checking Station)  
to \_\_\_\_\_

(Name & address of destination) by \_\_\_\_\_ (Nature (raft) or Name of conveyance – Barge, tugboat)

and to depart on..... (state the date and time of departure). This consignment of logs is for the followings:

Batch Number	JH Hammer Mark	Property Mark	Royalty LOTS Ref No.	Log Serial Number		Number of pieces	Volume ( m3 )
				From	To		
				A0001. A0005		90	
<b>Total</b>							

I hereby submit herewith the followings for your reference and action, please.

- (i) \_\_\_\_\_ copies of Log Specification Form (Transit) and LSS.
- (ii) \_\_\_\_\_ original copy(ies) of Removal Pass (Royalty) Number(s) [specify the serial number(s)]

Yours faithfully,

.....  
(Name and Signature Authorized Personnel and Company's Chop)

**Part B: For Official Use Only**

I acknowledge receipt of your application for Removal Pass Transit on \_\_\_\_\_. Please be informed that physical checking will be carried out on .....

( ..... )  
Name and Signature of PIC (DCSC)/OIC-OSCC  
Forest Officer  
for Chief Executive Officer  
Sarawak Forestry Corporation

Acknowledge receipt by  
applicant....

图 4.1.b9 輸送許可書申請書樣式

**Licensee/Company Standard Letter Head**  
 (Company Name, Address, Telephone & Fax Numbers)  
**Log Specification Form (Transit)**

**UNCONTROLLED COPY**  
**For Reference Only**

Quality, Safety, Health & Environment  
 SARAWAK FORESTRY Corporation Sdn. Bhd.

**SPECIFICATION HEADER**

ACCOUNT NO.: \_\_\_\_\_ SPECIFICATION NO.: \_\_\_\_\_  
 COUPE/BLOCK NO.: \_\_\_\_\_ LOGGING CAMP: \_\_\_\_\_  
 FOREST TYPE: \_\_\_\_\_ DATE: \_\_\_\_\_  
 NO. OF LOGS IN THIS SPECIFICATION SHEET: \_\_\_\_\_  
 TOTAL LENGTH (L): \_\_\_\_\_ TOTAL DIAMETER (D): \_\_\_\_\_

No.	Coupe No.	Block No.	Log Serial No.	Species	Production No.	DIMENSION		Gross Volume (m <sup>3</sup> )	DEFECT DIMENSION		Defect Volume (m <sup>3</sup> )	Nett Volume (m <sup>3</sup> )
						(L) (m)	(D) (cm)		(L) (m)	(D) (cm)		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
Total:												

Property Mark: \_\_\_\_\_ Signature of Authorised Personnel: \_\_\_\_\_  
 ( Name )

**FOR OFFICAL USE ONLY**

Inspected By: \_\_\_\_\_ (Name) \_\_\_\_\_ (Signature) Royalty Hammer No.: \_\_\_\_\_  
 Measured By: \_\_\_\_\_ (Name) \_\_\_\_\_ (Signature) Removal Pass (Transit) No.: \_\_\_\_\_  
 Place of Inspection: \_\_\_\_\_ Date of Inspection: \_\_\_\_\_

图 4.1.b10 丸太荷口明細書様式





#### a. 課徴金徴収所から最終出荷地に出荷する場合

ここでいう課徴金徴収所とはロイヤリティの納付を行う貯木場をいい、最終出荷地とは一般的には加工工場をいう。

書類審査で承認された申請案件は、ハーウッド社による検量及び植物防疫検査のプロセスに入る。サラワク林業公社は、丸太確認通知書をハーウッドティンバー社に回付し、同書類を受領したハーウッドティンバー社は、検量及び植物防疫検査を行う。ハーウッドティンバー社は、検量結果とともに植物防疫証明書照会番号を表示したサンプリング報告書をサラワク林業公社に提出する。サラワク林業公社はその結果を審査し、適正と判断したときは、輸送許可書発行に向けた最終手続きに入る。

最終手続きの一つは、丸太追跡システムのデータ更新である。オンラインの場合、輸送を許可する丸太に係る丸太追跡システム照会番号及びセキュリティ番号を取得するためのデータ入力を行い、輸送許可書の発行及び記録を更新する。そしてこのときに、輸送許可書発行記録のログをシステムのデータベースに記録する。一方で丸太追跡システムに接続しないで輸送許可書を発行する場合は、丸太追跡システムのデータをシステムにオンラインできる場所において更新する。

#### b. 課徴金徴収所から別の貯木場に出荷する場合

この流通は、丸太を課徴金徴収所から別の貯木場に出荷する場合で、丸太が貯木場から他の目的地に向けて再度流通過程に入る前提での手続きを設定している。

このため、書類審査で申請を承認すると、OSCC 職員はすぐに丸太追跡システム照会番号及びセキュリティ番号を取得するためのデータを入力し、荷口別の輸送許可書を発行する。

丸太が課徴金徴収所に入荷すると、OSCC 又はカスタマーセンターは、丸太確認通知書をハーウッドティンバー社に回付し、同書類を受領したハーウッドティンバー社は、検量及び植物防疫検査を行う。ハーウッドティンバー社は、検量結果とともに植物防疫証明書照会番号を表示したサンプリング報告書をサラワク林業公社に提出する。サラワク林業公社はその結果を審査し、適正と判断したときは、輸送許可書発行に向けた最終手続きに入る。

最終手続きとして行われるのは、丸太追跡システムのデータ更新である。オンラインの場合、輸送を許可する丸太に係る丸太追跡システム照会番号及びセキュリティ番号を取得するためのデータ入力を行い、輸送許可書の発行及び記録を更新する。そしてこのときに、輸送許可書に記載されている丸太の記録をシステムのデータベースに入力する。一方で丸太追跡システムに接続しないで輸送許可書を発行する場合は、丸太追跡システムのデータをシステムにオンラインできる場所において更新する。

#### c. 貯木場からその他の出荷先に出荷する場合

貯木場からその他の出荷先に出荷する場合の輸送許可書の手順は、サラワク林業公社の手順書では別建てのフローチャートによって示されているが、a 項の課徴金徴収所か



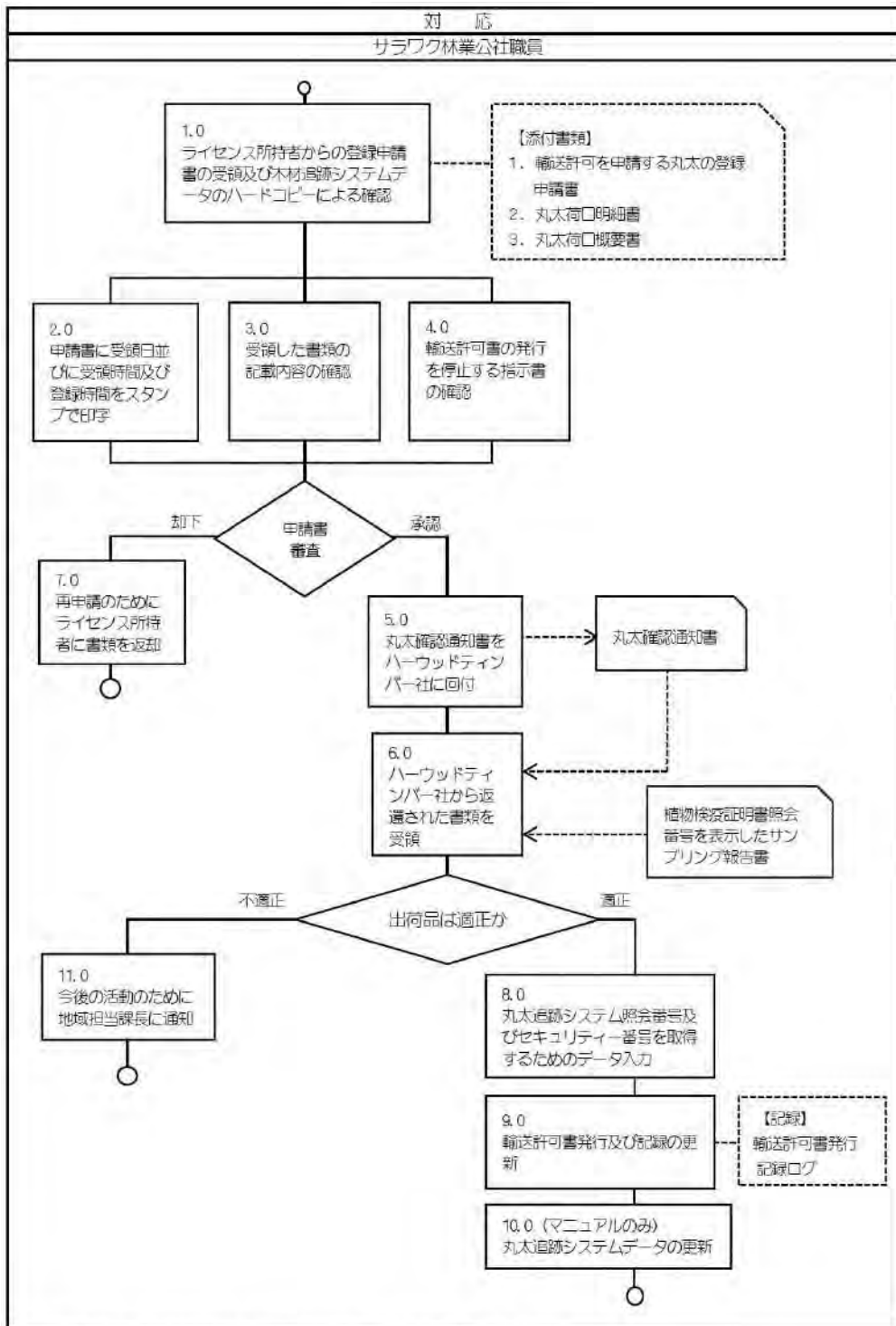
ら最終出荷地に出荷する場合のものと全く同じである。解説及びフローチャートは a 項を参照願いたい。

#### d. 輸出地点からその他の出荷先に出荷する場合

輸出地点からその他の出荷先に出荷する場合の輸送許可書の申請は、地域のカスタマーセンターからサラワク林業公社に対して行われる。

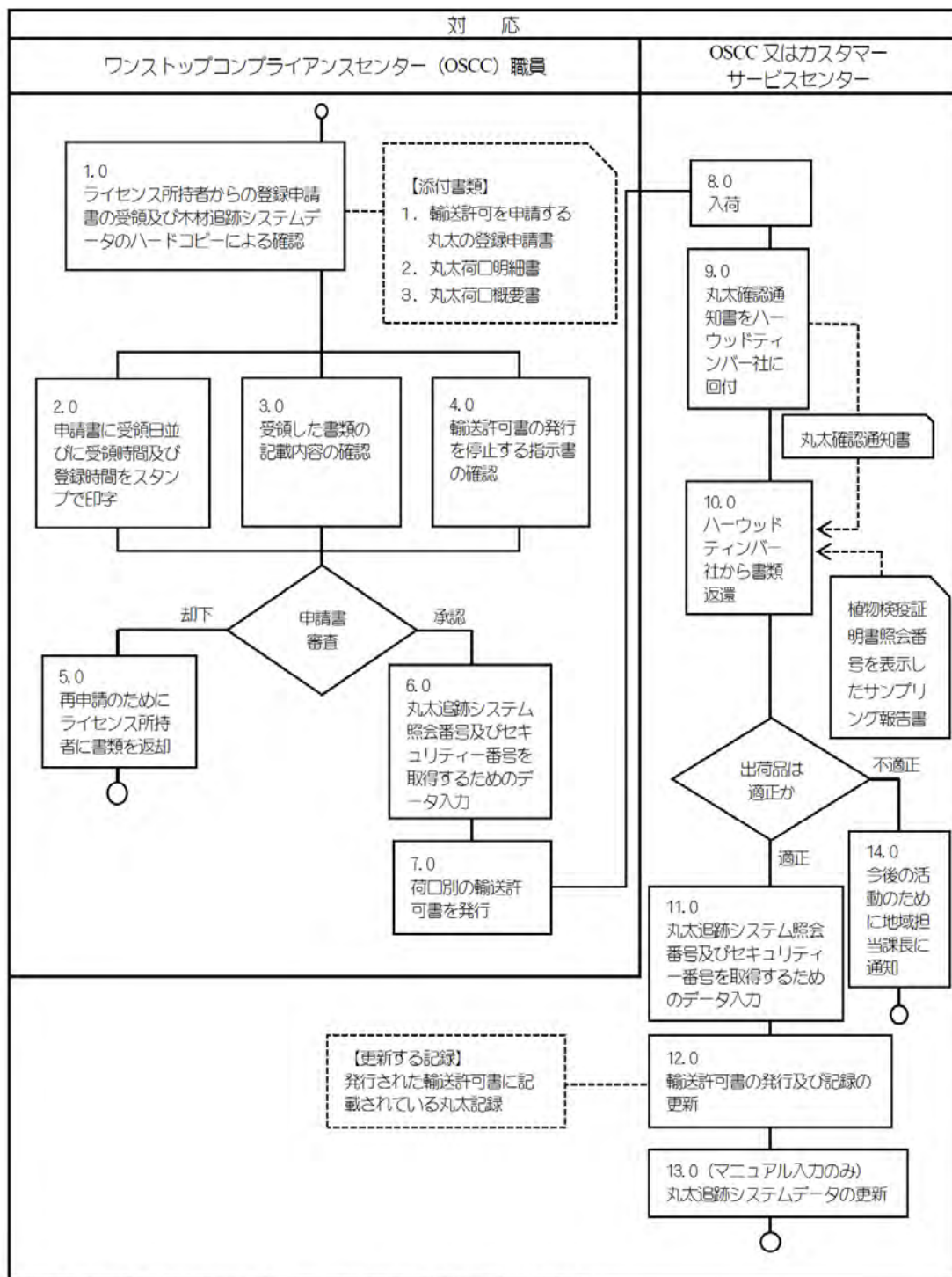
申請書を受け取ったサラワク林業公社は、輸送許可書のチェックリストに基づき、丸太荷口概要書及び丸太荷口明細書の確認並びに輸送許可別輸出用水面貯木場丸太出荷申請書及び輸出用水面貯木場丸太入出荷申請書により丸太在庫量を確認し、申請書の審査を行う。

サラワク林業公社は、書類審査で適正と判断した申請案件については、丸太確認通知書をハーウッドティンバー社に回付し、同社は丸太の抽出検査報告書とともに輸出許可書を同公社に提出する。同公社は、ハーウッドティンバー社から提出された報告書及び輸出許可書の内容を審査し、適正と判断したときは、丸太追跡システム照会番号及びセキュリティ番号を取得するためのデータ入力を行う。ここまでの処理が終わると、地域カスタマーサービスセンターが輸送許可書を発行し、図 4.1.b14 下部に記載した記録の更新及び入力を行う。



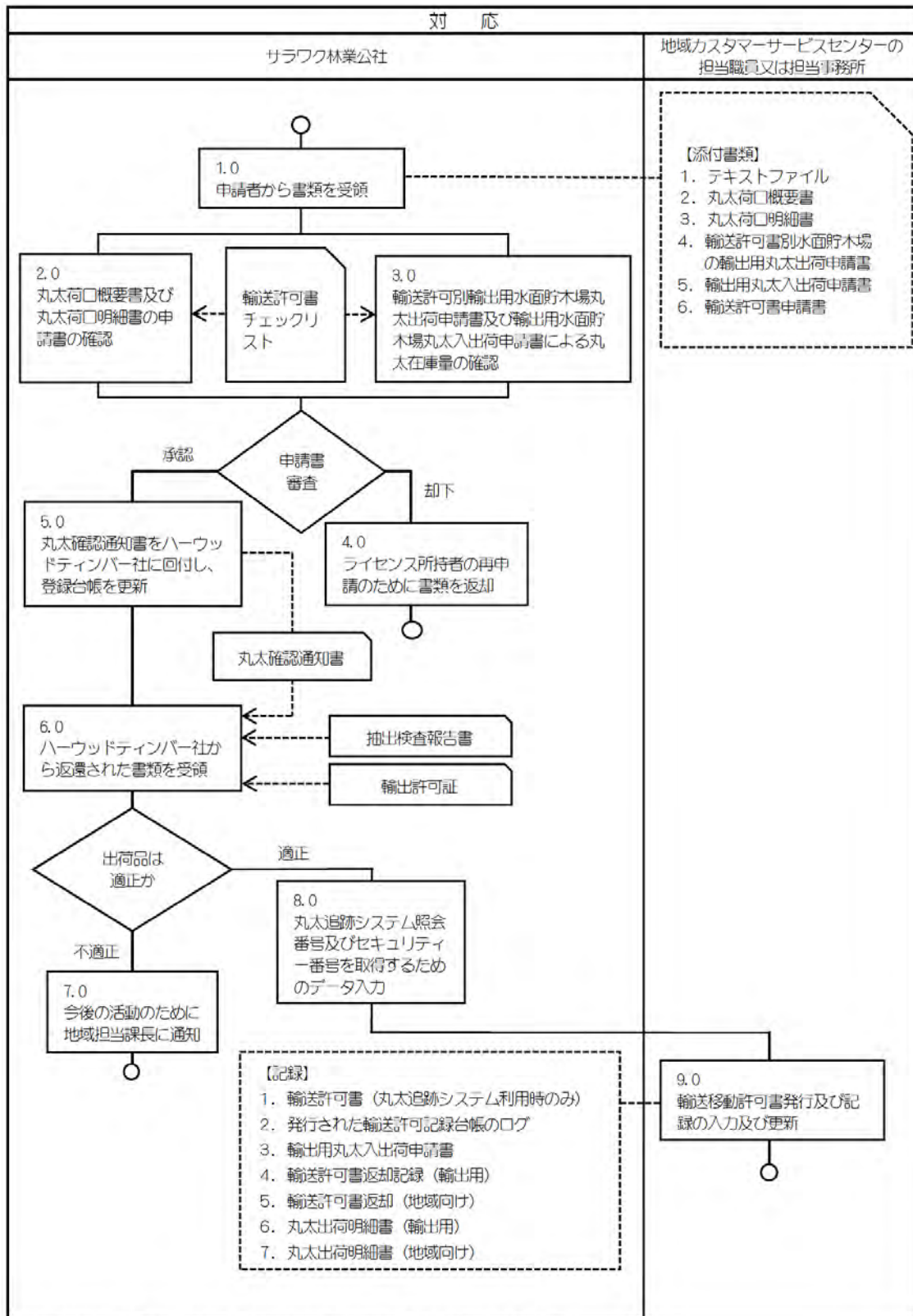
資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b12 課徴金徴収所から最終出荷地に出荷する場合の輸送許可書発行手続き



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b13 課徴金徴収所から貯木場に出荷する場合の輸送許可書発行手続き



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b14 輸出地点からその他の出荷地に出荷する場合の輸送許可書発行手続き

## B.一般的な丸太データ管理

前項のように丸太の輸送に際しては、課徴金徴収所、貯木場その他の丸太の検査場所でサラワク林業公社が書類と現物の整合性検査を行う。サラワク林業公社は、丸太の管理をするにあたり、サラワク州森林局が開発した丸太追跡システムのネットワークシステムを活用している。サラワク林業公社が輸送を認めるのは、丸太追跡システムに登録された丸太だけであり、同システムにより丸太の毎木管理を行っている。

丸太追跡システムで丸太を管理するにあたり、データベースに入力する丸太のデータは、次の4点の書類によってライセンス取得者からもたらされる。

- 入荷登録台帳
- 丸太荷口明細書
- 輸送許可書
- 丸太荷口概要書

### 【入荷登録台帳】

入荷登録台帳とは、課徴金徴収所又は検査場所に入荷した丸太荷口の管理台帳をいう。この台帳の内容は丸太の荷口別一覧表で、ライセンス所持者はこの一覧表に次のデータを記載して、サラワク林業公社に提出する。

- 入荷荷口番号（輸出地点用）
- 入荷日時
- ライセンス番号
- ライセンス所持者指名代表ライセンス所持者の氏名及び署名（輸出丸太用）
- 輸送許可番号

サラワク州林業公社担当職員は、ライセンス所持者が上記項目を記入して提出した入荷登録台帳の公社使用欄の丸太確認通知書の承認を示す署名と年月日及び丸太追跡システムの参照番号を加える。

これらに加えて同書類の林業公社使用欄には、次の事項を記載する。

- 検査員の氏名及び署名
- 丸太計測員の氏名及び署名
- ロイヤリティ納付済刻印番号
- 輸送許可書番号
- 検査場所
- 検査年月日



### 【輸送許可書】

ライセンス所持者は、サラワク林業公社の丸太の検査場所に丸太を運び入れるときに、それまで使用してきた輸送許可書を提出する。

輸送許可書の記載事例は、図 4.1.b5 のとおりである。輸送許可書には、次のデータが記載されている。

- ライセンス所持者氏名
- 移動区間（出荷場所及び納品場所）
- 輸送に使用する車両番号（トレーラーのナンバープレート番号）
- 荷口番号
- 丸太シリアル番号
- 樹種コード
- 本数
- 材積
- 森林局承認番号及び移動許可書番号
- 伐採ライセンス所持企業登録コード
- 輸送許可番号
- 丸太追跡システム照会番号
- 丸太追跡システムセキュリティコード
- 発行日
- 有効期限

### 【丸太荷口明細書】

丸太荷口明細書（Log Specification Form（Transit））は、丸太を毎木管理する書類である。この書類は後述の丸太荷口概要書（Log Specification Summary（Transit））と組にして運用している。

ライセンス所持者が丸太荷口明細書に記載するデータの種類は、次の通りである。

- 林班番号
- 林区番号
- 丸太シリアル番号
- 樹種
- 生産番号
- 材長及び直径
- 材積
- 欠陥部分の長さ及び直径
- 欠陥材積
- 実質材積
- 企業コード
- 代表者署名及び氏名

サラワク州林業公社は、この書類の同公社使用欄に次の種類のデータを記入する。

- 検査員氏名及び署名
- 丸太計測員の氏名及び署名
- 検査場所名
- ロイヤリティ納付済刻印番号
- 輸送許可書番号
- 検査年月日



### 【丸太荷口概要書】

丸太荷口概要書（Log Specification Summary（Transit））は、丸太荷口明細書の内容を集約した書類である。

ライセンス所持者が丸太荷口概要書に記載するデータの種類は、次の通りである。

- アカウント番号
- 林区番号
- 林班番号
- 書類通し番号
- 丸太荷口明細書に記載している丸太の検量結果の数値を集計した総計・欠陥部・実質材積別材長合計値、直径合計値、材積合計値
- キャンプ名又はキャンプコード
- 企業コード
- 丸太シリアル番号
- 年月日

サラワク州林業公社は、この書類の同公社使用欄に次の種類のデータを記入する。

- 丸太追跡システム照会番号
- 丸太追跡システムセキュリティコード
- 確認及び書類発効担当職員氏名
- 年月日

**Licensee/Company Standard Letter Head**  
 (Company Name, Address, Telephone & Fax Numbers)  
**Log Specification Form (Transit)**

**SPECIFICATION HEADER**

ACCOUNT NO.:

COUPE/BLOCK NO.:

FOREST TYPE:

NO. OF LOGS IN THIS  
SPECIFICATION

SHEET:



SPECIFICATION NO.:

LOGGING CAMP:

DATE:

TOTAL LENGTH (L):

TOTAL DIAMETER (D):

No.	Coupe No.	Block No.	Log Serial No.	Species	Production No.	DIMENSION		Gross Volume (m <sup>3</sup> )	DEFECT DIMENSION		Defect Volume (m <sup>3</sup> )	Nett Volume (m <sup>3</sup> )
						(L) (m)	(D) (cm)		(L) (m)	(D) (cm)		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
Total:												

Property Mark: \_\_\_\_\_ Signature of Authorised Personnel: \_\_\_\_\_  
 ( Name )

**FOR OFFICAL USE ONLY**

Inspected By: \_\_\_\_\_ (Name) \_\_\_\_\_ (Signature) Royalty Hammer No.: \_\_\_\_\_  
 Measured By: \_\_\_\_\_ (Name) \_\_\_\_\_ (Signature) Removal Pass (Transit) No.: \_\_\_\_\_  
 Place of Inspection: \_\_\_\_\_ Date of Inspection: \_\_\_\_\_

図 4.1.b16 丸太荷口明細書の様式

**Licensee/Company Standard Letter Head**  
(Company Name, Address, Telephone & Fax Numbers)  
**Log Specification Summary (Transit)**

---

Account No. :	Batch No. :
PEC No. :	No. of Sheets :
Camp Name/Code :	Property Mark :
Log Serial No. :	Date :

UNCONTROLLED COPY

For Reference Only

Quality, Safety, Health & Environment  
SARAWAK FORESTRY Corporation Sdn. Bhd.

Species	No. of Pieces	Volume (m <sup>3</sup> )
TOTAL:		
	Length (m)	Diameter (cm)
Total Gross:		
Total Defect:		
Total Nett:		

\_\_\_\_\_  
(Name and Signature of Authorised Personnel)

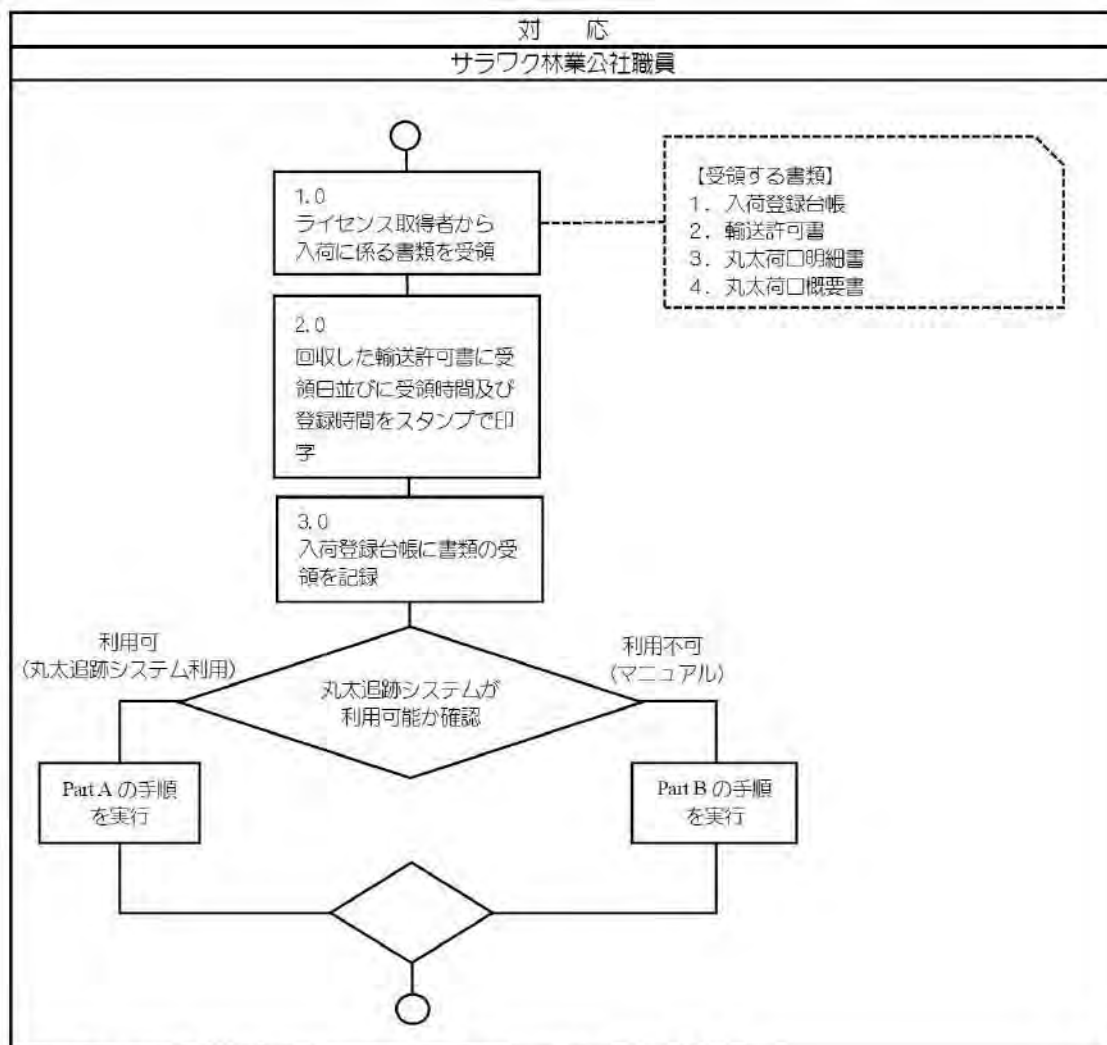
---

FOR OFFICIAL USE ONLY

LOTS Reference No :	
LOTS Security No :	
Verified and Validated by :	Date:

図 4.1.b17 丸太荷口概要書の様式

サラワク林業公社職員は、ライセンス所持者から入荷登録台帳、輸送許可書、丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書を受領する。この内、輸送許可書にはスタンプで受領日、受領時間及び登録時間を表示して同許可書を失効させるとともに、輸送許可書による輸送実績の証拠書類として保管する。さらに入荷登録台帳にこれら書類の受領を記録する。



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版


図 4.1.b18 サラワク林業公社の入荷丸太データ管理手順

サラワク林業公社は、丸太輸送許可書の確認作業のためにチェックリストを使用している。チェックリストを用いて確認する内容は次の8点である。

- 水面貯木場、貯木場又は輸出地点を含む森林検査ステーションの名称
- 目的地（登録された工場、水面貯木場、流通拠点又は貯木場の名称及び所在地）
- 輸送手段（タグボート、バージ又はトレーラー等）
- 丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書の添付
- （入荷時）輸送許可書に記載している林産物と丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書の整合性
- （入荷時）輸送許可書の有効性
- （出荷時）丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書と丸太輸送申請の整合性
- （積残し丸太<sup>19</sup>）積残し証明書又は通知書

<sup>19</sup> Shut Out Logs

**REMOVAL PASS (TRANSIT) CHECKLISTS**

**SARAWAK FORESTRY**  
  
 Quality, Safety, Health & Environment  
 SARAWAK FORESTRY Corporation Sdn. Bhd.

**PART A ( To be filled by SFC staff)**

Please Tick (✓) in the appropriate box

Incoming Logs to Logpond\* / Mill \*/Shut out logs\*

Outgoing Logs for Export \*/Local Destination \*

Name of licensee: \_\_\_\_\_

Licence No: \_\_\_\_\_

UNCONTROLLED COPY  
For Reference Only

**PART B ( To be filled by SFC Staff)**

Please Tick (✓) in the appropriate box

	Yes	No
1. Name of Logpond/CDC/Forest Checking Station (Export Point)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. Destination (name and address of registered mill/Logpond/Transit Point/FCS)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. Name of conveyance (e.g. tugboat & barge/ lorry)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. Log Specification Form (LSF) and Log specification Summary (LSS) are attached	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. Are the descriptions of Forest Produce in TRP in accordance with the LSF & LSS? <i>(for incoming only)</i>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. Valid Transit Removal Pass <i>(for incoming only)</i>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. Are the logs applied for removal in accordance with the LSF & LSS? <i>(for outgoing only)</i>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. Shut Out certificate or letter of notification <i>(for shut out logs)</i>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

**Comments:**

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

Checked by:

Name: \_\_\_\_\_

Signature: \_\_\_\_\_

Date/Time: \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

**PART C ( to be filled in by OIC-FCS)**

Received and verify by:

Name: \_\_\_\_\_

Signature: \_\_\_\_\_

Date/Time: \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

**Note:** \* Delete whichever is not applicable.

図 4.1.b19 輸送許可書チェックリスト

サラワク林業公社は、その後の書類のデータ確認及び丸太追跡システムのデータベースへのデータ入力手順については、データベースへのアクセスが可能な場所でデータベースにアクセスして行うものと、アクセスができない場所においてマニュアルで処理し、その後データベースにアクセスしてデータを入力するものに区分して定めている。

#### a.丸太追跡システムにアクセスできる場所での手順

丸太追跡システムにアクセスできる事務所で書類審査を行ったサラワク林業公社職員は、入荷台帳に書類の受領を記録した後、入荷データを同システムのデータベースに入力する。

審査の対象となる書類は、前掲のライセンス所持者がサラワク林業公社に提出した書類4点と輸送許可書及びこれらの書類を確認するために同公社職員が作成した輸送許可書チェックリストの5点である。書類審査は、輸送許可書の有効性、輸送許可書に記載されている丸太追跡システムの照会番号及びセキュリティ番号並びに輸送許可書と丸太の整合性である。書類の承認がなされると、丸太追跡システムの照会番号及びセキュリティ番号の有効性の確認がなされ、これらの有効性を確認した後、丸太追跡システムを使用してデータの記録を行う。

サラワク林業公社の丸太追跡システム担当職員は、サラワク林業公社がハーウッド社に丸太の確認検査の実施を依頼する書状である丸太確認通知書 (Log Verification Certification) をハーウッド社に回付し、データの更新を行う。

丸太の目的地がコンセッション内の工場である場合、サラワク林業公社は森林局から関係書類を入手する。一方で目的地が地域カスタマーセンター、輸出地点、コンセッション外の工場又は地域事務所である丸太について、ハーウッドティンバー社に依頼した丸太の確認検査の報告書の内容により入荷した丸太の適正を審査する。

その結果、適正であると判断する丸太については、丸太追跡システムデータベースで入荷を承認し、書類のファイリングを行う。データの更新の対象となるのは、輸出用丸太に係る輸送許可別輸出水面貯木丸太出荷申請書及び輸出用水面貯木丸太入出荷申請書並びに輸出用水面貯木丸太入荷記録である。



OSCC 事務所には、サラワク林業公社の職員とハーウッド社の社員が待機している。

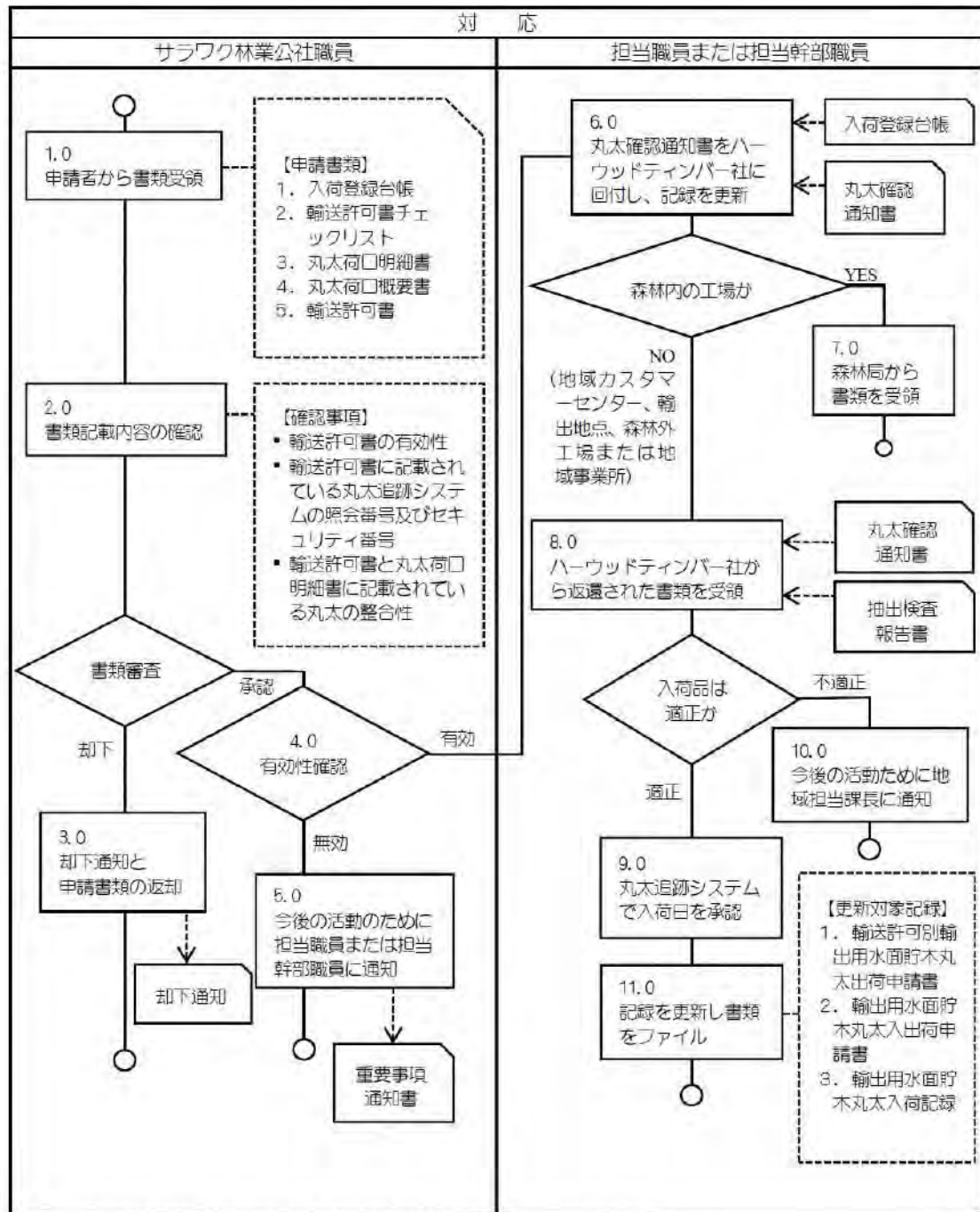
写真 4.1.b4 OSCC 事務所



ハーウッドティンバー社の社員が丸太を検量し、検量した丸太と丸太荷口明細書その他の添付書類のデータとの整合性を確認する。

写真 4.1.b5 丸太の検査





資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b20 サラワク林業公社の入荷丸太データ管理手順 (Part A)



#### **b.丸太追跡システムにアクセスできない場所での手順**

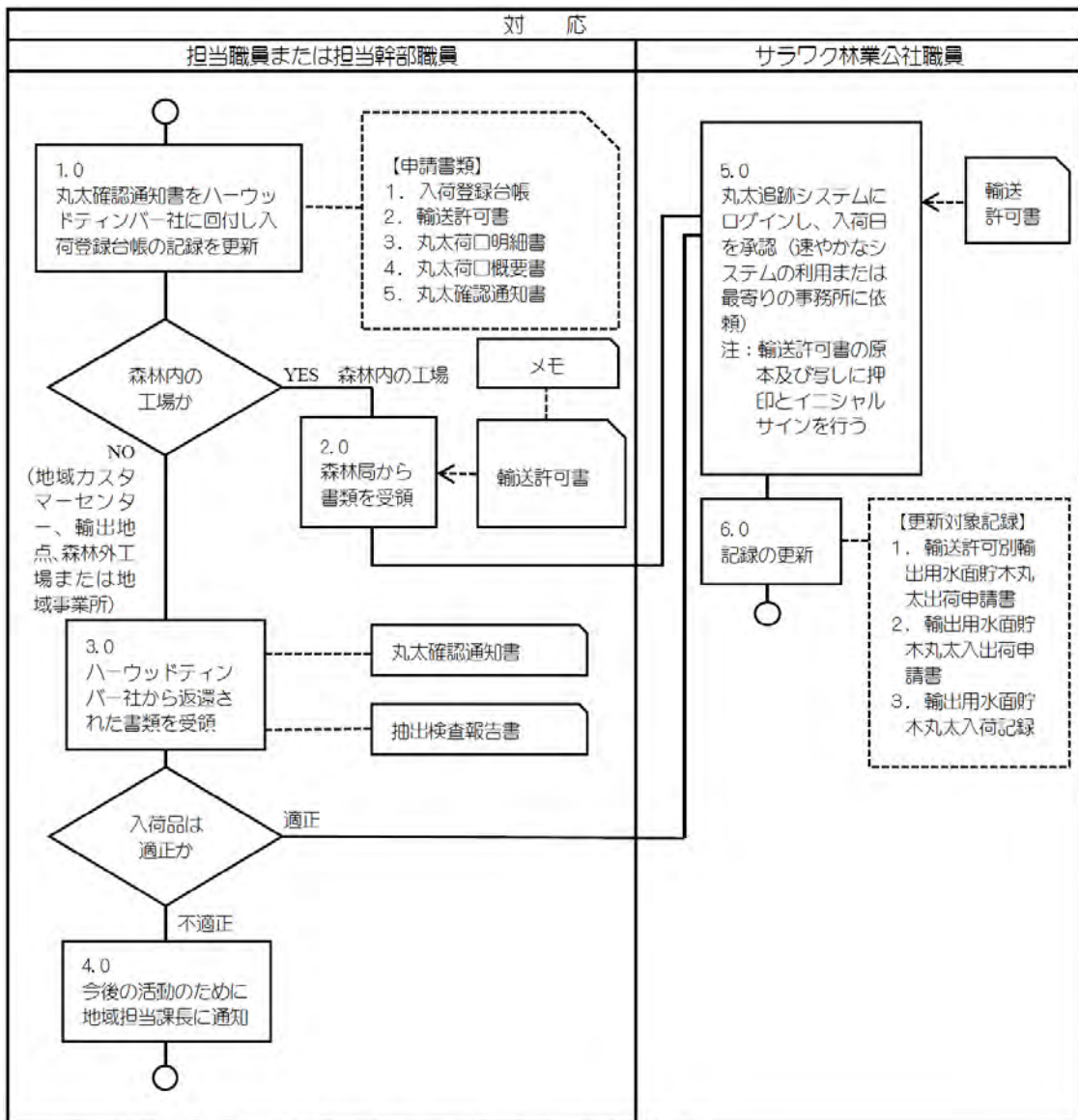
丸太追跡システムにアクセスできない場所での入荷記録の確保は、現地で書類確認及び丸太の検査を行った後に、サラワク林業公社の職員が速やかに丸太追跡システムにアクセスできる場所へ移動してデータの更新を行うか、最寄りの同公社事務所にデータ更新作業を依頼して行う。

サラワク林業公社職員は、丸太確認通知書をハーウッドティンバー社に回付し、入荷登録台帳の記録を更新する。

丸太の目的地がコンセッション内の工場である場合は、サラワク林業公社が森林局から関係書類を入手し、丸太追跡システムのデータベースのデータ更新作業に入る。一方で目的地が地域カスタマーセンター、輸出地点、コンセッション外の工場又は地域事務所である丸太については、ハーウッドティンバー社に依頼した丸太の確認検査の報告書の内容により入荷した丸太の適正を審査し、適正であると判断する荷口については、丸太追跡システムのデータベースのデータを更新する。

なお、丸太追跡システムにアクセスできない場所での入荷記録の確保を行うにあたっては、輸送許可書の原本及び写しに、サラワク林業公社印の押印及び担当者のイニシャルサインを行う。

データの更新の対象となるのは、輸出用丸太に係る輸送許可別輸出用水面貯木丸太出荷申請書及び輸出用水面貯木丸太入出荷申請書並びに輸出用水面貯木丸太入荷記録である。



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b21 サラワク林業公社の入荷丸太データ管理手順（Part B）

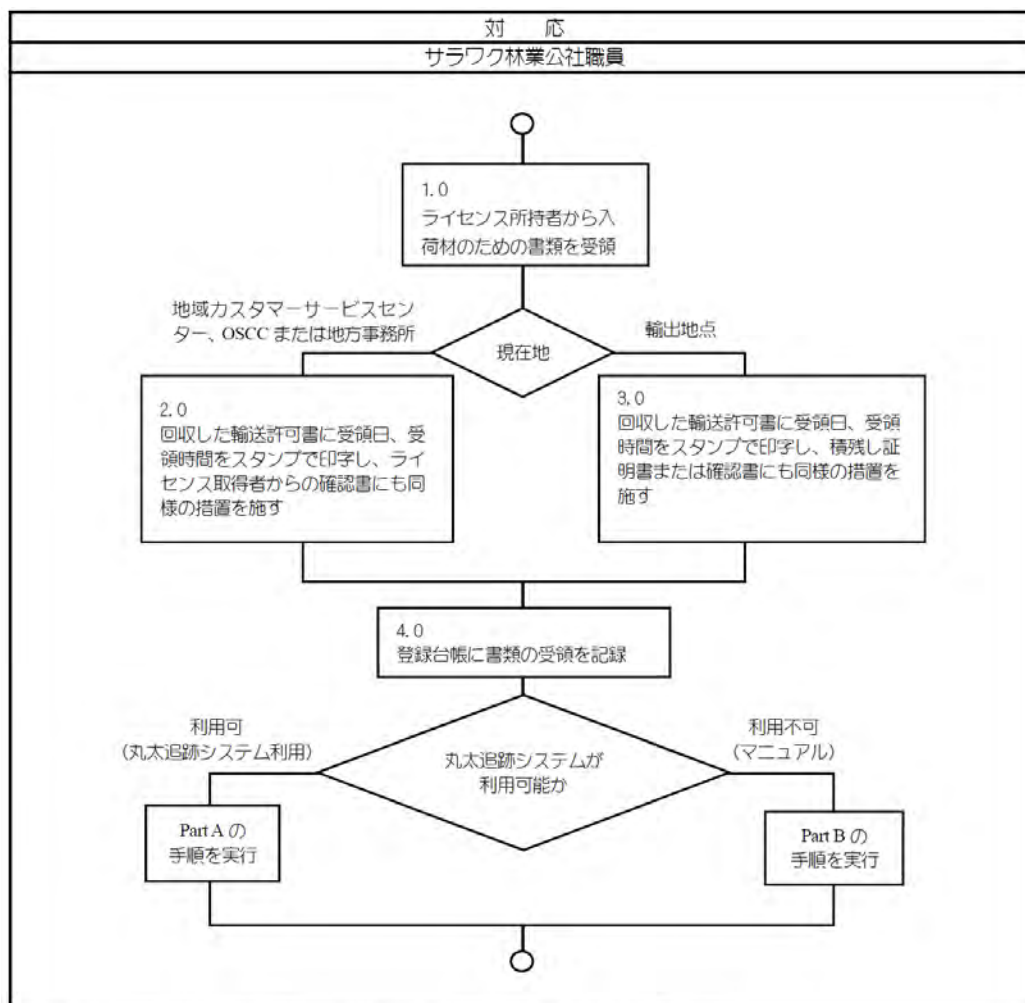
### C.積残し丸太データの取扱い

輸送手段の積載容量の関係で、一つの荷口の丸太を同じ船舶、バージ、トレーラーその他の輸送ツールに積載できないために積残しが発生するときがある。その場合、サラワク林業公社の検査場所には、同一荷口の丸太が複数回に分かれて到着する。

積残しが発生したときにライセンス所持者は、通常の輸送に必要な書類に加えて、地域カスタマーサービスセンター、OSCC 又は地方事務所が検査場所であるときは積残し確認書を、輸出地点が検査場所であるときは積残し証明書を丸太とともに検査場所に届ける。

積残しが生じたときにライセンス所持者がサラワク林業公社に届ける書類は、次の5点である。

- 申請書
- 輸送許可書
- 積残し証明書（輸出用）又は丸太確認通知書
- 丸太荷口明細書
- 丸太荷口概要書



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b22 サラワク林業公社の積残し丸太のデータ管理手順

これらの書類を受領したサラワク林業公社は、登録台帳に書類の受領を記録する。サラワク林業公社は、その後の書類のデータ確認及び丸太追跡システムのデータベースへのデータ入力手順については、一般材と同様に積残し丸太についてもデータベースへのアクセスが可能な場所でデータベースにアクセスしながらするものと、アクセスができない場所においてマニュアルで処理しその後データベースにアクセスしてデータを入力するものに区分して定めている。

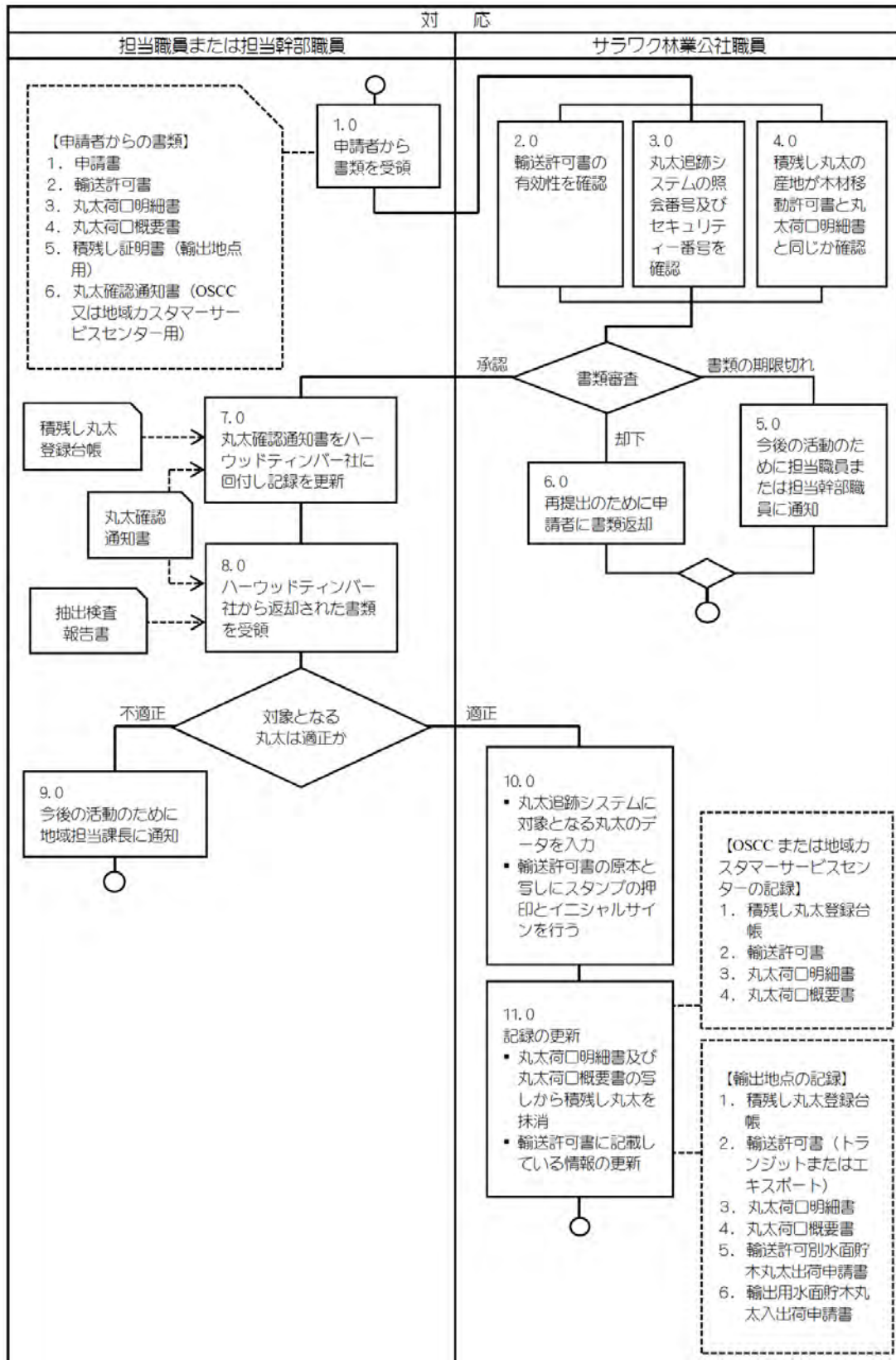
#### **a.丸太追跡システムにアクセスできる場所での手順**

丸太追跡システムにアクセスできる事務所で登録台帳に書類の受領を記録したサラワク林業公社職員は、輸送許可書が有効であること、丸太追跡システムの照会番号及びセキュリティ番号並びに積残し丸太の産地が木材移動許可書と丸太荷口明細書と同一であることを確認した上で、ライセンス所持者が提出した書類の審査を行い適正であればこれらを承認する。

書類の承認を終えた荷口については、サラワク林業公社がハーウッドティンバー社に丸太確認通知書を回付し、積残し丸太台帳の記録を更新する。そしてハーウッドティンバー社は、抽出検査を行って書類と荷口の整合性を確認し、その結果をサラワク林業公社に報告する。サラワク林業公社は、対象となる丸太が適正であると判断したときは、丸太追跡システムに対象となる丸太のデータを入力するとともに、輸送許可書の原本と写しにスタンプを押し、イニシャルサインを行う。データベースの記録更新は、輸出地点以外の場所では、積残し丸太登録台帳、輸送許可書、丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書を対象に、輸出地点では積残し丸太登録台帳、輸送許可書（トランジット又はエクスポート）、丸太荷口明細書、丸太荷口概要書、輸送許可別水面貯木丸太出荷申請書及び輸出用水面貯木丸太入出荷申請書を対象に行う。

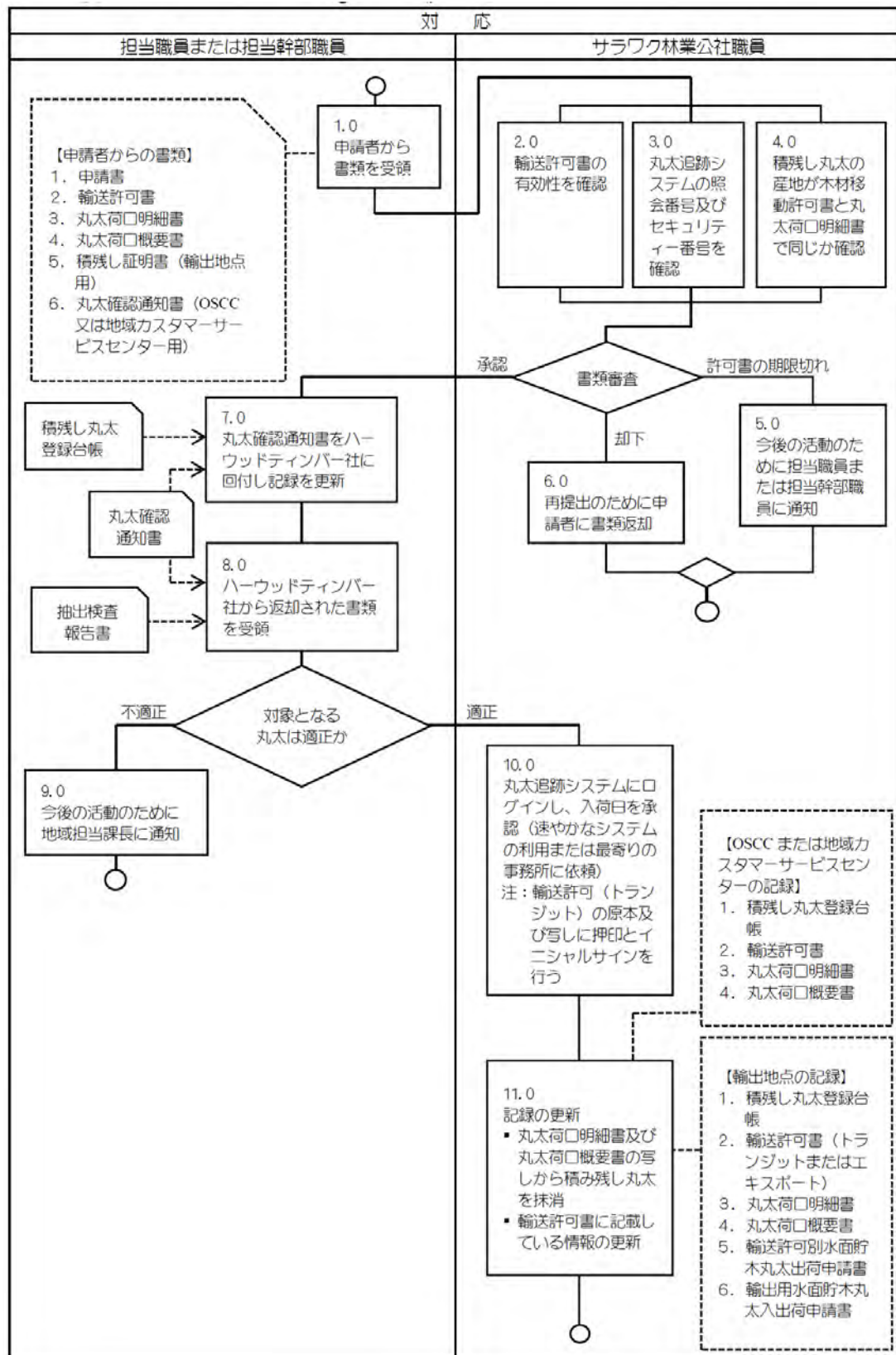
#### **b.丸太追跡システムにアクセスできない場所での手順**

丸太追跡システムにアクセスできない場所での積残し丸太記録を確保する手順は、丸太追跡システムにアクセスできる場所での手順とほぼ同じである。両者の違いは、図 4.1.b24 に示した 10.0 のコラムの手順の丸太追跡システムへのアクセス及び入力の方法だけである。丸太追跡システムにアクセスできる場所では、サラワク林業公社の職員がその場でデータベースにアクセスしてデータを入力するが、丸太追跡システムにアクセスできない場所では、同公社の職員がデータベースにアクセスできる場所に移動するか、最寄りのサラワク林業公社事務所にデータの入力を依頼する。



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b23 サラワク林業公社の積残し丸太のデータ管理手順（Part A）



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b24 サラワク林業公社の積残し丸太のデータ管理手順（Part B）



## ⑤ 労働安全衛生

サラワク州では、ライセンス取得者のみならずライセンス取得者から作業を請け負う全ての請負業者並びにライセンス所有者及び請負業者が雇用する労働者を森林局に登録しなければならない。さらに森林局職員及び警察官は、これらの登録に関し随時検査を実施できる<sup>20</sup>。

企業は、労働者が行う業務に係る法令が定めた研修の受講を保証するとともに、労働者が業務を行うにあたり、法令が要求する十分な安全及び衛生並びに保険を提供する。コンセッション内のキャンプの労働者に、宿泊施設を提供するのも企業の義務である。

労働者の安全及び衛生のために、企業は全ての労働者に伝達できる安全衛生指針を設定するとともに、労働者の安全管理に係る管理簿を整備して職業安全衛生省検査官から命令を受けたときにいつでも提示できるように備えている。さらに企業は、全ての労働者に職務権限、安全及び保護設備に係る十分な研修の受講を保証し、労働者の研修記録を保管しなければならない。

現場作業用の最適な保護服及び安全装置の提供並びに火災その他の事故を防止する十分な措置も企業の義務である。伐採会社は労働者にヘルメット、安全靴その他の身体を防護する装備を提供し、これらの着用を命じている。

なお企業には、労働災害が生じたときは職業安全衛生省<sup>21</sup>に、雇用に係るクレームが発生したときは社会保険機構<sup>22</sup>及び労働省に報告する義務が課せられている。

雇用については、サラワク移民局の有効な労働許可書を所持する外国人及びサラワク州民以外の労働者を含む全ての労働者の法令が定める権利を保証するとともに、全ての労働者の保険料又は積立金及びマレーシア人労働者に係る社会保険機構の労働災害保険料を支払わなくてはならない。

---

<sup>20</sup> 2015年森林法第49条。

<sup>21</sup> Department of Occupational Safety & Health (DOSH)

<sup>22</sup> Social Security Organization (SOCSO)



### (3) 基準3 法定課徴金

伐採ライセンスにより丸太を生産した企業は、ライセンス契約条件として掲げられているロイヤリティ、プレミアム、セス (Cess) 及び手数料を州政府に支払わなくてはならない。

ロイヤリティは、永久林又は私有林 (譲渡地) で林産物を生産したときに課す税金で、徴収したロイヤリティは州の一般歳入となる<sup>23</sup>。

プレミアムはロイヤリティの追加手数料であり大臣が承認した林産物に課される。徴収したプレミアムの内、一般材から徴収したものは、州の一般歳入科目の中の州総合基金の費目に勘定し、大臣の直接承認により先住民のために活用される<sup>24</sup>。

セス (Cess) は、大臣が承認した林産物に課せられ、州の総合基金及び州の一般歳入科目に繰り入れる<sup>25</sup>。セスから得た税金は、森林の保全及び復旧費用として活用されている。

手数料とは、ライセンスを基に生産した林産物に課され、料率により徴収する。手数料にはライセンスの発行手数料及び更新手数料が含まれる<sup>26</sup>。

さらに企業は、必要に応じて伐採ライセンス又は人工林ライセンスに適用可能な全てのライセンス手数料又は借地料を支払わなくてはならない。

企業はロイヤリティ支払いを証明するために、移動許可書及び納付受領書の写しを保管する。

ライセンス所持者への課徴金の請求は、月単位で行われている。荷口単位のロイヤリティの積算手順は前掲の図 4.1.b2 の通りで、この手順によりライセンス所持者が提出した丸太生産日報又は丸太荷口明細書のテキストファイルのデータに基づき課徴金の月額を積算する。サラワク州では、ロイヤリティの納付が「後日払い」で行われている。

サラワク州政府は、2017 年 7 月 1 日からプレミアムの m<sup>3</sup> 当たり単価をそれまでの MYR0.80 から一般材は MYR50.00 に、農用林材は MYR3.00 に値上げした。プレミアムの値上げは 1986 年以来 30 年ぶりで、現地では増加するプレミアムの歳入によりサラワクファンデーションが行う学費融資事業の充実を図ること、天然林からの伐採を抑制することを期待する報道がなされている<sup>27</sup>。

プレミアムの他の課徴金の m<sup>3</sup> 当たり単価は、ロイヤリティが MYR65.00、セスは MYR0.60 である。

---

<sup>23</sup> 2015 年森林法第 45 条。

<sup>24</sup> 2015 年森林法第 46 条。

<sup>25</sup> 2015 年森林法第 47 条。

<sup>26</sup> 2015 年森林法第 48 条。

<sup>27</sup> The Star Online, “Sarawak timber companies take a hit from higher taxes”, 2017 年 5 月 12 日付

#### (4) 基準4 その他の利用者の権利

その他の利用者の権利としてサラワク木材合法性確認システムの標準に掲げているのは、先住民の権利である。

先住民の権利は尊重され、先住民権が存在する森林では、先住民以外の第三者による利用権又は所有権についてのクレームは認められない。先住民権が存在する森林におけるこのようなクレームを解決するために、次のような公式な制度が用意されている。

- 森林活動と補償に関する各地域との合意。
- コミュニティーとの公式な制度によるコミュニケーション。
- 未解決のコミュニティの要求及び紛争を解決するための公式な制度。
- 合意されていない未解決の先住民の慣習権がある森林地帯での収穫行為の禁止。

伐採ライセンスは、その附表第2において、次の事項を定めている。

- 先住民の慣習権に係る州有地は、同ライセンスの対象地区から除外する。
- ただし、先住民の慣習権を持つ土地所有者から事前承諾及び森林局長官の許可が得られたときは、その州有地での伐採が認められる。
- さらに1958年森林法の規定により、地域の共同体が望んだ場合、州政府は所定の手続きを経た上で、州有地をコミュニティでの使用を目的とした林産物を採集できるコミュニティ林として指定できる。

## (5) 基準 5 工場の操業

### ①工場操業許可書の発行並びに操業管理

工場の操業には、森林局長の許可及びサラワク木材産業開発公社への登録がなければならない。

#### A. 工場操業許可書の発行

##### a. 操業許可書

2015年森林法第62条の規定は、いかなる木材加工工場も森林局長が発行した許可書を所持せずに工場の建設又は操業を行ってはならないと定めている。この許可書の有効期限は最長で一年間で、有効な許可書の有効期限の延長は大臣が特別な事情を勘案して承認したときにのみ認める。

同条は、工場の操業許可について次のように規定している。

- i. 加工工場は、都市計画担当州当局と協議して森林局長が承認した場所に建設しなければならない。
- ii. 加工工場は、(加工度の観点において)<sup>28</sup>最低限製材品を出荷しなくてはならない。
- iii. 木材加工工場は、購入又は入手した木材とその産地の正確な記録を適切に保管し、森林局長又は局長が指名した森林局職員による検査で要求があるときは提供しなければならない。
- iv. 複数の丸鋸盤及び丸鋸盤以外の加工機械を加工工場内に設置していること。
- v. 許可書は工場内の目立つ場所に掲示しなければならない。

##### b. 業者登録

工場の操業を行うためには、森林局の操業許可書の取得とともに、サラワク木材産業開発公社への登録が必要である。この登録は、木材加工工場の他に流通業及び貿易業を行う事業体にも必要である。

サラワク木材産業開発公社条令第5条のAの規定は、公社によって発行された有効な登録証を所持しないいかなる者も木材産業に係る工場その他の事業所の設立、運営又は操業を行うことはできないと定めている。

サラワク木材産業公社への登録は、同公社に所定の申請書を提出するとともに登録料を納付して行う。この登録の有効期限は操業許可書と同じく発効後一年である。登録の更新は、登録が失効する3か月前から行える。登録の更新が承認されたときは、その効力を12か月延長する<sup>29</sup>。

サラワク木材産業開発公社は、登録申請書の内容及び手数料の支払いを確認し、内容が適正であれば申請企業を登録する。同公社は企業を登録するために、次の証明書を申請者に要求する。

<sup>28</sup> 括弧書きは、筆者が誤解を避けるために加筆した。

<sup>29</sup> The Sarawak Timber Industry Development Corporation Ordinance, 1973、第8条。

- i. 持株会社又は提携事業体
  - 業務登録証明書
  - 有効な木材取引許可書
  - 登記簿
- ii. 個別企業又は公共事業体
  - 約款又は定款
  - 木材取引許可書
  - 株式配当割当（所定様式による届出）
  - 幹部社員、現場担当責任者、事務員への報酬の明細及び担当者の特定（所定様式による届出）

さらにサラワク木材産業は登録のための添付書類として、木材加工業の登録申請には木材加工ライセンス及び承認された工場設備配置計画を、丸太の輸出業者及び販売業者の申請には丸太を生産するライセンス所持者の伐採ライセンス、伐採請負事業者の伐採契約書、売買契約書又は丸太サプライヤーからの関係書簡を、チップ及びパルプの輸出業者には、ライセンスが発行されている人工林を所有している登録済チップ製造業者からの原材料供給証明書を、チップ及びパルプの輸入業者には資源計画環境大臣の事前承認書を要求する。

なお、同公社が登録できない申請案件は、次の条件に該当するものである<sup>30</sup>。

- 製造許可を持たない申請者。
- 1965 年会社法の規定に基づき発行された有効な法人証明を持たない申請者又は事業者条令<sup>31</sup>に基づく登録がない申請者。
- サラワク木材産業開発公社が登録するときに課す条件及び制限もしくは工場、加工場又は輸送施設に関する 1973 年サラワク木材産業開発公社条令が規定する全ての要請に従えないと考えられる申請者。

なお、サラワク木材産業開発公社の年間登録手数料は、サラワク木材産業公社法令別表第 3 により次の表のように定めている。

## B. 工場の操業管理

工場は、操業許可書の条件の遵守、輸送許可書及び丸太荷口明細書を含む丸太入荷記録並びに工業生産月報の記録及び管理体制を維持しなくてはならない。

---

<sup>30</sup> The Sarawak Timber Industry Development Corporation Ordinance, 1973、第 6 条。

<sup>31</sup> The Business Names Ordinance (Cap. 64)

表 4.1.b5 サラワク木材産業開発公社年間登録手数料

A. 初期登録、更新登録及び木材産業関係者変更届

(1) 製材品 (Belian 及び Melangangai を除く)、フリッチ及び大中角 製品別に MYR100.00

(2) 次の製品の製造及び製造所設立

加工区分	製品区分	生産可能量 (m <sup>3</sup> /年/MYR)		
		Cクラス	Bクラス	Aクラス
		1,000t 未満	1万-5万 t	5万 t 超
(I) 切削製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ チップ</li> <li>▪ こけら板</li> <li>▪ 樽(円筒樽、貯蔵樽、小型樽)</li> <li>▪ 切削木毛</li> <li>▪ 木屑及び鋸屑を含む切削片</li> <li>▪ コルク及び樹皮製品</li> <li>▪ 薪</li> </ul>	150.00	300.00	550.00
		5万m <sup>3</sup> 未満	5-10万m <sup>3</sup>	10万m <sup>3</sup> 超
(II) 木質ボード製造 I	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 単板</li> <li>▪ 合板</li> <li>▪ 切削板</li> <li>▪ 木毛セメント板</li> <li>▪ 繊維板 (インシュレーションボード、MDF 及びハードボード)</li> <li>▪ OSB</li> <li>▪ WPC</li> <li>▪ その他バイオ複合材</li> </ul>	500.00	1,100	2,100
		3万m <sup>3</sup> 未満	3-6万m <sup>3</sup>	6万m <sup>3</sup> 超
(III) 木質ボード製造 II	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 化粧貼木質ボード (合板、繊維板、切削板、チップボード、複合材料ボード)</li> <li>▪ ブロックボード</li> <li>▪ 扉面材</li> <li>▪ 切削木材ブロック</li> </ul>	250.00	550.00	1,050.00
		5万m <sup>3</sup> 未満	5-10万m <sup>3</sup>	10万m <sup>3</sup> 超
(IV) 木質ボード製品仕上加工	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 塗装加工 (合板、繊維板、切削板、チップボード、WPC、バイオ複合製品)</li> <li>▪ 化粧貼加工 (同上)</li> </ul>	450.00	1,050.00	2,050.00
		3万m <sup>3</sup> 未満	3-6万m <sup>3</sup>	6万m <sup>3</sup> 超
(V) 付加価値製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ LVL</li> <li>▪ 構造用集成材</li> <li>▪ ベント製品、集成円柱材</li> </ul>	450.00	1,050.00	2,050.00
		5,000t 未満	5,000 - 1万 t	1万 t 超
(VI) 燃料製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ブリケット</li> <li>▪ 木炭</li> </ul>	100.00	150.00	250.00
		1,000 m <sup>3</sup> 未満	1,000-5,000 m <sup>3</sup>	5,000 m <sup>3</sup> 超
(VII) モールディング	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ モールディング、額縁、建具用モールディング、玩具、組込細工、ラティス、だぼ</li> <li>▪ 旋盤加工材、木彫製品</li> <li>▪ ドア、窓</li> <li>▪ ドア枠及び窓枠</li> <li>▪ 床板</li> <li>▪ 木柵</li> <li>▪ 木製手すり</li> </ul>	100.00	150.00	250.00
(VIII) 家具製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 竹製、ラタン製を含む家具</li> <li>▪ 家具部材、作り付け棚</li> <li>▪ 棺</li> </ul>	100.00	150.00	250.00

加工区分	製品区分	生産可能量 (m <sup>3</sup> /年/MYR)		
		Cクラス	Bクラス	Aクラス
		5,000 m <sup>3</sup> 未満	5,000 － 1万m <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup> 超
(IX) 修正強化加工	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 機械性能向上加工</li> <li>▪ 化学物質耐久性向上加工</li> <li>▪ 吸湿抑制加工</li> <li>▪ 耐火加工</li> <li>▪ 木材保存、人工乾燥</li> </ul>	150.00	300.00	550.00
		5,000adt 未満	5,000－ 35万 adt	35万 adt 超
(X) 紙/パルプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ パルプ (機械パルプ、化学パルプその他木質パルプ)</li> </ul>	450.00	1,050.00	2,050.00
		10万m <sup>3</sup> 未満	10万－35万m <sup>3</sup>	35万m <sup>3</sup> 超
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 紙</li> </ul>	450.00	1,050.00	2,050.00
		3,000 m <sup>3</sup> 未満	3,000－1万m <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup> 超
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 紙製品 (ティッシュペーパー、段ボール中芯、塗工紙、含浸紙、板紙、新聞紙及び再生紙製品)</li> </ul>	450.00	1,050.00	2,050.00
(XI) こん包材	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ パレット</li> <li>▪ クレート</li> <li>▪ ダンネージ</li> <li>▪ こん包ブロック</li> <li>▪ ドラム</li> <li>▪ 木箱</li> <li>▪ 渡板</li> <li>▪ スキッド</li> </ul>	150.00	250.00	450.00
		5,000t 未満	5,000 － 1万 t	1万 t 超
(XII) その他の林産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 木灰、樹皮、木製治具、コルク、殺虫剤、樹脂、樹液糖、ラテックス、占領、ラタン、竹、蜂蜜、主旨、果樹、箒、藁、木酢液、香木 (ガウル)</li> </ul>	100.00	150.00	250.00

B. 複数の製品に係る業務に従事する者の手数料は、A (2) の加工区分別の生産可能量の合計値とする。

C. 木材の販売、流通及びマーケティング

- (1) 輸出業
- a. 丸太 MYR2,000.00
- b. その他の木材製品 MYR 100.00
- (2) 輸入業 MYR 400.00
- (3) 木材の地域販売又は木材保管 MYR 50.00

D. 複数の活動に関わる者の手数料は、関係する上記 B の区分の活動別手数料の合計値とする。

- (1) 移転証明書発行手数料 MYR 250.00/枚
- (2) 調査手数料 MYR 10.00/企業
- (3) 書類の抜粋 MYR 2.00/枚
- (4) 登録用紙 MYR 2.00/枚
- (5) 支社の設立 MYR 100.00/支社

E. 申請手数料

- (1) 工場の名称及び所有者の変更 MYR 250.00
- (2) 機械配置の変更
- (a) Aクラス工場 MYR 500.00
- (b) Bクラス工場 MYR 300.00
- (c) Cクラス工場 MYR 100.00

出典：Third Schedule (Regulation 14 and 15), The Sarawak Timber Industry Development Corporation Ordinance, 1973 and The Sarawak Timber industry (Registration) Regulations, 2008 -Arrangement of Regulation-

Serial No. 1953



**CERTIFICATE OF REGISTRATION**  
(Manufacture and Establishment of Mills)  
**THE SARAWAK TIMBER INDUSTRY (REGISTRATION) REGULATIONS, 2008**  
REGULATION 7(2)

Registration No.	0005266	Expiry Date	31/05/2016
Annual Fees	RM1 650.00		

Name Of Company:	[REDACTED] SDN BHD
Address:	[REDACTED] KUCHING.
Type Of Mill And Class:	CORRUGATED FIBREBOARD CARTON MILL - CLASS C
ICG/ICA approval/Sawmill license/Mill Registration reference no.	A 008552
<b>Activity</b>	<b>Products Description (Details as overleaf)</b>
MANUFACTURER (M)	1132 - Corrugated Fibreboard Carton & Duplex Board Boxes

This is to certify the above company is registered with the Corporation and the registration approval is subject to the Terms of Conditions for Registration of Mills as attached with this Certificate.

[Signature]

General Manager

Dated this 4 day of June 2016

資料提供：サラワク木材産業開発公社

図 4.1.b25 木材加工業及び工場建設のための登録証明書



Serial No. **10488**



PUSAKA

**CERTIFICATE OF REGISTRATION**  
(Export, Import and Local Sales/Storage of timber)  
**THE SARAWAK TIMBER INDUSTRY (REGISTRATION) REGULATIONS, 2008**  
**REGULATION 7(2)**

Registration No.	000C348	Expiry Date	31/08/2016
Annual Fees	RM2,150.00		

Name Of Company	[REDACTED] TIMBER SDN BHD
Address	[REDACTED] 3100 KUCHING

Activity	Products Description (Details as overseas)
Exporter (E)	0101, 0302, 0401
Importer (I)	
Local Sale/ Storage of Timber (T)	0101, 0302, 0401

This is to certify the above company is registered with the Corporation and the registration approval is subject to the Conditions and Restrictions as attached with this Certificate.

[Signature]

General Manager

Dated this 25 day of May 2015

資料提供：サラワク木材産業開発公社

図 4.1.b26 輸出業、輸入業及び流通業のための登録証明書

## ②丸太の入出荷

工場は入出荷する全ての丸太に丸太生産 ID 番号、樹種、本数、材積及び直径と整合性がとれる有効な輸送許可書及び丸太荷口明細書の添付を保証しなければならない。ここでいう「丸太の出荷」とは、入荷した工場で丸太を使わずに、他の工場又は流通業者に丸太を転売するケースを想定している。

工場に入荷した丸太については、サラワク木材合法性確認システムの規定への適合を検証するために、ハーウッドティンバー社は速やかに検査を実施する。さらに工場は、サラワク木材合法性確認システムでの確認に必要な入荷した丸太の丸太荷口明細書の記載事項を記録しなければならない。

工場においては、サラワク木材合法性確認システムにより合法性を確認している丸太とそうではない丸太を明確に特定し、分別し、合法性が確認できている原料を正確に生産ラインに投入しなければならない。合法性が確認できている原料を使用する生産ラインと合法性の確認ができていない原料を使用する生産ラインは、分離する必要がある。サラワク木材合法性確認システムの手順書では、製造工程の各段階で合法性の確認がなされること、生産単位別に生産工程に投入する材積データ及び最終製品の生産量を文書として記録しなければならないことを定めている。工場はサラワク木材産業開発公社に工業生産月報を、森林局に工場月報を提出しなければならない。

なお、サラワク州のみならずマレーシアでは、工場に入荷する丸太の一部に、木材合法性保証（確認）システムを経っていないものがある。これらの丸太は、主に森林局の管轄外の土地で行った市街地近郊の宅地、商工業施設用地、農地その他の土地開発や道路敷設工事などによって生じている。これらは合法的な手続きを経て伐採した丸太であるが、前述のように木材合法性保証（確認）システムが定めている伐採前後の手続き及び丸太の管理手順を経っていない。このため、木材合法性保証（確認）システムでは、合法的に生産された丸太であっても、同システムの伐採前後の手続きを経ている木材とそうではない木材を分別して管理している。

## ③労働安全衛生

工場における労働者の安全衛生に係る法的な規制は、木材生産企業に係るものと基本的に同じなので、(2) ⑤の項を参照されたい。

## (6) 基準 6 貿易・関税

### ①企業登録

前基準の工場操業許可書の発行並びに操業管理の項<sup>32</sup>で報告したように、サラワク木材産業開発公社条令第5条のAの規定は、公社によって発効された有効な登録証を所持しないかなる者も木材産業に係る工場その他の事業所の設立、運営又は操業を行うことはできないと定めている。すなわち、木材の流通及び貿易を行う者も事業を行うためには、サラワク木材産業開発公社への登録が必要である。同項に記したサラワク木材産業開発公社への工場の登録の手順は、流通業者又は加工業者を登録するときも同じである。

### ②州内取引

サラワク木材合法性確認システムは、サラワク州内で取引する木材の取扱いについて、同システムで確認できる木材と確認できない木材の分別の他、同システムで合法性が確認された原料及び製品は、サラワク州木材合法性確認システム遵守証明書番号により出荷伝票もしくは荷口伝票又は丸太荷口明細書上で明確に識別されなければならないと定めている。

サラワク木材合法性確認システム遵守証明書番号とは、サラワク木材産業開発公社が木材産業事業者が付与する企業別 ID であり、各企業に発行する登録証明書の左上に「Serial No.」として表示している<sup>33</sup> (図 4.1.b25、図 4.1.b26)。各事業者は、伝票にこの番号を表示し、丸太又は製品の CoC を確保する。

### ③輸入規制

木材を輸入できるのは、サラワク木材産業開発公社に登録をした企業である。木材の輸入は、サラワク木材産業開発公社が荷口単位で審査及び検査をし、許可する。

#### A. 輸入木材のリスク評価

輸入企業は、輸入する木材のリスク評価をサラワク州木材合法性確認システムの付属資料に基づいて行い、輸入申請している木材が低リスクであることを文書で証明しなければならない。サラワク州木材合法性確認システムでは、製造時又は販売時に、低リスクと認められない原料及び製品と同システムで合法性が確認できている製品への混入を禁じている。

サラワク州木材合法性確認システムではリスク評価の指標として産地国、樹種及び森林施業を採用し、それぞれの指標を次のように設定している。

##### a. 産地国リスク

産地国リスクの評価は、木材の原産地国についてトランスペアレンシー・インター

<sup>32</sup> 「(5) 基準 5 工場の操業」の「①工場操業許可書の発行並びに操業管理

<sup>33</sup> 図 4.1.b25 または図 4.1.b26 参照。

ナショナル(<https://www.transparency.org>)の政治腐敗度指数(Corruption Perceptions Index : CPI)に基づき行う。

表 4.1.b6 産地国リスク評価指標

区 分	該当する国・地域
低リスク国 CPI スコア 60 以上	北米、西欧、オーストラリア、ニュージーランド及び日本。
中リスク国 CPI スコア 40-60 未満	中間のリスクである諸国。
高リスク国 CPI スコア 40 未満	発展途上国と南米、アフリカ、ロシア、アジア、及び南太平洋に位置する熱帯諸国のほとんどの国。

出典：Appendix 1 “Risk Assessment”, “Sarawak Timber Legality Verification System (STLVS)” Standard for Verification of Forest Management, Mill Operations & Trade & Customs, STLVS Principal 1-6, 21 April 2017.

#### b. 樹種リスク

樹種リスクは、樹種により発生する違法行為の可能性に基づき評価している。植林された低価格の樹種は、一般的に違法な伐採及び貿易の脅威にさらされていない樹種として位置付け、一方で高価格の熱帯産天然林の樹種は、違法な伐採及び貿易のリスクが高いと評価している。

表 4.1.b7 樹種リスク評価指標

区 分	対 象 樹 種
低リスク樹種	低リスク樹種は低価格樹種で一般的に植林木である。ゴム ( <i>Hecea brasillensis</i> ) のような人工林樹種で、ユーカリ属 ( <i>Eucalyptus</i> spp)、マツ属 ( <i>Pinus</i> spp.)、キバナヨウラク属 ( <i>Gmelina</i> spp.)、アカシア属 ( <i>Acacia</i> spp.)、ネムノキ属 ( <i>Albizia</i> spp)、ポプラ属 ( <i>Populus</i> spp.)、温帯人工林樹種、熱帯の先駆種及び低リスク国からの温帯天然林樹種。
高リスク樹種	フタバガキ科のような熱帯天然林樹種で、天然に生育又は植林されたチーク、白檀、マホガニー、黒檀、鉄木、ラミン等の高価格樹種。CITES の証明書をとみなわない全ての CITES の一覧表に掲載されている樹種及び絶滅の危機にある種として国際自然保護連合 (ICUN) がレッドリストに掲げている樹種。

出典：『前掲書』。

#### c. 森林施業リスク

森林施業リスクは、第三者による検証、政府による制度遵守の確認又は国際的な規格の森林認証に基づき評価する。サラワク州木材合法性確認システムの付表では、森林とサプライチェーンのそれぞれのリスク評価が低いからといって、産地国リスク又は樹種リスクが低いとは限らないと注意を呼びかけている。

表 4.1.b8 森林施業リスク評価指標

区 分	操 業 内 容
低リスク施業	国際的又は一国内の森林認証システムのように第三者機関により監査されている森林又は人工林地域。木材加工企業及び流通企業は、第三者機関が監査する正式な CoC システムを備えている。森林又は人工林地域は、政府機関による活用できる法令遵守文書により統制されている。
高リスク施業	第三者機関又は政府機関による監査がなされていない法令遵守に係る利用できる情報又は記録がない高リスクの地域又は国にある森林又は人工林地域。木材加工企業及び流通企業は、原木の産地まで遡れるトレーサビリティを示す正式な CoC システムを備えていない。

出典：『前掲書』。

#### d. 総合評価

サラワク州木材合法性確認システムでは、以上のようなリスク評価をした上で、一般的な総合評価として次の「リスクマトリックス」を用意し、輸入する木材のリスクを総合評価する。リスク評価により低リスクと評価された輸入木材は、サラワク州木材合法性確認システム認証製品の一部として使用することはできない。

表 4.1.b9 輸入木材のリスク総合評価（リスクマトリックス）

区 分	低リスク産地国	中リスク産地国	高リスク産地国
低リスク樹種	低	低	高
高リスク樹種	低	高	高
低リスク施業	低	低	低

出典：『前掲書』。

#### B. 輸入許可及び取扱い手順

サラワク木材産業開発公社による木材の輸入許可及び管理手順を図 4.1.b27 に示した。サラワク州では、通関事務の合理化をはかるために「e-Permit システム」というオンラインシステムを運用している。e-Permit システムにより、輸出入申告、輸出入許可及び輸出入物品に係る通告に係る事務処理の合理化がなされている。企業は、このシステムを通じてマレーシア王国税関及びサラワク木材開発公社に輸出入許可を同時に申請する。

同公社は輸入業者から丸太又はフリッチの輸入申請書及び添付書類を受領すると、書類確認及び審査を行い、規定に適合した内容であれば同公社は輸入業者から実地検査申請書を受領した後に検量を含む実地検査を行う。この検査の結果、法令への適合及び輸入物品と書類の整合性が確認できると、サラワク木材産業開発公社職員は、検査完了を示す STIDC の名称が入った刻印及び PUSAKA のロゴが入ったタグを丸太又はフリッチの木口に表示する<sup>34</sup>。



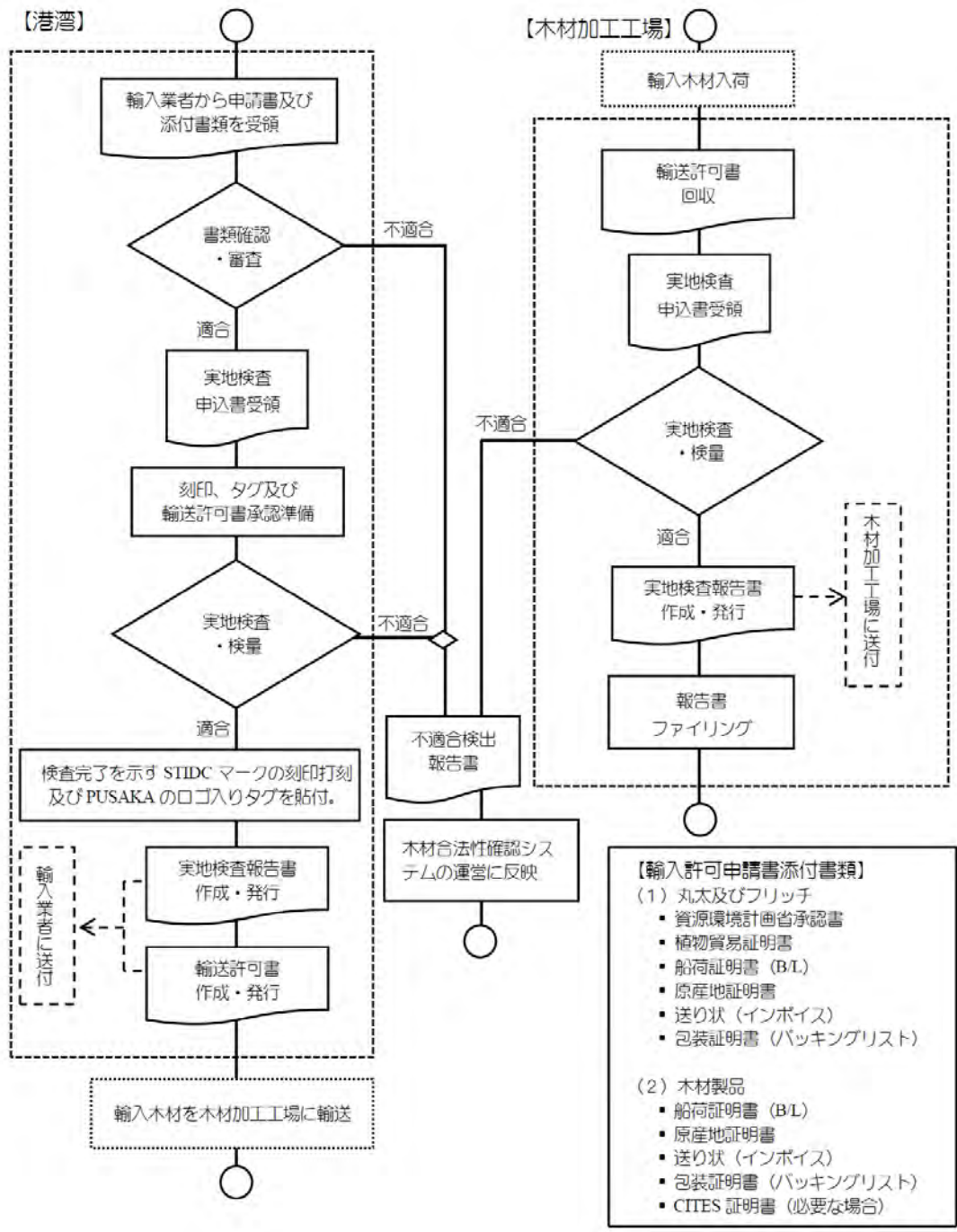
写真提供：サラワク木材産業開発公社



写真提供：サラワク木材産業開発公社

写真 4.1.b6 輸入木材に使用する STIDC の刻印 写真 4.1.b7 PUSAKA ロゴマーク入りタグ

<sup>34</sup> STIDC は英文の、PUSAKA はマレー文のサラワク木材産業開発公社の略称。



注：港湾での実地検査完了後の刻印打刻は、丸太又はフリッチに行う。  
 資料：サラワク木材産業開発公社提供資料。

図 4.1.b27 輸入木材の輸入許可及び管理手順





コンテナの奥ではサラワク木材産業開発公社職員2名が無作為抽出による実地検査を行い、手前では同公社職員が実地検査を終えた丸太に PUSAKA ロゴ入りのタグを表示している。

写真 4.1.b8 コンテナで入荷した丸太の実地検査の様子

サラワク木材産業開発公社は、輸入した丸太又はフリッチに刻印の打刻及びタグの表示を施すと、植物貿易検査報告書及び輸入木材を加工工場に輸送するための輸送許可書を発行する。この輸送許可書の取扱いは、サラワク林業公社がサラワク州内の丸太の輸送のために発行した輸送許可書と同じで、輸入木材を輸送するトラック運転手が積み荷とともに加工工場に運ぶ。輸入木材が加工工場に到着すると、同公社職員がこの輸送許可書を回収して失効印を押印し、加工工場はその写しを管理して入荷実績の証拠書類とする。

(BK-PUSAKA-PD-04) (VERSI J.1)  
No. 00088

**SARAWAK TIMBER INDUSTRY DEVELOPMENT CORPORATION**  
REMOVAL PASS NO. 41/KCH/0001/05/2016

(This pass must be surrendered to the Sarawak Forestry Corporation (SFC) together with Application for Inspection of Logs on arrival at destination specified below)

This pass authorizes [redacted] (owner of timber) to remove from authorized port Senan Port to authorized mill [redacted] as address Lot 7967 Sg. Kuapith-Simen Raya by conveyance No. Cont. No. TRLU 7306392 the timber described below.

Description of Timber  
Type:  Logs  Others. Please specify \_\_\_\_\_  
PI Form Serial No. \_\_\_\_\_ Volume: 21.8 m<sup>3</sup>  
Hammer Marking No. ST10c 103 No. of Pieces: 6 pcs  
Shipping Mark/Colour: \_\_\_\_\_ Species: Eucalyptus  
Date of Issue: 20-06-2016 @ 11:00 am Date of Expiry: 21-06-2016 @ 11:00 am

資料提供：サラワク木材産業開発公社

図 4.1.b28 輸入木材用の輸送許可書



サラワク木材産業開発公社は、木材加工工場において到着した輸入木材の現地検査を行う。同公社職員は、輸送許可書その他の書類と輸入木材の整合性が確認できると、現地調査報告書を作成、発行して加工工場に送付するとともにファイリングして保管する。

なお、サラワク木材産業開発公社は、申請書受領後の書類審査並びに港湾及び木材加工工場で実施する現地検査・検量において不適合事項が生じたときは不適合検出報告書を作成し、木材合法性確認システムの運営改善のための分析材料にしている。

#### ④輸出規制

木材を輸出できるのは、サラワク木材産業開発公社に登録をした企業である。木材の輸出は、サラワク木材産業開発公社が荷口単位で審査及び検査をして許可する。

木材を輸出する企業は、e-permit システムにアクセスして荷口単位で木材の輸出申請を行う。

輸出申請にあたっては、丸太、製材品、その他木材製品別に次の表の添付書類が必要になる。

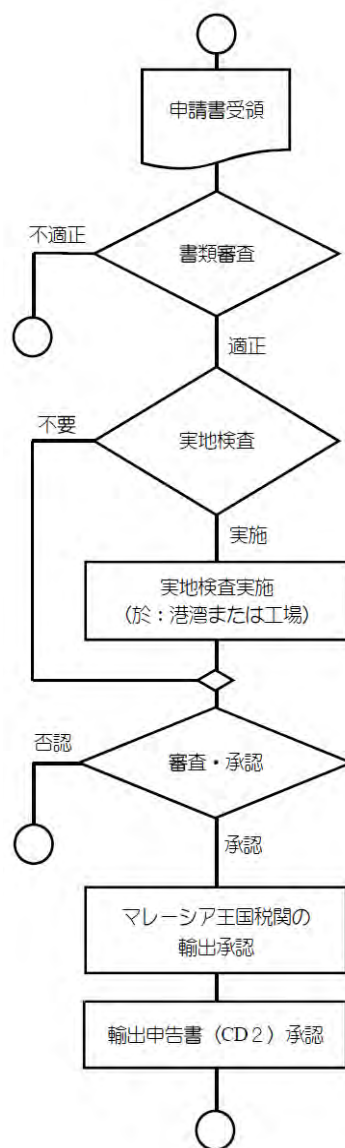
表 4.1.b10 輸出品目別輸出申告書添付資料

区 分	添 付 書 類
丸 太	1. サプライヤーフォーム 2. 丸太輸出枠遵守確認書 3. 丸太明細書 4. インボイス 5. 包装証明書 (バックングリスト) 6. 船積指図書 (S/O) 7. 輸出承認書 (ExCC) 8. 輸送許可書 9. 植物検疫証明書 (必要な場合)
製材品	1. サプライヤーフォーム 2. 格付証明書 3. CITES 証明書 (必要な場合) 4. インボイス 5. 包装証明書 6. 船積指図書 7. 植物検疫証明書 (必要な場合)
その他木材製品	1. サプライヤーフォーム 2. インボイス 3. 包装証明書 4. 船積指図書 5. 植物検疫証明書 (必要な場合)

資料：サラワク木材産業開発公社提供資料

輸出申請書の添付書類の内、サプライヤーフォームとは、サプライヤーの企業名、輸出物品と荷口総量を記載する輸出荷口の概要書である。

さらに製材品の輸出で必要となる格付証明書とは、2008 年木材格付規則に基づき輸出する製材品の荷口に発行する書類で、この書類は最終目的地、船舶及び出発港並びに荷口のサマリーとして、木材の種類、該当する



資料提供：サラワク木材産業開発公社

図 4.1.b29 輸出許可手続き

仕様、荷口入り数、総材積等を記入するもので、同規則で荷主に最終目的地までこの書類を荷口に添付又は携行することを義務づけている。

サラワク木材産業開発公社は、申告書及びその添付書類の内容を審査し、さらに実地検査を行った上で木材の輸出を承認する。その後、マレーシア王国税関が通関措置を行い、税関が輸出承認した後に、サラワク木材産業開発公社が輸出品申告書の承認を行う。輸出申告書は、日本を含むマレーシア以外の国に輸出するときは CD 2 様式を用い、サラワク州以外のマレーシア国内の州に輸出するときは、CD 3 様式を用いる。サラワク木材産業開発公社は、サラワク州木材合法性確認システムでの合法性確認がとれている証として、輸出申告書の裏面にスタンプを押印している。

PUSAKA / PD / 001 / 08  
Verul 1.0

SUPPLIER FORM

NAME OF EXPORTER : \_\_\_\_\_

NAME OF CONSIGNEE : \_\_\_\_\_

PRODUCT TYPE : MLH FULLSAWN TIMBER

DATE OF SHIPMENT : 27.06.2016.

NAME OF SUPPLIER (S)	M3/KG/TONNE
_____	15.8371 M3/ 11.1844 TONS

SIGNATURE : \_\_\_\_\_

NAME : \_\_\_\_\_

DATE : 20.06.2016.

輸出業者と荷口の概要を記載する。  
資料提供：サラワク木材産業開発公社

図 4.1.b30 サプライヤーフォーム

Serial No. STDC/KCH/2016/06/00008

**GRADING CERTIFICATE**

*(Issue under Regulation 3 of the Timber Grading Regulations, 2008)*

CERTIFIED that the sawn timber shown on the attached Schedule of Timber Shipped and summarised below, which is consigned to (name of consignee) \_\_\_\_\_ and to be shipped to (place and country of final destination) BUSAN, SOUTH KOREA on the (vessel) M.V. CONMAR LAKE sailing from (port) KUCHING on or about (date) 27.06.2016 has been graded by a certified Timber Grader in accordance with the Malaysian Grading Rules for Sawn Hardwood Timber; that the timber is of the kinds and grades shown in the Summary below; and that the appropriate Grade and other marks shown in the attached Schedule of Timber Shipped have been placed on the timber.

**SUMMARY**

Kinds of Timber MIXED LIGHT HARDWOOD  
Specifications GENERAL MARKET SPECIFICATIONS, SCANTLINGS  
Grades MERCHANTABLE  
Total number of pieces 429  
Total volume = 15.8371 cubic metres.  
Timber graded for (name of Buyer) \_\_\_\_\_  
on (date) 25/06/2016 - 26/06/2016 by certified Timber Grader(s)  
Number(s) TG209

Date of issue 21.06.2016

Date of Expiry 21.07.2016

This Certificate has been approved on-line by the Grading Authority and does not require a signature thereon.

**IMPORTANT NOTES**

- (i) Volumes shown in this Grading Certificate have been taken from the Schedule of Timber Shipped prepared by the Buyer and are not guaranteed by the Grading Authority.
- (ii) Timber is graded and measured as the Timber Grader finds it, and Certificates of Grades applies only for the date of inspection of the timber. Buyers are advised to request re-grading of the timber and the issue of a new Grading Certificate should the lapse of time or method of treatment or storage of the timber between examination and shipment permit the possibility of degrade.
- (iii) In respect of timber received in an unsatisfactory condition, it should be brought to the attention of the Grading Authority as soon as possible by the affected parties.

資料提供：サラワク木材産業開発公社

図 4.1.b31 輸出製材品に添付する格付証明書

### 4.1.b.3 森林認証

サラワク州の森林認証面積は、2017年8月31日現在、16万35haである。これらの森林は全てMTCS(Malaysia Timber Certification Scheme)による認証で、サラワク州ではFSC(Forest Stewardship Council)による森林認証はなされていない。

サラワク州では、五つの企業が六つの認証森林を管理している。サラワク州の大手林産企業であるShin Yang Forestry社は三つの認証林を管理しており、その合計面積は5万5,300haである。

最も広い認証林を管理しているのはZedtee社であり、サラワク州の認証林面積の52%にあたる8万3,535haを管理している。Zedtee社は森林管理を行う伐採請負企業である<sup>35</sup>。

この他にもSamling Reforestation社が9,393haを、この会社と同じグループの会社であるSyarikat Samlin Timber社が1万800haの認証林を管理している。

次表の認証林名称欄にLPFの表示がある認証林は、人工林である。MTCSがサラワク州で認証した森林の内、Zedtee社が管理している認証林以外は全て人工林であり、それらの合計面積は7万5,493haである。この面積は、サラワク州の認証林面積の47%、同じく人工林面積(32万5,314ha)<sup>36</sup>の49%にあたる。

サラワク州でもMTCSの認証林面積は拡大しており、表に示した認証林合計面積は、2016年8月の10万7,288haに対して48%拡大した。2016年9月以降、新たに加わった認証林は、Shin Yang Forestry社のLPF 0017及びLPF 0018並びにSamling Reforestation (BTU)社の森林である。一方で、2016年8月から2017年8月までの期間に認証を取りやめた森林は、Shin Yang Plywood社の森林(1,007ha)であった。

表 4.1.b11 企業別森林認証面積

		(ha)
企業名	認証林名称	認証面積
Shin Yang Forestry Sdn. Bhd.	LPF 0017	28,093
	LPF 0018	15,261
	LPF 0019	11,946
Zedtee Sdn. Bhd.	Anap Muput FMU	83,535
Samling Reforestation (BTU) Sdn. Bhd.	LPF 0006 - Lana FPMU	9,393
Syarikat Samling Timber Sdn. Bhd.	LPF 0014 - Segan FPMU	10,800
計		159,028

注1：全てMTCSによる認証。

2：2017年8月31日現在の面積

資料：MTCC (Malaysia Timber Certification Council) 提供資料。

2017年11月1日現在、サラワク州のCoC認証取得者数は、FSCが10件、MTCSは31件、計59件である。MTCSによる森林認証面積が拡大しているため、MTCSのCoC認証取得者数が増加する傾向にある。

<sup>35</sup> Zedtee社ウェブサイト (<http://www.anapmuputfmu.com>)

<sup>36</sup> サラワク州森林局が発表した2015年現在の面積。

#### 4.1.b.4 木材市場

##### (1) 木材需給動向

###### ①丸太

2016年のサラワク州の丸太生産量は、866万9,000 m<sup>3</sup>であった。この生産量は、2012年の生産量913万2,000 m<sup>3</sup>から21%減少しており、2000年の生産量1,427万4,000 m<sup>3</sup>と比較するとほぼ半減している。丸太生産量は、長期間の推移では減少しているが、2012年から2016年の期間では900万m<sup>3</sup>前後の水準で増減を繰り返している。

表 4.1.b12 材種別丸太生産量

	計	一般材	スワンプ材	人工林材
2012	9,586	9,132	327	127
2013	8,544	7,974	237	333
2014	9,161	8,507	208	446
2015	9,078	8,001	199	878
2016	8,669	7,241	173	1,255

注：一般材とは Hill Timber をいう。  
資料：サラワク州森林局業務資料

2012年から2016年の5か年においてみられた丸太の供給構造の変化の特徴は、生産量全体が減少していく中で、一般材丸太（Hill Timber）生産量が減少するとともに、人工林材生産量が増加している点である。人工林丸太の生産量は、2012年は12万7,000 m<sup>3</sup>（生産量シェア1%）であったが、2016年には生産量が125万5,000 m<sup>3</sup>（同14%）とおよそ10倍にまで増加している。一方で一般材丸太の生産量は、同期間に913万2,000 m<sup>3</sup>から724万1,000 m<sup>3</sup>に21%減少している。さらにかねてより生産量は少ないスワンプ材丸太も同期間に32万7,000 m<sup>3</sup>から17万3,000 m<sup>3</sup>に半減している。

2016年のサラワク州の丸太輸出量は243万1,000 m<sup>3</sup>で、2012年の279万1,000 m<sup>3</sup>と比較すると13%減少している。2012年から2016年の期間における丸太生産量に対する丸太輸出量の割合は、30%前後で推移している。この割合は年によって増減があるが、2010年は生産量1,215万1,000 m<sup>3</sup>の39%にあたる477万m<sup>3</sup>の丸太を輸出していた。輸出量割合も少しずつ縮小してきている。

2016年のサラワク州の丸太の名目消費量は、623万9,000 m<sup>3</sup>である。この量を2012年の679万5,000 m<sup>3</sup>と比較すると8%の減少にとどまる結果となっている。しかし、2006年及び2007年の丸太の名目消費量は800万m<sup>3</sup>を超えている。入手できた2002年以降の統計により積算した丸太の名目消費量で最も量が多かったのは、2007年の814万4,000 m<sup>3</sup>であった。2016年の丸太の名目消費量を2007年と比較すると23%の減少であることから、サラワクの丸太の名目消費量も減少の傾向にある。

2012年から2016年までの丸太の名目自給率は、概ね140%から150%の間で推移している。

###### ②製材品

製材品生産量は2013年に100万m<sup>3</sup>を下回り、2016年は67万5,000 m<sup>3</sup>と2012年の106万1,000 m<sup>3</sup>から36%減少している。

2016年の製材品輸出量は52万2,000 m<sup>3</sup>で、この量は2012年の80万3,000 m<sup>3</sup>から34%減少している。生産量に占める輸出量の割合は、2016年は77%であり、2012年から2016年の期間におけるこの割合は、概ね四分の三以上で推移している。

2016年の製材品の名目消費量は、15万4,000 m<sup>3</sup>である。この名目消費量は、2012年から2016年の期間に69%もの減少をみせた。この減少幅は、生産量及び輸出用のほぼ倍である。

表 4.1.b13 主要木材製品需給量

(1,000 m<sup>3</sup>、%)

		2012	2013	2014	2015	2016
丸 太	生産量	9,586	8,544	9,161	9,078	8,669
	輸入量	—	—	—	—	1
	輸出量	2,791	2,826	2,905	2,662	2,456
	名目消費量	6,795	5,718	6,256	6,416	6,214
	名目自給率	141.1	149.4	146.4	141.5	139.5
製材品	生産量	1,061	847	742	770	675
	輸入量	2	4	2	1	1
	輸出量	803	687	615	570	522
	名目消費量	260	164	129	201	154
	名目自給率	408.1	516.5	575.2	383.1	438.3
合 板	生産量	2,741	2,320	2,654	2,340	1,818
	輸入量	1	3	6	4	5
	輸出量	2,638	2,609	2,333	1,801	1,702
	名目消費量	104	-286	327	543	121
	名目自給率	2,635.6	-811	811.6	430.9	1,502.5
単 板	生産量	640	569	520	486	339
	輸入量	77	45	71	108	120
	輸出量	219	180	151	159	140
	名目消費量	498	434	440	435	319
	名目自給率	128.5	131.1	118.2	111.7	106.3

注1：丸太には大中角を含む。

2：合板にはブロックボードを含む。

3：「—」印は、実績があるものの500 m<sup>3</sup>に満たないもの。

4：名目消費量は、生産量と輸入量の和から輸出量を減じた量。

5：名目自給率は、生産量を名目消費量で除したパーセンテージ。

資料：Malaysian Timber Industry Board & Department of Statistic Malaysia。2016年の丸太生産量はサラワク州森林局業務資料、同年の輸出量はSTIDC, "Export Statistics of Timber & Timber Products Sarawak 2016"。

### ③合板

2016年の合板生産量は181万8,000 m<sup>3</sup>で、2012年の生産量274万1,000 m<sup>3</sup>に対して33%減少している。一方で少量ではあるが輸入量が増加し、2012年の合板輸入量は1,000 m<sup>3</sup>であったが、2016年は5,000 m<sup>3</sup>になった。

合板輸出量は2012年の263万8,000 m<sup>3</sup>から2016年には170万2,000 m<sup>3</sup>に35%減少している。

なお、2013年の数値については、輸出量が生産量を上回っている。工場及び流通段階の在庫量に関する統計がないので、これらの数字に対する評価はできないが、取扱いに注意を要する。

#### ④単板

2016年の単板生産量は33万9,000 m<sup>3</sup>で、2012年の生産量に対してほぼ半減（47%減）している。一方で単板の輸入量は2012年の7万7000 m<sup>3</sup>から2016年は12万m<sup>3</sup>に56%増加している。単板の輸出量は、2016年は14万m<sup>3</sup>と2012年の21万9,000 m<sup>3</sup>から36%減少している。

#### (2) 木材流通

サラワク州の木材の流通構造は、流通業者が介在する範囲が小さいため、比較的シンプルな構造である。

伐採した丸太は山土場に集荷し検量を行い、ロイヤリティその他の課徴金を積算するとともに、各丸太への丸太生産ID番号の付与及び台帳の作成、荷口明細書の作成並びに木材移動許可書の発行を行う。山土場での必要な手続きを終えた丸太は、移動許可書とともに貯木場に輸送する。この貯木場は、森林検査ステーション又はOSCC（ワンストップコンプライアンスセンター）とも称され、山土場から集荷した丸太の確認、丸太追跡システムのデータベースへの丸太データの入力、出荷する丸太の検量、丸太荷口明細書及び輸送許可書の発行その他の合法性を確保するための所定の手続きがなされる。

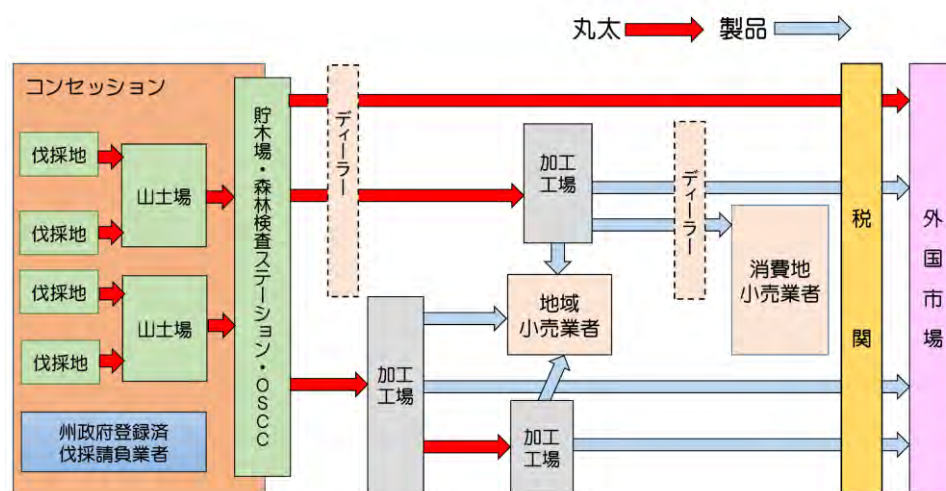


図 4.1.b32 サラワク州の木材流通フロー

貯木場から出荷する丸太を輸送するときは、加工工場の土場、水面貯木場又は輸出地点までトラック運転手又は木材輸送船の船長が輸送許可書、丸太荷口概要書及び丸太荷口明細書を携行する。多くの丸太はコンセッション内の貯木場から加工工場又は輸出地点に直接運ばれるが、輸出用丸太その他の特定のサイズ又は品質の丸太を集荷するディーラーが介在する場合もある。さらに一部の丸太は、コンセッションから出荷した後、複数の貯木場を経て加工工場に運び込まれたり、加工工場に入荷した後に他の加工工場に転売されたりする場合もある。



輸出用製品は、加工工場から直接輸出地点に輸送するが多いようであるが、一部の製品の流通にディーラーが介在して集荷分散機能を担っている場合がある。

### 4.1.c マレーシア（半島部）

半島部の土地面積は13万1,850 km<sup>2</sup>で、日本の国土面積のほぼ三分の一の面積である。森林面積は577万3,000haで、この面積は半島部の面積の44%にあたる。森林は半島中央部に広く展開し、中央部のKelantan州、Pahang州、Perak州及びTerengganu州の4州で半島部の森林面積の79%を占めている。

半島部の行政区画は、10の州と二つの特別区で構成している。

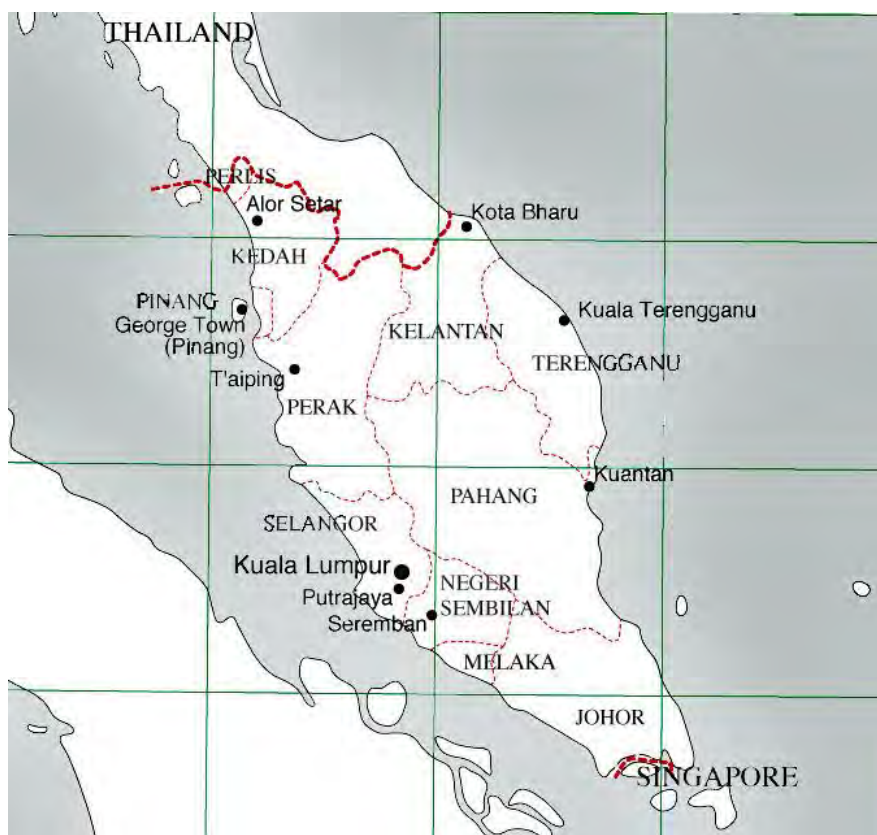


図 4.1.c1 半島マレーシア略図

2016年の所有形態別森林面積は、連邦有林が95%（551万ha）を占め、連邦有林の89%は永久林に指定されている。永久林の内、85%が内陸林（492万4,000ha）、同じく8%は人工林（40万2,000ha）である。

2016年は半島部の永久林の内、7万2,000haに伐採許可が出ていたが、伐採面積は、永久林、州有林及び私有林を合わせて3万5,000haにとどまっている。伐採面積が最も多かった州は、中央部のPahang州で、半島部の伐採面積の40%を占めている。

森林面積に占める人工林面積の割合は小さいがその面積は拡大しており、同面積は2012年の19万8,000haから2016年には40万2,000haと倍増している。人工林は中央部の

Kelantan 州及び Pahang 州に広く展開し、両州の人工林面積の合計（25 万 6,000m<sup>3</sup>）は半島部の人工林面積の 64%にあたる。

2016 年の半島部の丸太生産量は 445 万 1,000m<sup>3</sup>であった。最も丸太生産量が多かったのは半島中央部の Pahang 州で、227 万 1,000m<sup>3</sup>（半島部丸太生産量の 51%）の丸太を生産した。

表 4.1.c1 所有形態別森林面積

(1,000ha)

		2012	2013	2014	2015	2016
合 計		5,789	5,831	5,803	5,784	5,773
連邦有林	計	5,479	5,521	5,519	5,501	5,509
	小計	4,894	4,936	4,934	4,916	4,924
	内陸林	4,354	4,257	4,185	4,168	4,163
	泥炭スワンプ林	243	255	255	253	253
	マングローブ林	99	100	106	106	106
	人工林	198	324	388	389	402
	野生生物保護林（除く永久林）	585	585	585	585	585
州 有 林		305	305	279	278	259
そ の 他		5	5	5	5	5

資料：Forestry Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 各年版

表 4.1.c2 州別土地面積、森林面積、丸太生産量（2016 年）

	土地面積 (1,000ha)	森林 (1,000ha)			森林率 (%)	永久林伐採 許可面積 (1,000ha)	伐採面積 (全森林) (1,000ha)	丸太生産量 (1,000m <sup>3</sup> )
		計	天然林	人工林				
計	13,185	5,773	5,371	402	43.8	72	35	4,451
Johor	1,902	449	389	60	23.6	2	1	47
Kedah	943	342	332	10	36.3	3	3	458
Kelantan	1,511	812	646	166	53.7	5	2	831
Melaka	165	5	5	—	3.0	30	—	3
Negeri Sembilan	666	158	155	3	23.7	2	1	44
Pahang	3,596	2,057	1,967	90	57.2	14	14	2,271
Perak	2,101	1,022	965	57	48.6	7	6	530
Perlis	80	12	11	1	15.0	—	—	—
Paulau Pinang	103	8	8	—	7.8	—	—	—
Selangor	793	251	240	11	31.7	1	—	4
Terengganu	1,296	655	651	4	50.5	8	8	264
Kuala Lumpur	29	2	2	—	6.9	—	—	—

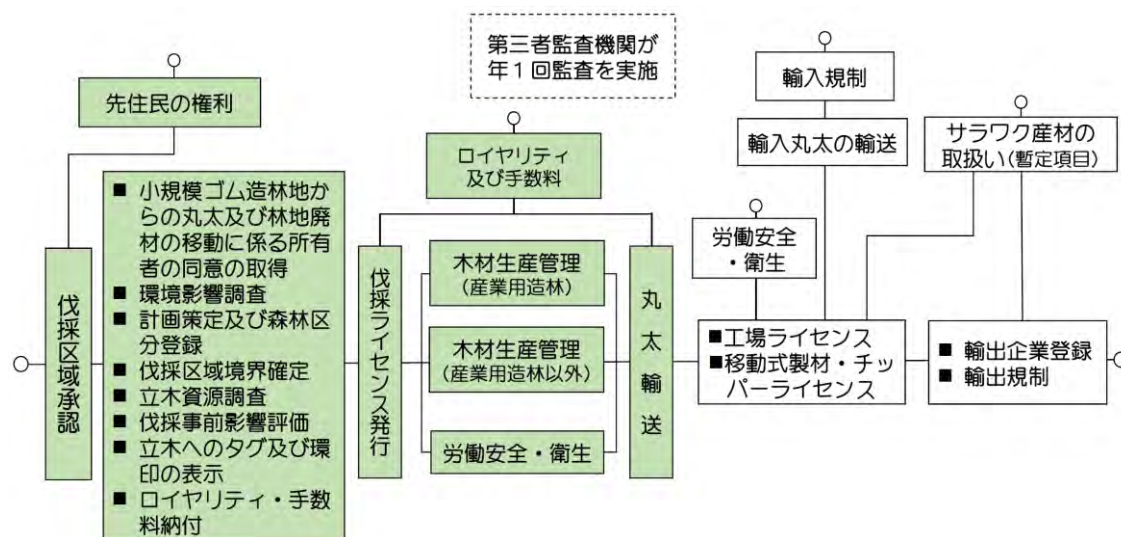
資料：Forestry Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 2016

#### 4.1.c.1 マレーシア木材合法性保証システム (MYTLAS) (マイティールス)

##### 4.1.c.1.1 概要

半島部の木材及び木材製品の合法性を保証するマレーシア木材合法性保証システムは、六つの基準と 24 の標準を設定している。サバ州及びサラワク州が行っている木材合法性システム同様、マレーシア木材合法性保証システムも基準 1 から基準 4 までを丸太の生産及び管理に係る「川上の基準」(標準数 16) として、基準 5 及び基準 6 を「川下の基準」(標準数 8) として設定している。

マレーシア木材合法性保証システムの標準間の関連を次の図に示した。マレーシア木材合法性保証システムでは、年 1 回、第三者監査機関による監査を実施している。



注：網かけの部分は、「川上の標準」、それ以外は「川下の標準」。  
資料：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c2 マレーシア木材合法性保証システムの標準間の関連と手続きの流れ

半島部はサラワク州及びサバ州と比較すると、ゴム材を主とする人工林材の生産及び加工産業が盛んなため、木材合法性システムの標準にゴム材の取扱いに係るものを設定しているのが特徴的である。

#### 4.1.c.1.2 対象品目

マレーシア木材合法性保証システムが対象としている木材・木材製品は、次の表のとおりである。

表 4.1.c3 マレーシア木材合法性保証システムの対象品目

HS コード	品目	HS コード	品目	HS コード	品目
4403	丸太	4409	モールディング	4414	木製フレーム
4406	枕木	4410	パーティクルボード	4418	木製建具
4407	製材品	4411	ファイバーボード	9403、9430、 9640、9660	木製家具
4408	単板	4412	合板		

資料：Malaysian Timber Industry Board, “MYTLAS (Peninsular Malaysia)”, p4.

#### 4.1.c.1.3 実施主体

マレーシア木材合法性保証システムの実施主体は、マレーシア木材産業庁（Malaysian Timber Industry Board (MTIB)）である。同庁は、プランテーション産業商品省（Ministry of Plantation and commodities (MPIC)）傘下の行政機関で、急速に工業化が進行しているマレーシアにおいて、様々な分野の木材産業を開発し、技術開発や市場開発等の支援による継続的な成長の確保を目的として 1973 年に設立された。マレーシア木材産業庁の設立の目的、機能及び権限は、マレーシア木材産業庁設置法<sup>1</sup>が定めている。同庁は、木材貿易や流通の規制及び管理、木材の加工技術の改善、技術の普及や情報の収集及び提供等の役割を担うとともに木材及び木材製品の輸出許可書の発行も行っている。

マレーシア木材産業庁のマレーシア木材合法性保証システムに係る主な業務には、事業体登録の受付及び管理、輸出木材の合法性の最終確認、輸出許可証、ライセンス及び木材輸入許可証の発行並びにワシントン条約に掲げられている木材の輸出入許可証の発行がある。

マレーシア木材産業庁の他に、マレーシア木材合法性保証システムの運用においては、伐採及び木材の管理は各州の森林局が、伐採現場及び加工工場での労働者の安全衛生は労働安全衛生局（DOSH）<sup>2</sup>、労働局（DoL）<sup>3</sup>及び社会保障機構（SOCSO）<sup>4</sup>が、貿易・通関はマレーシア王国税関（RMC）<sup>5</sup>が責を担い、伐採ライセンス発行の承認に環境影響評価が必要なときは環境局（DoE）<sup>6</sup>が検査を行う。

<sup>1</sup> Malaysian Timber Industry Board (Incorporation) ACT 1973

<sup>2</sup> Department of Occupational Safety and Health (DOSH)

<sup>3</sup> Department of Labor (DoL)

<sup>4</sup> Social Security Organization (SOCSO)

<sup>5</sup> Royal Malaysian Customs Department (RMC)

<sup>6</sup> Department of Environment (DoE)

#### 4.1.c.1.4 事業体数

2017年10月初旬の時点で、半島部にはマレーシア木材合法性保証システムに参加できる事業体が約4,000件存在するが、実際に参加している事業体は約320件である<sup>7</sup>。半島部でも木材生産事業者及び木材取扱事業者は州政府への登録が義務づけられているが、マレーシア木材合法性保証システムの履行はEU向けに木材・木材製品を輸出する事業者だけに義務づけられている。

マレーシア木材産業庁にマレーシア木材合法性保証システムに参画するための登録をした事業体は、輸出を行う度にマレーシア木材合法性保証システムのライセンスの発行をマレーシア木材産業庁のウェブサイトを通じて申請する。マレーシア木材産業庁の現地事務所は、申請内容の審査及び確認作業を行い、輸出ライセンスと併せてマレーシア木材合法性保証システムのライセンスを発行する。

#### 4.1.c.1.5 木材合法性保証システムで使用する主な書類

次表にマレーシア木材合法性保証システムの各基準と標準の実行に際し使用する主な証拠書類の一覧を掲げた。これらの書類には、様々な書類が添付されている。

表 4.1.c4 マレーシア木材合法性保証システムで使用する主な証拠書類

	標 準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
基準1 伐採権	1. 州当局による伐採区域の承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 州森林局が登録した伐採業者名簿</li> <li>■ 林産物生産・採取を認めた条件付認可書（森林局長発行） 【州政府、森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1984年国家森林法第14条、第19条第40条-第42条</li> <li>■ 州森林規程第28条</li> </ul>
	2. 伐採ライセンスの発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 伐採ライセンス 【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1984年国家森林法第19条</li> <li>■ 州森林法第11条</li> <li>■ 2003年森林マニュアル第2巻</li> </ul>
	3. 小規模ゴム造林地からの丸木及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土地所有権を示す書類もしくは権利又は権限を示す契約書 【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1965年国土法</li> </ul>
	4. 環境影響調査（ゴム農園以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境局が承認した環境影響評価報告書</li> <li>■ 環境影響評価コンサルタント登録証</li> <li>■ 環境影響評価承認書 【環境局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1974年環境品質法第34A条</li> <li>■ 1987年環境品質命令付表6</li> </ul>
	5. 環境影響調査（ゴム農園）		
	6. 計画策定及び森林区分登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 承認された森林伐採計画</li> <li>■ 登録された分類区分書</li> <li>■ 登録された不動産区分書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1984年国家森林法第20条第b号、第c号及び第i号</li> <li>■ 州森林規則第11条及び第21条</li> </ul>

<sup>7</sup> マレーシア木材産業庁担当官による説明。

	標準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
		【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年森林マニュアル第2巻第13章段落4.0及び5.1.9</li> </ul>
基準2 林内 作業	1. 伐採区域境界確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>境界確定・境界確認書</li> <li>低木処理・境界確認書</li> <li>環印種類別環印表示立木数確認記録</li> <li>伐採対象区域境界確定・境界確認図【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1984年国家森林法第20条第a号</li> <li>2003年森林マニュアル第2巻第12章・第13章</li> </ul>
	2. 立木資源調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>立木資源調査報告書</li> <li>伐採可能量決定書</li> <li>伐採限度決定書</li> <li>立木資源調査実施者登録名簿【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年森林マニュアル第3巻第17章第7.1項及び第7.2項</li> <li>択伐管理システムのためのフィールドマニュアル</li> </ul>
	3. 伐採事前影響評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採前評価報告書【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年森林マニュアル第2巻第13章第4.1項</li> </ul>
	4. 立木へのタグ及び環印の表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>タグ表示木材生産記録</li> <li>保護樹一覧表</li> <li>母樹一覧表【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年森林マニュアル第3巻第13章第7.2項</li> <li>択伐管理システムのためのフィールドマニュアル</li> </ul>
	5. 木材生産管理 ①産業用造林以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>タグ表示木材生産記録</li> <li>森林検査事務所発行移動許可書記録</li> <li>森林検査事務所発行移動許可書写し</li> <li>モニタリング報告書</li> <li>月別伐採施業進捗状況報告書</li> <li>伐採施業終了報告書【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年森林マニュアル第2巻第13章第7.3項</li> </ul>
	②産業用造林	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林検査事務所発行移動許可書記録</li> <li>森林検査事務所発行移動許可書写し</li> <li>モニタリング報告書</li> <li>月別伐採施業進捗状況報告書</li> <li>伐採施業終了報告書【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年森林マニュアル第2巻第13章7.3項</li> </ul>
	6. 丸太輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林レンジャー又は森林監督官が押印した無効印の表示がある移動許可書又は再移動許可書【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1984年国家森林法第68条及び第73条</li> <li>州森林規則第16条、第17条及び第19条</li> <li>2010年4月21日付森林局長官命令 JH/126 Jld.2(6)</li> </ul>
7. 労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業指示、訓練、保険、事故に関する記録</li> <li>労働安全衛生局監査報告書</li> <li>社会保障機構検査報告書</li> <li>労働局検査報告書【労働安全衛生局、労働局、社会保障機構】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1994年労働安全衛生法第15条</li> <li>1952年労働者補償法</li> <li>1969年労働者社会保障法</li> </ul>	
基準3 徴税	ロイヤリティ及び手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動許可書</li> <li>森林検査事務所が管理する月別生産管理簿</li> <li>法定課徴金徴収証の写し【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1984年国家森林法第60条、第61条、第73条及び第75条</li> <li>州森林規則第22条・第23条</li> </ul>
基準4 その他の権利	先住民（オランアスリ）の権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>先住民居住・活動地域内の伐採に係る所有者との同意書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1984年国家森林法第42条第2項第d号及び第62条第2項第b条</li> </ul>



	標準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 先住民に発行した小規模生産ライセンス</li> <li>■ ロイヤリティ免除認定書（州有林、私有林）</li> </ul> <p style="text-align: center;">【森林局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1954年先住民法第6条-第8条</li> </ul>
基準5 工場の 操業	1. 工場ライセンスの発行及び操業条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 林業総局の承認書</li> <li>■ 加工工場ライセンス</li> <li>■ 加工工場検査報告書</li> <li>■ 加工工場ライセンス更新のための検査報告書</li> <li>■ 丸太一覧表</li> </ul> <p style="text-align: center;">【森林局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1985年木材産業法第3条</li> <li>■ 2003年森林マニュアル第2巻第15章</li> </ul>
	2. 移動式製材又はチップパーのライセンス発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 移動式製材機・チップパーに係るライセンス</li> <li>■ 加工工場ライセンス更新のための検査報告書</li> </ul> <p style="text-align: center;">【森林局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1985年木材産業法第3条</li> <li>■ 2003年森林マニュアル第2巻第15章第7.0項</li> </ul>
	3. 労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 作業指示、訓練、保険、事故に関する記録</li> <li>■ 労働安全衛生局監査報告書</li> <li>■ 社会保障機構検査報告書</li> <li>■ 労働局検査報告書</li> </ul> <p style="text-align: center;">【労働安全衛生局、労働局、社会保障機構】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1994年労働安全衛生法第15条</li> <li>■ 1952年労働者補償法</li> <li>■ 1969年労働者社会保障法</li> </ul>
基準6 貿易・ 関税	1. 輸出のための企業登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ マレーシア木材産業庁登録業者名簿</li> <li>■ 企業登録証</li> </ul> <p style="text-align: center;">【マレーシア木材産業庁】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1973年マレーシア木材産業庁設置法第13条</li> <li>■ 1991年木材産業登録規則</li> </ul>
	2. 輸出規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 輸出ライセンス</li> <li>■ 輸出ライセンス承認記録</li> <li>■ 検査報告書</li> </ul> <p style="text-align: center;">【マレーシア木材産業庁、マレーシア王国税関、農業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1973年マレーシア木材産業庁設置法第18A条、第18B条及び第20条</li> <li>■ 2008年木材税命令</li> <li>■ 1967年関税法</li> <li>■ 2008年関税令（輸出禁止）</li> </ul>
	3. 輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 丸太・薄板輸入ライセンス（マレーシア木材産業庁発行）</li> <li>■ 植物検疫検査報告書（マレーシア木材産業庁発行）</li> <li>■ 輸入許可書（農業省）</li> </ul> <p style="text-align: center;">【マレーシア木材産業庁、マレーシア王国税関、農業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1973年マレーシア木材産業庁設置法第18A条、第18B条及び第20条</li> <li>■ 2008年木材税命令</li> <li>■ 1967年関税法</li> <li>■ 2008年関税令（輸入禁止）</li> </ul>
	4. サラワク州産木材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ サラワク州産木材を移入する登録行者名簿</li> <li>■ サラワク州産木材の買手及び販売・流通記録</li> <li>■ 木材産業庁の承認書及び検査記録</li> <li>■ 半島マレーシアに所在する木材輸出業者のサラワク州産木材に係る申告書</li> </ul> <p style="text-align: center;">【マレーシア木材産業庁、マレーシア王国税関、農業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1967年関税法</li> <li>■ 1973年マレーシア木材産業庁設置法</li> <li>■ 1976年植物検疫法</li> <li>■ マレーシア木材産業庁通達「FLEGT-VPAによるサラワク州から半島マレーシア又はサバ州に移動する木材の取扱いに係る手続き」</li> </ul>
	5. 輸入丸太の輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 再移動許可書の写し（輸入会社分）</li> <li>■ 再移動許可書の写し（地方森林事務所分）</li> <li>■ 再移動許可書月間記録（地方森林事務所）</li> </ul> <p style="text-align: center;">【森林局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1984年国家森林法第68条、第73条</li> <li>■ 州森林規程第16条、第17条及び第19条</li> <li>■ 2010年4月21日森林局長官命令 JH-126 Jld. 2 (6)</li> </ul>

資料：マレーシア木材産業庁

#### 4.1.c.2 マレーシア木材合法性保証システムの運用

マレーシア木材合法性保証システムの運用に係る報告には、サバ州についての報告と同様に和文と英文を併記したフローチャート図及び表を用いている。英文と和文の併記は、行政機関の担当部署、書類の名称その他の固有名詞の英文名を明らかにし、日本の関係者が正確に合法性確認を行うことを可能にすること、さらにこれらの図表は一般社団法人全国木材検査・研究協会が作成し、それをマレーシア木材産業庁が同国のマレーシア木材合法性保証システムの関わる省庁とともに監修を行ったこと、さらにマレーシア木材産業庁は 2018 年にマレーシア木材合法性保証システムのいくつかの標準の改正を予定しているため、これらの図表を改める必要が生じる可能性があることから行っている。

##### 4.1.c.2.1 森林部門における運用

伐採現場から加工工場又は輸出港までの丸太の生産、加工及び流通については、各州の森林局が合法性を確保、確認する責を負っている。

半島部では林業行政全般を半島マレーシア林業総局<sup>8</sup>が管轄し、林業行政の実務を各州の森林局が担当する。各州の森林局は、林業行政の地域区分である「地域森林」別に営林署を設置している。

州森林局は森林局長を最高責任者として、各種ライセンスの許認可業務を行っている。

地域森林事務所は各種申請や報告書の審査及び検証を行い、審査又は検証に係る意見書や提案書を州森林局長に提出する機能を担っている。さらに各森林管理区の森林管理官は、営林署の命を受けた各種調査・検証作業の実行及び報告書の作成を担当している。

##### (1) 基準 1 伐採権

基準 1 は伐採権に係る基準である。この基準には、次の六つの標準を設定している。

表 4.1.c5 基準 1 伐採権のコンテンツ

標 準	区 分
①州当局による伐採区域の承認	A. 永久林、州有林及び私有林（認可及び長期契約林区） B. 永久林及び州有林（入札対象林区） C. 私有林
②伐採ライセンス発行	
③小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得	
④環境影響調査（ゴム農園以外）	
⑤環境影響調査（ゴム農園）	
⑥森林伐採計画の承認及び土地利用区分の登録	

<sup>8</sup> Forest Department Peninsular Malaysia

## ①州当局による伐採区域の承認

半島部の森林で伐採活動を行うためには、州森林局からライセンスを取得する必要がある。伐採ライセンスの取得は、伐採ライセンスを申請する場合と入札による場合がある。

### A.永久林及び州有林の認可及び長期契約林区（申請による伐採ライセンスの取得）

伐採ライセンスを申請する企業は、州森林局が登録している企業でなければならない。

州森林局は、申請企業が州森林局に登録している伐採請負企業である事実を確認する。さらに州森林局長は、伐採対象地における先住民居住地及び先住民地域を含む官報記載特定地域の有無を確認する。

伐採ライセンスの申請の可否は、州当局が決定する。州森林局長は州当局が申請を認可した場合は、伐採ライセンスを申請した登録企業に認可条件を記載した落札決定通知を送付し、その後、落札した登録企業の認可条件の承諾を確認する。

落札により伐採ライセンスを取得できる登録企業は、プレミアム及びその他手数料を納付し、州森林局長はこれらの納付を確認した後に、営林署庁に林産物生産ライセンスの認可手続きを開始するように指示する。

### B.永久林及び州有林の入札対象林区（入札による伐採ライセンスの取得）

ライセンスの入札は、州森林局が林産物の生産を民間に委託するときに行う。

このライセンスによる事業期間は、面積別に右の表のように定められているが、最近では1年以内のライセンスが多いといわれている。

表 4.1.c6 面積別ライセンス有効期限

面積	有効期間
1,000ha 未満	1~2年
1,001~2,000ha 未満	1~5年
2,001~20,000ha 未満	10~30年
20,000ha 以上	20~30年

州森林局は伐採対象地を指定するために、立木資源調査又は事前影響評価を含む入札用書類を用意するとともに、州森林局長が伐採許可地域に先住民居住地及び先住民地域を含む官報記載特定用途地域の存在を確認して入札準備を進める。

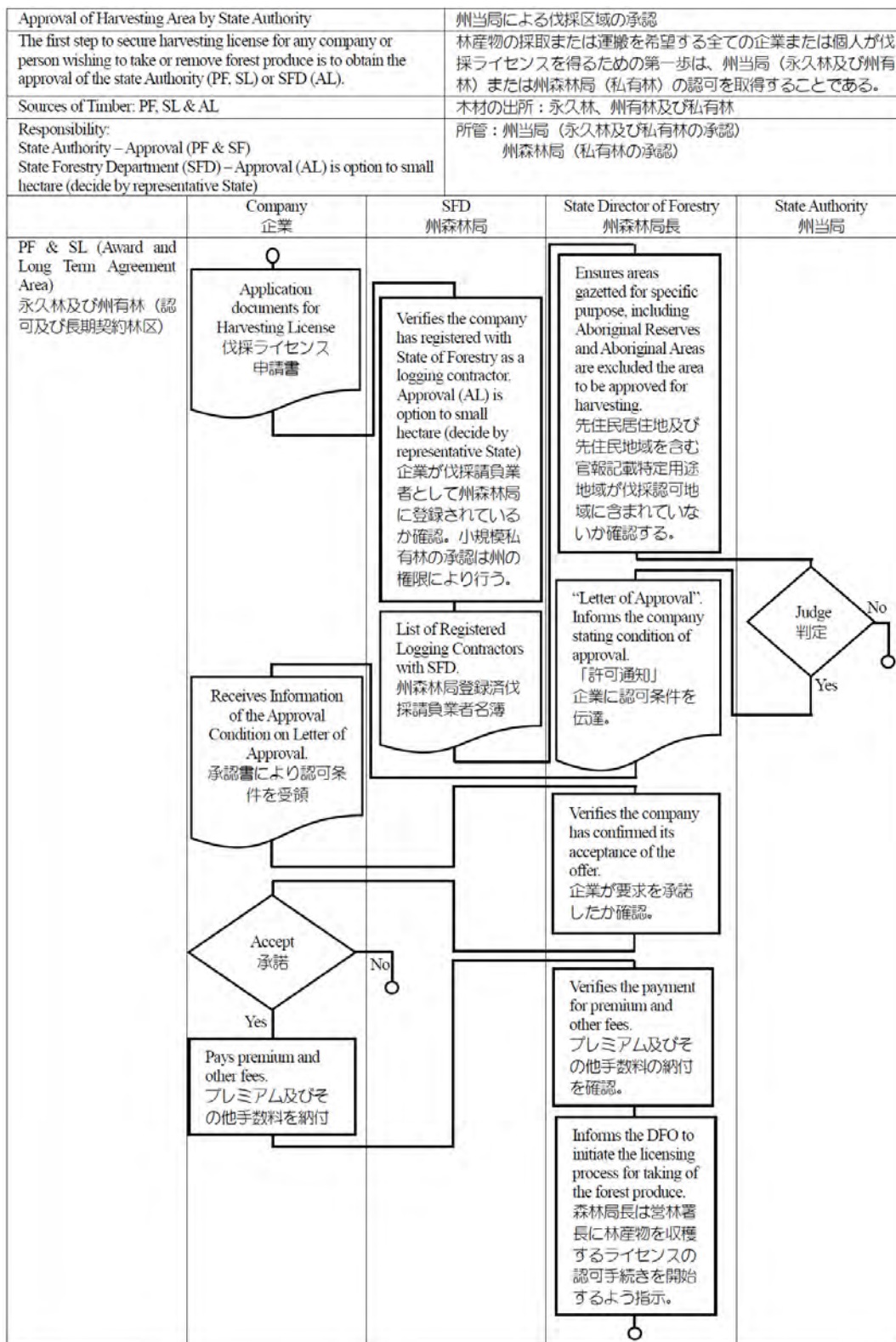
入札参加の資格がある企業は、州森林局が登録しているものである。州森林局は、登録企業から入札申請を受付けると、州森林局登録済伐採請負業者名簿により申請企業の登録を確認し、入札後、州当局が落札企業を決定する。州森林局長は、落札した登録企業に認可条件を記載した落札決定通知を送付し、その後、落札した登録企業の認可条件の承諾を確認する。

落札し、伐採ライセンスの取得資格を得た登録企業はプレミアム及びその他手数料を納付し、州森林局長はこれらの納付を確認した後に、営林署長に林産物生産ライセンスの認可手続きを開始するように指示する。

### C. 私有林

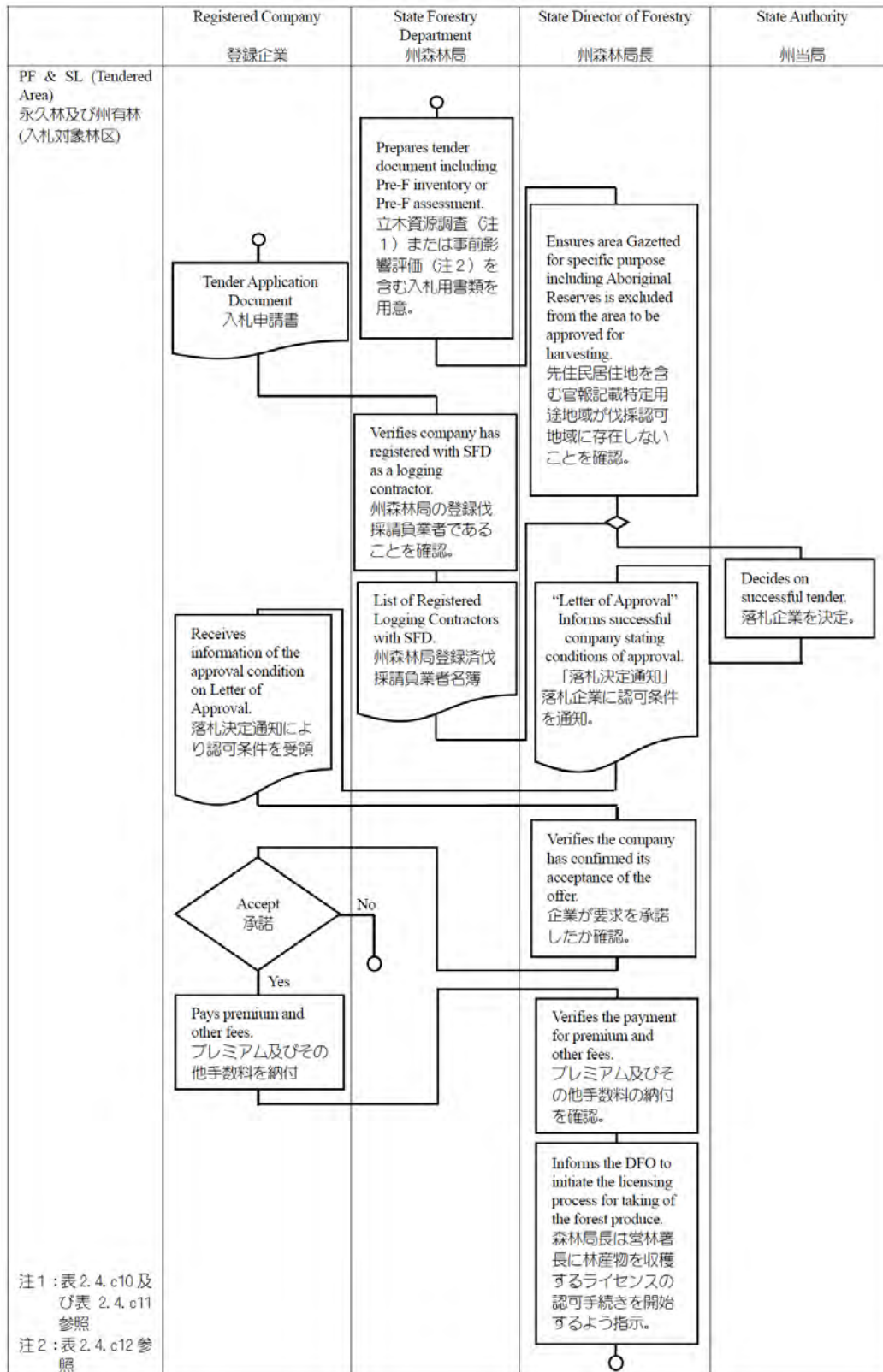
私有林で伐採を行おうとする私有林所有者又は登録済企業は、生産した林産物を私有林内から運び出すために、州森林局に林産物移動許可申請書を提出する。

この申請を受けた州森林局は、林地の現状及び所有者を確認し、適正であると判断したときは、州森林局長が所有者又は登録済企業に認可条件を通知するとともに、営林署長に林産物移動許可手続きを開始するように指示する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

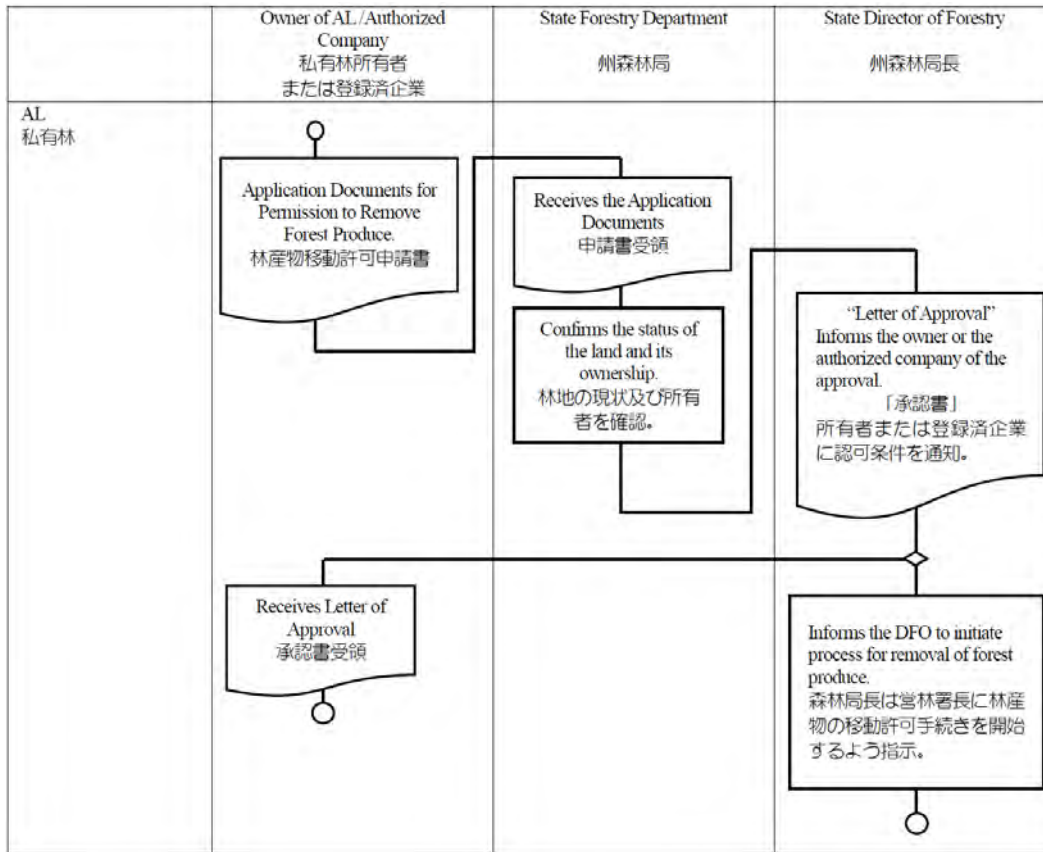
図 4.1.c3 州当局による伐採区域承認手続き



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c3 州当局による伐採区域承認手続き（続き）





資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c3 州当局による伐採区域承認手続き（続き）



## 【証明書及び手続書類】

州当局による伐採区域の承認に必要な証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c7 州当局による伐採区域の承認に必要な証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF & SL (Award and Long Term Agreement Area) 永久林及び州有林 (認可及び長期契約林区)	Application Letter for harvesting license. 伐採ライセンス申請書	Applicant 申請者	State Forestry Department 州森林局
	List of Registered Logging Contractors with SFD 州森林局登録済伐採請負業者名簿	—	State Forestry Department 州森林局
	Letter of Approval (Informs company stating condition of approval) 許可通知 (企業に認可条件を伝達)	State Director of Forestry 州森林局長	Applicant 申請者
PF & SL (Tendered Area) 永久林及び州有林 (入札対象林区)	Tender Application Documents 入札申請書	Registered Company 登録企業	State Forestry Department 州森林局
	List of Registered Logging Contractors with SFD 州森林局登録済伐採請負業者名簿	—	State Forestry Department 州森林局
	Letter of Approval (Informs successful company stating conditions of approval) 落札決定通知 (認可条件を通知)	State Director of Forestry 州森林局長	Registered Company 登録企業
AL 私有林	Application Documents for Permission to Remove Forest Products 林産物移動許可申請書	Owner of AL /Authorized Company 私有林所有者または登録済企業	State Forestry Department 州森林局
	Letter of Approval (Informs the owner or the authorized company of the approval) 承認書 (所有者または登録済企業に認可条件を通知)	State Director of Forestry 州森林局長	Owner of AL /Authorized Company 私有林所有者または登録済企業

資料：マレーシア木材産業庁

## ②伐採ライセンスの発行

森林で林産物の収穫又は森林から林産物を運び出す者は、有効な伐採ライセンスを所持している必要がある。国家林業法では、永久林又は州有林における林産物生産を原則として禁止しているが、州政府はライセンスにより生産許可を付与できる。これに違反して林産物を生産した者は、罰金刑また懲役刑に処される<sup>9</sup>。

永久保存林及び州有林における林産物の生産については州政府の認可により、譲渡地(私有地)、仮業務ライセンスの対象地、鉱山及び保留地については森林局長官の認可によりライセンスを取得する必要がある。

なお、林産物の生産に係るライセンスは、生産する林産物により「林産物生産ライセンス」と「副林産物生産ライセンス」に区別している。

副林産物生産ライセンスは、永久林及び州有林で木材以外の副林産物を採取するとき以外に、70m<sup>3</sup>未満の木材を生産するときにも用いる。副林産物生産ライセンスの申請手続きは、林産物生産ライセンスと同様である。

その他、永久保存林内に貯木場や伐採キャンプを建設するためには林地使用許可証を、

<sup>9</sup> 国家林業法第 15 条及び第 19 条。

私有林（譲渡地）、仮業務ライセンスの対象地、鉱山及び保留地から林産物を移動するためには林産物移動ライセンスを、林産物生産作業のために永久保存林内の林道を使用するときは道路使用許可証を取得する必要がある。さらに、林産物生産作業を行うためには、サブライセンスの取得並びに林業機械、分類標及び財産標の登録を行う必要がある。

### 【林地使用許可証】

林地使用許可証を所持していない者は、永久保存林内の土地において占有その他のいかなる活動も行えない。これに違反した者の罰金刑及び懲役刑は、国家林業法第 32 条の規定に定められている。

森林伐採事業における一次道路、二次道路、貯木場、伐採キャンプその他の森林伐採基盤整備を行うためには、林地使用許可書が必要である。このためライセンス申請者は、林産物生産ライセンスの申請時に林地使用許可証の申請を併せて行う。

林地使用許可証は、州政府が発行日から発行日と同じ会計年度の末までを最長の有効期限として発行する。同許可証は、申請により一年を超えない範囲で更新が可能である。この更新を承認する権限は州森林局長官にあり、同長官は更新時に林地使用許可の条件を変更、削除又は追加できる。

林地使用許可証には、必要に応じて追加条件が付加され、縮尺 5 万分の 1 の貯木場及び伐採キャンプ位置図が添付される。

基盤整備が立木の伐採を伴わない場合は法定課徴金は供託金及び手数料だけで、納付した手数料は許可証に書き込まれる。しかし、一次道路、二次道路、貯木場及び伐採キャンプの敷設により立木の伐採が不可避な場合は、供託金と手数料に加え、立木価値相当の賠償金及びその手数料の支払いが求められる。伐採をしなければならない立木の価値は森林管理官が評定し、賠償額は州森林局長が決定する。通常の伐採対象木と区分するために、賠償対象木には橙色のタグを付けて管理する。

なお、橙色のタグを付けた立木を林産物として伐採し、ロイヤリティの支払いの対象とするか否かは、ライセンス取得者の判断による。

州政府は、必要な法定課徴金が支払われ、地域森林事務所長は林地使用許可証及びその写し 8 部を作成した後に林地使用許可証を発行する。林地使用許可証は、原本をライセンス取得者が保管し、その写しは州森林局及び地域森林事務所長が各 2 部を、森林管理官及び森林検査ステーションが各 1 部を保管する。残り 2 部の写しは、要求があった場合に関係部局又は関係機関に回付するための予備である。

なお、林地使用許可証は、伐採基盤整備以外にも、研究活動、教育訓練活動、レクリエーション活動、水資源利用又は野菜及び飼料作物の栽培を目的とした永久保存林の占有又は永久保存林での活動を行うときにも必要である。

### 【林産物移動許可書】

国家林業法第 40 条の規定は、私有林（譲渡地）、仮業務ライセンスの対象地、鉱山及び保留地からの林産物の移動を禁じ、それに違反した者は罰金刑及び懲役刑に処すことを定めている。一方で、同法第 41 条の規定は、州政府がライセンスにより林産物の移動を許可できると定めている。ライセンスの承認及び発行は、州森林局長官が林業法の第 42 条の規定及び森林規則の規則 4 の規定に基づき行う。

林産物移動ライセンスの有効期間は、6 ヶ月を超えない範囲である。同ライセンスの譲渡は禁じられ、ライセンス取得者である個人が死去したとき又は法人が解散したときはライセンスが失効する。

### 【道路使用許可書】

国家林業法第 50 条の規定により、永久林内での自動車の使用には道路使用許可証が必要で、それに違反した者には罰金を科す。

永久林内の林道を使用して林産物を運搬するために必要な道路使用許可証の申請は、通常、林産物生産ライセンスの申請と同時に行う。

道路使用許可証は、州森林局が発行日から 1 年間を最長の期限として発行する。この許可証には必要に応じて追加条件が付加されるとともに、縮尺 5 万分の 1 の路線図が添付される。

伐採を行わずに道路を利用するだけの場合は、供託金及び手数料だけが課され、納付した手数料が道路使用許可証に明記される。しかし、地滑りの防止その他の迂回路の敷設により立木の伐採が避けられないときは、供託金及び手数料の支払いに加え、立木の価値に相当する賠償金及びその手数料の納付が必要である。該当する立木価値の評価の取扱いは、林地使用許可証と同じである。

申請者が必要な法定課徴金を納付した後、地域森林事務所長は道路使用許可証及びその写し 8 部を作成し、同許可書を発行する。道路許可書の原本はライセンス所持者証が、同許可書の写しは州森林局及び地域森林事務所長が各 2 部を、森林管理官及び森林検査ステーションが各 1 部を保管する。許可書の写しの内、残りの 2 部は要求があったときに、関係部局及び関係機関に回付するための予備である。

### 【サブライセンス】

森林規則第 35 条の規定は、林産物生産ライセンス、副林産物生産ライセンス及び林地使用許可証の対象区域内での作業に従事する全ての労働者にサブライセンスの所持を義務づけている。サブライセンスの有効期間は 2 ヶ月以内で、地域森林事務所長が発行する各ライセンス取得者に配布する。申請書及び申請概要書の写しは、森林管理官に回付する。

### 【林業機械の登録】

森林規則第 25 条の規定は、林産物生産ライセンスの対象地域内で使用する全ての林業機械の登録を定めている。

登録できる機械の台数は、林産物生産計画書で承認したものを上限としているが、森林規則第 27 条の規定より、一台の機械を同時に複数の区域に登録できない。機械の登録は州森林局が、登録証の発行は州森林局長官を代行して営林署庁が行う。

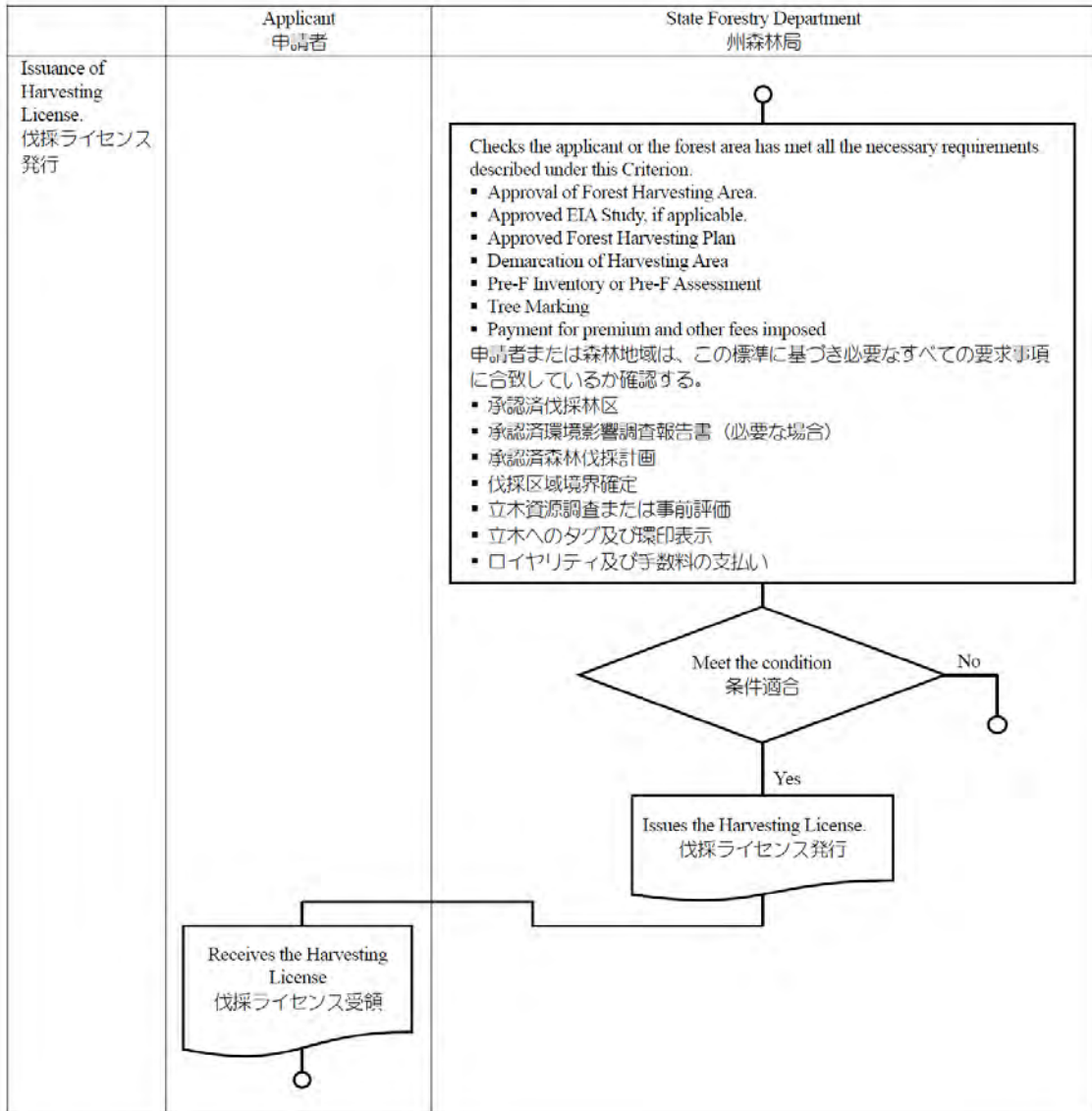
### 【分類標及び財産標の登録】

分類標とは、木材の出所又はそれを管理する機関を示す表示をいう。分類標は、丸太をライセンス区域から運び出す前に刻印により丸太に表示しなければならない。

財産標とは、ロイヤリティその他の法定課徴金を支払った後にライセンス保持者が所有権を示すための表示をいう。

ライセンス取得者は分類標及び財産標の刻印を作成し、州森林局にこれらの印影の登録を申請する。申請があった刻印印影の登録は、州森林局長官を代行して営林署長が行う。

Issuance of Harvesting License	伐採ライセンス発行
Sources of Timber: PF, SL & AL	木材の出所：永久林、州有林及び私有林
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
Any company or person wishing to take or remove forest produce from a forest area needs to have a valid harvesting license.	森林地帯から林産物の収穫または運搬を行う者は、有効な伐採ライセンスを所持する必要がある。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c4 伐採ライセンス発行手続き

### 【証明書及び手続書類】

伐採ライセンスの発行に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c8 伐採ライセンス発行に要する証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, & AL 永久林、州有林及び私有林	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Approval of forest harvesting area.</li> <li>▪ Approved EIA study, if applicable.</li> <li>▪ Approved Forest harvesting Plan.</li> <li>▪ Demarcation of harvesting area.</li> <li>▪ Pre-F inventory or Pre-F Assessment.</li> <li>▪ Tree marking.</li> <li>▪ Payment for premium and other fees imposed.</li> <li>▪ 承認済伐採林区</li> <li>▪ 承認済環境影響調査報告書（必要な場合）</li> <li>▪ 承認済森林伐採計画</li> <li>▪ 伐採区域境界確定</li> <li>▪ 立木資源調査または伐採事前影響評価</li> <li>▪ 立木へのタグ及び環印表示</li> <li>▪ ロイヤリティ及び手数料の支払い</li> </ul>	Registered Company 登録企業	State Forestry Department 州森林局
	Harvesting License 伐採ライセンス	State Forestry Department 州森林局	Applicant 申請者

資料・監修：マレーシア木材産業庁

### ③ゴム丸太の移動及び除却

私有地であるゴム農園（再造林地）で生産したゴム丸太を移動又は廃棄するときは、ゴム農園所有者の同意が必要である。

ゴム丸太の移動又は廃棄を請負う業者は、丸太及び廃材を移動する前に、これらの売主であるゴム農園所有者の土地所有権並びに契約上の権利及び権限を確認する。

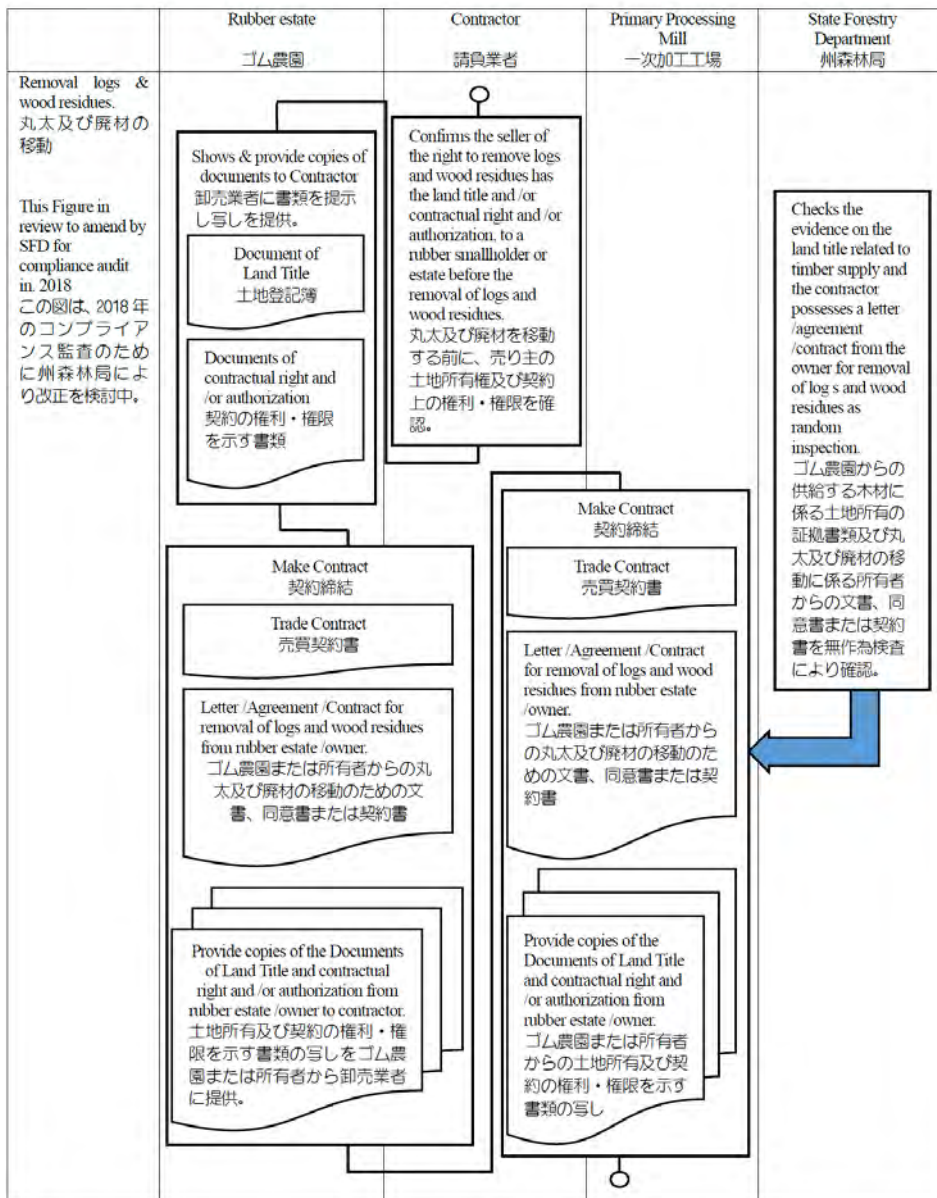
ゴム農園所有者はこれらの証拠として請負業者に土地所有権については土地登記簿を、契約上の契約及び権限についてはこれらを証明する書類を示し、請負業者とゴム丸太の売買契約を締結する。

ゴム農園と請負業者の売買契約書には、丸太の移動又は廃棄のための文書、覚書又は契約書並びにゴム農園所有者の土地所有及び契約の権利・権限を示す書類の写しの添付が必要である。これらの書類は、請負業者が一次加工工場と売買契約を締結する際にも必要になる。

州森林局は契約行為の適切な履行を確認するために、請負業者と一次加工工場間で締結された契約について、無作為検査を行い確認している。



Consent by owner to remove logs and wood residues from rubber smallholding / estate	小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得
Sources of Timber: RW-R (AL)	木材の出所：ゴム再造林地（私有林）
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
<ul style="list-style-type: none"> <li>Consent by owner to remove logs and wood residues from rubber smallholding /estate.</li> <li>Contractor confirms that the seller of the right to remove logs and wood residues has the land title and/or contractor right and/or authorization, to a rubber smallholding or estate before the removal of logs and wood residues.</li> <li>Contractor possesses a letter /agreement /contract from owner for removal of logs and wood residues.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸太及び廃材の移動には、ゴム農園所有者の同意が必要。</li> <li>請負業者は、丸太及び廃材を移送する前に、販売者のこれらの移動するための権利及び廃材に係る土地所有権または承認をゴム農園所有者に確認しなければならない。</li> <li>請負業者は、丸太及び廃材の移動をするときは、所有者の同意を示す書簡、同意書または契約書を所持しなくてはならない。</li> </ul>



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c5 小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得手続き



### 【証明書及び手続書類】

ゴム丸太の移動又は除却に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c9 小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得に要する証明書及び手続書類

Forest Type / Source of Timber 森林区分 / 木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit / Issuance 提出者または発行元	Recipient / Confirmation 受取人または確認者	
RW-R ゴム再造林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Document of Land Title</li> <li>▪ Documents of contractual right and/or authorization</li> <li>▪ 土地登記簿</li> <li>▪ 契約の権利・権限を示す書類</li> </ul>	Rubber estates ゴム農園	Contractor 請負業者	
	Trade Contract (Contract between rubber estate and contractor) 売買契約書 (ゴム農園・請負業者間の契約書)	Rubber estate and contractor. ゴム農園及び請負業者		
	Letter /Agreement /Contract for removal of logs and wood residues from rubber estate /owner. ゴム農園または所有者からの丸太及び廃材の移動のための文書、同意書または契約書。	Rubber estates ゴム農園	Contractor 請負業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Primary Processing Mill</li> <li>▪ State Forestry Department</li> <li>▪ 一次加工工場</li> <li>▪ 州森林局</li> </ul>
		Rubber estates ゴム農園	Contractor 請負業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Primary Processing Mill</li> <li>▪ State Forestry Department</li> <li>▪ 一次加工工場</li> <li>▪ 州森林局</li> </ul>
	Copies of the documents of Land Title and contractual right and/or authorization. 土地所有及び契約の権利・権限を示す書類の写し	Rubber estates ゴム農園	Contractor 請負業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Primary Processing Mill</li> <li>▪ State Forestry Department</li> <li>▪ 一次加工工場</li> <li>▪ 州森林局</li> </ul>
		Trade Contract (Contract between contractor and primary processing mill) 売買契約書 (請負業者・一次加工工場間の契約書)	Contractor and primary processing mill. 請負業者及び一次加工工場	State Forestry Department 州森林局

資料・監修：マレーシア木材産業庁

#### ④環境影響調査

ライセンス所持者が 500ha 以上の伐採区域、水源地涵養地及び国立公園隣接地での伐採活動並びに他の農産物の生産のための 500ha 以上のゴム林の用地転換を行うときは、環境影響調査並びに環境局への環境影響調査報告書の提出及び環境局による同報告書の承認が必要である。

環境品質法 (Environmental Quality Act) 第 34 条の A、「所定の活動に起因する環境への影響に関する報告」の規定は、天然資源環境大臣は理事会との協議の上、重大な環境影響を引き起こす可能性のある活動を「規定による活動」として特定するよう命令できること<sup>10</sup>、「規定による活動」を行う者は、関係当局から活動に係る承認を受ける前に、環境局長が規定したガイドラインに基づいて環境影響評価を実施し、その報告書を環境局長に提出しなければならないこと<sup>11</sup>を定めている。

「環境品質に係る命令 (環境影響評価)」の附属書第 6 項「林業」の規定は、「規定による

<sup>10</sup> 第 1 項

<sup>11</sup> 第 2 項

活動」を行うときは、環境影響評価を事前に実施するよう定めている。この環境影響評価は、環境局の所掌である<sup>12</sup>。

#### A.永久林、州有林及び私有林における環境影響調査

永久林、州有林又は私有林のライセンス区域が 500ha 以上である場合、水源涵養地がある場合及び国立公園と隣接している場合、ライセンス所持者は、環境影響調査を実施し、環境影響調査報告書を環境局に提出して承認を得るとともに、同報告書に掲げた影響軽減措置を実行しなければならない。

環境影響調査は、ライセンス所持者からの依頼を受けて環境局に登録されているコンサルタントが行い、結果を環境影響調査報告書にとりまとめる。そしてライセンス所持者は、同報告書を環境局に提出して承認を求める。

環境局又は州森林局は、伐採が行われる地域へのライセンス発行及びライセンス所持者への指示を確認し、環境局は環境影響調査を行ったコンサルタントの環境局への登録を確認する。

環境局はライセンス所持者から受領した環境影響調査報告書の内容及びコンサルタントが提案した影響低減措置を評価し、これらを承認したときは承認済環境影響調査報告書をライセンス所持者に発行する。

承認済環境影響調査報告書を受領したライセンス所持者は、同報告書に掲げられている影響低減措置を実行する。環境局は、ライセンス所持者による影響低減措置の実行を監視する。

この手続きは、ライセンス取得者が環境影響評価を要する地域で伐採を計画する度に行う。

#### 【証明書及び手続書類】

環境影響評価に要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

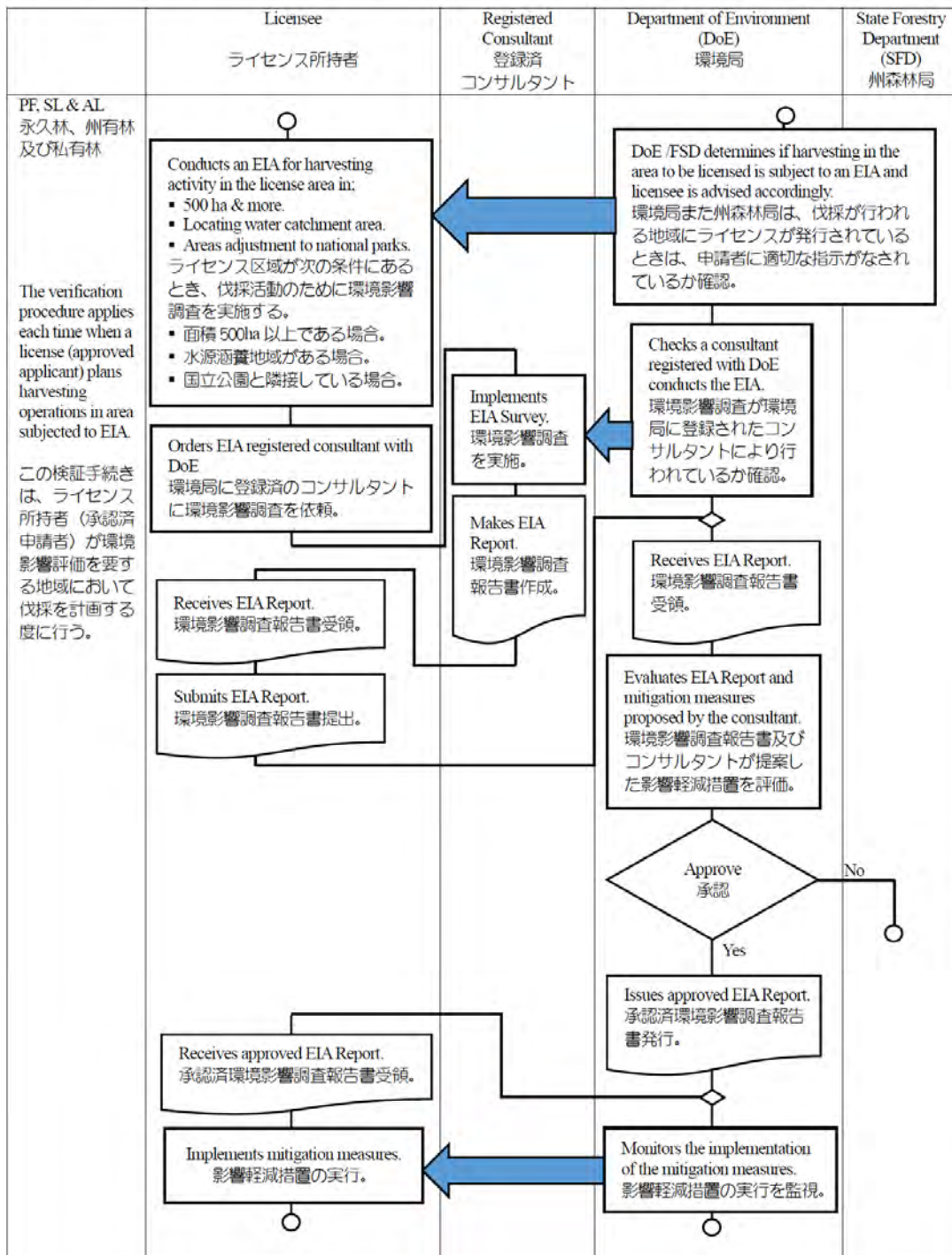
表 4.1.c10 環境影響評価に要する証明書及び書類

Forest Type / Source of Timber 森林区分 / 木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit / Issuance 提出者または発行元	Recipient / Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL & RW-R 永久林、州有林、私有林及び ゴム再造林地	EIA Report 環境影響調査報告書	Registered Consultant 登録済コンサルタント	Licensee ライセンス所持者
		Licensee ライセンス所持者	Department of Environment 環境局
	Approved EIA Report 承認済環境影響調査報告書	Department of Environment 環境局	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：マレーシア木材産業庁

<sup>12</sup> 環境影響評価の手順及び要件の概要は、環境局が 1990 年 10 月に発行した「環境影響評価－手順及び手続」に記載されている。

EIA (Environmental Impact Assessment) Requirements	環境影響調査
Sources of Timber: PF, SL & AL	木材の出所：永久林、州有林及び私有林
Responsibility: Department of Environment (DoE)	所管：環境局
Licensee (approved applicant) conducts an EIA for harvesting activity in the licensed area (area for harvesting) in:	ライセンス所持者（承認済申請者）は次のライセンス区域（伐採区域）での伐採活動のために環境影響調査を行う。
<ul style="list-style-type: none"> <li>The licensed area (area for harvesting) covering an area of 500 ha or more.</li> <li>A water catchment area, or area adjacent to national parks.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>500ha以上のライセンス区域（伐採区域）</li> <li>水源涵養地または国立公園隣接地</li> </ul>



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c6 永久林、州有林及び私有林における環境影響調査の手続き

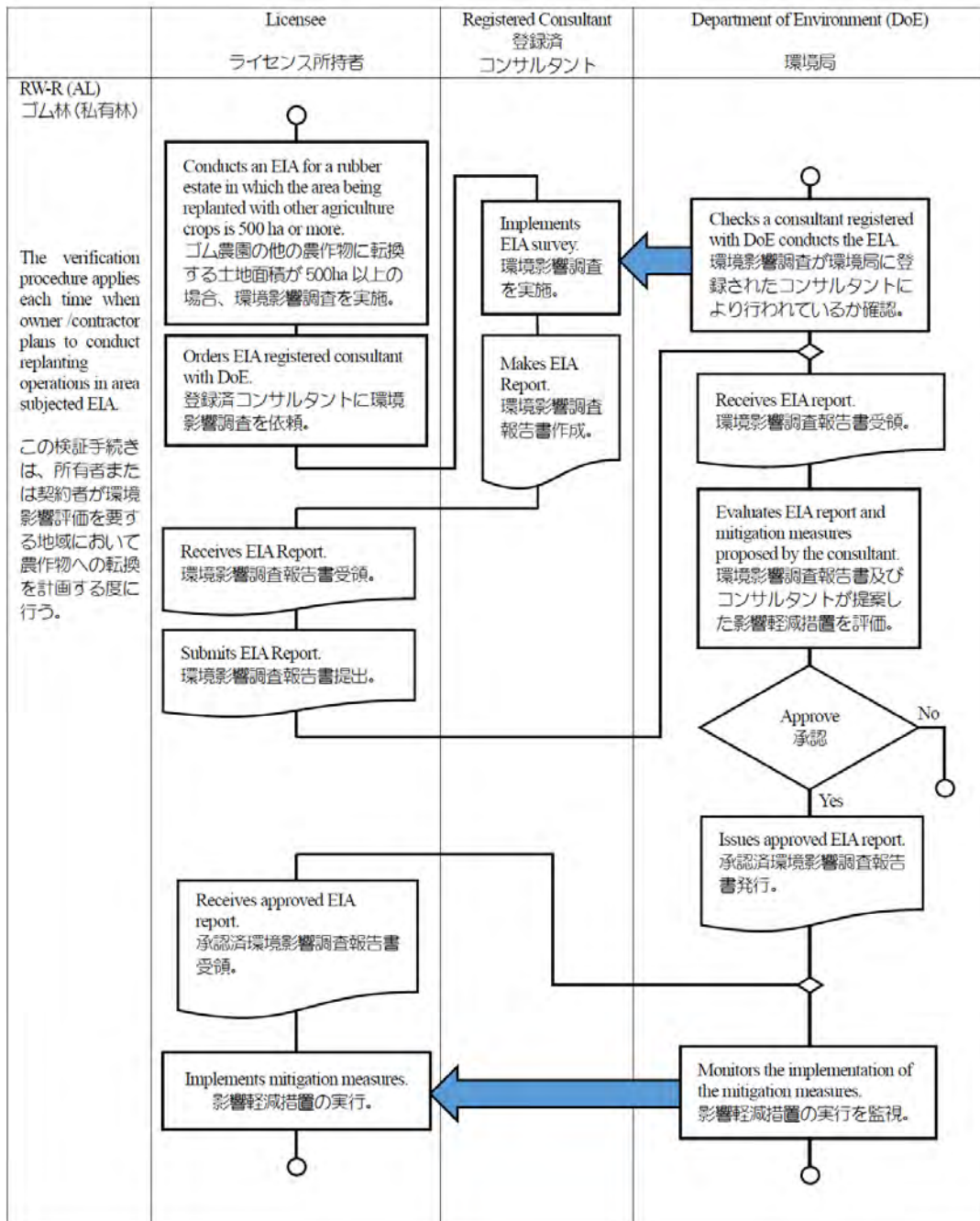
## B. ゴム林の農地転換にともなう環境影響調査

500ha 以上のゴム造林地を他の農産物の生産に転換するときは、ライセンス所持者は環境影響調査を行い、環境局に環境影響調査報告書の承認を申請し、その申請が承認されたときは同報告書に掲げられている影響軽減措置を実行する。

この手続きは、永久林、州有林及び私有林における環境影響調査と同じで、所有者又は契約者が環境影響評価を要する地域で農地への土地利用転換を計画する度に行う。



EIA (Environmental Impact Assessment) Requirements (Rubber estates)	環境影響調査 (ゴム農園)
Sources of Timber: RW-R (AL)	木材の出所: ゴム林 (私有林)
Responsibility: Department of Environment (DoE)	所管: 環境局
Owner /contractor conducts an EIA for a rubber estate in which the area being replanted with other agriculture crops in 500 ha or more.	ゴム農園所有者また請負業者は、500ha以上の面積で他の農産物の生産のために用地転換するときは、環境影響調査を実施しなければならない。



資料・監修：マレーシア産業庁

図 4.1.c7 ゴム林の用地転換にともなう環境影響調査手続き

## ⑤計画策定及び土地利用区分登録

永久林の伐採を行うライセンス所持者は伐採計画を作成し、州森林局長の承認を得るとともに伐採を行う全てのライセンス所持者は土地利用区分を作成し、州森林局に土地利用区分又は不動産区分を登録しなければならない。

この手続きは、伐採ライセンスを発行するたびに行う。

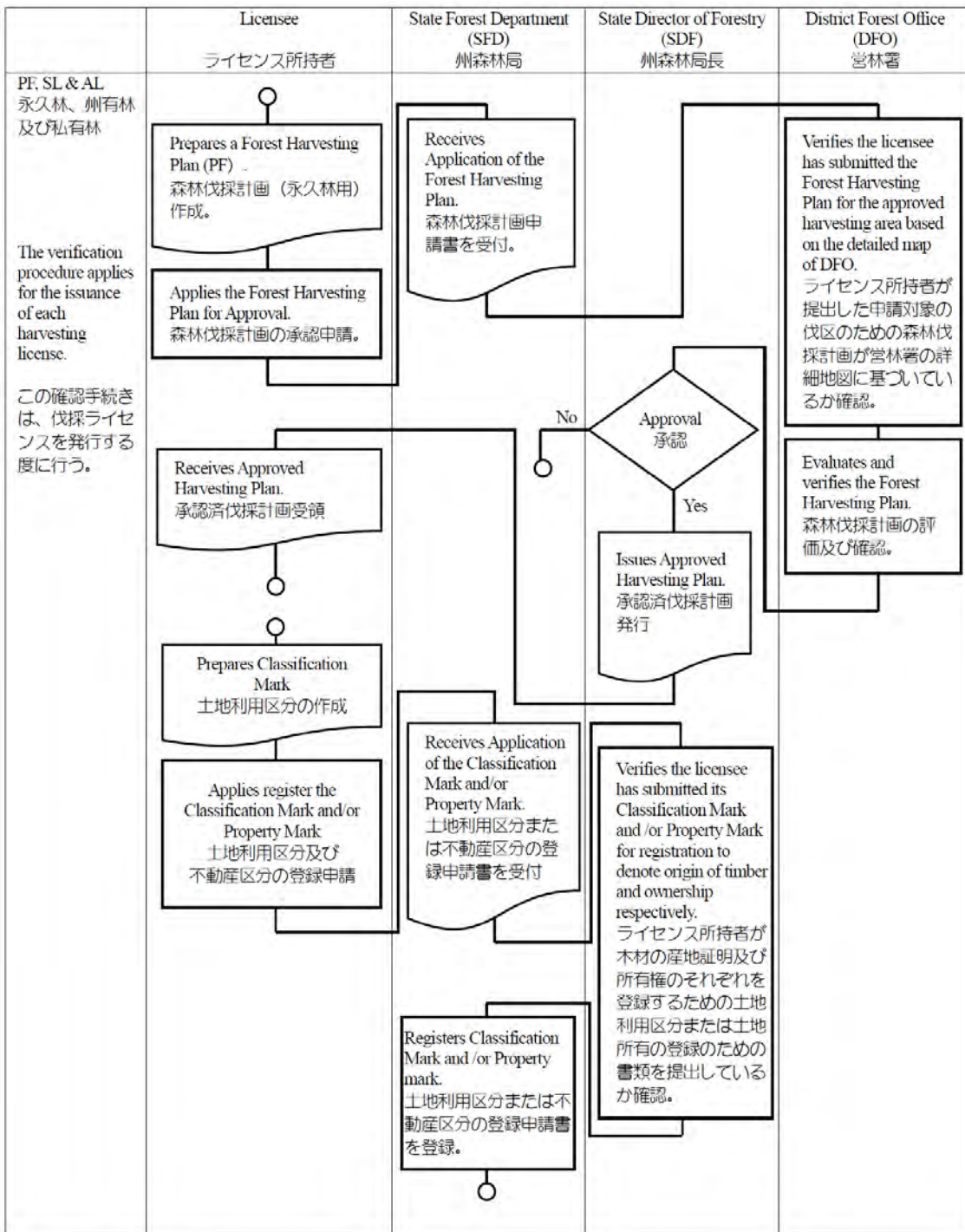
### A. 森林伐採計画（永久林用）の承認申請

永久林の伐採を計画しているライセンス所持者は森林伐採計画を作成し、州森林局に同計画の承認申請を行う。申請書を受付けた州森林局は、営林署に申請書を回付する。州森林局から森林伐採計画の回付を得た営林署は、森林伐採計画が営林署の詳細地図に基づいて作成されているか確認した後、同計画の評価及び確認をし、その結果を州森林局長に伝える。営林署から森林伐採計画の評価及び確認を得た州森林局長は、森林計画を承認したときに承認済伐採計画を発行し、ライセンス所持者に送付する。

### B. 土地利用区分の登録

ライセンス所持者は土地利用区分を作成し、州森林局に土地利用区分及び不動産区分の登録申請を行う。申請を受けた州森林局は、申請書を州森林局長に回付する。州森林局長は、ライセンス取得者による木材の産地証明及び所有権のそれぞれを登録するための土地利用区分また土地所有の登録のための書類の提出を確認し、これらの確認が完了すると、州森林局が土地利用区分又は不動産区分の登録申請書を登録する。

Plan Preparation and Registration of Classification Mark	計画策定及び土地利用区分登録
Sources of Timber: PF, SL & AL	木材の出所：永久林、州有林及び私有林
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
Licensee (approved applicant) prepares a Forest Harvesting Plan (PF) for the approval of the state Forestry Department (SFD), and to register its classification mark and may also register its property mark with the SFD.	ライセンス所持者（承認済申請者）は、州森林局の承認を得るために森林伐採計画を作成するとともに、土地利用区分または不動産区分を登録しなければならない。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c8 森林伐採計画の承認及び土地利用区分の登録手続き



## 【証明書及び手続書類】

森林伐採計画の承認及び土地利用区分の登録に要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c11 森林伐採計画の承認及び土地利用区分の登録

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL 永久林、州有林及び私有林	Forest Harvesting Plan (PF) 森林伐採計画 (永久林用)	Licensee ライセンス所持者	State Forestry Department 州森林局
	Approved Forest Harvesting Plan 承認済森林伐採計画	State Director of Forestry 州森林局長	Licensee ライセンス所持者
	Applies register the Classification Mark and/or Property Mark 土地利用区分及び不動産区分の登録申請	Licensee ライセンス所持者	State Forestry Department 州森林局

資料・監修：マレーシア木材産業庁

## (2) 基準 2 林内作業

基準 2 は、林内作業に係る基準である。この基準には、次の表のように 7 つの標準を設定している。

表 4.1.c12 基準 2 林内産業のコンテンツ

標 準	区 分
①伐採区域の境界確定	
②立木資源調査	A. 入札予定地域 B. 契約区域又は認可区域
③伐採事前影響評価	
④立木へのタグ及び環印表示	
⑤木材生産管理	A. 産業用造林以外 B. 産業用造林
⑥丸太輸送	
⑦労働安全衛生	

### ①伐採区域の境界確定

伐採区域の境界確定は、林内作業を行う前に私有の産業用造林地を除く全ての森林で行う。私有の産業用造林地では、私有地を設定するときに測量用石杭を用いた境界確定をしているので、この手順の対象から除外する。

伐採区域の境界確定は、州森林局が行う。

境界の確定を行うために、営林署はライセンス区域の境界設定案を作成し、それに基づいて森林局職員がライセンス区域において境界線上の立木に環印を表示するとともに、境界線上の目印となる立木を数え、環印の下に州森林局の刻印を打刻する。

環印は塗料により樹幹を一周する要領で表示し、ライセンス境界は三本、林班境界は二本、小林班境界は一本の環印を施す。

ライセンス所持者は、州森林局の境界確定作業と平行して境界線の下刈りを行う。

これらの作業が完了すると、州森林局、ライセンス所持者及び請負業者は、境界の確定状況、境界線上の立木に施した環印、境界線の下刈りの状況の立会検査を無作為抽出方式で選定した現場で行う。

立会検査が終了すると、森林監督官は境界確定境界線確認書及び下刈境界線確認書を作成し、営林署に提出する。営林署はこれらの書類を審査し、適合しているものを承認済書類として保管する。



ライセンス境界を示す三本の環印が表示されている。

写真 4.1.c1 環印を施した立木

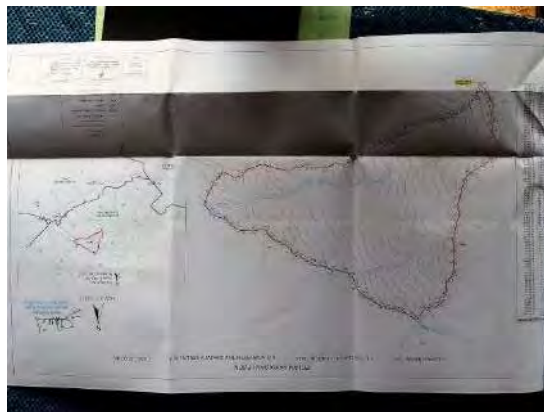
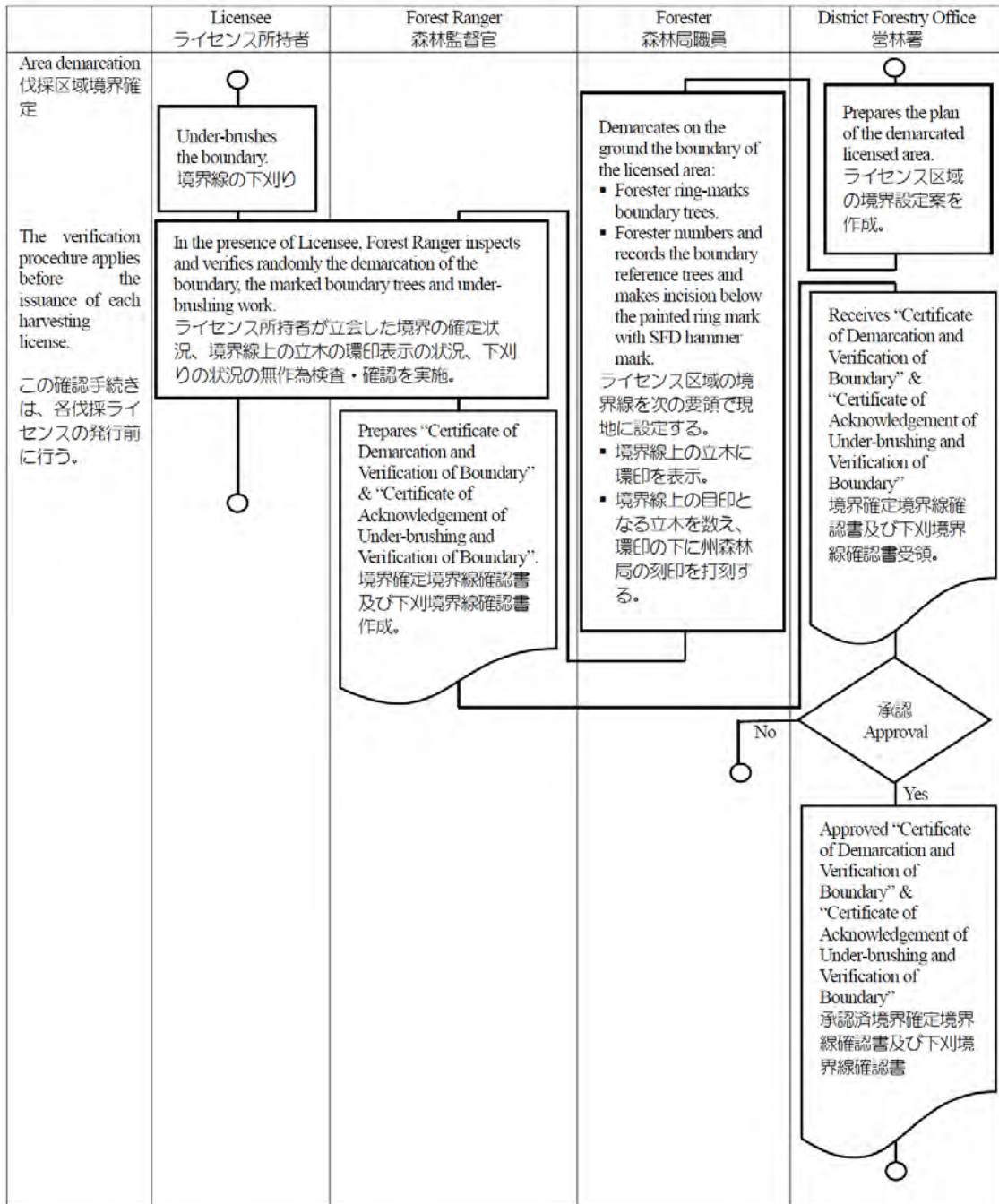


写真 4.1.c2 境界図

Area Demarcation	伐採区域境界確定
Sources of Timber: PF, SL & AL (excluding IIP on AL)	木材の出所：永久林、州有林及び私有林（私有産業用造林を除く）
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
<ul style="list-style-type: none"> <li>Forester demarcates on the ground the boundary of the licensed area: <ul style="list-style-type: none"> <li>Forester ring-marks boundary trees.</li> <li>Forester numbers and records the boundary reference tree and makes incision below the painted ring mark with SFD hammer mark.</li> </ul> </li> <li>Licensee under-brushes the boundary.</li> <li>DFO prepares the plan of the demarcated licensed area</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林局職員はライセンス区域の境界を次により確定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>森林局職員は立木に環印を施す。</li> <li>森林局職員は、境界上の基準木を数えて記録し、施された環印の下に州森林局の刻印を打刻する。</li> </ul> </li> <li>ライセンス所持者は境界線の下刈りを行う。</li> <li>営林署はライセンス区域の確定設定案を準備する。</li> </ul>



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c9 伐採区域境界確定手続き

## 【証明書及び手続書類】

伐採区域の境界確定の手続きに用いる書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c13 伐採区域の境界確定手続きに用いる書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL (excluding ITP on AL) 永久林、州有林及び私有林（私有産業用造林地を除く）	Plan of the Demarcated License Area ライセンス区域境界設定案	District Forestry Office 営林署	Forester & Forest Ranger 森林局職員及び森林監督官
	Certificate of Demarcation and Verification of Boundary 境界確定・境界線確認書	Forest Ranger 森林監督官	District Forestry Office 営林署
	Approved Certificate of Demarcation and Verification of Boundary 境界確定・境界線確認書	District Forestry Office 営林署	—
	Certificate of Under-brushing and Verification of Boundary 承認済下刈境界線確認書	Forest Ranger 森林監督官	District Forestry Office 営林署
	Approved Certificate of Under-brushing and Verification of Boundary 承認済下刈境界線確認書	District Forestry Office 営林署	—

資料・監修：マレーシア木材産業庁

## ②立木資源調査

立木資源調査は胸高直径 15cm 以上の全ての立木を対象に樹種、立木密度及び分布の把握並びにライセンス区域におけるフタバガキ科及び非フタバガキ科の伐採枠を設定するために行う。

### A.入札予定地域における調査

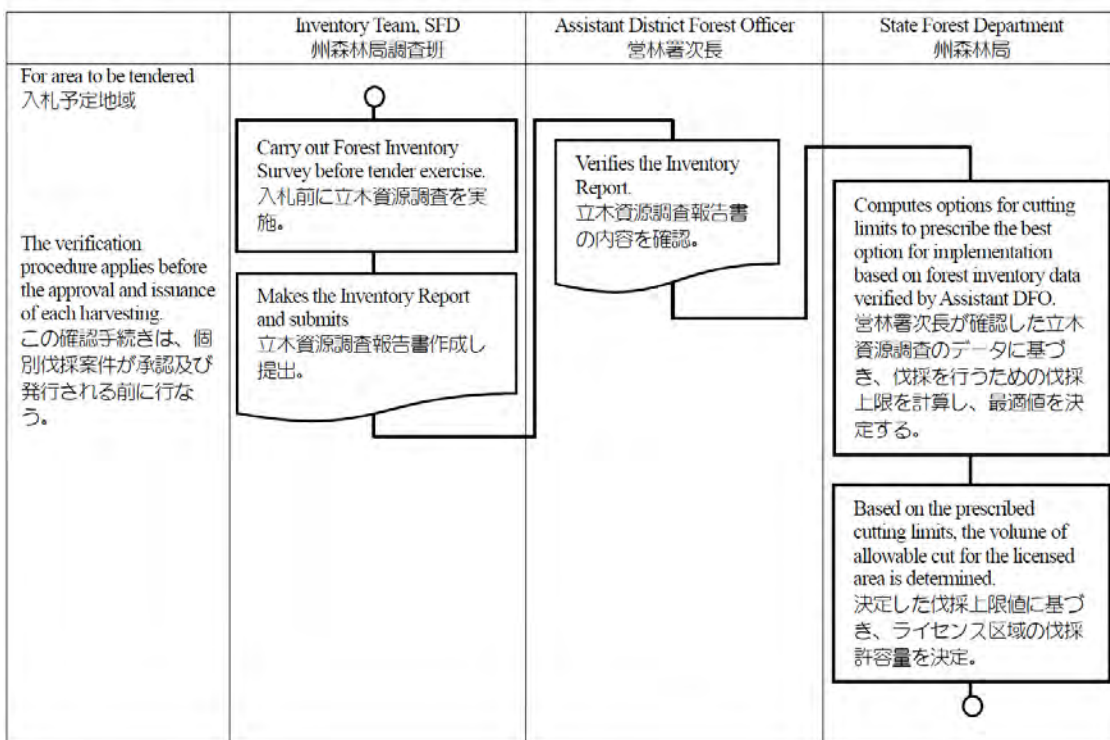
入札予定地域における立木調査は、入札前に州森林局調査班が実施し、立木資源調査報告書を作成して営林署次長に提出し、営林署次長はその内容を確認する。州森林局は、営林署次長が確認した立木資源調査のデータに基づき、伐採を行うための最適な伐採枠を決定する。

### B.契約区域又は認可区域における調査

契約区域又は認可区域における立木調査は、森林局がライセンスを承認する前又はその後、森林局調査班また森林局が指定した委託業者により行い、報告書を作成して州森林局に提出する。州森林局は立木資源調査報告書の内容を確認し、営林署次長が確認した立木資源調査のデータに基づき、伐採を行うための最適な伐採枠を決定する。



Pre-Forest Inventory	立木資源調査
Sources of Timber: PF (excluding ITP)	木材の出所：永久林（産業用造林を除く）
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
To determine the species composition, stocking and distribution of all trees 15 cm and above diameter at breast height (DBH) and prescribe the cutting limits for Dipterocarp and Non-Dipterocarp tree species in the licensed area	胸高直径 15cm 以上の全ての樹木について、樹種、立木密度、分布を把握し、ライセンス区域におけるフタバガキ科及び非フタバガキ科の伐採上限を設定する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c10 入札予定地域における立木資源調査の手続き

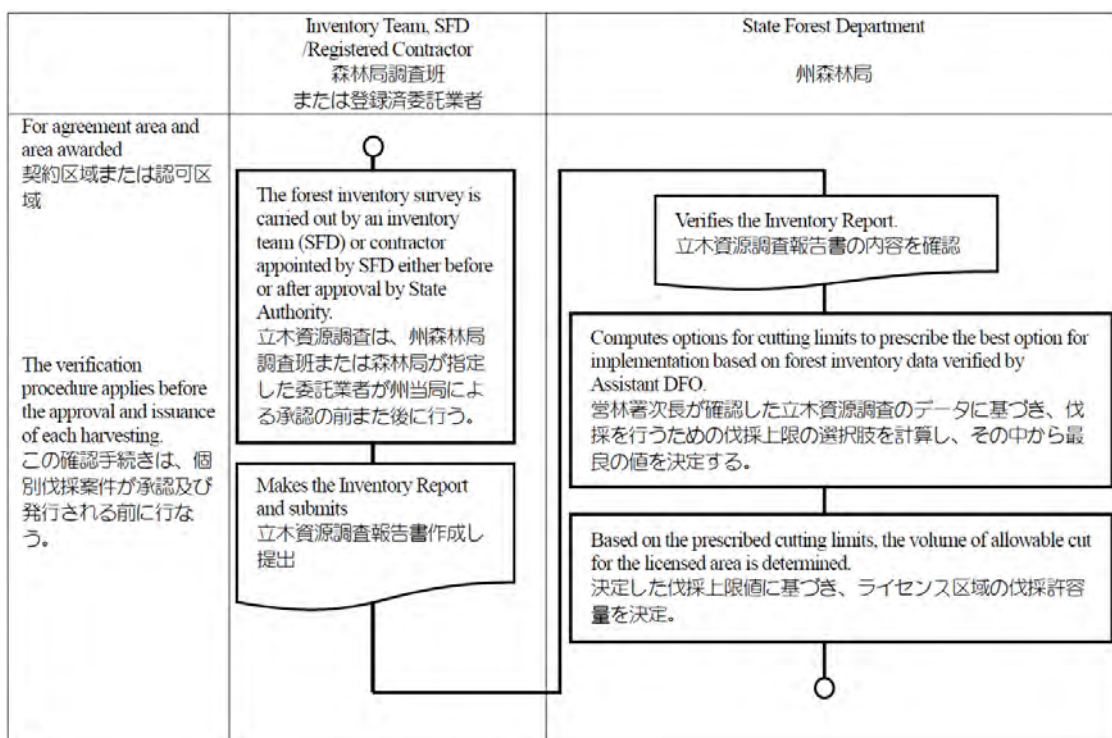
### 【証明書及び手続書類】

入札予定地域における立木調査に必要な手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c14 入札予定地域における立木調査に必要な手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF (excluding ITP) 永久林	Inventory Report 立木資源調査報告書	Inventory Team, SFD 森林局調査班	Assistant District Forest Officer 営林署次長

資料・監修：マレーシア木材産業庁



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c11 契約区域又は認可区域における立木調査の手続き

### 【証明書及び手続書類】

契約区域又は認可区域における立木調査に必要な手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c15 契約区域又は認可区域における立木調査に必要な手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF (excluding IIP) 永久林	Inventory Report 立木資源調査報告書	Inventory Team, SFD / Contractor 森林局調査班または委託業者	State Forestry Department 州森林局

資料・監修：マレーシア木材産業庁

### ③伐採事前影響評価

森林監督官は、伐採ライセンスの承認また発行前に、州有林及びゴム林を除く私有林を対象に伐採事前影響評価を行い、伐採影響評価報告書を作成して営林署長に提出する。

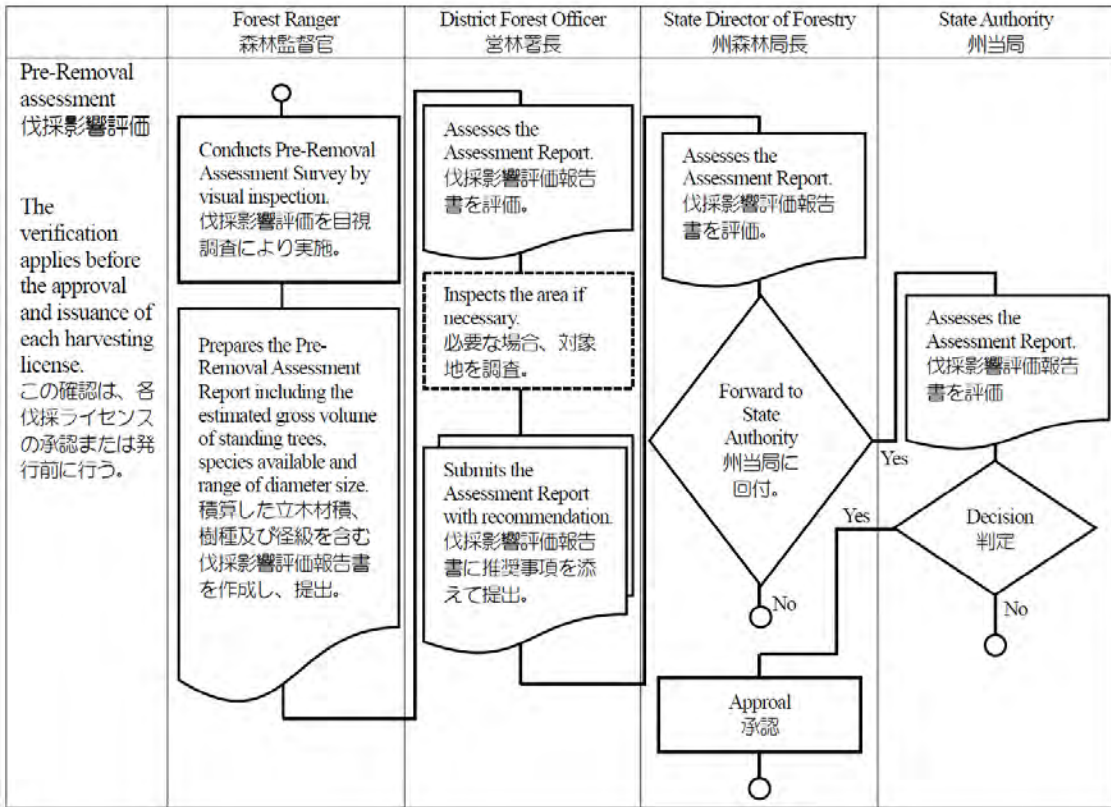
営林署長は、伐採影響評価報告書进行评估し、必要に応じて現地調査を行う。同報告書进行评估した営林署長は、推奨事項を添えて州森林局長に同報告書を提出する。

州森林局長は、営林署長から提出された伐採影響評価報告書及び営林署長が提出した推奨事項进行评估し、内容に問題がなければ同報告書を州当局に回付する。

州当局も事前森林影響評価報告書进行评估し、同報告書の内容が適正であればその旨を州森林局長に伝え、州森林局長が同報告書の承認を行う。



Pre-Removal Assessment	事前影響評価
Sources of Timber: SL & AL (excluding RW on AL)	木材の出所：州有林及び私有林（私有林のゴム林を除く）
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
Forest ranger conducts assessment by visual inspection and prepares assessment report, including plan of the area, indicating the estimated gross volume of standing trees, species available and range of diameter size, and submits report to the District Forest Officer.	森林監督官は目視検査により、立木資源実材積の積算及び径級別利用可能樹種を含むそのエリアの計画を示した評価報告書を作成し、報告書を営林署長に提出する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c12 伐採事前影響評価の手続き

**【手続書類】**

伐採事前影響評価の手続きに要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c16 伐採事前影響評価の手続きに要する書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
SL & AL (excluding RW on AL) 永久林及び私有林 (私有ゴム林を除く)	Pre-Forest Assessment Report including the estimated gross volume of standing tree, species available and range of diameter size.	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Officer 営林署長
		District Forest Officer 営林署長	State Director of Forestry 州森林局長
	積算した立木材積、樹種及び径級を含む伐採影響評価報告書	State Director of Forestry 州森林局長	State Authority 州当局
		Letter of Recommendation 推奨報告書	District Forest Officer 営林署長

資料・監修：マレーシア木材産業庁

#### ④立木へのタグ及び環印の表示

州有林及びゴム林を除く私有林の伐採ライセンス区域では、伐採作業を行う前に、森林監督官が所定の伐採限度に基づき、伐採又は保存する立木に ID 番号を表示した異なる色のタグを貼付する。タグの色は、伐採対象木は白色、道路建設又は伐採キャンプ及びログヤード建設のための伐採木には橙色、母樹又は採取木としての保存木は青色、保護目的の保存木は黄色と定められている。誤伐を避けるために、母樹その他伐採を禁止する立木にはタグを挟んで上下に黄色の環印を施す。営林署は、必要に応じて森林監督官による立木へのタグ付けを現場で監督する。

伐採予定木には根株と樹幹にタグを表示し、伐採後も根株に残ったタグにより搬出した丸太と照合できるようにしている。さらに、輸送するのに玉切が必要な長尺の丸太に付すタグには、玉切り後も伐採本数と丸太の搬出本数に整合性を持たせるために枝番を付す。



伐採対象木の根株と樹幹(伐り出し部分)に貼付したタグ(円内)。

写真 4.1.c3 伐採対象木のタグ



タグを挟み込むように黄色の環印が施されている。

写真 4.1.c4 保護木のタグと環印



写真 4.1.c5 根株のタグと森林局の刻印



写真 4.1.c6 インフラ整備による伐採予定木用の橙色のタグ

立木に貼付したタグの管理は森林監督官が行い、保存木については保存木一覧表及び母樹・採種木一覧表、伐採対象木についてはタグ付木材生産管理台帳を作成する。タグ付木材生産管理台帳は森林監督官が営林署長に提出し、営林署長が管理する。営林署長によるタグ付木材生産管理台帳の管理状況は、営林署が確認する。

また州森林局は、先住民が使用し、動物（特に鳥類）にとって重要な野生果樹を含む 32 の特定樹種が伐採対象木に含まれていないか確認する。

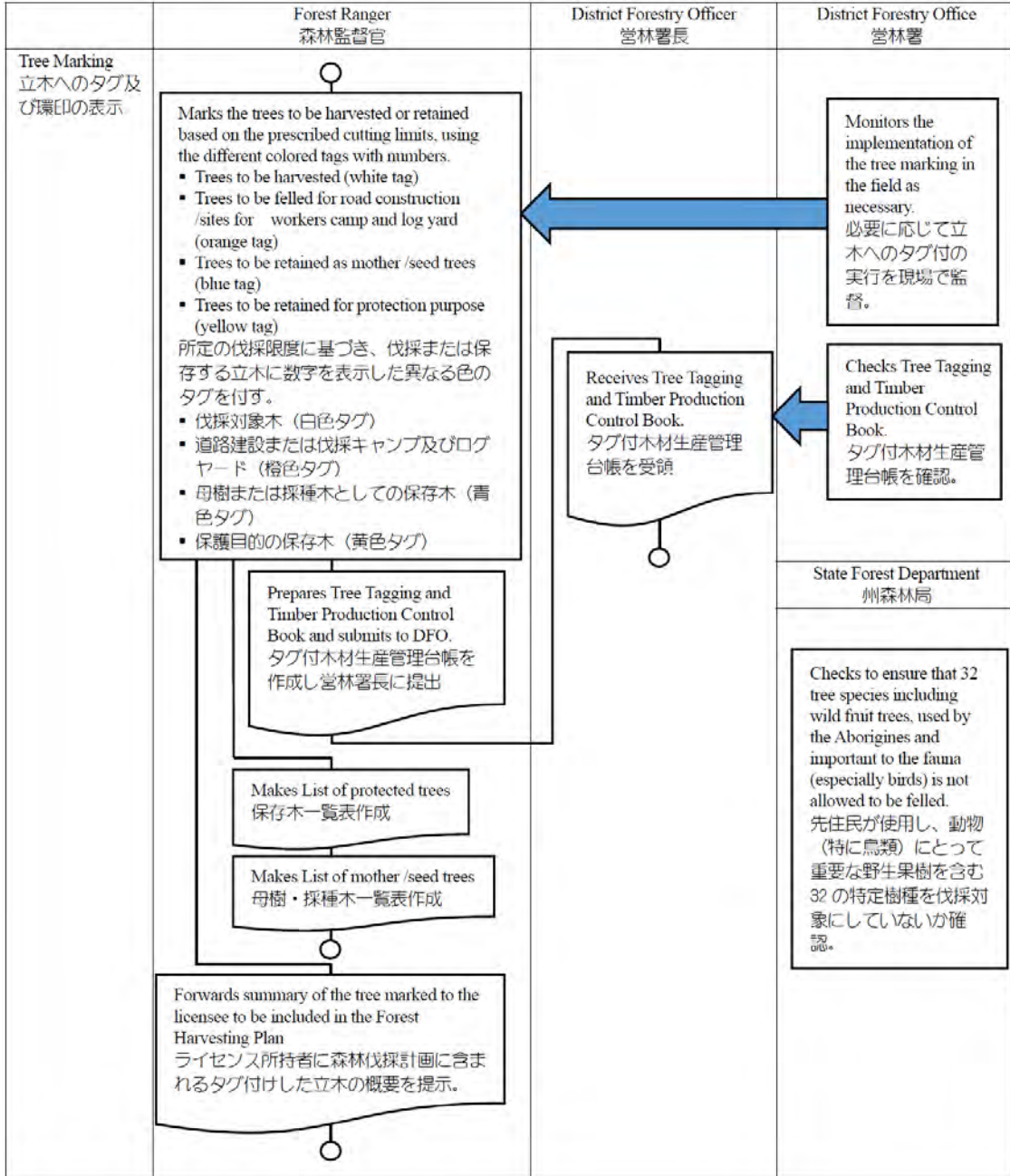
なお、これらの作業結果の概要は、森林監督官がライセンス所持者に提示する。

表 4.1.c17 特定樹種 32 種

	現地樹種名	学名	科名	備考
1	Ara	<i>Ficus spp.</i>	クワ科	果実は食用
2	Kerdas	<i>Archidendron bubalium</i>	マメ科	
3	Jering	<i>Archidendron jiringa</i>	マメ科	
4	Petai	<i>Parkia sp.</i>	マメ科	種子は食用
5	Tampoi	<i>Baccaurea maingayi</i>	コミカンソウ科	果実は食用
6	Tampoi	<i>Baccaurea sumatrana</i>	コミカンソウ科	果実は食用
7	Temponex	<i>Artocarpus rigidus</i>	クワ科	果実は食用
8	Rambutan Hutan	<i>Nephelium lappaceum</i>	ムクロジ科	果実は食用
9	Asam Gelugor	<i>Garcinia atroviridis</i>	フクギ科	
10	Kundang Hutan	<i>Bouea macrophylla</i>	ウルシ科	
11	Putat	<i>Barringtonia sp.</i>	サガリバナ科	
12	Podo	<i>Podocarpus sp.</i>	マキ科	
13	Machang	<i>Mangifera longipetiolata</i>	ウルシ科	
14	Keranji	<i>Dialium sp.</i>	マメ科	果肉は食用
15	Sentul	<i>Sandricum koetjape</i>	アカテツ科	
16	Durian	<i>Durio zibethinus</i>	アオイ科	果実は食用
17	Basong	<i>Knema sp.</i>	ニクズク科	香辛料等に使用
18	Basong	<i>Myristica sp.</i>	ニクズク科	香辛料等
19	Mata Pelanduk	<i>Ardisia sp.</i>	サクラソウ科	
20	Nangka	<i>Artocarpus heterophyllus</i>	クワ科	
21	Cempedak	<i>Artocarpus integer</i>	クワ科	果実は食用
22	Kelat Jambu Laut	<i>Eugenia sp.</i>	フトモモ科	
23	Mangga	<i>Mangifera indica</i>	ウルシ科	
24	Berangan	<i>Castanopsis sp.</i>	ブナ科	
25	Kelumpang Jari	<i>Sterculia foetida</i>	アオイ科	
26	Kelumpang	<i>Sterculia parvifolia</i>	アオイ科	
27	Kedondong Jari Daun Lichin	<i>Santiria laevigata</i>	カンラン科	果実は食用
28	Pauh	<i>Irvingia malayana</i>	アーヴィンギア科	
29	Tualang	<i>Koompassia excelsa</i>	マメ科	野生蜂が営巣
30	Bekak	<i>Aglaiia sp.</i>	センダン科	
31	Mersindok	<i>Disoxylum sp.</i>	センダン科	
32	Mempening Gajah	<i>Lithocarpus cyclophorus</i>	ブナ科	



Tree Marking	立木へのタグ及び環印の表示
Sources of Timber: PF (excluding IIP)	木材の出所：州有林及び私有林（私有林のゴム林を除く）
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
*Omitted the criterion writing in this box.	*この欄への基準の記載は省略。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c13 立木へのタグ及び環印表示手続き

## 【関係書類】

立木へのタグ及び環印の表示に用いる書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c18 立木へのタグ及び環印の表示に用いる書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF (excluding ITP) 永久林 (産業用造林を除く)	Tree Tagging and Timber Production Control Book タグ付木材生産管理台帳	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Officer (Recipient) 営林署長 (受付) District Forest Office (Confirmation) 営林局 (確認)
	Summary of the tree marked to the licensee to be included in the Forest Harvesting Plan 森林伐採計画に含まれるタグ付した樹木の概要	Forest Ranger 森林監督官	Licensee ライセンス所持者
	List of Protected Trees 保存木一覧表	Forest Ranger (Management) 森林監督官 (作成・管理)	—
	List of Mother /Seed Tree 母樹・採種木一覧表	Forest Ranger (Management) 森林監督官 (作成・管理)	—

資料・監修：マレーシア木材産業庁

## ⑤木材生産管理

マレーシア木材合法性保証システムでは、木材の生産管理方法を永久林、州有林及び産業用造林以外の私有林と産業用造林に分けて伐採現場、貯木場及び森林検査ステーション別の手順を定めている。木材の生産管理は、州森林局の所管である。

### A. 永久林、州有林及び産業用造林以外の私有林での木材生産管理

#### a. 伐採現場

ライセンス所持者は、伐採した丸太に表示しているタグ又は道路、労働者用キャンプ及び貯木場の建設により伐採された丸太であるかを確認し、丸太を伐採区域から貯木場に運搬する。

森林局の職員は、伐採現場で次の監督業務を行い、伐採作業の状況を営林署に報告する。

- 月例調査を実施し、基盤整備、伐採並びに環境及び森林保護を項目とするモニタリング報告書を作成し、営林署に報告する。
- ライセンス区域における月次伐採状況報告書を作成して営林署に提出するとともに、ライセンス区域の外側で伐採の痕跡がないか確認し、その結果をモニタリング報告書としてとりまとめ、営林署に提出する。

なお、伐採区域で伐採活動が完了したときは、森林局職員が検査を行い、完了報告書を作成して営林署に提出する。

## b.貯木場

ライセンス所持者は、貯木場で丸太に分類タグを貼付する。さらに、永久林材には丸太タグを貼付する。森林局職員はこれら丸太へのタグ貼付を確認し、その後、ライセンス所持者は樹木タグ番号・木材生産管理台帳に丸太生産情報を記録し、丸太を森林検査ステーションに輸送する。

### 【樹木タグ番号・木材生産管理台帳】

樹木タグ番号・木材生産管理台帳は、森林検査ステーションでの木材の合法性確認のために最も重要な台帳である。森林検査ステーションは、伐採前に行われた立木資源調査で定めた許容伐採量に基づき、伐採対象木、母樹及び保存樹に表示したタグの記載内容、伐採対象木の材積及び一本の立木から採取する丸太の本数等の情報をこの台帳により管理している。

森林検査ステーションは、これらの情報と同ステーションに到着した丸太の照合を行い、合法性の確認を行うとともに丸太生産の進行管理を行っている。また、この照合結果を基に課徴金を決定して林産物移動許可証を発行するため、この台帳は木材合法性保証システムの森林部門における運営のガキを握っている。

樹木タグ番号・木材生産管理台帳の記載内容は、次により構成している。

- 表紙
- 作成者、検査者、検証者（氏名及び役職、署名、日付）。
- 請負業者及びライセンス保持者情報。
- タグを付けた樹木の概要。
- 樹木へのタグ表示及び木材生産管理に係る基本情報。
- 樹種別タグ表示情報
- 樹種別径級別本数及び推定材積の概要
- 母樹目録
- 保護樹目録
- 森林検査ステーションでの丸太検査結果詳報

#### A.表紙

表紙には、「樹木タグ番号・木材生産管理台帳」を表題として、永久保存林の名称、コンパートメント番号及びライセンス所持者の名前と住所を表示する。

#### B.作成者、検査者、検証者（氏名及び役職、署名、日付）

台帳の作成者は森林局職員、検査者は地域森林事務所長とする。

#### C.請負業者及びライセンス保持者情報

森林局職員は、樹木タグ番号・木材生産管理台帳にライセンス保持者、請負業者の名前及び住所、永久保存林の名称、コンパートメント番号、コンパートメントの面積、森林管理区域の面積、ライセンス対象区域の面積、ライセンス番号、管轄する地域森林事務所名、森林管理区名並びに森林検査ステーション名を記載する。

#### D.タグを付けた樹木の概要

樹木タグ番号・木材生産管理台帳では、頁別に伐採対象木、母樹、保護樹別に情報を管理する。

森林局職員は、樹木タグ番号・木材生産管理台帳にタグを表示した樹木の、樹種区分別（①Chengal (*Neobalanocarpus heimii*)、樹脂産出樹種（②フタバガキ科、③非フタバガキ科、④非樹脂産出樹種）の本数、合計材積、本数割合及び材積割合を記載する。その他、基本情報として永久保全林の名称、コンパートメント番号、面積、森林管理区名、樹種区分別許容伐採基準値<sup>13</sup>を記載する。

#### E.タグ表示・木材生産管理に係る基本情報

タグ表示・木材生産管理に係る基本情報により、伐採木の特定に使用した森林局の刻印の番号及び有効なタグの番号を確認できる。

この情報は、伐採木・母樹・保護樹別に樹木タグ番号・木材生産管理台帳の頁を分けて作成する。

<sup>13</sup> 「〇〇cm以上の木でないと伐採対象としてはならない。」という基準値。



タグ表示・木材生産管理台帳には、伐採木の特定に使用した森林局の刻印の番号、使用したタグの番号（開始番号、最終番号）の他、タグを表示した立木の本数、ha 当たりの立木本数及び材積及び合計材積を樹種区分別に記載する。その他、基本情報として森林地域の名称、森林管理区の名称、永久保全林の名称、コンパートメント番号、森林管理区名及び樹種区分別許容伐採基準値並びにライセンス番号、ライセンス区域面積、ライセンス保持者及び請負業者の名前と住所、ライセンスの有効期間及び担当森林検査ステーション名を記載する。

#### F. 樹種別タグ表示情報

樹種別タグ表示情報により、タグを表示した立木の樹種別本数及び材積が確認できる。この情報は、伐採対象木、母樹、保護樹別に頁を分けて管理し、これらは樹種区分別表により整理する。

樹種別にタグを表示した樹種のコード、樹種名、本数及び合計材積を記載し、この他に基本情報として、森林地域の名称、永久保全林の名称、コンパートメント番号、森林管理区名及び樹種区分別許容伐採基準値を記載する。

#### G. 樹種別径級別本数及び材積推定値の概要

台帳には、樹種別に5 cm括約による径級別本数及び合計材積を伐採対象木、母樹、保護樹別に頁を分けて作成する。母樹及び保護樹については、胸高直径 30 cm以上の木を全て台帳に掲載する。

#### H. 母樹目録

母樹目録により、タグ表示された全ての母樹の個体別タグ番号、所在地及び規格（胸高直径）が確認できる。

母樹目録には、個体別に、タグ番号、樹種名、胸高直径、林班及び小林班の番号を記入する。その他、基本情報として、森林地域の名称、永久保全林の名称、コンパートメント又はサブコンパートメントの番号、面積、樹種区分別許容伐採基準値とともに、タグ表示に係る情報としてタグを表示した樹木の林班及び小林班の総数、タグ表示を行った年月日並びにタグを表示した作業班のチームリーダーの氏名と役職が記載される。

#### I. 保護樹目録

保護樹目録により、タグを表示した全ての保護樹の個体別タグ番号、所在地及び規格（胸高直径）を確認できる。

記載内容及び方法は、母樹目録と同様である。

#### J. 森林検査ステーションでの丸太検査結果詳細

この情報により、森林検査ステーションで検証が行われた全ての丸太の樹種、寸法及びタグ番号の照合並びに一本の丸太を玉切して複数の玉を生産したときは、同一伐採木から採取する予定の玉数と、森林ステーションに搬送されてきた丸太の玉数の照合及び検査の実施状況の確認ができる。

丸太検査結果詳細には、タグ表示をした伐採木別に、次の情報を記載する。

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ① 通し番号          | ⑧ 材長               |
| ② 樹種名           | ⑨ 丸太直径             |
| ③ タグ番号          | ⑩ 丸太材積             |
| ④ 胸高直径          | ⑪～⑫ ⑧から⑩の繰返し       |
| ⑤ 材積            | ⑬ 同伐採木から採取した合計丸太本数 |
| ⑥ 採取可能な丸太の数（玉数） | ⑭ 同伐採木から採取した合計丸太材積 |
| ⑦ 等級            | ⑮ 備考               |

森林検査ステーションでは、丸太の検査をする前に、上記項目の①から⑦まで（必要に応じて項目⑮を含む）の情報をコンピュータに入力している。このため、①から⑦までの検査は、コンピュータで印刷したシートの情報と現物を照合しながら行い、項目⑧から⑮までの情報は手書きで台帳に記入する。項目①から⑦の事前情報と検査結果に齟齬があったときは、伐採現場を確認した上で正確な情報を記載し、必要に応じて事前情報の修正を行う。



丸太の材長が長い場合、輸送のために丸太を複数の玉に切り分けた場合は、樹木タグ番号に枝番を付ける。この場合は、KDD2019番の丸太を玉切した二番目の玉であることでの表示である。

写真 4.1.c7 枝番を付けた樹木タグ (右)

TAG NUMBER	SPECIES	DIA	LEN	CUMUL
01001	MLE 020008	17.52	172.80	591.94 ✓
01002	MLE 020009	20.06	200.40	512.47 ✓
01003	MLE 020010	17.97	178.90	644.15 ✓
01004	MLE 020011	20.83	208.20	1047.78 ✓
01005	MLE 020012	18.48	184.80	774.35 ✓
01006	MLE 020013	21.14	211.40	1145.75 ✓
BARK CUMUL: 870.615				✓
01007	MLE 020014	16.94	169.40	582.29
01008	MLE 020015	19.15	191.50	704.05
01009	MLE 020016	18.92	189.20	604.08
01010	MLE 020017	17.91	179.10	580.21
BARK CUMUL: 870.615				✓
BARK CUMUL: 870.615				✓
01011	MLE 020018	16.01	160.10	505.43
01012	MLE 020019	18.01	180.10	708.91
01013	MLE 020020	18.21	182.10	482.12
BARK CUMUL: 870.615				✓
01014	MLE 020021	20.84	208.40	931.24
01015	MLE 020022	13.06	130.60	206.80

写真 4.1.c8 供託金管理台帳

### c. 森林検査ステーション

伐採した丸太は、森林検査ステーションで森林局の検査を必ず受けなければならない。

森林局職員は、森林検査ステーションに到着した丸太の検査を行う。検査はトラックの荷台上で、丸太タグ番号と樹木タグ番号・木材生産管理台帳との照合、丸太の末口直径及び材長の測定並びに樹種の確認及び記録を行う。森林局職員は、これらの作業結果からライセンス所持者が納付するロイヤリティ及び手数料を積算し、ライセンス所持者に伝達する。

ライセンス所持者は、森林局職員が積算したロイヤリティ及び手数料を供託金又は銀行振込により納付し、森林局職員はライセンス所持者のロイヤリティ及び手数料の納付を確認した上で、丸太の移動に必要な移動許可書を発行<sup>14</sup>するとともに、発行した移動許可書の概要を記録する。

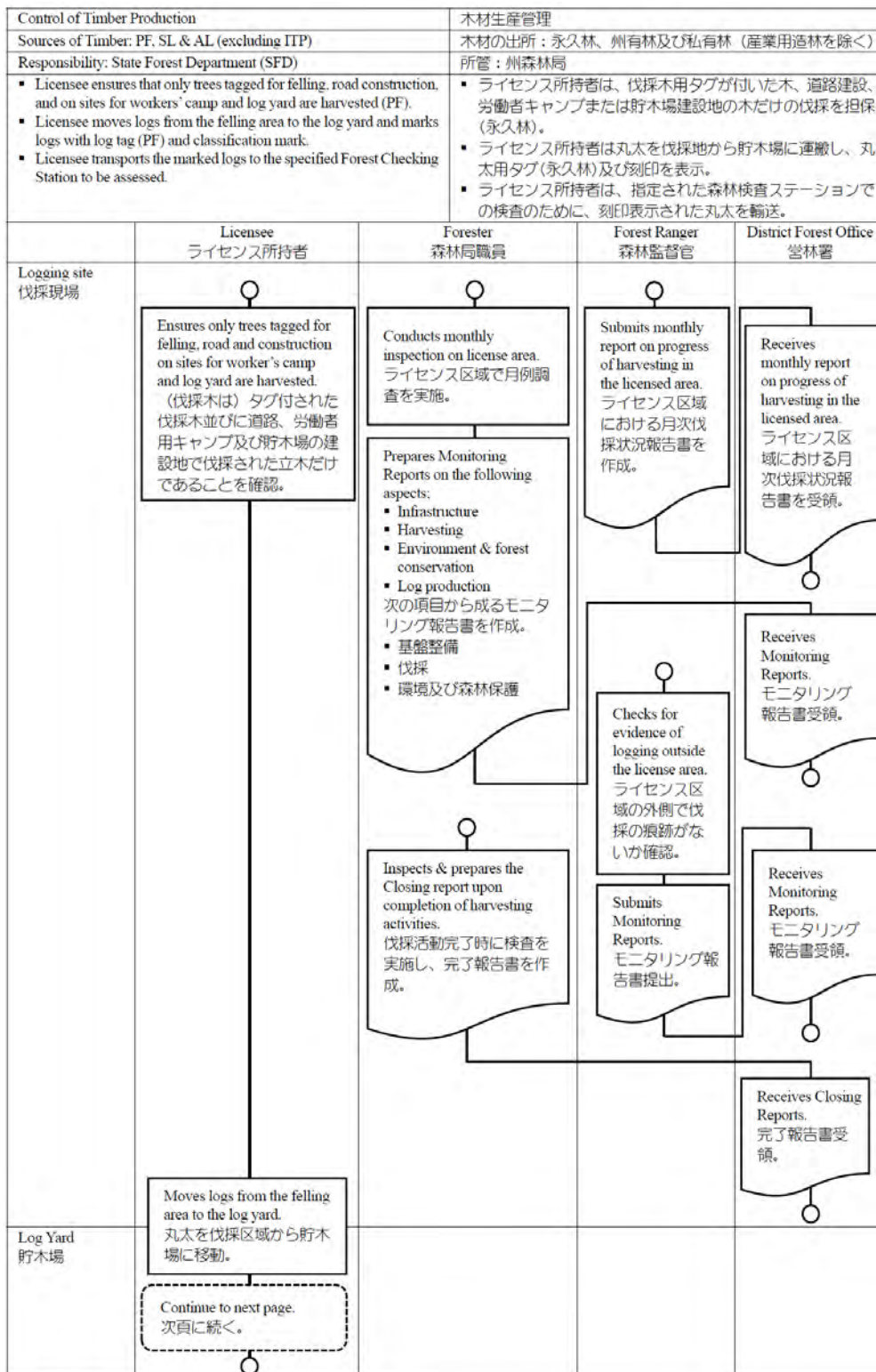
なお、ロイヤリティ及び手数料は、あらかじめ森林局に供託金として納付するのが一般的である。森林検査ステーションの森林局職員は、ライセンス所持者の供託金残高を供託金管理台帳により管理している。森林局職員が算出したロイヤリティの額が台帳上の供託金残高を下回っているときは、台帳の残高からロイヤリティの額を差し引いてロイヤリティを徴収する。一方で、台帳の残高が算出したロイヤリティの額を下回るときは、森林局職員はライセンス所持者が供託金を追加納付するまで丸太を森林検査ステーションに留め置く。

移動許可書を受領したライセンス所持者は、丸太に所有者用刻印 (Property Hummer Mark)

<sup>14</sup> 国家林業法第 70 条の規定に基づき発行。

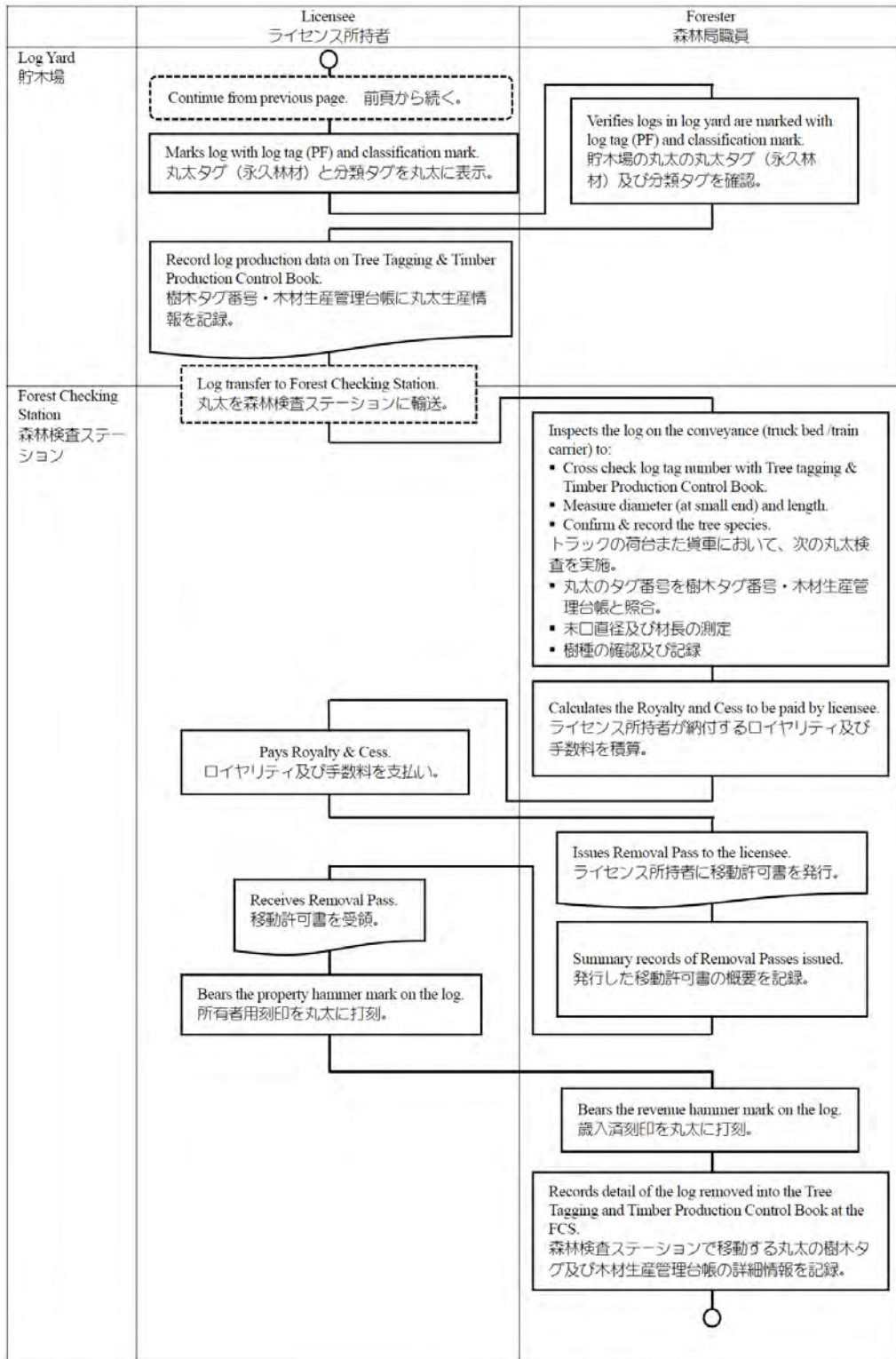






資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c14 永久林、州有林及び産業用造林以外の私有林での木材生産管理手続き



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c14 永久林、州有林及び産業用造林以外の私有林での木材生産管理手続き（続き）

## B.産業用造林（永久林、州有林及び私有林）における木材生産管理

### a.伐採地

森林局職員は、ライセンス所持者の木材生産を監督する。そして、森林監督官はライセンス区域伐採経過報告書及びモニタリング報告書を作成し、営林署に提出する。さらに森林監督官は、伐採作業が完了したときは、伐採現場の検査を行い、完了報告書を作成して営林署に報告する。

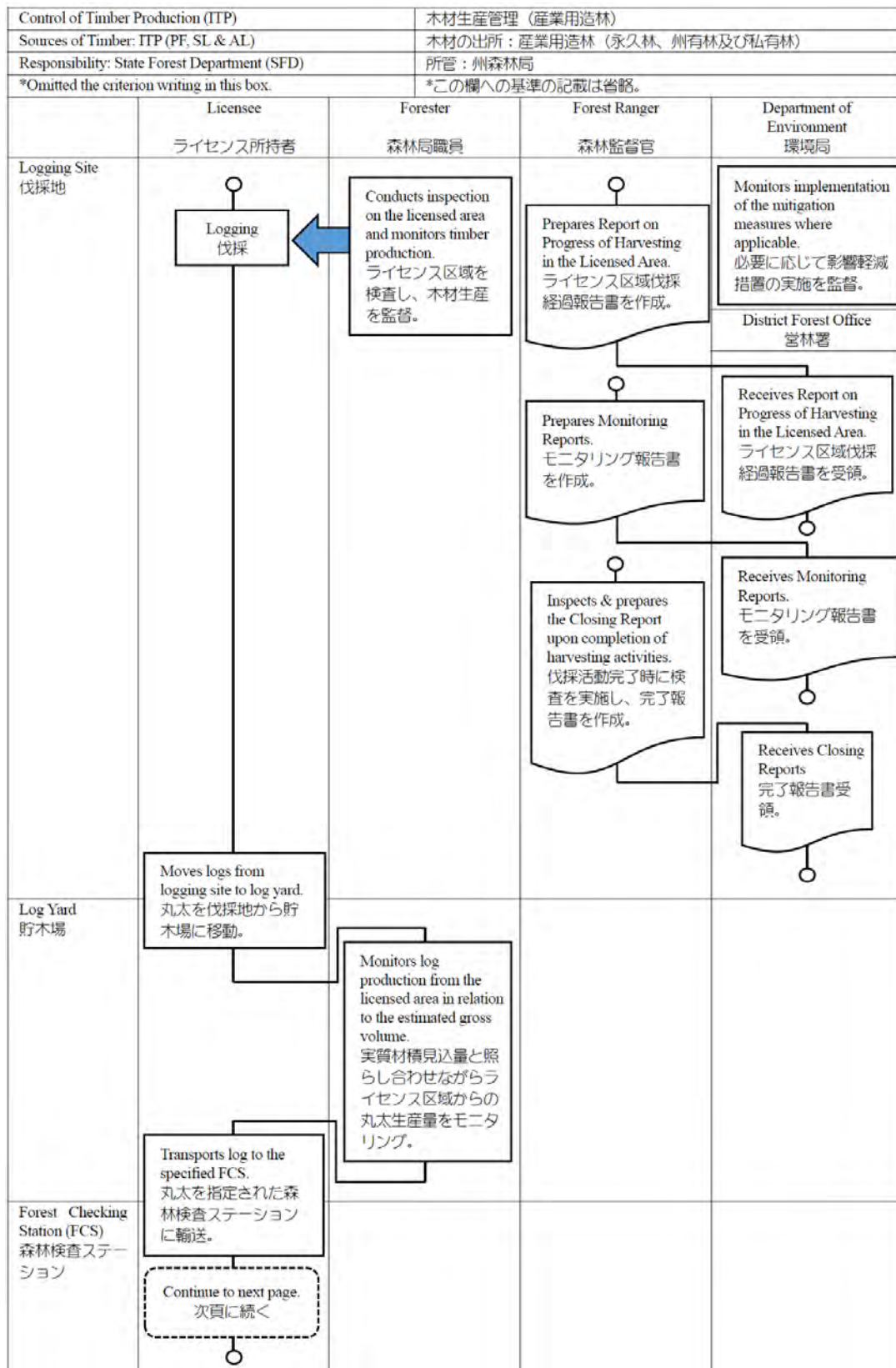
### b.貯木場

ライセンス所持者は、伐採した丸太を貯木場に集荷する。森林局職員は、集荷された丸太の実質材積見込量とライセンス区域からの丸太生産量を目視によりモニタリングする。森林局職員によるモニタリングが完了した後、ライセンス所持者は、丸太を森林検査ステーションに輸送する。

### c.森林検査ステーション

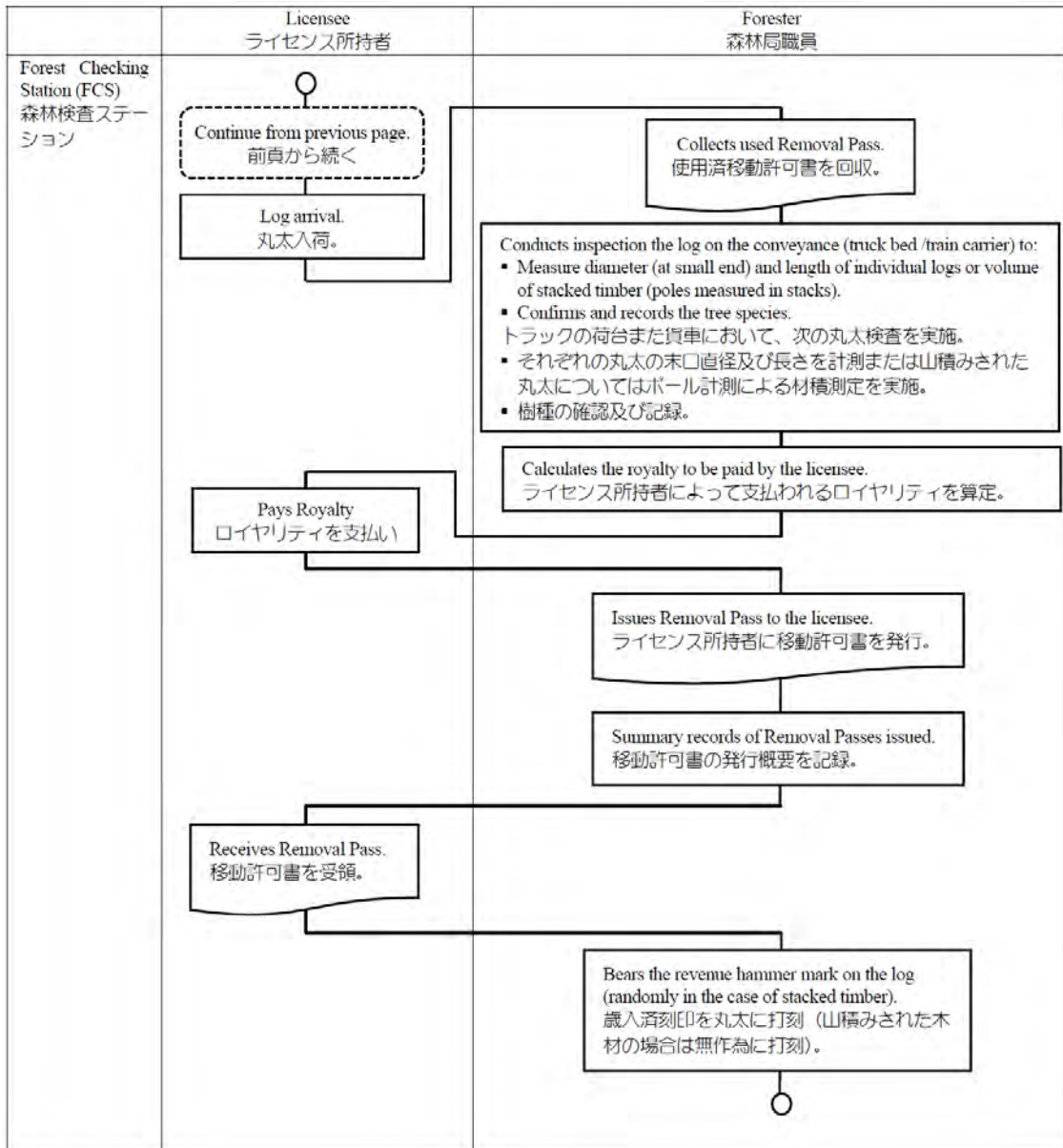
森林局職員は、森林検査ステーションに丸太が到着すると、これまで使用してきた移動許可書を回収し、トラックの荷台において山積みされた丸太については、ポール計測による材積測定を、山積みされていない丸太については、末口直径及び材長を測定するとともに、樹種を確認してこれら計測結果を記録する。





資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c15 産業用造林（永久林、州有林及び私有林）における木材生産管理手続き



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c15 産業用造林（永久林、州有林及び私有林）における木材生産管理手続き（続き）

## 【証明書及び手続書類】

木材生産管理に要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c19 木材生産管理に要する証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, & AL (excluding ITP) 永久林、州有林及び私有林（産業用造林を除く）  Documents for Royalty & Fees are on the Table of principal 3. ロイヤリティ及び手数料の支払いの書類は基準3の表に掲載。	Monitoring Report (aspects infrastructure, harvesting, environment and forest conservation, and log production) モニタリング報告書（基盤整備、伐採、完工及び森林保護並びに丸太生産を報告）	Forester 森林局職員	District Forest Office 営林署
	Monitoring Report (Checking for evidence of logging outside the license area) モニタリング報告書 （ライセンス区域の外側で伐採の痕跡がないか確認し報告）	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Office 営林署
	Monthly Report on Progress of Harvesting 月次伐採状況報告書	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Office 営林署
	Closing Report 完了報告書	Forester 森林局職員	District Forest Office 営林署
	Tree Tagging & Timber Production Control Book 樹木タグ番号・木材生産管理台帳	Licensee (Manageing) ライセンス所持者	Forester (for inspection) (add the detail data on the book) 森林局職員（検査）（台帳に詳細データを追加）
	Removal Pass (Issued at Forest Checking Station) 移動許可書（丸太検問所で発行）	Forester 森林局職員	Licensee ライセンス所持者
ITP (PF, SL & AL) 産業用造林（永久林、州有林及び私有林）  Documents for Royalty & Fees are on the Table of principal 3. ロイヤリティ及び手数料の支払いの書類は基準3の表に掲載。	Report on Progress of Harvesting in the License Area ライセンス区域伐採経過報告書	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Office 営林署
	Monitoring Reports モニタリング報告書	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Office 営林署
	Closing Report (for logging) 完了報告書（伐採作業）	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Office 営林署
	Used Removal Pass (Collected at Forest Checking Station) 使用済移動許可書（丸太検問所で回収）	Licensee ライセンス所持者	Forester 森林局職員
	Removal Pass (Issued at Forest Checking Station) 移動許可書（丸太検問所で発行）	Forester 森林局職員	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：マレーシア木材産業庁

## ⑥丸太輸送

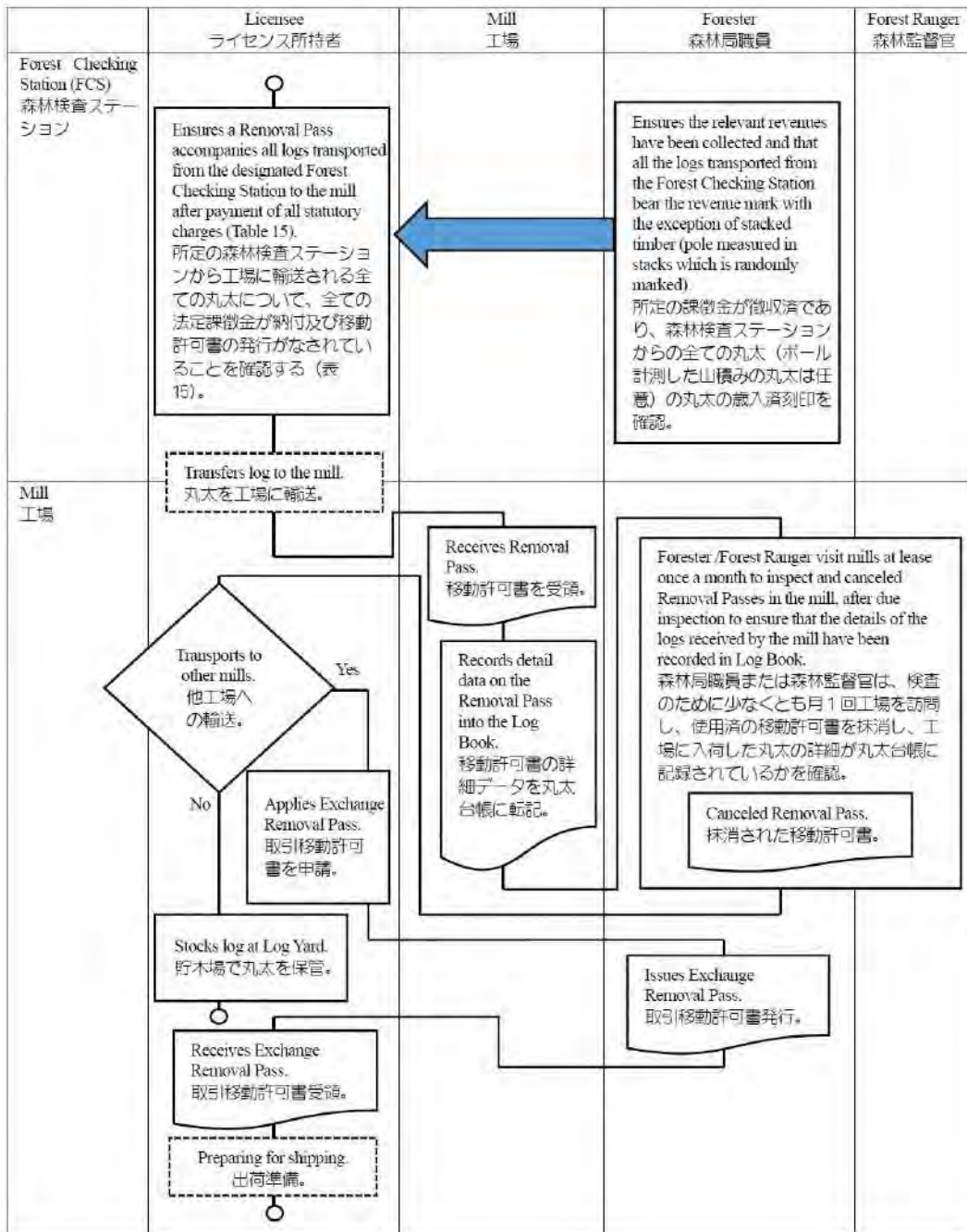
ライセンス所持者は、全ての課徴金を納付した後に定められた森林検査ステーションから工場に輸送する全ての丸太の移動許可書を申請しなくてはならない。

工場は、丸太が入荷すると、トレーラーの運転手が携行してきた移動許可書を受領し、その詳細データを丸太台帳に転記する。森林局職員は、工場で使用済の移動許可書を回収し、その効力を抹消するとともに、丸太台帳に同許可書の記載内容が適正に転記されているか確認する。

工場が入荷した丸太を他の工場に輸送するときは、森林局職員に取引移動許可書を申請し、その許可書を受領してから、出荷の準備を行う。



Log Transportation	丸太輸送
Sources of Timber: PF, SL & AL (excluding RW from SL & AL)	木材の出所: 永久林、州有林及び私有林 (州有林及び私有林からのゴム材を除く)
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管: 州森林局
<ul style="list-style-type: none"> <li>Licensee transports logs from log yard to Forest Checking Station only from 7:00 am to 7:00 pm.</li> <li>Licensee ensures that all logs transported from the designates Forest Checking Station to the mill are accompanied by a Removal Pass after payment of all statutory charges.</li> <li>Removal Pass is valid for only 24 hours from time of issuance.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンス所持者が丸太検問所に丸太を輸送する時間は、午前7時から午後7時までに限定する。</li> <li>ライセンス所持者は、全ての課徴金を納付した後に、定められた森林検査ステーションから工場に輸送する全ての丸太の移動許可書を申請しなくてはならない。</li> </ul>



資料・監修: マレーシア木材産業庁

図 4.1.c16 丸太輸送

## 【証明書及び証拠書類】

丸太の輸送に要する証明書及び証拠書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c20 丸太輸送に要する証明書及び証拠書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL (excluding RW from SL & AL) 永久林、州有林及び私有 林（州有林及び私有林か らのゴム丸太を除く）	Removal Pass 移動許可書	Licensee ライセンス所持者	Mill 工場
	Log Book (Record detail data on the Removal Pass) (Managed by the Mill.) 丸太台帳（移動許可書の詳細データを記 録）（工場が管理）	Mill 工場	Forester / Forest Ranger 森林局職員または森林監 督官
	Removal Pass (Canceled) 移動許可書（抹消済）	Mill 工場	Forester / Forest Ranger 森林局職員または森林監 督官
	Exchange Removal Pass (for log transfer to other mills) 取引移動許可書（その他の工場に丸太を 輸送するときに使用）	Forester 森林局職員	Mill 工場

資料・監修：マレーシア木材産業庁

### ⑦労働安全衛生

永久林、州有林及び私有ゴム再造林地で労働者を雇用して事業運営を行う雇用者には、次の表の「雇用者の義務」の欄に列挙した義務が課される。

職業安全衛生局（DOSHS）は森林局とともに、伐採作業を行う事業所に対し伐採作業の安全衛生に係る不定期検査を行っている。雇用者の違反行為が判明したとき職業安全衛生局は、違反の程度に応じて警告書、改善通告書又は禁止通告書を発し、雇用者に改善措置の実施を命じ、後日、再検査を行って違反行為の解消を確認している。

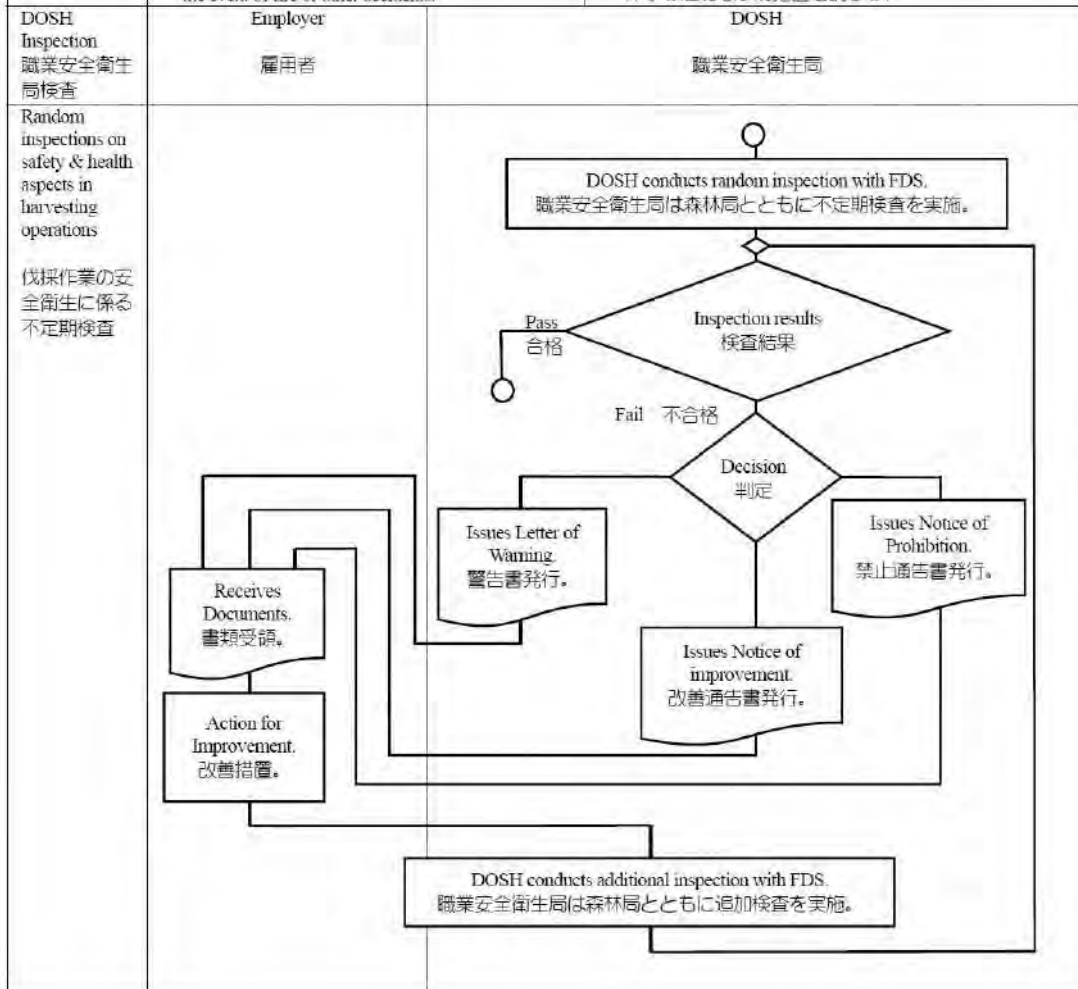
社会保障機構（SOCSSO）は、雇用者による全ての労働者に係る保険料又は拠出金を納付及び 1969 年労働者社会保障法要求事項の遵守がなされているかを定期調査により確認している。

さらに雇用者には、事故及び労働災害が生じたときの社会保障機構、労働安全衛生局及び労働局への報告が義務づけられている。社会保障機構は、事故及び職業病に関する報告を受領したときは、必要に応じて調査を行って、検査案件別に改善措置をとった報告書を作成するとともに 1969 年労働者社会保障法による所定の保障措置を決定し、社会保障を行う。

労働局は、雇用者の 1952 年労働災害保障法に基づき全ての外国人労働者への付保並びに労働者の負傷の有無及び 1952 年労働災害保障法で規定する保障を確認する調査を継続的に実施している。

Worker Safety & Health	労働安全衛生
Sources of Timber: PF, SL, AL & RW-R (AL)	木材の出所: 永久林、州有林及、私有林及び私有ゴム再造林地(私有地)
Responsibility: Department of Occupational Safety and Health (DOSH) Department of Labor (DoL) Social Security Organization (SOCSO)	所管: 職業安全衛生局 労働局 社会保障機構
*Omitted the criterion writing in this box.	*この欄への基準の記載は省略。

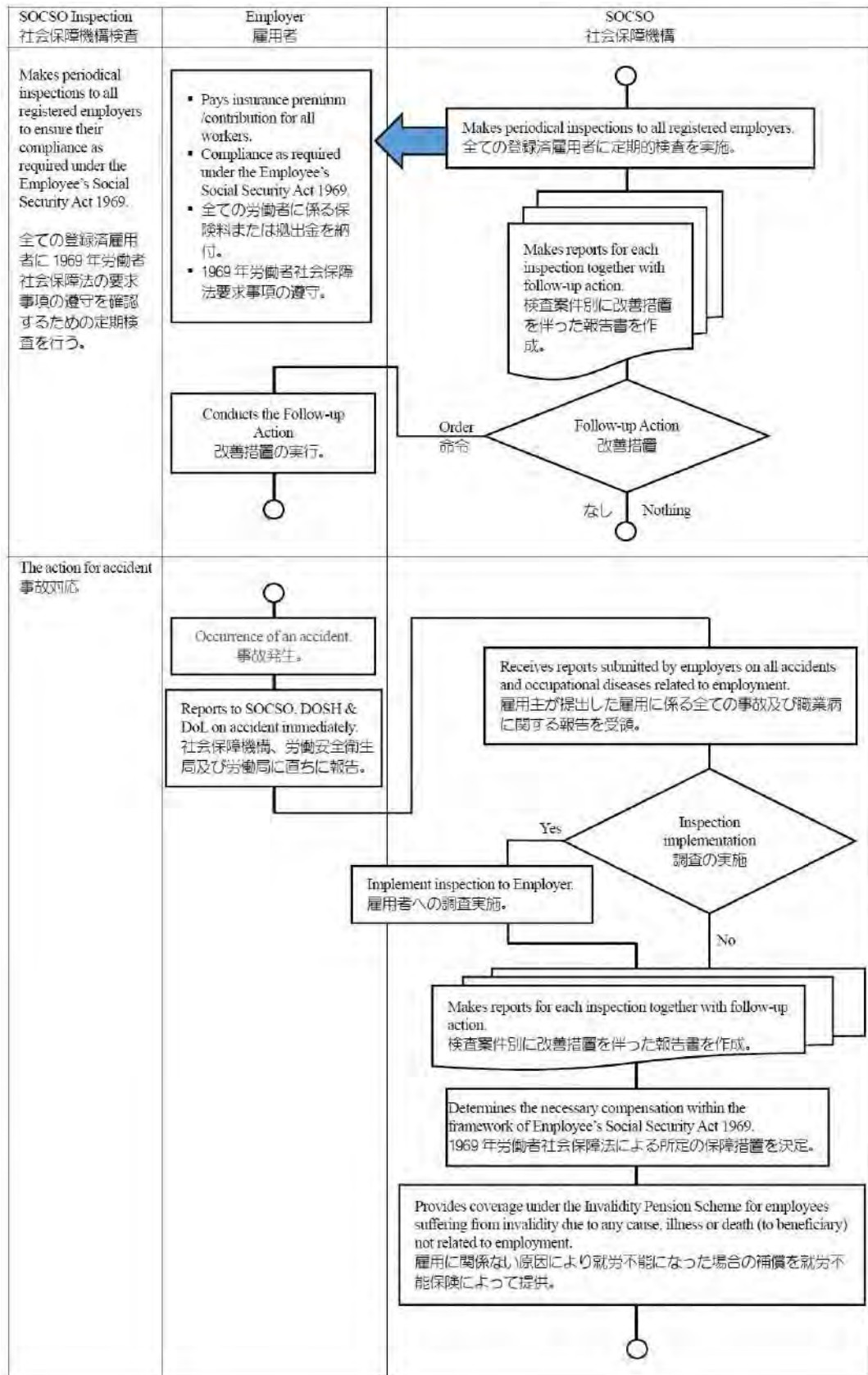
Employer's Obligation 雇業者の義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Pays insurance premium /contribution for all workers.</li> <li>▪ Provides adequate training on safety measures /personnel protective equipment</li> <li>▪ Undertakes remedial measures as directed by relevant authorities (DOSH &amp; SFD).</li> <li>▪ Submits appropriate report to DOSH /DoL in a timely manner as required.</li> <li>▪ Reports to SOCSO, DOSH &amp; DoL on accident related to employment immediately.</li> <li>▪ Maintains monthly records of contribution to SOCSO.</li> <li>▪ Maintains records of worker's training on safety and health showing what training was conducted who attended and any certificates were awarded.</li> <li>▪ Ensures adequate precaution for worker's safety in the event of fire or other accidents.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 全ての労働者に係る保険料または拠出金を納付する。</li> <li>▪ 安全措置または保護具の適切な訓練を行う。</li> <li>▪ 関係当局（職業安全衛生局及び森林局）の指示による是正措置を実施する。</li> <li>▪ 指定期限内に職業安全衛生局または労働局に適切な報告書を提出する。</li> <li>▪ 雇用に係る事故の報告は、社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局に直ちに報告する。</li> <li>▪ 社会保障機構への納付に係る月別記録を更新・保管する。</li> <li>▪ 労働者の安全衛生訓練について、どのような訓練を実施し、誰が参加し、どのような認定を行ったか記録を更新・保管する。</li> <li>▪ 火災、その他の事故が生じたときの労働者の安全を担保する適切な予防措置を講じる。</li> </ul>
---------------------------------	--	---



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c17 労働者の安全衛生





資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c17 労働者の安全衛生（続き）

DoL Inspection 労働局調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Ensure employer insures every foreign worker employed in accordance with the provisions under Workmen's Compensation Act 1952.</li> <li>▪ Holds inquiry to ascertain on the accident, and whether any worker takes injured and whether any compensation payable under Workmen's Compensation Act 1952 is paid.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 雇用者が1952年労働災害補償法に基づき全ての外国人労働者に府保しているか確認。</li> <li>▪ 労働者が負傷しているか、1952年労働災害保障法で規定する補償がなされているか確認する調査を継続。</li> </ul>
-------------------------	--	---

資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c17 労働者の安全衛生（続き）

【証明書及び書類】

労働者の安全衛生に係る証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c21 労働者の安全衛生に係る証明書及び書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL & RW-R (AL) 永久林、州有林、ゴム再造林（私有林）	Maintains monthly records of contribution to Social Security Organization (SOCSO) 社会保障機構への納付に係る月別台帳	Employer 雇用者	SOCSO 社会補償機構
	Record of Worker Instructions Training (Managed by Employer) 労働者訓練記録（雇用者により管理）	Employer 雇用者	SOCSO, DOSH & Department of Labor (DoL) 社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局
	Record of Insurance premium / contribution for workers (Managed by Employer). 労働者の保険料または拠出金に係る記録（雇用者により管理）	Employer 雇用者	SOCSO, DOSH & DoL 社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局
	Audit Report 監査報告書	Occupational Safety and Health (DOSH) 職業安全衛生局	Employer 雇用者
	Inspection Report 検査報告書	SOCSO 社会保障機構	Employer 雇用者
	Inspection Report 検査報告書	DoL 労働局	Employer 雇用者
	Accident Report (by oral and/or documents?) 事故報告	Employer 雇用者	SOCSO, DOSH & DoL 社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局
Letter of Warning / Notice of Improvement / Notice of Prohibition 警告書、改善通告書または禁止通告書	Department of Occupation Safety and Health (DOSH) 職業安全衛生局	Employer 雇用者	

資料・監修：マレーシア木材産業庁

### (3) 基準3 法定課徴金

ライセンス所持者は、ライセンス区域から林産物を生産する権利を得る前に、ライセンスに係る全てのロイヤリティ、課徴金その他の手数料を納付しなければならない。

ライセンス所持者が納付すべきこれらの額は、州当局が決定する。

林産物の採取に係る法定課徴金は、次の4つである。

- プレミアム
- ロイヤリティ
- 森林開発税 (Cess)
- その他手数料

全ての法定課徴金は、州森林局の会計窓口に納付する。法定課徴金納付時に会計窓口が発行した支払証明書(領収書)は、その後の各種手続きに使用する。森林局は、丸太の生産及び流通に係るロイヤリティ、その他の課徴金を前払金又は供託金として事前に徴収し、法定課徴金の不払い又は木材の生産、取扱い現場での現金の授受が生じないように配慮している。

なお、森林局は法定課徴金の額を適宜見直しており、法定課徴金の改正をするときは官報により公示する。

#### A. プレミアム

プレミアムは、林産物生産活動を行う場所に面積単位で課す一般税である。

プレミアムの額は、森林規則の附則3の規定により永久林、州有林、マングローブ林、「その他の林産物」別に定めている。「その他の林産物」のプレミアムの額は、ラタン、竹類、ポール、シナモン、その他林産物に区分して定めている。

プレミアムは、ライセンス区域の境界の検証及び刈払作業の開始前に納付しなければならない。ライセンス取得者は、納税額、領収書番号及び支払日を納税実績として森林伐採計画書の第1項の4に記入する。州森林局長官による森林伐採計画書の審査は、この納税事実も含めて行われる。

#### B. ロイヤリティ

ロイヤリティは、特用林産物を含む全ての林産物の生産に課す一般税である。

森林規則附則2の規定は、ロイヤリティの額を丸太は樹種別材積単位で、ポールは規格別に本数単位で、炭は重量又は梱包単位で定めている。さらに同附則は、特用林産物のロイヤリティについて種類別又は採取部位別に採取量単位で定めている。

ロイヤリティは、森林開発税とともに森林検査ステーションが徴収する。森林検査ステーションでは、生産した林産物を樹木タグ・木材生産管理台帳に照合して申告の適正を確認し、丸太及び用材については材積を測定して税額を算出する。

森林検査ステーションは供託金管理台帳を作成し、検査員が台帳管理を行っている。森林検査ステーションは、ライセンス取得者からロイヤリティを徴収したときは、台帳の供託金残額から徴収額を減ずる。供託金残額が納税額に満たないときは、供託金の追加払いが完了するまで、森林検査ステーションが林産物を保管する。

森林検査ステーションは、ロイヤリティの徴収が完了すると、納税証明として林産物に刻印で徴収印を打刻するとともに荷口別にロイヤリティ徴収額を記載した移動許可証を発行する。

なお、一連の林産物生産作業が完了した後に供託金の残額があるときは、ライセンス取得者の申告により残額を還付する。

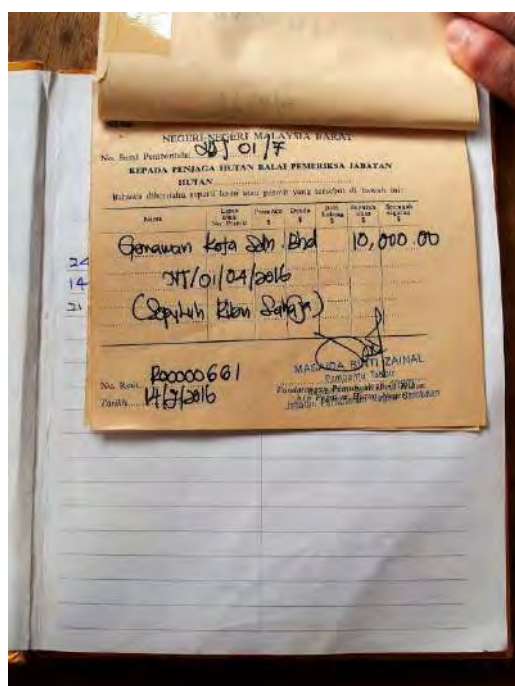


写真 4.1.c12 供託金支払証明書

MILIK	NOMBOR	NO. PENYERAH	M3	BAH 10%	CUEK
17-2016	MLK 020008		19.38	192.80	591.74 ✓
17-2016	MLK 020009		20.06	200.60	816.47 ✓
17-2016	MLK 020010		17.87	178.70	678.13 ✓
17-2016	MLK 020011		20.83	208.30	1049.78 ✓
17-2016	MLK 020012		18.48	184.80	774.35 ✓
17-2016	MLK 020013		21.14	211.40	1145.75 ✓
BAH CUEK = RM 8174.24 ✓					
16-7-2016	MLK 020014		16.94	169.40	585.29
10-7-2016	MLK 020015		19.15	191.50	704.05
20-7-2016	MLK 020016		18.92	189.20	606.08
20-7-2016	MLK 020017		17.91	179.10	580.21
BAH CUEK = RM 1600.00 NEG 02/4					
BAH CUEK = RM 1600.00 ✓					
16-7-2016	MLK 020018		14.01	140.10	505.43
15-7-2016	MLK 020019		18.01	180.10	708.91
15-7-2016	MLK 020020		18.21	182.10	453.12
BAH CUEK = RM 11,943.65					
11-7-2016	MLK 020021		20.84	208.40	935.24
11-7-2016	MLK 020022		13.82	138.20	326.80

写真 4.1.c13 供託金管理台帳

### C. 森林開発税 (Forest Development Cess)

森林開発税は森林の再生を目的とした特別税であり、主要林産物の生産に対して課す。同税は、森林開発基金委員会が管理運営する森林開発基金 (Forest Development Fund) の主要な財源である。森林開発基金は、州森林管理計画の作成、審査及び実施、アメニティ林関連プログラムの作成及び実施並びに州森林再生計画の実施に活用されている。

国家林業法の附則 3 は、森林開発税の税額を丸太及び用材については材積単位、ポール、薪炭材、木炭及びラタン類についてはロイヤリティの額の 10% と規定している。

森林開発税は、ロイヤリティとともに森林検査ステーションで徴収する。森林検査ステーションは樹木タグ・木材生産管理台帳と現物の丸太を照合して適正を確認し、丸太材積を測定して税額を算出する。同税は、ロイヤリティと同様に、供託金から納付する。

森林開発税の納税事実は、供託金管理台帳、移動許可証及び徴収印により確認できる。

#### D. その他手数料

森林規則附則 4 は、プレミアム、ロイヤリティ及び森林開発税以外の主な法定徴収金の種類と額を次のように定めている。

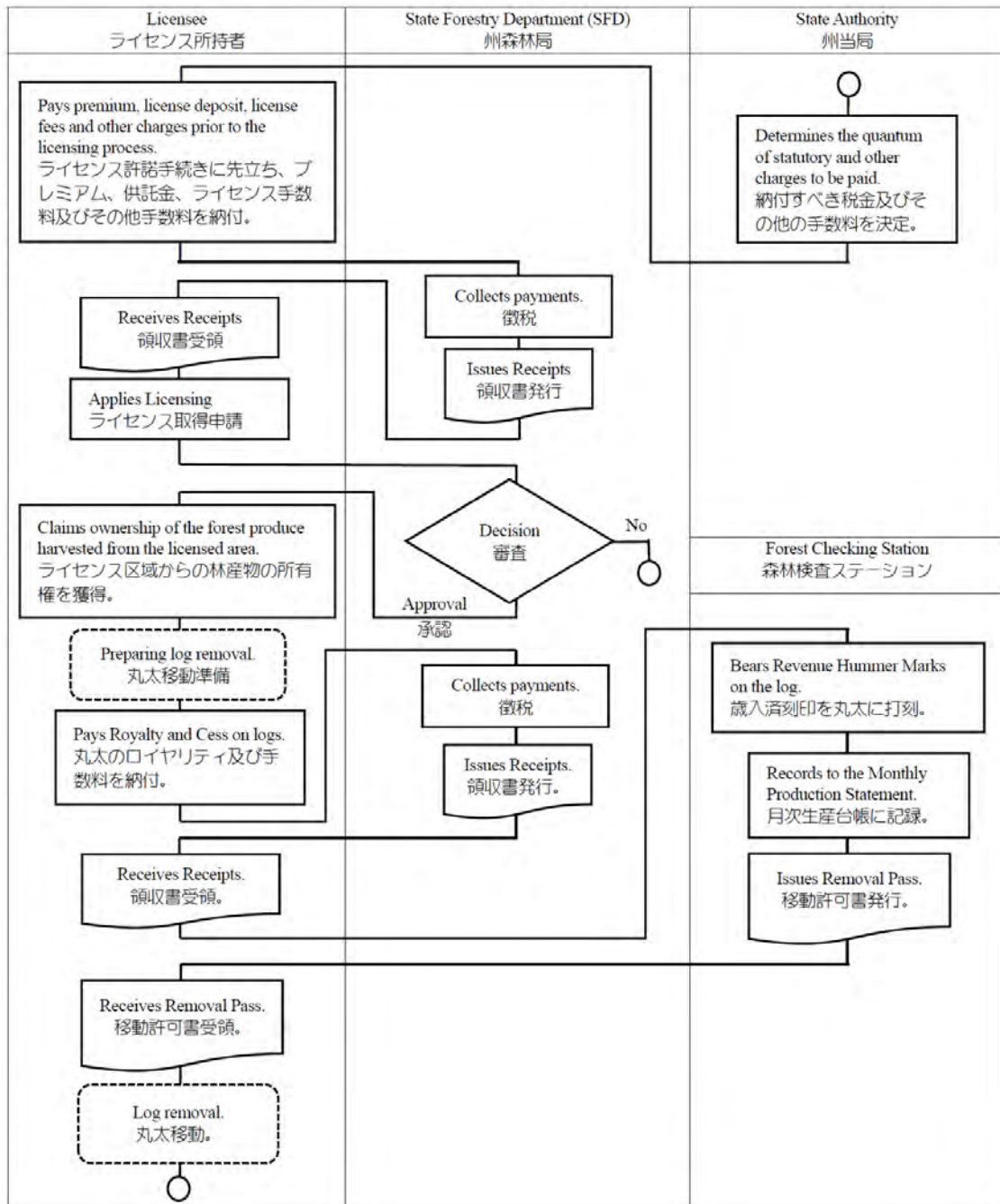
- 財産標 (Property mark) 及び分類標 (Classification mark) の登録手数料。
- 各種ライセンス及び許可証の発行、延長、更新又は再発行に要する手数料。
- ライセンス所持者及び請負業者の登録手数料。
- 車両の登録料。
- 森林計画書の購入代金。
- ライセンス区域及び許可区域の境界線確定調査費用。
- 入札手数料。

これらのうち、ライセンス区域の境界線確定調査費用及びライセンス所持者登録手数料については、森林伐採計画書に個別に項目を設けて支払額、領収書番号及び支払日を記入する。州森林局長は、森林伐採計画書の審査時に、必要な手数料の納付を確認している。

これら手数料の納付状況は、州森林局長官が承認した森林伐採計画書により確認できる。



Royalty and Fees	ロイヤリティ及び手数料
Sources of Timber: PF, SL & AL (excluding RW from SL & AL)	木材の出所：永久林、州有林及び私有林（州有林及び私有林からのゴム材を除く）
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
<ul style="list-style-type: none"> <li>Licensee pays royalty, cess and other charges payable in respect of the license and forest produce before the Licensee can claim ownership of the forest produce harvested from the licensed area.</li> <li>Licensee pays additional charges on a case by case basis related to the harvesting license.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンス所持者は、ライセンス区域から林産物を生産する権利を得る前に、ライセンスに係る全てのロイヤリティ、課徴金その他の手数料を納付する。</li> <li>ライセンス所持者は、伐採ライセンスに係る追加料金を必要に応じて納付する。</li> </ul>



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c18 法定課徴金の手続き



## 【証明書及び書類】

法定課徴金の手続きに係る書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c22 法定課徴金の手続きに係る書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL (excluding RW from SL & AL) 永久林、州有林及び私有林（州有林及び私有林のゴム林を除く）	Receipts of premium, license deposit, license fee and other charges. プレミアム、供託金、ライセンス手数料及びその他手数料の領収書	State Forestry Department 州森林局	Licensee ライセンス所持者
	Receipts of Royalty and Cess ロイヤリティ及び手数料の領収書	State Forestry Department 州森林局	Licensee ライセンス所持者
	Monthly Production Statement 月別生産台帳	Forestry Checking Station 森林検査ステーション	
	Removal Pass 移動許可書	Forestry Checking Station 森林検査ステーション	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：マレーシア木材産業庁

## （４）基準４ その他の権利 —先住民（オランアスリ）の権利—

### ①関連法規

集落、先住民、その他の森林利用者の権利に関しては、次の法律を遵守する。

- 先住民法（Aboriginal Peoples Act 1954）
- 国家林業法

先住民法は、第 6 章の規定で先住民地域（Aboriginal Area）、第 7 章の規定で先住民居住地（Aboriginal Reserve）、第 8 章の規定で占有権に関する位置づけ及び権利の範囲を、第 19 章の規定で先住民の権利を守るための各種規則を定め、先住民地域及び先住民居住地内での森林伐採を禁止している。営林署長は、官報が掲載している先住民地域が伐採地域から除かれている事実を確認するための現地調査を実施する。

国家林業法の第 62 条の第 2 項（b）の規定は、合法的占有地における先住民の仮設小屋の建築及び補修、漁場及び船着場の補修、薪又はその他の生活用木材の採取及び先住民の公益施設の建築及び補修を目的とした永久林、州有林又は私有地（産業用造林を除く）での林産物生産に対するロイヤリティ徴収の免除を規定している。このロイヤリティ免除認定書は、州森林局長が発行する。州森林局は、70m<sup>3</sup>未満の木材及び特用林産物の生産のためのライセンスを発行できる。

さらに、国家林業法の第 42 条第 2 項（b）の規定は、先住民が永久林及び州有林内の先住民居住地で特用林産物を採取するときは、州森林局長が居住地の管理者や土地所有者に林産物移動ライセンスを発行すると規定している。

## ②先住民の権利を保障するために必要な措置

州森林局長官は、伐採計画地域における官報に掲げられた先住民地域又は先住民居住地が伐採計画地域の存在を確認し、これらの地域が存在しているときは、それぞれの所有者から同意が得られる場合にのみ、伐採ライセンスを発行できる。

さらに、森林監督官は伐採ライセンスを発行した後も、先住民の生活や伝統文化の維持に必要な 32 種の特定樹種（表 4.1.c17）が伐採されないように監視を行う。

## ③法律の遵守状況の確認方法

木材生産地域内の先住民地域及び先住民居住地の存在は、州政府が発行している官報で確認できる。林産物生産地域に先住民地域及び先住民居住地が含まれているときは、土地所有者の林産物生産への同意書の存在を確認する必要がある。

先住民による永久保存林や州有林での規定の手続きに基づく副林産物の採取の実施に関しては、林産物移動ライセンスの発行の有無により確認できる。さらに 32 種の特定樹種伐採禁止の遵守に係る状況は、森林検査ステーションの樹木タグ・木材生産管理台帳により確認でき、伐採に係る違法行為や誤伐については、森林管理官が作成する月例報告書で確認できる。

なお、先住民地域や先住民居住地の設定その他の先住民の権利に配慮した活動の実施は各州の判断に任されており、州によってその対応の程度が異なっている。

表 4.1.c23 先住民（オランアスリ）の権利

User Right by Aborigines (Orang Asli)	先住民（オランアスリ）の権利		
Sources of Timber: PF, SL & AL (excluding ITP)	木材の出所：永久林、州有林及び私有林（産業用造林を除く）		
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局		
*Omitted the criterion writing in this box.	*この欄への基準の記載は省略。		

State Forestry Department 州森林局	State Director of Forestry 州森林局長	District Forest Officer 宮林署長	Forest Ranger 森林監督官
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ SFD may issue Minor License for extraction of major forest produce (timber) less than 70 m<sup>3</sup> and all minor forest produce.</li> <li>▪ 州森林局は、70 m<sup>3</sup>未満の木材及びその他の主要ではない林産物の生産のためにライセンスを発行できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ State Director of Forestry can issue harvesting license for gazetted and Aboriginal Reserve if consent is given by the owner.</li> <li>▪ Exempts the Aborigines (Orang Asli) from payment of royalty on any forest produce taken from SL and AL for:               <ul style="list-style-type: none"> <li>- Construction and repair of temporary huts on land lawfully occupied by such Aborigines.</li> <li>- Maintenance of fishing stakes and landing places</li> <li>- Fuel wood or other domestic purposes</li> <li>- The construction or maintenance of any work for the common benefit of the Aborigines.</li> </ul> </li> <li>▪ 所有者からの同意を確認したときは、官報に掲載された先住民地域及び先住民居住地における伐採ライセンスを発行できる。</li> <li>▪ 先住民（オランアスリ）に対し、次の目的で州有林及び私有林から採種したいかなる林産物へのロイヤリティの納付を免除する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 合法的占有地における先住民の仮設小屋の建築及び補修。</li> <li>- 漁場及び船着場の補修。</li> <li>- 新またはその他生活用木材の採取</li> <li>- 先住民の公益施設の建築または補修</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Carries out field investigation on area applied for harvesting to ensure that gazetted Aboriginal Areas are excluded.</li> <li>▪ 官報に掲載された先住民地域が伐採地域から除かれていることを確認するための現地調査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Ensures that thirty two (32) tree species, some of which could be useful for Aborigines (Orang Asli), are not allowed to be felled in all harvesting areas.</li> <li>▪ 先住民にとって利用価値がある樹種を含む 32 の特定樹種が全ての伐採地域で伐採されないよう監督。</li> </ul>

資料・監修：マレーシア木材産業庁

## 【証明書及び書類】

先住民（オランアスリ）の権利のための措置に用いる証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c24 先住民（オランアスリ）の権利のための措置に用いる証明書及び書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL (excluding ITP) 永久林、州有林及び私有林（産業用造林を除く）	Minor License (for extraction of major forest produce (timber) less than 70 CUM and all minor forest produce). マイナーライセンス（70 m未満の木材及びその他の主要ではない林産物の生産用）	State Forestry Department 州森林局	Applicant 申請者
	Letter of Consent 同意書	Owner 所有者	Applicant 申請者
	Harvesting License for Gazetted Aboriginal Area and Aboriginal Reserve. 先住民地域及び先住民居住地における伐採ライセンス	State Director of Forestry 州森林局長	Applicant 申請者
	Letter of Exemption of Royalty (SL, AL) ロイヤリティ免除認定書（州有林または私有林）	State Director of Forestry 州森林局長	Orang Asli 先住民

資料・監修：マレーシア木材産業庁

## （5）基準5 工場の操業

### ①工場ライセンスの発行

工場ライセンスは、州森林局長が発行する。

木材産業法木材産業規則<sup>15</sup>第3条の規定は、木材加工工場が用地設定、工場の建設及び設立もしくは操業又は操業の維持をするためには、工場ライセンスの申請が必要であると定めている。工場ライセンスは、毎年更新が必要である<sup>16</sup>。

工場ライセンスは、木材加工工場の経営者が州森林局に木材産業規則附則2の様式により申請書を作成して申請する。州森林局は申請の受付をすると、営林署長が工場検査を行い、検査結果を報告書にとりまとめて州森林局長に提出する。検査結果報告書を受領した州森林局長は推奨報告書を作成し、半島マレーシア林業局<sup>17</sup>に提出する。

推奨報告書を受領した半島マレーシア林業局は審査を行い、州森林局長に検査結果を含む意見書の提出を求め、同局はこの意見書及び技術的評価を行った上で、必要に応じて現地調査を行う。さらに同局は、必要に応じて承認のための意見書の変更を要求する。

半島マレーシア林業局が承認した後、州森林局長は、ライセンス及びその他の手数料の支払いを含む条件を提示した上で工場ライセンスの申請を認可し、工場ライセンスを発行する。工場ライセンスには、工場で使用する機械の種類及び台数が記載され、これらの事

<sup>15</sup> Wood-Based Industries Rules 1992

<sup>16</sup> ライセンスの申請方法については、『林業マニュアル』の第15章に必要な手続の解説がなされ、同書の第7.0項では、州森林局がライセンス申請に係る全ての手続きを管理すると説明している。

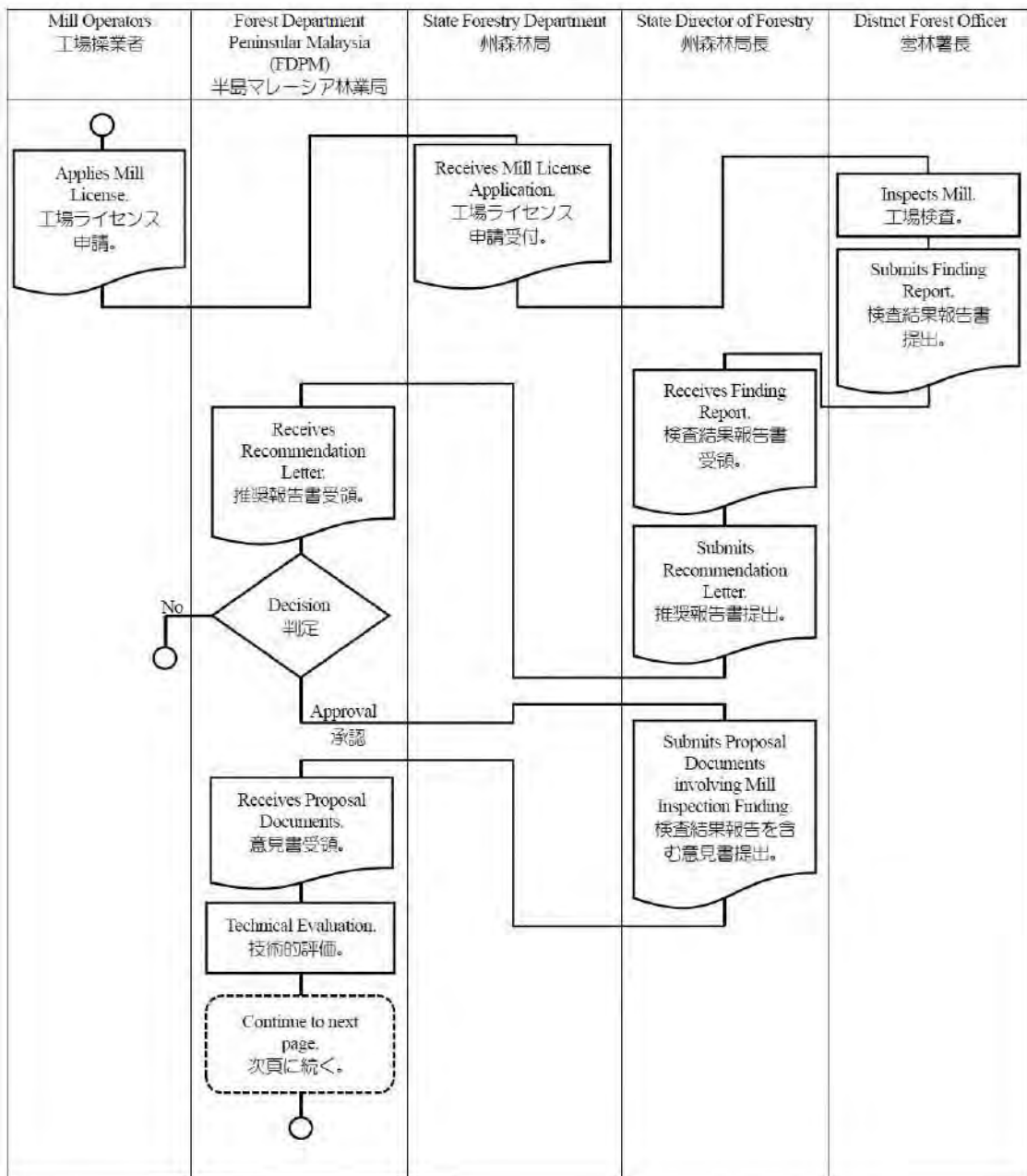
<sup>17</sup> Forest Department Peninsular Malaysia (FDPM)

項は州森林局が登録し管理する。

工場操業者は、工場ライセンスを受領してから工場を操業する。工場操業者は工場を操業している間は、丸太台帳を作成するとともに月別丸太消費・製品生産報告書を作成する。丸太台帳は、森林局職員が毎月工場の操業状況とともにその内容を検査し、森林局職員はそれらの結果を木材加工工場検査報告書としてとりまとめる。また月別丸太消費・製品生産報告書は、工場操業者から営林署長に提出しなければならない。

営林署長は、月別丸太消費・製品生産報告書により、丸太及び原料の生産ラインへの投入量と木材加工品の生産量のバランスを審査し、所定の手続きを経ていない原料の混入がないように監督する。

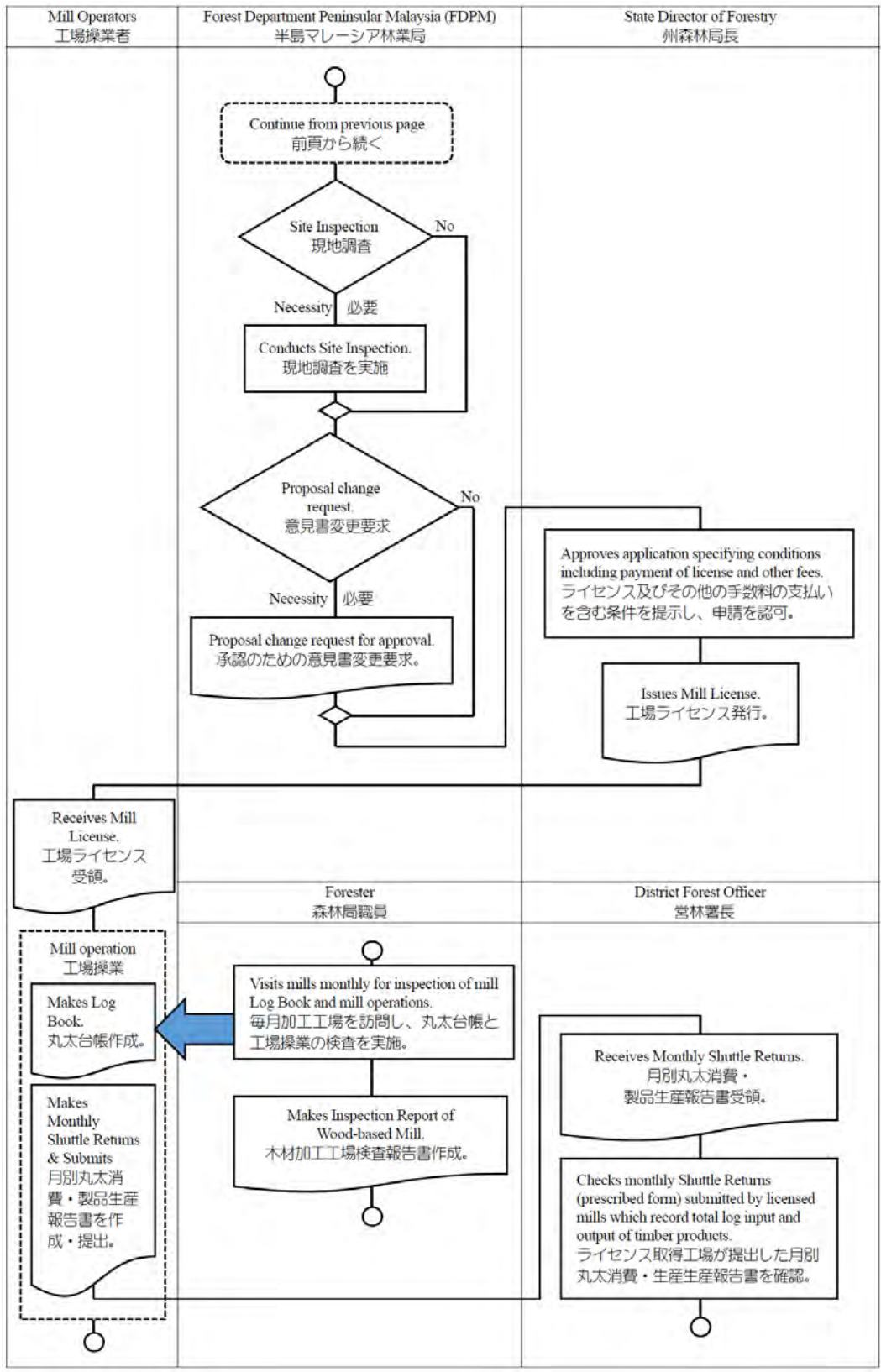
Issuance of Mill License and Conditions for Operation	工場ライセンスの発行及び操業条件
Sources of Timber: PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL)	木材の出所：永久林、州有林、私有林、輸入材及びゴム材（私有林）
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
Issuance of mill operation and condition for operation. - Operations of wood-based mills are required to apply for a mill license from the SFD. - Licensed mill must submit monthly shuttle returns and maintain Log Book (for mills processing logs).	工場操業ライセンスの発行と操業条件 - 木材加工工場の経営者は、州森林局に工場ライセンスの承認を申請しなければならない。 - ライセンスの発給を受けた工場は、月別丸太消費・製品生産報告書を提出し、丸太（工場用原木）台帳を管理しなければならない。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c19 工場ライセンスの発行





資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c19 工場ライセンスの発行（続き）



## 【証明書及び手続書類】

工場ライセンスの発行に要する証明書及び手続書類は次の表のとおりである。

表 4.1.c25 工場ライセンスの発行に要する書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R 永久林、州有林、私有林、輸入及びゴム再造林地	Application Letter for Mill License 工場ライセンス申請書	Mill Operators 工場操業者	State Forestry Department 州森林局
	Finding Report 検査結果報告書	District Forest Officer 宮林署長	State Director of Forestry 州森林局長
	Recommendation Letter 推奨報告書	State Director of Forestry 州森林局長	Forest Department Peninsular Malaysia 半島マレーシア林業局
	Proposal Documents 意見書	State Director of Forestry 州森林局長	Forest Department Peninsular Malaysia 半島マレーシア林業局
	Proposal Additional Request for Approval 承諾のための追加要求提案書	Forest Department Peninsular Malaysia 半島マレーシア林業局	State Director of Forestry 州森林局長
	Mill License 工場ライセンス	State Director of Forestry 州森林局長	Mill Operators 工場操業者
	Log Book 丸太台帳	Mill Operator 工場操業者	Forester 森林局職員
	Monthly Shuttle Returns 月別丸太消費・製品生産報告書	Mill Operator 工場操業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ District Forest Officer</li> <li>▪ Forester</li> <li>▪ 宮林署長</li> <li>▪ 森林局職員</li> </ul>
	Inspection Report of Wood-based Mill 木材加工工場検査報告書	Forester 森林局職員	District Forest Officer 宮林署長

資料・監修：マレーシア木材産業庁

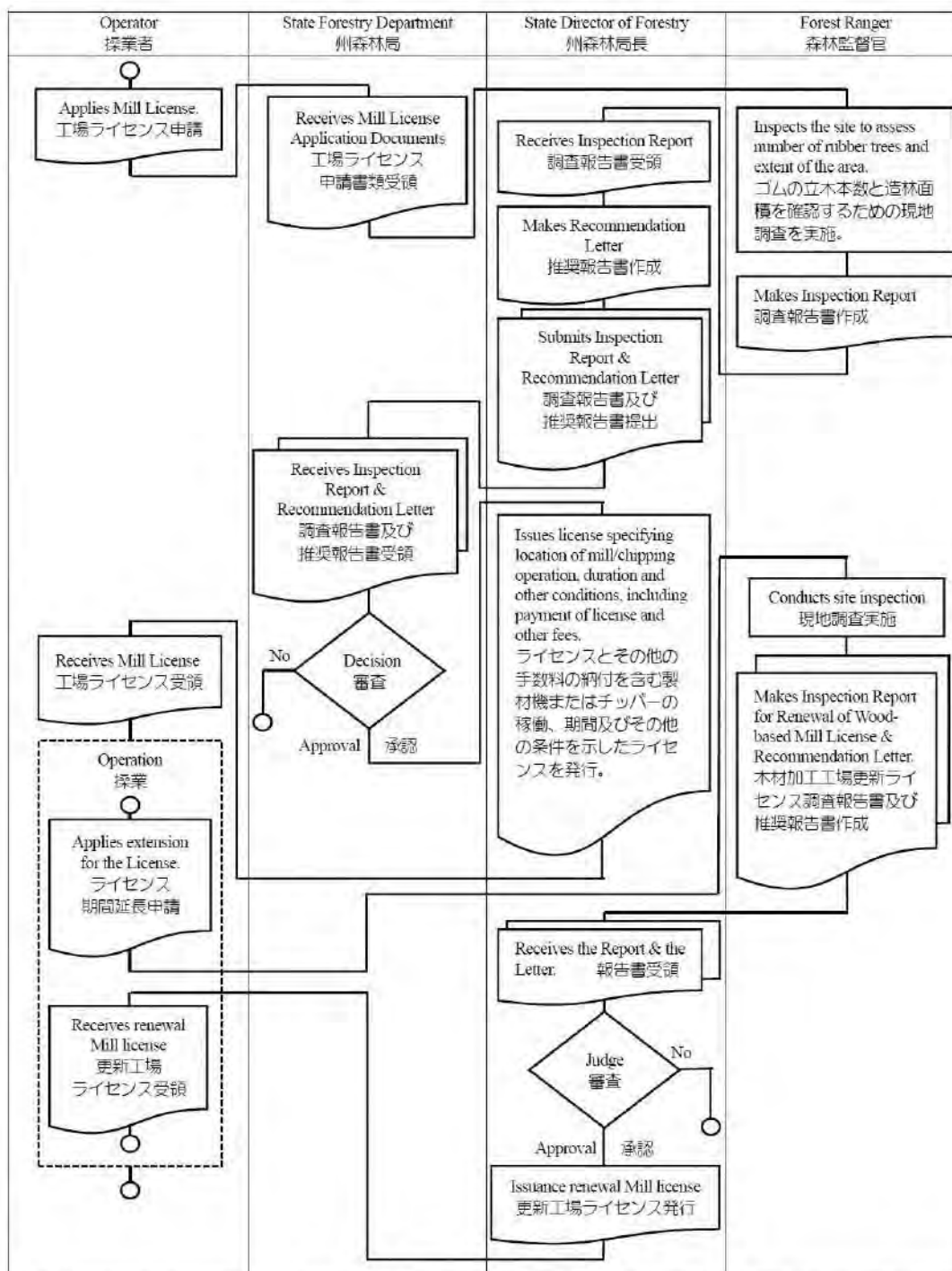
## ②移動式製材所ライセンス及び移動式チップパーライセンスの発行

ゴム丸太の製材又はチップ製造のための移動式製材工場又はチップ工場の操業には、州森林局による工場ライセンスが必要である。このライセンスは、州森林局長が発行する。

移動式工場の操業者は、工場ライセンスを州森林局に申請する。州森林局が申請書を受け付けると、森林監督官が申請のあったゴム造林地においてゴム立木の本数と造林地面積を確認するための調査を実施する。森林監督官は、調査の結果を調査報告書にとりまとめて州森林局長に提出する。調査報告書を受領した州森林局長は、推奨報告書を作成して調査報告書とともに州森林局に提出し、これらを用いて州森林局はライセンス発行の可否を審査する。この審査で承認された申請事案に対して、州森林局長はライセンスを発行する。

移動式工場がライセンスの更新を希望するときは、森林監督官にライセンス期間の延長を申請する。ライセンス期間延長申請を受け付けた森林監督官は、現地調査を実施し、木材加工工場更新ライセンス調査報告書及び推奨報告書を作成して、州森林局長に提出する。これらの報告書を受領した州森林局長は、ライセンスの期間延長の可否を審査し、期間延長を承認したときに更新工場ライセンスを発行する。

Issuance of Mobile Sawmill / Chipper License	移動式製材所・チップパーライセンス
Sources of Timber: RW-R (AL)	木材の出所：ゴム再造林地（私有林）
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
Operator of mobile sawmill / chipper for cutting / chipping of Rubberwood logs is required to apply for a mill license from the SFD.	ゴム丸太の製材またチップ製造のための移動式製材工場またはチップ工場の操業者には、州森林局による工場ライセンスの承認が求められる。



\*This Figure in review to amend by SFD for next compliance audit in 2018.

\*この図は、2018年のコンプライアンス監査のために州森林局による改正を検討中。

資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c20 移動式製材工場ライセンス及び移動式チップパーライセンスの発行手続き

### 【証明書類及び手続き書類】

移動式製材工場ライセンス及び移動式チップパーライセンスの発行手続きに要する証明書類及び手続き書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c26 移動式製材工場ライセンス及び移動式チップパーライセンスの発行手続きに要する証明書類及び手続き書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有林、輸入及びゴム再造林地（私有林）	Application Documents for Mill License 工場ライセンス申請書	Operators 操業者	State Forestry Department 州森林局
	Inspection Report 調査報告書	Forest Ranger 森林監督官	State Directory of Forestry 州森林局長 State Forestry Department 州森林局
	Recommendation Letter 推奨報告書	State Directory of Forestry 州森林局長	State Forestry Department 州森林局
	Mobile Sawmill / Chipper License 移動式製材工場ライセンスまたは移動式チップパーライセンス	State Directory of Forestry 州森林局長	Operators 操業者
	Application Documents for Extension for the License ライセンス期間延長申請書	Operators 操業者	Forest Ranger 森林監督官
	Inspection Report for Renewal of Wood-based Mill License 木材加工工場ライセンス更新検査報告書	Forest Ranger 森林監督官	State Directory of Forestry 州森林局長
	Recommendation Letter 推奨報告書	Forest Ranger 森林監督官	State Directory of Forestry 州森林局長
	Renewal Mill License 更新工場ライセンス	State Directory of Forestry 州森林局長	Operators 操業者

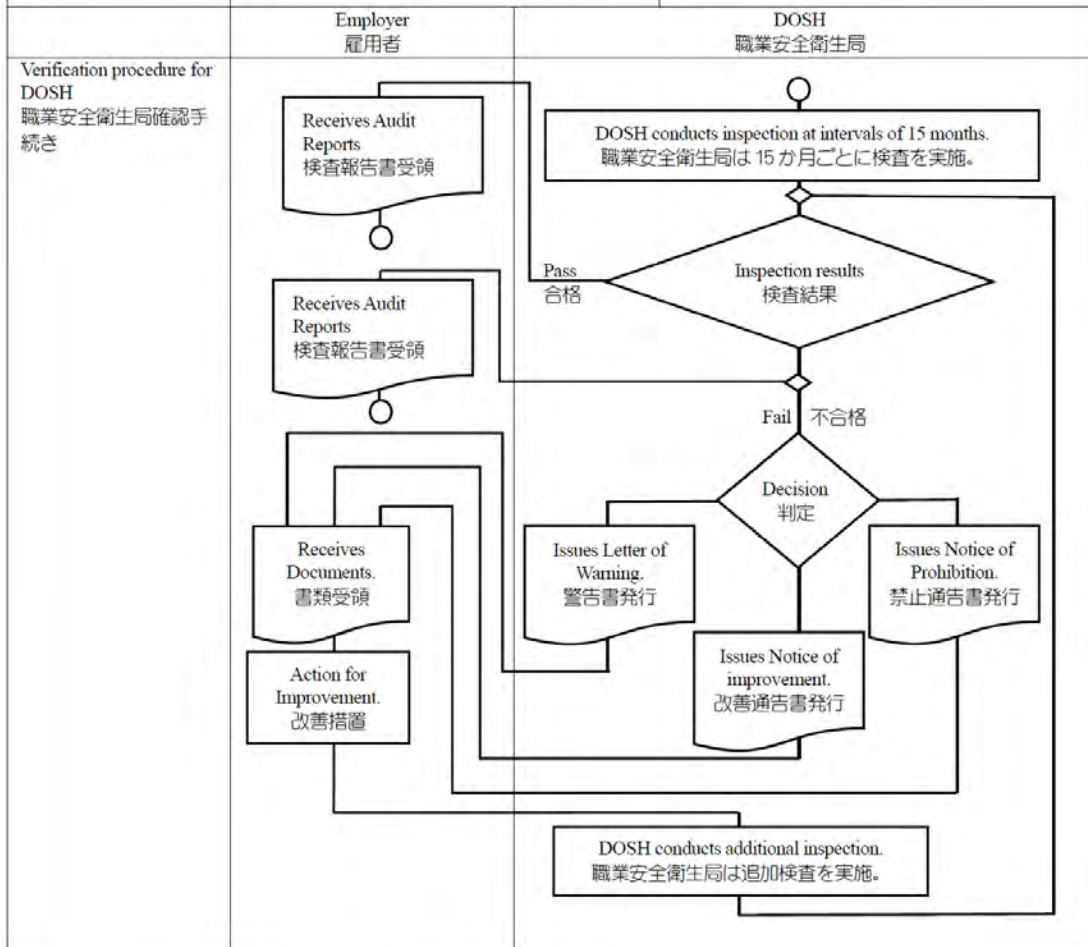
資料・監修：マレーシア木材産業庁

### ③労働安全衛生

工場労働者の安全及び衛生の確保に係る雇用者の義務並びに職業安全衛生局、労働局及び社会保障機構による実地検査、事故対応の各手続きについては「(2) 基準 2 林内作業の⑦労働安全衛生」の項に掲げたものと同じである。ただし、工場の実地検査は、職業安全衛生局が行う検査に森林局が介在しない。さらに、立入検査の頻度は、林内作業の場合は森林局が不定期に行うが、加工工場の場合は職業安全衛生局が 15 か月に一度、定期的に行う。

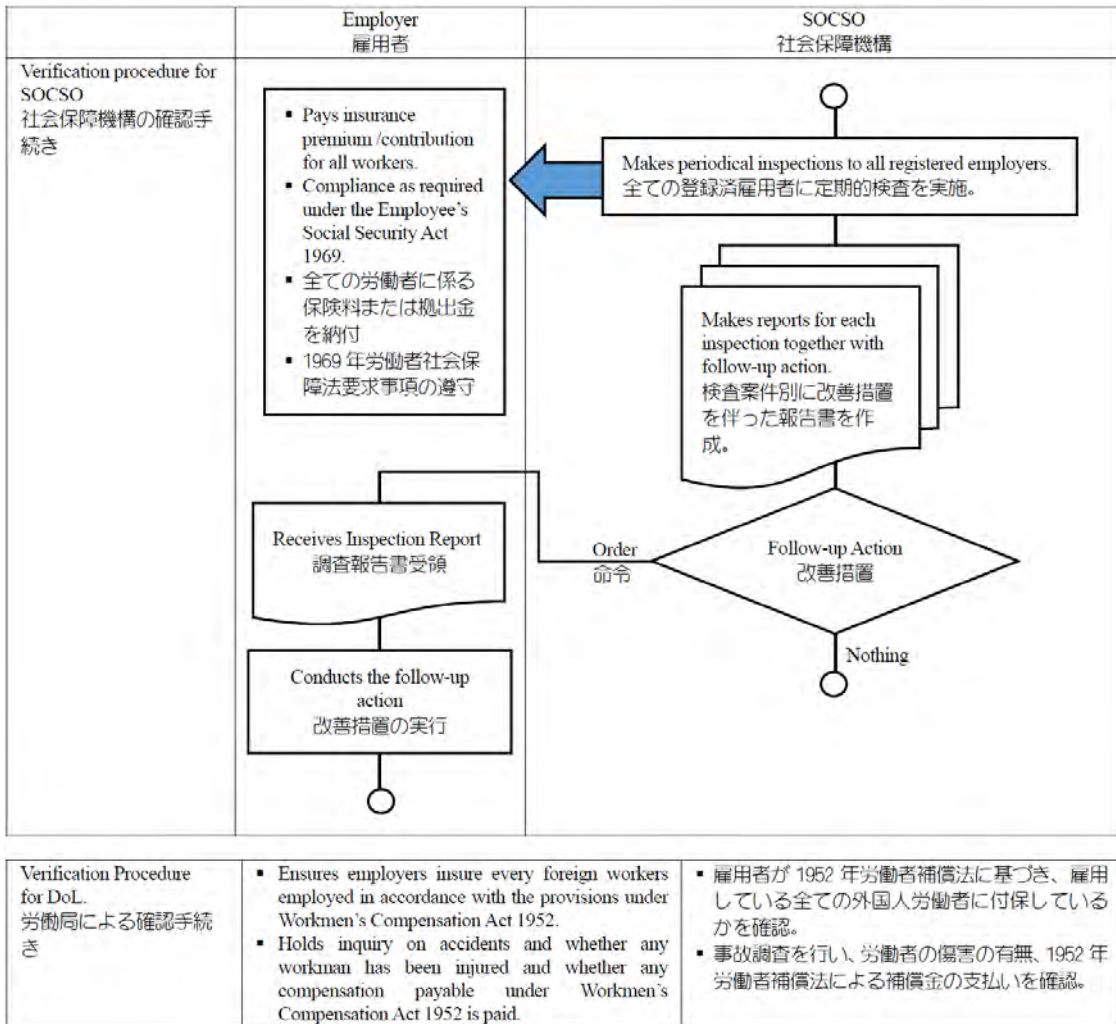
Worker Safety and Health	労働安全衛生
Sources of Timber: PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL)	木材の出所: 永久林、州有林、私有林、輸入材及びゴム林 (私有林)
Responsibility: Department of Occupational Safety and Health (DOSH) Department of Labor (DoL) Social Security Organization (SOCSCO)	所管: 職業安全衛生局 労働局 社会保障機構
*Omitted the criterion writing in this box.	*この欄への基準の記載は省略。

<p>Obligation for Employers 雇用者の義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Pays insurance premium / contribution for all workers.</li> <li>▪ Provides adequate training on safety measures /personnel protective equipment.</li> <li>▪ Undertakes remedial measures as directed by relevant authorities (DOSH &amp; SFD) following their inspection.</li> <li>▪ Submits appropriate report to DOSH / DoL in a timely manner as required.</li> <li>▪ Reports to: <ul style="list-style-type: none"> <li>- SOCSCO</li> <li>- DOSH</li> <li>- DoL</li> </ul> on accidents related to employment immediately.</li> <li>▪ Maintains monthly records of contribution to SOCSCO.</li> <li>▪ Maintains records of worker's training on safety and health showing what training was conducted, who attended and any certificates were awarded.</li> <li>▪ Ensures adequate precaution for worker's safety in the event of fire or other accidents.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 全ての労働者に係る保険料または拠出金を納付する。</li> <li>▪ 安全措置または保護具の適切な訓練を行う。</li> <li>▪ 関係当局（職業安全衛生局及び森林局）の指示による是正措置を実施する。</li> <li>▪ 指定期日内に職業安全衛生局または労働局に適切な報告書を提出する。</li> <li>▪ 雇用に係る事故の報告は、社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局に直ちに報告する。</li> <li>▪ 社会保障機構への納付に係る月別記録を更新・保管する。</li> <li>▪ 労働者の安全衛生訓練について、どのような訓練を実施し、誰が参加し、どのような認定を行ったか記録を更新・保管する。</li> <li>▪ 火災、その他の事故が生じたときの労働者の安全を担保する適切な予防措置を講じる。</li> </ul>
--	--	---



資料・監修：マレーシア木材産業庁

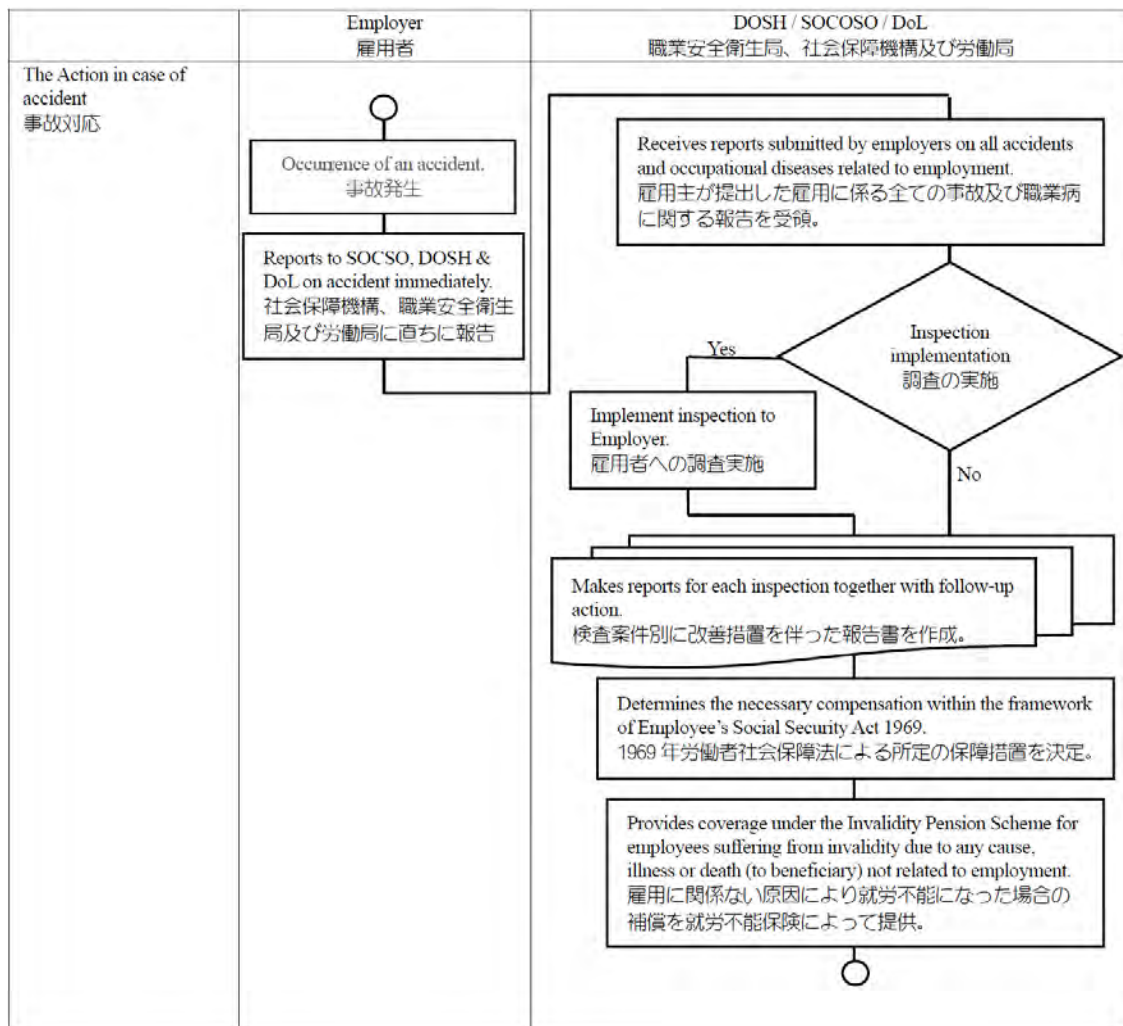
図 4.1.c21 労働者の安全衛生



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c21 労働者の安全衛生（続き）





資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c21 労働者の安全衛生（続き）



**【証明書及び手続書類】**

労働者の安全衛生に係る証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c27 労働者の安全衛生に係る証明書及び書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有 林、輸入及びゴム再造林 地（私有林）	Record of Worker Instructions Training (Managed by Employer) 労働者訓練記録（雇用者により管理）	Employer 雇用者	
	Record of Insurance premium / contribution for workers (Managed by Employer). 労働者の保険料または拠出金に係る記録 （雇用者により管理）	Employer 雇用者	
	Maintains monthly records of contribution to Social Security Organization (SOC SO) 社会保障機構への納付に係る月別台帳	Employer 雇用者	SOC SO 社会補償機構
	Accident Report 事故報告	Employer 雇用者	SOC SO, Department of DOSH & Department of Labor (DoL) 社会保障機構、職業安全 衛生局及び労働局
	Letter of Warning / Notice of Improvement / Notice of Prohibition 警告書、改善通告書または禁止通告書	Department of Occupation Safety and Health (DOSH) 職業安全衛生局	Employer 雇用者
	Audit Report 検査報告書	Department of Occupational Safety and Health 労働衛生衛生局	Employer 雇用者
	Inspection Report 検査報告書	Social Security Organization 社会保障機構	Employer 雇用者

## (6) 基準6 貿易及び税関

### ①企業登録

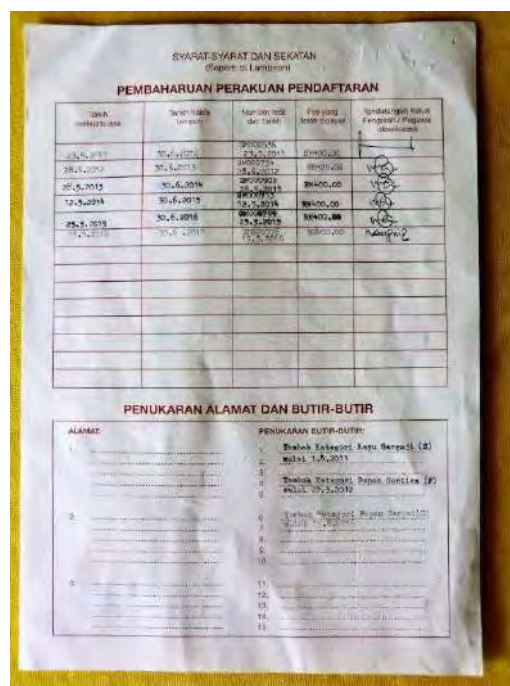
マレーシア木材産業庁設置法<sup>18</sup>第13条第1項の規定は、輸出業者、輸入業者、供給業者、検査業者、製造加工業者、貿易業者、管理業者及び棧橋管理業者の登録義務を、第14条の規定はその登録の申請や承認の手続きを定めている。

事業者がマレーシア木材産業庁に会社登録をするときの前提条件は、登録申請をする事業所の設立が会社法<sup>19</sup>に基づいていること並びにマレーシア会社登記所<sup>20</sup>への登記が完了していること及びマレーシア木材産業庁が認定した八つの木材団体のいずれかに加入していることである。

木材企業は、マレーシア木材産業庁への登録申請のために必要書類を用意し、登録手数料を納付する。この必要書類とは、マレーシア企業登記委員会登録書、1965年会社法様式24及び様式49の書類の写し、マレーシア木材産業庁承認済木材団体会員証明書の写し並びに工場ライセンスの写しであり、木材の輸出を行おうとする企業は、これらに加えて登録済出荷者からの木材産地証明書が必要になる。



写真 4.1.c14 企業登録証



企業登録証の裏面には、登録の更新記録が記載されている。

写真 4.1.c15 企業登録証裏面

<sup>18</sup> Malaysian Timber Industry Board (Incorporation) Act 1973

<sup>19</sup> Companies Act 1965

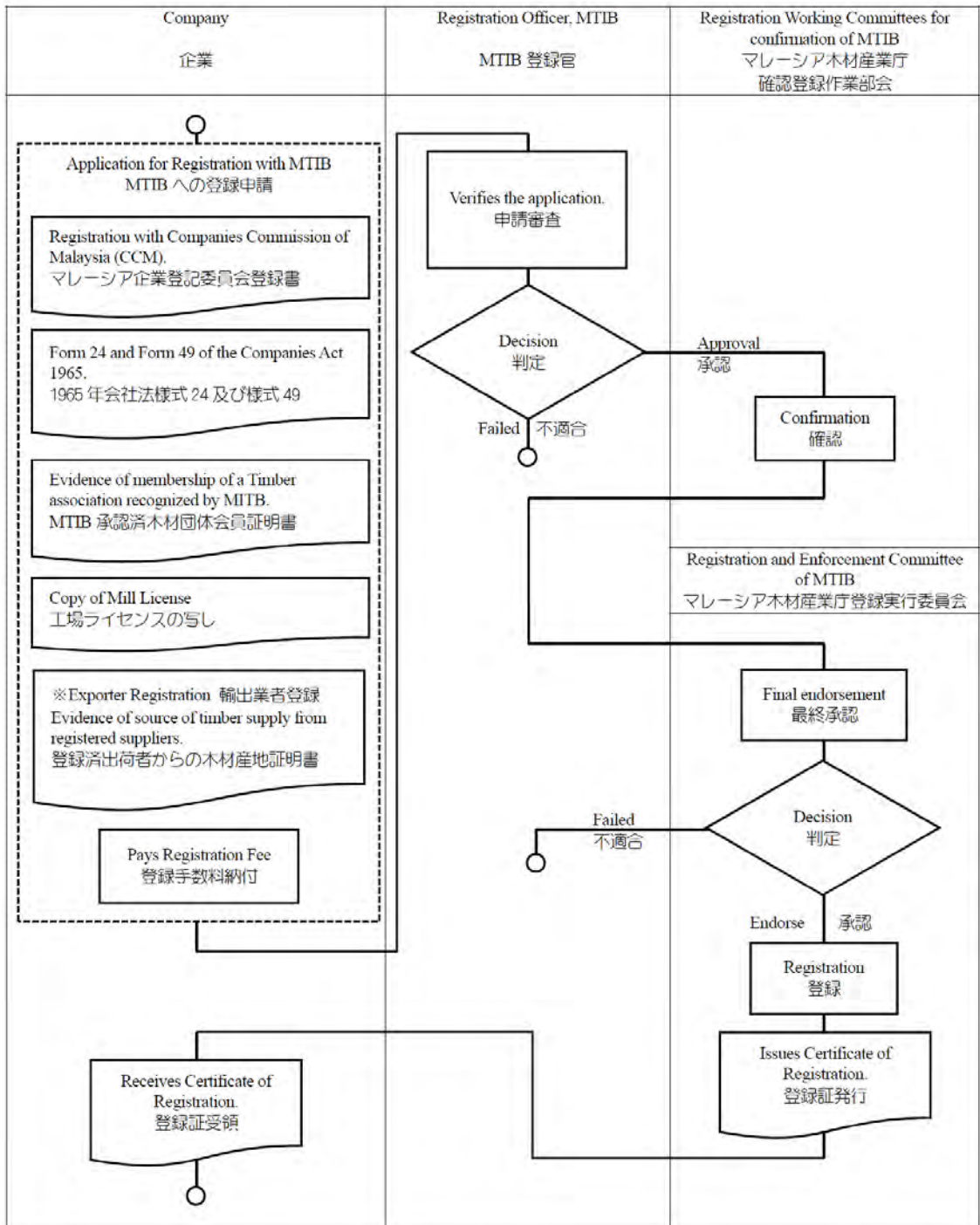
<sup>20</sup> Companies Commission of Malaysia (Suruhanjaya Syarikat Malaysia : SSM))

申請書は、前掲の書類を添付してマレーシア木材産業庁に提出する。提出した申請書は、マレーシア木材産業庁登録官が審査及び判定した上で、承認された申請書を同庁確認登録作業部会に回付する。確認登録作業部会は確認した申請書類を同庁登録実行委員会に回付し、同委員会は申請書類の最終確認と判定を行い、登録するのに適正な企業を登録し、登録書を申請者に発行する。

会社登録証の有効期間は1年以上5年以内で、具体的な有効期間はマレーシア木材産業庁の取締役会が決定する。

企業のマレーシア木材産業庁への登録は、各企業が所持している登録証又はマレーシア木材産業庁が登録企業一覧表に掲げている登録番号により確認できる。

Registration of Companies for Export	輸出のための企業登録
Sources of Timber: PF, SL, AL & RW-R (AL)	木材の出所：永久林、州有林、私有林及びゴム林（私有林）
Responsibility: Malaysian Timber Industry Board (MTIB)	所管：マレーシア木材産業庁
A company intending to export and /or supply and /or process timber is required with MTIB.	輸出、供給または木材加工を行う企業は、MTIB への登録が必要である。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c22 企業登録

## 【証明書類及び手続書類】

企業登録に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c28 企業登録に要する証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有 林、輸入及びゴム再造林 地（私有林）	Application for Registration with MTIB. ■ Registration with Companies Commission of Malaysia (CCM) ■ Form 24 and Form 49 of the Companies Act 1965 ■ Evidence of membership of a Timber association recognized by MTIB. ■ Copy of the Mill License ■ Evidence of source of timber supply form registered suppliers (for Exporter registration) MTIB への登録申請 ■ マレーシア企業登記委員会登録書 ■ 1965 年会社法様式 24 号及び様式 49 号による書類 ■ MTIB 承認済木材団体会員証明書 ■ 工場ライセンスの写し ■ 登録済出荷さからの木材産地証明書（輸出業者登録用）	Company 企業	Registration Officer, MTIB マレーシア木材産業庁登録官
	Certification of Registration 登録証	Registration and Enforcement Committee of MTIB マレーシア木材産業庁登録実行委員会	Company 企業

資料・監修：マレーシア木材産業庁

## ②輸出規制

マレーシア木材産業庁設置法第 18 条 A の規定は、マレーシア木材産業庁への申告の義務及び罰則を、第 18 条 B の規定はマレーシアからの輸出について、第 20 条の規定は輸出に係る課徴金制度を定めている。

さらに輸出禁止品目に係る関税令<sup>21</sup>は、次の表のように規制の範囲を四つの区分により定め、規制区分別の輸出品目を掲げている。

なお、同令附則 2 では、輸出ライセンスの発行を担当する省・局・法定機関を定め、附則 3-1 及び附則 3-2 では輸出方法を定めている。

この他の輸出に係る規則は、マレーシア木材産業庁の木材輸出に係る広報誌（“Timber Export Bulletin”）及びウェブサイトに掲載している。

表 4.1.c29 輸出禁止品目に係る関税令が定める輸出禁止規制の区分

	規制の範囲
附則 1	完全輸出禁止品目。
附則 2	輸出ライセンスがないと輸出できない品目。
附則 3-1	規定された方法以外では輸出できない品目。
附則 3-2	ワシントン条約の規制品目のために規定されている方法以外ではマレーシアから輸出できない品目。

<sup>21</sup> Customs (Prohibition of Exports) Order 2012

#### A. 製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出

製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板をマレーシアの半島部から輸出するときは、マレーシア木材産業庁が発行する輸出ライセンスが必要である。

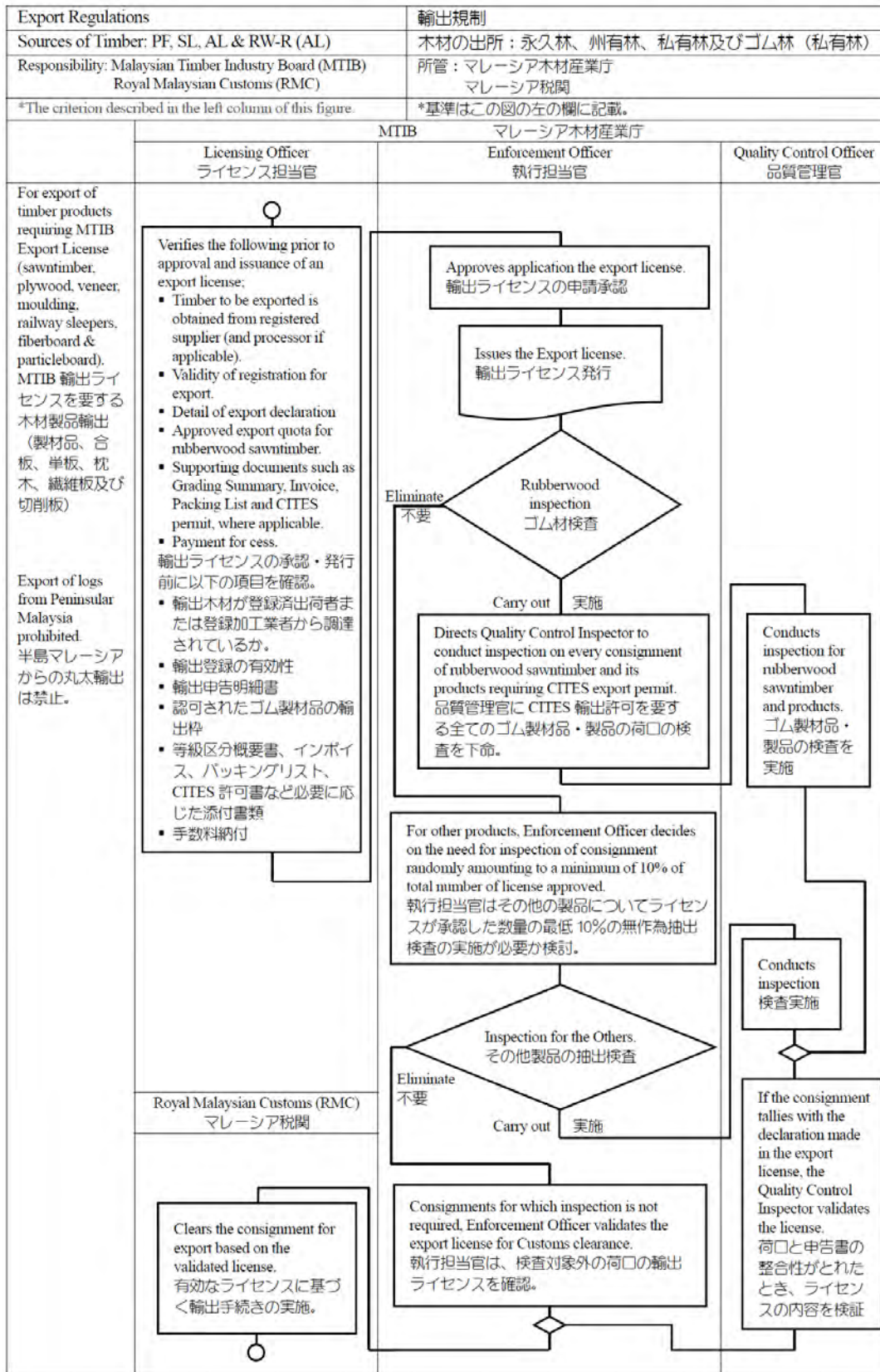
これらの製品を輸出しようとする企業は、輸出ライセンスをマレーシア木材産業庁のウェブサイトを利用して電子申請する。マレーシア木材産業庁のライセンス担当官は、各申請について輸出ライセンスの承認及び発行を行う前に、輸出木材の登録済出荷者又は登録加工業者からの調達、輸出登録の有効性、輸出申告明細書、認可されたゴム製材品の輸出枠、等級区分概要書、インボイス及びパッキングリスト並びに CITES 許可書その他の必要な添付書類及び手数料の納付を確認する。

これらの確認が完了すると、同庁執行担当官が輸出ライセンスの申請の承認及び発行を行う。執行担当官は、ゴム材製品については同庁品質管理官による全数検査を行う。ゴム材製品以外の木材製品については執行担当官がライセンスで承認した数量の最低 10% を無作為抽出する検査の必要性を検討し、この検査が不要な場合は執行担当官が検査対象外の荷口の輸出ライセンスを確認し、一方でこの検査が必要な場合は品質管理官が抽出検査を行う。品質管理官が行うゴム材製品及び木材製品の無作為抽出検査では、荷口と申告書の整合性を検証する。

その後、マレーシア王国税関は、マレーシア木材産業庁が発行した輸出ライセンスの内容と輸出品の整合性を確認した上で通関手続きを行う。

なお、ゴム材製品を輸出するときは、マレーシア木材産業庁にゴム農園経営者との間で取り交わしたゴム丸太の生産に係る同意書を得ていること及び原料のゴム丸太は樹液の採取を終えた廃材であることを申告して、ゴム材合法性証明書証明書（図 4.1.8）を取得する必要がある。





資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c23 製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出手続き

**【証明書及び手続書類】**

製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出ライセンス取得に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c30 製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出ライセンス取得手続に要する書類

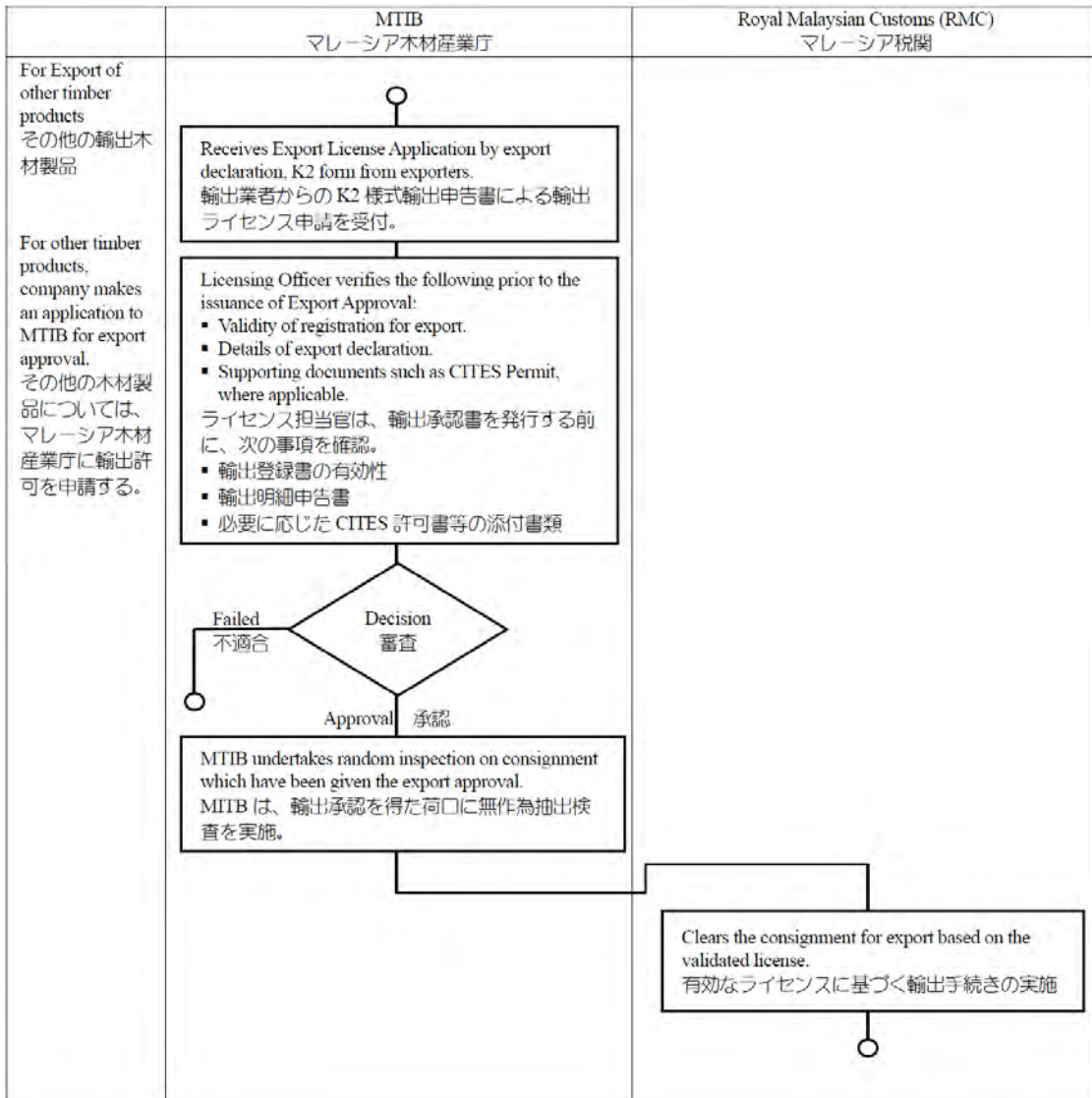
Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有林、輸入及びゴム再造林地（私有林）	Export License Application documents and f documents to verify prior to approval and issuance of an Export License. <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Timber to be exported is obtained from registered supplier.</li> <li>▪ Validity of registration for export.</li> <li>▪ Export Declaration and its detail.</li> <li>▪ Supporting documents such as Grading Summary, Invoice, packing List and CITES permit.</li> </ul> 輸出ライセンス申請書及び輸出ライセンスの承認及び発行前に確認する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 輸出木材が登録済出荷者または登録加工業者から調達されているが。</li> <li>▪ 輸出登録の有効性</li> <li>▪ 輸出申告及び同明細書</li> <li>▪ 等級区分概要書、インボイス、パッキングリスト、CITES 許可書など必要に応じた添付書類。</li> </ul>	Company 企業	Licensing Officer, MTIB マレーシア木材産業庁ライセンス担当官
	Export License 輸出ライセンス	Enforcement Officer, MTIB マレーシア木材産業庁執行担当官	Company 企業

資料・監修：マレーシア木材産業庁

## B. その他の木材製品の輸出

製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板以外の木材製品を輸出しようとするときは、K2 様式輸出申告書をマレーシア木材産業庁に提出して輸出許可申請をする。

K2 様式輸出申告書を受け付けた同庁のライセンス担当官は、輸出登録書の有効性、輸出明細申告書の内容及び CITES 許可書等必要に応じた書類の内容を審査し、書類が適正であれば荷口の無作為抽出検査を行い、税関手続の開始を許可する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c24 その他の製品の輸出手続き

## 【証明書及び手続書類】

その他の木材製品の輸出ライセンス取得に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c31 その他の木材製品の輸出ライセンス取得に係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有林、輸入及びゴム再造林地（私有林）	Export License Application documents and documents to verify prior to approval and issuance of an Export License. ▪ Export Declaration and its detail. ▪ Validity of registration for export ▪ Supporting documents such as CITES permit, which applicable 輸出ライセンス申請書及び輸出ライセンスの承認及び発行前に確認する書類 ▪ 輸出申告及び同明細書 ▪ 輸出登録の有効性 ▪ CITES 許可書等必要に応じた添付書類	Company 企業	MTIB マレーシア木材産業庁
	Export License 輸出ライセンス	MTIB マレーシア木材産業庁	Company 企業

資料・監修：マレーシア木材産業庁

## ③輸入規制

マレーシア木材産業庁設置法第 18 条 A の規定は、木材の輸入に係るマレーシア木材産業庁への申告の義務及び違反に対する罰則を定めている。

輸入禁止品目に係る関税令<sup>22</sup>は、次の表の規制区分別に輸入禁止品目を定めている

さらに、植物防疫法<sup>23</sup>は、植物検疫の対象品目及び検疫検査に係る事項を規定している。

表 4.1.c32 輸入禁止品目に係る関税令が定める輸入禁止規制の区分

	規制の範囲
附則 1	完全輸入禁止品目。
附則 2-1	輸入ライセンスがないとマレーシアに輸入できない品目。
附則 2-2	輸入ライセンスがないとマレーシアに輸入できないが、自由貿易区では規制を適用しない品目。
附則 2-3	輸入ライセンスがないとマレーシアに輸入できないが Labuan、Langkawi、Tioman 及び特定自由貿易区では規制を適用しない品目。
附則 3-1	規定された方法以外での輸入ができない品目。
附則 3-2	規定された方法以外での輸入はできないが、自由商業地区では規制が適用されない品目。
附則 3-3	ワシントン条約の規制により規定した方法以外ではマレーシアに輸入できない品目。
附則 4-1	マレーシアの基準及びマレーシア連邦当局によって承認された基準に基づいた方法以外ではマレーシアに輸入できない品目。
附則 4-2	マレーシアの基準及びマレーシア国当局が承認したその他の基準に基づいた方法以外ではマレーシアに輸入できないが、自由商業地区では規制を適用しない品目。

なお、マレーシアでは、特定諸国からの丸太輸入を禁止している。これに関しては、農業局（Department of Agriculture）が適宜発する植物検疫に関する通達及びマレーシア木材産

<sup>22</sup> Customs (Prohibition of Imports) Order 2012

<sup>23</sup> Plant Quarantine Act 1976

業庁の通達により公表している。

#### A.丸太及び角材の輸入

丸太及び小割物を含む角材を輸入するときは、K1様式による通関手続を行う前に、マレーシア木材産業庁から輸入ライセンスを取得しなければならない。

このため、丸太及び角材を輸入しようとする輸入業者は、マレーシア木材産業庁に木材輸入申請と輸入ライセンス申請を行う。

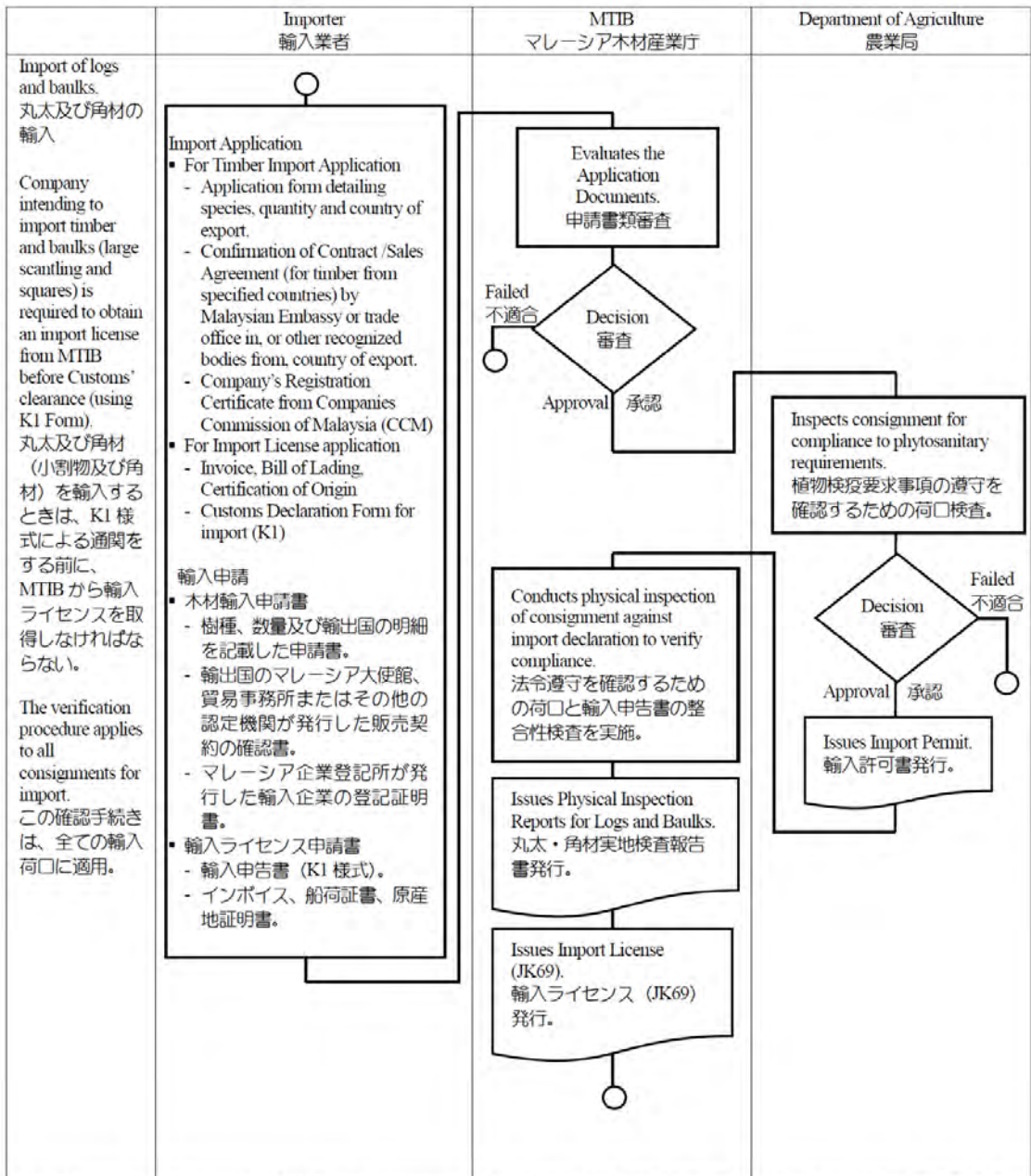
輸入申請書は、輸入業者が樹種、数量及び輸出国の明細を記載した申請書、輸出国のマレーシア大使館、貿易事務所又はその他の認定機関が発行した販売契約の確認書及びマレーシア企業登記所が発行した輸入企業の登記証明書によって構成し、輸入ライセンス申請書は輸入申告書(K1様式)、インボイス、船荷証書及び原産地証明書により構成している。

輸入業者から申請を受けたマレーシア木材産業庁は、書類審査を行う。この書類審査が終わると、農業局は植物検疫要求事項の遵守を確認するための荷口検査を行い、その結果が適正であれば輸入許可書をマレーシア木材産業庁に発行する。

農業書からの輸入許可書を受けたマレーシア木材産業庁は、法令遵守を確認するための荷口と輸入申告書の整合性検査を行い、丸太・角材実地調査報告書とともに輸入ライセンスを発行する。



Import Regulations	輸入規制
Sources of Timber: Imp	木材の出所：輸入材
Responsibility: Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Royal Malaysian Customs (RMC) Department Agriculture (DoA)	所管：マレーシア木材産業庁 マレーシア税関 農業局
<ul style="list-style-type: none"> <li>Import of logs from certain countries is prohibited based on phytosanitary requirements as specified by DoA or based on relevant circulars issued by MTIB.</li> <li>Company intending to import timber products which are subject to phytosanitary requirements by DoA, is required to obtain an import permit from DoA.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定諸国からの丸太輸入は、農業局の植物検疫規制またはマレーシア木材産業庁の関連通達により禁止されている。</li> <li>農業局の植物検疫規制の対象になっている木材製品の輸入をする企業は、農業局の輸入許可を取得する必要がある。</li> </ul>



\*This Figure in review to amend by MTIB for next compliance audit in 2018.

\*この図は、2018年に予定しているコンプライアンス監査のためにマレーシア産業界による改正を検討中。

資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c25 丸太及び角材の輸入ライセンス発行手続き



## 【証明書類及び手続書類】

丸太及び角材の輸入ライセンス発行手続きに係る証明書類及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c33 丸太及び角材の輸入ライセンス発行手続きに係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Imp 輸入	Timber Import Application - Application form detailing species, quantity and country of export. - Confirmation of Contract /Sales Agreement (for timber from specified countries) by Malaysian Embassy or trade office in, or other recognized bodies from, country of export. - Company's Registration Certificate from Companies Commission of Malaysia (CCM) 木材輸入申請 ▪ 樹種、数量及び輸出国の明細を記載した申請書。 ▪ 輸出国のマレーシア大使館、貿易事務所またはその他の認定機関が発行した販売契約の確認書 ▪ マレーシア企業登記所が発行した輸入企業の登記証明書	Importer 輸入業者	MTIB マレーシア木材産業庁
	Import License Application - Invoice, Bill of Lading, Certification of Origin - Customs Declaration Form for import (K1) 輸入ライセンス申請書 ▪ 輸入申告書 (K1 様式) ▪ インボイス、船荷証券、原産地証明書	Importer 輸入業者	MTIB マレーシア木材産業庁
	Import Permit 輸入許可書	Department of Agriculture 農業局	MTIB マレーシア木材産業庁
	Physical Inspection Reports for Log and Baulks 丸太角材実地検査報告書	MTIB マレーシア木材産業庁	
	Import License (JK69) 輸入ライセンス (JK69)	MTIB マレーシア木材産業庁	Importer 輸入業者

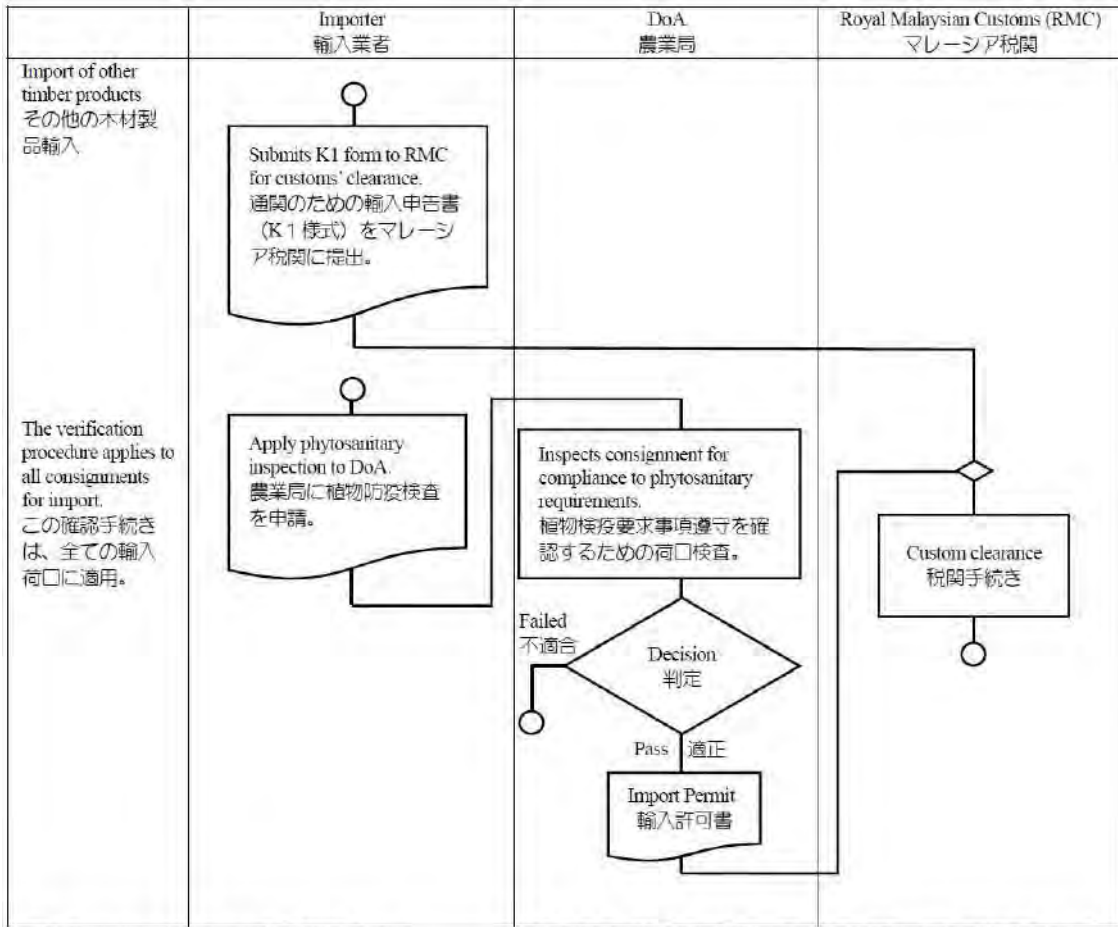
資料・監修：マレーシア木材産業庁

## B.その他の木材製品の輸入

輸入業者が丸太及び角材以外の木材製品を輸入するときは、通関のための輸入申告書 (K1 様式) を税関に提出するとともに、農業局に植物防疫検査を申請する。

植物防疫検査の申請を受けた農業局は、植物検疫要求事項遵守を確認するための荷口検査を行い、その荷口が適正であれば輸入許可書を発行する。

税関は、農業局からの輸入許可書が発行された荷口について、輸入業者からの輸入申告に基づく税関手続きを開始する。



\*This Figure in review to amend by MITB for next compliance audit in 2018.

\*この図は、2018年に予定しているコンプライアンス監査のためにマレーシア産業界による改正を検討中。

資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c26 その他の木材製品の輸入手続き

**【証明書及び手続書類】**

その他の木材製品の輸入に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c34 その他の木材製品の輸入手続きに係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Imp 輸入	Import Declaration Form (K1) 輸入申告書 (K1 様式)	Importer 輸入業者	Royal Malaysian Custom (RMC) マレーシア税関
	Phytosanitary Application 植物防疫検査申請	Importer 輸入業者	Department of Agriculture 農業局
	Import Permit 輸入許可書	Department of Agriculture 農業局	Royal Malaysian Custom (RMC) マレーシア税関

資料・監修：マレーシア木材産業庁

#### ④サラワク州産材

半島部木材合法性保証システムもサバ州木材合法性保証システムと同様にサラワク州産材の取扱基準を設けている。

この基準はEUからの要請により設定された。すなわち、EUはサラワク州木材合法性確認システム（Sarawak Timber Legality Verification System）は、EUの要求を満たしていると評価していないため、EU向け木材製品にサラワク州産材が混入しないように設定されたサラワク州木材合法性確認システムがEUに認められるようになるまでの暫定基準である。

この基準は木材取扱企業に、EU向け荷口にサラワクから移入した木材が含まれていないことを確認すること、税関申告書（K3）をマレーシア木材産業庁に提出し、木材が港に到着する前に実地調査を依頼すること、サラワク州産材のバイヤー、販売及び流通並びに加工木材製品への使用を記録すること、EU向けに木材を輸出するときは、FLEGTライセンスとともに輸出された製品には、サラワク州産材の使用又は混入が決してない旨の宣誓を行うことを求めている。

木材取扱企業がサラワク州産材を移入するときは、マレーシア木材産業庁に税関申告書（K3）を提出するとともに、農業局に植物防疫要求事項の遵守検査を要請する。これらの申請及び要請を受けて、マレーシア木材産業庁は実地調査を、農業局は荷口検査を実施する。これらの調査及び検査により適正な結果が得られたときは、税関は半島マレーシアでの荷口の自由な流通を承認する。

ただし、その後もサラワク州産材を取り扱う企業は、サラワク州産材のバイヤー、販売及び流通並びに加工木材製品への使用を記録し、EU向け木材製品へのサラワク州産材木材の使用又は混入を防止しなければならない。マレーシア木材産業庁は、企業のサラワク州産材又はそれを使用した木材製品のバイヤー、販売・流通の記録を実施していること及びこれらにFLEGTライセンスを発行していないことを確認している。

サラワク州産材の取扱いに関係する法令は、次の4つである。

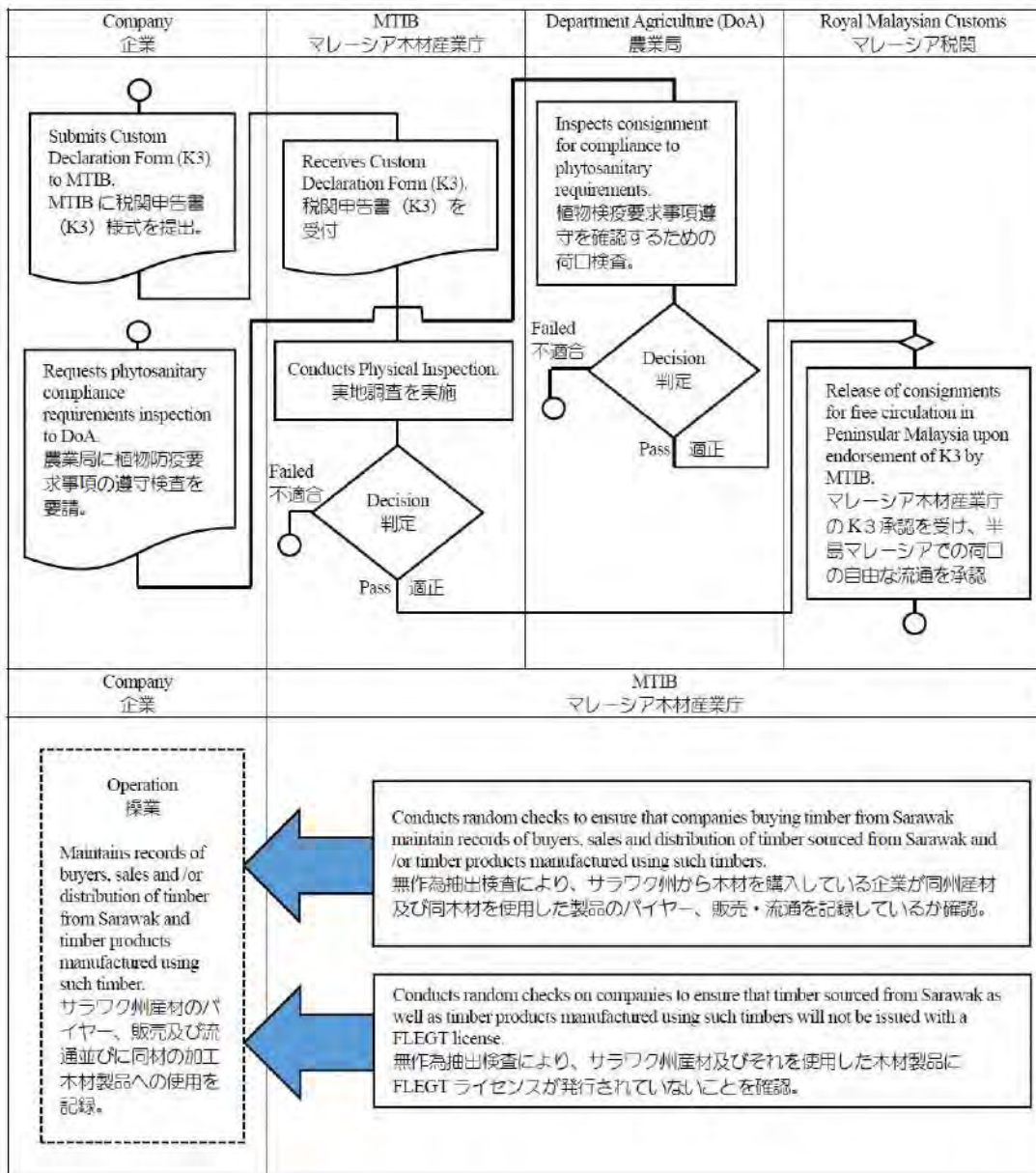
- 関税法（Customs Act 1967）
- マレーシア木材産業局設置法
- 植物検疫法（Plant Quarantine Act 1976）
- マレーシア木材産業局通達<sup>24</sup>

関税法、マレーシア木材産業局設置法及び植物検疫法では、サラワク州産材を特定した規定がない。しかし、マレーシア木材産業局の通達は、サラワク州産材を検疫対象動植物に準じて位置づけ、その対処方法を通達で示している。

---

<sup>24</sup> VPA/FLEGTによるサラワク州から半島マレーシア、サバ州への移動に関する手続き（マレーシア木材産業局 circular “Procedures for timber from Sarawak into Peninsular Malaysia and Sabah under the VPA/FLEGT”）

Timber from Sarawak	サラワク産木材
Sources of Timber: PF, SL & AL	木材の出所：永久林、州有林及び私有林
Responsibility: Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Royal Malaysian Customs (RMC) Department Agriculture (DoA)	所管：マレーシア木材産業庁 マレーシア税関 農業局
<ul style="list-style-type: none"> <li>Company operating in Peninsular Malaysia ensures that no timber brought in from Sarawak is included in export consignments shipped to the EU.</li> <li>Company submits Custom Declaration form (K3) to MTIB and requests for physical inspection upon arrival of timber at port of entry.</li> <li>Company maintains records of buyers, sales and /or distribution of timber from Sarawak and timber products manufactured using such timber.</li> <li>Timber exporter to EU must declare that the products exported with a FLEGT license do not contain or include any timber sourced from Sarawak.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>半島マレーシアで操業している企業は、EU 向け荷口にサラワクから移入した木材が含まれていないことを確認する。</li> <li>企業は税関申告書 (K3 様式) を MTIB に提出し、木材が港に到着する前に実地調査を依頼する。</li> <li>企業は、サラワク木材のバイヤー、販売及び流通並びに同材の加工木材製品への使用を記録。</li> <li>EU 向けに木材を輸出するときは、FLEGT ライセンスとともに輸出された製品にはサラワク州産材が決して使用されたり、混入したりしていないことを宣誓する。</li> </ul>



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c27 サラワク州産材に係る手続き



## 【証明書及び手続書類】

サラワク州産材の取扱いに係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c35 サラワク州産材の取扱いに係る証明書及び手続書類

Forest Type / Source of Timber 森林区分 / 木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit / Issuance 提出者または発行元	Recipient / Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL 永久林、州有林及び私有林	Custom Declaration Form (K3) 通関申告書 (K3 様式)	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁
	Application Documents for Phytosanitary Inspection 植物防疫検査申請書	Company 企業	Department of Agriculture 農業局
	Records of buyers, sales and distribution of timber from Sarawak. サラワク州産材の販売者、販売及び流通の記録	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁
	Records of Sarawak timber consume volume for manufacturing. 加工用サラワク州産材消費量の記録	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁
	Records of FLEGT License (For Random checks on companies to ensure that timber sourced from Sarawak as well as timber products manufactured using such timbers will not issued with a FLEGT license.) FLEGT ライセンスの記録 (サラワク州産材及びそれを使用した木材製品に FLEGT ライセンスが発行されていないことを確認する無作為抽出検査のために使用)。	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁

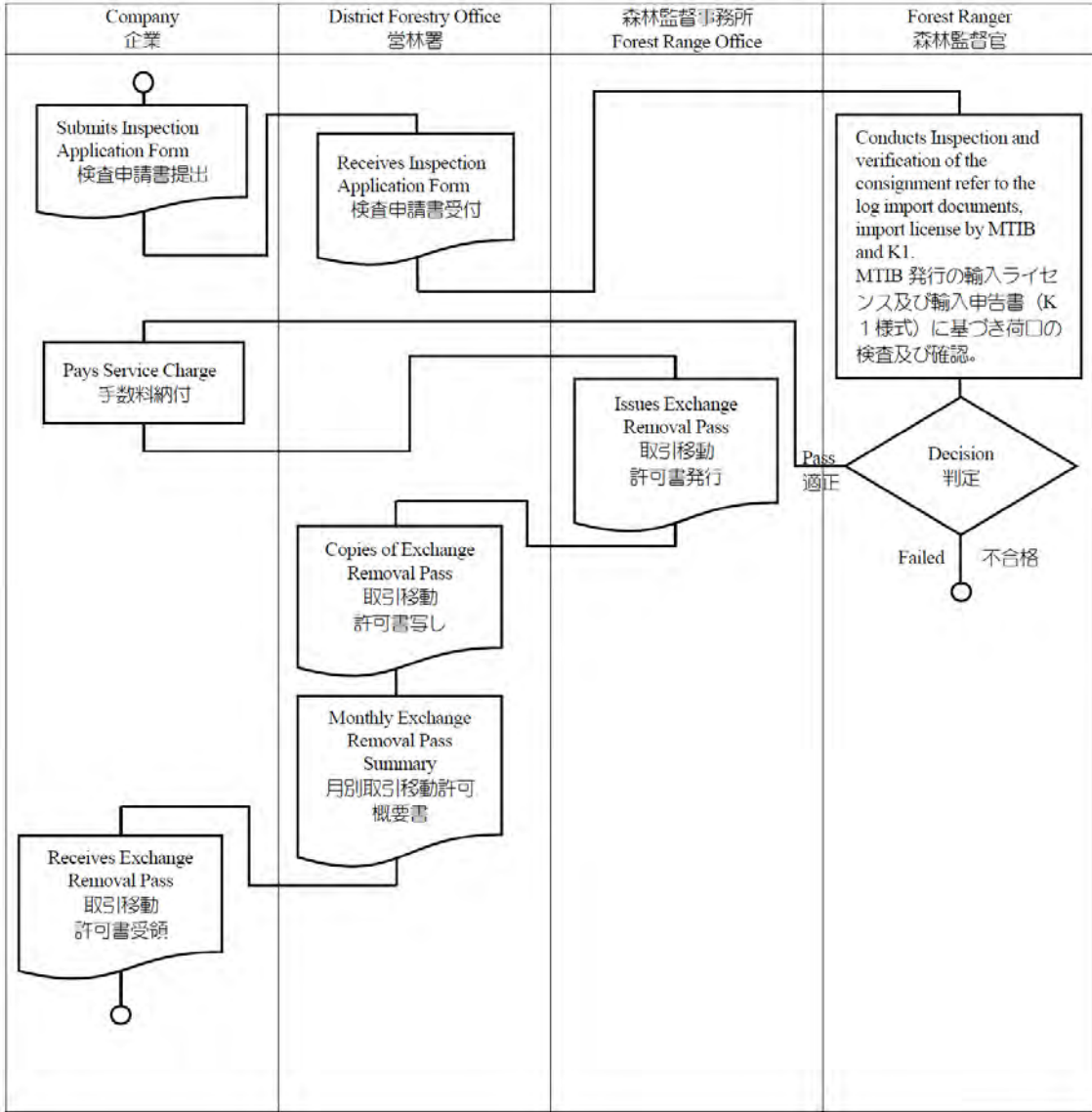
資料・監修：マレーシア木材産業庁

### ⑤ 輸入丸太の輸送

輸入業者は、通関手続きを行った場所から指定の加工工場に輸入丸太を輸送するときは、輸送する前に最寄りの営林署に申請し、輸入丸太の荷口検査を受けた上で木材移動許可書又は取引移動許可書の発行を受けなければならない。

丸太を輸入しようとする企業が営林署に検査申請書を提出すると、森林監督官はマレーシア木材産業庁発行の輸入ライセンス及び輸入申告書 (K1 様式) に基づき、荷口の検査及び確認を行う。この荷口検査が完了すると企業は手数料を納付し、手数料の納付を確認した森林監督事務所が取引移動許可書を発行し、営林署が月別取引移動許可書概要書を作成した上で企業に取引移動許可書が送付される。

Transportation of Imported Logs	輸入丸太の輸送
Sources of Timber: Imp	木材の出所：輸入材
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
Importer of logs applies to the nearest DFO to inspect the consignment of importer logs for the issuance of a Removal Pass or an Exchange Removal Pass before the logs are transported from the port of entry to the designated mills.	輸入業者は、通関手続きを行った場所から指定の加工工場に丸太を輸送するときは、輸送する前に最寄りの営林署に申請し、輸入丸太の荷口検査を受けた上で木材移動許可書または取引移動許可書の発行を受ける。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c28 輸入丸太の輸送手続き



## 【証明書及び手続書類】

輸入丸太の輸送手続きに係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c36 輸入丸太の輸送手続きに係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Imp 輸入材	Inspection Application Form 検査申請書	Company 企業	District Forestry Office 営林署
	Removal Pass or Exchange Removal Pass 移動許可書または取引移動許可書	Forest Range Office 森林監督事務所	Company 企業
	Copies of Removal Pass or Exchange Removal Pass 移動許可書または取引移動許可書の写し	Forest Range Office 森林監督事務所	District Forestry Office 営林署
	Monthly Removal Pass or Exchange Removal Pass Summary 月別移動許可書または取引移動許可概要書	District Forestry Office 営林署	—

資料・監修：マレーシア木材産業庁

### 4.1.c.3 森林認証

半島部の森林認証は、FSC 及び MTCS により行われている。半島部のスキーム別森林認証面積は、FSC が 12 万 6,940ha (2 件)、MTCS は 383 万 6,731ha で、合計面積は 396 万 3,731ha である。半島部の認証林は、MTCS によるものが 97%を占めている。認証面積が広い MTCS の森林認証の 91%にあたる 347 万 2,863ha は、4 つの州でそれぞれの州森林局が管理する森林である。

半島部のスキーム別 CoC 認証事業体数は、FSC が 160 件、MTCS は 366 件、合計 496 件である。

表 4.1.c37 半島部の森林認証面積、CoC 認証事業体数

(ha、件)

	森林認証取得事業体名	認証面積	CoC 認証事業体数
FSC	Pesama Timber Corporation Sdn. Bhd.	20,243	160
	Kumpulan Pengurusan Kayu Kayan Terengganu Sdn. Bhd.	106,697	
	計	126,940	
MTCS	SIRIM QAS International Sdn. Bhd.	334,983	366
	Negeri Sembian State Forestry Department	155,825	
	Pahang State Forestry Department	1,563,933	
	Perak State Forestry Department	998,306	
	Selangor State Forestry Department	238,747	
	Terengganu State Forestry Department	544,937	
計	3,836,731		
合計		3,963,671	496

注:FSCはForest Stewardship Council、MTCSはMalaysian Timber Certification Schemeの略。

資料：2017年11月現在のFSCウェブサイト (<http://www.info.fsc.org>) 及びMTCC (Malaysian Timber Certification Council) 提供資料

#### 4.1.c.4 木材市場

##### (1) 木材需給動向

###### ①概要

2016年の半島部の丸太生産量は、445万1,000m<sup>3</sup>であった。半島部においては、丸太はほぼ半島産のものが使われており、輸出入量はわずかである。過去5年間における半島部の名目丸太消費量は、おおよそ410万m<sup>3</sup>から450万m<sup>3</sup>の水準で推移している。

2016年の半島部における製材品の生産量は、248万5,000m<sup>3</sup>であった。製材品は輸出割合が徐々に増加する傾向にあり、製材品生産量に対する輸出量の割合は、2012年の37%から毎年拡大し、2016年には51%と半数を上回るようになった。

2016年の半島部における合板の生産量は、36万4,000m<sup>3</sup>であった。半島部の合板生産量は減少傾向にあり、2016年の生産量は2012年の41万5,000m<sup>3</sup>に対して12%減少した。一方で合板輸入量は増加傾向にあり、2016年の合板輸入量は前年の倍以上、100万m<sup>3</sup>を上回る量が記録されている。

表 4.1.c38 半島部の主要林産物需給動向

(1,000m<sup>3</sup>)

		2012	2013	2014	2015	2016
丸太	生産量	4,468	4,084	4,115	4,341	4,451
	輸入量	35	24	27	21	14
	輸出量	10	8	12	16	4
	名目消費量	4,493	4,100	4,130	4,346	4,461
製材品	生産量	2,790	2,502	2,457	2,511	2,485
	輸入量	295	250	226	244	228
	輸出量	1,019	1,049	1,097	1,254	1,255
	名目消費量	2,066	1,703	1,586	1,501	1,458
合板	生産量	415	381	381	425	364
	輸入量	327	269	411	487	1,003
	輸出量	189	206	233	235	289
	名目消費量	553	444	559	677	1,078
単板	生産量	62	92	141	68	94
	輸入量	131	106	114	123	103
	輸出量	11	4	6	10	15
	名目消費量	182	194	249	181	182

資料：マレーシア木材産業庁

## ②丸太の生産動向

過去 10 年間の丸太生産量は、400 万 m<sup>3</sup> をやや上回る水準で推移している。丸太生産量が最も多かったのは 2012 年の 446 万 8,000m<sup>3</sup>、最も少なかったのは「リーマンショック」の影響で需要がにぶった 2009 年の 368 万 7,000m<sup>3</sup> であった。

州別丸太生産量は、2016 年は半島中央部の Pahang 州の生産量が 227 万 1,000m<sup>3</sup> と半島部丸太生産量の 51% と最も多かった。次いで多かったのは、半島北部の Kelantan 州の 83 万 1,000m<sup>3</sup> (半島部丸太生産量の 19%)、Perak 州の 53 万 m<sup>3</sup> (同 12%) である。

このように 2016 年では、生産した丸太の半分以上が Pahang 州で生産されている結果となっているが、2007 年の時点では、丸太生産量に占める同州のシェアは 27% (113 万 7,000 m<sup>3</sup>) と、同じく Kelantan 州の 34% (144 万 3,000m<sup>3</sup>) よりも小さかった。しかしその後の 10 年間で Kelantan 州の生産量が減少し、Perak 州の生産量が増加したことから、丸太の州別生産量は Pahang 州に集中している構造となった。

このような丸太の主要産地の変化の要因は、マレーシア林業総局 (Forest Department of Peninsular Malaysia) が発表している森林区分別伐採面積の推移により明らかになる。

半島マレーシアの伐採面積は 2007 年の 10 万 3,599ha から 9 万 4,931ha に 8%減少した。ただし、表 4.1.c40 に示したように、この期間の伐採面積の推移は森林区分別に異なっており、永久林では 37%増加しているのに対し州有林と私有林ではそれぞれ 51%減、53%減とほぼ半減している。

表 4.1.c39 半島部州別丸太生産量

(1,000m<sup>3</sup>)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
計	4,220	4,029	3,687	4,162	4,172	4,468	4,084	4,115	4,341	4,451
Johor	171	105	71	73	71	51	91	70	55	47
Kedah	178	233	209	202	368	304	228	294	531	458
Kelantan	1,443	1,409	1,265	1,270	1,129	1,111	1,050	954	888	831
Melaka	2	1	1	1	1	—	0	5	—	3
Negri Sembilan	93	66	88	67	112	113	85	52	74	44
Pahang	1,137	1,121	1,175	1,374	1,407	1,662	1,605	1,779	2,037	2,271
Perak	756	682	568	609	656	660	576	485	456	530
Perlis	—	—	—	0	0	0	1	1	1	0
Pulau Pinang	—	—	—	—	1	3	0	—	—	—
Selangor	38	24	6	4	3	2	1	1	4	4
Terengganu	404	388	304	560	423	562	447	474	296	264

注：「—」は生産実績がないことを、「0」は生産量があるものの 500m<sup>3</sup> に満たなかったことを示す。

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, “Annual Report”, 各年版

伐採面積が拡大している永久林については、天然林伐採面積が2007年の2万9,621haからの2016年には3万6,572haに10年間で6,251ha増加した。この期間中にPadang州では7,558haから1万3,677haに伐採面積が6,119haも拡大したのに対して、Kelantan州では6,569haから2,625haに3,944ha縮小している。

さらに人工林伐採面積は、同期間に1万8,146haから2万8,831haに59%拡大している。特にPahang州の人工林伐採面積は2007年の854haから2016年の1万5,594haに18倍もの拡大をみせている。一方でKelantan州の人工林伐採面積は、同期間に1万426haから8,002haに23%縮小した。

Kelantan州の木材生産量の減少は、州有林伐採量の減少も大きな影響を与えている。同州の州有林伐採面積は、2007年の7,824haから341haにまで縮小した。

表 4.1.c40 森林区分別伐採面積

(ha)

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
合 計	總 計	103,599	103,210	86,883	98,635	110,520	93,164	80,570	102,816	77,190	94,931	
	Johor	10,930	8,968	4,317	5,473	4,059	6,284	3,166	5,729	4,725	2,631	
	Kedah	4,419	5,447	4,031	5,602	6,308	3,265	5,883	4,598	5,328	7,415	
	Kelantan	28,578	30,464	24,831	23,750	24,555	20,212	10,280	17,641	15,064	16,611	
	Melaka	1,153	85	57	—	38	356	—	133	—	40	
	Negri Sembilan	8,348	3,861	4,323	2,640	6,706	2,810	1,228	2,024	1,658	2,469	
	Pahang	21,099	29,214	30,211	30,881	39,457	35,912	36,296	34,969	34,478	42,823	
	Perak	14,007	15,742	11,977	17,617	19,292	12,045	12,770	13,026	9,049	12,850	
	Perlis	—	—	88	15	2	21	72	—	168	11	
	Pulau Pinang	—	—	44	—	65	179	9	—	—	—	
	Selangor	3,170	1,188	210	737	180	128	259	13,558	3	8,090	
	Terengganu	11,895	8,241	6,794	11,920	9,858	11,952	10,607	11,138	6,717	1,991	
小 計	計	50,555	54,122	42,011	51,748	56,253	54,520	49,874	58,387	56,215	69,187	
	Johor	6,072	5,725	1,480	2,889	1,944	3,570	1,583	3,606	3,195	1,255	
	Kedah	2,007	2,435	2,028	3,646	4,978	2,451	4,715	3,602	4,658	6,666	
	Kelantan	17,385	21,243	16,969	17,943	15,232	11,727	5,908	12,255	12,122	12,458	
	Melaka	878	45	20	—	—	—	—	133	—	40	
	Negri Sembilan	2,075	1,106	548	415	1,458	820	609	1,410	1,130	1,827	
	Pahang	8,412	12,594	11,350	12,646	16,314	19,373	19,835	22,214	24,467	30,960	
	Perak	7,901	6,220	6,416	6,927	8,213	7,010	8,722	6,898	6,025	7,998	
	Perlis	—	—	88	—	2	—	—	—	165	—	
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Selangor	1,905	893	23	376	—	39	—	—	—	7,983	
	Terengganu	3,920	3,861	3,089	6,906	8,112	9,530	8,502	8,269	4,453	—	
永 久 林	天 然 林	計	29,621	30,832	25,522	31,529	36,503	35,538	38,191	34,070	28,795	36,572
		Johor	1,420	1,470	884	1,460	1,192	617	1,026	553	698	907
		Kedah	1,370	1,955	2,018	2,118	2,028	1,800	3,826	3,281	3,304	3,338
		Kelantan	6,569	6,580	6,593	6,594	5,899	5,903	5,908	3,404	2,120	2,625
		Melaka	—	—	—	—	—	—	—	133	—	—
		Negri Sembilan	642	66	220	415	429	604	609	762	792	1,827
	Pahang	7,558	11,189	8,540	11,127	13,592	13,584	13,594	13,601	13,627	13,677	
	Perak	7,200	6,220	5,301	6,927	7,862	6,985	8,642	6,898	4,559	6,215	
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Selangor	942	—	—	—	—	—	—	—	—	7,983	
	Terengganu	3,920	3,352	1,966	2,888	5,501	6,045	4,586	5,438	3,695	—	
人 工 林	計	18,146	20,981	12,023	14,297	6,575	13,486	6,947	12,112	23,346	28,831	
	Johor	4,249	3,928	386	1,429	128	2,479	557	3,053	2,497	307	
	Kedah	—	—	—	—	2,950	—	889	121	526	3,328	
	Kelantan	10,426	14,406	10,376	11,349	1,566	5,824	—	3,872	10,002	8,002	
	Melaka	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Negri Sembilan	953	349	—	—	—	—	—	648	183	—	
	Pahang	854	1,405	445	1,519	1,585	5,183	5,421	4,418	9,338	15,594	
	Perak	701	—	816	—	346	—	80	—	800	1,600	
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
Selangor	963	893	—	—	—	—	—	—	—	—		
Terengganu	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 各年版

表 4.1.c40 森林区分別伐採面積 (つづき)

(ha)

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
永 久 林	計	2,788	2,309	4,466	5,922	13,175	5,496	4,736	12,205	4,074	3,784
	Johor	403	327	210	—	624	474	—	—	—	41
	Kedah	637	480	10	1,528	—	651	—	200	828	—
	Kelantan	390	257	—	—	7,767	—	—	4,979	—	1,831
	Melaka	878	45	20	—	—	—	—	—	—	40
	Negri Sembilan	480	691	328	—	1,029	216	—	—	155	—
	Pahang	—	—	2,365	—	1,137	606	820	4,195	1,502	1,689
	Perak	—	—	299	—	5	25	—	—	666	183
	Perlis	—	—	88	—	2	—	—	—	165	—
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Selangor	—	—	23	376	—	39	—	—	—	—
	Terengganu	—	509	1,123	4,018	2,611	3,485	3,916	2,831	758	—
州 有 林	計	30,552	28,901	27,760	31,949	35,103	23,884	21,535	17,528	13,038	15,061
	Johor	3,227	661	454	999	361	1,381	768	1,051	993	718
	Kedah	1,068	2,459	752	253	677	80	100	60	—	—
	Kelantan	7,824	5,077	2,849	2,986	3,209	2,083	1,891	665	372	341
	Melaka	45	—	—	—	38	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	3,815	1,515	2,205	1,399	3,367	1,389	321	299	492	—
	Pahang	10,150	13,573	15,796	14,960	19,648	14,187	15,361	12,151	9,672	10,701
	Perak	2,541	4,256	3,356	7,715	7,502	3,565	2,790	3,153	1,303	2,795
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	176	9	—	—	—
	Selangor	87	—	—	—	—	—	—	—	—	107
	Terengganu	1,795	1,360	2,348	3,637	301	1,023	295	149	206	399
私 有 林	計	22,492	20,187	17,112	14,938	19,164	14,760	9,161	26,901	7,937	10,683
	Johor	1,631	2,582	2,383	1,585	1,754	1,333	815	1,072	537	658
	Kedah	1,344	553	1,251	1,703	653	734	1,068	936	670	749
	Kelantan	3,369	4,144	5,013	2,821	6,114	6,402	2,481	4,721	2,570	3,812
	Melaka	230	40	37	—	—	356	—	—	—	—
	Negri Sembilan	2,458	1,240	1,570	826	1,881	601	298	315	36	642
	Pahang	2,537	3,047	3,065	3,275	3,495	2,352	1,100	604	339	1,162
	Perak	3,565	5,266	2,205	2,975	3,577	1,470	1,258	2,975	1,721	2,057
	Perlis	—	—	—	15	—	21	72	—	3	11
	Pulau Pinang	—	—	44	—	65	3	—	—	—	—
	Selangor	1,178	295	187	361	180	89	259	13,558	3	—
	Terengganu	6,180	3,020	1,357	1,377	1,445	1,399	1,810	2,720	2,058	1,592

資料: Forest Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 各年版

## ③製材工場

半島部の2016年の製材工場数は、370件である。同年はこれらの工場により346万3,416m<sup>3</sup>の丸太が消費され、284万4,569m<sup>3</sup>の製材品が生産された。

これらの数値について、10年前の2007年と比較すると、製材工場工場数は2007年の438件から16%減、丸太消費量は同じく438万1,091m<sup>3</sup>から21%減、製材品生産量は同じく266万8,030m<sup>3</sup>から7%減少している。このため一工場あたり平均製材品生産量は、2007年の6,091m<sup>3</sup>から2016年には6,715m<sup>3</sup>に増加している。



表 4.1.c41 半島部の製材工場数、丸太消費量

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
稼働工場数(件)	計	438	454	372	401	409	390	383	383	430	370
	Johor	52	47	37	33	40	38	39	41	48	36
	Kedah	21	19	17	16	17	16	14	11	13	10
	Kelantan	51	50	47	50	50	46	41	48	45	45
	Melaka	10	9	8	8	9	9	9	12	15	10
	Negri Sembilan	26	31	28	25	24	28	27	27	27	24
	Pahang	80	90	65	76	77	69	71	70	78	74
	Perak	73	75	74	72	66	72	74	70	89	75
	Perlis	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	25	26	22	23	23	23	20	19	22	17
	Selangor	31	34	16	30	31	26	28	24	22	19
	Terengganu	67	68	57	67	67	63	60	61	71	60
	Kuala Lumpur	2	5	1	1	5	—	—	—	—	—
	丸太消費量(m <sup>3</sup> )	計	4,381,091	3,681,102	3,131,303	3,892,420	3,920,570	4,772,260	3,586,069	3,491,493	3,531,195
Johor		431,913	435,853	363,173	633,805	625,840	626,786	642,436	344,467	371,181	326,080
Kedah		97,478	97,173	85,431	109,528	111,243	103,506	68,294	56,035	48,487	55,033
Kelantan		1,108,281	766,107	660,350	816,557	806,548	1,532,871	584,976	650,218	590,655	606,543
Melaka		34,798	48,569	50,388	54,456	56,582	58,638	53,239	72,571	59,221	47,252
Negri Sembilan		355,889	319,740	283,728	305,988	342,145	387,116	366,991	347,227	485,299	297,842
Pahang		983,591	832,650	686,351	889,349	857,650	855,160	788,195	922,107	894,211	1,020,561
Perak		459,449	461,345	352,381	348,601	367,018	533,605	439,199	419,876	473,496	489,071
Perlis		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Pulau Pinang		81,914	83,907	80,966	142,878	164,495	82,016	63,466	68,408	63,474	61,428
Selangor		322,718	143,981	169,201	141,696	169,786	159,033	144,252	162,066	136,685	182,857
Terengganu		501,408	490,084	396,750	449,562	419,263	433,529	435,021	448,518	408,486	376,749
Kuala Lumpur		3,652	1,693	2,584	—	—	—	—	—	—	—

資料: Forest Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 各年版

表 4.1.c42 半島部の製材品生産量

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
製材品生産量 (c3)	計	2,668,030	2,386,598	2,080,706	2,659,253	2,675,384	2,790,071	2,501,722	2,456,888	2,511,256	2,484,569
	Johor	282,724	282,569	231,574	422,361	409,120	418,005	429,482	239,448	257,741	230,028
	Kedah	59,791	59,524	54,884	72,791	71,057	67,340	44,395	36,088	31,557	34,885
	Kelantan	512,509	489,189	438,156	575,005	543,392	542,982	424,496	454,918	430,458	437,051
	Melaka	19,645	22,501	33,815	34,991	39,553	31,987	28,151	47,732	39,322	32,409
	Negri Sembilan	207,628	188,423	177,158	199,074	227,677	265,066	228,556	228,589	323,446	213,675
	Pahang	679,867	559,823	464,607	613,380	587,975	585,078	547,188	648,995	645,979	740,304
	Perak	297,878	286,851	234,323	216,754	255,324	374,138	321,518	287,469	323,561	334,749
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	51,849	50,623	47,240	94,605	101,024	58,106	43,430	46,410	44,874	43,087
	Selangor	185,357	87,538	101,510	90,744	119,220	110,707	103,174	115,513	98,842	121,727
	Terengganu	368,139	358,308	295,529	339,548	321,042	336,662	331,332	351,726	315,476	296,654
Kuala Lumpur	2,643	1,249	1,910	—	—	—	—	—	—	—	

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, “Annual Report”, 各年版

製材工場は、半島中部に集中している。2016年の州別製材工場数は、Perak州75件、Pahang州74件、Terengganu州60件、Kelantan州12件とこれら4州に6割の工場(221件)が立地している。

その中でもPahang州とKelantan州の工場の規模が大きく、1工場あたり平均生産量は、Pahang州が1万m<sup>3</sup>余り、Kelantan州は9,700m<sup>3</sup>余りである。2016年の州別製材品生産量は、Pahang州が最も多く74万m<sup>3</sup>と半島全体の生産量の30%を占めている。次いでKelantan州(43万304m<sup>3</sup>、半島部生産量の18%)、Perak州(33万4,749m<sup>3</sup>、同13%)、Terengganu州(29万6,654m<sup>3</sup>、同12%)での生産量が多い。

2016年の製材品生産量は2007年よりも7%減少している。しか

し、この期間にMelaka州、Perak州、Pahang州では生産量が大きく増加し、生産量の増加率は、Melaka州が65%、Perak州は12%、Pahang州は9%であった。

最も増加率が高いMelaka州の1工場あたり製材品生産量は2007年が1,965m<sup>3</sup>、2016年は3,241m<sup>3</sup>と半島部の平均値よりも小さいが、工場の規模拡大がなされている。

Perak州及びPahang州は、製材品生産量が多い州であり、これらの州で生産量が増加したため、製材加工の地理的な集中が一段と進む結果となっている。

一方で Kuala Lumpur 特別州では、2009 年を最後に製材品の生産がなくなり、さらに同特別州を囲む Selangor 州も 2007 年から 2016 年の間に製材品生産量が 34%減少した。また製材品生産量は元々少ないが、北東部の Kedah 州では同期間に製材品生産量が 42%減少している。

#### ④合単板工場

半島部では 2016 年に 27 件の合単板工場が 61 万 9,458m<sup>3</sup>の原木を消費して 36 万 4,247 m<sup>3</sup>の合板及び 9 万 3,854m<sup>3</sup>の単板を生産した。

これらの数字を 2007 年のものと比較すると、合単板工場数は 2007 年の 31 件から 13%減、丸太消費量は同じく 59 万 9,419m<sup>3</sup>から 3%増、合板生産量は同じく 47 万 3,145m<sup>3</sup>から 23%減、単板生産量については 4 万 5,293m<sup>3</sup>から倍増している。

2007 年から 2016 年までの 10 年間に、合単板産業には製材産業以上の変化があったようである。

半島部の合単板生産の中心地は、Pahang 州と Kedah 州である。2007 年の半島部に占める州別合板生産量のシェアは、Pahang 州（生産量 16 万 3,421m<sup>3</sup>）が 37%、Kedah 州（生産量 17 万 2,541m<sup>3</sup>）が 29%で、両州合わせたシェアは 66%である。2007 年から 2016 年までの 10 年間で合板の生産量は 23%減少したが、その中で量は少ないが Kelantan 州の生産量は 7,499m<sup>3</sup>から 2 万 5,488m<sup>3</sup>に 3.4 倍の増加、Pulau Pinang 州では同じく 1 万 8,370m<sup>3</sup>から 3 万 2,067m<sup>3</sup>に 75%の増加、Perak 州では同じく 3 万 6,398m<sup>3</sup>から 4 万 9,093m<sup>3</sup>に 34%の増加がみられた。一方で、Melaka 州、Selangor 州及び Terengganu 州では、合板の生産がなされなくなった。

さらに同年の半島部に占める州別単板生産量のシェアは、Pahang 州（生産量 3 万 4,429m<sup>3</sup>）が 37%、Kedah 州（生産量 3 万 4,559m<sup>3</sup>）が 37%で、両州合わせたシェアは 74%である。2007 年当時は、Negri Sembilan 州が半島部の単板生産量の 49%（2 万 2,293m<sup>3</sup>）を占めていたが、2008 年から 2011 年の間は生産を停止し、2012 年に生産を再開したものの、2016 年のシェアは 8%（7,507m<sup>3</sup>）にとどまっている。

表 4.1.c43 半島部の合単板工場数、丸太消費量

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
稼働工場数(件)	計	31	32	28	22	22	22	24	24	27	27
	Johor	4	5	4	3	3	2	3	4	4	3
	Kedah	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
	Kelantan	2	2	2	1	2	2	2	2	4	4
	Melaka	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
	Pahang	8	8	8	6	6	7	7	7	7	8
	Perak	4	4	3	3	3	4	4	5	5	6
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	2	2	1	2	2	2	2	2	3	1
	Selangor	3	3	3	3	2	2	2	1	1	1
	Terengganu	3	3	2	1	1	—	1	—	—	—
	Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丸太消費量(m <sup>3</sup> )	計	599,419	522,296	469,870	604,010	681,741	708,732	590,665	613,293	518,382	619,458
	Johor	24,710	16,723	1,950	—	3,107	10,651	6,146	16,243	9,408	9,908
	Kedah	122,860	154,276	129,741	152,115	167,833	153,047	144,057	120,335	139,453	128,912
	Kelantan	12,021	29,762	31,954	30,637	91,586	95,294	113,192	123,071	49,755	92,054
	Melaka	1,856	2,041	1,127	1,321	1,309	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	12,890	3,220	4,160	23,400	15,480	23,040	20,635	22,394	19,250	29,860
	Pahang	305,755	229,469	196,123	191,093	198,919	198,350	177,087	188,310	172,624	217,747
	Perak	29,652	34,968	69,573	130,896	141,386	172,769	92,883	110,670	81,011	83,093
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	32,791	15,496	5,355	38,236	54,261	53,981	35,606	30,398	45,815	55,999
	Selangor	10,614	7,841	26,231	26,167	2,771	1,600	1,059	1,872	1,066	1,885
	Terengganu	46,270	28,500	3,656	10,145	5,089	—	—	—	—	—
	Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注：「—」は生産実績がないことを示す。

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, “Annual Report”, 各年版

表 4.1.c44 半島部の合板生産量、単板生産量

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
合板生産量 (m <sup>3</sup> )	計	473,145	467,153	357,490	382,884	403,262	415,466	380,518	381,446	425,796	364,247
	Johor	14,500	12,781	1,397	—	—	—	—	7,010	4,695	3,662
	Kedah	172,541	195,755	125,096	144,728	133,746	113,454	115,246	111,411	128,694	106,729
	Kelantan	7,499	14,970	23,364	96	19,581	24,040	29,513	43,715	39,828	25,488
	Melaka	719	75	—	—	—	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	13,464	4,413	6,030	9,600	9,037	9,100	8,441	11,594	11,786	11,950
	Pahang	163,421	164,652	153,305	143,640	144,053	157,439	129,395	116,746	136,354	135,258
	Perak	36,398	34,144	29,412	37,518	57,654	71,187	68,591	62,707	64,163	49,093
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	18,370	9,575	3,849	24,738	34,353	39,156	28,485	26,703	39,421	32,067
	Selangor	21,851	20,315	12,306	17,520	2,167	1,090	847	1,560	855	—
	Terengganu	24,382	10,473	2,731	5,044	2,671	—	—	—	—	—
Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
単板生産量(販売用) (m <sup>3</sup> )	計	45,293	13,739	7,685	34,634	54,991	61,774	92,016	141,164	67,688	93,854
	Johor	6,500	2,977	2,776	3,529	2,231	5,138	4,917	8,245	7,805	4,214
	Kedah	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Kelantan	7,438	5,313	1,438	26,220	50,308	48,036	61,040	64,620	31,399	34,559
	Melaka	—	—	—	1,237	—	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	22,293	—	—	—	—	8,600	8,068	9,253	7,390	7,507
	Pahang	6,570	4,617	2,755	3,207	2,452	—	12,275	30,254	5,664	34,429
	Perak	173	259	—	—	—	—	5,716	28,792	15,430	11,789
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Selangor	1,224	573	716	441	—	—	—	—	—	1,356
	Terengganu	1,095	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注:「—」は生産実績がないことを示す。

資料: Forest Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 各年版

### ⑤モールディング

モールディング製品の生産は、製材から一步進んだ付加価値製品としてマレーシアでも推奨されていた。しかし、モールディング製品のMDFへの代替、内装仕様その他の需要の変化により、モールディング産業は縮小している。

半島部のモールディング工場数は、2007年の65工場から2016年には36工場に減少した。原料製材品消費量については、2007年の34万8,220m<sup>3</sup>から9万1,913m<sup>3</sup>に74%も減少し、製品生産量も2007年の19万5,716m<sup>3</sup>から7万1,900m<sup>3</sup>に63%減少した。

2016年におけるモールディング製品の主要加工地は、Selangor州

(半島部の生産量の31%)、Pulau Pinang州(同23%)及びTerengganu州(22%)である。Pulau Pinang州は、2007年の時点でも生産量シェアの25%を占めているモールディングの主要加工地であり、2016年もほぼ同じシェアを維持しているが、生産量は、2007年の4万8,925m<sup>3</sup>から66%減少している。一方で、Selangor州の生産量は、2007年は1万7,296m<sup>3</sup>であったが、2008年から急増して2011年には11万5,417m<sup>3</sup>に達した。その後、同州の生産量は2016年には2万2,531m<sup>3</sup>にまで低下しているが、半島部第1位の加工地になっている。

表 4.1.c45 モールディング加工工場数

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
稼働工場数(件)	計	65	68	63	60	47	57	34	38	65	36
	Johor	5	5	5	2	1	2	—	—	—	1
	Kedah	2	2	2	2	2	1	—	—	—	—
	Kelantan	2	2	2	2	1	2	1	1	1	—
	Melaka	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Negeri Sembilan	3	3	3	3	2	2	2	1	3	1
	Pahang	12	12	12	11	8	7	6	8	13	5
	Perak	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	9	9	9	9	9	11	7	9	9	9
	Selangor	19	21	17	18	15	23	9	10	30	8
	Terengganu	11	12	11	11	7	7	7	7	6	9
Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注：「—」は生産実績がないことを示す。

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, “Annual Report”, 各年版



表 4.1.c46 モールディング工場原料製材品消費量、モールディング生産量

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
原料製材品消費量 (C3)	計	348,220	206,708	506,018	202,633	290,899	343,931	101,240	134,226	102,439	91,913
	Johor	1,851	1,680	1,542	1,723	1,553	1,550	—	—	—	648
	Kedah	167,006	45,001	18,157	19,758	19,024	1,296	—	—	—	—
	Kelantan	12,796	5,001	10,974	9,967	10,746	10,057	1,544	3,203	3,370	—
	Melaka	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	5,147	994	1,270	2,139	1,385	928	193	114	1,706	686
	Pahang	34,835	27,894	345,534	15,867	44,251	26,579	19,275	25,263	9,640	7,751
	Perak	3,332	2,892	1,893	2,471	2,534	2,251	1,607	1,071	8,431	10,878
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	59,463	18,316	22,083	16,890	40,109	129,192	17,412	16,733	17,310	20,820
	Selangor	30,479	79,145	77,273	103,098	140,576	138,307	37,155	47,726	34,689	31,135
	Terengganu	33,311	25,785	27,292	30,720	30,721	33,771	24,054	40,116	27,293	19,995
Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
製品生産量 (C3)	計	195,716	170,846	307,995	160,928	235,500	243,968	76,672	97,677	79,277	71,900
	Johor	1,125	1,530	1,185	1,424	1,132	1,058	—	—	—	532
	Kedah	53,994	27,291	10,660	13,307	14,297	972	—	—	—	—
	Kelantan	3,082	874	3,616	6,236	6,545	8,483	785	1,817	1,628	—
	Melaka	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	4,964	951	1,235	1,889	1,327	869	169	100	1,489	596
	Pahang	32,999	22,904	180,506	12,531	32,980	21,356	15,310	18,551	8,008	6,112
	Perak	2,879	2,411	1,604	2,095	2,317	2,054	1,154	779	7,663	10,082
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	48,925	13,732	16,884	15,777	37,021	75,573	14,199	13,358	14,285	16,249
	Selangor	17,296	75,654	68,298	83,710	115,417	106,140	26,865	29,926	26,900	22,531
	Terengganu	30,452	25,499	24,007	23,959	24,464	27,463	18,190	33,146	19,304	15,798
Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注：「—」は生産実績がないことを示す。

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, “Annual Report”, 各年版

## (2) 木材流通

半島部における原料及び中間財としての木材流通は、流通業者が介在する範囲が小さいこと、丸太の輸出量が少ないことからシンプルな構造である。

伐採した丸太は山土間に集めた後に、規模が大きな貯木場を集積し、マレーシア合法性確認システムにより流通させる木材については、森林検査ステーションで合法性の確認及び出荷後の合法性確保を含めて検量、丸太の記録、ロイヤリティ納付手続き及び丸太への刻印打刻、丸太所有者刻印打刻及び移動許可書の発行がなされる。

特定の用途、出荷先に向けた丸太を集荷するディーラーが存在し、丸太の流通に介在するケースもあるが、多くの丸太は森林検査ステーションから加工工場に出荷されている。加工した製品は加工工場から消費地又は外国に出荷されるが、出荷した一部の製品はディーラーを介して流通する。マレーシア合法性確認システムにより合法性の証明をする木材については、前掲の所定の手続きにより流通がなされる。

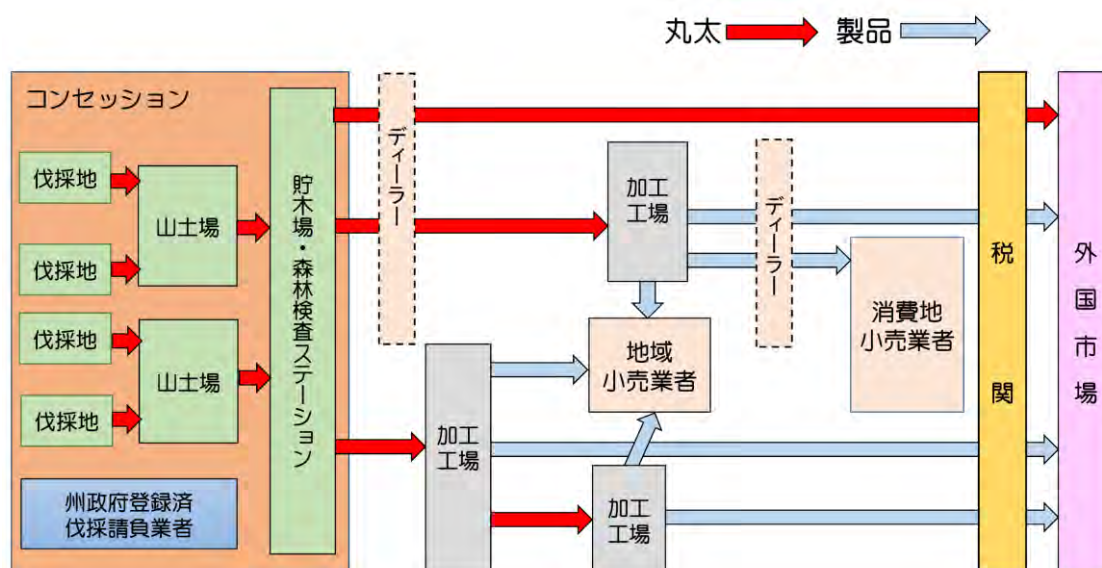


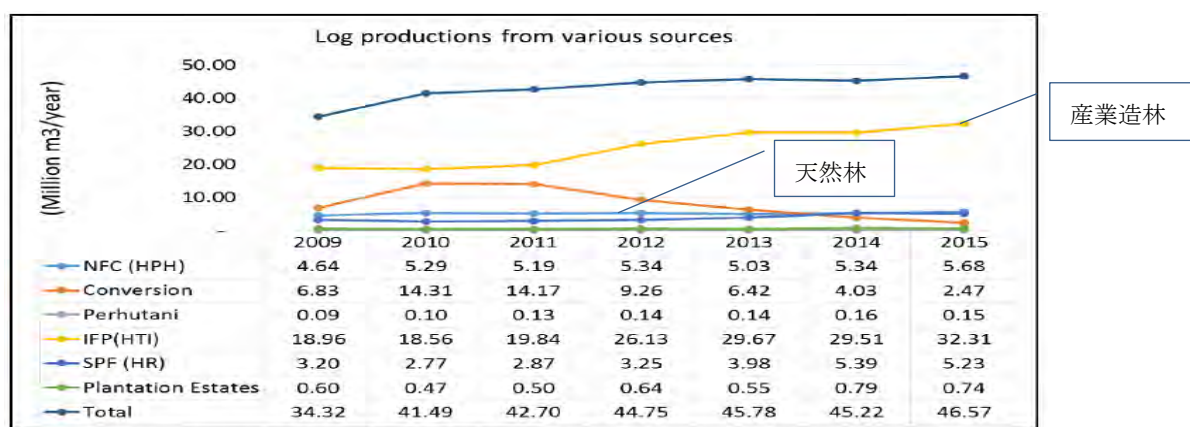
図 4.1.c29 半島部の木材流通フロー

## 4.2 インドネシア

### 4.2.1 木材等の生産及び流通の状況

#### 1) 森林管理及び木材生産・消費の現況

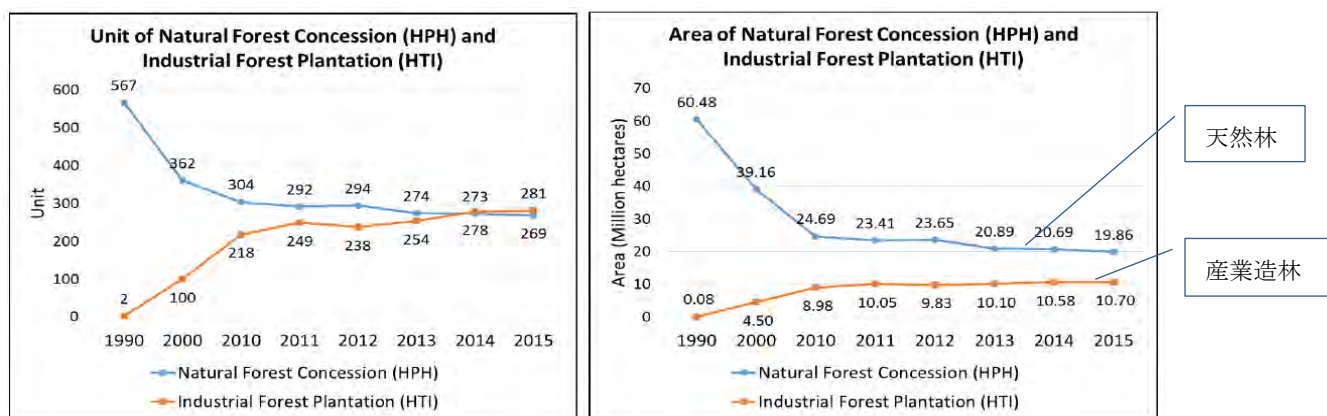
インドネシア（以下、イ国）では、従来から国有天然林が木材生産の中心的な役割を果たしてきたが、近年はその箇所数、面積共に減少しており産業造林の役割が高まっている（図 4.2.1、図 4.2.2 参照）。



Source: Directorate General Sustainable Production Forest Management (2016)

出典：IGES 公開セミナー「インドネシアの森林管理政策・制度の現状と課題」資料より

図 4.2.1 分野毎の丸太生産量



Source: Directorate General of Sustainable Production Forest Management, MoEF (2016)

箇所数の推移

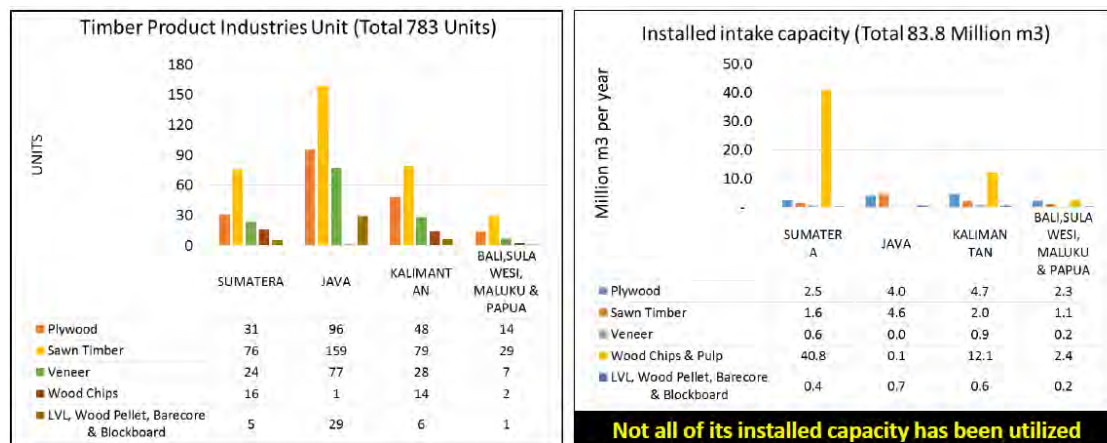
面積の推移

出典：IGES 公開セミナー「インドネシアの森林管理政策・制度の現状と課題」資料より

図 4.2.2 天然林コンセッション<sup>1</sup>と産業造林

<sup>1</sup> 木材生産における事業許可は表 4.2.6 にあるとおりであり、その中で天然林コンセッションは天然林事業許可（IUPHHK-HA）にあたる。

木材製品の生産能力を工場数で見ると 2016 年のデータでは総数 783 となっており、製材工場、合板工場、ベニア工場が主なものである。最大生産能力で運転している訳ではないが、年間生産能力 (m<sup>3</sup>) をみるとチップ・パルプが圧倒的に多く、次に合板となっている。



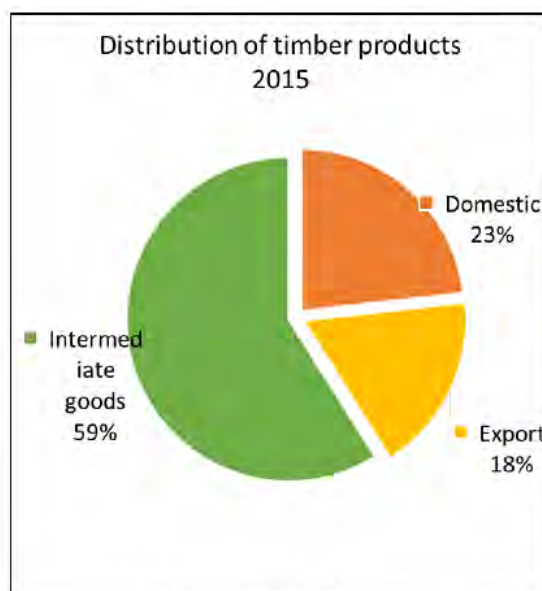
Source: Release Data for Semester I 2016, Directorate General Sustainable Production Forest Management (2016)

13

工場数 年間生産能力 (m<sup>3</sup>)  
 出典：IGES 公開セミナー「インドネシアの森林管理政策・制度の現状と課題」資料より

図 4.2.3 木材産業種別の工場数と生産能力

これらの木材製品の内、国内消費に向けられるのが全体の 23%、中間製品製造に向けられるのが 59%、輸出向けは 18%となっている (図 4.2.4 参照)



Source: Directorate General SPFM (2016)

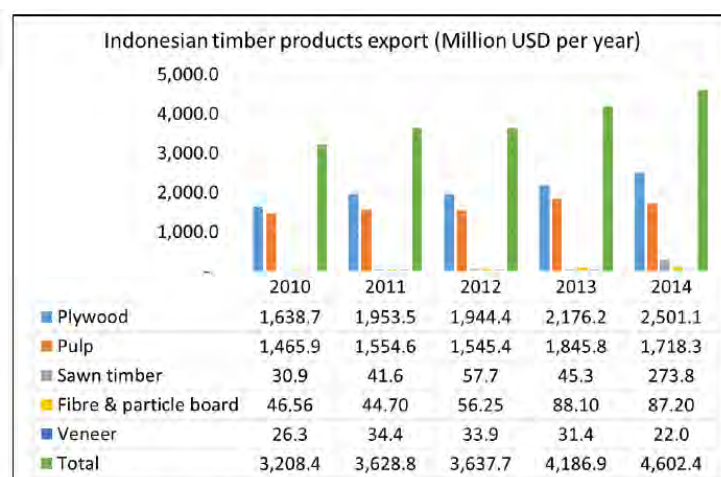
16

出典：IGES 公開セミナー「インドネシアの森林管理政策・制度の現状と課題」資料より

図 4.2.4 木材製品の流通

## 2) 木材貿易の現況

イ国の木材製品の輸出を米ドルベースで見ると、最も多いのが合板、次にパルプとなっている（図 4.2.5 参照）。ITTO のデータでも合板の輸出額が多いことを示しており、2015 年、2016 年もその傾向は同じである（表 4.2.1 参照）。木材二次加工製品については、家具が最も多い（表 4.2.1 参照）。



Source: Center Bureau of Statistic (2014)

出典：IGES 公開セミナー「インドネシアの森林管理政策・制度の現状と課題」資料より

図 4.2.5 木材製品輸出額

表 4.2.1 インドネシアからの木材製品別の輸出

上段：1,000US\$ 下段：1,000m<sup>3</sup>

種類	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
丸太	17,106	10,765	25,645	13,426	22,574
	70	41	67	59	17
製材	417,365	329,905	403,303	351,877	339,142
	1,011	741	568	465	443
ベニア	38,633	40,423	37,507	47,332	38,457
	18	20	17	35	33
合板	1,814,543	1,920,613	2,059,900	2,070,155	2,243,465
	2,654	2,742	2,751	2,780	2,998

出典：ITTO Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016 から作成

表 4.2.2 インドネシアからの二次加工木材製品別輸出額

(1,000US\$)

種類	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
木製家具	1,559,464	1,788,878	1,557,752	1,496,664	1,399,154
木製建築資材	315,786	330,434	341,399	355,271	341,802
モールディング	568,160	510,495	616,508	613,754	557,015
籐・タケ製品	361,473	305,168	255,554	155,293	155,293 注
その他	462,894	697,811	862,335	864,752	857,928

出典：ITTO Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016 から作成

注) ITTO の原資料にも "Repeated Data" として掲載されているため、ここでも同じ数量を掲載した。

イ国からの木材製品の輸出先の主な国は、中国、日本、米国、韓国となっており、日本は2番目の輸入国(表 4.2.3 参照)であり、重要な貿易相手国となっている。日本がイ国から輸入している木材製品のなかでは合板の割合が最も高く6割前後ではあるが、近年その割合は低下傾向である(表 4.2.4)。

表 4.2.3 インドネシアからの木材製品国別輸出額上位10か国

1,000US\$

順位	2015年		2016年	
1	中国	2,181,168	中国	2,034,548
2	日本	1,361,691	日本	1,284,645
3	米国	1,099,090	米国	836,849
4	韓国	574,097	韓国	550,753
5	豪州	340,097	インド	368,166
6	サウジアラビア	334,494	豪州	337,101
7	マレーシア	311,313	マレーシア	331,325
8	台湾	295,381	台湾	299,713
9	インド	287,085	英国	222,025
10	英国	222,293	ベトナム	196,137

出典：インドネシア SILK WEB site のデータから作成



表 4.2.4 日本のインドネシアからの木材製品別輸入額

億円

種類	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
木材 <sup>注1</sup>	811	1,035	1,133	1,089	942
丸太	0	0	0	0	0
製材	19	18	20	22	19
合板 <sup>注2</sup>	533	654	679	611	526
	66%	63%	60%	56%	56%
木材チップ	-	-	-	-	-
集成材	19	25	29	36	27

出典：林野庁 木材輸入実績から作成

注1) 輸入統計品目表第44類（木材及びその製品並びに木炭）の合計であり、表中の丸太以下集成材までの合計ではない。

注2) 合板の欄の下段は、木材製品に占める合板の占める率である。

## 4.2.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

### 1) 森林管理及び合法木材に関連する行政の体制

イ国の行政は、中央、州及び県・市の3層構造であり、林業行政もそれぞれの層に担当部署が組織されている。中央集権的であった行政は、1990年代の終わりから急激に地方分権化が進められ混乱したと言われており、林業省を中心に行われてきた林業行政も同様である。林業省は2015年に環境省と統合され環境林業省となり、木材の合法性に関する業務は、環境林業省の「持続的生産林管理総局（Direktorat Jenderal Pengelolaan Hutan Produksi Lestari）」の下にある「林産物加工・市場局（Pengolahan dan Pemasaran Hasil Hutan）」が主となって行っている。

### 2) 関連法令及び必要書類等

#### (1) 合法的な伐採権

森林の所有権区分は林業法（法41/1999）第5条第1項により国有林と権利林<sup>2</sup>の2つに区分されているが、ほとんどの森林は国有林である。また、森林は森林の持つ基本的な機能に分けて保護林<sup>3</sup>、保全林及び生産林に分けられている。さらに林業大臣規則

<sup>2</sup> 民有林に相当。

<sup>3</sup> 林業大臣規則 No. 50/Menhut-II/2009 によると、保護林は「洪水防止、浸食抑制、海水侵入防止、土壌肥沃度の維持、水流調整などの生命維持システムの保護としての機能を有する森林」とあるため日本という「保安林」との表記が適切と考えるが、ここではインドネシアの森林を説明するときに通常使われ

No.50/Menhut-II2009 により、生産林は制限生産林、恒久生産林及び転換生産林に分けられている。それぞれの森林の区分の規準及び面積は表 4.2.5 のとおりである。

表 4.2.5 森林の区分

区分		面積（百万 ha）	率（%）
保護林（水源の保護、洪水・土壌侵食・海水侵入防備など）		29.637	23.5
保全林（国立公園、自然保護地域、野生生物保護地域など）		27.430	21.7
生産林	制限生産林（地形、土壌の状況により限定的な生産）	26.798	21.3
	恒久生産林（生産活動の対象）	29.251	23.2
	転換生産林（他用途に転換する森林）	12.942	10.3
	小計	68.991	54.8
計		126.058	100.00

出典：Statistical Year book of INDONESIA 2017 を参考に作成。

イ国の木材生産、木材加工に関する事業許可は下表のように区分されている。合法性を証明するにあたっては事業によって持続的森林管理証明書（S-PHPL）あるいは木材合法性証明書（S-LK）を持つことが必要となっている。持続的森林管理証明書（S-PHPL）の評価区分は、一定の評価規準に基づき評価された結果が「良」「中間」「悪」に分けられる。その中から「良」と「中間」が認可対象となっており「良」と評価された場合にはインセンティブとして伐採計画の提出が免除される。木材合法性証明書（S-LK）は「合」か「不可」となっている。

環境林業大臣令 P.30/Menhut/LHK/Setjen/PHPL.3/3/2016 の第 5 条では、持続的森林管理証明書（S-PHPL）に関し次のとおり規定している。

- 1) 持続的森林管理証明書（S-PHPL）は、次の事業許可を得ている事業者には必須である。
  - a. IUPHHK-HA（天然林事業許可）
  - b. IUPHHK-HT（人工林事業許可）
  - c. IUPHHK-RE（生態系修復林事業許可）
  - d. 森林管理権者
- 2) 事業許可を得ている事業者が持続的森林管理証明書（S-PHPL）を持っていない場合には木材合法性証明書（S-LK）を取ることが必須。
- 3) 第 2 項で述べた木材合法性証明書（S-LK）の有効期間は 1 期（表 4.2.6 参照）だけであるため第 1 項で述べた事業許可を得ている事業者は持続的森林管理証明書（S-PHPL）を取ることが必須。
- 4) 持続的森林管理証明書（S-PHPL）を持っている上記 1) a. から d. の事業者は木材合法性証明書（S-LK）が不要である。

---

ている保護林とした。

よって、持続的森林管理証明書（S-PHPL）を取得していれば、それが木材合法性証明書（S-LK）に代わるものとされている。

また、同環境林業大臣令の第6条では、木材合法性証明書（S-LK）に関して次のとおり規定している。

ア. 木材合法性証明書（S-LK）は、次の事業許可を得ている事業者には必須である。

- a. IUPHHK-HKm（コミュニティ林事業許可）
- b. IUPHHK-HTR（コミュニティ土地事業許可）
- c. IUPHHK-HD（村落林事業許可）
- d. IUPHHK-HTHR（再生林事業許可）
- e. IPK/IPPKH（木材利用許可/林地賃貸利用許可）
- f. IUIPHHK/IPKR（木材一次産業事業許可/コミュニティ木材加工業）
- g. IUI（産業事業許可）
- h. TDI（産業登録）
- i. TPT（登録木材集積場）
- j. 会社登録証（TDP）を持つ林産物業者
- k. IRT/Craftsmen（家内工業）
- l. 私有林所有者

イ. 林地賃貸利用許可（IPPKH）あるいは再生林木材利用許可（IUPHHK-HTHR）を含み木材利用許可（IPK）を持っている事業者は、作業許可を得た後に木材合法性証明書（S-LK）を取る義務がある。

ウ. 次の事業者で木材合法性証明書（S-LK）の未取得者は、供給者確認書（DKP）<sup>4</sup>を発行できる。

- a. 私有林所有者
- b. 家内工業者（IRT/Craftsman）<sup>5</sup>
- c. 次から木材が来る登録木材集積場（TPT）
  1. 木材合法性証明書（S-LK）/供給者確認書（DKP）を取得している私有林所有者、あるいは
  2. 持続的森林管理証明書（S-PHPL）/木材合法性証明書（S-LK）を取得している者
- d. 木材合法性証明書（S-LK）あるいは供給者確認書（DKP）を持っている私有林からの素材を扱う木材利用事業許可（IUPHHK）、二次木材加工事業許可（IUI）<sup>6</sup>及び二次木材加工事業許可（TDI）<sup>7</sup>の事業者

<sup>4</sup> 証拠書類に基づき供給者によって示される合法性申告書類。この書類は中央政府の管轄ではなく地方当局の所管となっており、その提出に当たっては地元村長のサインが必要となっている。

<sup>5</sup> 投資額 500 万 Rp までかつ従業員 4 名まで

<sup>6</sup> 設備投資額 2 億 Rp 以上の規模

<sup>7</sup> 設備投資額 2 億 Rp 未満の規模

- エ. 木材一次産業事業許可 (IUIPHHK)、二次木材加工事業許可 (IUI)、二次木材加工事業許可 (TDI)、登録木材集積場 (TPT)、家内工業 (IRT/Craftsmen) 及び供給者確認書 (DKP) が添付された木材/木材製品を扱う会社登録証 (TDP) を持っている林産物の取り扱い事業者は、「ア」で示した供給者に対する検査により木材/木材製品の合法性を確実にする義務がある。
- オ. 木材一次産業事業許可 (IUIPHHK)、二次木材加工事業許可 (IUI)、二次木材加工事業許可 (TDI)、登録木材集積場 (TPT)、家内工業 (IRT/Craftsmen) 及び「エ」で述べた会社登録証 (TDP) を持っている林産物の取り扱い事業者は、供給者に対して木材合法性証明書 (S-LK) の取得か供給者確認書 (DKP) の発行を支援する義務がある。
- カ. 「ウ」で述べた供給者確認書 (DKP) は、林産物にかかる行政当局が「Memorandum of Transport」所謂「原産地証明書 (SKAU)」として使い私有林からの木材に適用される。
- キ. 供給者確認書 (DKP) の発行手続きは、持続可能生産林管理総局長により規定される。

表 4.2.6 認証と事業許可の種類、有効期間と審査頻度

認証の種類	適用される事業許可	有効期間と審査頻度
合法木材認証 (S-LK)	IUPHHK-HKm (コミュニティ林事業許可) IUPHHK-HTR (コミュニティ土地事業許可) IUPHHK-HD (村落林事業許可) IUPHHK-HTHR (再生林事業許可) IPK/IPPKH (木材利用許可/林地賃貸利用許可) IUIPHHK/IPKR (木材一次産業事業許可/コミュニティ木材加工業) IUI (産業事業許可) TDI (産業登録) TPT (登録木材集積場) 会社登録証 (TDP) を持つ林産物業者 IRT/Craftsmen (家内工業) 私有林所有者	/IUPHHK-HA/HT/RE 事業許可保有者及び管理権保有者については 3 年有効、12 か月毎に審査 /IUPHHK-HTR/HKm/HD/HTHR 事業許可保有者については 6 年有効、24 か月毎に審査 /IPK (IPPKH を含む) 事業許可保有者に 1 年有効、6 か月毎に審査 /SKAU を持つ私有林の IUPHHK の場合は 6 年間有効、24 か月毎に審査 /年間 6,000m <sup>3</sup> を超える生産能力を持つ IUIPHHK の場合は 3 年間有効、12 か月毎の審査 /年間 6,000m <sup>3</sup> までの生産能力を持つ IUIPHHK の場合は 6 年間有効、12 か月毎の審査 /5 億 Rp を超える投資額の IUI の場合には 6 年間有効、12 か月毎の審査 /5 億 Rp までの投資額の IUI あるいは TPT、TDI、及び会社登録証を持っている林産物業者の場合には 6 年間有効、24 か月毎の審査 /私有林所有者及び IRT/Craftsmen の場合は 10 年間有効、24 か月毎の審査
持続的生産林管理認証 (S-PHPL)	IUPHHK-HA (天然林事業許可) IUPHHK-HT (人工林事業許可) IUPHHK-RE (生態系修復林事業許可) 森林管理権者	IUPHHK-HA/HT/RE 事業許可保有者及び管理権保有者については 5 年有効、12 か月毎の審査。

出典：環境林業大臣規則 P. 30/MenLHK/Setjen/PHPL. 3/32016 から作成

林産関連事業は、上記の事業許可を得ていることが前提となる。また、林産物は、その

生産地、生産プロセス、加工、輸送及び貿易に関する事項などがイ国の法律及び規則に合っていることの検証により合法とされる。検証に関する規準、指標などは「持続可能生産林管理総局長」により定められている。環境林業省が運営する SILK の Web サイトから入手した「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」ではイ国の木材合法性の規準（英語版）が整理され、事業許可の種類に応じて 5 つの規準に区分（表 4.2.7 参照）されている。合法性の規準は、次表にあるとおり土地所有権、コンセッションライセンス、森林管理、伐採計画、伐採許可などについて詳細に規定されている（表 4.2.8 参照）。また、同資料では木材などの製品のサプライチェーンの中で確認される書類が図 4.2.6 のとおり整理されている。

表 4.2.7 5 つの木材合法性の規準区分

許可型	事業許可のタイプ	土地所有/管理・利用形態	規準型
IUPHHK-HA/HPH	天然生産林からの木材の利用の許可	国有林/事業者	1
IUPHHK-HTI/HPHTI	産業植林の造成と管理の許可	国有林/事業者	1
IUPHHK-RE	森林生態系回復の許可	国有林/事業者	1
森林管理権	人工林管理権	国有林/事業者（国営企業）	1
IUPHHK-HTR	コミュニティあるいは個人の造林許可	国有林/コミュニティ or 個人	2
IUPHHK-HKM	コミュニティ林管理の許可	国有林/コミュニティ	2
IUPHHK-HD	村有林管理の許可	国有林/コミュニティ or 個人	2
IUPHHK-HTHR	再造林地からの木材利用許可	国有林/コミュニティ or 個人	2
私有地	許可不要	個人所有で個人利用	3
IPK/ILS	非林地あるいは転換生産林からの木材利用の許可	国有林/個人利用	4
IUIPHHK	木材一次産業事業許可	適用無し	5
IUI Lanjutan or IPKL	第二次加工業設立と管理の許可	適用無し	5
TPT, TPT-KB, TPT-KO	登録木材/加工木材の貯木	適用無し	5
IRT	家内工業	適用無し	5
ETPIK Non-Producer	非生産者の登録輸出業者	適用無し	5

出典：林業省 SILK Web site「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」から作成

表 4.2.8 木材合法性の規準

合法性規準 1: 生産林におけるコンセッション

原則	基準	指標	検証方法	関連法令	
1. 区域の法的地位と利用権	1. 1-コンセッションエリアが生産林区域内であること	1. 1. 1-木材利用許可 (IUPHHK) の有効性の提示	森林コンセッション権証明書 木材林産物利用許可の支払い証明 もしあれば土地利用許可の合法的証明	政府令 PP72/2010 林業大臣令 P12/2010 <b>林業大臣令 P30/2014</b> <b>林業大臣令 P31/2014</b> <b>林業大臣令 P33/2014</b> <b>林業大臣令 P76/2014</b>	
	2. 伐採のシステムと手続きの遵守	2. 1-当局から承認された伐採区域での伐採計画	2. 1. 1-マスタープラン、年次作業計画の当局による承認された作業計画	承認されたマスタープランとその附属書 (技術的適任者による包括的な森林インベントリーに基づいて作成されたもの) 承認された年次作業計画 (マスタープランに基づき作成されたもの) 地図 (技術的適任者により作成された当該区域境界と配置が描かれたもの) 年次作業計画地のなかで伐採除外区域をしめす地図とこの地上作業の証拠 地図上で示した伐採区域が地上に明白に示されていることの確認	林業大臣令 P62/2008 林業大臣令 P56/2009 林業大臣令 P60/2011 <b>林業大臣令 P33/2014</b>
3. 丸太の輸送及び所有権の変更の合法性	2. 2-作業計画が有効	2. 2. 1-有効な作業計画を保持していること	木材林産物利用マスタープランとその附属書 (申請中のものでも可) 区域と搬出される天然林丸太材積が作業計画に沿っていること	林業大臣令 P62/2008 林業大臣令 P56/2009 林業大臣令 P60/2011	
		3. 1-全ての丸太が林内貯木場から第一次木材加工工場まで輸送されたことの明示、あるいは登録丸太輸送業者が、中間貯木場の経由を含み、確認され、そして有効な書類の携帯	3. 1. 1-伐採あるいは商業的に搬出された全ての大径木が木材生産報告書に記録されていること	承認された木材生産報告書	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>
		3. 1. 2-搬出された全ての木材に有効な輸送書類があること	3. 1. 2-搬出された全ての木材に有効な輸送書類があること	林内貯木場から第一次加工工場あるいは登録木材輸送者までに、中間貯木場の経由を含み、有効な輸送書類と付属資料が木材についていること	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>
		3. 1. 3-森林利用許可地で伐採された丸太であること	木材行政マーク/バーコード (PUHH) が丸太に付いていること 木材行政記号/バーコードが使われていること	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>	



原則	基準	指標	検証方法	関連法令
		3.1.4-貯木場から搬出される全ての木材に有効な輸送書類が付いていること	有効な輸送書類	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>
	3.2-商業伐採に関する料金支払い及び徴収の終了	3.2.1-木材生産に適用される再造林基金及び/あるいは森林資源費及び適用税金の支払いの証拠を提示できること	再造林基金及び/あるいは森林資源料の支払い命令書 再造林基金及び/あるいは森林資源料の支払いのための預金の証拠及び支払い領収書 再造林基金及び/あるいは森林資源料の支払い額が木材生産量及び適用税に整合すること	政府令 PP22/1997 政府令 PP51/1998 林業大臣令 P18/2007 通商大臣令 22/M-DAG/PER/4/2012 政府令 PP59/1998
	3.3-島嶼間の輸送と取引	3.3.1-丸太を発送する者は島嶼間木材取引登録者 (PKAPT) であること	PKAPT 書類	工商大臣令 68/2003 林業大臣、交通大臣、商工大臣の連名令 22/2003
		3.3.2-丸太輸送船はイ国国旗を付け、有効な操船許可証を持っていること	船を特定できる証明と有効な許可であることを示す登録書類	工商大臣令 68/2003 林業大臣、交通大臣、商工大臣の共同令 22/2003
	3.4-V-Legal マーキングとの整合	3.4.1-V-Legal マーキングが実施されていること	V-Legal マーキングが適用されている	<b>林業大臣令 P43/2014</b>
4. 木材伐採に関する環境と社会へのコンプライアンス	4.1-承認された環境アセスメント (EIA) 及びその中で確認された対策が実施されていること	4.1.1-全事業区域をカバーする当局により EIA が承認されていること	EIA 書類	政府令 PP27/2012 環境大臣令 05/2012
		4.1.2-環境へのインパクトの緩和及び社会への貢献の行動を示している環境管理計画及び環境モニタリング計画実施報告書を持っていること	環境管理計画及び環境モニタリング計画書類 環境管理計画及び重大な環境と社会へのインパクトへのモニタリングを示す証拠	政府令 PP27/2012 環境大臣令 05/2012
5. 労働に関する法律及び規則の遵守	5.1-業務の安全と健康 (OSH) への要求事項の履行	5.1.1-OSH 手続き及びその実施の可能性	OSH 手続きの実施 OSH 用具 事故記録	政府令 PP50/2012 人材と移住省令 08/2010 人材と移住省令 609/2012
	5.2-労働者の権利の遵守	5.2.1-労働組合結成の自由	労働者の労働組合への参加あるいは会社の方針として労働組合の結成あるいは参加を認めていること	法 13/2003 人材と移住省令 16/2001
		5.2.2-集団労働協定	労働者の権利に関する集団労働協定書あるいは事業の基本方針	法 13/2003 人材及び移住省令 16/2011

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
		5. 2. 3-若年者の非雇用	若年労働者がいないこと	法 23/2002 法 13/2003

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15. 7. 2015)」から作成  
注) 表中で法令番号を太字斜体で標記したものは、邦語訳（仮訳）版がある。

合法性規準 2：生産林区域におけるコミュニティ人工林及びコミュニティ林

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
1. 地域とその利用権の合法性	1. 1-森林管理ユニットは生産林区域である	1. 1. 1-木材利用許可 (IUPHHK) が有効であること	森林コンセッション権証書 木材生産利用許可のための支払い証書	林業大臣令 P37/2007 林業大臣令 P49/2008 林業大臣令 P12/2010 林業大臣令 P55/2011
	1. 2-グループ形態における事業ユニットは合法的に登録されていること	1. 2. 1-事業グループは合法的に結成されていること	結成の証拠書類	<b>林業大臣令 P43/2014</b>
2. 伐採システムと手続きの整合性	2. 1-当局により承認された伐採区域における伐採計画	2. 1. 1-当局による年間作業計画書が承認されていること	承認された年間作業計画書	林業大臣令 P62/2008
			年間作業計画における伐採搬出を示す地図と現場での実施を示す証拠	
	伐採区域が現地に表示され明らかに確認できる			
	2. 2-作業計画書の有効性	2. 2. 1-法令に則った有効な作業計画書であること	木材林産物利用マスタープランとその附属書（申請中のものでも可）	林業大臣令 P62/2008
	2. 2. 2-伐採機材の承認が有効であり現地で確認できること	機材と機材輸送の許可	林業大臣令 P53/2008	
2. 3-林内貯木場から一次加工工場へあるいは登録木材取引業者（中間貯木場の経由を含み）への移動する全ての木材が現	2. 3. 1-伐採あるいは商業的に搬出された大径材の全てが木材生産報告書に記録されていること	承認された木材生産報告書	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>	

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
	地で確認できかつ有効な書類が付いていること	2.3.2-許可された区域から搬出された全ての木に合法的な輸送書類があること	林内貯木場から中間貯木場、中間貯木場から一次加工工場あるいは登録木材業者への合法輸送書類及び関連附属書	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>
		2.3.3-森林利用許可証に記載された区域で伐採された丸太であること	丸太への木材行政マーク/バーコード (PUHH) があること 一貫した木材マーキングの適用	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>
		2.3.4-貯木場から搬出される木材に木材輸送書類があること	木材一覧の木材輸送書類への添付	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>
	2.4-木材の商業伐採に課せられる料金、税が支払われていること	2.4.1-木材生産量に応じた森林資源料及び税金の支払いの証拠があること	森林資源料請求書 森林資源料支払額の木材生産量と適用される税金額の整合	林業大臣令 P18/2007 商務大臣令 22/2012
	2.5-V-Legal マーキングとの整合	2.5.1-V-Legal マーキングが実施されていること	V-Legal マーキングが適用されている	<b>林業大臣令 P43/2014</b>
3. 木材伐採に関して環境と社会分野へのコンプライアンス	3.1-承認された環境アセスメント (EIA) 及びその中で確認された対策が実施されていること	3.1.1-作業区域全体をカバーする当局により承認された EIA があること	EIA 書	政府令 PP27/2012 環境大臣令 05/2012
		3.1.2-環境へのインパクトを軽減しかつ社会への便益を与える環境管理とモニタリング報告書があること	環境管理とモニタリング書類 重要な環境及び社会インパクトに関する環境管理とモニタリングの実施の証拠	政府令 PP27/2012 環境大臣令 05/2012
4. 労働に関する法律及び規則の遵守	4.1-業務の安全と健康 (OSH) への要求事項の履行	4.1.1-OSH 手続き及びその実施の可能性	OSH 手続きの実施 OSH 用具	政府令 PP50/2012 人材と移住省令 08/2010 人材と移住省令 609/2012
	4.2-労働者の権利の遵守	4.2.1-若年者の非雇用	若年労働者がいないこと	法 23/2002 法 13/2003

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」から作成  
注) 表中で法令番号を太字斜体で標記したものは、邦語訳 (仮訳) 版がある。

合法性規準 3：私有林

原則	基準	指標	検証方法	関連法令	
1. 木材所有権の有効性	1. 1-木材伐採区域の所有権の合法性と土地所有権	1. 1. 1-所有者が所有権あるいは土地の利用権を証明できる	有効な土地所有権、あるいは土地所有記録（当局が認めた土地権利書）  耕作権 会社設立証書 取引業に関わるビジネス証（SIUP） 会社登録証（TDP） 納税登録書（NPWP）  私有林区域と地上境界を示す地図	法 5/1960 林業大臣令 P33/2010 政府令 PP12/1998 通商大臣令 36/2007 通商大臣令 37/2007 法 6/1983 <b>林業大臣令 P43/2014</b>	
		1. 1. 2-管理ユニット（個人有あるいは集団有であれ）が有効な木材輸送書類を示すこと	木材輸送書類	林業大臣令 P30/2012	
		1. 1. 3-権利の移転あるいはその区域の所有権の移転に先立ち課金される支払いの証拠を示す	再造林基金及び/あるいは森林資源料及び立木伐採の国家への保障支払いの証拠	林業大臣令 P18/2007	
	1. 2-グループ形態における事業ユニットは合法的に登録されていること	1. 2. 1-事業グループは合法的に結成されていること	結成の証拠書類	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
	1. 3-V-Legal マーキングとの整合	1. 3. 1-V-Legal マーキングが実施されていること	V-Legal マーキングが適用されている	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
	2. その区域が耕作権の対象となっている場合に労働法令の遵守	2. 1-労働安全と健康（OSH）の要求事項を満たしていること	2. 1. 1-OSH 手続きとその実施の可能性	OSG 手続きの実施  OSH 用具  事故記録	政府令 PP50/2012 人材と移住省令 08/2010 人材と移住省令 609/2012
2. 2-労働法を遵守していること			2. 2. 1-労働組合結成の自由	労働者の労働組合への参加あるいは会社の方針として労働組合の結成あるいは参加を認めていること	法 13/2003
2. 2. 2-集団労働協定			労働者の権利に関する集団労働協定書あるいは事業の基本方針	法 13/2003 人材及び移住省令 16/2011	
3. 2. 3-若年者の非雇用		若年労働者がいないこと	法 23/2003 法 13/2003 法 20/2009		

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
3. 木材伐採に関して環境と社会へのコンプライアンスの遵守	3. 1-土地耕作権者あるいは私有林所有者は承認された環境アセスメント (EIA) を持っていること及びその中で確認された対策が実施されていること	3. 1. 1-土地耕作権者あるいは私有林所有者は作業区域全体をカバーする当局により承認された EIA があること	適用可能な EIA	政府令 PP27/2012 環境大臣令 05/2012
		3. 1. 2-土地耕作権者は、環境管理計画、環境モニタリング計画実施報告書を持っていること	環境管理計画、環境モニタリング計画実施報告書 環境管理計画とモニタリングの実施証拠	政府令 PP27/2912 環境大臣令 05/2012

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15. 7. 2015)」から作成

注) 表中で法令番号を太字斜体で標記したものは、邦語訳 (仮訳) 版がある。

合法性規準 4：非森林区域あるいは転換生産林における木材利用権のための規準

原則	基準	指標	検証方法	関連法令	
1. 区域の法的地位と利用権	1. 1-森林の法的地位を変更することなく非森林区域内での木材伐採許可	1. 1. 1-リース区域におけるその他の法的許可 (ILS) / 転換許可 (IPK) の下で認可された伐採施業 注) これは、再造林をベースとした森林 (HTHR) としてカテゴリー分けされていた地域にも適用される	リース区域での伐採施業のための ISL/IPK 許可 (適用可能な環境影響アセスメント/非森林事業の EIA も含む) リース区域の ISL/IPK 許可証に地図の添付及び現地に合っていることの証拠	政府令 PP27/2012 林業大臣令 P18/2011 林業大臣令 P59/2011 環境大臣令 05/2012	
		1. 2-森林の法的地位の変化に繋がる非森林区域内部での木材伐採許可	1. 2. 1-土地転換許可 (IPK) の下で認可された木材伐採 注) これは、再造林をベースとした森林 (HTHR) としてカテゴリー分けされていた地域にも適用される	許可証に添付された事業許可と地図 (適用可能な環境影響アセスメント/非森林事業の EIA も含む) 転換区域における IPK IPK に添付された地図 森林の法的地位の認可転換書類 (この要求事項は IPK 許可を受けている者及び事業許可を受けている者に適用)	政府令 PP27/2012 林業大臣令 P33/2010 林業大臣令 P14/2011 林業大臣令 P59/2011 環境大臣令 05/2012
	1. 3-非森林ゾーンにおける木材伐採許可	1. 2. 2-移住地のための転換許可 (IPK)	1. 2. 2-移住地のための転換許可 (IPK)	転換地域における IPK IPK に添付された地図	林業大臣令 P14/2011
			1. 3. 1-非森林ゾーンにおける土地転換許可 (IPK) のもとで認可された木材伐採	IPK の計画書 許可証に添付された事業許可と地図 (適用可能な環境影響アセスメント/非森林事業の EIA も含む) 転換地域における IPK	政府令 PP27/2012 林業大臣令 P14/2011 環境大臣令 05/2012

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
			IPK に添付された地図	
		1. 3. 2-移住地のための転換許可	転換地域における IPK IPK に添付された地図	林業大臣令 P14/2011
2. 伐採と木材輸送が合法的なシステムと手続きに合っている	2. 1-IPK/ILS 計画と実施方法が土地利用計画に沿っていること	2. 1. 1-IPK/ILS によってカバーされる区域の作業計画が承認されていること	IPK/ILS 作業計画書類 機材許可の有効性	林業大臣令 P62/2008 林業大臣令 P53/2009
		2. 1. 2-輸送される木材が有効な土地転換許可区域あるいはその他利用許可 (IPK/ILS) 地から搬出されたものであることを示すことができること	森林インベントリー書類 木材生産報告書 (LHP)	<b>林業大臣令 P62/2008</b> <b>林業大臣令 P41/2014</b>
	2. 2-政府課金及び税金の支払い、木材輸送要求事項の遵守	2. 2. 1-支払いの証拠	森林資源料の支払い命令書 森林資源料の支払い証明書 森林資源料の支払額が伐採量及び適用税金に見合うこと	林業大臣令 P18/2007
			2. 2. 2-有効な木材輸送書類	小径木の木材輸送状 (FAKB) 及び丸太リスト 大径木の木材合法性証明書 (SKSKB) 及び丸太リスト
	2. 3-V-Legal 印の整合性	2. 3. 1-V-Legal マーキングの実施	V-Legal 印がそれぞれに付けられていること	<b>林業大臣令 P43/2014</b>
3. 労働法令の遵守	3. 1-労働安全と健康 (OSH) の要求事項を満たしていること	3. 1. 1-OSH 手続きとその実施の可能性	OSH 手続き OSH 用具 事故記録	政府令 PP50/2012 人材及び移住省令 8/2010 人材及び移住省令 609/2012
	3. 2-労働法を遵守していること	3. 2. 1-企業の若年者の非雇用	若年労働者がいないこと	法 23/2002 法 13/2003

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15. 7. 2015)」から作成

注) 表中で法令番号を太字斜体で標記したものは、邦語訳 (仮訳) 版がある。



合法性規準 5：一次及びそれ以上の森林関連の加工業及び商社

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
1. 事業体が木材の合法取引を支えている	1. 1-木材林産物加工業者が次の有効な許可を得ている。 a. 加工業及び/あるいは b. 加工品の輸出業	1. 1. 1-加工業者は有効な許可を得ていること。	会社の設立証書及びその証書の最終改訂版	法 6/1983 法 3/2014 政府令 PP74/2011 政府令 PP27/2012 法と人権省大臣令 M. 01-HT. 10/2006 通商大臣令 36/2007 通商大臣令 37/2007 工業大臣令 41/2007 内務大臣令 27/2009 通商大臣令 39/2011 環境大臣令 05/2012 通商大臣令 77/2013 <b>林業大臣令 P9/2014</b> <b>林業大臣令 P55/2014</b>
			通商事業に関わるための許可（事業ライセンス/SIUP）あるいは貿易許可。それは工業事業許可（IUI）あるいは永続事業許可（IUT）あるいは工業登録証明書（TDI）でも可	
			迷惑行為/妨害行為許可（操業地周辺の環境に影響を及ぼしている事業に発行される許可）	
			会社登録証明書（TDP）	
			納税者確認番号（NPWP）	
			環境影響評価書の有効性	
工業事業許可証（IUI）あるいは永続事業許可証（IUT）あるいは工業登録証明証（TDI）の有効性				
林産物一次加工（IPHH）のための原料貯蔵計画（RPBBI）の有効性	輸出業者は、林産物の登録輸出業者としての権利を得ている。	通商大臣令 P97/2014		
1. 2-家内工業がインドネシア国の法的な組織である	1. 2. 1-家内工業主が正式な組織であることを示すこと	ID カード	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
1. 3-木材林産物の輸入業者は有効な許可の保持とデュー・ディリジェンスを実施していること	1. 3. 1-木材林産物の輸入業者は有効な許可を持っていること	輸入業者は登録輸入業者であること	通商大臣令 78/2014	
	1. 3. 2-輸入業者はデュー・ディリジェンスのシステムを持っていること	輸入業者はデュー・ディリジェンスのガイドライン/手続き書を持ちその実施について証拠があること	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
1. 4-登録倉庫業者あるいは登録非生産者輸出業者は有効な許可証を持っていること	1. 4. 1-登録倉庫業者は有効な許可証を持っていること	州・郡林業事務所長の許可証	林業大臣令 P30/2012 <b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>	

原則	基準	指標	検証方法	関連法令	
		1.4.2-登録非生産者輸出業者は有効な許可証を持っていること	会社設立証及び会社設立証の修正版 貿易業許可証（事業ライセンス/SIUP）あるいは貿易許可証 会社登録証明書（TDP） 納税者番号（NPWP） 林産加工物の非生産者輸出業者（ETPIK 非生産者）であることの取引業者登録証 木材合法性証明書（S-LK）あるいは供給者宣言書（SDoC（DKP））を持っている非生産者輸出業者（ETPIK 非生産者）の小規模加工業者との供給合意書あるいは契約書	法 6/1983 政府令 PP74/2011 法と人権省大臣令 M.01-HT.10/2006 通商大臣令 36/2007 通商大臣令 37/2007 通商大臣令 39/2011 通商大臣令 77/2013 <b>林業大臣令 P43/2014</b> 通商大臣令 97/2014	
		1.4.3-事業者は環境影響評価書（EIA）を持っている	環境影響評価書（EIA）	政府令 PP27/2012 環境大臣令 13/2010 環境大臣令 05/2012	
	1.5-事業者グループ：SME あるいは職人/家内工業あるいは倉庫のグループ あるいは 組合：職人/家内工業は、合法的に登録されているかあるいは設立の証拠がある 注）非生産者登録輸出業者には適用しない	1.5.1-グループあるいは組合としての事業者は合法的に設立されていること	設立の証拠あるいは書類 組合の場合には納税者登録証（NPWP）	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
		1.5.2-組合の組織構造	組織構造に関する組合の決定書	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
		1.5.3-組合事業の型	組合事業計画書あるいは組合型を示す書類	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
		1.5.4-各組合メンバーを正式に証明するもの	ID カード	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
	2. 事業者が木材の原産地まで確実に追跡できる木材トラッキングシステムを持っている	2.1-林産物を追跡できるシステムがあり運用されている	2.1.1-事業者は木材が合法なところから来たものであることを示すことができる	売買記録及び・又は原材料の供給契約書及び・あるいは購入の証明書 木材輸送に関する承認報告書及び・又は輸送の証拠あるいは木材の検査に関する公式報告書、林産物の合法性宣誓書 輸入木材には供給者の確認宣誓書あるいは合法証明書（S-LK）がついていること 注）職人あるいは家内工業の場合には 木材輸送書類	林業大臣令 P30/2012 <b>林業大臣令 P9/2014</b> <b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b> <b>林業大臣令 P78/2014</b>

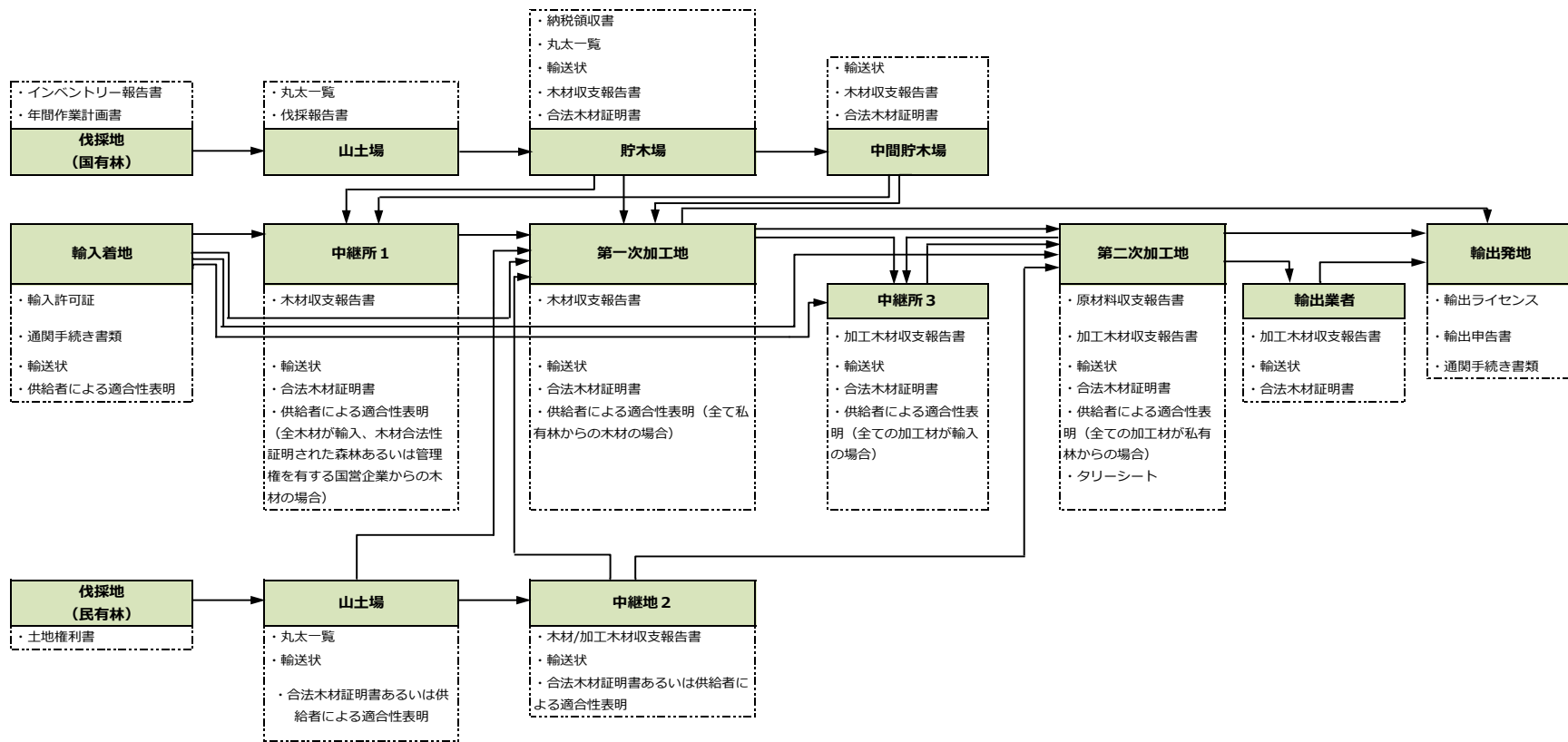
原則	基準	指標	検証方法	関連法令
			建造物の解体から出たもの、地中から掘り起こしたものと及び埋木の利用であることを示す 地方行政官からの公式報告書と整合する輸送書類 (Nota) 産業廃棄木材のための Nota 様式での輸送書類 丸太、木材、林産物の貯蔵中における変化に関する書類 合法性証明書 (S-PHPL/S-LK) あるいは供給者確認書 (DKP) 第一次加工のための原材料在庫計画 (RPBBI) あるいは支援書類	
		2.1.2-輸入業者は輸入材が合法原産地からの木材であることを証明する有効な書類を持っていること	輸入通知書 (PIB) パッキングリスト インボイス B/L 輸入宣誓書及び輸入勧告書 輸入税の支払い証拠 取引が制限されている樹種に関する書類 (CITES 許可証を含む) 輸入木材の利用に関する証拠書類	大統領令 43/1978 通商大臣令 78/2014
		2.1.3-事業者が木材トラッキングシステムを用いて許可を受けた生産地でそれを運用している 注) 倉庫及び非生産木材登録者には適用しない	原材料及び生産物の集計表 注) 職人/家内工業には適用しない 加工製品の生産報告書 生産量が許可を受けた生産能力を超えないこと 押収材から生産された製品の隔離区分	工業大臣令 41/2008 林業大臣令 P30/2012 <b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b> <b>林業大臣令 P55/2014</b>
		2.1.4-他者 (他産業、職人/家内工業) が提供する木材トラッキングがある生産プロセス	合法性証明書 (S-LK) あるいは供給者確認書 (DKP) 他社による生産プロセスのための契約書	林業大臣令 P48/2006 通商大臣令 36/2007 工業大臣令 41/2008

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
			原材料の証明書 製品の隔離区分 原材料、生産プロセスに関する書類及び輸出が他者との契約によって行われる場合の適用場所	<b>林業大臣令 P43/2014</b> <b>林業大臣令 P55/2014</b>
	2. 2-加工木材品の供給者から非生産登録輸出業者への移動	2. 2. 1-事業者はその製品が合法的な産地からのものであることを証明できること	製品は、合法性証明書 (S-LK) あるいは SDoC (DKP) を持っている登録非 ETPIK から購入したものであること 輸送書類 製品貯蔵所における収支書類/報告書	<b>林業大臣令 P43/2014</b>
3. 取引あるいは木材加工品の所有権の変更の合法性	3. 1-国内市場への木製品の取引あるいは輸送が法制度に沿っていること	3. 1. 1-国内市場への木材取引あるいは輸送が輸送書類に沿っていること	輸送書類	林業大臣、交通大臣、商工大臣の共同令 22/2003, KM3/2003, 33/2003 林業大臣令 P30/2012 <b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>
	3. 2-輸出される加工木材の発送が法制度に沿っていること 注) 職人/家内工業及び倉庫には適用しない	3. 2. 1-輸出通知書 (PEB) 付の輸出の加工木材の出荷であること	輸出品 PEB パッキングリスト インボイス B/L (Bill of Lading) 輸出ライセンス (V-Legal) 技術的検証が必須である製品についての技術的確認結果 (調査報告書) 必要な場合の輸出税納付済みを示すもの 取引が制限されている物に関するその他関連書類 (CITES 許可証を含む)	法 17/2006 (税関) 大統領令 43/1978 林業大臣令 447/2003 財務大臣令 223/2008 税関総局長令 P-40/2008 税関総局長令 P-06/2009 通商大臣令 P50/2012 通商大臣令 P97/2014
	3. 3-V-Legal マークへのコンプライアンス	3. 3. 1-V-Legal マークの実施	V-Legal マークがそれぞれに応じて適用されている	<b>林業大臣令 P43/2014</b>

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
4. 加工業に関する労働法規の遵守	4. 1-業務の安全と健康（OSH）への要求事項の履行	4. 1. 1-OSH 手続き及びその実施の可能性	OSH 手続き あるいは 職人/家内工業には救急用具及び安全機材	政府令 PP50/2012 人材と移住省令 8/2010 人材と移住省令 609/2012
			OSH 手続きの実施	
			事故記録 注) 職人/家内工業には適用しない	
	4. 2-労働者の権利の遵守 注) 職人/家内工業には適用しない	4. 2. 1-労働組合結成の自由	労働者の労働組合への参加あるいは会社の方針として労働組合の結成あるいは参加を認めていること	人材と移住省令 16/2001
			4. 2. 2-集団労働協定書あるいは企業の労働者権利に関する政策があること	法 13/2013 人材と移住省令 16/2001
			4. 2. 3-若年者の非雇用	若年労働者がいないこと

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」から作成

注) 表中で法令番号を太字斜体で標記したものは、邦語訳（仮訳）版がある。



出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」から作成

図 4.2.6 サプライチェーンにおいて確認される書類



## (2) 納税と使用料支払

木材伐採においては、森林資源料、再造林基金などの支払いが国有林のコンセッションあるいはコミュニティ林などの区分毎に分けて課せられている。

表 4.2.9 伐採に関する支払い

区分	再造林基金	森林資源料	税金	立木伐採補償金
生産林コンセッション	●	●	●	
生産林区域におけるコミュニティ人工林及びコミュニティ林		●	●	
私有林	●	●		●
非森林区域	●	●		●

全ての区分に適用される森林資源料についてみると、「通商大臣令：森林資源料算定のための森林資源基礎価格の決定」でその決定額の基礎価格が、樹種別、地域別に単位材積 (m<sup>3</sup>) あるいは単位重量 (トン) で決められている。ただし、収集資料 (通商大臣令：森林資源料算定のための森林資源基礎価格の決定 22/M-DAG/PER/4/2012) では基礎価格の適用期間は限られており、同決定では 2012 年 3 月 6 日から同年 6 月 30 日までに適用されるものとなっている。また、その期間も前半 (3 月 6 日から 4 月 24 日まで)、後半 (4 月 25 日から 6 月 30 日まで) に区切られ基礎価格は違っており、例えば、メランティ類については下表のとおり設定されている。このように森林資源基礎価格は毎年複数回に分けて決定されている。

表 4.2.10 森林資源料算定のための基礎価格 (例)

樹種	地域	2012 年	
		3/6 から 4/24 まで	4/25 から 6/30 まで
メランティ類	I (スマトラ、カリマンタン、スラウェシからマルクまで)	1,270,000 Rp/m <sup>3</sup>	600,000 Rp/m <sup>3</sup>
	II (イリヤンジャヤ、ヌサテンガラからバリまで)	1,700,000 Rp/m <sup>3</sup>	504,000 Rp/m <sup>3</sup>

注) 通商大臣令：22/M-DAG/PER/4/2012 から作成

## (3) 伐採施業

伐採に関しては、伐採区域、伐採に係る手続き、丸太の輸送、環境及び社会へのコンプライアンス、労働者の保護など守られるべき事項について、前出の表 4.2.8 木材合法性の基準 1~5 のなかで記載されている。守られるべき事項の根拠となっている法令の中で入手できたものをイ語から邦訳に仮訳した。

#### (4) 第三者の権利

中の合法性規準 1～5 のなかでは、その事業体で働く労働者の労働環境に関する遵守事項については記載されているが、第三者の権利ということでは記載はない。環境林業省からは、コンセッションの地元住民対策は CSR として学校建設、クリニックの開設、直接雇用などが実施されており SVLK の取得要件を満しているとの説明を得た。

#### (5) 貿易と輸送

木材製品の輸出に当たっての木材合法性証明システム (TLAS=SVLK) は、図 4.2.7 に示すとおり、先ず「国家認定委員会 (KAN)」が、民間の「独立審査認定機関 (LP-VI)」を認定し、「適合性評価機関認定証」を与える。独立審査認定機関 (LP-VI) は、木材業者からの申請に基づき業者としての適格性を審査し「合法木材認証 (S-LK)」<sup>8</sup>あるいは「持続的生産林管理認証 (S-PHPL)」を認証する。なお認証の有効期間及び継続審査の頻度がそれぞれに決められている<sup>9</sup>。

独立審査認定機関 (LP-VI) の中から十分な能力を有する者として「木材合法性認証機関 (LVLK)」<sup>10</sup>が環境林業省から認定され指名される。LVLK は木材製品の輸出に当たって輸出物の合法性を審査し合法性証明書を発行する。LVLK による輸出物の審査項目は主に次の3点となっている。

- 申請書類 (パッキングリスト、インボイス、製品写真) の確認
- SILK による出入量 (個数、容積、重量) 一貫性の確認
- 品目と船積貨物の一致性の確認

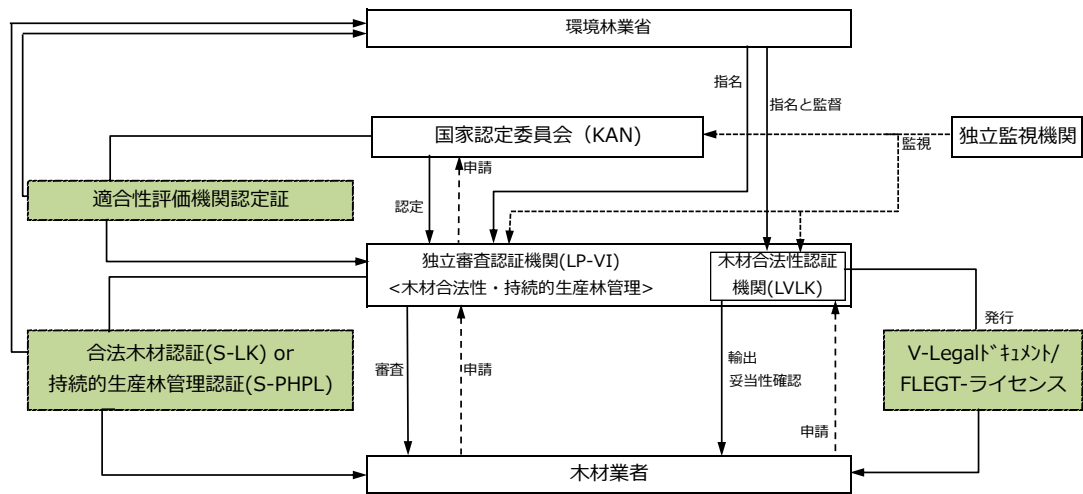
国有林材の出入量一貫性については、環境林業省が運営している SIPUHH<sup>11</sup>を活用して確認されている。

<sup>8</sup> 2018年3月1日現在 2,327社が認定されている。

<sup>9</sup> 前出の表 3.4.6 参照。

<sup>10</sup> 2018年3月1日現在 25社が認定されている。

<sup>11</sup> 環境林業省が運用している国有林材の木材流通事務情報システム



出典：環境林業省資料より作成

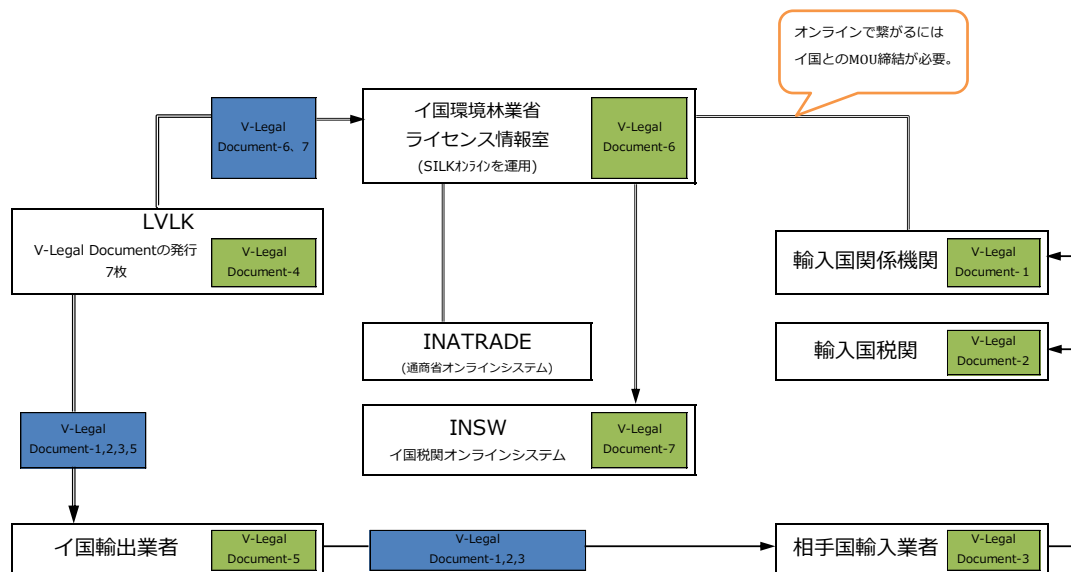
図 4.2.7 SVLK メカニズム

合法性が確認されれば、EU 向けには FLEGT ライセンスを、その他の国については V-Legal ドキュメントを発行し輸出物に添付される。FLEGT ライセンスと V-Legal ドキュメントは共に 1 件につき鑑と添付資料の 2 編構成の 7 枚綴りである。その様式は法令「NO.P.14/PHPL/SET/4/2016」の末尾に添付されている。輸出先が EU の場合は様式の A 欄に、その他の国の場合には B 欄に輸出先国名を記載することになっている。

様式には、鑑にも添付資料にも 1 から 7 のどれかの番号が付いており、その番号に応じてその書類が配布され保管される機関が決まっている。V-Legal ドキュメントを例にその発行と伝達の流れを示すと図 4.2.8 のとおりである。

1. LVLK は、輸出物の合法性を確認すると 7 枚綴りの V-Legal ドキュメントを発行。
2. LVLK は、1、2、3、5 を輸出業者へ渡す。輸出業者は 5 を自社で保管し、1、2、3 を輸入業者へ渡す。
3. 輸入業者は、3 を保管し、1 を自国の関係機関へ、2 を自国税関に渡す。
4. LVLK は 4 を保管する。
5. LVLK は 6、7 を環境林業省内のライセンス情報室へ渡す。
6. ライセンス情報室は、6 を保管し 7 はイ国税関に送付する。
7. 環境林業省のライセンス情報室とイ国通産省とはオンラインで繋がっており V-Legal ドキュメントを共有。

FLEGT ライセンスの場合も同じ流れで処理される。なお、輸入国関係機関とイ国環境林業省ライセンス情報室とがオンラインで結ばれるには双方が MOU を締結する必要がある。



出典：環境林業省資料より作成

図 4.2.8 V-legal ドキュメントの発行と伝達の流れ

イ国が林産物を輸入する場合のデュー・ディリジェンスの方法については、環境林業省令「No:P.7/PHPL-SET/2015」に規定されている。その中の第 2 条ではデータ及び情報の提出に関して次のとおりとしている。

- ア. デュー・ディリジェンスに関するデータ及び情報の提出は、API-P<sup>12</sup>あるいは API-U<sup>13</sup>の ID を得ている輸入業者が環境林業省の SILK を経由して行う。
- イ. 「ア」の項で述べたデータ及び情報の提出にあたって、API-P あるいは API-U の ID を得ている輸入業者はその情報の記録を 2 年間残しておかねばならない。
- ウ. 輸入業者により提出されるデータ及び情報には次の項目を含む。
  - a. 情報記録は次による。
    - ① FLEGT-VPA に基づく FLEGT ライセンスが有効な国からの FLEGT ライセンス；また、あるいは
    - ② イ国との間で貿易と木材の合法性の認定の合意が成立している国からの MRA (Mutual Recognition Agreement) ライセンス；また、あるいは
    - ③ Country Specific Guideline (CSG) あるいは輸出国により規制された林産物の合法性に関する類似のもの；また、あるいは
    - ④ トレーサビリティと共に林産物の合法性あるいは持続性に関する認証スキームを適用する認証機関からの認証書類

<sup>12</sup> 輸入・加工業者登録 ID。略語表参照。

<sup>13</sup> 一般輸入業者登録 ID。略語表参照。

- ⑤ 林産物の合法性あるいは持続性に基づいた林産物の伐採国あるいは原産国の当局からのレター
- b. 林産物の原産国における公式に記録された情報に基づくクロスチェックをかけたリスク分析を実施する。その際、潜在的な問題、注目すべき顕著な所見、その林産物の違法な伐採、違法な取引、偽情報などについて検討すること。
- c. 情報の信頼性と確実性が確かな偽情報のない情報源に基づき適正な対策をとったリスク軽減措置をとること。
- エ. 「ウ」で述べた情報の記録には、林産物の原産地国名あるいは林産物を取得した国名及び伐採地の地域名、コンセッション所有者名を含むこと。
- オ. LVLK による監査の時、また、あるいは、政府また、あるいは政府により派遣された者による随時の検査時には「ウ」及び「エ」で述べた情報は開示されなければならない。
- カ. 「エ」で述べた情報は SILK に入力される。
- キ. データ及び情報の提出様式及び記載手順については当法令の付属資料 IA に示すとおりである。

## (6) CITES など保護樹種

CITES など取引が制限されている樹種リストのなかでどの種がイ国の法令に基づきリストアップされているのかについては確認できなかった。そこで NEPCon の FORESTRY RISK PROFILE (Ver2.0 January 2016) にイ国内の CITES に記載された保護樹種であるとして掲載されている次の 7 樹種を参考としてあげる。なお、この 7 樹種は CITES の附属書 II、III に記載されていることを確認した。

### CITES 附属書 II

*Aquilaria spp.* ----Agarwood  
*Diospyros ferra* ---Black ebony  
*Diospyros vera* ---Queensland ebony  
*Gyrinops spp.* ----Agarwood  
*Gonystylus spp.* ---Ramin  
*Rauwolfia serpentina*----Serpentine wood

### CITES 附属書 III

*Magnolia liliifera var. obovate*----Egg magnolia

### 4.2.3 森林認証制度

イ国内の森林認証としては、FSC、IFCC（PEFC との相互認証）と LEI があり、それぞれが持続的森林管理と CoC の認証を行っている。FSC は世界的な認証機関であるが、IFCC と LEI はイ国内で設立された認証機関である。IFCC は PEFC との相互認証を行っている。LEI は単独の認証機関であり、認証の対象を小規模事業者としている特徴がある。それぞれの認証数は次の表のとおりである。

表 4.2.11 イ国内の森林認証実績

認証機関	持続的森林管理		CoC 件数	備考
	件数	面積		
FSC	39	3,078,285ha	260	FSC の Web から
IFCC	60	3,756,901ha	32	IFCC の Web から
LEI	61	2,032,000ha	10	聞き取り及びパンフレットから

### 4.2.4 その他の関連情報

イ国の SVLK に関してクリーンウッド法に対応する際の留意点としては、次の項目があげられる。

- V-Legal ドキュメントのオンライン発行システムの運用は、今の時点では大規模事業者が主体であること。
- 小規模事業者はグループ（組合化）による登録も可能。
- 供給者確認書（DKP）は地方行政が主管となっていること。
- V-Legal ドキュメントの確認を SVLK オンラインで行うためにはイ国と MoU を締結することが必要。



## 4.2.5 略語表

略語	イ語	英語	日本語	備考
API-P		Importer-Producer Identity Number	輸入・加工業者 ID 番号	資材、原材料、サポート材又は/あるいは生産工程をサポートするための資材として自社で使うための商品を輸入する会社だけに与えられる輸入業者としての ID 番号
API-U		General Importer Identity Number	一般輸入業者 ID 番号	取引を目的として特定の商品を輸入する会社と与えられる輸入業者としての ID 番号
BUMDes			村落所有企業	
CABs		Conformity Assessment Bodies	適合性評価機関	民間認証機関。KAN の認定を受け環境林業省により合法性確認の権限が与えられている。2016 年 6 月時点で 22 社が認定。V-Legal Document、FLEGT License を発行。環境林業省により監督され、省の License Information Unit によって運営される SILK を使う。
CITES		Convention on International Trade in Environment Species of Wild Fauna and Flora	絶滅のおそれのある野生動物種の国際取引に関する条約	ワシントン条約
DKP		Suppliers Declaration of Conformity	供給者確認書	証拠書類に基づき供給者によって示される合法性申告書類
EUTR		EU-Timber Regulation	EU 木材規則	
FLEGT		Forest Law Enforcement, Governance, and Trade	森林法施行、ガバナンス、貿易	EU の FLEGT アクションプランが 2003 年に策定された。その目的は持続的な合法的森林管理とガバナンスの強化及び合法的に生産された木材の取引の振興である。

略語	イ語	英語	日本語	備考
FMU		Forest Management Unit	森林管理ユニット	
FSC		Forest Stewardship Council	森林管理協議会	
HS		Harmonized Commodity Description Coding System	商品の名称及び分類につい ての統一システム	HS 条約に基づいて定められた番号のこと。商品を輸出入する際には、各商品はいずれかの品目コードに分類される。
HTH			天然林択伐コンセッション	
HTI			産業造林コンセッション	
IFCC		Indonesian Forestry Certification Cooperation	インドネシア森林認証協力 機構	
IHMB	Inventarisari Hutan Menyeluruh dan Berkala		10 年材積量調査	
INATRADE		Indonesian Trading		イ国通商省のオンラインシステム
INSW		Indonesia National Single Window		イ国税関のオンラインシステム
IPK			木材利用許可	
IPKR			コミュニティ木材加工業	
IPPKH			林地賃貸利用許可	
IRT/Craftsmen			家内工業	投資額 500 万 Rp までかつ従業員 4 名まで。
IUI			二次木材加工事業許可	設備投資額 2 億 Rp 以上の規模
IUIPHHK	Izin Usaha Industri Primer Hasil Hutan		木材一次産業事業許可	

略語	イ語	英語	日本語	備考
	Kayu			
IUPHHK-HA	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu (IUPHHK) pada Hutan Alam		天然林木材利用事業許可	
IUPHHK-HD	IUPHHK dalam Hutan Desa		村落林木材利用事業許可	
IUPHHK-HKm	IUPHHK dalam Hutan Kemasyarakatan		コミュニティ林木材利用事 業許可	
IUPHHK-HTHR	IUPHHK dalam Hutan Tanaman Hasil Rehabilitasi		再生林木材利用事業許可	
IUPHHK-HTI	IUPHHK dalam Hutan Tanaman Industri		産業造林木材利用事業許可	
IUPHHK-HTR	IUPHHK dalam Hutan Tanaman Rakyat		民有林木材利用事業許可	
IUPHHK-RE	IUPHHK Restoras Ekosistem		生態系修復林木材利用事業 許可	
JIC		Joint Implementation Committee	合同実施委員会	VPA を実施するためのイ国と EU との委員会
KAN	Komite Akreditasi Nasional	National Accreditation Committee of Indonesia	国家認定委員会	CABs を認定する

略語	イ語	英語	日本語	備考
LEI	Lembaga Ekolabel Indonesia	Indonesian Ecolabelling Institute	インドネシアエコラベル協 会	
LIU		License Information Unit	ライセンス情報ユニット	環境林業省内にあり SILK を運用する。
LMK			木材変更報告書	
LP&VI	Lembaga Penilai dan Verifikasi Independen	Independent Assessment and Verification Agency	独立評価審査機関	KAN から認定され、PHPL、VLK の審査を行う。
LPPHPL	Lembaga Penilai Pengelolaan Hutan Produksi Lestari	Sustainable Production Forest Management Assessment Agency	持続的生産林管理評価機関	PHPL の審査ガイドラインとスタンダードに基づいて IUPHHK-HA/HT/RE ライ センス及び森林管理権を審査する。2017 年 8 月末で 14 社が認定されてい る。
LVLK	Lembaga Verifikasi Legalitas Kayu	Timber Legality Verification Agency	木材合法性審査機関	KAN から認定を受けた LP&VI の中から十分な能力を有する機関が LVLK とし て認定される。合法木材証明 (VLK) をおこなう。また VLK スタンダードと ガイドラインに基づいて林業事業ライセンス保持者、森林管理権保持者、 家内工業事業者、私有林所有者の検証をする。V-Legal Document 及び FLEGT License を発行する。2017 年 8 月末で 25 社が認定されている。
PEB			輸出申告書	
PEFC		Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes	森林認証プログラム	
PHPL	Pengeioloaan Hutan Produksi Lestari	Sustainable Forest Management Certification	持続的森林管理認証	

略語	イ語	英語	日本語	備考
PI		Independent Monitor	第三者モニター機関	
RKT			年間伐採計画	
RKU			10 年管理計画	
SALU		Auction Transport Certificate	テnder輸送証明書	
SDoC		Supplier's Declaration of Conformity	供給者による適合性表明	
SILK	Sistem Informasi Legalitas Kayu	Timber Legality Information System	木材合法性情報システム	林業省内の木材合法性認証情報室 (LIU) によって 2012 年 12 月 1 日運用開始
SIPUHH	Sistem Informasi Penatausahaan Hasil Hutan		木材流通事務情報システム	当時の林業省が 2009 年 9 月に開始した国有木材丸太のオンライン管理システム。
SKAU		Memorandum Transport	原産地証明書	

略語	イ語	英語	日本語	備考
S-LK	Sertifikat Legalitas Kayu	Certificate of Wood Legality	木材合法性証明書次のライセンスを保持者はこの証明書を持つことが必須となっている。IUPHHK-HKmIUPHHK-HTRIUPHHK-HDIUPHHK-HTHRIPK/IPPKHIUPHHK/IPKRIUITDITPT 会社登録証(TDP)を持つ林産物業者 IRT/Craftsmen 私有林所有者	2017年9月29日現在、2,229社が認定されている。/IUPHHK-HA/HT/RE 事業許可保有者及び管理権保有者については3年有効、12か月毎に審査 /IUPHHK-HTR/HKm/HD/HTHR 事業許可保有者については6年有効、24か月毎に審査/IPK(IPPKHを含む) 事業許可保有者に1年有効、6か月毎に審査 /SKAUを持つ民有林のIUPHHKの場合は6年間有効、24か月毎に審査/年間6,000m3を超える生産能力を持つIUIPHHKの場合は3年間有効、12か月毎の審査/年間6,000m3までの生産能力を持つIUIPHHKの場合は6年間有効、12か月毎の審査/5億Rpを超える投資額のIUIの場合には6年間有効、12か月毎の審査/5億Rpまでの投資額のIUIあるいはTPT、TDI、及び会社登録証を持っている林産物業者の場合には6年間有効、24か月毎の審査/市有林所有者及びIRT/Craftsmenの場合は10年間有効、24か月毎の審査
SPF			小規模民有林	
S-PHPL	Sertifikat Pengeioloan Hutan Produksi Lestari	Certificate of Sustainable Forest Management	持続的森林管理証明書 次のライセンス保持者はこの証明書を持つことが必須となっている。 ・IUPHHK-HA ・IUPHHK-HT ・IUPHHK-RE ・森林管理権	IUPHHK-HA/HT/RE 事業許可保有者及び管理権保有者については5年有効、12か月毎の審査。



略語	イ語	英語	日本語	備考
SVLK	Sistem Verifikasi Legalitas Kayu	Timber Legality Verification System	木材合法性証明システム	木材合法性証明システムのイ国版。 SVLK 認証は会社を認証するものであり、V-Legal Document 及び FLEGT License は荷を認証するものである。FLEGT ライセンスを与えるにあたっては、会社に SVLK 認証があることと、木材製品と木材製品の数量の一致を確認。
TDI			二次木材加工事業許可	設備投資額 2 億 Rp までの規模
TDP		Company Registration Certificate	会社登録証	
TLAS		Timber Legality Assurance System	木材合法性証明システム	
TPT		Registered Shelters	登録木材集積場	
VLBB		Verification of Raw Materials Legality	原材料合法性証明	

略語	イ語	英語	日本語	備考
V-Legal Documents			合法木材証明書類	<p>2013年1月1日から公式に運用開始。木材製品の合法性を証明するイ国の輸出ライセンス。1件につき7枚発行されそれぞれ関係機関に送られる（輸出先国の関連機関、輸出先国の税関（以上は輸出業者から輸入業者を通じて）、輸入業者、LVLK、輸出業者、環境林業省の合法木材証明情報ユニット、イ国税関）。EUとは既にFLEGTライセンスが有効となったため、EU市場以外のVPAを結んだ国への輸出に対して発行される。オークションで得た林産物に関しては発行できない。</p> <p>木材製品輸出業者はS-LK（木材合法性証明書）、輸出木材製品の供給者はS-PHPLあるいはS-LKあるいはDKPを持っていることが必要。</p> <p>発行日から4カ月間有効。LVLKによりSILKオンラインを使ってINATRADE、INSW及び輸出先国の関係機関に送信される。</p>
VLK	Verifikasi Legalitas Kayu	Verification Wood Legality	木材合法性証明	小規模木材関連事業者はグループ審査が可能
VPA		Voluntary Partnership Agreement	自主的二国間協定	

## 4.3 ベトナム

### 4.3.1 木材等の生産及び流通の状況

#### 1) 森林管理及び木材生産・消費の現況

ベトナムは東南アジアのインドシナ半島に位置しており、面積約 33 万 km<sup>2</sup>、人口約 9,300 万人を有し、2016 年に合意された環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の加盟国のひとつである。

森林面積 は 2016 年末時点で約 1,400 万 ha である。うち天然林が約 71%、人工林が約 29%を占めており、国土面積における森林率は約 41.2%で増加傾向にある (表 4.3.1)。木材の生産量は 2005 年と比べると 2 倍以上の伸びである (図 4.3.1)。

表 4.3.1 ベトナムの森林面積と森林率<sup>12</sup> (単位：1,000ha)

年	森林面積	天然林面積	人工林面積	森林率 (%)
2010	13,388	10,305	3,083	39.5
2011	13,515	10,285	3,230	39.7
2012	13,862	10,424	3,438	40.7
2013	13,954	10,398	3,556	41.0
2014	13,797	10,100	3,696	40.4
2015	14,062	10,176	3,886	40.8
2016	14,378	10,242	4,136	41.2

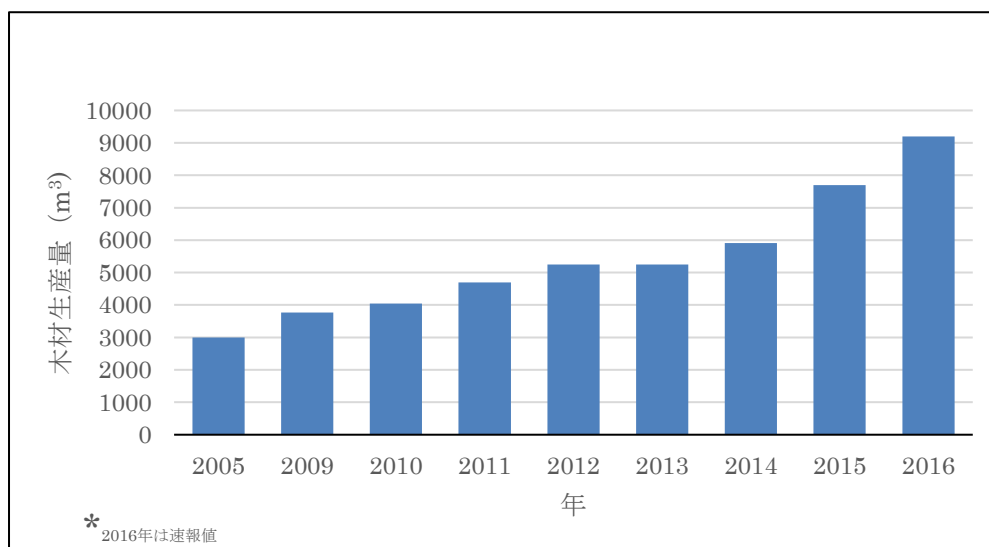


図 4.3.1 ベトナム国における木材生産量 (単位：m<sup>3</sup>)

<sup>1</sup> General Statistics Office of Viet Nam ([https://www.gso.gov.vn/Default\\_en.aspx?tabid=491](https://www.gso.gov.vn/Default_en.aspx?tabid=491))

<sup>2</sup> Công bố hiện trạng toàn quốc năm 2016 (1819/QĐ-BNN-TCLN: <https://www.mard.gov.vn/VanBan/VanBan/1819tcln.pdf>)

## 2) 木材貿易の現況

ベトナムの木材及び木材製品の輸出総額は増加傾向にある。2013年から2017年までの過去5年間の輸出相手国別輸出総額は約75億ドルである(図4.3.2)。このうち対日輸出は約14%を占めており、ベトナムの木材及び木材製品輸出国の中でもアメリカ合衆国、中国に次ぐ、主要な輸出相手国となっている(図4.3.3)。木材及び木材製品以外にも、ゴムや紙といった製品も我が国はベトナムから輸入している。

ベトナムは木材製品の輸出国であると同時に、輸入国でもある。表4.3.2は2013年から2017年までの木材及び木材製品の輸入相手国を示しており、隣国である中国、ラオス、カンボジア等からの輸入に加え、アメリカ合衆国、ヨーロッパ諸国からも輸入している。特に、ベトナム国内の天然林の伐採が禁止されたことを受けて、欧米産の広葉樹材の需要が大きい。

木材の取り扱い総量に対する国産材の割合が約60%であり、残りを輸入に頼っている。輸入相手国は120か国、輸入樹種数は150種に及んでいる。この多様性が合法性証明を難しくしている<sup>3</sup>。

---

<sup>3</sup> 聞き取り調査 MARD (2017年6月21日)



図 4.3.2 ベトナムの木材及び木材製品の輸出総額

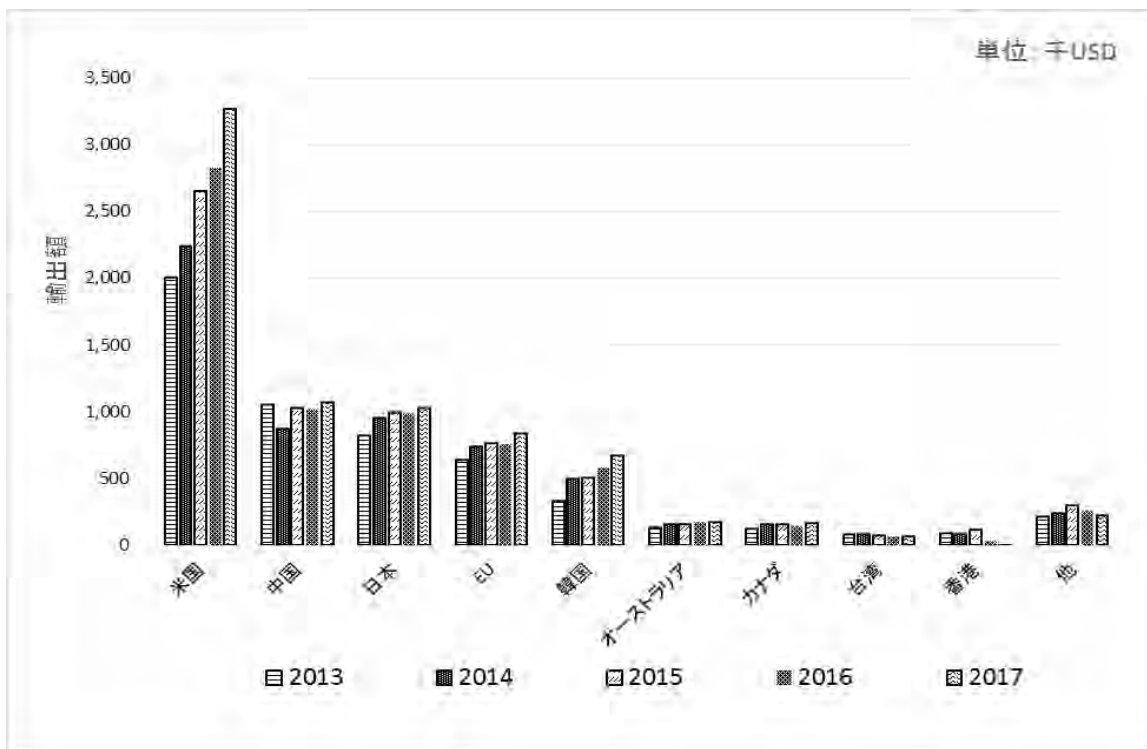


図 4.3.3 ベトナムの主な木材製品輸出国と輸出額

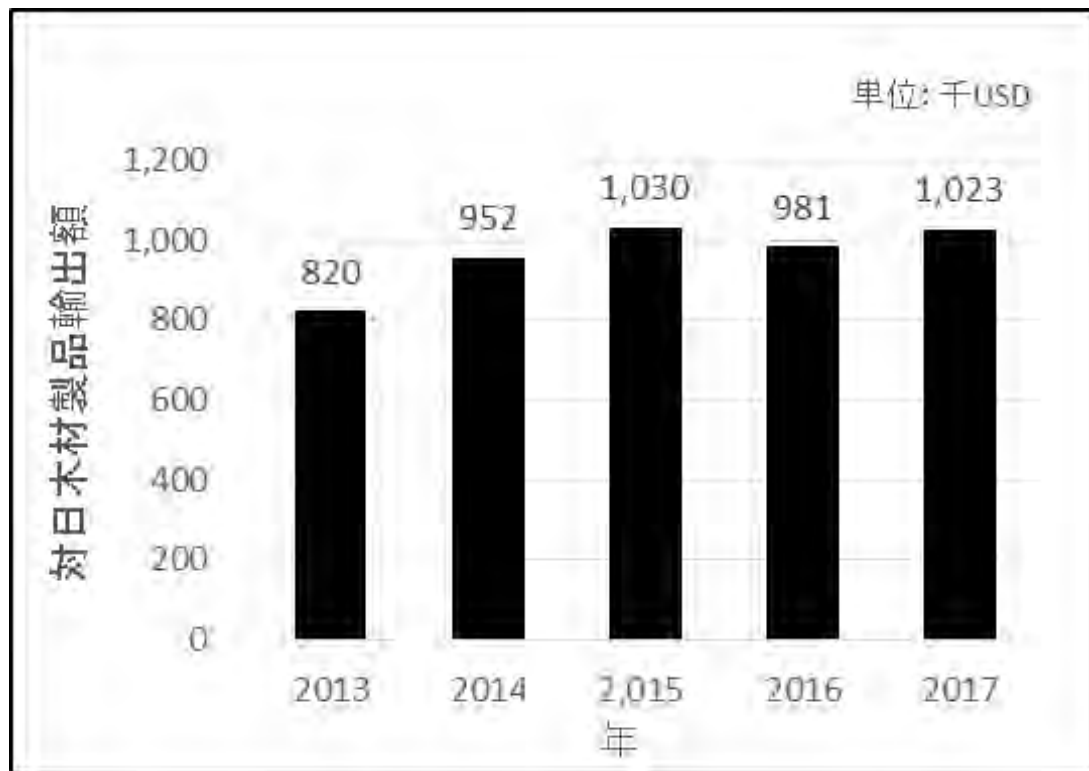


図 4.3.4 ベトナムから日本への木材製品輸出額

表 4.3.2 木材及び木材製品の輸入総額 (単位: 千 USD)

No.	2013		2014		2016		2017	
	国	金額	国	金額	国	金額	国	金額
1	ラオス	458,886	ラオス	601,391	中国	286,209	中国	362,906
2	米国	220,035	米国	258,205	米国	219,427	米国	252,922
3	中国	200,955	カンボジア	253,143	カンボジア	182,424	カンボジア	213,597
4	マレーシア	91,820	中国	239,623	マレーシア	93,631	タイ	102,569
5	タイ	78,108	マレーシア	110,787	タイ	91,036	マレーシア	93,995
6	ミャンマー	65,964	タイ	74,156	ラオス	79,396	チリ	66,869
7	NZ	65,084	NZ	56,617	チリ	63,058	ドイツ	65,100
8	カンボジア	48,580	チリ	49,165	NZ	55,927	NZ	60,771
9	チリ	38,113	ミャンマー	46,306	ドイツ	47,064	ブラジル	48,684
10	ブラジル	22,792	ドイツ	36,807	フランス	33,632	フランス	48,580



## 4.3.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

### 1) 森林管理及び合法木材に関連する行政の体制

ベトナムの森林・林業行政は農業農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development, 以下、MARD) の林業総局が所管している (図 4.3.5)。林業総局は森林保護、森林開発、技術、生産管理、計画・財務、自然保護、CITES 管理等の管理部局と国立公園毎の非管理部局により構成されている (図 4.3.6)。

林業総局の部局では、森林保護部が森林伐採時に刻印を打つ森林レンジャーの活動について、森林開発部が森林伐採全般について、森林生産管理部が木材生産や流通について、CITES 管理機関が「絶滅の恐れのある野生動物の種の国際取引に関する条約」(CITES) についてそれぞれ担当しており、科学技術国際協力部が関係部局全体の取りまとめ部として対外折衝に当たっている。法令が施行されると、中央の林業総局から地方の各省にある林業総局の地方組織に伝達される。なお、林業総局は 2010 年までは林業局と森林保護局 (以下、FPD) の 2 局の体制であったことから、一部の地方省の組織では林業支局と森林保護支局が分かれたままであり、合併した形をとっていない<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> 平成 27 年度 違法伐採現地情報収集等事業報告書

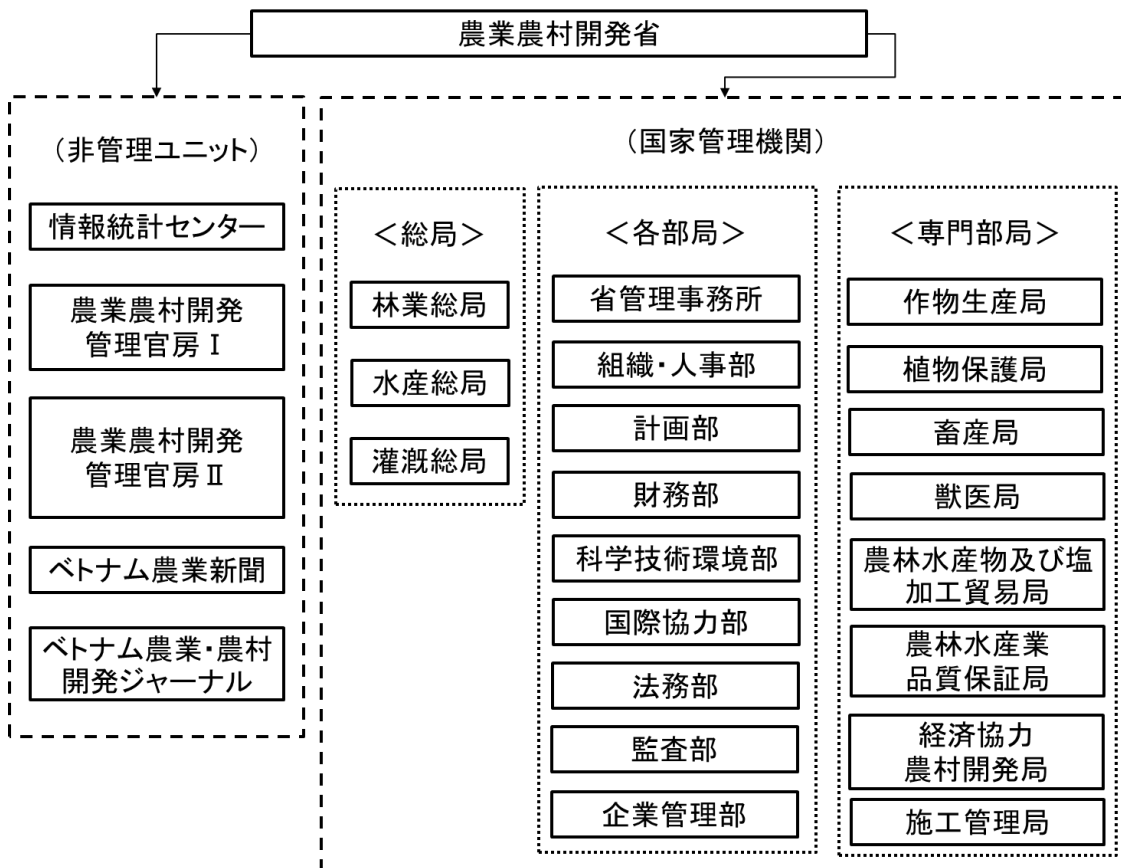


図 4.3.5 ベトナム農業農村開発省の組織図<sup>5</sup>

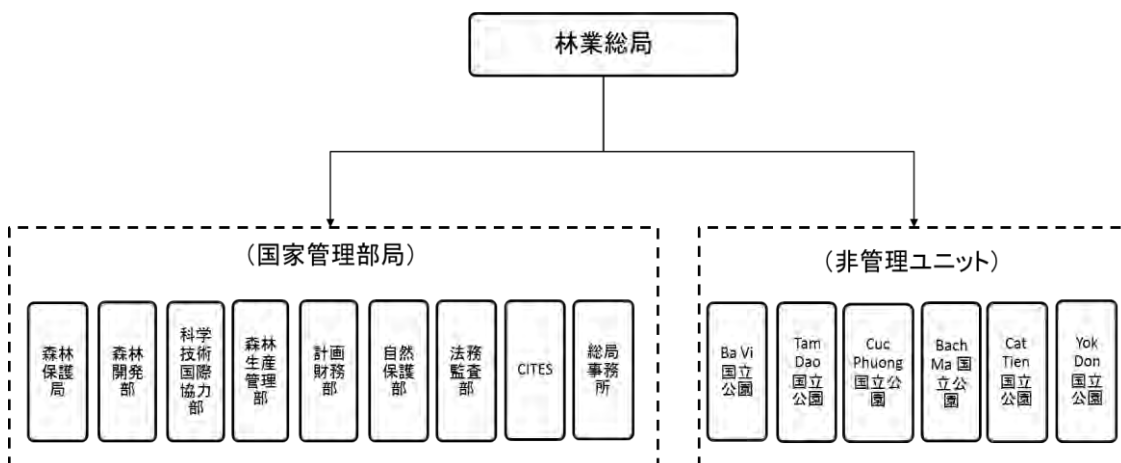


図 4.3.6 林業総局の組織図<sup>6</sup>

<sup>5</sup> Bộ Nông Nghiệp và Phát Triển Nông Thôn (<https://www.mard.gov.vn/en/PublishingImages/Icard-E.jpg>)

<sup>6</sup> Tổng Cục Lâm Nghiệp ([http://tongcuclamnghep.gov.vn/Media/AuflaNews/Attachment/So\\_do\\_to\\_chuc\\_TCLN\\_001.png](http://tongcuclamnghep.gov.vn/Media/AuflaNews/Attachment/So_do_to_chuc_TCLN_001.png))

## 2) 関連法令及び必要書類等

### (1) 合法的な伐採権

#### ①土地所有権

ベトナムでは森林を含むすべての土地は国が所有している。土地法 (45/2013/QH13) <sup>7</sup>では「土地は全人民に属し、国家が所有者を代表してそれを統一して管理する。国家は本法の規定に従って土地使用者に土地使用権を交付する」(同法第4条)と規定されている。

同法では所有権及び土地利用の規則及び管理、土地の配分等にかかる詳細を定めている。なお、土地はその用途目的に基づき、農地及び非農地に分けられており、森林は農地に分類されている。更に森林は森林保護開発法<sup>8</sup>により、保安林、特別利用林、及び生産林の3種類に分類されている。同法第4条では「保安林は水源涵養及び土地の保全、土壌浸食及び砂漠化の防止、自然災害の抑制、気象の調節をすることにより、環境保全機能に貢献する森林」、「特別利用林は自然、森林生態系、生物遺伝資源の保護、科学研究、歴史、文化及び景観の保護、急速や旅行等の森林サービスを提供することにより、環境保全に貢献する森林」、「生産林は木材及び特用林産物の生産を通じて環境保全に貢献する森林」と定義している。表 4.3.3 は 2015 年 2 月末日現在の 3 森林区分の占めるそれぞれの面積である。組織や個人が森林を国から交付・貸与される期間は 50 年を超えてはならないとされ、個人に対する保安林と生産林の交付は 30ha が上限である (土地法第 129 条)。

表 4.3.3 森林区分 (単位: 1,000ha)

No.	森林区分	面積 (ha)
1	保安林	5,287
2	特別利用林	2,176
3	生産林	7,460
森林総面積		14,923

出典: ベトナム統計局、2018 年 2 月 16 日時点

<sup>7</sup> Luật Đất Đai ([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=28824](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=28824))

<sup>8</sup> Luật Bảo vệ và phát triển rừng

([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=18584](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=18584))

主な森林利用者は以下の通りである。

- ・ 国営森林企業 (SFC: State Forest Companies)
- ・ 森林管理事務所 (FMB: Forest Management Board)
- ・ 個人／家庭
- ・ コミューン人民委員会 (CPC: Commune People's Committee)
- ・ 農業共同組合、女性・青年団といったグループ及びコミュニティ組織

なお、利益追求を目的に森林で事業活動を行う森林利用者は、事業法 (43/2010/ND-CP)<sup>9</sup>に基づいた税務申告の対象である企業とみなされる。土地法及び事業法はたびたび変更されており、正確な要件について事業者及び個人が混乱する一因となっている。

家庭もしくは国営林業企業は、土地に対する土地利用権を示すために、土地利用証書又は土地リース契約書 (38/2007/TT-BNN)<sup>10</sup>を保有している必要がある。

土地利用証書 (以下、レッドブック) については、2000 年までに発行されていた場合、境界線が含まれていない可能性があり、土地利用権の紛争のリスクが増加することが想定される。土地所有者はレッドブックの写しを取得するために支払いが必要となる。小規模土地所有者もしくは家庭に支払い能力が無い場合には、レッドブックの写しは県人民委員会事務所に保管されている場合があり、このような場合でも、森林所有者は、所有する土地に対するレッドブックを持つことを示す証明書 (決定文書: Decision) を所持している必要がある。これらの土地に対する税金の支払い記録は地方税務局に記録されている<sup>11, 12</sup>。

事業者登録<sup>13</sup>については、各省の計画投資局 (DPI) もしくは輸出加工区 (HEPZA) 又は省人民印会 (PPC) の署名及び印の入った書類であることの確認が必要となる。

## ② コンセッション・ライセンス

ベトナムでは、1995 年に規定された政府決議 01/CP<sup>14</sup>に基づく土地配分契約及び土地法に基づく土地利用権譲渡契約が認められており、この中にコンセッションに類似する考え方が含まれている。

<sup>9</sup> Nghị Định về đăng ký doanh nghiệp ([http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class\\_id=1&mode=detail&document\\_id=94143](http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&mode=detail&document_id=94143))

<sup>10</sup> Thông tư Hướng dẫn trình tự, thủ tục giao rừng, cho thuê rừng, thu hồi rừng cho tổ chức, hộ gia đình, cá nhân và cộng đồng dân cư thôn ([http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=13946](http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=13946))

<sup>11</sup> Nghị Định Quy định về thu tiền sử dụng đất ([http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=29090](http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=29090))

<sup>12</sup> Thông Tư Hướn dẫn số điều của Nghị định số 45/2014/NĐ-CP ngày 15 tháng 5 năm 2014 của Chính phủ quy định về thu tiền sử dụng đất ([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=29883](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=29883))

<sup>13</sup> Luật Doanh nghiệp ([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=30314](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=30314))

<sup>14</sup> Nghị định của Chính phủ Ban hành banquy về giao khoán đất sử dụng vào mục đích sản xuất nông nghiệp, lâm nghiệp, nuôi trồng thủy sản trong các doanh nghiệp Nhà nước ([http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=10003](http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=10003))

土地配分契約は、SFC が土地利用権を持つ森林において人民が森林に係る活動を請け負うことを認めるものであるが、土地利用権は SFC に帰属したままである。

土地利用権譲渡契約については、土地利用権を持つのが事業者の場合、その全てもしくは一部を、関連会社や家庭に条件つきで譲渡可能であるとしている。一方で、土地利用権を持つのが家庭である場合は、任意の契約に基づき第三者に利用権を譲渡できるが、CPC もしくは公証人による決定が必要な場合がある。

以上とは別に、林業総局の国家管理部局は、個人または村落と土地利用権もしくは森林利用権に関する契約を締結する権利を有する。この契約により同権利を新たに保有する者は、更なる契約を通じ、その他の個人もしくは組織に対して同権利を譲渡することが可能である。本契約はコミュン人民委員会によって確認される。この権利譲渡に係る使用料は規定されていない。

また、国営林業公社もしくは国営企業も、同権利を有効な支払いの下に、個人又は組織に譲渡する権限を有する。ただし、これらの契約を合法的なものとするために、コミュンもしくは地区人民委員会による承認と捺印が必要となる。

以前は、上記のような契約形態は禁止されていたが、2013 年の土地法の改定により、地区人民委員会の承認があれば合法とされた。同法改正以前の同様の契約は、地区人民委員会で承認を受けることで合法化され、契約書のコピーが人民委員会に保管されることになっている。

以上、①土地所有権及び②コンセッション・ライセンスに係る合法性確認に関連する書類は共通しており、以下に整理する。

表 4.3.4 土地所有権及びコンセッション・ライセンスに係る  
合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	土地所有権証明書
2	土地配分に関する決定書
3	2003 年土地法第 50 条第 1 節に求められる土地利用権に関する書類のうち一種類
4	組織（国営林業公社、私企業、その他経済組織）については、上記に加え商業登記所

### ③森林管理・伐採計画及び伐採許可

2016年農業省通達第21条(21/2016/TT-BNNPTNT)の中で、法人による天然林の伐採、法人による人工林の伐採、世帯（個人）による天然林の伐採、世帯（個人）による人工林の伐採について、それぞれ手続き等が定められている<sup>15</sup>。手続き書類には伐採・収穫概要書、伐採予定林産物リスト、伐採許可申請書、伐採・収穫報告書の4種がある。

表 4.3.5 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	伐採・収穫概要書
2	伐採予定林産物リスト
3	伐採許可申請書
4	伐採・収穫報告書

## (2) 納税と使用料支払

### ①ロイヤルティの支払と伐採手数料

ロイヤルティの支払いは天然資源と鉱物資源の開発に関する使用料の支払いについては、資源税法<sup>16,17</sup>が定めている。同法では天然資源の利用に関する税は天然林における林産物に対してのみ適応され、天然資源の利用に係る税率算定方法、ロイヤルティの額、レートを示している。ロイヤルティの支払い対象者は同法に基づき税を申告する。また聞き取り調査によれば、立木税とも呼ばれる伐採税については、中部高原地方の一部の省（ザーライ、コンツム、ラムドン、及びダクラク）において規定されているとのことである。

また、森林利用権を譲渡する場合の手数料の算出時等に、基準となる金額を算定するための森林の価格を設定する必要があり、この手順について森林保護開発法第33条に定められている。これによれば、森林種別の価格設定の原則や手法を政府が決定し、省もしくは県の人民委員会が地域に応じた具体的な価格を設定する。このようにして決められる森林の価格は、違反時の補償額や、森林利用権の競売の際の価格設定にも利用される。

合法性確認に関連した書類例としては、納税を行った際の領収書や森林管理計画、伐採計画、環境影響評価設計や付加価値税に関連し支払われる料金の領収書を挙げることができる。

<sup>15</sup> 過年度事業報告書 p.162 を参照

<sup>16</sup> Luật Thuế tài nguyên

([http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class\\_id=1&mode=detail&document\\_id=92487](http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&mode=detail&document_id=92487))

<sup>17</sup> Nghị định Quy định chi tiết và hướng dẫn thi hành một số điều của Luật Thuế tài nguyên

([http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=25350](http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=25350))



表 4.3.6 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	納税の際の領収書
2	各種計画に関連して支払われる料金の領収書 ※各種計画⇒森林管理計画、伐採計画 環境影響評価設計等

## ②付加価値税とその他売上・販売税

林産物には付加価値税が適用されており、製品が取引対象になる場合に課税対象となることを民間企業に対する修正税法で定めている。税率は製品により異なり、5～10%の範囲であり、民間企業にのみ適用され政府機関もしくは家庭が所有する森林には適用されない。合法性確認に関連した書類として、付加価値税を支払った際の領収書がある。

表 4.3.7 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	付加価値税を支払った際の領収書

## ③収入及び利益税

所得税及び利益税は林産物及び伐採に関連して得られた利益を課税対象としており、民間事業者は両税を払う義務がある<sup>18,19,20</sup>。合法性確認に関連した資料として所得税の支払い領収書が挙げられる。

表 4.3.8 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	所得税を支払った際の領収書

<sup>18</sup> Luật Sửa đổi, bổ sung một số điều của Luật Thuế thu nhập doanh nghiệp (<http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=30615>)

<sup>19</sup> Nghị định Quy định chi tiết và hướng dẫn thi hành một số điều của Luật Thuế tài nguyên ([http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=25350](http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=25350))

<sup>20</sup> Hướng dẫn thi hành Nghị định số 218/2013/NĐ-CP ngày 26/12/2013 của Chính phủ quy định và hướng dẫn thi hành Luật Thuế thu nhập doanh nghiệp (<http://vbpl.vn/botaichinh/Pages/vbpq-van-ban-goc.aspx?ItemID=46368>)

### (3) 伐採施業

#### ①林業（木材伐採）規則

(1) ③と同様に、2016年農業省通達第21号に示されている。

#### ②保護地域及び樹種

ベトナムにおいては、天然林、保安林及び特別利用林における伐採は持続的森林管理に係る通達(38/2014/TT-BNNPTNT)<sup>21</sup>によって禁止されている。森林保護開発法及び自然保全にかかるその他の法的書類は、特別利用林（国立公園、自然保護区、種の保全区域、歴史公園、文化遺産）のみに適用される。生産林は保護活動の対象から外れる。なお森林保護開発法には生産林における種及び林地の保全にかかる言及はあるが、実施内容についての詳細に係る法令は確認できない。伐採を実施する企業は、林地内で絶滅危機にある動植物を特定し、保護もしくは利用のいずれか適切な関連規定<sup>22,23</sup>を確認する必要がある。

保護地域の管理はFPDが担当し、国に属する森林管理委員会（Forest Management Board）は特別利用林及び保安林の保全を担当している。当委員会は国から予算を配分されており、コミュニケーションなどに森林管理を委託している。国立公園や自然保護区域には、これらの区域に暮らす住民や保護区域として指定される以前から居住していた先住民の存在が確認されている。これらの人々は移動耕作や狩猟、林産物の収穫をすることで生活を営んでおり、保護区域の規定に抵触する可能性がある。なお、特別利用林の保護規定（117/2010/ND-CP）<sup>24</sup>も定められており、同規定では周辺住民により森林が侵害されることを防ぐ目的で緩衝地帯が設けられている。

#### ③環境配慮事項

環境保護法(55/2014/QH13)第19条<sup>25</sup>に基づき環境影響評価（EIA: Environment Impact Assessment）を行うこととされており、その対象事業は環境保護企画、環境評価戦略、環境影響評価及び環境保護計画を定める政令（29/2011/ND-CP）<sup>26</sup>において定められている。

林業分野に関しては、人工林の生産林については最低200ha、天然林の生産林において

<sup>21</sup> Thông Tư Hướng dẫn về Phương án quản lý rừng bền vững

([http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=29313](http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=29313))

<sup>22</sup> Nghị định Về quản lý thực vật rừng, động vật rừng nguy cấp, quý, hiếm

([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=16378](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=16378))

<sup>23</sup> Quyết định của Thủ tướng chính phủ Về việc ban hành Quy chế quản lý rừng

([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=15532](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=15532))

<sup>24</sup> Nghị định Về tổ chức quản lý hệ thống rừng đặc dụng

([http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class\\_id=1&mode=detail&document\\_id=98307](http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&mode=detail&document_id=98307))

<sup>25</sup> Luật Bảo vệ môi trường

([http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=29068](http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=29068))

<sup>26</sup> Nghị định Quy định về đánh giá môi trường chiến lược, đánh giá tác động môi trường, cam kết bảo vệ môi trường

([http://chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class\\_id=1&\\_page=1&mode=detail&document\\_id=100006](http://chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&_page=1&mode=detail&document_id=100006))

は最低 50ha の伐採事業が環境影響評価の対象となっており、規模や内容に応じて MARD や CPC 等異なる行政機関等から環境影響評価報告書の承認決定を得る必要がある。また、これとは別に、すべての環境影響評価要件が満たされていることの報告書 (EIA Report) を天然資源・環境省が作成する。

表 4.3.9 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	環境影響評価報告書の承認決定
2	天然資源・環境省が作成した EIA Report

#### ④安全衛生

安全衛生については主として労働法 (10/2012/QH13)<sup>27</sup>、社会保険法 (58/2014/QH13)<sup>28</sup>、健康保険法 (25/2008/QH12)<sup>29</sup>により定められている。

伐採などの林業活動において使用する機材の訓練要件及び個人用防護具の使用についての要件も法律で詳述されている。森林所有者はこれら訓練の記録を保管し、その情報を森林保護局に提供する必要がある。省の労働組合は、訓練及び個人用防護具の要件の遵守を検査する。

合法性確認に関連した情報として、各企業が保持する雇用契約書、労働組合の年次検査結果が挙げられる。また、雇用条件については、企業が作成した労働衛生計画、3 ヶ月以上の契約を持つ従業員への社会保険、健康保険及び失業保険の記録を確認すると同時に、それらの支払い記録によって確認できる。

表 4.3.10 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	雇用契約書
2	労働組合の年次検査結果
3	各種保険の支払記録 ⇒社会保険、健康保険、失業保険

#### ⑤合法的な雇用

合法的な雇用は労働法により定められている。同法においては、被雇用者、職業訓練、最低労働年齢及び被雇用者の権利についての要件を定めている。また社会保険法において、雇用者が被雇用者に対して十分な社会保険に加入することを求めている。労働法において

<sup>27</sup> Bộ Luật lao động (<http://www.boluatlaodong.com/>)

<sup>28</sup> Luật Bảo hiểm xã hội (<http://www.vbpl.vn/bacninh/Pages/vbpq-van-ban-goc.aspx?ItemID=46744>)

<sup>29</sup> Luật Bảo hiểm y tế ([http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?mode=detail&document\\_id=81142](http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?mode=detail&document_id=81142))

は、すべての労働者が労働組合員になる事を認めており、雇用者は加入を認める義務がある。国営企業の被雇用者は労働組合に加入する義務がある。

これらに係る合法性に関連する書類としては、雇用契約書、労働組合の有無、人材派遣会社を作成する労働安全計画、社会保険、健康保険、失業保険の支払い記録がある。

表 4.3.11 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	雇用契約書
2	労働組合の存在 ⇒組合費の支払者リストに名前が含まれていること
3	人材派遣会社を作成する労働安全計画
4	各種保険の支払記録 ⇒社会保険、健康保険、失業保険

#### (4) 第三者の権利

##### ①慣習的な権利

2013年に改定された土地法第27条において、少数民族が地域の文化習慣に従い、国有地を利用することが認められた。一方で、慣習的な権利については法令で正式に認められていない。

##### ②FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）

ベトナム政府は REDD+<sup>30</sup>の取り組みにおいて自由かつ事前の情報を与えた上での合意（FPIC）を検討しているとの情報があるが、本項目にかかる準拠法は確認できておらず、情報も限られている。

##### ③先住民族の権利

Oanh (2012)<sup>31</sup>によれば、ベトナムの人口の14%は50の民族に分けられる。白石及び三島 (2013)<sup>32</sup>によればベトナムの文化遺産法において民族グループの伝統的習慣を認めている。2003年の旧土地法ではコミュニティに対して土地を配分することを認めており、

<sup>30</sup> REDD+: Reducing emissions from deforestation and forest degradation and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries の略。途上国における森林現象・劣化の抑制や持続可能な森林経営により温室効果ガス排出量を削減および吸収量を増大させる取り組み。

<sup>31</sup> Oanh, L. T. (2012). Socialist Republic of Vietnam, Country Technical Note on Indigenous People's Issues (<https://www.ifad.org/documents/10180/def3023-40cb-4d44-a6b1-291dfb6e6361>)

<sup>32</sup> 白石昌也、三田翔平 (2013)、翻訳：「ベトナム文化遺産法」(2001)、同「修正法」(2009) ([file:///C:/Users/H.Hashiguchi/Downloads/AjiaTaiheiyoTokyu\\_21\\_Shiraishi2.pdf](file:///C:/Users/H.Hashiguchi/Downloads/AjiaTaiheiyoTokyu_21_Shiraishi2.pdf))

2013年に改定された新土地法においては、少数民族が地域の文化や習慣に従い、国有地を利用することを認めている。

一方で、ベトナム政府は少数民族を先住民であるとは認めておらず、Trung and Genotiva (2010)<sup>33</sup>によれば、上記の土地法は実際には土地に対する正式な権利を与えるものではないと報告している。

## (5) 貿易と輸送

### ① 樹種、量、品質の分類

1977年に規定されたベトナム国における木材の分類を定めた決定(2198/CNR)<sup>34</sup>により、8つの木材グループに分類(表 4.3.12)されており、伐採された木材は同決定に従って分類される必要がある。

表 4.3.12 木材グループ

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
<b>グループ I</b>			
1	Bàng Lang cườm	<i>Lagerstroemia angustifolia</i> Pierre	
2	Cẩm lai	<i>Dalbergia Oliverii</i> Gamble	
3	Cẩm lai Bà Rịa	<i>Dalbergia bariensis</i> Pierre	
4	Cẩm lai Đồng Nai	<i>Dalbergia dongnaiensis</i> Pierre	
5	Cẩm liên	<i>Pantacme siamensis</i> Kurz	Cà gản
6	Cẩm thị	<i>Diospyros siamensis</i> Warb	
7	Dáng hương	<i>Pterocarpus pedatus</i> Pierre	
8	Dáng hương căm-bốt	<i>Pterocarpus cambodianus</i> Pierre	
9	Dáng hương mắt chim	<i>Pterocarpus indicus</i> Willd	
10	Dáng hương quả lớn	<i>Pterocarpus macrocarpus</i> Kurz	
11	Du sam	<i>Keteleeria davidiana</i>	Ngô tùng
		<i>Bertris Beissn</i>	
12	Du sam Cao Bằng	<i>Keteleeria calcaria</i> Ching	
13	Gỗ đỏ	<i>Pahudia cochinchinensis</i>	Hồ bì
		<i>Pierre</i>	Cà te
14	Gụ	<i>Sindora maritima</i> Pierre	
15	Gụ mật	<i>Sindora cochinchinensis</i> Baill	Gỗ mật
16	Gụ lau	<i>Sindora tonkinensis</i> A.Chev	Gỗ lau
17	Hoàng đàn	<i>Cupressus funebris</i> Endl	
18	Huệ mộc	<i>Dalbergia sp</i>	

<sup>33</sup> Trung, L. T., Genotiva, O. M. (2010). Recognizing Ethnic Minorities Customary Land Rights in Vietnam and the Philippines. (<http://landportal.info/resource/customary-land-rights/recognizing-ethnic-minorities-customary-land-rights-vietnam-and-phili>)

<sup>34</sup> Quyết định của bộ Lâm Nghiệp số 2198/CNR ngày 26 tháng 11 năm 1977 ban hành bảng phân loại tạm thời các loại gỗ sử dụng thông nhất trong cả nước ([http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=1582](http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=1582))

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
19	Huỳnh đường	<i>Disoxylon loureiri</i> Pierre	
20	Hương tía	<i>Pterocarpus</i> sp	
21	Lát hoa	<i>Chukrasia tabularis</i> A.Juss	
22	Lát da đồng	<i>Chukrasia</i> sp	
23	Lát chun	<i>Chukrasia</i> sp	
24	Lát xanh	<i>Chukrasia</i> var. <i>quadri-valvis</i> Pell	
25	Lát lông	<i>Chukrasia</i> var. <i>velutina</i> King	
26	Mạy lay	<i>Sideroxylon eburneum</i> A.Chev.	
27	Mun sừng	<i>Diospyros mun</i> H.Lec	
28	Mun sọc	<i>Diospyros</i> sp	
29	Muồng đen	<i>Cassia siamea</i> lamk	
30	Ơ mu	<i>Fokienia hodginsii</i> A.Henry et thomas	
31	Sa mu dầu	<i>Cunninghamia konishii</i> Hayata	
32	Sơn huyết	<i>Melanorrhoea laccifera</i> Pierre	
33	Sưa	<i>Dalbergia tonkinensis</i> Prain	
34	Thông ré	<i>Ducampopinus krempfii</i> H.Lec	
35	Thông tre	<i>Podocarpus nerifolius</i> D.Don	
36	Trai (Nam Bộ)	<i>Fugraea fragrans</i> Roxb.	
37	Trắc Nam Bộ	<i>Dalbergia cochinchinensis</i> Pierre	
38	Trắc đen	<i>Dalbergia nigra</i> Allen	
39	Trắc căm bột	<i>Dalbergia cambodiana</i> Pierre	
40	Trâm hương	<i>Aquilaria Agallocha</i> Roxb.	
41	Trắc vàng	<i>Dalbergia fusca</i> Pierre	
<b>グループ II</b>			
1	Cầm xe	<i>Xylia dolabriformis</i> Benth.	
2	Da đá	<i>Xylia kerrii</i> Craib et Hutchin	
3	Dầu đen	<i>Dipterocarpus</i> sp	
4	Dinh	<i>Markhamia stipulata</i> Seem	
5	Dinh gan gà	<i>Markhamia</i> sp.	
6	Dinh khét	<i>Radermachera alata</i> P.Dop	
7	Dinh mật	<i>Spuchodeopsis collignonii</i> P.Dop	
8	Dinh thối	<i>Hexaneurocarpon brilletii</i> P.Dop	
9	Dinh vàng	<i>Haplophragma serratum</i> P.Dop	
10	Dinh vàng Hòa Bình	<i>Haplophragma hoabiensis</i>	
		<i>P.Dop</i>	
11	Dinh xanh	<i>Radermachera brilletii</i> P.Dop	
12	Lim xanh	<i>Erythrophloeum fordii</i> Oliv.	
13	Nghiến	<i>Parapentace tonkinensis</i> Gagnep	Kiên
14	Kiên kiên	<i>Hopea pierrei</i> Hance	(Phía Nam)
15	Săng đảo	<i>Hopea ferrea</i> Pierre	
16	Sao xanh	<i>Homalium caryophyllaceum</i> Benth.	Nạp ốc
17	Sến mật	<i>Fassia pasquieri</i> H.Lec	
18	Sến cát	<i>Fosree cochinchinensis</i> Pierre	
19	Sến trắng		



No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
20	Tầu mật	<i>Vatica tonkinensis A. chev.</i>	
21	Tầu núi	<i>Vatica thorelii Pierre</i>	
22	Tầu nước	<i>Vatica philastreana Pierre</i>	
23	Tầu mắt quý	<i>Hopea sp</i>	
24	Trai ly	<i>Garcimia fagraceoides A. Chev</i>	
25	Xoay	<i>Dialium cochinchinensis Pierre</i>	Nai sai mét
26	Vấp	<i>Mesua ferrea Linn</i>	Đôi
<b>グループ III</b>			
1	Bàng lang nước	<i>Lagerstroemia flos-reginae Retz</i>	
2	Bàng lang tía	<i>Lagerstroemia loudoni Taijm</i>	
3	Bình linh	<i>Vitex pubescens Vahl.</i>	
4	Cà chắc	<i>Shorea Obtusa Wall</i>	Cà chí
5	Cà ôi	<i>Castanopsis indica A.DC.</i>	
6	Chai	<i>Shorea vulgaris Pierre</i>	
7	Chò chí	<i>Parashorea stellata Kury.</i>	
8	Chò chai	<i>Shorea thorelii Pierre</i>	
9	Chua khét	<i>Chukrasia sp</i>	
10	Chự	<i>Litsea longipes Meissn</i>	Dự
11	Chiêu liêu xanh	<i>Terminalia chebula Retz</i>	
12	Dâu vàng		
13	Huỳnh	<i>Heritiera cochinchinensis Kost</i>	Huần
14	Lát khét	<i>Chukrasia sp</i>	
15	Lau tầu	<i>Vatica dyeri King</i>	
16	Loại thụ	<i>Pterocarpus sp</i>	
17	Re mít	<i>Actinodaphne sinensis Benth</i>	
18	Săng lê	<i>Lagerstroemia tomentosa Presl</i>	
19	Sao đen	<i>Tepana odorata Roxb</i>	
20	Sao hải nam	<i>Hopea hainanensis Merr et Chun</i>	Sao lá to (Kiến kiến Nghệ Tĩnh)
21	Tếch	<i>Tectona grandis Linn</i>	Gia ty
22	Trường mật	<i>Paviesia anamonsis</i>	
23	Trường chua	<i>Nephelium chryseum</i>	
24	Vên vên vàng	<i>Shorea hypochra Hance</i>	Dên Dên
<b>グループ IV</b>			
1	Bời lời	<i>Litsea laucilimba</i>	
2	Bời lời vàng	<i>Litsea Vang H.Lec.</i>	
3	Cà duối	<i>Cyanodaphne cuneata Bl.</i>	
4	Chặc khế	<i>Disoxylon translucidum Pierre</i>	
5	Chau chau	<i>Elacorarpus tomentosus DC</i>	Côm lông
6	Dầu mít	<i>Dipterocarpus artocarpifolius Pierre</i>	
7	Dầu lông	<i>Dipterocarpus sp</i>	
8	Dầu song nạng	<i>Dipterocarpus dyeri Pierre</i>	
9	Dầu trà beng	<i>Dipterocarpus obtusifolius Teysm</i>	

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
10	Gội nếp	<i>Aglia gigantea</i> Pellegrin	
11	Gội trung bộ	<i>Aglia annamensis</i> Pellegrin	
12	Gội dầu	<i>Aphanamixis polystachya</i> J.V.Parker	
13	Giỏi	<i>Talauma giỏi</i> A.Chev.	
14	Hà nu	<i>Ixonanthes cochinchinensis</i> Pierre	
15	Hồng tùng	<i>Darydium pierrei</i> Hickel	Hoàng
			đàn gia
16	Kim giao	<i>Podocarpus Wallichianus</i> Presl.	
17	Kháo tía	<i>Machilus odoratissima</i> Nees.	Re vàng
18	Kháo dầu	<i>Nothophoebe</i> sp.	
19	Long não	<i>Cinamomum camphora</i> Nees	Dạ hương
20	Mít	<i>Artocarpus integrifolia</i> Linn	
21	Mỡ	<i>Manglietia glauca</i> Anet.	
22	Re hương	<i>Cinamomum parthenoxylon</i> Meissn.	
23	Re xanh	<i>Cinamomum tonkinensis</i> Pitard	Nhè xanh
24	Re đỏ	<i>Cinamomum tetragonum</i> A.Chev.	
25	Re gừng	<i>Litsea annanensis</i> H.Lec.	
26	Sến bo bo	<i>Shorea hypochra</i> Hance	
27	Sến đỏ	<i>Shorea harmandi</i> Pierre	
28	Su	<i>Phoebe cuneata</i> Bl.	
29	So đo công	<i>Brownlowia denysiana</i> Pierre	Lo bò
30	Thông ba lá	<i>Pinus khasya</i> Royle	Ngó 3 lá
31	Thông nang	<i>Podocarpus imbricatus</i> Bl	Bạch tùng
32	Vàng tâm	<i>Manglietia fordiana</i> Oliv.	
33	Viết	<i>Madiuca elliptica</i> (Pierre ex Dubard) H.J.Lam.	
34	Vên vên	<i>Anisoptera cochinchinensis</i> Pierre	
<b>グループ V</b>			
1	Bán xe	<i>Albizzia lucida</i> Benth.	
2	Bời lời giấy	<i>Litsea polyantha</i> Juss.	
3	Ca bu	<i>Pleurostylla opposita</i> Merr. et Mat.	
4	Chò lông	<i>Dipterocarpus pilosus</i> Roxb.	
5	Chò xanh	<i>Terminalia myriocarpa</i> Henrila	
6	Chò xốt	<i>Schima crenata</i> Korth.	
7	Chôm chôm	<i>Nephelium bassacense</i> Pierre	
8	Chùm bao	<i>Hydnocarpus anthelminthica</i> Pierre	
9	Cồng tía	<i>Callophyllum saigonensis</i> Pierre	
10	Cồng trắng	<i>Callophyllum dryobalanoides</i> Pierre	
11	Cồng chìm	<i>Callophyllum</i> sp.	
12	Dái ngựa	<i>Swietenia mahogani</i> Jaco.	
13	Dầu	<i>Dipterocarpus</i> sp.	
14	Dầu rái	<i>Dipterocarpus alatus</i> Roxb.	
15	Dầu chai	<i>Dipterocarpus intricatus</i> Dyer	
16	Dầu đỏ	<i>Dipterocarpus duperreanus</i> Pierre	
17	Dầu nước	<i>Dipterocarpus jourdanii</i> Pierre	

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
18	Dầu son	<i>Dipterocarpus tuberculata</i> Roxb.	
19	Giè gai	<i>Castanopsis tonkinensis</i> Seen	
20	Giè gai hạt nhỏ	<i>Castanopsis chinensis</i> Hance	
21	Giè thom	<i>Quercus</i> sp.	
22	Giè cau	<i>Quercus platycalyx</i> Hickel et camus	
23	Giè cuống	<i>Quercus chrysocalyx</i> Hickel et camus	
24	Giè đen	<i>Castanopsis</i> sp.	
25	Giè đỏ	<i>Lithocarpus ducampii</i> Hickel et	
		<i>A. camus</i>	
26	Giè mỡ gà	<i>Castanopsis echidnocarpa</i> A.DC.	
27	Giè xanh	<i>Lithocarpus pseudosundaica</i>	
		(Kickel et A. Camus) Camus	
28	Giè sỏi	<i>Lithocarpus tubulosa</i> Camus	Sỏi vàng
29	Giè đề xi	<i>Castanopsis brevispinula</i> Hickel et camus	
30	Gội tè	<i>Aglaiia</i> sp.	Gội gác
31	Hoàng linh	<i>Peltophorum dasyrachis</i> Kyrz	
32	Kháo mật	<i>Cinamomum</i> sp.	
33	Ké	<i>Nephelium</i> sp.	Khé
34	Ké đuôi dông	<i>Makhamia cauda-felina</i> Craib.	
35	Kẹn	<i>Aesculus chinensis</i> Bunge	
36	Lim vàng	<i>Peltophorum tonkinensis</i> Pierre	Lim xẹt
37	Lôi thọ	<i>Gmelina arborea</i> Roxb.	
38	Muồng	<i>Cassia</i> sp.	Muồng cánh dãn
39	Muồng gân	<i>Cassia</i> sp.	
40	Mò gỗ	<i>Cryptocarya obtusifolia</i> Merr	
41	Mạ sưa	<i>Helicia cochinchinensis</i> Lour	
42	Nang	<i>Alangium ridley king</i>	
43	Nhân rừng	<i>Nephelium</i> sp.	
44	Phi lao	<i>Casuarina equisetifolia</i> Forst.	Dương liễu
45	Re bầu	<i>Cinamomum botusifolium</i> Nees	
46	Sa mộc	<i>Cunninghamia chinensis</i> R.Br	
47	Sau sau	<i>Liquidambar formosana</i> hance	Tấu hậu
48	Săng tấu		
49	Săng đá	<i>Xanthophyllum colubrinum</i> Gagnep.	
50	Săng trắng	<i>Lophopetalum duperreanum</i> Pierre	
51	Sỏi đá	<i>Lithocarpus cornea</i> Rehd	Sỏi ghè
52	Sểu	<i>Celtis australis</i> person	Áp ảnh
53	Thành nganh	<i>Cratoxylon formosum</i> B.et H.	
54	Tràm sừng	<i>Eugenia chanlos</i> Gagnep.	
55	Tràm tía	<i>Syzygium</i> sp.	
56	Thích	<i>Acer decandrum</i> Merrill	Thích 10
57	Thiều rừng	<i>Nephelium lappaceum</i> Linh	Vải thiều
58	Thông đuôi ngựa	<i>Pinus massoniana</i> Lambert	Thông tầu
59	Thông nhựa	<i>Pinus merkusii</i> J et Viers	Thông ta

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
60	Tô hạp điện biên	<i>Altingia takhtadinanii</i> V.T.Thái	
61	Vải guốc	<i>Mischocarpus</i> sp.	
62	Vàng kiêng	<i>Nauclea purpurea</i> Roxb.	
63	Vùng	<i>Careya sphaerica</i> Roxb.	
64	Xà cừ	<i>Khaya senegalensis</i> A.Juss	
65	Xoài	<i>Mangifera indica</i> Linn.	
<b>グループ VI</b>			
1	Ba khía	<i>Coppepetalum wallichii</i> Kurz	
2	Bạch đàn chanh	<i>Eucalyptus citriodora</i> Bailey	
3	Bạch đàn đỏ	<i>Eucalyptus robusta</i> Sm.	
4	Bạch đàn liễu	<i>Eucalyptus tereticornis</i> Sm.	
5	Bạch đàn trắng	<i>Eucalyptus camaldulensis</i> Deh.	
6	Bứa lá thuôn	<i>Garcinia oblongifolia</i> Champ.	
7	Bứa nhà	<i>Garcinia loureiri</i> Pierre	
8	Bứa núi	<i>Garcinia Oliveri</i> Pierre	
9	Bồ kết già	<i>Albizzia lebbeckoides</i> Benth.	
10	Cáng lò	<i>Betula alnoides</i> Halmilton	
11	Cây	<i>Iringia malayana</i> Oliver	Ko-ria
12	Chẹo tía	<i>Engelhardtia chrysolepis</i> Hance	
13	Chiêu liêu	<i>Terminalia chebula</i> Roxb.	
14	Chò nếp		
15	Chò nâu	<i>Dipterocarpus tonkinensis</i> A.Chev.	
16	Chò nhai	<i>Anogeissus acuminata</i> Wall	râm
17	Chò ổi	<i>Platanus Kerrii</i>	Chò nước
18	Da	<i>Cerlops divers</i>	
19	Đước	<i>Rhizophora conjugata</i> Linh.	
20	Hậu phát	<i>Cinamomum iners</i> Reinw	Quế lộn
21	Kháo chuông	<i>Actinodaphne</i> sp.	
22	Kháo	<i>Symplocos ferruginea</i>	
23	Kháo thổi	<i>Machilus</i> sp.	
24	Kháo vàng	<i>Machilus bonii</i> H.Lec.	
25	Khế	<i>Averrhoa carambola</i> Linn.	
26	Lòng mang	<i>Pterospermum diversifolium</i> Blume	
27	Mang kiêng	<i>Pterospermum truncatolobatum</i> Gagnep.	
28	Mã nhâm		
29	Mã tiền	<i>Strychosos nux - Vomica</i> Linn.	
30	Máu chó	<i>Knemaconferta</i> var <i>tonkinensis</i> Warbg.	Huyết muông
31	Mận rừng	<i>Pranus triflora</i>	
32	Mắm	<i>Avicenia officinalis</i> Linn.	
33	Mắc niêng	<i>Eberhardtia tonkinensis</i> H. Lec.	
34	Mít nài	<i>Artocarpus asperula</i> Gagret.	
35	Mù u	<i>Callophyllum inophyllum</i> Linn.	
36	Muối	<i>Mangifera foetida</i> Lour.	
37	Nhọ nôi	<i>Diospyros erientha</i> champ	Nhọ nghệ

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
38	Nhội	<i>Bischofia trifolia</i> Bl.	Lội
39	Nọng heo	<i>Holoptelea integrifolia</i> Pl.	Châm ôi. Hôi
40	Phay	<i>Duabanga sonneratioides</i> Ham.	
41	Quao	<i>Doliohandrone rheedii</i> Seen.	
42	Quế	<i>Cinamomum cassia</i> Bl.	
43	Quế xây lan	<i>Cinamomum Zeylagicum</i> Nees.	
44	Ràng ràng đá	<i>Ormosia pinnata</i>	
45	Ràng ràng mít	<i>Ormosia balansae</i> Drake	
46	Ràng ràng mật	<i>Ormosia</i> sp.	
47	Ràng ràng tía	<i>Ormosia</i> sp.	
48	Re	<i>Cinamomum albiflorum</i> Nees.	
49	Sâng	<i>Sapindus oocarpus</i> Radlk.	
50	Sấu	<i>Dracontomelum duperreanum</i> Pierre	
51	Sấu tía	<i>Sandorium indicum</i> Cav.	
52	Sồi	<i>Castanopsis fissa</i> Rehd et Wils	
53	Sồi phẳng	<i>Quercus resinifera</i> A.Chev.	Giè phẳng
54	Sồi vàng mép	<i>Castanopsis</i> sp.	
55	Săng bốp	<i>Ehretia acuminata</i> R.Br.	Lá rập
56	Trám hồng	<i>Canarium</i> sp.	Cà na
57	Tràm	<i>Melaleuca leucadendron</i> Linn.	
58	Thôi ba	<i>Alangium Chinensis</i> Harms.	
59	Thôi chanh	<i>Evodia meliaefolia</i> Benth.	
60	Thị rừng	<i>Diospyros rubra</i> H.Lec.	
61	Trín	<i>Schima Wallichii</i> Choisy	
62	Vây óc	<i>Dalbengia</i> sp.	
63	Vàng rề	<i>Machilus trijuga</i>	Vàng danh
64	Vôi thuốc	<i>Schima superba</i> Gard et Champ.	
65	Vù hương	<i>Cinamomum balansae</i> H.Lec	Gù hương
66	Xoan ta	<i>Melia azedarach</i> Linn.	
67	Xoan nhừ	<i>Spondias mangifera</i> Wied.	
68	Xoan đào	<i>Pygeum arboreum</i> Endl. et Kurz	
69	Xoan mộc	<i>Toona febrifuga</i> Roen	
70	Xương cá	<i>Canthium didyllum</i> Roxb.	
<b>グループ VII</b>			
1	Cao su	<i>Hevea brasiliensis</i> Pohl	
2	Cà lồ	<i>Caryodapnopsis tonkinensis</i>	
3	Cám	<i>Parinarium aunamensis</i> Hance	
4	Choai	<i>Terminalia bellirica</i> roxb	Bàng nhút
5	Chân chim	<i>Vitex parviflora</i> Juss	
6	Côm lá bạc	<i>Elaeocarpus nitentifolius</i> Merr	
7	Côm tầng	<i>Elaeocarpus dubius</i> A.D.C	
8	Dung nam	<i>Symplocos cochinchinensis</i> Moore	
9	Gáo vàng	<i>Adina sessifolia</i> Hook	
10	Giè bốp	<i>Castanopsis lecomtei</i> Hickel et Camus	

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
11	Giê trắng	<i>Quercus poilanei</i> Hickel et Camus	
12	Hồng rừng	<i>Diospyros Kaki</i> Linn	
13	Hoàng mang lá to	<i>Pterospermum lancaefolium</i> Roxb	
14	Hồng quân	<i>Flacourtia cataphracta</i> Roxb	Bồ quân, mùng quân
15	Lành ngành hôi	<i>Cratoxylon ligustrinum</i> Bl	Thành ngành hôi
16	Lọng bàng	<i>Dillenia heterosepala</i> Finet et Gagnep	
17	Lôi khoai		
18	Me	<i>Tamarindus indica</i> Linn	Chua me
19	Mý	<i>Lysidica rhodostegia</i> Hance	
20	Mã	<i>Vitex glabrata</i> R. Br	
21	Mô cua	<i>Alstonia scholaris</i> R.Br	Mù cua, sữa
22	Ngát	<i>Gironniera subaequalis</i> Planch	
23	Phay vi	<i>Sarcocephalus orientalis</i> Merr	
24	Phôi bò	<i>Meliosma angustifolia</i> Merr	
25	Rù rì	<i>Calophyllum balansae</i> Pitard	
26	Răng vi	<i>Carallia</i> sp	
27	Săng máu	<i>Horfieldia amygdalina</i> Warbg	
28	Săng	<i>Sterculia lanceolata</i> Cavan	Săng vè
29	Săng mây		
30	Sỡ bà	<i>Dillenia pantagyna</i> Roxb	
31	Sỡ con quay	<i>Dillenia turbinata</i> Gagnep	
32	Sỏi bộp	<i>Lithocarpus fissus</i> Ousted	
		Var. <i>tonlinensis</i> H. et C	
33	Sỏi trắng	<i>Pasania hemiphaerica</i> Hicket et Camus	
34	Sui	<i>Antiaris toxicaria</i> Lesch	
35	Trám đen	<i>Canarium nigrum</i> Engl	
36	Trám trắng	<i>Canarium albrun</i> Racusch	
37	Tấu muối	<i>Vatica fleuxyana</i> tardieu	
38	Thung	<i>Tetrameles nudiflora</i> R. Br.	
39	Tai ghé	<i>Hymenodictyon excelsum</i> Wall	Tai trâu
40	Thừng mực	<i>Wrightia annamensis</i>	
41	Thần mát	<i>Millettia ichthyochtona</i> Drake	
42	Thầu tấu	<i>Aporosa microcalyx</i> Hassh	
43	Ười	<i>Storeulia lychnophora</i> Hance	
44	Vàng trứng	<i>Endospermum sinensis</i> Benth	
45	Vàng anh	<i>Saraca divers</i>	Hoàng anh
46	Xoan tây	<i>Delonix regia</i>	Phượng vĩ
<b>グループ VIII</b>			
1	Ba bét	<i>Mallotus cochinchinensis</i> Lour	
2	Ba soi	<i>Macaranga denticulata</i> Muell-Arg	
3	Bay thưa	<i>Sterculia thorelii</i> Pierre	
4	Bồ đề	<i>Styrax tonkinensis</i> Pierre	
5	Bồ hòn	<i>Sapindus mukorossi</i> Gaertn	
6	Bồ kết	<i>Gleditschia sinensis</i> . Lam	



No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
7	Bông bạc	<i>Vernonia arborea</i> Ham.	
8	Bốp	<i>Ficus Championi</i>	Đa xanh
9	Bo	<i>Sterculia colorata</i> Roxb	
10	Bung bí	<i>Capparis grands</i>	
11	Chay	<i>Artocarpus tonkinensis</i> A.Chev	
12	Cóc	<i>Spondiaspinnata</i> Kurz	
13	Cơi	<i>Pterocarya tonkinensis</i> Dode	
14	Dâu da bắc	<i>Allospodias tonkinensis</i>	
15	Dâu da xoan	<i>Allospodias lakonensis</i> Stapf	
16	Dung giấy	<i>Symplocos laurina</i> Wall	Dung
17	Dàng	<i>Scheffera octophylla</i> Hams	
18	Duối rừng	<i>Coccolodiscus musicatus</i>	
19	Đề	<i>Ficus religiosa</i> Linn.	
20	Đò ngon	<i>Cratoxylon prunifolium</i> Kurz.	
21	Gáo	<i>Adina polycephala</i> Benth	
22	Gạo	<i>Bombax malabaricum</i> D.C	
23	Gòn	<i>Eriodendron anfractuosum</i> D.C	Bông gòn
24	Goi	<i>Eugenia jambos</i> Linn	Roi,đào tiên
25	Hu	<i>Mallotus apelta</i> Muell. Arg	Thung
26	Hu lông	<i>Mallotus barbatus</i> Muell. Arg	
27	Hu đay	<i>Trema orientalis</i> Bl.	
28	Hu đay	<i>Trema orientalis</i> Bl.	
29	Lai rừng	<i>Aluerites moluccana</i> Willd	
30	Lai	<i>Alcurites fordii</i> Hemsl	
31	Lôi	<i>Crypeteronia paniculata</i>	
32	Mán đĩa	<i>Pithecolobium clyperia</i> var <i>acumianata</i> Gagnep	
33	Mán đĩa trâu	<i>Pithecolobium lucidum</i> benth	
34	Mốp	<i>Alstonia spathulata</i> Blume	
35	Muồng trắng	<i>Zenia insignis</i> chun	
36	Muồng gai	<i>Cassia Arabica</i>	Muồng mít
37	Nóng	<i>Sideroxylon</i> sp	
38	Núc nắc	<i>Oroxylum indicum</i> Vent	
39	Ngọc lan tây	<i>Cananga odorata</i> Hook et Thor	
40	Sung	<i>Ficus racemose</i>	
41	Sồi bắc	<i>Sapium discolor</i> Muell-Arg	
42	So đũa	<i>Sesbania paludosa</i>	
43	Sang nước	<i>Heynea trijuga</i> Roxb	
44	Thanh thất	<i>Ailanthus malabarica</i> D.C	
45	Trầu	<i>Aleurites montara</i> willd.	
46	Tung trắng	<i>Heteropanax fragans</i> Hem.	
47	Trôm	<i>Sterculia</i> sp	
48	Vông	<i>Erythrina indica</i> Lam.	

また、絶滅の恐れのある森林動植物の管理に関する政令（32/2006/ND-CP）<sup>35</sup>に基づき、グループ 1A（伐採禁止）もしくはグループ 2A（伐採制限）に分類される樹種は、すべての倉庫からの出入りを記録し、船荷証券にも記載しなければならない。またこれらの材を原料とした製品を輸出する際には後述する CITES 管理部局からの許可が必要となる。

## ②貿易と輸送

林産物を輸送するためには、木材製品輸送にかかわる法人について、製品輸送にかかる通達（01/2007/TT-BCA-C11）<sup>36</sup>に示された指針に沿って、車両登録証を取得している必要がある。車両登録以外には、車両の積載量、該当する車両が企業所有であることを示す書類も併せて必要となる。また、この車両には 2 つのライセンスが必要となる。1 つは輸送当局が発行したもの、もう 1 つは公安当局が発行したライセンスである。

木材及び木材製品のベトナムからの原産地証明等の合法性に係る内容及び輸出に係る内容は、農業農村開発省通達（01/2012/TT-BNNPTNT）<sup>37</sup>に定められている<sup>38</sup>。昨年度の調査の中で、この通達が近く改定されるとの情報があったが、本年度の調査期間においては改定が具体的な段階には至っていなかった。

表 4.3.13 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	事業登録証書 ⇒事業者登録の確認
2	車両登録書、車両の積載量、当該車両が企業所有である証明書 ⇒車両についてのライセンス状況の確認
3	付加価値税インボイス、森林所有者等が作成した内容明細書、森林保護局が認証した内容証明書 ⇒積載物についての確認

## ③外国間貿易と振替価格操作

移転価格規制にかかる財務省通達（66/2010/TT-BTC）<sup>39</sup>は経済協力開発機構（OECD）のガイドラインに沿って作成されている。本通達は OECD ガイドラインが定めるアームズレングス原則と移転価格手法を採用している。

<sup>35</sup> Nghị định Về quản lý thực vật rừng, động vật rừng nguy cấp, quý, hiếm ([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=16378](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=16378))

<sup>36</sup> Thông tư Quy định về việc tổ chức đăng ký, cấp biên số phương tiện giao thông cơ giới đường bộ ([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=14219](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=14219))

<sup>37</sup> Thông tư Quy định hồ sơ lâm sản hợp pháp và kiểm tra nguồn gốc lâm sản ([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=27414](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=27414))

<sup>38</sup> 過年度報告書 p.162

<sup>39</sup> Thông tư Hướng dẫn thực hiện việc xác định giá thị trường trong giao dịch kinh doanh giữa các bên có quan hệ liên kết ([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=25406](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=25406))

タックスヘブンに置かれた関連事業者とのオフショア取引と人為的な移転価格との組合せは、伐採国に対する法的に定められた税及び支払い手数料を回避する手法である。このため、関連事業者間取引を実施する事業体は、関連事業者間取引の年次開示を作成して納税申告時に提出することが求められている。また、関連事業者間取引がアームズレングス原則に基づいていることを示す移転価格関連書類を作成・保持するとともに、税務当局の要請に応じてそれらの書類を 30 営業日以内に提出しなければならない。

表 4.3.14 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	関連事業者間取引の年次開示
2	移転価格に関連する書類

#### ④税関規則

輸出入に関連する手続きを定める法令には、税関法及びこれに係る財務省通達がある。2005 年政令第 154 号で税関申告者の提出書類の種類が定められ、2013 年財務省通達第 128 号及びこれを改定した 2015 年財務省通達第 38 号で輸出・輸入商品に対する税関手続き、税関検査・監視、輸入税及び税務管理等を規定している<sup>40</sup>。

なお、前記の通り、通達第 128 号が通達第 38 号に置き換わったという位置づけであるにもかかわらず、行政職員への通知が行き届いていないことから、事業者が双方の通達への文書を揃える事例が見られた<sup>41</sup>

表 4.3.15 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	輸出入商品申告書
2	輸出入許可証
3	検査免除通知書/検査結果通知書
4	(輸入の場合) 売買領収書、船荷証券、原産地証明書

#### ⑤CITES (ワシントン条約)

ベトナムは 1994 年にワシントン条約を批准した。ベトナムから商用取引されている木材で CITES 付属書 II に掲載されている種は *Aquilaria* 属及び *Dalbergia cochinchinensis* (タイ・ローズウッドもしくは紫檀) である。外国との貿易にかかる規定を定めた政令

<sup>40</sup> 過年度報告書 p.170

<sup>41</sup> 聞き取り調査 HUE MINH JOINT STOCK 社 (2017 年 6 月 22 日)

(187/2013/ND-CP)<sup>42</sup> (2013) 及びその指針を定めた財務省通達 (04/2014/TT-BTC)<sup>43</sup> (2014) においては、輸出もしくは再輸出国においては適切な CITES に係る書類がそろっている必要がある。

*Aquilaria* 属の *Aquilaria crassna* (シャムジンコウ) については 1992 年以降、伐採及び取引が禁止されている。一方で、同樹種の人工林も存在しており CITES 許可証を得ての取引は合法とされる。

タイ・ローズウッドについては近隣のカンボジア、タイ、ラオスでも発見されており、カンボジアとタイの国境付近の Dangrek 山地において違法伐採の対象になっている。ベトナムにおいても木彫り及び家具の材料として高い評価を得ており、慎重に取り扱われている。

表 4.3.16 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	CITES 許可書類

#### ⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

農業農村開発省通達 (01/2012/TT-BNNPTNT)<sup>44</sup> の中で合法性に関する内容が記載されているが、前記のとおり、同通達は現在改定中である。

なお、ベトナム政府及び欧州連合は 2010 年 8 月 18 日に FREGT 及び VPA に係る正式な交渉を開始し、2017 年 5 月に合意がなされた。ベトナム林業総局 (VNFOREST) は木材合法性保証制度 (VNTLAS) の準備を進めている (詳しくは後述)。

<sup>42</sup> Nghị định QUY ĐỊNH CHI TIẾT THI HÀNH LUẬT THƯƠNG MẠI VỀ HOẠT ĐỘNG MUA BÁN HÀNG HÓA QUỐC TẾ VÀ CÁC HOẠT ĐỘNG ĐẠI LÝ MUA, BÁN, GIA CÔNG VÀ QUÁ CẢNH HÀNG HÓA VỚI NƯỚC NGOÀI (<http://vbpl.vn/sonla/Pages/vbpq-van-ban-goc.aspx?ItemID=32621>)

<sup>43</sup> Thông tư QUY ĐỊNH CHI TIẾT THI HÀNH MỘT SỐ ĐIỀU CỦA NGHỊ ĐỊNH SỐ 187/2013/NĐ-CP NGÀY 20 THÁNG 11 NĂM 2013 CỦA CHÍNH PHỦ QUY ĐỊNH CHI TIẾT THI HÀNH LUẬT THƯƠNG MẠI VỀ HOẠT ĐỘNG MUA BÁN HÀNG HÓA QUỐC TẾ VÀ CÁC HOẠT ĐỘNG ĐẠI LÝ MUA, BÁN, GIA CÔNG VÀ QUÁ CẢNH HÀNG HÓA VỚI NƯỚC NGOÀI (<http://vbpl.vn/botaichinh/Pages/vbpq-van-ban-goc.aspx?ItemID=45096>)

<sup>44</sup> Thông tư Quy định hồ sơ lâm sản hợp pháp và kiểm tra nguồn gốc lâm sản ([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=27414](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=27414))

### 4.3.3 森林認証制度

ベトナム国には独自の森林認証制度はなく、FSC（Forest Stewardship Council）認証制度の取得が進められている。

2018年現在で、31のFM認証森林があり、その合計面積は233,824haである<sup>45</sup>。このうち約12万haが人工林である<sup>46</sup>。ベトナムは天然林伐採を禁止しているため、人工林のFSC-FM認証を増やしていきたいが、400万ha存在する人工林面積に対しての取得率は低迷している。

また、CoC認証取得団体数は588団体である。

### 4.3.4 その他の関連情報

#### 1) FLEGT-VPA 大筋合意の内容と今後の交渉

2017年5月11日に大筋合意がなされたEUとベトナム国との協定の内容はEU FLEGT FacilityのWebサイトに掲載されている<sup>47</sup>。協定は27条から成る条文と、IからIXまでの附属書（Annex）により構成されている（表4.3.17）。

表 4.3.17 各附属書の構成

附属書 I	FLEGT ライセンスでカバーされる対象品目
附属書 II	ベトナム木材合法性の定義
附属書 III	FLEGT ライセンスでカバーされる木材製品のベトナムから EU への自由な流通のための引渡し条件
附属書 IV	FLEGT ライセンス制度
附属書 V	ベトナム木材合法性保証制度（VNTLAS）
附属書 VI	独立評価についての付託事項
附属書 VII	ベトナム木材合法性保証制度の運用準備評価基準
附属書 VIII	情報の公共開示
附属書 IX	共同実施委員会の機能

本項では、協定の中でポイントとなる附属書 I・II・IV・V の各内容について記載する。

<sup>45</sup> FSC FACTS AND FIGURES 2018 (<https://ic.fsc.org/en/facts-and-figures>)

<sup>46</sup> 聞き取り調査 FSC

<sup>47</sup> Vietnam-EU VPA text and annexes (<http://www.euflegt.efi.int/Vietnam>)

**(1) 附属書 I FLEGT ライセンス制度でカバーされる対象品目**

対象品目は表 4.3.18 の通りとされている。

表 4.3.18 対象品目 (附属書 I)

HS コード	品目
4401	燃料用木材
4403	丸太
4406	枕木
4407	製材品
4408	単板
4409	モールディング
4410	パーティクルボード
4411	ファイバーボード
4412	合板
441300	改良木材
441400	木製フレーム
4415	梱包材
4416	木製たる、おけ
4418	木製建具
940330 940340 940350 940360	木製家具



## (2) 附属書 II ベトナム木材合法性の定義

### ①対象とする主体

協定では、対象とする事業者を法人事業者 (Organisations) 及び非法人事業者 (Households) に分けている。法人事業者及び非法人事業者の定義は附属書 V の 2.2.1 に記載されている (表 4.3.19)。

表 4.3.19 対象とする事業者の定義 (附属書 V の 2.2.1)

法人事業者 (Organisations)
サプライチェーンのいずれかのステージに関連し、事業登記を行っている全ての組合及び企業
非法人事業者 (Households)
家族・個人・村落共同体等、法人事業者のカテゴリに含まれないすべての事業者。

### ②合法性の定義や他の用語の定義

木材の合法性の定義 (the Legality Definition : LD) は 7 つの原則 (Principle) から成っており (表 4.3.20)、原則の下には基準 (Criterion)、指標 (Indicator)、検証項目 (Verifier) が階層構造をなしている。

表 4.3.20 木材の合法性の定義における原則 (Principle)

	法人事業者	非法人事業者
原則 I	諸規則 (土地利用、森林利用及び管理、環境、社会) を順守した国内木材の伐採	
原則 II	押収された木材の取り扱い規則の遵守	
原則 III	輸入木材の取り扱い規則の遵守	
原則 IV	木材の輸送及び貿易に関する規則の遵守	
原則 V	木材の加工に関する規則の遵守	
原則 VI	輸出に関する規則の遵守	
原則 VII	課税及び労働に関する規則の遵守	課税に関する規則の遵守

「原則」のレベルの表現では、法人事業者と非法人事業者の違いは、上記のように原則 VII のみに現れている。しかし、実際には、「基準」以下の階層が異なっているものがある。法人事業者と非法人事業者についての LD は、附属書 II の別表 (Appendix) 1A 及び 1B にそれぞれ整理されている。別表 1A 及び 1B には、LD に加え、各検証項目に対応した参照法令等がそれぞれ整理されている (図 4.3.7)。

ANNEX II / APPENDIX 1A: LEGALITY DEFINITION FOR ORGANISATIONS			
PRINCIPLE 1: HARVESTING OF DOMESTIC TIMBER COMPLIES WITH REGULATIONS ON LAND USE RIGHTS, FOREST USE RIGHTS, MANAGEMENT, ENVIRONMENT AND SOCIETY (ORGANISATIONS)			
Principle Criterion Indicators	Verifiers	Type of Verifier S=Static D=Dynamic	Legal references for verifiers
Criterion 1: Compliance with regulations on main harvesting of natural forest timber			
Indicator 1.1: Complying with legal regulations on land use right and forest use right, one of the following documents is required:			
	1.1.1. Decision on land allocation (Prior to 15/10/1993);	S	No specific legislation prior to 1993 on land allocation
	1.1.2. Decision on forest allocation (From 15/10/1993 to 1/7/2004);	S	Article 5, 13, 14 Decree 02. CP; Article 16, 17 Decree No. 163/1999/ND-CP

図 4.3.7 合法性の定義の具体例（附属書 II 別表 1A を用いて例示）

なお、検証項目は、事業登記や森林使用权、課税並びに労働規則等、組織等の基盤や運営に関わる静的検証項目（Static Verifiers）と、サプライチェーンの各段階における取引内容明細や売上に関する情報等数量に関する動的検証項目（Dynamic Verifiers）に分けられる。

### (3) 附属書 IV FLEGT ライセンス制度

#### ①制度の概要

ベトナム国から EU 市場に向けて輸出されるうち、附属書 I に含まれる木材製品の貨物は、FLEGT ライセンスを持つことが求められる。FLEGT ライセンスは、輸出者ごと、EU への入国地点ごと、貨物ごとに発行されるものであり、所轄するベトナム国のライセンス当局によって、ベトナム国内の税関手続き前に発行される。

なお、ベトナム国における FLEGT ライセンス当局は、ベトナム国の CITES 管理当局とする。

FLEGT ライセンスは紙媒体又は電子媒体で発行される。原則として書式 1（図 4.3.8）に定めるすべての情報を含めることとするが、それらすべてを含めることが困難な複雑な貨物については、書式 2（図 4.3.9）に定める、質的・量的な情報を含む、認可された追加的説明文書を添付しなければならない。

FLEGT ライセンスの有効期間は最長で 6 か月間である。ただし、ライセンスの有効期間満了後に 1 度だけ、最長で 2 か月間の期間延長が可能である。

<b>Template 1: FLEGT Licence Format</b>		<b>FLEGT</b>	
<b>European Union</b>			
<b>ORIGINAL</b>	<b>1</b>	1. Issuing authority/Cơ quan cấp phép: Name, address/Tên, địa chỉ:	2. Importer/Tổ chức, cá nhân nhập khẩu: Name, address/Tên, địa chỉ:
		3. FLEGT licence number / Số giấy phép FLEGT:	4. Date of Expiry (DD/MM/YYYY) / Ngày hết hạn:
		5. Country of export / Nước xuất khẩu:	7. Means of Transport/Vận chuyển:
		6. ISO code / Mã ISO:	
		8. Licensee / Tổ chức, cá nhân được cấp giấy phép: Name, address / Tên, địa chỉ:	
<b>1</b>	9. Commercial description of the timber products/Mô tả tên hàng hoá:	10. HS-heading/ Mã HS và mô tả mã HS:	
	11. Common and Scientific names / Tên thông thường và khoa học:	12. Countries of harvest / Quốc gia khai thác:	13. ISO Code of Countries of harvest / Mã ISO của quốc gia khai thác:
	14. Volume (m3) / Khối lượng lô hàng (m3):	15. Net weight (kg) / Trọng lượng thực (kg)	16. Number of units / Đơn vị tính khác:
17. Distinguishing marks (if any) / Ký hiệu nhận diện (nếu có)			
18. Signature and stamp of issuing authority / Chữ ký và con dấu của Cơ quan cấp phép:			
Place / Nơi cấp		Signature and stamp of issuing authority (Tem bảo đảm, chữ ký và đóng dấu)	
Date (DD/MM/YYYY) / Ngày cấp			

図 4.3.8 FLEGT ライセンスの書式 1 (附属書 IV 別表 1)



## ②ライセンスの手続き

ライセンスの手続きは以下の通りである。

### 1. 当局への申請

EUに木材を輸出する申請者が、ライセンス当局に対し、輸出貨物のそれぞれについての必要書類を提出する。

### 2. 当局による申請レビュー

- a. 申請者が法人事業者の場合、附属書 V に定める OCS データベースにおける申請者のカテゴリを確認し、カテゴリごとに必要とされる書類及び情報が揃っているかを確認する（附属書 V の説明にて後述）。
- b. 提出された書類（書式 1 及び書式 2 ほか追加添付書類）が要件に従っているかを確認する。内容に不備があれば、ライセンス当局は必要な追加情報あるいは文書について申請者に通知する。
- c. 文書の合法性及び有効性を確認する。違法伐採のリスクがあると疑われる場合、さらなる確認のため、ライセンス当局は必要に応じて検証当局及び検証主体<sup>48</sup>と調整を実施する。

### 3. 決定

申請書類がベトナム木材合法性保証制度（VNTLAS）の要件を満たしていると判断されれば、ライセンス当局は当該貨物に対して FLEGT ライセンスを発行する。要件を満たしていなければ当該貨物に対するライセンス申請は却下される他、違反が発見された場合、準拠法に従った措置が取られる。

---

<sup>48</sup> 検証当局及び検証主体については附属書 V の 2.2.3 に定義されている。検証当局とは森林保護機関であり、MARD 下の森林保護局（FPD）を指している。一方、検証主体とは検証項目ごとに求められる書類等を管理監督するユニットである。検証項目ごとの検証主体は附属書 V 別表 1 に整理されている。

#### (4) 附属書 V ベトナム木材合法性保証制度 (VNTLAS)

##### ①VNTLAS の構成要素 (附属書 V の 1)

VNTLAS は 7 つの制度要素で構成されている。

1. 木材の合法性の定義 (LD)
2. 検証項目の策定・検証及び承認
3. 組織分類システム (OCS、Organisations Classification System) とリスクに基づく確認
4. サプライチェーン管理
5. FLEGT ライセンス
6. 組織内の監査・申し立て及びフィードバック機構
7. 第三者による監査

##### ②VNTLAS の適用範囲 (附属書 V の 2)

- ・ 木材の出所  
VNTLAS の対象となる木材の出所は、国内天然林からの木材、国内大規模人工林からの木材、農場及び小規模植林地からの木材、ゴム材、押収木材、輸入木材の 6 種とされている。一方で、第三国を原産地とし通関するものの、ベトナム国内で加工されず国外へ出ていくトランジット木材 (timber in transit、原産地の変更がないもの) は VNTLAS の対象としないこととされている。
- ・ 木材製品カテゴリ  
附属書 I に示されているすべてを対象としている。
- ・ 事業者  
サプライチェーンの中のすべての事業者 (法人事業者及び非法人事業者) を対象としている。

##### ③OCS (附属書 V の 5)

OCS<sup>49</sup>は、リスク評価に基づいて国内の事業者を分類するシステムであり、次の表に示すように、4 つの基準の遵守/非遵守等によって事業者が 2 つのカテゴリに分類される<sup>50</sup>。木材サプライチェーン上の事業者は全て OCS に登録することが義務付けられる。

<sup>49</sup> OCS 作成のために FAO の CCS (Company Classification System) が参照されたが、ベトナム国では事業登記されない事業者が多く存在するため C (Company) ではなく O (Organisation) となった (聞き取り調査 WWF)

<sup>50</sup> FSC の取得が事業者分類の際に有利に働くような仕組みも検討されている (聞き取り調査 FSC)



表 4.3.21 OCS における基準とカテゴリ

基準	リスクカテゴリ	
	カテゴリ 1	カテゴリ 2
1. 動的検証項目の遵守	完全に順守	何らかの不備がある
2. サプライチェーンの申告及び報告要件の遵守	完全に順守	法的な要求に基づく報告をしていない
3. 静的検証項目の遵守	完全に順守	遵守していない
4. 違反及び処罰の記録	違反及び処罰の記録が無い	何らかの違反又は処罰の記録がある
5. その他		新規事業者

OCS によるカテゴリは、以下の流れで評価・査定される。

1. 組織による自己評価
2. 1 の結果を省森林保護局（FPD）が書類や実地調査に基づき査定
3. 2 の結果を中央 FPD が判断し、データベース上で発表
4. 1～3 以外に、違反や処罰等があった場合、カテゴリ 1 の事業者を随時カテゴリ 2 に再分類し発表

なお、カテゴリ 2 の事業者は、カテゴリの再評価（自己評価⇒査定）を毎年受けなければならないが、カテゴリ 1 の事業者は 2 年に 1 度で良い。

#### ④ サプライチェーン管理（附属書 V の 6）

VNTLAS では、重要な木材管理ポイント（control point）を以下の 6 つであるとしている（表 4.3.22）。それぞれの管理ポイントにおける適切な取り扱いを裏付けるために、事業者や FPD が記録しておくべき文書の一覧は、附属書 V の付則 2 にリスト化されている（図 4.3.10）。

表 4.3.22 VNTLAS における重要な木材管理ポイント

1	VNTLAS システム内に入ってくる木材の出所
2	木製品の最初の輸送及び取引
3	木製品の 2 番目の輸送及び取引
4	木製品のその後の輸送及び取引
5	加工サイト
6	輸出

TABLE 1. MANAGEMENT OF INFORMATION ON TIMBER SOURCES FOR ORGANISATIONS POINTS OF ENTRY IN THE SUPPLY CHAIN			
No.	Timber entry point	Responsibility for management and archiving of information in timber product dossier	
		Documents to be archived by timber owner (original for 5 years)	Documents to be archived by Forest Protection Agency (original/copy for non-limited period)
1a	Timber from main harvesting of domestic natural forest	1. Harvesting design statement 2. Map of harvesting area 3. List of tree marked for harvesting 4. Minutes on appraising harvesting design in the field 5. Decision on approving harvesting design 6. Harvesting Permit	1. Harvesting design statement (original) 2. Map of harvesting area (original) 3. List of tree marked for harvesting (original) 4. Minutes on appraising harvesting design in the field (original) 5. Decision on approving harvesting design (original)

図 4.3.10 サプライチェーン管理のために記録すべき文書リストの例（附属書 V の付則 2）

### ⑤輸入木材の管理（附属書 V の 6.3.7）

VNTLAS の下では、すべての輸入木材貨物について、以下の 3 種のうちいずれかの手法で合法性を示す必要がある。

1. 貨物全体をカバーする FLEGT ライセンス
2. 貨物全体をカバーする CITES 許可
3. 附属書表 4 に定める輸入木材のリスク分類の状況に基づくデュー・ディリジェンス及び追加文書を示す自己申告（以下を含める。d は必要に応じて含める）
  - a. 輸入貨物の説明
  - b. 生産国の関連法令に基づく合法性に関する潜在的リスク
  - c. b に関するリスク緩和手段
  - d. 「種のリスク分類」及び「木材生産国リスク分類」に応じて附属書 V の表 4 要否が定められた追加書類（以下の(ア)～(ウ)のいずれか）
    - (ア) VNTLAS によって認められている任意認証又は国家による認証
    - (イ) 一次製品に関しての伐採国の法令に基づく伐採許可証
    - (ウ) 伐採国において 2 が求められない場合又は複合的な製品について伐採許可証を手に入れられない場合にあっては、伐採国の法令に基づく他の合法性証明文書

3.d の「種のリスク分類」及び「木材生産国リスク分類」についての詳細を表 4.3.23 に記載する。

表 4.3.23 VNTLAS における「種のリスク分類」及び「木材生産国リスク分類」の詳細

種のリスク分類（附属書 V の 6.3.7.4）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入者はベトナムに輸入される種名を申告する必要がある、種は以下の基準で高リスク種と低リスク種に分類される。</li> </ul>	
高リスク種	既往の法令等に位置づけられている種 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CITES 付則 I・II・III に記載の種</li> <li>・ ベトナム法における絶滅危惧 IA 種及び IIA 種</li> <li>・ FPD や税関のデータベースに記載されている違法取引の対象種</li> </ul> 位置付けは無いが上記に準ずる種 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部（UNODC）等から情報提供があり、EU とベトナムによる Joint Implementation Committee (JIC) が原産国における希少性や違法取引の可能性を判断した種</li> <li>・ ベトナムに初めて輸入される種</li> <li>・ 高リスク種と低リスク種の双方からなる製品</li> </ul>
低リスク種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高リスク種以外の種</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際には、上記の基準をもとに種のリストが作成され、本協定の検討の中で JIC によって決定される。</li> <li>・ その後、高リスク種は MARD によって法的に位置づけられることとなっている。</li> </ul>	
木材生産国リスク分類（附属書 V の 6.3.7.5）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材生産国のうち、以下の国を低リスク国（以下、国及び地域を国と表記）とする                             <ol style="list-style-type: none"> <li>FLEGT ライセンスの下での有効な TLAS を構築している国</li> <li>伐採国サプライチェーン全体にわたる木材合法性の DD に関して、法的拘束力のある枠組みが存在し、それが VNTLAS の基準に適合している国</li> <li>世界銀行による世界ガバナンス指標（World Governance Indicators<sup>51</sup> : WGI）の中の「政府の有効性（Government Effectiveness）」指標が 0 以上であり、かつ、CITES 実施のためのシステムが CITES 事務局によって I レベルとされており、かつ、以下のいずれかを満たす国                                     <ol style="list-style-type: none"> <li>VNTLAS の基準に適合していると認められる、木材の合法性に関する二国間合意をベトナム国との間で有している国</li> <li>VNTLAS の基準に適合していると認められる国内認証システムを構築している国</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>・ 上記の基準で低リスクな国のリストが作成され、本協定の実施中にレビューあるいは調整を加えられたものが JIC によって決定される。</li> <li>・ JIC の決定に基づき、MARD によって低リスクな国が法的に位置づけられる。ただし、この法令（によって位置づけられる低リスクな国のリスト<sup>52</sup>）は定期的に更新される。</li> <li>・ 上記法令は税関も参照する。</li> </ul>	

この 2 種のリスク分類に基づいて、附属書 V の表 4 に定められるように、追加文書の要否が決定される（表 4.3.24）。

表 4.3.24 FLEGT ライセンス又は CITES 許可のない貨物についての  
リスクに基づく管理（附属書 V の表 4）

種のリスク分類	木材生産国リスク分類	追加文書の要否
低	低	不要
低	高	要
高	低	要
高	高	要

<sup>51</sup> <http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.aspx#home>

<sup>52</sup> このリストはベトナム国内の輸入業者にも共有される予定（聞き取り調査 VIFORES）

さらに、税関当局は、FLEGT ライセンスや CITES 許可のある貨物を含めたすべての貨物に対して、以下の税関リスク評価システムに応じて調査を実施する。

表 4.3.25 税関リスク評価システム

税関リスク評価システム（附属書 V の 6.3.7.3）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ベトナム税関法の遵守の程度に応じて、貨物を赤・黄・緑の 3 種に分類する。</li> <li>「遵守の程度」として考慮されるのは、税関規則の遵守、違反頻度、違反の性質、商品の種類、輸出入元、等</li> <li>それぞれの分類に対する対応は以下の通りとされている。</li> </ul>	
赤：高リスク	税関当局は国境で物理的検査を実施する。すべての貨物が検査を受ける。具体的には貨物体積の 5%~100%である。
黄：中リスク	税関当局は貨物の関連書類を確認する。
緑：低リスク	税関当局は申告に基づく自動通関を認める。
<p>ただし、黄色評価及び緑評価の場合でも、必要に応じて物理的検査が行われる。 得られた情報は FPD ともやり取りされる。</p>	

VNTLAS における輸入木材の取り扱いについて、ここまでの流れを整理すると次ページの図 4.3.11 の通りに整理される。

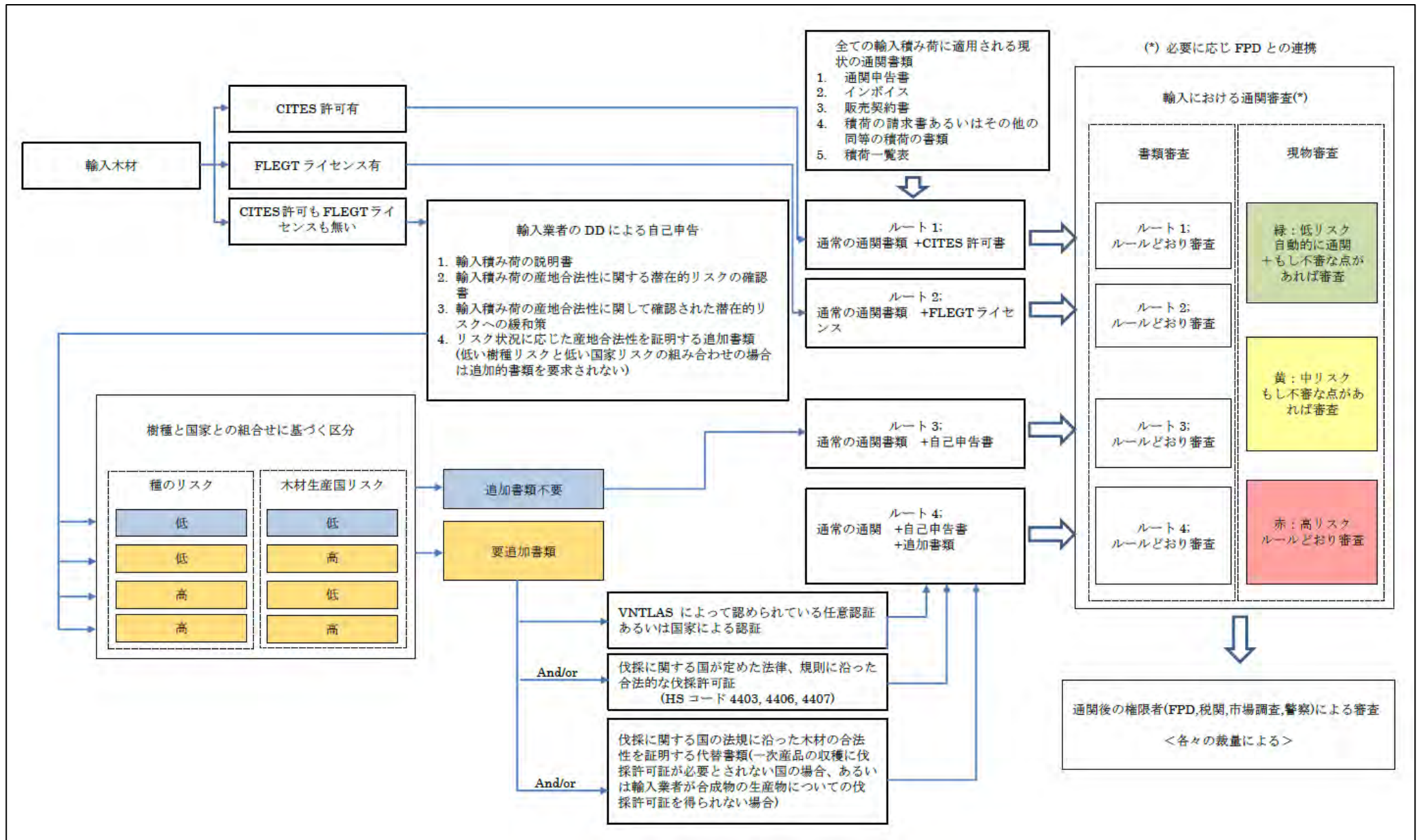


図 4.3.11 VNTLAS における輸入木材の管理チャート (附属書 V の図 3 より作成)

## ⑥輸出の検証（附属書 V の 7）

輸出時の木材関係書類の検証は、事業者の種別（法人事業者/非法人事業者）及び OCS カテゴリによって異なる取り扱いがなされる（図 4.3.12 及び図 4.3.13）。

### 木材輸出関係書類の提出

事業者が以下の書類を作成する（自己認証）。

- (i) 売買契約書又は同等の書類
- (ii) 財務省が規定する請求書
- (iii) 木材内容明細書
- (iv) 附属書 V 付則 2 に定める、サプライチェーンの中の特定のステージにおける合法性確認のための追加文書（例：森林におけるハンマー印の記録）

### 木材輸出関係書類のレビューと承認/却下

#### 非法人事業者及びカテゴリ 2 の法人事業者の場合のみ

ステージ 1 の書類（原本）を地方 FPD へ提出する。地方 FPD はその後、以下のステップで書類等を検証する、

- a. OCS データベースのリスクカテゴリを確認する（法人事業者のみ）
- b. 木材輸出関係書類の完全性を確認する
- c. 書類等の合法性や信頼性を確認する。また、違反データベースを確認する。LD に関連する何らかの目立った不遵守があった場合、地方 FPD は一時的に認証を却下する。
- d. c.における目立った不遵守が無い場合、貨物体積の 20%以上について、書類との物理的な照合がなされる。木材の出所に関連した更なる検証の必要性があれば、疑義の検証について事業者に通知する。
- e. 物理的照合によって不遵守が発見されなければ、FPD は速やかに書類を認証する。逆に、何らかの不遵守が発見されれば、FPD は速やかに書類を却下するとともに、法に則った措置を実行する。

#### 全事業者共通

（非法人事業者及びカテゴリ 2 の法人事業者にあつては上記の FPD による書類の認証後）輸出先ごとに、事業者は以下の通り輸出手続きを履行する。

- a. 対非 EU 市場：附属書 II 原則 IV で定める木材輸出関係書類と該当する税関文書を国境の税関当局に提出する。
- b. 対 EU 市場：FLEGT ライセンス発行のため、FLEGT ライセンス申請と併せて木材輸出関係書類を提出する。国境の税関当局には、附属書 II 原則 IV で定める木材輸出関係書類と該当する税関文書と併せ、FLEGT ライセンスを提出する。



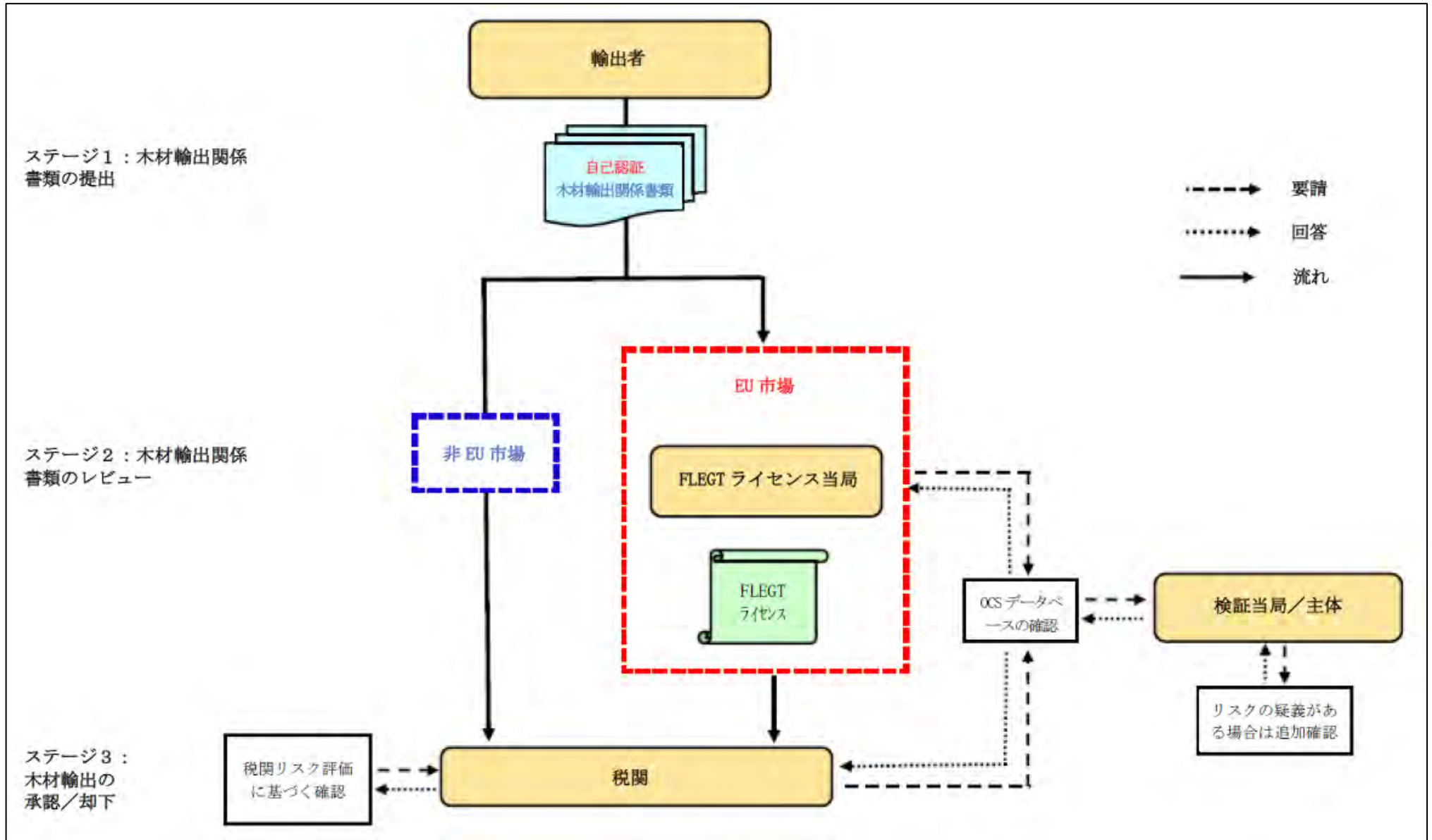


図 4.3.12 輸出の検証 (カテゴリ 1 の法人事業者 附属書 V の図 4 より作成)

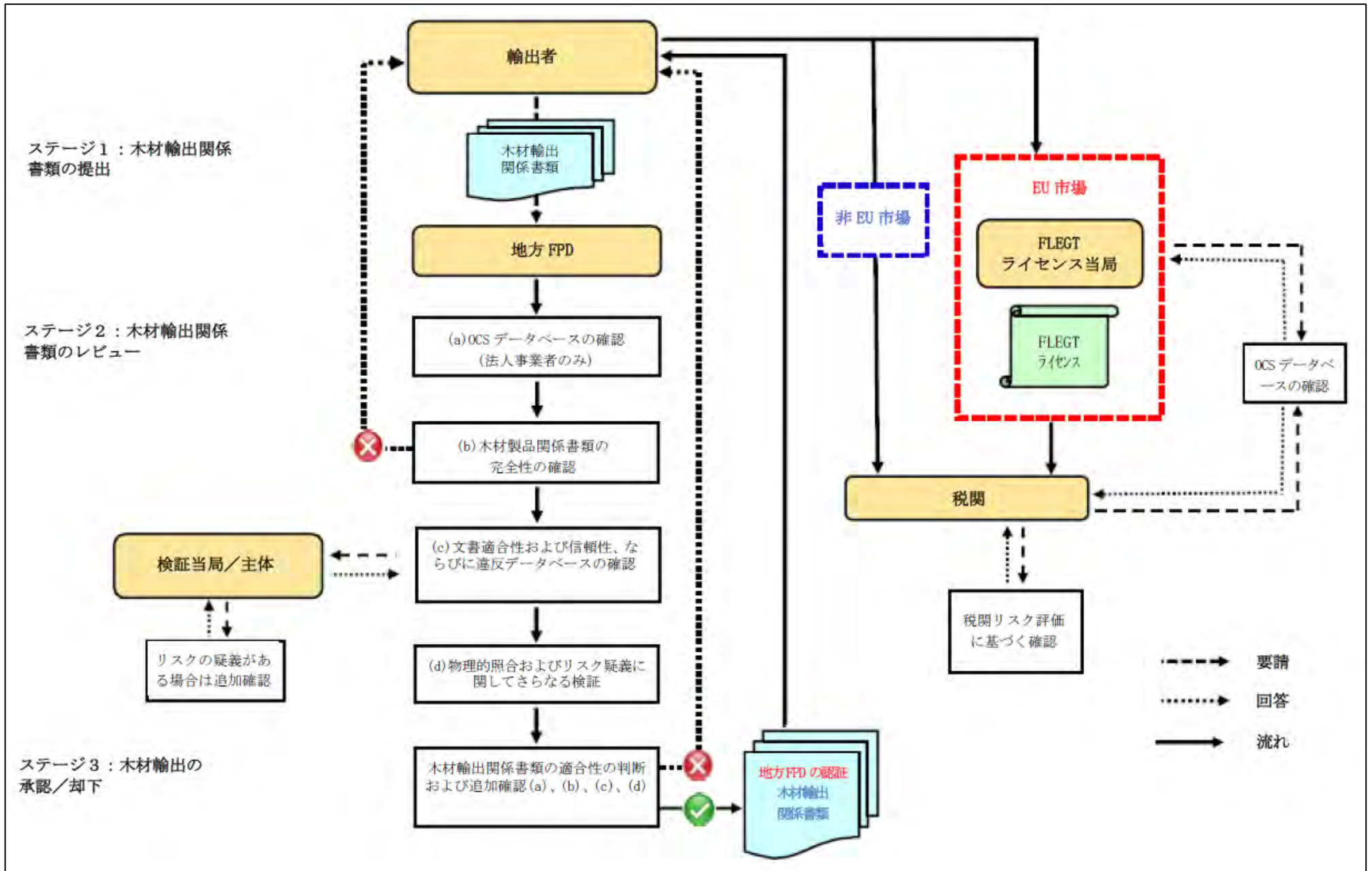


図 4.3.13 輸出の検証（非法人事業者及びカテゴリ 2 の法人事業者 附属書 V の図 5 より作成）

## (5) 今後の交渉について (2017年6月時点)

ベトナム国側としては、3年以内の FLEGT ライセンス発行を目標としており、それに合わせた各種法令等の改良について、ワークショップの開催等によるフォローアップ体制を敷くという<sup>53</sup>。しかし、大筋合意に至るまでに行われたのは対政府レベルの交渉が殆どであり、民間の意見の取り入れが充分ではなかった。また、ベトナム国への輸入材に関する項に相当な時間を使った。今後は、NGO や研究者等の助言も得ながら、FLEGT ライセンス取得による民間への影響を調査することとしており、これには相当の時間がかかると見られている<sup>54</sup>。

また、ベトナム国の特徴として、NGO を含む民間団体が育っていない（法的には存在していない）ことや、第三者評価を実施できる機関が VNFOREST 内の CITES 室だけであることが挙げられ、第三者性の確保に課題がある<sup>55</sup>。

なお、VNTLAS を対欧製品のみを実施すると欧州市場が敬遠される恐れがあることから、協定第 13 条においては、非 EU 市場に対する輸出及び国内市場で販売される木材製品等についても、VNTLAS を用いて合法性を検証することとされている。このことから、日本の輸入業者が実施する合法性の確認手段として、VNTLAS の動向に注視する必要がある。

## 2) ラオス関連情報

加工貿易国であるベトナムは、木材を隣国から多く輸入しているが、主要な輸入元であったラオスからの輸入は近年激減している。

この原因として、2016 年に首相令第 15 号によりラオス国内の天然林伐採が禁止されたことが挙げられる。本首相令によって、ラオス国内では、転換木材、没収材、輸入材のみが販売が可能になった結果、全産業の輸出総額に占める木材等の輸出額の割合は、90%から 50%に減少した。

一方で、未登録の零細加工事業者等は、閉鎖命令を受けたことから、その活動の場を国内の奥地や国外へ移している。ラオスもまた FLEGT-VPA 交渉中の国であり、こうした零細事業者を含めた CoC 体制の構築に取り組んでいる。

---

<sup>53</sup> 聞き取り調査 VIFORES (2017年6月19日)

<sup>54</sup> 聞き取り調査 EU Delegation Office (2017年6月20日)

<sup>55</sup> 聞き取り調査 MARD (2017年6月21日)

## 4.4 中国

中国の木材合法性に係る関連情報について、既往情報として、林野庁による補助・委託により、一般社団法人全国木材組合連合会が作成した直近数年間の各種事業報告書<sup>1</sup>に、以下の項目を含む詳細内容が記述・公開されている。

- 中国国内の森林、林業、および木材産業の現況（地域別・品目別）
- 中国による木材・木材製品の輸出入の現況（品目別・相手先国別）
- 中国政府による違法伐採対策の概況（推進体制、政府調達、国際協力等）
- 中国国内における各種森林認証制度の発展と中国政府による支援の概況
- 民間産業組織による独自の違法伐採対策の概況
- 現地の木材取扱事業者によるサプライチェーン管理のケーススタディ<sup>2</sup>

したがって、中国の国産材および輸入材の、それぞれ地域別・相手先国別の流通状況の傾向等を、品目別に把握する上では、まずそちらを参照されたい。

本章においては、それら各種流通や利害関係者による取組を形成する原則となる、木材・木材製品の合法性に係る関連法令および必要書類等について、体系的に整理することを目的として記述することとする。

調査方法として、NGO・NEPCon によるリスクレポート<sup>3</sup>の文献調査を基に、現地当局および関連業界団体に聴取調査を実施することで、事実関係の裏付けや詳細の確認、その他リスク情報等の収集を図った。

なお、アジア・アフリカ等の、腐敗認識指数等により比較的高リスクとされる第三国から中国が輸入する木材の合法性リスクについては、国内外の様々な研究機関や NGO が各種レポート<sup>4</sup>を公表しており、詳細についてはそちらも併せて参照されたい。

### 4.4.1 木材等の生産及び流通の状況

各種林政改革等の影響により、中国税関統計によれば、木材の国内生産量が 2008 年以降は約 8,000 万立米でほぼ横ばいに推移している。

一方で、その間に内需拡大により、輸入量が急速な勢いで倍増したことで、貿易量収支は輸入超過状態にある。ロシアや東南アジア、オセアニアの島嶼国やアフリカの開発

<sup>1</sup> 一般社団法人全国木材組合連合会（2017）「中国における木材、木材製品の合法証明の確立に関する動向調査報告書」（平成 28 年度林野庁委託事業・違法伐採対策取組強化事業）（[https://www.goho-wood.jp/jigyoku/h28/doc/h28report\\_china1\\_jp.pdf](https://www.goho-wood.jp/jigyoku/h28/doc/h28report_china1_jp.pdf)）及び一般社団法人全国木材組合連合会（2015）「中国における木材の合法性証明現状調査報告書」（平成 26 年度林野庁補助事業・地域材利活用倍増戦略プロジェクト事業（合法木材普及促進事業））（<https://www.goho-wood.jp/jigyoku/h26/doc/h26report2.pdf>）

<sup>2</sup> その他に大手外資系家具製造販売会社による独自の合法性確認システムを解説したレポートがある。World Resources Institute. 2013. Case Study: IKEA's response to the Lacey Act: due care systems for composite materials in China. ([http://www.forestlegality.org/sites/default/files/IKEA\\_China.pdf](http://www.forestlegality.org/sites/default/files/IKEA_China.pdf))

<sup>3</sup> NEPCon China Timber Risk Profile (<https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber/timber-china>)

<sup>4</sup> フェアウッド・パートナーズ「クリーンウッド法に対応する木材 DD のための実践情報（国別リスク情報・中国）」（[http://www.fairwood.jp/consultation/howto\\_dd\\_world\\_cn01.html](http://www.fairwood.jp/consultation/howto_dd_world_cn01.html)）

途上国を含む、違法伐採材の混入リスクが比較的高いとされる世界各国からの輸入材を加工して、日本を含む国際市場に再輸出して、世界最大の木材市場を形成している。

我が国は中国から合板や集成材などのボード類を中心に大量の木材を輸入しており、我が国の木材輸入額において中国は最大の輸入相手先国である。

2014年時点で、木材輸出額の半分程度が、デュー・ディリジェンスを義務化している欧米豪を輸出先としているため、森林認証制度の利用を含む様々な合法性確認の取組への議論が活発化している。

## 4.4.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

### 1) 関連法令及び必要書類等

#### (1) 合法的な伐採権

##### ① 土地所有権

##### 森林の種類

後述の土地所有権の適用や運営の方法は、段階的な法令改正により多層的に分類された森林の種類によって異なるため、その理解が基礎となる。

森林法第4条は、大枠として森林を、保安林（原語：防護林）、特殊用途林（自然保護林、母樹林、実験林、国防林、革命記念林など）、用材林、薪炭林、経済林の五種類に分類している。

更に国务院意見<sup>5</sup>により、これら五種類を生態公益林（保安林、特殊用途林が該当）と商品林（用材林、薪炭林、経済林が該当）に二別している。

うち、生態公益林については、天然林または人工林であるかを問わず、保全価値や用途により伐採許可の可否や条件が異なる。条件としては、科学調査や森林災害の管理、または生物多様性の保全や天然更新の促進のための間伐等であることを設定しており、伐採許可の発行は非常に限定的である。

一方で、商品林は更に天然林（天然用材林、薪炭林が該当）か人工林（人工用材林、経済林が該当）かにより、伐採許可条件が異なる。

天然林における伐採は、2017年末までに国有林・集団林を問わず全面的に禁止する予定となっている。ただし、薪炭林についても、その他用材としての利用は禁止しているが、生活自給用の薪炭採集のみ許可している。

人工林については、人工用材林、つまり植林の伐採と用材利用を関連法令の遵守を条件に許可しており、中国の国産材の主要な供給源である。経済林は、非木材林産物の産出のために植林された林地であり、収穫逡減により経済性が見込めなくなった場合にのみ、伐採と用材利用を許可している。

<sup>5</sup> 中共中央国务院关于全面推进集体林权制度改革的意见  
([http://www.gov.cn/gongbao/content/2008/content\\_1057276.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2008/content_1057276.htm))

表 4.4.1 伐採及び用材利用許可条件の枠組となる森林区分

国務院意見区分		森林法区分	伐採・用材利用の可否
生態公益林		保安林 特殊用途林	原則不可 (用途別事由に応じて間伐等を許可)
商品林	(天然)	用材林	原則不可 (2017年末から全面禁止)
		薪炭林	不可 (自給用薪炭利用のみ可)
	(人工)	用材林	可
		経済林	可 (非木材林産物の生産機能を終えた樹木のみ)

### 土地及び森林に係る権利制度

上述の森林法区分の枠組みの中で、中国における木材合法性を定義するに当たり、土地及び森林の所有制度は、憲法<sup>6</sup>や民法通則<sup>7</sup>、森林法<sup>8</sup>や土地管理法など<sup>9</sup>が規定している。

これらにおいて、土地または林地を所有する権利（土地または林地所有権）、土地または林地を使用する権利（土地または林地使用权）、そして土地または林地に依存する自然資源である森林・材木を所有する権利（材木所有権）の3種の権利を明確に区別している。

まず、土地所有権における国土一般の分類としては、全人民所有地（国有地）と労働大衆集団所有地（集団所有地（原語：集体所有地））が存在する。

うち、国有地については、国務院が土地所有権を行使し、県<sup>10</sup>級以上の地方行政機関が行政を執行する。国有土地使用権証明書を発行することで、機関や企業、または個人に土地使用権を請け負わせることが可能である。

一方で、集団所有地は、県級以上の行政機関が発行する土地所有権証明書に基づき、郷鎮の集団経済組織、あるいは郷鎮の下部に位置する住民自治単位である村等の集団経済組織または村民委員会が土地所有権を行使する。いずれもそれらの構成員や、他の機関、企業または個人に土地使用権の行使を請け負わせることが可能である。

<sup>6</sup> 中华人民共和国宪法 ([http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/node\\_505.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/node_505.htm))

<sup>7</sup> 中华人民共和国民法通则 ([http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/06/content\\_4470.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/06/content_4470.htm))

<sup>8</sup> 中华人民共和国森林法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=20095&lib=law>) 及び中华人民共和国森林法实施条例 (<http://www.forestry.gov.cn/main/3950/content-459869.html>)

<sup>9</sup> 中华人民共和国土地管理法 (<http://www.china.com.cn/chinese/law/647616.htm>) 及び中华人民共和国物权法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=89386&lib=law>)

<sup>10</sup> 中国の行政体系は、基本的に中央政策の施行のため、上位から順に省級（省・自治区・直轄市）>地級（地級市・自治州・直轄市轄区）>県級（県・自治県・県級市・地級市轄区）>郷級（郷・民族郷・鎮）により構成されている。

行政区	基本	人口集中地区	上位自治体の直轄	少数民族地域	内モンゴル
省級	省	直轄市	特別行政区	自治区	内蒙古自治区
地級		副省級市・省都	副省級区	副省級自治州	
	地区	地級市		自治州	アイマク（盟）
県級	県	県級市	市轄区	自治県	旗、自治旗
郷級	郷	鎮	県轄区、街道	民族郷	ソム、民族ソム



したがって、林地も同様に国有森林と集団所有林が存在する。

国有林の林地使用权は、主に国有森林・工業グループや、国有林業局、国有林场等の経営管理機関により行使される。

その一方で、集団林の林地使用权は、主に郷村林场や農家、企業が請け負う。請け負われた林地使用权（林地請負經營權）は、相続、譲渡、抵当化、担保化、および株式化が可能である。

なお、請負の際に、県林業局等が、林地所有權に係る紛争が無いことを確認<sup>11</sup>した上で、全国統一様式による林權証を發行<sup>12</sup>する。發行に当たり、契約書には契約者両者の名前と住所、対象となる森林の詳細、請負の開始日と終了日、契約金額、支払い方法が明記される必要がある。なお、一部地方行政区域は、法的に林地と分類されていない土地の森林についても、林權証の發行權限を有することがある。

林地使用权または林地請負經營權によって造林が可能になり、その成果として材木所有權を保持することができる。

表 4.4.2 森林に係る權利制度<sup>13</sup>

属性	權利名	權限	權利者
土地	林地所有權	占有、使用、収益、処分	国、集団
	林地使用权 (請負經營權)	占有、使用、収益	国、集団、私的主体
地上物	材木所有權	占有、使用、収益、処分	国、集団、私的主体
	材木使用权	占有、使用、収益	国、集団、私的主体

※材木使用权は独立した法定權利であるが、基本的に林地使用权・材木所有權に付随する。

以上のことから、全人民（国）または労働大衆集団は、林地を所有したうえ、それを利用および材木を所有することができるのに対して、それ以外の企業や個人等は林地を所有することができず、その請負利用及び材木の所有のみが可能である。

なお、事業者は全て、県級以上の工商行政管理局により商業登記証の發行を受ける必要がある<sup>14</sup>。その際に事業目的または範囲を定めて、毎年実施される監査時に事業内容がそれを逸脱していないことを証明する必要がある。

また、商業登記証の發行から 30 日以内に、税関総局（原語：国家稅務局）の県級以上の所轄稅務局より、稅務登記証の發行を受ける必要がある<sup>15</sup>。稅務登記証は、銀行口座の開設と付加価値稅送り状（原語：發票）の購入に際して必要となる。

これら一連のプロセスを経て、両登記証の發行を受け、維持しない限りは、事業を操

11 中华人民共和国农村土地承包法（<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=41762&lib=law>）、中华人民共和国农村土地承包经营纠纷调解仲裁法（<http://www.forestry.gov.cn/main/24/content-204668.html>）、及び林木林地权属争议处理办法（<http://www.forestry.gov.cn/main/3951/content-204759.html>）

12 林木和林地权属登记管理办法（<http://www.forestry.gov.cn/main/3951/content-204744.html>）

13 平野悠一郎（2013）「中国の集団林權制度改革の背景と方向性」、『林業經濟』66(8), pp1-17, 林業經濟学会より抜粋・編集

14 中华人民共和国公司法

（<http://wenku.baidu.com/link?url=rklYkWRxwQBLXhGrPRie6g73Ns0fxTfa8Ed6YpN3ujSiDO5pRXXKD3WAqNe3nHCTvkkx-V4rMQ95qpywjBanHwewDrrFSs67bAffZWpGPh17>）

15 稅務登記管理办法（[http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content\\_62924.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62924.htm)）

業することができない。

ただし、2015年10月1日以降に設立される法人については、商業登記証と税務登記証を組み合わせた営業許可証（原語：营业执照）が発行される。それ以前に設立された法人についても、2017年11月30日までに、旧式の登記証を全て組み合わせて、営業許可証に取り替えることになっている。

他方、鉱業等の林業以外の事業目的による林地の開発・占有は極力回避することが基本とされているが、必要な場合は中央または県級林業当局の許可を得なければならない<sup>16</sup>。申請の際に事業主は、商業登記証、事業許可関連書類、林権証、求償契約、実行性報告書等を提出しなければならない。これに応じて、林業当局は植生復元計画を策定するとともに、現場監査員を配属する。申請承諾の後、事業者による更新費（後述）の支払を経て、正式に林地使用監査同意書（原語：使用林地审核同意书）が発行される。

表 4.4.3 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
林権証	林地および材木の所有権・使用権の保持者を確認 伐採許可証でも確認可（詳細は後述） 請負の場合に、林地使用権の転移事実の記載を確認
商業登記証	私企業の場合に確認
税務登記証	2017年12月1日以降は、全て営業許可証に統一
林地使用監査同意書 （使用林地审核同意书）	林地の非林業系土地利用転換を事由に発生した木材の場合に確認

<sup>16</sup> 占用征用林地审核审批管理办法 ([http://www.gov.cn/gongbao/content/2002/content\\_61894.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2002/content_61894.htm))

森林、林木、林地状况登记表			
林地所有权 权利人		林地使用权 权利人	
森林或林木 所有权权利人		森林或林木 使用权权利人	
坐落	Location		
小地名	面积	林班	小班
面积	主要树种		Main species
株数	林种		Forest type
林地使用期	Valid period	终止日期	
四至	GPS location		
登记:			
填证 机美	经办人:	负责人:	(机关印)
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

別枠により囲んだ箇所は、左頁左上から順に、林権証保持者の名称、発行当局の印章、発行年月日、右頁左上から順に、場所、面積、主要樹種、森林の種類（後述）、使用期間、GPS位置情報

主な確認点：

- ・ 伐採時も有効か
- ・ 権利者の名称は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 権利者の名称は、発票に記載のものと一致しているか
- ・ 場所は、運輸許可証に記載の始点と一致しているか
- ・ 権利者の名称は、事業・商業登記証に記載のものと一致しているか
- ・ 樹種は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 該当する森林の種類において、伐採は許可され得るか
- ・ 発行当局は、県級以上か

図 4.4.1 林権証のイメージ



別枠により囲んだ箇所は、上から順に、題名（原語：营业执照）社会信用代码、法人の名称・住所、営業期間、発行当局の印章

主な注意点：

- ・ 法人の名称は正確か
- ・ 法人の名称は、伐採許可証および発票に記載のものと一致しているか
- ・ 製品の種類は、取扱許可された範囲内として妥当か
- ・ 許可証は取引時でも有効か
- ・ 社会信用番号は、発票に記載のものと一致しているか

図 4.4.2 営業許可証のイメージ

## ② コンセッション・ライセンス

林地使用権とそれに付随する材木の所有・使用権について、国有林は全て国家組織が保持しており、集団林は主に村民委員会や個人農家等が保持している。

森林コンセッションが、政府機関の所有する林地の地上物の使用権、つまり国有林の材木使用権を、非政府系の他者に許与するものであるという定義において、中国に該当制度は存在しない。

## ③ 森林管理・伐採計画

森林法および森林法実施条例は、各級の森林行政機関に全体計画の策定を義務付けている。また、明確な権利のもとに森林管理を実施しているあらゆる事業体に、全体計画に依拠した森林管理計画を策定すべきとしている。通常、森林管理計画は 10 年単位とし、用材林の場合は 5 年単位としている。同時に、木材生産計画も併せて策定すべきとしている。

該当する事業体を計画作成単位と定めて、以下の 3 種類に分類したうえで、異なる計

画作成過程を課す。

第1類：国有林業局、国有林場、国有林業経営会社を含む国有林経営機関等

第2類：200ha以上の集団林を管理する集団経営組織または民間企業等

第3類：その他の集団林を管理する集団林組織または民間企業等

計画作成過程として、第1類は、森林資源インベントリに基づいて両計画を作成したのち、該当級の林業当局による審査を経て、承認を得る。

第2類は、県または省級林業当局の指導の下に、簡易な森林管理計画を作成するとともに、5m<sup>3</sup>以上の伐採の場合に木材生産計画を作成する。

第3類は、第2類と同様であるが、県級林業当局と共同で作成する。

なお、国務院により5年毎に、成長量を超過しない範囲で年間木材収穫量が決定され、収穫量を割り当てる。この収穫量に基づき木材生産計画を策定する必要がある。

収穫量の策定過程として、第1類（国有林）の場合は、前述の両計画作成と同様に森林資源インベントリに基づいて割当量を算出して、国家林業局及び国務院に提出後、承認を得る。

第2・3類（集団林）の場合は、県級林業当局が割当量を算出して、省級で集計・調整後、国務院に提出して最終決定する。

ただし、第1類による森林管理計画の策定は義務であるが、その作成過程や履行実態の公的なモニタリングは実施されておらず、必ずしも厳格に法施行がなされているわけではない。中国林業科学院の調査によれば、結果として、第1類の多くは履行遵守しているものの、未だに部分的または全面的に要求を満たしていないケースが存在する。したがって、このような第1類事業者が生産した木材の場合は、違法性を帯び得る。

また、一方で第2・3類については、森林管理計画の策定が要求ではあるが義務ではないために、ほとんどの事業者は履行遵守しておらず、小規模事業者を中心に木材生産計画すら作成していないケースも多く存在する。とはいえ、あくまでも義務ではないため、このような第2・3類事業者が生産した木材は必ずしも違法性を帯びるわけではない。

したがって、特に第1類事業者については、両計画の有無や整合性、県単位の法施行実態を、地域の県級林業当局に確認することが求められ得る。なお、現在は中国当局もこれらの問題性を認識しており、解決のための制度改善が急務となっている。

表 4.4.4 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
森林管理計画	第1類事業者は林業当局の承認が必要
木材生産計画	事業者を問わず林業当局の承認が必要 森林管理計画に含むことが可
年間収穫量割当許可	国務院の承認が必要



5.3 生态公益林培育管理	- 40 -
5.4 商品林培育管理	- 41 -
5.5 经济林培育管理	- 44 -
5.6 竹林培育	- 45 -
5.7 林下经济发展规划	- 45 -
5.8 种苗规划	- 45 -
<b>第 6 章 森林采伐</b>	<b>- 47 -</b>
6.1 采伐原则	- 47 -
Information of harvesting volume	- 47 -
6.3 年伐量的确定	- 48 -
6.4 伐区配置	- 52 -
6.5 毛竹采伐	- 53 -
<b>第 7 章 非木质资源经营</b>	<b>- 54 -</b>
7.1 经济林经营	- 54 -
7.2 林木良种培育	- 54 -
7.3 绿化苗木生产	- 54 -
7.4 林下经济开发	- 54 -
7.5 森林旅游资源开发	- 55 -
<b>第 8 章 森林保护</b>	<b>- 56 -</b>
8.1 生物多样性保护	- 56 -
8.2 森林防火防控	- 56 -
8.3 有害生物防控	- 57 -

## Chapter 6 Forest Harvesting

### 第 6 章 森林采伐

**6.1 采伐原则**

(1) 森林资源总量小于年生长量，保证有足够的基础资源，使蓄积量不断增长；根据森林功能定位和森林分类经营成果，分别宜伐、更新采伐、抚育采伐等，结合森林经营方针和经营目标，系统分析，确定森林合理年伐量和木材生产量，有利于改善与调整森林结构，保持和维护森林生态系统的生产力和可持续发展能力。

(2) 遵循《十二五》期间年森林采伐限额制定方案》、《森林公益林管理暂行办法》、《广西壮族自治区森林资源规划设计更新技术规范》、《关于分解下达“十二五”期间年森林采伐限额和 2011 年林木采伐计划的通报》（林林业〔2011〕73 号）等文件与技术规范，开展森林采伐规划工作，制定年森林采伐限额、年度采伐计划以及森林更新计划。

**6.2 采伐年龄与轮伐期** Design of harvesting

根据国家和省的《森林采伐更新管理办法》、《广西壮族自治区森林资源规划设计更新技术规范》和《广西壮族自治区林木采伐更新规划设计技术规范》，根据林龄经营类型的不同，确定采伐和采伐年龄和轮伐期。

经营类型	林龄 (年)	轮伐期 (年)	采伐方式	经营类型	林龄 (年)	轮伐期 (年)	采伐方式
生态公益林	40		择伐	生态公益林	30	30	择伐
生态公益林	40		择伐	生态公益林	30	30	择伐
生态公益林	40		择伐	生态公益林	30	30	择伐
生态公益林	40		择伐	生态公益林	30	30	择伐
生态公益林	40		择伐	生态公益林	30	30	择伐
生态公益林	40		择伐	生态公益林	30	30	择伐
生态公益林	40		择伐	生态公益林	30	30	择伐
生态公益林	40		择伐	生态公益林	30	30	择伐
生态公益林	40		择伐	生态公益林	30	30	择伐
生态公益林	40		择伐	生态公益林	30	30	择伐

森林管理計画に木材生産計画を含み記載した例  
 主な確認点：

- ・ 当局により承認されたものか
- ・ 伐採時に有効か
- ・ 許容伐採量は、明記されているか
- ・ 年間伐採量は、年間成長量よりも少ないか
- ・ 該当する森林の種類において、伐採は許可され得るか
- ・ 対象地域に自然保護区は含まれるか、また含まれる場合はどのような保護対策を計画しているか

図 4.4.3 森林管理計画のイメージ



#### ④伐採許可

伐採施業を開始する前に伐採許可を取得する必要がある。伐採許可は、対象が集団林の場合は県級林業局へ申請する。その他の場合は、申請主体が属する等級が該当する県、省、または国家林業局の各級林業当局へ申請する。

取得申請の際に提出が必要な書類・条件は以下の通りである。

- ・伐採施業計画
- ・前年度の更新検収合格証（該当する場合）<sup>17</sup>
- ・更新費の支払（詳細は後述）
- ・林地所有権証明書または林権証（前述）

伐採施業計画は、割当許可された範囲内で収穫量を定めるとともに、伐区範囲や伐採樹種、伐採方法などを明記する必要がある。伐採許可を発行する当局は、施業後に計画通りの伐採と再生林が履行されたか否かを確認する権限を有する。

なお、人工用材林については、胸高直径が 10cm 未満の立木や竹林を伐採量の算出に含まない。また、実際の年間伐採量が年間割当量に満たない場合は、県級林業当局の承認と国家林業局の書面認定を条件として、余剰分を次年度に持ち越すことが可能である。

また、多くの省は、農家が家屋や農地周縁部で自家消費用に伐採する際に、伐採許可の取得義務を免除している。ただし、森林保護に重点を置く一部の省では、村民委員会による信任状や、更にはその信任状に加えて伐採許可の取得を要求する場合がある。

伐採許可証の有効期間は、通常 3 ヶ月から半年までであるため、それよりも長期にわたる同一の伐区での伐採施業の場合には、複数回許可証を取得する必要がある。ただし、伐採量が大きいと、有効期間も長く設定して発行される。

表 4.4.5 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
森林伐採許可証 (原語：林木采伐许可证)	記載内容を後述の各種書類と照合確認

<sup>17</sup> 森林采伐更新管理办法 ([http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content\\_1860813.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1860813.htm))

**Forest harvesting permit**  
**林木采伐许可证**

编号: 34060301151207001

<b>Holder of permit</b>		采字[20 15] 1207第	
根据 采伐申请 填报的伐区调查设计(申请), 经审核, 批准在		<b>Location</b>	
场(乡镇) / 林班(村) / 作业区(组) / 小班(地块)采伐。			
采伐四至: 东 相阳炮 南 一册地 西 石堡 北 祝庄生产路。			
GPS 定位: 11111111		<b>Species</b>	
林分起源: 人工 林种: 一般用材林 树种: 意杨			
权 属: 集体 林权证号(证明): /			
采伐类型: 主伐 采伐方式: 皆伐 采伐强度: 20%			
采伐面积: 3.93 公顷(株数: 2100)		<b>Harvest volume</b>	
采伐蓄积: Time of harvesting (出材量) 356.8 立方米			
采伐期限: 2015 年 12月 0日至 2015 年 1月 31日			
更新期限: 2016 年 03月 1日			
更新面积: 3.93 公顷(株数: 2100 株)			
<input type="checkbox"/> 占限额 <input type="checkbox"/> 不占限额			
备注: 占限额 意杨,采伐2100株,商品材蓄积548.90立方米,商品出材356.80立方米			
<b>Seal of issuing authority</b>			
			
发证机关(章)		领证人:	
<b>Issuing time</b>		发证日期: 2015 年 月 日	

注: 1. 此证一式二联, 第一联为存根, 第二联为采伐凭证。  
2. 超过规定采伐期限, 此证无效。  
3. 采伐凭证联章印省级以上林业主管部门采伐许可证管理专用章。  
4. 非国有林木采伐不填写GPS定位。

第一联 存根

枠内の別枠により囲んだ箇所は、上から順に、許可証保持者の名称、伐採場所、樹種、許可伐採量、伐採期間、発行当局の印章、発行年月日

主な確認点:

- ・ 伐採期間は、運輸許可証に記載の運輸日よりも前か
- ・ 妥当性のある当局による印章があるか (その真贋確認は記載当局に直接問い合わせが必要)
- ・ 許可対象となる面積と森林の種類は記載されているか
- ・ 許可証保持者の名称は、発票における販売者の名称と一致しているか
- ・ 伐採量は、発票、運輸許可証、および植物検疫証明書に記載の量以上か
- ・ 樹種は、発票、運輸許可証、および植物検疫証明書に記載のものと同じ一致しているか
- ・ 伐採場所は、運輸許可証に記載の始点と同一または近隣か

図 4.4.4 伐採許可証のイメージ

## (2) 納税と使用料支払

### ①ロイヤルティの支払と伐採手数料

伐採に係るロイヤルティは、事業者の経済的かつ事務的な負担を取り払い、植林を奨励するため徴収しておらず、現在は更新費及び植物検疫費の2種類の関連費用を徴収しているのみである。

このうち、更新費は、木材や竹、その他林産物の素材購入者が支払い、各級担当林業局が徴収して、伐採地の復元・維持に使用される。更新費の支払は、伐採許可証の発行条件となっていることから、原則として伐採許可証により更新費の支払を確認することが可能である。

また植物検疫費は、同素材購入者が支払い、検疫事務所が徴収して、検疫や種子・苗木の防疫管理に使用される<sup>18</sup>。これも同様に後述の植物検疫証明書の発行に必要なことから、原則として植物検疫証明書により植物検疫費の支払を確認できる。なお、中小規模事業者は植物検疫費の支払が免除されている<sup>19</sup>。

表 4.4.6 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
更新費の領収書 (または森林伐採許可証)	森林伐採許可証の発行条件
植物検疫費の領収書 (または植物検疫証明書)	植物検疫証明書の発行条件 中小規模事業者は支払義務が免除

### ②付加価値税とその他売上・販売税

産業振興策として数々の免税措置を施したことで、現在、生産・販売事業者は付加価値税(原語: 増値税)<sup>20</sup>、都市維持建設税、所得税(後述)の3種類のみの納税義務を有している。このうち、都市維持建設税は付加価値税に付随して徴収するものである。

また付加価値税については、丸太に原則13%を課税するが、小規模事業者の場合は4%に減免している。林地残材や残渣物を使用して製造する者、自ら生産・製造した商品を販売する森林経営者、および法人化せず所有する立木を販売する個人を免税対象者として指定している<sup>21</sup>。

納税するに当たっては、前述のとおり、事業者は全て商業登記証の発行から30日以内に、税関総局の県級以上の所轄事務所より、税務登記証を取得する必要がある<sup>22</sup>。

付加価値税の納税証明については、納税額の表記を含むインボイス、つまり送り状がその役割を果たす。

中国においては、日本のように事業者が独自の自由な形式で請求書・領収書を発行す

<sup>18</sup> 植物検疫条例实施细则(林业部分)(<http://www.forestry.gov.cn/main/3951/content-204766.html>)

<sup>19</sup> 关于取消、停征和免征一批行政事业性收费的通知

([http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201412/t20141229\\_1173518.html](http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201412/t20141229_1173518.html))

<sup>20</sup> 中华人民共和国增值税暂行条例([http://www.gov.cn/zxft/ft162/content\\_1171395.htm](http://www.gov.cn/zxft/ft162/content_1171395.htm))

<sup>21</sup> 财政部国家税务总局关于以三剩物和次小薪材为原料生产加工的综合利用产品增值税即征即退政策的通知

([http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengwengao/caizhengbuwengao2006/caizhengbu20069/200805/t20080519\\_24448.html](http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengwengao/caizhengbuwengao2006/caizhengbu20069/200805/t20080519_24448.html))

<sup>22</sup> 中华人民共和国税收征收管理法([http://www.gov.cn/banshi/2005-08/31/content\\_146791.htm](http://www.gov.cn/banshi/2005-08/31/content_146791.htm))

ることができず、税務局より購入する法定の送り状（以下：発票）を使用する必要がある<sup>23</sup>。

売買取引において、売り手は税務局から発票用紙を購入し、金額や取引先等の情報を印刷したものを買い手に提出する必要がある。

反対に、買い手は税務申告して経費認定を受けるため、発票を提出する必要があることから、売り手に発票を要求する動機を有している。

偽造及び脱税対策として、税務局は発票を連番登録管理しており、税務申告の際に提出されなかったものについては確認等を義務付けていることから、売り手には正確な売上報告が求められる。

もう一方で、売り手はその営業許可範囲により発票に記載が可能な内容が定められていることから、買い手は税務申告で必ず受理されるよう、記載内容の整合性を確認する動機を有している。発票の基本情報は、税務局が管理するオンラインシステムにより公表され、広く一般によりその真贋または整合性の確認が可能となっている。

表 4.4.7 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
付加価値税（増値税）送り状 （原語：発票）	売り手より入手

<sup>23</sup> 中华人民共和国发票管理办法 (<http://www.chinanews.com/fz/2010/12-27/2748437.shtml>)





別枠により囲んだ箇所の英訳は、上から順に、発行年月日、売り手の名称、住所・電話番号、製品名、数量単位、数量、買い手の名称、住所・電話番号

主な確認点：

- ・ 発行年月日は記載されているか、そして妥当か（特に伐採許可証に記載の日付より後か）
- ・ 量・数量は、運輸許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 製品名は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 売り手および買い手の名称は、運輸許可証に記載のものと一致しているか

図 4.4.5 発票のイメージ

### ③収入及び利益税

原則として、事業体には 25%の所得税の支払を義務付けており、零細または小規模事業体は例外的に 20%に減免している<sup>24</sup>。

しかし、財政部および国家税務局の通達<sup>25</sup>により、森林管理、苗木の生産、及び一次加工に従事する事業体、並びに、小径木、林地残材、工場の木材残渣を使用して、木質パネル、木材チップ、木質飼料、木炭、小片（パーティクル）等を製造する二次加工事業体については、所得税を免税している。また、国境地帯に位置する国有林場についても所得税を免税している。

したがって、素材生産および一次加工事業体には、所得税を納税する義務が実質的にない。

ただし、同一事業体内で上記業態に加えてその他の事業を実施する場合は、免税対象となるために会計を分離する必要がある。

<sup>24</sup> 中华人民共和国税收征收管理法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=206072&lib=law>) 及び中华人民共和国企业所得税法 (<https://wenku.baidu.com/view/aabaf2718e9951e79b8927d4.html>)

<sup>25</sup> 财政部・国家税务总局关于林业税收政策问题的通知 (<https://wenku.baidu.com/view/4ac4c5b4960590c69ec376f7.html>)

### (3) 伐採施業

#### ① 林業（木材伐採）規則

前述のとおり、伐採施業には伐採許可を取得する必要があるが、申請の際に伐採施業計画を作成・提出しなければならない。

この伐採施業計画は、森林伐採作業規程<sup>26</sup>に則り作成する必要がある。

具体的には、伐区の境界と面積を確定するとともに、伐区の立木密度、蓄積量、樹種構成、林齢構成等を調査して、伐採量と伐採施業方法を選択、最後に管轄林業当局による承認を得る<sup>27</sup>。

伐採施業計画と伐採許可証は、施業現場で常に利用可能でなければならず、その記載内容に厳格に基づいて実際に施業しなければならない。実際の施業における伐区の範囲や伐採量は、計画段階で定められた誤差範囲を超えてはならないことになっている<sup>28</sup>。

施業時は、特に若齢の残存木の保護や、造材等により発生した枝葉末節等を林地に極力残さないことなどが、更新促進を目的として義務付けられている。

施業後は、伐採許可を発行した当局が現場検査を実施して、合格した場合に更新検収合格証を発行する。なお、村民委員会と個人の農家については、自己検査の結果を県または省級当局がサンプリング調査することにより簡易化を図っている。

表 4.4.8 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
伐採施業記録	伐採許可証と伐採施業計画の内容と照合
更新検収合格証	村民委員会と個人農家は発行対象外

#### ② 保護地域及び樹種

前述のとおり、保護地区に属する森林または保護樹種を含む森林は、基本的に生態公益林という大枠のもと、保安林または特殊用途林に指定されている。その指定基準<sup>29</sup>や管理方法<sup>30</sup>の詳細を定め、伐採は森林管理や更新促進を目的としたものに限定しており、林業当局による幾重もの審査を経て承認される必要がある。

また、自然保護区条例<sup>31</sup>に則り、環境保護部や国家林業局などの行政機関が自然保護区の制度を確立して管理しており、自然保護区の運営との整合性のある経済技術政策の展開を国家に義務付けている。

自然保護区においては、最低位の保護レベル地帯を除き、伐採、狩猟、放牧、漁労、開墾、採鉱、採石を禁止している<sup>32</sup>。最重要地帯と緩衝地帯においては、観光やいかなる

<sup>26</sup> 中华人民共和国行业标准森林采伐作业规程

(<http://ylj.nanjing.gov.cn/jsbz/201606/P020160627845973156310.pdf>)

<sup>27</sup> 国家林业局关于完善人工商品林采伐管理的意见

([http://www.forestry.gov.cn/portal/main/govfile/13/govfile\\_1130.html](http://www.forestry.gov.cn/portal/main/govfile/13/govfile_1130.html))

<sup>28</sup> 最高人民法院关于审理破坏森林资源刑事案件具体应用法律若干问题的解释

(<http://www.forestry.gov.cn/portal/zfs/s/809/content-105803.html>)

<sup>29</sup> 国家级公益林区划界定办法 (<http://www.forestry.gov.cn/portal/xby/s/1277/content-126974.html>)

<sup>30</sup> 生态公益林建设技术规程 (<https://wenku.baidu.com/view/198bbc32f11f18583d05a32.html>)

<sup>31</sup> 中华人民共和国自然保护区条例 ([http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-09/27/content\\_70636.htm](http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-09/27/content_70636.htm))

<sup>32</sup> 国家级自然保护区监督检查办法 ([http://www.fdi.gov.cn/1800000121\\_23\\_61805\\_0\\_7.html](http://www.fdi.gov.cn/1800000121_23_61805_0_7.html))



生産活動も禁止している。最重要地帯に至っては、立入自体を禁止しており、科学調査を目的として立入を希望する場合は、事前に省級当局に活動計画を提出して立入許可を取得する必要がある。

このような森林・土地利用区分のもと、野生植物保護条例<sup>33</sup>は、保護当局による全国または地域レベルで絶滅が危惧されている植物種の保護対策の実施を定めている。それら植物種の発生地帯は自然保護区に設定し、必要に応じて繁殖基地や生殖細胞バンクの設立運営等も実施することとしている。

国務院は全国区の絶滅危惧種のリストを、省行政局は地域区の絶滅危惧種のリストをそれぞれ承認・公開している。それらの学術目的の採集や人工的な栽培のためには、いずれも県級林業当局の承認のもと、全国区の絶滅危惧種は国家級林業当局より、地域区の絶滅危惧種は省級林業当局よりそれぞれ許可を受ける必要がある。

表 4.4.9 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
森林伐採許可証	伐採許可を得た樹種、伐区の位置、伐採禁止区域等の情報を含む
希少種・絶滅危惧種リスト	全国区及び地域区の両方が存在する
生態公益林分布図	地域の林業局または国有林場より入手可

### ③環境配慮事項

森林伐採作業規程<sup>34</sup>により、林業機械の使用・保管や廃棄物・排水の処理等の基本的な衛生管理から、河岸施業における緩衝帯の設置といった具体的な施業方法まで、基調となる様々な環境配慮事項を規定している。

また、国家林業局の意見<sup>35</sup>等により、商品林のうち傾斜が15度以上の伐区での伐採については、5ha以上の皆伐施業を禁止したり、5度以上の林地での植栽や若齢林の間伐については、土壌流出や水質汚染の予防策を求めたりして、土壌・水系の詳細な保護方策を追加的に指定している。

特に土壌流出や水質汚染のリスクが高い生態的に脆弱な地域については、水土保持法<sup>36</sup>が植生保護を求めており、皆伐を全面的に禁止している。保水林や防風林等の保安林については、間伐または更新促進伐採のみ許可している。

森林火災の予防については、国務院による森林防火条例<sup>37</sup>により、県級以上の行政当局が火災予防重点地区をゾーニングして、定期的な火災発生因子の点検や予防策を講じることが義務付けている。予防策の一つとして、因子点検の結果に基づいて森林火災の特別予防期間を設定して、期間中は当局による許可無しに林内に立ち入ることを禁ずる

<sup>33</sup> 中华人民共和国野生植物保护条例 (<http://www.forestry.gov.cn/portal/jsxh/s/3477/content-537529.html>)

<sup>34</sup> 中华人民共和国行业标准森林采伐作业规程 (<http://ylj.nanjing.gov.cn/jsbz/201606/P020160627845973156310.pdf>)

<sup>35</sup> 国家林业局关于完善人工商品林采伐管理的意见 ([http://www.forestry.gov.cn/portal/main/govfile/13/govfile\\_1130.html](http://www.forestry.gov.cn/portal/main/govfile/13/govfile_1130.html))

<sup>36</sup> 中华人民共和国水土保持法 ([http://www.gov.cn/flfg/2010-12/25/content\\_1773571.htm](http://www.gov.cn/flfg/2010-12/25/content_1773571.htm))

<sup>37</sup> 中华人民共和国国务院令森林防火条例 ([http://www.gov.cn/flfg/2008-12/05/content\\_1171407.htm](http://www.gov.cn/flfg/2008-12/05/content_1171407.htm))

ことがある。

森林法と森林病虫害防治条例<sup>38</sup>は、森林病虫害の予防原則を森林施業計画に適用することを要求しており、また発生した場合は、その重大性に基づき各級の林業当局に報告することを義務付けている。

環境影響評価法<sup>39</sup>は、行政機関による土地利用や建築・インフラ整備事業について、事業計画の提出に先立ち環境アセスメントの実施を義務付けており、森林の土地利用も対象としている。

なお、2012年11月に開催された中国共産党第18回全国代表大会において、国家全体計画の5本柱に、「経済建設、政治建設、文化建設、社会建設、生態文明建設」を据えて、環境保護関連事業に注力していくことを明示しており、政策施行や監査体制の強化を図っていくとしている。

表 4.4.10 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
森林管理計画	第1類事業体は林業当局の承認が必要
木材生産計画	事業体を問わず林業当局の承認が必要

#### ④安全衛生

労働法により全ての雇用主体は、労働者の健康と安全を守り、職場における事故やあらゆる労働災害を防止することが求められている<sup>40</sup>。そのために必要とされる設備や装備が提供され、一定の危険を伴う労働を担う者には、定期的な健康診断や職業安全教育が施されなければならない。労働災害保険の支払も義務のひとつである。

また、労働組合は労働安全のための法律や規則作りに参加して、その履行の下にある労働者の権利保護に寄与することが求められている<sup>41</sup>。また同様に、労働災害の予防処置を監査する役割を担っており、その勧告を下に雇用主体は予防処置の改善を図らなければならない<sup>42</sup>。

労働当局もまた、労働災害の件数や死亡者数、職業病患者数等を記録・監理するとともに、労働災害保険の支払と適切な運用を監理して、適切な指導を実施することが義務付けられている。

また、女性労働者についても、特有の労働基準を設定して、一定強度のある労働を禁止あるいは抑止している<sup>43</sup>。特に授乳中の女性には、一定強度の労働や、授乳する上で不適當な労働、残業や夜勤を禁じている。

<sup>38</sup> 森林病虫害防治条例 ([http://www.gov.cn/flfg/2005-09/27/content\\_70642.htm](http://www.gov.cn/flfg/2005-09/27/content_70642.htm))

<sup>39</sup> 中华人民共和国环境影响评价法 (<http://www.china-eia.com/en/policiesregulations/lawsregulations/4659.htm>)

<sup>40</sup> 中华人民共和国劳动法 ([http://www.china.org.cn/living\\_in\\_china/abc/2009-07/15/content\\_18140508.htm](http://www.china.org.cn/living_in_china/abc/2009-07/15/content_18140508.htm))

<sup>41</sup> 中华人民共和国安全生产法 (<http://www.safehoo.com/Laws/Interpretation/201502/384140.shtml>)

<sup>42</sup> 中华人民共和国职业病防治法 (<http://www.lawinfochina.com/display.aspx?lib=law&id=9208&CGid>)

<sup>43</sup> 女职工劳动保护特别规定 (<http://www.66law.cn/tiaoli/465.aspx>)

昨今、中国政府は国際労働機関の北京事務所と協働して、労働安全と健康の状況改善に向けた様々な取組を実施しており、労働市場一般においては特に労働者の社会保障において改善が見られるとされる<sup>44</sup>。

表 4.4.11 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
労働災害保険証書	
労働災害記録	
安全教育の実施記録	
特殊作業操作証	チェーンソー作業等の危険作業従事者
外部委託契約書	外部委託や派遣労働者を使用する場合

Name of wounded		Time of accident		事故発生時間		事故类别	
受伤者姓名	性别	年龄	岗位工种	技术等级			
原健康状况	安全教育情况		伤害程度	伤害部位			
事情经过	事故报告人: 年 月 日						
事故主要原因	Reason of accident	Signature of responsible person 事故部门负责人签字: 年 月 日					
事故责任及处理意见	Signature of accident company Responsible person and time 单位负责人签字: 年 月 日		事故调查结论		调查组代表签字: 年 月 日		
安委会处理意见	年 月 日						

別枠により囲んだ箇所は、左上から順に、被災者の名称、災害発生時の年月日、災害の主な発生理由、労働災害管理部門の責任者の署名、雇用者・責任者の署名および署名年月日

主な確認点：

- ・被災者の名前は記載されているか
- ・災害発生時の年月日は記載されているか
- ・災害の主な発生理由は記載されているか
- ・労働災害管理部門の責任者の署名はあるか
- ・どのような救済措置がなされたか

図 4.4.6 労働災害記録のイメージ

<sup>44</sup> International Labor Organization. 2014. World Social Protection Report 2014-15: Building economic recovery, inclusive development and social justice. ([http://www.ilo.org/global/research/global-reports/world-social-security-report/2014/WCMS\\_245201/lang--en/index.htm](http://www.ilo.org/global/research/global-reports/world-social-security-report/2014/WCMS_245201/lang--en/index.htm))



別枠により囲んだ箇所は、上から順に、保持者の名称、特殊作業範囲、有効期限、技能再確認の年月、そして本人の証明写真が掲載される

主な確認点

- ・ 保持者の名前は記載されているか
- ・ 作業時有効か
- ・ 技能再確認の年月が記載されているか
- ・ 特殊作業範囲は記載されているか

図 4.4.7 特殊作業操作証

### ⑤合法的な雇用

労働法により、全労働者は、雇用の平等性、職業選択の自由、労働の対価、休暇や健康・安全、事前の専門的な職業訓練、社会保障や福利厚生を享受する権利を有しており、労働紛争の調停申請が可能である。また、その属する国籍や民族、性別や信条による雇用差別や、16歳未満の児童労働を禁じている。

林業事業者を含む法人としての雇用組織は、雇用関係を構築するに当たり、必ず労働契約を締結しなければならない、両者の権利と義務を明確にする必要がある<sup>45</sup>。契約書には、雇用期間、労働に係る要求事項の詳細、労働者の保護に係る保障事項、給与、労働規則、契約の解消条件、契約違反に係る責任事項等を記載しなければならない<sup>46</sup>。

原則として、労働時間は一日 8 時間および週 44 時間を超過してはならず、週 1 日の休暇と法定休日の休暇の取得が義務付けられている。雇用者が超過勤務を命令する場合は、労働組合および労働者との交渉に基づき、原則として 1 日 1 時間以内、または特別な事情がある場合に限り 3 時間を上限に可能となる。超過勤務を命令する場合には、通常勤務日については 150%以上、週毎の定期休日については 200%以上、不定期の法定休日については 300%以上を支給しなければならない。

最低賃金については、省級当局が定めた、国務院が公示している。

病欠、産休、退職、失業手当を含む、各種社会保障の提供も義務付けられ、政府の指導の下に更なる拡充が図られている。社会保険の費用の支払は、通常は労働者が賃金のうち 10%を差し引いて支払い、雇用主体は同賃金の 32%を別途追加で支払う。

労働者は、労働者を代表する労働組合により、その権利を保障するために、集団交渉活動を展開する自由がある<sup>47</sup>。また、雇用組織の経営管理に参画するとともに、雇用者の役員会議等において労働者の権利保護に係る交渉に臨むことが可能である。その結果の合意内容について、労働組合または労働者の代表者による署名により、集団単位で契約を締結することができる。必要であれば、労働者、雇用組織、労働組合の各代表により構成される労働紛争調停委員会を組織して調停申請を、それでも紛争解決ができない場合は、裁判所へ訴訟することが可能である。

国家安全生产监督管理局およびその地方当局は、各種関連法令の施行を監理する役割を有しており<sup>48</sup>、労働組合もまた、上記の労働者の権利の保護や、雇用主体による法令遵守を監理する役割を担っている。

---

<sup>45</sup> 中华人民共和国劳动合同法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=199310&lib=law>)

<sup>46</sup> 中华人民共和国劳动保护法 (<http://www.doc88.com/p-212659327962.html>)

<sup>47</sup> 中华人民共和国工会法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=37083&lib=law>)

<sup>48</sup> 中华人民共和国国务院令・劳动保障监察条例  
(<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=55940&lib=law>)



表 4.4.12 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
労働者および外部委託契約者名簿	
給与支払記録	
雇用契約書	雇用期間や国籍を問わず必要
労働者の社会保障カード（カード）	社会保障費等の保険代支払の証明
社会保障費等の保険代支払記録	

※労働者に係争の有無について聴取調査を実施することも有効

別枠により困んだ箇所は、左から順に、雇用主体の名称、労働者の名称、支払金額  
主な確認点：

- ・ 妥当かつ正確な支払日が記載されているか
- ・ 全ての労働者の名称が記載されているか
- ・ 支払金額は地域の最低賃金を下回っていないか

図 4.4.8 給与支払記録のイメージ





Name		ID Code	SI code	Time	Amount	
序号	员工姓名	性别	身份证号	社会保险证(卡)号	最近月份	最近月份缴费金额
01		男	510602200108	2200	7-8	1244.37
02		男	510602192501	2200	7-8	1244.37
03		男	513101193203	2200	7-8	1244.37
04		男	513101192912	2200	7-8	744.37
05		男	510602199912	2200	7-8	741.37
06		男	510181200001	2200	7-8	741.37
07		男	510181192412	2200	7-8	741.37
08		男	510181196504	2200	7-8	741.37
09		男	612301194002	2200	7-8	741.37
10		女	612301194405	2200	7-8	741.37
11		女	500383191506	2200	7-8	741.37
12		女	610301197004	2200	7-8	675.27
13		男	612301191503	2200	7-8	675.27
14		男	500383200001	2200	7-8	675.27
15		男	460201200206	2200	7-8	642.35
16		女	612421195401	2200	7-8	946.56
17		女	612421195101	2200	7-8	946.56

各列の項目は、左から順に、労働者の名称、性別、身分証明書番号、社会保障番号、支払月、金額  
 主な確認点（保険代支払記録が利用可能な場合）：

- ・ 全ての労働者の名称が支払記録に記載されているか
- ・ 全ての労働者の身分証明書の番号が支払記録に記載されているか
- ・ 全ての労働者の社会保障番号が支払記録に記載されているか
- ・ 支払の日付が毎月記録されているか

図 4.4.11 社会保障費等の保険代支払記録のイメージ

#### (4) 第三者の権利

##### ① 慣習的な権利

55 の認定少数民族が存在する中国にあって、特に民族自治区においては、森林境界や森林資源の使用権、そしてそれらに係る紛争の解決方法について、数々の不文律の慣習法が存在する。

一方で、不文律か否かを問わず、それらの慣習法についての取扱や民族間の調整、紛争解決の原則については、各種関連法案<sup>49</sup>が定めており、国务院下の国家民族事務委員

<sup>49</sup> 中华人民共和国村民委员会组织法

(<https://baike.baidu.com/item/%E4%B8%AD%E5%8D%8E%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%9B%BD%E6%9D%91%E6%B0%91%E5%A7%94%E5%91%98%E4%BC%9A%E7%BB%84%E7%BB%87%E6%B3%95>) 及び中华人民共和国国务院令・人民调解委员会组织条例

([http://www.china.com.cn/law/flfg/txt/2006-08/08/content\\_7060246.htm](http://www.china.com.cn/law/flfg/txt/2006-08/08/content_7060246.htm))

会が管轄している。

これによれば、紛争解決に当たり、原則として当該地の村民委員会が調停の執行を担当するとともに、調停妥結に至らない場合は、人民政府に更なる調停を申請するか、法廷における審議を申し立てることができる。

## ②FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）

本項に関連する法律は中国において存在せず、全ての森林の林地や林木の所有権および使用权は、厳格かつ明確に法律により規定され運用されている。

## ③先住民族の権利

国際労働機関による先住民族の定義に該当する先住民族は中国に存在せず、ILO 第 169 号「独立国における原住民及び種族民に関する条約」は未批准である。

なお、最大多数派の漢民族に加えて、55 の認定少数民族が存在しており、民族間の平等に基づく共存繁栄を図るため、中華人民共和国憲法下における民族区域単位の自治を法律<sup>50</sup>で保障している。

# (5) 貿易と輸送

## ①樹種、量、品質の分類

素材の運輸許可証には、運輸方法、路程、始点・終点といった基本情報と、樹種、質、量の詳細を記述する必要がある。これらの情報は、運輸中に検問所で確認され、齟齬がある場合には、罰金または貨物の没収処置が科される。

また、全ての物品の輸出入について、税関法は HS コードによる正確な分類を要求している。荷主または荷受人は、関税支払のためにも、正確な樹種や、規格、量の提示や、HS コードを記載した書類の提出が義務付けられており、必要に応じて物品の抜き打ち検査に応じなければならない。

特に、輸出入目録に記載された野生生物とその製品の輸出入に当たっては、税関申告をした上、輸出または輸入許可証、または種識別証を提出、それらに記載した樹種、量、港、輸送期限等に従い、輸出入を完了する必要がある<sup>51</sup>。

表 4.4.13 合法性確認に関連する書類例

名称
運輸許可証
輸出・輸入申告書
野生生物輸出入許可証

<sup>50</sup> 中华人民共和国民族区域自治法 ([http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-09/12/content\\_31168.htm](http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-09/12/content_31168.htm))

<sup>51</sup> 野生动植物进出口证书管理办法 ([http://www.law-lib.com/law/law\\_view.asp?id=445636](http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=445636))





別枠により囲んだ箇所の英訳は、左上から順に、題名、荷主、木材産地、有効期間、樹種、製品名、量（立米数）、発行当局の印章

主な確認点：

- ・発行の日付は、妥当かつ正確か（特に伐採の日付より後か）
- ・荷主の名称は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・量は、伐採許可証に記載の伐採許可量以下か
- ・樹種は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・運輸の始点は、伐採の場所と一致しているか
- ・運輸の終点は、買い手の供述内容と一致しているか

図 4.4.12 運輸許可証のイメージ

## ②貿易と輸送

森林法および実施条例によれば、同一林区内で丸太や挽材、木材チップ等の一次木材製品の取引や加工をする場合は、伐採許可証等の伐採に係る合法性を証明する書類を確認した上、県級以上の林業当局から木材経営加工許可証を取得する必要がある。

同一林区外に一次木材製品を運搬する場合は、運輸許可証と前述のとおり該当する際は植物検疫証明書を、その始点から終点まで携行することが必要となる。

運輸許可証の取得申請の際は、伐採許可証と植物検疫証明書<sup>52</sup>に加え、省級または地級当局が要求するその他の関連文書を提出する必要がある。林区毎に設定した県級以上の各級林業当局が受付・発行を担当する。

なお、運輸許可証の取得・携行義務の対象となる製品範囲について、森林の生態公益機能を重視する一部の省においては、単板、合板、芯板等の二次木材製品も対象とする一方で、森林の大半を植林が占め、木材産業の発展した一部の省においては、運輸許可証そのものを要求しない場合がある。

また、輸入した一次木材製品についても、運輸許可証は原則必要であるが、輸入港から加工工場に直接輸送する場合や、輸入した二次木材製品については、その限りではない。

木材や木材製品の輸入に当たって、荷受人は輸入相手先国の発行する植物検疫証明書を提出して、検疫申告をしなければならない<sup>53</sup>。

輸出においても同様に、荷主は地域当局の植物検疫証明書が必要である。

なお、前述のとおり、この運輸許可証は、運輸中に各地に設置された検問所において、携行および記述内容と貨物内容の一致が確認され、齟齬がある場合には、罰金または貨物の没収処置が科される。

しかし、この検査方法は、木材の合法性を必ずしも科学的に実証するものでないことを国家林業局は問題として認識<sup>54</sup>しており、運輸許可証の確認を確実かつ効率的・効果的に実施するため、オンラインの国家木材輸送管理システムを構築中であり、各種申請や運用方法に近く大きな変化が見込まれる。

表 4.4.14 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
運輸許可証	同一林区内輸送時、輸入港から工場直送時等を除く
植物検疫証明書	国内輸送用と輸出用のものは異なる
木材経営加工許可証	

<sup>52</sup> 植物検疫条例实施细则（林业部分）（<http://www.btly.gov.cn/web/show.asp?id=684>）

<sup>53</sup> 中华人民共和国进出境动植物检疫法实施条例  
（<http://en.ciqcid.com/Laws/Administrative/zjzcfg/45951.htm>）

<sup>54</sup> 国家林业局关于规范木材运输检查监督管理有关问题的通知  
（<http://www.forestry.gov.cn/portal/main/s/72/content-610448.html>）


**中华人民共和国出入境检验检疫**  
**ENTRY-EXIT INSPECTION AND QUARANTINE**  
**OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA**

**植物检疫证书**      编号 No. 147050021302084  
**PHYTOSANITARY CERTIFICATE**

发货人名称及地址 Name and Address of Consignor		收货人名称及地址 Name and Address of Consignee	
品名 Name of Produce	FRESH MANDARIN	植物学名 Botanical Name of Plants	***
报检数量 Quantity Declared	**78237 6218	标记及号码 Mark & No.	N/A
包装种类及数量 Number and Type of Packages	**BIBY BASKETS	产地 Place of Origin	CHINA
目的地 Port of Destination		运输工具 Means of Conveyance	BY SEA
检验日期 Date of Inspection	OCT 23, 2013		

兹证明上述植物、植物产品或其他检疫物已经按照规定程序进行检查和/或检验，被认为不带有输入国或地区规定的检疫性有害生物，并且基本不带有其他的有害生物，因而符合输入国或地区现行的植物检疫要求。  
 This is to certify that the plants, plant products or other regulated articles described above have been inspected and/or tested according to appropriate procedures and are considered to be free from quarantine pests specified by the importing country/region, and practically free from other injurious pests, and that they are considered to conform with the current phytosanitary requirements of the importing country/region.

**熏蒸和/或灭菌处理 DISINFESTATION AND/OR DISINFECTION TREATMENT**

日期 Date	***	药剂及浓度 Chemical and Concentration	***
处理方法 Treatment	***	持续时间及温度 Duration and Temperature	***

**附加声明 ADDITIONAL DECLARATION**  
 \*\*\*\*\*

签发地点 Place of Issue: SHENZHEN, CHINA      签发日期 Date of Issue: OCT 23, 2013  
 授权签字人 Authorized Officer: ZHANG FENG      签名 Signature: [Handwritten Signature]

主な確認点：

- ・ 申請人の名称は、営業許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 輸出時に有効か
- ・ 製品名と樹木種の学名は正確か

図 4.4.13 植物検疫証明書（輸出用）のイメージ

### ③外国間貿易と振替価格操作

外資系企業がその子会社に商品・サービスを提供する場合、提供する商品・サービスと料金体系を定義した契約締結が求められる<sup>55</sup>。その取引により発生する収入は、所得税および操業税の計算基準に含まれる。事業投資費用とその損失についても同様であり、子会社と分担することはできない。相対取引価格を原則とし、税務局は不当に低額な取引を発見した場合は、適切な徴税を目的として、取引価格を引き上げる権限を有する。

ただし、中国において、親会社と子会社の関係性や、その労働力や無形財の取引を監

<sup>55</sup> 国家税务总局关于外商投资性公司对其子公司提供服务有关税务处理问题的通知 ([http://www.law-lib.com/law/law\\_view.asp?id=42261](http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=42261))



督する厳格な行政体制は確立していない。

表 4.4.15 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
親会社・子会社間の協定書	商品・サービス内容と料金体系を定義したもの

#### ④税関規則

税関法によれば、輸入若しくは輸出に当たり、税関総局に登録した個人または法人の荷主や荷受人のみ、輸出入の税関申告を直接または委託業者による代理で提出することができる。

HS コードを付記するとともに、貨物を同定するための参考情報を提供することが求められるが、税関は内容に齟齬を発見した場合に記述を是正する<sup>56</sup>。

輸入、通過、または輸出する際には検疫が必須であり、合格した場合は検疫証明書が発行され、不合格の場合は受入拒否か廃棄が求められる<sup>57</sup>。輸出入用に検疫申請時には、検疫申請書、国内輸送用若しくは他国の植物検疫証明書、原産地証明書、送り状（インボイス）やその他の関連証明書類を提出する必要があるが、不備がある場合には貨物の返送または破棄が求められる。

ワシントン条約附属書 I<sup>58</sup>の記載種や未特定新種の輸出入を禁止しており、科学調査、繁殖や栽培、文化交流を目的とする場合や、その他附属書の記載種については、絶滅危惧野生動植物輸出入管理事務所の承諾を経て可能となる。

ワシントン条約の記載種を含む野生生物の輸出入に当たっては、野生生物輸出入許可制度が適用され、同管理事務所が全国統一様式で発行する輸出入許可証と種識別証の提出が求められる<sup>59</sup>。

なお、同一の事業者が素材を輸入して、そのまま加工輸出する場合は、輸入の際に免税措置がなされる。

表 4.4.16 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
対外貿易経営者届出登記表	代理申告委託業者を含む
植物検疫証明証	
種識別証	

<sup>56</sup> 中华人民共和国海关进出口货物商品归类管理规定  
(<http://shijiazhuang.customs.gov.cn/publish/portal171/tab2315/module61454/info124780.htm>)

<sup>57</sup> 中华人民共和国进出境动植物检疫法 ([http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/05/content\\_5004560.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/05/content_5004560.htm))

<sup>58</sup> Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora  
(<https://www.fws.gov/le/pdf/CITESTreaty.pdf>)

<sup>59</sup> 中华人民共和国濒危野生动植物进出口管理条例  
(<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=76514&lib=law&EncodingName=gb2312>) 及び野生动植物进出口证书管理办法 ([http://www.law-lib.com/law/law\\_view.asp?id=445636](http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=445636))

**Customs Declaration Registration Approval Certificate**  
**对外贸易经营者备案登记表**

备案登记表编号: 00841088      进出口企业代码: 1100100009512

经营者中文名称	Company name		
经营者英文名称	S		
组织机构代码	100009512	经营者类型 (由备案登记机关填写)	国有企业
住所			
经营场所(中文)			
经营场所(英文)			
联系电话	59518667	联系传真	59518636
邮政编码	100861	电子邮箱	zhul@csenc.com
工商登记注册日期	1999-9-22	工商登记注册号	Business registration code

依法办理工商登记的企业还须填写以下内容

企业法定代表人姓名	周文明	有效证件号	450403194408280919
注册资金	贰仟零肆拾玖万元	(折美元)	

依法办理工商登记的外国(地区)企业或个体工商户(独资经营者)还须填写以下内容

企业法定代表人/ 个体工商户负责人姓名	有效证件号		
企业资产/个人财产	(折美元)		

备注  
英文名称变更, 旧证号: 00621165

填表前请认真阅读背面的条款, 并由企业法定代表人或个体工商户负责人签字、盖章。



Seal of issuing authority

別枠により囲んだ箇所は、上から順に、題名、事業者の名称、社会信用番号、発行当局の印章  
主な確認点：

- ・事業者の名称は、営業許可証の記載のものと一致しているか
- ・社会信用番号は、営業許可証の記載のものと一致しているか
- ・その他の事業者情報は、営業許可証の記載のものと一致しているか

図 4.4.14 对外贸易经营者届出登記表のイメージ

### ⑤CITES (ワシントン条約)

森林法および野生植物保護条例により、希少または絶滅危惧種の野生生物の保護について定めており、ワシントン条約記載種についても適用している。

そのうち森林法は、県級以上の林業当局に、希少で保護価値の高い生物種を有する森林を含む様々な森林生態系において、自然保護区を設立するとともに、自然保護区外において発生する同様の生物種についても、保護対策を講じることを義務付けている。伐

採や採集には、県級林業当局の許可が必要である。

野生植物保護条例は、野生植物とその生息域の保護を定めており、いかなる個人や組織も、違法に採集や生息域の破壊をしてはならないとしている。

全国区の第一級指定種は取引を認めず、同第二級指定種は県級の野生生物保護当局による承認を経て、その監理の下で取引が認められる。

全国区の重要保護指定種やワシントン条約記載種の輸出については、県級野生生物保護当局による検査の後、国家当局に提出して承認を得て、その後にワシントン条約の管理当局である絶滅危惧野生動植物輸出入管理事務所への輸出許可証の取得申請が必要となる。申請情報は、環境保護部に共有される。

なお中国において、ワシントン条約附属書Ⅲの記載樹木種は生息しないが、特筆すべきものとして、付属書Ⅱの少なくとも以下の樹木種が自生している。

- ・ *Aquilaria: spp, grandiflora, sinensis, yunnanensis*
- ・ *Taxus: chinensis, cuspidate, fauna, sumatrana, wallichiana*

#### ⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

中国においては、中国向けに木材の輸入等を実施する事業者を対象とした、デュー・ディリジェンスまたはデュー・ケアに係る法的要求は存在しない。

ただし、実際に、欧米豪の各種木材規制に対応する必要がある欧米系木材取扱事業者の多くは、上述の各種法令が必ずしも TLAS のように合法性を保証しているわけでないことから、国産材・輸入材共に、自主的にサプライチェーンを遡上調査してリスク評価及び低減を図っている。その基本的な手法として、取得申請に多数の提出書類を要する主要な書類を中心に、それらに記載された識別番号から紐付けされた事業者を特定して、サプライチェーンを辿りながら関連書類を要求していくことが一般的である。その上で、信憑性に何らかの不安がある場合に、それを補完するため、その他の関連書類を要求することがある。その過程で、事業者や場所・日付等に整合性のある連鎖が存在することを確認するとともに、一貫して同一の樹種であり、伐採許可量より少ないはずの伐採量が、産業工程の川下になるほど、立米数や個数において、目減りしていくことを確認する。その際に、省又は県別のリスク評価を実施しておいて、高リスク地域とされた箇所を重点的に調査することで、合法性確認の効率化を図っている。

また、森林認証材を利用することで、情報収集の一助としている。同時に、合法性を内包する持続可能性を担保する、包括的な森林管理または供給連鎖管理の基準として、第三者性を取り入れながら様々なリスクを低減することに、補完的に利用している。他にも、サプライヤーにもデュー・ディリジェンスを要求することで、合法性確認のための負担を分担することも一般的となっている。詳細については、本章冒頭に紹介した現地の木材取扱事業者によるサプライチェーン管理のケーススタディを参照されたい。

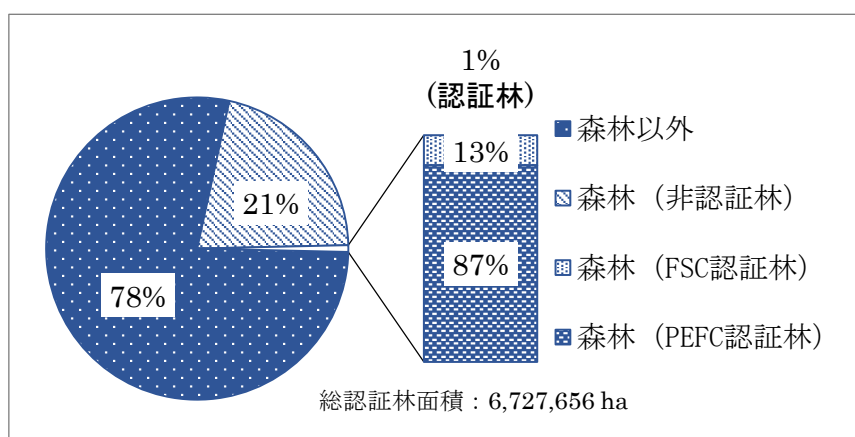
### 4.4.3 森林認証制度

#### 1) FM 認証及び国産認証材の普及概況

FM 認証については、取得面積が拡がりつつあるものの限定的で、認証林の所有形態としては、主に国有林が大多数を占める。

地域分布として、特に東北森林区の国有林経営部門の天然林や人工林、東南沿海地方の国有林場や企業所有のプランテーションなどを主体に、中国全土の主な森林地帯に分布する。

しかし、これらの天然林における伐採を原則的に禁止しているため、認証材の国内生産量は非常に限定的である。そのほとんどは、CoC 認証を取得した欧米系の家具メーカーや外資系製紙会社が、輸出向けに購入している。結果として、利用可能な国産認証材の量は極めて少ない。



※国土面積及び森林面積は2014年推定値、FSCは2017年2月時点、PEFCは2016年12月時点。  
※FSC及びPEFCの認証面積は重複する場合がある。CFCSの認証面積は公表されていない。  
※香港、マカオ、台湾は除外する。

図 4.4.15 中国の国土に占める森林と認証林の割合

各種森林認証制度の歴史的経緯としては、FSC および PEFC が、最初に国有林を中心として普及していた。

一方で、2001年より国家認証監督委員会の指導の下、国家林業局は独自の森林認証制度である Chinese Forest Certification Scheme (CFCS) の設立を推進した。

2003年に、認証機関の活動を許可制とする認証許可条例を制定したことで、事実上はCFCSを中国国内における認証活動を法的に保障した唯一の認証制度とした。

これを受けて、しばらくの間は、FSC および PEFC の認証活動を事実上黙認していたものの、2010年になり活動停止を命令した。

しかし、2014年に PEFC と相互承認をしたことで、間接的に認証活動を保障された PEFC の認証面積が、企業植林を中心に急激に増加した一方で、それまで多数派であった FSC の認証面積が急速に減少した。

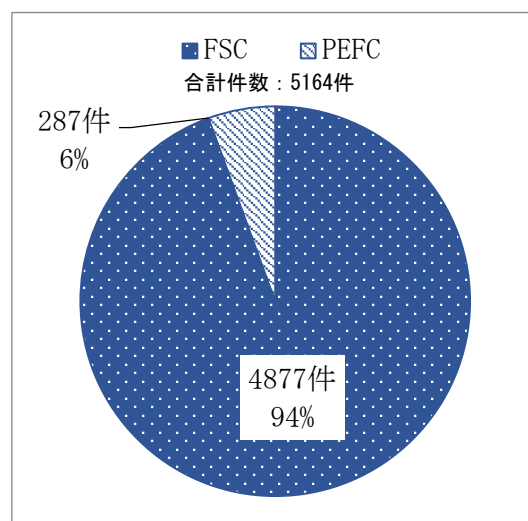
なお、2017年末現在では、FSC も認証活動が法的に保障されている。

## 2) CoC 認証の普及概況

欧米豪の違法伐採材の輸入規制を契機に、それら各国の輸入事業者を中心として、情報の収集やリスク評価の補助ツール、またはリスク低減を効率的に実施するための外部委託や第三者性確保のツールとして、CoC 認証を利用するケースが爆発的に増加している。

各種森林認証制度の普及概況としては、FM 認証とは対照をなして、FSC の取得件数が圧倒的に大多数を占めており、PEFC および CFCS は未だ限定的である。

下表に含まれていないが、中国本土以外に、特に香港を拠点とする歴史ある英国系の大財閥や、その他の外資系企業、紙印刷需要のある金融セクター等により、CoC 認証が取得されている。



※FSC は 2017 年 2 月時点、PEFC は 2016 年 12 月時点  
※CFCS の認証件数は公表されていない  
※香港、マカオ、台湾は除外する

図 4.4.16 中国における CoC 認証の取得状況

### 4.4.4 その他の関連情報

#### 1) 中国木材合法性確認システム (CTLVS)

中国政府は林業・木材業界と共同で、自主的な参加を前提とした CTLVS を開発中であり、政策、ガイドライン等のツールや基準の開発、推進グループの設立が進行している<sup>60</sup>。

主に国家林業局が、CTLVS により、事業者のガバナンスを段階的に強化すると同時に、将来的に施行予定の輸入材の取扱を中心とした法的要求事項を、結果として事業者が遵守し易くなるための予備体制作りを目指している。

中国国内のみならず、他国の合法性や透明性の要求を満たすことで、国際的な市場地

<sup>60</sup> EU FLEGT Facility. 2017. Briefing: Introduction to China's Timber Legality Verification System. (<http://www.euflegt.efi.int/es/publications/introduction-to-china-s-timber-legality-verification-system>)

位を確立することを目的の一つとしている。

日英国際森林投資・貿易連携（InFIT）と中国林科院による支援により、中国林産工業協会（CNFPIA）が2017年9月に、CTLVSの基本指針となる「中国木材合法性認定基準」を策定・公表した。これは森林管理と流通連鎖管理における要求事項を定義したものであり、国産材だけでなく輸入材も対象としている。基準を満たした認定事業者に、その取扱商品に認定ラベルを添付することを許可するものである。

自主参加を原則とした制度ではあるが、国家林業局はその取得を主要業界団体に奨励する政策を将来的に展開する予定である。中国の木材および木材製品の輸出入事業者のうち8割程度が、奨励対象予定のCNFPIAと中国木材・木材製品流通協会（CTWPDA）の両組織に属することから、基準が適切に運用され普及した場合は、世界の木材市場に多大な影響を及ぼし得る。

また同時に、InFITの支援の下、国家林業局は木材取扱事業者の合法性確認に係るツールキットを開発して能力開発に取り組んでいる。具体的には、デュー・ディリジェンス・システムや調達基準の構築、サプライチェーンマップの作成、リスク評価や管理といった各種方策のための手引き、テンプレート、ツールである。

このツールを普及するため、中国林科院は、国家林業局林産品国際貿易研究センター（CINFT）の管理下に、中国責任林産品貿易投資連盟（RFA）を設立した。

RFAは会員企業に、他国の木材規制への対応支援や、会員が独自設定した合法性基準やデュー・ディリジェンス・システムの試行テスト、そしてその運用訓練等を提供している。

また、中国から木材を輸入している諸外国の主要な事業者に、会員の能力開発のための支援を要請することで、売り手と買い手としての関係を構築しながら、合法性を担保したサプライチェーンを実践的に共同構築することを促進している。

これらの会員各自のデュー・ディリジェンス・システムを評価して等級付け、その会員情報をデータベース化して公開している。これにより、模範的な優良事例を広く紹介しながら、会員間の情報交換や交流を促進するなど、合法的な事業に取り組む企業間のネットワーキングを図っている。

現在、他国において林業・木材産業を展開して中国に輸出する中国系企業が急激に増加しているため、RFAは、これらの事業者も対象として、同様の取組を実施している。具体的には、他国における持続可能な育林、森林管理・利用、貿易・投資等についての各種ガイドラインを作成して提供している。活動する対象国ごとの関連法令や環境・社会配慮事項等を整理した国別手引書も発行しており、モザンビーク版が既に完成した。現在、ガボン、ガイアナ、ミャンマー版が開発中である。

## 2) 生産国・加工貿易国・消費国による合法性確認のための国際連携

2009年にEUと中国は、二国間調整メカニズム（Bilateral Coordination Mechanism）を開始した。

FLEGT-VPAに参加する東南アジアおよびアフリカ諸国等の生産国から中国



に輸入される木材や、更に加工されて EU 域内に輸出される木材の合法性証明の制度確立を目指して、EU と中国の主導の下に、生産国を含む 3 者間の情報交換や人材育成などを実施している。

表 4.4.17 二国間調整メカニズムの関連機関と主な活動

二国間調整メカニズム (Bilateral Coordination Mechanism)		
広域行政・国家	欧州連合	⇔ 中国
担当局	欧州委員会環境総局	⇔ 中国国家林業局
研究機関	欧州森林研究所 FLEGT 基金中国事務所	⇔ 中国林業科学院
主な活動： <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・研究機関間の連携による東南アジア・アフリカの生産輸出国の情報収集</li> <li>・研究機関の協働で関連情報発信サイト Common Information Window を公開</li> <li>・インドネシア・中国・欧州の三者間の情報交換・調査団派遣</li> <li>→FLEGT ライセンス材の中国木材合法性確認制度 (CTLVS) における利用検討</li> <li>・国際 NGO との連携でアフリカの VPA 参加国の各種利害関係者を中国に招聘</li> <li>・中国の対外投資家のために、合法性の責任ある投資活動のガイドライン作成</li> <li>・中国の政府役人を含む各種利害関係者の能力開発など</li> </ul>		

## 4.5 ペルー

### 4.5.1 木材等の生産及び流通の状況

#### 1) 森林管理及び木材生産・消費の現況

FAO (2015) によると、ペルーの森林面積は 7.4 千万 ha に及び、陸地面積の 57.8% を占める。その内、天然林、または天然更新により成立した森林が約 7.28 千万 ha を占め、中南米ではブラジルに次ぐ森林面積を有する。主要な森林タイプはアマゾン地域の湿潤熱帯林であるが、沿岸部、山間部及び内陸部には乾燥・半乾燥林も分布する (ITTO, 2011)。残りの 120 万 ha は、植林地であり、そのほとんどが、アマゾン地域の外側のアンデス地域に分布する。またペルー経済を支える鉱山はアンデス山脈の 2,000m~4,000m の地帯に分布しており、国土の南半分で特に鉱業が盛んである。

森林面積の約 82.5% が公有地であり、政府機関が永続的生産林 (Bosques de producción permanente: BPP スペイン語略称) や自然保護地域 (Áreas Naturales Protegidas: ANPs スペイン語略称) として管轄する。永続的生産林は森林面積の約 12%、自然保護地域やその他の保全地域内に分布する森林は 22% を占め (FSC Peru, 2017a)、先住民族や地域コミュニティが集団的に所有する森林は約 21% だと推定される (FAO, 2015)。一方で、陸地面積の約 27% が未区分であり (Comisión Multisectorial, 2015)、森林資源の持続的利用を妨げている。

Traffic (2014) の報告によると、ペルーには約 250 の製材所、14 の合板工場、6 のベニヤ工場、50 の梱包資材製造工場、600 以上の家具・ドア・窓枠製造工場、10,000 以上の木材加工小規模企業が存在する。木材製品の拠点として、プカルパ (ウカヤリ州)、イキトス (ロレート州)、プエルト・マルドナード (マドレ・デ・ディオス州) が挙げられる。

木炭・薪を除いた主要木材製品の生産量は丸太がもっとも多いが、その 99% 以上が国内で消費される (表 4.5.1)。輸出される木材製品で最も多いのが製材である。2014 年の製材の生産量は 69 万 m<sup>3</sup> であり、54% が海外に輸出された。

表 4.5.1 ペルーの木材製品別の生産・輸入・国内消費・輸出量 (2014 年)

木材製品	生産量 (1000m <sup>3</sup> )	輸入量 (1000m <sup>3</sup> )	国内消費量 (1000m <sup>3</sup> )	輸出量 (1000m <sup>3</sup> )
丸太	1,564	1	1,562	3
製材	690	122	437	374
ベニヤ	8	0	6	3
合板	88	49	116	20

出典: European Timber Trade Federation (2017)

天然林由来の木材はそのほとんどが海外への輸出用である。天然林由来の輸出用樹種として、Cumula (*Virola spp.*)、Tornillo (*Cederlinga catenaeformis*)、Lupuna (*Chorisia integrifolia*)、Cedro (*Cedrela odorata*)、Big-leaf Mahogany (*Swietenia macrophylla*)、Bolaina

(*Guazuma spp.*)、Capirona (*Calycophyllum spruceanum*) が挙げられる。OSINFOR (2016) の報告によると、2015年に調査した輸出木材の71%が Cumula (*Virola spp.*) であった。また主要な木材プランテーション用樹種として Queuña (*Polyepis spp.*)、Alder (*Alnus acuminata*)、Marupa (*Simarouba amara*)、Pashaco (*Parkia velutina*)、Southern Blue Gum (*Eucalyptus globulus*)、Pino (*Pine spp.*)、Bolaina (*Guazuma spp.*) が挙げられる。

## 2) 木材貿易の現況

ペルーは輸出促進のため米国や中国等、様々な国と自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) を締結した<sup>1</sup>。2011年～2015年の間の木材製品輸出は、年間平均で総輸出総額の0.7%であり、その割合は大きくない。ペルーの木材輸出は2008年にピーク (219百万米ドル) を示した。2015年にアメリカ向けの輸出木材の違法材が問題となり、輸出量は大きく減少し、2016年は129百万米ドルであった<sup>2</sup>。

米国への輸出が減少する一方で、中国への輸出は増加傾向にある。FSC (2017a) によると、木材輸出先は、中国 (37%)、メキシコ (20%)、米国 (17%)、ドミニカ共和国 (6%) の順である。米国へは高級製材、中国へは床材が主に輸出され、メキシコへはベニヤが輸出される (EIA, 2012)。

ペルーでは、1972年から天然林由来の丸太の輸出は禁止されており、輸出木材製品で最も重要なのが熱帯林から生産される製材である。一方で、木材を家具等に加工して付加価値をつけ輸出する能力は非常に限られる (Oliver, 2013)。

表 4.5.2 木材製品ごと輸出額・量 (2015年)

木材製品	輸出額 (米ドル)	輸出量 (kg)	輸出量 (m <sup>3</sup> )
製材	48.447.631,96	55.082.630,39	78.712,63
針葉樹	40.802,00	59.430,00	108,05
その他樹種	48.406.829,96	55.023.200,39	78.604,57
パーティクル・ボード、配向性 ストランドボード	1.241.552,18	1.514.784,26	2.285,86
パーケット、モールディング用 木材	70.837.768,70	65.328.781,18	87.105,84
針葉樹	1.044,86	1.652,64	3
その他樹種	70.836.723,84	65.327.128,54	87.102,84
ベニヤ材	10.753.335,18	8.129.781,70	12.507,36
木材家具	6.042.369,04	832.719,24	1.189,60
加工木材	6.568.280,38	2.944.550,88	4.206,50
木材シート	2.150.025,12	1.178.307,62	1.571,08
圧縮材	4.591.824,41	2.656.789,98	3.795,41
木炭	47.607,06	55.227,89	110,46
薪等	3.395,70	497,37	0,99

<sup>1</sup> 2017年11月時点において、ペルーは米国、カナダ、チリ、欧州連合 (EU)、中国、ホンジュラス、日本、メキシコ、パナマ、シンガポール、大韓民国、タイと自由貿易協定を提携している。

<sup>2</sup> 聞き取り調査：ADEX (2017年8月18日)

木材製品	輸出額（米ドル）	輸出量（kg）	輸出量（m <sup>3</sup> ）
丸太	13.310,30	12.711,00	17,41
紙・カートンの廃棄物	393.060,83	2.056.520,63	-, -
紙・カートン	63.757.561,66	58.552.838,32	-, -

出典：SERFOR（2016）

## 4.5.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

### 1) 森林管理及び合法木材に関連する行政の体制

ペルーでは、州政府を含む複数の行政機関が森林管理と貿易に関連する（表 4.5.3）。

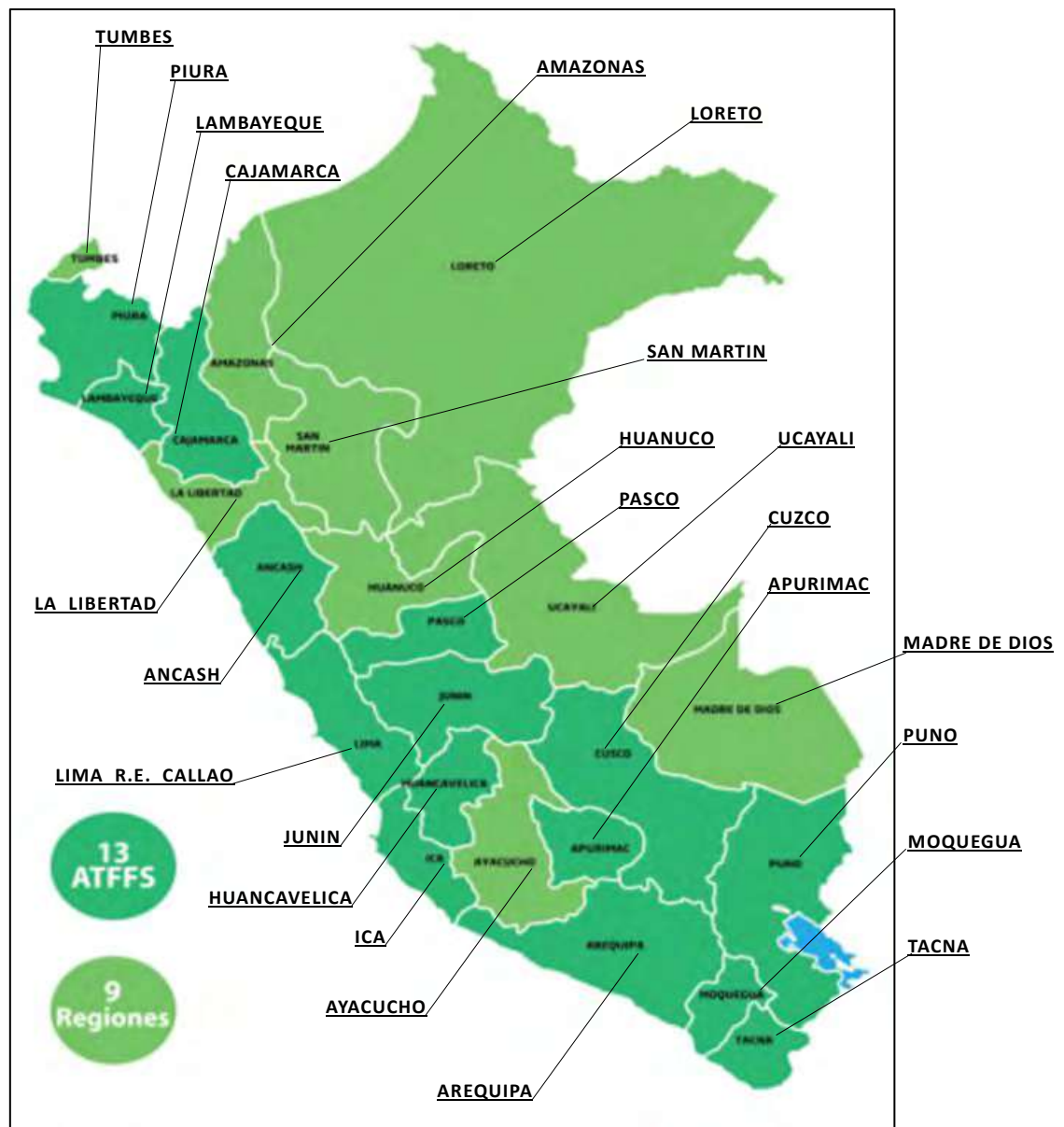
表 4.5.3 森林管理及び貿易に関連する行政機関と役割

組織名	スペイン語略称	役割
農業・灌漑省 (Ministerio de Agricultura y Riego)	MINAGRI	農業や森林、野生動物の管理と利用に関する行政を担当する省庁。
国家森林・野生動物局 (Servicio Nacional Forestal y de Fauna Silvestre)	SERFOR	森林と野生動物管理行政を担当する農業・灌漑省の機関。2014年に設立され、木材輸送に関する文書管理を含むサプライ・チェーンの監督を行う。ワシントン条約の管理当局
国立自然保護地域管理局 (Servicio Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado)	SERNANP	自然保護地域 (Áreas Naturales Protegidas: ANPs) を管轄する。環境省の外局
環境省 (Ministerio del Ambiente)		天然林の管理と保全行政を管轄し、気候変動政策や REDD+ を担当する。ワシントン条約の科学当局
貿易・観光省 (Ministerio de Comercio Exterior y Turismo)	MINCETUR	自由貿易協定 (FTA) ・経済連携協定 (EPA) の責任省庁。
森林・野生動物資源監査局 (Organismo de Supervisión de los Recursos Forestales)	OSINFOR	森林資源、野生動物、生態系サービスの持続的利用と保全について監査を行う独立機関。おもに現場(伐採地)での監督を行う。米国との貿易に関する2国間合意に基づき、2008年に閣僚評議会の機関として設立された。
環境検察局 (Fiscalía Especializada en materia ambiental) / 公共省 (Ministerio Público)		違法伐採問題を含む環境問題を専門に取り扱う検事局。2015年～2016年の間に、ウカヤリ州、ロレート州及びマドレ・デ・ディオス州の3州に地方事務所が設立された（今後、全国に展開される予定）。
税務局 (Superintendencia Nacional de Aduanas y de Administración Tributaria)	SUNAT	税関を管轄。木材・野生動物産物の輸出に関する監督・責任機関。
州政府 森林・野生動物局 (Autoridad Regional Forestal y de Fauna Silvestre) / 環境局 (Autoridad Regional Ambiental)	ARFFS/ ARAS	地方分権プロセスの一環として、農務省の機能の一部が州政府に移転され、州政府は、森林年間伐採に関する許可を発行する。

森林管理と合法木材に関連する行政機関として、政策を担当する SERFOR、定められた規則に基づきコンセッションや森林利用許可等の伐採許可を発行し、丸太や製材

の流通を確認する州政府の森林・野生動物局、そして森林管理の現場検証を実施する OSINFOR が挙げられる。

ただし、森林・野生動物局はすべての州政府に設立されたわけではない。ペルーでは、地方分権化の一環として、2006 年から中央政府の森林管轄権と機能の州政府への委譲が始まったが、2017 年 9 月時点では、ロレート州、ウカヤリ州、サン・マリティン州、マドレ・デ・ディオス州など 9 州で州森林・野生動物局が設立された。その他の 15 州では SERFOR の森林・野生動物技術局（Administraciones Técnicas Forestales y de Fauna Silvestre : ATFFS スペイン語略称）が州の森林行政を担当する（図 4.5.1）。



※薄緑の州が州森林・野生動物局の設立された州  
出典：SERFOR 提供資料

図 4.5.1 州政府森林・野生動物局（ARRAS）と SERFOR 森林・野生動物技術局（ATFFS）

## 2) 関連法令及び必要書類等

### (1) 合法的な伐採権

#### ① 土地所有権

木材を目的とした一次林 (Bosque natural primario) と二次林 (Bosque secundario) の伐採は、土地所有タイプに基づき、2011年に制定された森林・野生動物法 (Ley Forestal y de Fauna Silvestre Ley N° 29763) と関連規則<sup>3</sup>にて4つの様式が定められる(表 4.5.4)。

表 4.5.4 一次・二次林の伐採権の様式

伐採権	土地所有権と伐採様式
森林伐採コンセッション	<ul style="list-style-type: none"> <li>公有地における生産林 (一次・二次林) の伐採利用権。</li> <li>面積: 5,000~40,000ha</li> <li>州政府が公共入札を通じて発行する。コンセッション期間は40年間 (延長可能)</li> </ul>
先住民族・地域住民が集団的に所有する森林における伐採許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の所有権をもったコミュニティに対する伐採許可。州政府森林・野生動物局が発行する。</li> <li>管理計画と総会の議事録 (申請者の代表性とコミュニティの総意を証明する) が申請には必要。</li> <li>伐採業者がコミュニティと契約して伐採する場合がある。</li> <li>販売を目的としないコミュニティ内の消費には許可は必要ない。</li> </ul>
私有地の森林伐採許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>私有地における森林の伐採許可 (州政府森林・野生動物局が発行)。</li> <li>管理計画は、隣接する複数の私有地を含めてよい。</li> </ul>
ローカル・フォレスト管理契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>ローカル・フォレストは、地域住民が近隣の森林資源を利用できるように公有地に設定された森林。</li> <li>郡政府または森林利用者が郡政府を通じて州政府森林・野生動物局に申請する。</li> </ul>

表 4.5.4 に示すような、法的に森林資源へのアクセス権が与えられた個人・法人及び様式を “Título habilitante” と称する。

また、ペルーには約 600,000ha に及ぶ木材用プランテーションがあり、中南米で第3位の面積である (Traffic, 2014)。木材用プランテーション・コンセッションは、一次・二次林が存在しない公有地においてゾーニングに基づき、州政府森林・野生動物局がライセンスを発行する。コンセッション・ライセンスは40年間の期間であり、更新可能である。一方で、私有地、または地域コミュニティが所有する土地でプランテーションを造成するには許可は必要ない。

森林から農地への転換については、森林・野生動物法第38条で規定され、SERFORと該当する地方政府の承認によって可能とされる。私有地の森林を農地に転換する場合には、州政府森林・野生動物局の承認が必要となる。違法な土地利用転換による木材生産が指摘されるが<sup>4</sup>、その量等の詳細は明らかでない。

<sup>3</sup> 森林・野生動物法 (Ley Forestal y de Fauna Silvestre Ley N° 29763) <http://www.serfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/03/LFFS-Y-SUS-REGLAMENTOS.pdf>

<sup>4</sup> 聞き取り調査: Excelsa (2017年8月13日)



## ② コンセッション・ライセンス

コンセッション制度は、2000年6月に改正（2002年に法施行）された森林・野生動物法によって森林管理・利用モデルとして開始された（Ministry of Environment, 2014）。コンセッションには、伐採コンセッション、非木材林産物コンセッション、エコツーリズムと保全コンセッション、プランテーション・コンセッションがあり、州政府が発行する。木材コンセッションには、永続的生産林内における5,000haから40,000haの森林伐採権が与えられ、ライセンスの期間は40年間で、更新が可能である。

伐採コンセッションは、2012年の時点で588のライセンス（合計約740万ha）が発行された。

ペルーでは、伐採コンセッションのほか、先住民族やコミュニティが集団的に所有する森林が重要な木材生産の現場となっている。伐採コンセッションよりも総面積が大きいことから（表4.5.5）、木材供給源としてのポテンシャルは高いと考えられる。一方で、所有者である先住民族グループや地域コミュニティが利用権を行使し、便益を得るために必要な能力や資源の不足が指摘される。法制度や必要手続きを理解する他、森林を利用するための投資能力やインフラストラクチャー、人材が不可欠である。さらに、彼らが外部者と契約して森林管理計画策定や伐採を外注する、または木材輸送に中間業者を利用する場合には、公平な契約を結ぶための知識と交渉力が課題となっている<sup>5</sup>。

表 4.5.5 州毎の木材コンセッション面積と先住民族・地域コミュニティの所有する森林の面積（1,000 ha）

	ロレート州	サン・マルティン州	ウカヤリ州	マドレ・デ・ディオス州	その他州	合計
伐採コンセッション	2,765	554	2,557	1,275	329	7,480
集団的森林（先住民族、コミュニティ）	6,116	318	2,396	457	4,316	13,602

出典：FAO（2012）

## ② 森林管理・伐採計画

すべてのタイプのコンセッションと森林利用許可には、森林管理計画の提出が必要である。森林・野生動物法と森林管理規則によって、施業サイズに基づき策定の必要な管理計画が規定される。

- 森林管理基本計画（Plan General de Manejo Forestal：PGMF スペイン語略称）：対象地域すべてを含む長期的な森林管理計画。5000ha以上の面積に適用され、400haまたは500haの伐採区画（Parcelas de Corte）から構成される。森林コンセッションの場合、コンセッション・ライセンスの期間の全範囲の管理計画となる。SERRFORの承認を受けた森林技術者団体（Colegio ingeniero forestal）に登録された森林技師（Regente forestal）によって策定される。
- オペレーション計画（Plan Operativo：PO スペイン語略称）：1から2つの伐採区

<sup>5</sup> 聞き取り調査：Bozovich Peru（2017年8月8日）；WWF Peru（2017年8月17日）

画を対象とした短期的な（1年から3年間）森林管理計画。森林管理基本計画が承認された後に策定され、伐採許可の申請に必要な計画書。森林インベントリーに基づき、森林技師によって策定される。オペレーション計画には、伐採する樹木の情報（樹種名、胸高直径、位置情報）<sup>6</sup>が含まれる。

- 中規模森林管理計画(Plan de Manejo Forestal Intermedio):対象面積 5,000ha 以下、年間伐採量が 2,500m<sup>3</sup> 以下の森林施業に適応される管理計画。コンセッション・ライセンスの期間の全範囲の管理計画であり、オペレーション計画も含まれる。森林技師によって策定される。
- 管理ステートメント (Declaración de Manejo: DEMA) : 年間伐採量が 650m<sup>3</sup> 以下の小規模な森林施業に適応される管理計画。アグロフォレストリーシステムで木材を搬出する際にも適用される。策定には森林技師は必要ない。

私有地や集団的所有地の森林プランテーションの場合には、管理計画の提出や政府機関の承認は必要ない。一方で、公有地の森林プランテーションの場合には、そのサイズに応じて森林プランテーション管理計画、若しくは管理ステートメントの提出が求められる。

#### ④伐採許可

オペレーション計画または中規模森林管理計画や管理ステートメントそれぞれのガイドラインに基づき、州政府が伐採許可を発行する。伐採許可の判断は提出書類の審査だけであり、伐採予定地の事前検査は行われない。このため、実際には存在しない樹木がインベントリーに記載され、実際の伐採量よりも多い伐採量がオペレーション計画に記載されるなど虚偽情報が伐採計画に含まれるケースがあり、対象地域外部から伐採された違法木材が混入する余地が生まれる<sup>7</sup>。ただし、ワシントン条約 (CITES) 付属書で指定された樹種が森林伐採の対象である場合、SERFOR は州の森林・野生動物局と協力し、オペレーション計画を承認する前に、伐採予定地の検査を実施する。

森林・野生動物法と関連規則により、州政府は、森林管理計画等の承認日から 15 日以内に OSINFOR と SERFOR に報告し、文書を共有することが規定される。しかしながら、州政府による他の機関との情報共有、特に OSINFOR に対する報告と文書共有のタイミングには課題が残る<sup>8</sup>。その結果、SERFOR が森林施業の全体像を把握できない、また OSINFOR の現場検査が遅れるといった問題を引き起こす。

## (2) 納税と使用料支払

### ①ロイヤルティの支払と伐採手数料

森林・野生動物法の規則第 70.2 条により、伐採コンセッション及びその他の伐採許

<sup>6</sup> すべての森林管理計画が GPS を利用しているわけではなく、樹種の位置情報については、基準線から何メートルという表示をしているオペレーション計画もある。

<sup>7</sup> 聞き取り調査：EIA (2017 年 8 月 11 日)

<sup>8</sup> 聞き取り調査：OSINFOR (2017 年 8 月 17 日)

可の場合、年間支払い料は、伐採量と5つに分類された伐採樹種の経済的価値に基づいて計算される（表 4.5.6）。

表 4.5.6 樹種の経済的価値に基づく伐採手数料

カテゴリー		2011年における伐採手数料 (m <sup>3</sup> あたり)(米ドル換算)
A	高価値がある	17.86
B	価値がある	10.71
C	中レベル	1.43
D	経済的潜在性あり	0.71
E	その他	0.36

出展：FAO（2017）

先住民族や地域コミュニティによる内部利用を目的とした伐採には、伐採手数料は徴収されない。また、同規則第340と341条により、森林管理計画がFSC等の森林認証を受けている場合は、年間支払い料の25%が免除される。

森林行政機能が州政府に委譲されたロレート州、ウカヤリ州、サン・マルティン州、マドレ・デ・ディオス州等では州政府が手数料を徴収する。徴収された手数料は、伐採場所が位置する州及び郡政府、及び手数料を徴収する機関（州政府森林・野生動物局またはSERFOR）、OSINFORにそれぞれ50%、25%、25%分配される（FAO, 2017）。

## ②付加価値税とその他売上・販売税

丸太や製材など木材製品等が販売される際に18%の販売税（Impuesto General a las Ventas：IGV スペイン語略称）が課せられ、請求書に記載される。なお、アマゾン地域への投資を促進するために、ロレート州、ウカヤリ州、マドレ・デ・ディオス州等では販売税は課せられない。ただし税申告は行う必要がある。先住民族グループなど、税申告手続きを理解していない場合があり、罰則金を請求されるケースが報告される（NEPCon, 2017）。

## ③収入及び利益税

収入及び利益税に関する制度が遵守されているかどうかを監督するのはSUNATである。

収入税は、収入税法（Ley de Impuesto a la Renta）<sup>9</sup>によって規定され、コンセッション・ホルダーや先住民族グループに課せられる。なお、アマゾン地域への投資を促進するために、ロレート州、ウカヤリ州、マドレ・デ・ディオス州等では、一定の条件を満たす団体や個人には減税が適用される<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> 収入税法（Texto Único Ordenado de la Ley de Impuesto a la Renta）：  
<http://www.sunat.gob.pe/legislacion/renta/tuo.html>

<sup>10</sup> SUNAT：<http://www.sunat.gob.pe/legislacion/oficios/2000/oficios/o1142000.htm>

### (3) 伐採施業

#### ① 林業（木材伐採）規則

伐採施業については、森林管理計画ごとに SERFOR がガイドラインを策定しており、伐採施業等が規定される：

- 森林管理基本計画策定ガイドライン（Lineamientos de elaboración de Plan General de Manejo Forestal）  
<http://www.serfor.gob.pe/lineamientos/lineamientos-de-elaboracion-de-plan-general-de-manejo-forestal-y-plan-operativo-para-concesiones-forestales-con-fines-maderables>
- オペレーション計画策定ガイドライン（Lineamientos de elaboración de Plan General de Manejo Forestal y Plan Operativo para Concesiones Forestales con Fines Maderables）  
<https://www.serfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/07/RESOLUCI%c3%93N-DE-DIRECCI%c3%93N-EJECUTIVA-N%c2%ba-046-2016-SERFOR-DE.pdf>
- 中規模森林管理計画策定ガイドライン（Lineamientos para la elaboración de planes de manejo forestal intermedio para el aprovechamiento de productos diferentes a la madera）  
<https://www.serfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/04/RESOLUCI%c3%93N-DE-DIRECCI%c3%93N-EJECUTIVA-N%c2%ba-013-2016-SERFOR-DE.pdf>
- 管理ステートメン策定ガイドライン（Lineamientos para la elaboración de Declaraciones de Manejo en Contratos en Cesión en Uso Bosques Residuales o Remanentes）  
<http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/per152737.pdf>
- 森林プランテーション登録のためのガイドライン（Lineamientos para la Inscripción de las Plantaciones Forestales en el Registro de Plantaciones Forestales）  
<http://www.serfor.gob.pe/lineamientos/lineamientos-para-la-inscripcion-de-las-plantaciones-en-el-registro-nacional-de-plantaciones-forestales-y-sus-anexos>

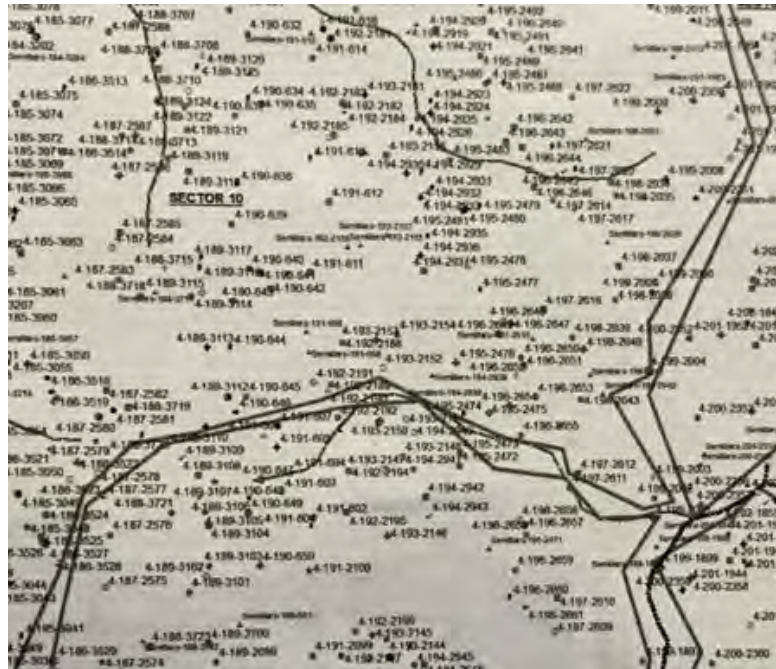
これらのガイドラインは、管理方法（伐採方法、伐採サイズ、更新方法、保全、林道）を決定するために検討すべき要因を示す。

伐採コンセッションにおける天然林伐採施業（択伐）のプロセスを以下に示す：

#### A. 森林管理基本計画とオペレーション計画

森林管理基本計画とオペレーション計画は、提出から 60 営業日以内に州政府がその承認（または不承認の）結果を知らせる。州政府から伐採許可を受けるためには、1 年から 3 年間の森林管理計画であるオペレーション計画を提出する必要がある。オペレーション計画には、伐採予定樹木の位置情報と個体番号が含まれる（写真 1）が、個体番号はオペレーション計画毎に付与されるため<sup>11</sup>、異なるオペレーション計画間で同じ番号の木が存在することになる。

<sup>11</sup> オペレーション計画における参照番号のつけ方：例 1-1-1：最初の 1 は伐採区画番号、2 番目の 1 は伐採区画を区切る線の番号、3 番目の 1 はその線における樹種番号を示す。



出典：IMAZA S.A (2017)

図 4.5.2 オペレーション計画における伐採予定樹木を示した地図  
(IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)

## B. 樹木の伐採

オペレーション計画で示された伐採予定樹木の位置を探索し、個体番号を記したタグをつける (図 4.5.3)。



図 4.5.3 伐採予定木 (IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)



伐倒したら根株にも個体番号を記したタグを打ち付け（写真3）、伐倒木の元口にペンキで個体番号を記載し（写真4）、根際直径と長さ（玉切りした際は末口までの長さ）を野帳に記載する。



図 4.5.4 伐採後に切り株に付けられた個体番号  
(IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)



図 4.5.5 ペンキで個体番号が記載された伐倒木の元口  
(IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)



また、森林管理規則第 202 条には、コンセッション所有者等の Título habilitante による森林管理が森林・野生動物法を遵守しているかどうかについて、OSINFOR によって 5 年ごとに監査を受けることが定められる。OSINFOR は、リマの本部の他、戦略的に主要な州に 7 つの地方事務所 (Oficina Desconcentrada)<sup>12</sup>を設置し、40 人が監督官として伐採現場に赴き検査を行う。現場ではオペレーション計画通りに樹木が伐採されたかを、伐採後に切り株に付けられた個体番号、樹種、サイズ等によって確認する。森林管理規定第 18 条により、OSINFOR は、以下の違法な活動に対して、罰則金を課し、また森林利用許可を停止する権限を持つ。

- 森林伐採について州政府森林・野生動物局に虚偽の情報を報告する。
- 許可されていない資源を搬出する。
- 許可されていない土地利用を実施する。
- 環境や生物多様性に深刻なダメージ、またはリスクを引き起こす。
- 伐採手数料を支払わない。
- 許可された以外の活動を実施、または管理計画に示された投資・努力を行わない。

OSINFOR による現場検査は、平均で年間約 600 回実施され、伐採された森林面積の約 30% をカバーすると推定される<sup>13</sup>。検査対象となる森林管理を選択する基準は、大統領決議 N° 028-2013- OSINFOR (Resolución Presidencial N° 028-2013-OSINFOR<sup>14</sup>と大統領決議 N° 028-2015-OSINFOR (Resolución Presidencial N° 028-2015-OSINFOR)<sup>15</sup>によって規定される。また SERFOR や SUNAT、環境検察局 (Fiscalia Especializada en Materia Ambiental)、ペルー国家警察、Título habilitante からの申請の他、苦情も考慮される。

一方で、OSINFOR が適切に森林伐採後の現場検査を行うためには、人材・予算・他政府機関との調整不足が課題として挙げられる<sup>16</sup>。承認された森林管理計画は 15 日以内に OSINFOR に報告・共有することが規定されるが、多くの場合、情報共有は遅れるか、行なわれない (OSINFOR, 2016)。その結果、OSINFOR が国レベルで森林管理・伐採の全体像を把握することが困難となっている。さらには、現場検査によって森林伐採の違法性が判明しても、すでに木材が海外に輸出されていた場合も報告される<sup>17</sup>。

OSINFOR は、森林伐採後の現場検査の結果を分析し、ウェブサイト“OSINFOR—SIGO” (<http://www.osinfor.gob.pe/sigo/>) で一般に公開する (エラー! 参照元が見つかりません)。現場検査を受けた森林管理は、評価に基づき緑リスト (Lista Verde) と赤リ

---

<sup>12</sup> OSINFOR の地域事務所はウカヤリ州、ロレート州、サン・マルティン州、マドレ・デ・ディオス州、フニン州等に設置される。

<sup>13</sup> 聞き取り調査：OSINFOR (2017 年 9 月 14 日)

<sup>14</sup> 大統領決議 N° 028-2013- OSINFOR :  
[http://osinfor.gob.pe/portal/data/recurso/archivos/RP\\_028\\_2013.pdf](http://osinfor.gob.pe/portal/data/recurso/archivos/RP_028_2013.pdf)

<sup>15</sup> 大統領決議 N° 028-2015-OSINFOR :  
[http://osinfor.gob.pe/portal/data/recurso/RP\\_121\\_2015\\_OSINFOR.pdf](http://osinfor.gob.pe/portal/data/recurso/RP_121_2015_OSINFOR.pdf)

<sup>16</sup> ロレート州の森林面積は 2.6 千万 ha だが、OSINFOR 監督官は 6 人である。現場検証は 1 つの伐採現場 (500~700ha) につき 5 日から 8 日程度かかる。ただし、私有地などの面積的に小さい管理計画は 2~3 日ですむ。現場検証は、基本的に 4 人体制 (OSINFOR 監督官、技術アシスタント、作業員、料理人) (聞き取り調査：OSINFOR ロレート州事務所、2017 年 8 月 16 日)

<sup>17</sup> 聞き取り調査：OSINFOR (2017 年 9 月 14 日)

スト（Lista Roja）に分類される。赤リストに載るのは、木材の違法性リスクが高いと評価された森林管理である。許可がないのに伐採された樹木の本数・種類・伐採量の割合及び環境インパクトの4つが選択基準であり、現場でのサンプリング調査に基づいて評価される<sup>18</sup>。

緑・赤リストでは、合法的な森林管理と非合法性のリスクが高いと評価された森林管理の Título habilitante 名、コード、オペレーション管理番号、場所やその他詳細情報が公開される。

**PCM** **SIGO**  
 Recomendaciones para el uso del OBSERVATORIO OSINFOR

Califica a los planes de manejo de los títulos habilitantes en base a los resultados de la supervisión en campo y/o fiscalización del OSINFOR, con la finalidad de coadyuvar al comercio legal de la madera.

**¿Qué información muestra?**  
 Planes de manejo forestal de los títulos habilitantes supervisados por el OSINFOR de las siguientes modalidades:

- Concesiones forestales maderables.
- Concesiones forestales no maderables con planes complementarios maderables.
- Concesiones de forestación y/o reforestación.
- Permisos forestales en comunidades nativas y campesinas.
- Permisos forestales en predios privados.
- Contratos de administración en boques locales.

**¿Cómo se califican los planes de manejo forestal?**

**Lista Roja**  
 Representa un riesgo inaceptable, importante o moderado para el comercio legal por haberse evidenciado aprovechamiento no autorizado de los recursos forestales maderables.

**Lista Verde**  
 No representa ninguno de los riesgos de la lista roja para el comercio legal.

**Tener en cuenta**

- La asignación de color se realiza sobre cada plan de manejo forestal supervisado por el OSINFOR, por lo que puede existir un mismo titular en ambos listas con plan de manejo forestal distinto.
- Los resultados de la supervisión son mostrados en el observatorio desde la emisión del informe de supervisión, al mismo que es actualizado conforme se vaya generando la documentación correspondiente del proceso de fiscalización.
- Las actualizaciones son diarias y a partir de los documentos generados en 2016, en cada reporte se muestra la fecha de ingreso en el Observatorio OSINFOR.
- Todos los reportes muestran la fecha y hora de consulta.

Se deja expresa constancia que el OSINFOR no asume responsabilidad alguna por el uso o decisión final que adopte el usuario dentro de la información aquí presentada.

La información proporcionada a través de las consultas en línea del SIGO, no tiene validez para ningún trámite administrativo, judicial y otros.

\*OSINFOR-SIGO 内にある現場検査の報告ページ

OBSERVATORIO OSINFOR: Lista Roja									
Ingresar título habilitante o titular: <input type="text"/> <input type="button" value="Buscar"/>									
#	Titular	Título habilitante	Modalidad	Departamento	Nº PCA	Inicio de vigencia del PCA	Zafra o Finca	Vig. Caduca	Ver Ubicación en el OSINFOR
1	COMUNIDAD NATIVA DE SHAM	01-AMAP-MAD-ARA-CE08F5-00-2014	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 2	12/09/2013	2015-2016		
2	COMUNIDAD NATIVA TAYU	01-AMAP-MAD-DRA-010-01	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	12/09/2011	2011-2012		
3	COMUNIDAD NATIVA TUTUMBEROS	01-AMAP-MAD-DRA-07-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	27/09/2011			
4	DELGADO CARRANZA FELIX	01-AMAP-MAD-DRA-001-13	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	PCA 1	07/01/2013	2013-2014		
5	COMUNIDAD NATIVA ALTO BICHANAK	01-AMAP-MAD-DE08F5-016-2015	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	26/09/2013	2015-2016		
6	COMUNIDAD NATIVA AUTUKAI	01-AMAPER-FMC-2017-028	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	Declaración de Manejo	14/02/2017	2017-2018		
7	COMUNIDAD NATIVA OZU CHGO	01-AMAP-MAD-DRA-05-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	16/05/2011	2011-2012		
8	COMUNIDAD NATIVA DE NAYUMPIN	01-AMAP-MAD-DRA-025-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 2	26/09/2013	2013-2014		
9	COMUNIDAD NATIVA NUEVA VIDA	01-AMAP-MAD-DE08F5-016-2015	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	26/09/2013	2015-2016		
10	COMUNIDAD NATIVA SAYMENTSIA BICHANAK	01-AMAP-MAD-ARA-CE08F5-04-2014	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	23/03/2014	2014-2015		
11	COMUNIDAD NATIVA SHUSHUG	01-AMAP-MAD-DRA-05-13	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	12/07/2013	2013-2014		
12	COMUNIDAD NATIVA UMBUKI	01-AMAP-MAD-DRA-015-12	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	26/09/2012	2012-2013		
13	COMUNIDAD NATIVA WAWUKI	01-AMAP-MAD-DRA-01-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	PCA 1	04/04/2011	2011-2012		
14	COMUNIDAD NATIVA WINDHU TEMASHKIN	01-AMAPER-FMC-2010-011	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	Declaración de Manejo	12/10/2010	2010-2017		
15	DORZEL DELGADO TEOBORO	01-AMAP-MAD-DRA-006-12	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	PCA 1	30/03/2012	2012-2013		
16	LOPEZ FLORES JAME	01-AMAP-MAD-DRA-07-2012	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	PCA 1	26/09/2013	2012-2014		
17	LUNA CAMBROS PASCUAL	01-AMAP-MAD-DRA-06-2013	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	PCA 1	12/07/2013	2013-2014		

\*赤リストに分類された森林管理一覧(画面右側のアイコンをクリックすると詳細情報や地図上での位置が確認できる。)

出展：OSINFOR-SIGO” (<http://www.osinfor.gob.pe/sigo/>)

<sup>18</sup> Resolución Presidencial N° 031-2016-OSINFOR (<http://osinfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/04/RESOLUCION-PRESIDENCIAL-00031-2016-OSINFOR-01.1.pdf> )

#### 図 4.5.6 OSINFOR－SIGO

森林伐採の違反を発見した場合、OSINFOR は公共省 (Ministerio Publico) に報告、公共省の機関である環境検察局が調査を行い、結果に応じて司法判決が求められる。

#### ②保護地域及び樹種

ペルーの憲法第 68 条は、生物多様性と自然保護地域 (Áreas Naturales Protegidas: ANPs) の促進を国家の義務として定めており、SERFOR と SERNANP が自然保護地域及び保全樹種の監督機関としての責任を持つ。

ペルー全国には、SERNANP が管理する国立の自然保護地域が計 76 (約 2.2 千万 ha) 設立され (表 4.5.7)、SINANPE (国立自然保護地域システム : Sistema Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado) と称される。

表 4.5.8 SINANPE (国立自然保護地域システム : Sistema Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado)

カテゴリー	数	面積 (ha)	全自然保護地域面積 に対する割合 (%)
国立公園 (Parque Nacional)	14	8,170,747.54	6.20
国立保護区 (Santuario Nacional)	9	317,366.47	0.25
歴史的保護区 (Santuario Histórico)	4	41,279.38	0.03
国立リザーブ (Reserva Nacional)	15	4,652,449.16	3.62
野生動物保護区 (Refugio de Vida Silvestre)	3	20,775.11	0.02
保護林 (Bosque de Protección)	6	389,986.99	0.30
景観保護区 (Reserva Paisajística)	2	711,818.48	0.55
共有リザーブ (Reserva Comunal)	10	2,166,588.44	1.38
狩猟リザーブ (Coto de Caza)	2	124,735.00	0.10
ZONA RESERVADA	11	1,505,644.96	2.74
計	76	22,591,259.73	17.26

出典 : SERNANP (<http://www.sernanp.gob.pe/ques-es-un-anp>)

自然保護地域のバッファゾーン内に位置するコンセッションの管理計画は自然保護地域の責任者による承認が必要となる (NEPCon, 2017)。また、森林・野生動物法によって、CITES で指定された樹種が森林伐採の対象である場合、SERFOR が州森林・野生動物局と協力し、オペレーション計画の承認前に現場検証することが定められている。

このように保護地域や樹種の法的制度は確立している。しかしながら、Cisneros and McBreen (2010) によると、ペルーでは 20 の自然保護地域が、先住民族が集団的に所有する土地とオーバーラップしていることが報告される。さらに、OSINFOR が 2014 年に実施した現場検査の結果、コンセッション・ホルダーが自然保護地域等の許可されていない森林で伐採するケースが確認された (OSINFOR, 2015)。

### ③環境配慮事項

森林管理基本計画やオペレーション計画等の策定ガイドラインは、分析・説明が必要な環境インパクトやその対策、予防、モニタリングについて指針を提供する。管理計画において、特に考慮されるべき環境配慮事項として、土壌保全、河川沿いの保護区の設定、森林の天然更新能力、生物多様性保全が挙げられる。

一方で、OSINFOR による伐採後の現場検査では、管理計画で示された環境配慮事項や対策が守られていないケースが報告される (OSINFOR, 2015)。また、管理計画を承認する前に現場検証が行われないことから、伐採前の森林の状況が不明であり、活動や対策を評価することが不可能である。

### ④安全衛生

安全衛生に関しては、労働における安全・衛生法 (Ley de Seguridad y Salud en el Trabajo) <sup>19</sup>及び関連規則<sup>20</sup>によって定められ、労働省 (Ministerio de Trabajo)、国家労働監査局 (Superintendencia Nacional de Fiscalización Laboral: SUNAFIL スペイン語略称) 及び衛生省 (Ministerio de Salud) が責任機関として法の遵守を監督する。労働者の安全と衛生の保障は企業の義務であり、20人以上の労働者がいる場合には、労働委員会を設けることが定められる。労働省は毎年監査を行うものの、農・林・牧畜・漁業セクターへの監査は非常に限られている。ILO (2015) の報告によると、伐採現場における労働者の安全と衛生について行政の意識は低く、利用可能な情報やデータも限られている。

OSINFOR による検査は、オペレーション計画に基づいて伐採されたかどうかを確認するためであり、安全衛生や雇用については対象でない。ただし、製材所を設立するためには、州政府の許可が必要であり、処理能力、エネルギー、人員等について2年ごとに評価が行われる。

### ⑤合法的な雇用

雇用に関しては、労働の生産性と競争力に関する法 (Ley de productividad u competitividad laboral) <sup>21</sup>、労働日数に関する法 (Ley de Jornada de Trabajo) <sup>22</sup>、及び最低賃金に関する法令 No.005-2016-TR<sup>23</sup>が規定し、労働省が監督省庁である。

NEPCon (2017) の報告によると合法的な雇用に関するリスクは低い、これは企業

<sup>19</sup> 労働における安全・衛生法 (Ley de Seguridad y Salud en el Trabajo)

<http://www.munlima.gob.pe/images/descargas/Seguridad-Salud-en-el-Trabajo/Ley%2029783%20-%20Ley%20de%20Seguridad%20y%20Salud%20en%20el%20Trabajo.pdf>

<sup>20</sup> 労働における安全・衛生法関連規則

[http://www.mintra.gob.pe/LGT/ley\\_seguridad\\_salud\\_trabajo.pdf](http://www.mintra.gob.pe/LGT/ley_seguridad_salud_trabajo.pdf)

<sup>21</sup> 労働の生産性と競争力に関する法 (Ley de productividad u competitividad laboral)

[http://www.oas.org/juridico/pdfs/mesicic4\\_per\\_dec728.pdf](http://www.oas.org/juridico/pdfs/mesicic4_per_dec728.pdf)

<sup>22</sup> 労働日数に関する法 (Ley de Jornada de Trabajo) :

[http://www2.congreso.gob.pe/sicr/cendocbib/con4\\_uibd.nsf/34CB632FA0BEB31E05257E2300593BE4/\\$FILE/1\\_DECRETO\\_SUPREMO\\_007\\_04\\_07\\_2002.pdf](http://www2.congreso.gob.pe/sicr/cendocbib/con4_uibd.nsf/34CB632FA0BEB31E05257E2300593BE4/$FILE/1_DECRETO_SUPREMO_007_04_07_2002.pdf)

<sup>23</sup> 最低賃金に関する法令 No.005-2016-TR :

<http://www.elperuano.com.pe/normaselperuano/2016/03/31/1361982-1.html>

が労働者を雇用する際に、両者が契約を結ぶことが法で定められており、税手続きに伴って SUNAT に報告するからである。一方で、林業は歴史的にインフォーマルなセクターであり、ILO (2015) の報告が示すよう、利用可能な情報やデータは限られている。EIA (2012) の報告によると、ペルーの伐採現場では、“habitación” と呼ばれる、利益を共有する一族（先住民族グループ）や日雇い労働者が雇用され、雇用者との力関係や労働環境の問題が指摘される。

#### **（４）第三者の権利**

##### **①慣習的な権利**

ペルーの憲法第 149 条によって、先住民族のテリトリーにおける意思決定の慣習的な権利の行使は認められており（NEPCon, 2017）、森林及び環境政策も先住民族の権利を明確に認めている（Piu and Menton, 2014）。

森林管理については、森林・野生動物法が、慣習的な権利と知識を尊重すると明確に示している。さらに同法第 50 条は、慣習的利用権を尊重し、先住民族や地域コミュニティによる販売を伴わない森林伐採については、伐採手数料を免除するとしている。

##### **②FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）**

ペルー政府は、国際労働機関で 1989 年に採択された原住民及び種族民条約（ILO Convention 169）を 1994 年に批准し、FPIC に関する国内法制度を構築してきた数少ない国の一つである。2005 年には、遠隔地に住む先住民族グループや未接触先住民族グループの保護に関する法を制定し<sup>24</sup>、2011 年には FPIC 法<sup>25</sup>、2012 年に FPIC 法規則<sup>26</sup>を制定した。同法と規則は FPIC の権利を行使するためのルールとプロセスを定め、どのグループが先住民族として認識され FPIC が必要なのか、そして政府機関の責任を定める。

また、森林・野生動物法第 II-3 条には、同法が先住民族の FPIC 権を尊重することが明確に記され、自然保護地域法の規則第 43 条<sup>27</sup>は、保護地域を設立する際の先住民族に対するコンサルテーションを定める。先住民族グループが所有する森林でグループ自ら、または外部者が森林を伐採するためには、先住民族グループの総会での意思決定が必要であり、議事録が事前のコンサルテーションを実施した証明となる。

国レベルで先住民族に対してコンサルテーションを実施する際には、AIDSESP（Association for the Development of the Peruvian Rainforest）と CONAP

<sup>24</sup> 先住民族グループや未接触先住民族グループの保護に関する法（Ley N° 28738 para la protección de pueblos indígenas u originarios en situación de aislamiento y en situación de contacto inicial）：  
<http://www.acnur.org/t3/fileadmin/Documentos/BDL/2008/6757.pdf?view=1>

<sup>25</sup> FPIC 法（Ley del derecho a la consulta previa a los pueblos indígenas u orgánicos, reconocidos en Convenio 169 de la Organización Internacional del Trabajo (OIT)）：  
<http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/88881/101786/F114786124/PER88881.pdf>

<sup>26</sup> FPIC 法規則 <http://consultaprevia.cultura.gob.pe/wp-content/uploads/2014/11/Reglamento-de-la-Ley-N---29785-Decreto-Supremo-N---001-2012-MC.pdf>

<sup>27</sup> 自然保護地域法の規則（Decreto Supremo N° 038-2001-AG）：  
<http://www.dar.org.pe/archivos/normasLegales/D.S-N-038-2001-AG.pdf>

(Federation of Peruvian Amazonian Nationalities) の 2 組織が含まれる場合が多い。これらの組織はペルー国内の主要な先住民族組織であり、90%の先住民族コミュニティがメンバーとして加わる (USAID, 2016)。

### ③先住民族の権利

FPIC 法第 7 条は、先住民族の定義を示す。2007 年に実施された人口調査によると、ペルー国民のうち約 400 万人が先住民族、または先住民族に由来すると推定されている (FAO, 2017)。

ペルーの森林及び環境政策は先住民族の権利を明確に認識する (Piu and Menton, 2014)。特に、森林・野生動物法の関連規則<sup>28</sup>は、先住民族及び地域コミュニティによる森林管理に関して、彼らの権利や義務を明確に示している。同規則は、先住民族グループの集団的権利を保証し、森林資源へのアクセス、利用権と義務の他、森林意思決定メカニズムへの参加権を定める。先住民族がそのテリトリーの森林資源を伐採、販売するためには、*Títulos habilitantes* として認識され、規模に応じた森林管理計画を策定、州政府に承認される必要がある。

## (5) 貿易と輸送

### ①樹種、量、品質の分類

樹種、伐採量は、オペレーション計画で示される他、丸太や製材を輸送するための運送状と丸太リストに記載される。また、OSINFOR は伐採後に現場検証を行い、伐採された樹種と量がオペレーション計画に基づいているかどうか検査する。

樹種の記載は通称で行われることが一般的であるが、複数の樹種に対して同じ通称が使われる課題が指摘される (NEPCon, 2017)。

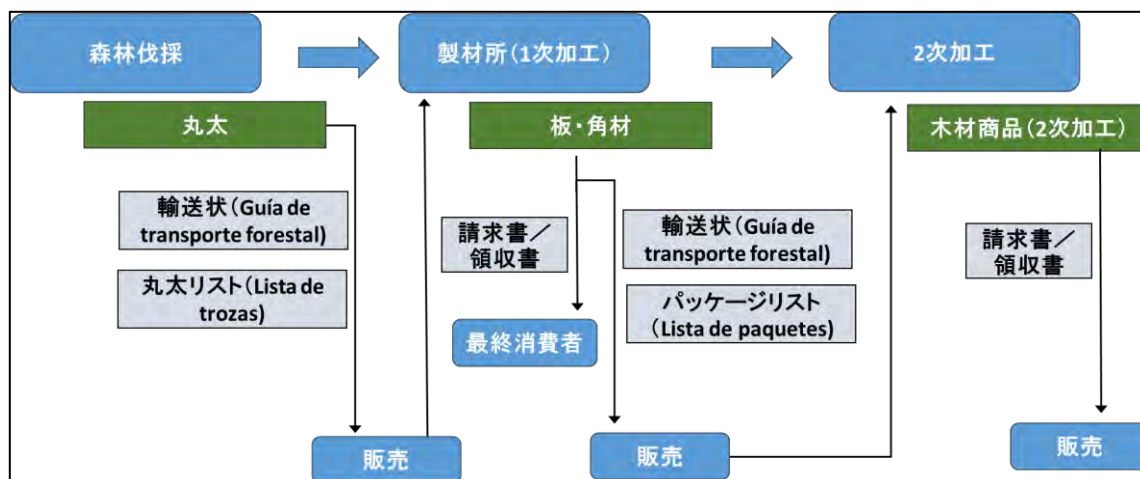
### ②貿易と輸送

木材の輸送・販売には、製品の段階 (丸太や製材) によってそれぞれ輸送状 (*Guía de transporte forestal : GTF*) と製品リストまたは、販売の証拠となる請求書／領収書が必要となる (図 4.5.7)。なお、SERFOR や州政府森林・野生動物局の管轄範囲は、木材製品が 2 次加工場に輸送されるまでである。2 次加工場からは生産省 (*Ministerio de la Producción*) が管理する。

---

<sup>28</sup> 森林・野生動物法の関連規則：  
<http://minagri.gob.pe/portal/download/pdf/marcolegal/normaslegales/decretosupremos/2015/ds21-2015-minagri.pdf>





出展：FSC Perú（2017a）に基づき作成

図 4.5.7 木材製品の輸送と必要な文書

輸送状（Guía de transporte forestal：GTF）は、木材製品（丸太または板・角材などの1次加工品）を伐採場所、または製材所（1次加工場）から目的地まで輸送するために必要な申告書（図 4.5.8）である。輸送状は、Título habilitante（コンセッション・ホルダーやプランテーション所有者）、または製材所等が、州政府森林・野生動物局または、SERFOR の森林・野生動物技術局に申請する。

輸送状は、3部（原本とコピー2部）発行される。原本は、製品と一緒に目的地まで運ばれ、木材輸送検閲所（Puesto de control）で確認されると証拠の押し印が押される。コピーのうち1部は検閲所で収集され、もう1部は申請者が保管する。検閲所は、州政府が管理し、SERFORからの機材等の支援を受けて運営される。全国に約160箇所設置されるが、配置場所の戦略的効果及び、予算や人材不足等からその機能には課題が残る<sup>29</sup>。

丸太を輸送する場合、輸送状はコンセッション・ホルダーや地域コミュニティ、登録された森林技師により申請される。丸太の輸送状には、Título habilitante、オペレーション計画の承認番号、伐採許可量、これまでに輸送された木材量、輸送可能な木材量が記載される。

木材製品の輸送状は、製品の所有者（Título habilitante や製材所等）に対して発行される。木材製品の輸送状申請には、製品の元になった丸太輸送状が必要（複数の丸太輸送状が使われる）である。木材製品の輸送状には、Título habilitante、オペレーション計画の承認番号、使われた丸太輸送状情報が含まれる。

このことから、論理的には木材製品輸送状から伐採現場までの追跡は可能である。しかしながら、1枚の木材輸送状に複数の丸太輸送状情報が記載されること、輸送状の情報が完全でない場合があること、また木材製品輸送状には丸太輸送状そのものは

<sup>29</sup> ロレート州ロレート県の検閲所は、1人体制であり、24時間監視が出来ない。ロレート州での木材輸送は河川輸送が主流であり、ボートのガソリン不足が問題となっている。また一人体制のため、違法な輸送を発見しても追跡することができない（聞き取り調査：森林監視コントロール・ロレート県ユニット、2017年8月15日）

添付されないことから、追跡調査や現場検査を実施することが困難となっている<sup>30</sup>。2017年8月に実施した聞き取り調査では、特に天然林施業において、輸送状やインベントリー、森林管理計画の虚偽情報やコピー文書の販売によって違法に伐採された丸太が書類上で合法化される問題が指摘された<sup>31</sup>。

輸送木材がプランテーションから伐採された外来樹種の場合には、Guía de remisiónと呼ばれる輸送状が使用される。Guía de remisiónには、樹種とプランテーションの登録番号が記される。

図 4.5.8 輸送状（Guía de transporte forestal : GTF）  
（IMAZA S.A コンセッション、ロレート州）

丸太リストは、丸太を輸送する際に必要であり、輸送される丸太の詳細情報である（図 4.5.9）。丸太リストには、樹種名（通称と学名）、樹木の個別番号、輸送量（m<sup>3</sup>）が記載される。製材所から板・角材等の木材製品が輸送される際には、製品の詳細を示したパッケージリストが必要となる。

<sup>30</sup> 聞き取り調査：OSINFOR（2017年9月14日）

<sup>31</sup> 聞き取り調査：USAID（2017年8月10日）、EIA（2017年8月11日）、Camara Nacional Forestal（2017年8月14日）、WWF Peru（2017年8月17日）

INDUSTRIAL MADERERA ZAPOTE S.A.  
RUC Nº 20103979529  
Av. La Marina Nº 844  
LORETO - MAYNAS - PUNCHAÑA

(1) 16 Nº 000037

ESTADO DE TROZAS O CUARTONES A MOVILIZAR

Nº	ESPECIE		(2) Codificación	(3) Dimensiones			Volumen m <sup>3</sup>
	Nombre Científico	Nombre común o comercial		(4) d1	(5) d2	(6) L	
1	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	66-10-A3	0.56	0.55	5.40	1.366
2	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	66-10-A2	0.60	0.56	5.10	1.347
3	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	44-29-A2	0.49	0.45	5.90	1.024
4	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	44-57-A2	0.53	0.52	5.30	2.833
5	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	44-57-A3	0.52	0.51	5.10	2.532
6	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	66-01-A3	0.65	0.56	3.20	1.485
7	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	40-69-A2	0.65	0.58	6.80	2.970
8	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	50-51-A3	0.80	0.70	5.30	2.341
9	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	39-54-A1	0.65	0.74	5.00	1.897
10	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-86-A1	0.63	0.59	5.30	1.524
11	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	27-72-A2	0.50	0.45	6.60	1.710
12	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-54-A2	0.60	0.60	6.40	1.510
13	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-21-A2	0.45	0.42	4.90	0.88
14	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-19-A2	0.60	0.59	9.20	2.565
15	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-71-A3	0.42	0.43	4.10	0.72
16	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-70-A1	0.60	0.59	6.10	1.510
17	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	52-42-A3	0.60	0.60	6.60	1.510
18	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	57-43-A1-2	1.40	1.30	3.20	1.510
19	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	49-24-A2	0.55	0.44	6.70	1.510
20	TOTAL						34.745

OBSERVACIONES:

GOBIERNO REGIONAL DE LORETO  
GGR - ARA  
OPCION DESCONCENTRADA LORETO - NAUTA  
CONTROL FORESTAL NAUTA  
NOMBRE: Gerardo CALVINO HIRIBEL  
FECHA: 12-05-13 HORA: 07:51  
FIRMA: [Firma]

Firma del despachador:  
Jorge M. Gualillo  
GGR - ARA

図 4.5.9 丸太リスト (IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)

### ③外国間貿易と振替価格操作

税関法は、外国間貿易に適用され、製品ごとに税率を設定する。SUNAT は輸出入の検査を行い、商品ごとに輸出先の価格幅が類似しているかどうか検証する。

### ④税関規則

2008 年に制定された税関法 (Ley General de Aduana : Decreto Legislativo Nº 1053) で税関の役割と輸出手続きが示される。同法第 164 と 165 条に SUNAT の権限が規定される。

木材の輸出に求められる書類として、税関申告書、パッケージリスト、領収書の他に、検疫証明書や原産国証明が挙げられる。

SUNAT による木材製品の税関検査には、通常管理 (Control ordinario) と特別管理 (Control Extraordinario) の 2 つのタイプがある。非 CITES 樹種の場合は通常管理が適用され、税関申告書、パッケージリスト、領収書を確認するだけであるため、SUNAT による合法木材検査の権限は限られている。ただし、CITES 樹種や後述する特別なプログラム (アマゾナス・オペレーション) の場合には特別管理を適用し、輸送状や許可証などの提出を求めている。

木材の合法性を確認するのは、SERFOR の責任となっている。輸出業者は税関申告書、輸送状、インボイス、船積予約文書、パッケージリストを SERFOR に提出しなけ

ればならない。

国家農業安全局 (Servicio Nacional de Sanidad Agraria : SENASA スペイン語略称) は、検疫証明書を発行する (図 4.5.10)。ただし、必要な検疫処置は、輸出先のルールに従う必要があり、事前に必要条件について確認し、申請書を提出する必要がある。

The image shows a phytosanitary certificate form from SENASA, Peru. The form is titled 'CERTIFICADO FITOSANITARIO' and 'PHYTOSANITARY CERTIFICATE'. It includes a QR code in the top right corner and a red watermark 'Sim valor oficial' across the center. The form contains several sections for data entry, including fields for the organization of protection, description of the commodity, origin, and inspector information. The form is partially filled out with handwritten text.

出展 : FSC Perú (2017b)

図 4.5.10 検疫証明書フォーム

貿易の手続き及び支払いについては、MINCETUR がオンラインシステム (Ventanilla Única de Comercio Exterior: VUCE) <sup>32</sup>を導入した。VUCE を介した輸出入の手続き件数は年々増加している。

原産国証明 (Certificado de Origen) は、輸出製品がペルーで生産されたことを示す政府の発行する文書 (図 4.5.11) であり、VUCE を通じて申請できる (FSC Peru, 2017b)。

<sup>32</sup> VUCE : <https://www.vuce.gob.pe/index.html>



1. Nombre y Dirección del Exportador:		Certificado No.:				
2. Nombre y Dirección del Productor, si es extranjero:		<b>CERTIFICADO DE ORIGEN</b> Fórmula para TLC Chile-Perú Estable por _____ (Ver instrucciones al reverso)				
3. Nombre y Dirección del Consignatario:						
4. Medio de transporte y ruta (hasta donde se conoce):		Solo para uso oficial:				
Fecha de Partida:		5. Observaciones:				
Diques/Vales/Tres Vehículos No:						
Punto de carga:						
Punto de descarga:						
6. Item del artículo (Max. 20)	7. Número y clase de paquetes, descripción de las mercancías	8. Código S.A. (Código a seis dígitos)	9. Criterio de Origen	10. Pese bruto, cantidad (Unidad de Cantidad) o otra medida (Litro, lit, etc.)	11. Número y fecha de factura	12. Valor Facturado
13. Declaración del exportador: El abajo firmante declara por este medio que la información en la indicación y declaración sea correcta, que todas las mercancías hacen producción en:  (País) y que cumplen con los requisitos de origen establecidos en el TLC para las mercancías exportadas a:  (País de importación).  Lugar y fecha, firma del representante autorizado			14. Certificación: Sobre la base del control efectuado se certifica por este medio que la información aquí señalada es correcta y que las mercancías descritos cumplen con los requisitos de origen especificados en el TLC Chile-Perú.  Lugar y fecha, firma y sello del funcionario responsable territorial			

出典 : FSC Perú (2017b)


図 4.5.11 原産国証明 (Certificado de Origen) フォーム

輸出製品が木材彫刻や文化的要素を持つ場合には、文化省 (Ministerio de Cultura) が発行する証明書 (Certificado de Bienes con fines de exportación no pertenecientes al Patrimonio Cultural de la Nación) (図 4.5.12) が必要となる。同証明書は、文化的製品の違法取引を防止する目的で、文化遺産保護法 (Ley General del Patrimonio Cultural de la Nación) <sup>33</sup>にて規定される。

<sup>33</sup> 文化遺産保護法 (Ley General del Patrimonio Cultural de la Nación) : <http://www.cultura.gob.pe/sites/default/files/archivosadjuntos/2016/08/marcolegalokversiondigital.pdf>





 <b>CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA</b>		<b>PERMIT/CERTIFICATE No.</b> <input type="checkbox"/> EXPORT <input type="checkbox"/> RE-EXPORT <input type="checkbox"/> IMPORT <input type="checkbox"/> OTHER:		Original 2-Valid until	
1. Importer (name and address)		4. Exporter/Importer (name, address and country)			
2a. Country of origin		Signature of the exporter			
3. Special conditions <small>(For live animals, list period in captivity or date when the transport documents issued in the Convention or Annexed by, of the case or, if applicable, in the IATA Live Animal Regulations.)</small>		6. Permit, license, national authorization, etc. country of Re-export, Authority			
2b. Purpose of the transaction (see Annex 1)		2c. Security items no.			
4.1. Species name (Latin and vernacular) and common name of animal or plant		4.2. Description of specimens, including identifying marks or numbers (species if live)		4.3. Appendix no. and date of issue (see Annex 2)	
4.4. CEX		4.5. S		4.6. Date	
A 7.1. Country of origin Permit no. Date		7.2. Country of last receipt Certificate no. Date		7.3. No. of the specimen or date of acquisition	
B 7.1. Country of origin Permit no. Date		7.2. Country of last receipt Certificate no. Date		7.3. No. of the specimen or date of acquisition	
C 7.1. Country of origin Permit no. Date		7.2. Country of last receipt Certificate no. Date		7.3. No. of the specimen or date of acquisition	
D 7.1. Country of origin Permit no. Date		7.2. Country of last receipt Certificate no. Date		7.3. No. of the specimen or date of acquisition	
<small>— Country in which the specimens were taken from the wild, held in captivity or artificially propagated (only in case of re-export)          — Only for specimens of Appendix-I species held in captivity or artificially propagated for commercial purposes          — For pre-Convention specimens</small>					
10. The permit/license is issued by:					
Place		Date		Security details (applicable and official seal)	
14. Export endorsement 15. Not of Using for -weight number.					
16a. Species		16b. Quantity			
A		B			
C		D			
Date		Date		Signature	

出展：SERFOR 提供資料

図 4.5.13 CITES 輸出許可証フォーム

### ⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

デュー・ディリジェンス/デュー・ケアに関する特定の法制度はない(NEPCon, 2017)。

## 4.5.3 その他木材等の適正な流通の確保に関する情報

### 1) リスク緩和措置：森林認証制度及び CoC 認証制度

ペルー独自の森林認証制度は存在しないが、森林・野生動物法森林法において、FSC (Forest Stewardship Council) 認証制度を含む自主的な森林認証制度が促進される。具体的には、森林・野生動物法森林法規則によって、以下のようなインセンティブが設定される：

- 第 133 条：森林認証を受けていれば、森林利用に関する支払額に割引が適用さ

れる；

- 第 194 条：森林認証を受けていれば、森林の利用権に関する支払いを最大 35% 割引する。認証を 5 年以上続けることで追加的に 20% の割引率が設定される。

FSC は 2003 年からペルーで開始され、2017 年 6 月時点において、824,974ha の森林が FM 認証を受けている（FSC-FM 認証：578,254ha、コントロール・ウッド認証：246,720ha）。FM 認証には、7 つの天然林管理と 2 つの森林プランテーションが含まれ、マドレ・デ・ディオス州に集中する。また、42 の事業者が CoC 認証を受けている。ペルーの FSC 認証材は、ほとんどが米国へ輸出される<sup>34</sup>。

## 2) その他の関連情報

### (1) アマゾナス・オペレーション (Operación Amazonas) 2014 年～2015 年

違法伐採に取り組むため、木材製品のサプライ・チェーンをモニタリングする政府機関間の調整を向上することを目的に、SUNAT が 2014 年及び 2015 年に実施したプログラムである。アマゾナス・オペレーションは、世界税関機構 (World Customs Organization : WCO)、インターポール及びペルー公共省の支援を受け、OSINFOR が実施に参加した。

アマゾナス・オペレーションでは、SUNAT が違法木材リスクのある輸出業者に対して特別管理 (Control extraordinario) を適用し、輸送状の提出を求め、その情報に基づき、OSINFOR が該当する森林伐採の現場検証を実施した。2015 年には、SUNAT の要請に基づき OSINFOR が 267 のオペレーション・計画 (計 10.3 万 ha) の現場検査を行い、以下の結果が報告された (OSINFOR, 2016)。

- 2015 年に伐採・搬出された 60 万 m<sup>3</sup> の 71% に相当する 43.2 万 m<sup>3</sup> の木材が違法に伐採された。
- 伐採許可のない森林から 9 万 5 千本の樹木が違法に伐採され、その金額は 5.1 千万米ドルに達する。
- 伐採許可された樹木のうち 20,895 本は、オペレーション計画で示された伐採地には存在しなかった (これにより、計画地外で違法に伐採された樹木が、伐採許可をうけたものとして書類上で合法化される)。その 90% がロレート州、10% はウカヤリ州で発生した。
- ローカル・フォレスト管理契約の森林管理計画に、上記の計画上にしか存在しない樹木の 61.5% が含まれた。

### (2) MC-SNIFFS (国家森林・野生動物情報システム - コントロール・モジュール)

森林情報の整理と改善のために、SERFOR は米国国際開発庁 (USAID) と米国森林

<sup>34</sup> 聞き取り調査：FSC Peru (2017 年 8 月 9 日)

局（USFS）の支援を受けて、国家森林・野生動物情報システム（Sistema Nacional de Informacion Forestal y de Fauna Silvestre：SNIFFS スペイン語略称）の開発を 2013 年から開始した<sup>35</sup>。米国政府と 2007 年に結ばれた貿易促進に関する合意（US-Peru Trade Promotion Agreement：PTPA）の下、違法伐採対策を目的に開発が進んでいる。

SNIFFS の一部であるコントロール・モジュール（MC-SNIFFS）は、丸太の追跡性を支援するシステムであり、木材製品の生産・流通情報をオンラインで統合管理するプラットフォームとして開発され、2015 年に木材生産・加工の重要なルート（ロレート州→ウカヤリ州→ウアヌコ州→リマ）で 6 社が参加し、試験的に導入された。

MC-SNIFFS は、木材製品の様々な段階（Titulo habilitante－森林伐採－輸送－1 次加工－輸送）のインプット・アウトプット情報をオンライン上で統合・共有することから、川上から川下までの生産量や樹種に関する整合性の確認に貢献すると言われる。また MC-SNIFFS にアクセス権を持った機関は、森林管理計画の提出・承認プロセスの経過を随時確認することが出来る。つまり、SERFOR や OSINFOR は、州政府が承認した森林管理計画を随時レビューすることが可能となる。さらに、情報入力者や承認者を記録することにより、文書の虚偽による違法伐採を防止することが出来る<sup>36</sup>。

2017 年 11 月時点において、システムは構築中である。合法木材の普及と違法木材の排除などが期待されるが、木材輸送チェックポイントのインターネットへのアクセスが非常に限られている等、地方でのインフラの整備が SNIFFS 構築と運用の課題として挙げられる。また、企業からは、複雑なオンライン情報管理システムに対し、現場の能力を考慮し疑問視する声もある<sup>37</sup>。

### **（3）米国・ペルーの貿易促進に関する合意（US-Peru Trade Promotion Agreement：PTPA）と違法木材問題**

米国とペルー政府は、貿易促進に関する合意（PTPA）を 2007 年に結んだ（2009 年から実施）。PTPA の枠組には、「森林アネックス（Forest Annex）」と呼ばれる、森林ガバナンスの強化と森林と野生動物に由来する製品の合法的な生産と貿易のための取り組みが含まれる。本合意において、環境保全に関する二国間協定プログラム（Environmental Cooperation Agreement：ECA）の下、SNIFFS の開発が開始された。さらに 2009 年、森林アネックスの実施とペルーの木材の合法性を監督するため、米国政府内に木材委員会（Interagency Committee on Trade in Timber Products from Peru）が設立された。

同委員会は、森林アネックス第 7 条に基づき、2016 年にペルー政府に対して、2015 年 1 月に Nave Yacu Kallpa 船によって米国に向けて輸出された木材 3.2 万 m<sup>3</sup> の合法性の検証実施を要求した。これら木材はロレート州の 12 の Titulo habilitante（コンセッション：8、先住民族：2、ローカル・フォレスト：2）の森林管理計画に基づいて伐採された。OSINFOR、SERFOR、ロレート州政府及び SUNAT による現場とサプラ

<sup>35</sup> SNIFFS（国家森林・野生動物情報制度）：<http://www.serfor.gob.pe/centro-de-informacion/sistema-de-informacion>

<sup>36</sup> 聞き取り調査：USAID（2017 年 8 月 10 日）

<sup>37</sup> 聞き取り調査：Bozovich Peru（2017 年 8 月 8 日）

イ・チェーン検査の結果、80%に相当する 6 万 m<sup>3</sup> の木材の違法性が判明した (OSINFOR, 2016)。

ペルー政府は、違反した 12 の *Título habilitante* に対してコンセッション・ライセンスや許可の停止、または罰則を課した。米国の木材委員会は、法整備やアマゾナス・オペレーション、OSINFOR の活動等の近年のペルー政府の違法木材対策を考慮し、森林アネックス実施促進と引き続き違法木材対策を支援することを決定した (Interagency Committee on Trade in Timber Products from Peru, 2016)。

## 引用文献

- Cisneros, P., and McBreen, J. (2010) *Overlap of Indigenous Territories and Protected Areas in South America: Executive Summary*. International Union for Conservation of Nature (IUCN)
- Comisión Multisectorial (2015) *Hacia una estrategia nacional sobre bosques y cambio climático*
- EIA (2012) *The Laundering Machine: How Fraud and Corruption in Peru's Concession System Are Destroying the Future Of Its Forests*. Environmental Investigation Agency (EIA)
- European Timber Trade Federation (2016) *Gateway to international Timber Trade: Peru*.
- FAO (2015) *Global Forest Resources Assessment 2015*. Roma; Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
- FAO (2017) Indigenous peoples: Peru <http://www.fao.org/indigenous-peoples/country/PER/en/?iso3=PER>
- FSC Perú (2017a) *Compras Responsables de Madera en el Perú: Guía para organizaciones públicas y privadas*
- FSC Perú (2017b) *Rutas Para La Exportación De Madera*
- ILO (2015) *Los trabajadores agrarios y la seguridad social en salud en el Perú*. International Labour Organisation
- Interagency Committee on Trade in Timber Products from Peru (2016) *Statement Regarding July 2016 Timber Verification Report from Peru*
- ITTO (2011) *Status of tropical forest management 2011-Peru. The International Tropical Timber Organization (ITTO)*.
- Ministry of Environment (2014) *Forest Carbon Partnership Fund (FCPF) Readiness Preparation Proposal (R-PP)*
- NEPCon (2017) *Timber Legality Risk Assessment: Peru version 1.1, May 2017*. Nature Economy and People Connected
- Oliver, R. (2013) *Evaluation and scoping of EU timber importers and imports from South America*. Traffic International
- OSINFOR (2015) *Resultados de las supervisiones y fiscalizaciones efectuadas por el OSINFOR en el marco del Operativo Internacional "Operación Amazonas 2014"*. Organismo de Supervisión de los Recursos Forestales y de Fauna Silvestre
- OSINFOR (2016) *Resultados de las supervisiones y fiscalizaciones efectuadas por el OSINFOR en el marco del Operativo Internacional "Operación Amazonas 2015"*. Organismo de Supervisión de los Recursos Forestales y de Fauna Silvestre
- Piu HC and Menton M. (2014) *The context of REDD+ in Peru: Drivers, agents and institutions*. Occasional Paper 106. Bogor, Indonesia: CIFOR.
- SERFOR (2016) *Perú Forestal en Números 2015*. Servicio Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado

Traffic (2014) *Peru: Briefing Document*

USAID (2016) *Final Report October 2011-December 2016: Environmental Management and Forest Governance Support Activities (Peru Bosques)*



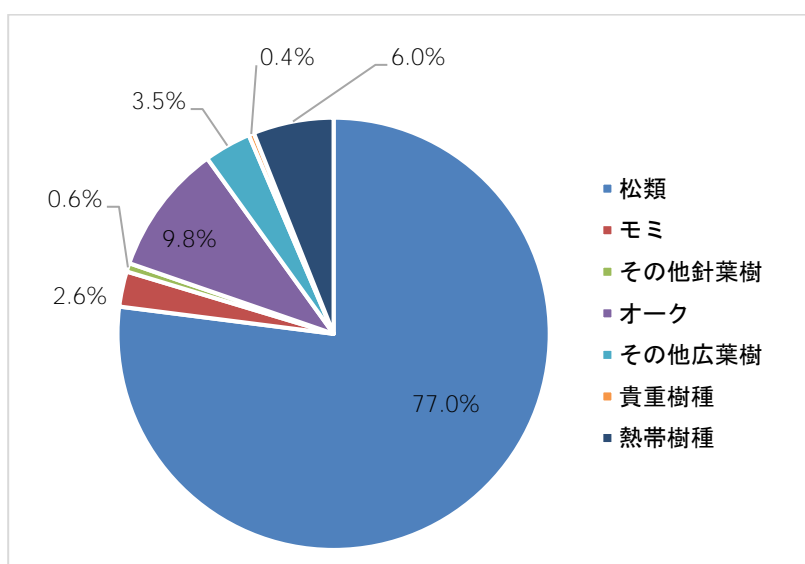
## 4.6 メキシコ

### 4.6.1 木材等の生産及び流通の状況

#### 1) 森林管理及び木材生産・消費の現況

メキシコの国土面積（1.94 億 ha）の 71.2%に相当する 1.38 億 ha が植生に覆われ、その内、温帯・冷温帯林は 3.4 千万 ha（24.6%）、熱帯林は 3.16 千万 ha（22.9%）それぞれ分布する（CONAFOR, 2017a）。森林面積の約 11%に相当する 0.74 千万 ha が生産林として区分され（CONAFOR, 2012）、自然保護地域（Áreas Naturales Protegidos: ANPs）が 182 箇所（合計 9.08 千万 ha<sup>1</sup>）設定される（CONANP, 2017）。FAO の推定によると、約 1.87 千万 ha の森林が未区分の状況にある（FAO, 2012）。

政府の統計情報によると、2004 年から 2015 年にかけてメキシコの年間木材生産量は 5.6 百万～6.9 百万 m<sup>3</sup>と推定され、樹種別では、松類（77%）、オーク（9.8%）、モミ類（2.6%）、熱帯樹種（6.0%）、貴重樹種（0.4%）という内訳であった（SEMARNAT, 2016）。生産量の最も高い松類には、アリゾナ松（*Pinus arizonica*）や、ドゥランゴ松（*Pinus durangensis*）、アパッチ松（*Pinus engelmannii*）が含まれる。熱帯樹種では、ブラックポイズンウッド（*Platymiscium yucatanum*）、サポディージャ（*Manilkara zapota*）、グラナディージャ（*Platymiscium yucatanum*）、マチチェ（*Lonchocarpus castilloi*）、グレゴリーウッド（*Bucida buceras*）、カタロックス（*Swartzia lindelli*）、ジリコッテ（*Cordia dodecandra*）等が木材に利用される。また、熱帯地方で伐採される商業的価値の高い貴重樹種として、マホガニー（*Switenia macrophylla*）とセドロ（*Cedrela odorata*、*Cedrela mexicana*）が挙げられる。



出典：SEMARNAT (2016)

図 4.6.1 メキシコにおける樹種別の木材生産量割合（2004 年～2015 年）

<sup>1</sup> 自然保護地域には、海洋地域も含まれる。

地域別では、丸太のほとんどが北部、中部の温帯・冷温地域に分布する松やオークの天然林から生産される。2015年の州別の生産量は、ドゥランゴ州（28.5%）、チワワ州（18.1%）、ミチョアカン州（7%）、ハリスコ州（6.7%）、オアハカ州（6.7%）という順であり、これら州で木材生産の67%を占めた（CONAFOR, 2017b）。熱帯林は、主に南東部に位置するユカタン半島のキンタナ・ロー州、カンペチェ州、ユカタン州に広がる。面積的には狭いが、熱帯林はタバスコ州、ナヤリト州、ハリスコ州、コリマ州、ミチョアカン州、オアハカ州、チアパス州、ベラクルス州にも分布する。マホガニーとセドロ等の貴重樹種は、ベラクルス州、キンタナ・ロー州、チアパス州で伐採される。

FAO（2010）の報告によれば、2010年の人工林の面積は温帯林、熱帯林合わせて3.2百万haと推定され、全森林面積の約4.9%を占めた。熱帯地方における主な造林樹種は、ユーカリ類（*E. urophylla*, *E. grandis*, *E. urograndis*）、メリーナ（*Gmelina arborea*）、パラゴム（*Hevea brasiliensis*）が挙げられ（JOFCA, 2013）、熱帯地域以外では松類の植林がほとんどである。近年は、経済的価値の高いマホガニー、セドロ、チーク（*Tectona grandis*）の造林が増加傾向にある。

政府の統計によると、メキシコの木材製品生産量は566万m<sup>3</sup>（2014年）、612万m<sup>3</sup>（2015年）であり（SEMARNAT, 2016）、その95%が天然林から生産されたと推定される<sup>2</sup>。製品タイプ毎生産量では、70%以上が製材である（表4.6.1）。

表 4.6.1 木材製品タイプごとの生産量（m<sup>3</sup>）

木材製品		2014年	2015年
製材		4,121,153	4,483,631
セルロース		455,037	490,046
ベニア・合板		212,534	272,813
柱		175,773	154,797
燃料	蒔	269,905	265,523
	炭	430,531	455,432

出展：SEMARNAT（2016）

## 2) 木材貿易の現況

メキシコはブラジル、ペルーに次ぎ中南米で第3位の森林面積を有するが（FAO, 2015）、その国内消費量の約70%を海外からの輸入材に頼っている。2015年の木材自給率は32%（紙製品を含むと44%）と推定される（表4.6.2）。

メキシコの林業、木材貿易の状況には、政府が促進する自由貿易が大きな影響を与えてきた。メキシコは、1994年1月に発足した米国・カナダとの北米自由貿易（NAFTA）をはじめ、46カ国と自由貿易協定（FTA）を結んでいる<sup>3</sup>。木材生産のほとんどが、地

<sup>2</sup> 聞き取り調査：SEMARNAT（2017年10月13日）。

<sup>3</sup> 日本とは2005年に経済連携協定（EPA）を締結した。

域社会共同体が管理する小規模な林業に由来し、米国、カナダ、チリ、ブラジル等の主要な木材輸入先で行われる大規模で機械化された林業に対する競争力の不足が問題となっている。特に、投資環境、機械化、効率と経営能力が課題として挙げられ（CONAFOR, 2012）、最大の木材貿易相手国である米国に比べて、メキシコの用材生産コストは35%~40%高いことが指摘される（JOFCA, 2013）。

2015年の国内消費量は19.3百万m<sup>3</sup>であり、ほとんどの木材生産量は国内市場向けであるが、輸出も行われる（表4.6.2）。同年のメキシコの木材製品輸出総額は4.15億米ドルであり、木材製品輸入額（16.29億米ドル）の約4分の1であった。2014年から2016年にかけて、輸出額別で木材の輸出先は、1位米国（90.2%）；2位カナダ（1.53%）；3位中国（1.14%）であり、米国に向けた輸出がほとんどを占める<sup>4</sup>。製品別では、乾燥板材は米国、カナダ、EU、ペルーに対して、柱材はチリに向けて多く輸出される。量は少ないものの、経済的価値の高いマホガニーやセドロからは高級家具が生産され、輸出されている。

表 4.6.2 2015年における生産、輸出入、国内消費（丸太100万m<sup>3</sup>換算量）

製品	板材	セルロース*	合板・ベニア	柱、杭、木樁	燃材（薪、炭）	枕木	計①	紙	計②
国内生産量	4,200	490	273	155	721	283	6,122	17,012	23,134
輸入量	6,107	6,516	3,287	51	10	42	16,012	18,797	34,809
輸出量	1,349	742	78	138	520	24	2,851	2,593	5,444
国内消費量	8,958	6,264	3,481	68	210	301	19,283	33,216	52,499
自給率	47%	8%	8%	228%	343%	94%	32%	51%	44%

\*セルロース生産に使われる木毛及び木粉を含む、計①：紙製品を含まない、計②：紙製品を含む  
出典：SEMARNAT（2016）

<sup>4</sup> 聞き取り調査：JETROメキシコ事務所（2017年10月2日）

## 4.6.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

### 1) 森林管理及び合法木材に関連する行政の体制

森林を含む天然資源行政を管轄するのは環境・天然資源省（Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales：SEMARNAT スペイン語略称）である。森林所有者が森林利用のために必要な森林管理プログラム（Programa de Manejo Forestal）の承認や木材の輸送許可、製材所設立の許可、製材の輸送許可を発行する。また SEMARNAT はワシントン条約（CITES）の管理当局としての役割を持ち、CITES に指定された樹種の輸出入許可書等の発行を行う。

SEMARNAT の外局である連邦環境検察局（Procuraduría Federal de Protección al Ambiente：PROFEPA スペイン語略称）は、自然資源が法制度に基づき適切に管理、利用、保全されているか検査を行う機関である。PROFEPA は、森林伐採現場、製材所、税関で丸太と木材製品の合法性について検査を行う。

森林の持続的管理を促進し、関連政策、計画、プログラムを策定・実施するのは、国家森林評議会（Comisión Nacional Forestal：CONAFOR スペイン語略称）である。CONAFOR は、SEMARNAT の外局として 2001 年に設立された。CONAFOR は森林管理、山火事対策、森林証明書のほか、生態系サービスに対する支払い（PES）や森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減（REDD+）の責任機関でもある。

生物多様性の課題に国家として取り組むために、国家生物多様性評議会（Comisión Nacional para el Conocimiento y Uso de la Biodiversidad：CONABIO スペイン語略称）が、分野横断的機関として 1992 年に設立された。CONABIO は、CITES の科学当局としての役割を持ち、SEMARNAT が管理当局を担当する。

行政機関ではないが、CONAFOR のイニシアティブによって森林管理ユニット（Unidad de Manejo Forestal: UMAFOR スペイン語略称）の設立が 2004 年から進められる。森林管理ユニットは、森林基本法第 112 条で規定され、森林管理レベルでは効率的に対処できない山火事や病虫害対策を含め、地域の持続的森林管理の促進と森林資源保全を目的に、ランドスケープ・レベル、または郡レベルで設立される。しかしながら、2017 年 10 月時点で森林管理ユニットが機能している州はチワワ州とドゥランド州だけである。森林管理ユニットの資金は CONAFOR の補助金であるが、いくつかの森林管理ユニットでは、参加する森林所有者から運営資金が出資される。

メキシコには 31 州と 1 連邦区があるが、森林政策を策定する SEMARNAT、検査を担当する PROFEPA、森林管理を促進する CONAFOR などの連邦政府機関に比べて州政府の森林行政に関する役割と責任は限られている。

### 2) 関連法令及び必要書類等

森林管理に関する主な法令を表 4.6.3 に取りまとめる

表 4.6.3 メキシコの森林管理に関連する主要な法令

法令	森林管理に関する内容	リンク先
メキシコ合衆国憲法 (Constitución Política de los Estados Unidos Mexicano ) (1997 年改正)	森林を含む自然資源の所有権、利用と保全に関わる基礎的な法的枠組みを示す。	<a href="http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/1_240217.pdf">http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/1_240217.pdf</a>
農業法 (Ley Agraria) (1992 年制定、2017 年改正)	土地と資源管理について (エヒードとコミュニティの土地所有権を含む) 規定する。	<a href="http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/13_270317.pdf">http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/13_270317.pdf</a>
森林基本法 (Ley General de Desarrollo Forestal Sustentable y su Reglamento) (2003 年制定)	森林資源と生態系サービスの保全、回復と持続的利用の促進を目的とする (2017 年 10 月時点で、改正案が国会で議論される)。	<a href="https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/147860/Reglamento_de_la_Ley_General_de_Developmento_Forestal_Sustentable.pdf">https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/147860/Reglamento_de_la_Ley_General_de_Developmento_Forestal_Sustentable.pdf</a>
環境保全基本法 (Ley General del Equilibrio Ecológico y la Protección al Ambiente) (1998 年制定、2017 年改正)	土壌、水、森林を含む自然資源の保全、回復、持続的利用について規定する。	<a href="http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/148_240117.pdf">http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/148_240117.pdf</a>
野生動物基本法 (Ley General de Vida Silvestre) (2000 年制定、2016 年改正)	種の保全とリスクの見地から木材・非木材林産物の持続的利用と保全を規定する。	<a href="http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/146_191216.pdf">http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/146_191216.pdf</a>
持続的地域開発法 (Ley de Desarrollo Rural Sustentable) (2001 年制定、2012 年改正)	生態系サービスへの支払い (PES) を規定する。	<a href="http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/235.pdf">http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/235.pdf</a>
気候変動基本法 (Ley General de Cambio Climático) (2012 年制定、2016 年改正)	エネルギー、ガス、交通、農業、製造産業、廃棄物処理と共に、森林を気候変動緩和のための優先セクターと位置づける。	<a href="http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LGCC_010616.pdf">http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LGCC_010616.pdf</a>

## (1) 合法的な伐採権

### ① 土地所有権

メキシコの土地所有権は、公的所有、私的所有、共同体的所有の 3 つに区分できる。1917 年に制定されたメキシコ憲法第 27 条は、「すべての土地と水資源は元来国家に属し、国家は私有財産としてそれらの所有権を個人に譲渡する権利を有する。」と規定する (CONAFOR, 2016)。

メキシコでは、社会革命の根幹として 1915 年～1940 年にかけて実施された農地改革 (石井, 2006) の結果、森林の 70% が約 7500 の社会共同体により集団的に所有・管理されていると推定され (FAO, 2010; Corbera et al, 2011)、地域住民による社会林業はメキシコの特徴となっている (McDermott et al, 2010)。地域共同体による土地所有には、エヒード (Ejido) と呼ばれる農民グループの所有する土地と先住民族グループを含む地域コミュニティが所有する土地が含まれる：

- エヒード：メキシコ革命体制下に進められた農地改革で、地域の農民共同体に対して分配された土地とともに、その土地及び水利権を受けるために結成された社会的共同体を示す (谷, 2013)。エヒードの土地は、集団的に管理される共有地 (Tierras de uso común) とエヒードのメンバーが個別に管理、耕作する耕

地 (Parcela)、そして居住区に分けられ、森林は共有地として取り扱われる。エヒードの統治構造は法によって定められており、年に 1~2 回開催される総会 (Asamblea General) が最高位の意思決定メカニズムであり、執行機関としてエヒード委員会 (Comisariado ejidal)、監査機関として監査委員会 (Consejo de vigilancia) が設置される。エヒードの総会で投票権を有するメンバーはエヒダタリオ (ejidatario) と呼ばれ、耕作権を持ち、共有地である森林から得られる経済的利益を受けることが出来る。投票権と耕作権を持たないが、当該エヒードで働く農民はアベシンダード (avecindado)<sup>5</sup> と呼ばれる。

- 地域コミュニティが共同体として所有する土地：スペインによる植民地化が始まる以前に先住民族グループや農民グループが共同的に所有していた土地で、農地改革を通じて返却された土地。エヒードと地域コミュニティによる集団的土地所有は、制度的に違いが小さく、総会による意思決定メカニズムや統治構造など、体制についてはほぼ同じだと捉えられる (谷, 2013)。

1992 年の憲法第 27 条改正により農地所有制度が抜本的に変更され、エヒードやコミュニティによって所有される土地のうち、個人所有の土地権の売却・貸与・担保化が可能になった (Corbera et al, 2011)。また同改正により、土地所有に関する制限が大幅に緩和され、民間企業は 2 万 ha の森林の所有が認められる。FAO (2010) の報告によると、企業や個人による個人所有は森林全体の約 26%、連邦政府等により公的に所有される森林は 4%と推定される (表 4.6.4)。政府機関の所有する森林のほとんどは、自然保護地域に指定され、連邦・州・郡政府機関が管轄する。

表 4.6.4 メキシコの土地所有権タイプと森林面積

土地所有権タイプ	所有者	森林面積 (ha)	割合
公有	連邦・州・郡政府、国営企業等	2,592,080	4%
私的所有	民間企業、個人、	16,848,520	26%
共同体的所有	エヒード、コミュニティ	45,361,400	70%

出典：FAO (2010) に基づき作成

## ② コンセッション・ライセンス

メキシコでは木材生産のためのコンセッション制度は実施されていない (NEPCon, 2017)。森林コンセッション制度は 1940 年から開始され、国有企業や民間業者による森林経営・伐採が行われた。しかしながら、1986 年の森林基本法改正によってエヒードやコミュニティの森林利用が促進され、コンセッション制度は廃止された (Merino, 2001)。

## ③ 森林管理・伐採計画

森林管理・伐採は、森林基本法 (73 条と 84 条) にて提出が必要な文書と手続きが

<sup>5</sup> エヒダタリオの人数はアベシンダードに比べて少ない。チワワ州のエヒードである Ejido El Caldillo では、エヒダタリオ 242 人に対してアベシンダードが 2800 人存在する。



規定され、その承認は SEMARNAT が行う。天然林の管理・伐採は、10 年または 15 年間の管理計画である“森林管理プログラム (Programa de Manejo Forestal)”に基づき実施される。エヒードや地域コミュニティなどの森林所有者は、国家森林レジストリー (Registro Nacional Forestal) <sup>6</sup>に登録された森林技師 (Prestador de Servicios Técnicos Forestales) に依頼し、森林管理プログラムを策定する。

森林管理プログラムに含まれる内容とその基準は、SEMARNAT の規則「NOM-152-SEMARNAT-2006」<sup>7</sup>にて定められ、森林インベントリー、区画分け、年間伐採予定量、伐採方法、伐採の最小胸高直径サイズ、搬出方法、林道計画、輸送方法と輸送先、山火事対策、病虫害対策、更新 (植林) 方法、環境インパクト対策等が必要な情報として求められる。また、土地所有権を示す法的文書や土地権について紛争がないこと宣誓する文書もプログラムの一部として提出が義務づけられる。

プログラムの対象となる森林に 20ha 以上の熱帯林や自然保護地域が含まれる場合、または、更新の難しい樹種、CITES やメキシコ国内で定められた保全対象樹種<sup>8</sup>が伐採対象となる場合は、環境保全基本法に基づき環境インパクトに関する申告書 (Manifestación de Impacto Ambiental) の提出が必要となる。

なお、森林プランテーションの場合には、森林管理プログラムの代わりにプランテーション登録証明書 (Constancia de Registro) と略式森林プランテーション管理プログラム (Programa de Manejo de Plantación Forstal Simplificado) を SEMARNAT に提出する。

#### ④伐採許可

森林基本法第 76 条に従って、州の SEMARNAT 州事務所が提出された森林管理プログラムを審査し、受理から 60 日以内に承認または非承認の結果を通知する。さらに SEMARNAT は、年間伐採量の上限を含む伐採許可を発行する。承認された森林管理プログラムと関連規則に従い、森林技師は伐採予定木インベントリー (Relación de marqueo) (図 4.6.2) を作成し、伐採する木に印をつける。伐採予定木インベントリーは、丸太を輸送する際に義務付けられる丸太輸送許可証 (Remisión forestal) を申請するために必要となる。

<sup>6</sup> メキシコ国家森林レジストリー (Registro Nacional Forestal) :

<http://www.cnf.gob.mx:8090/snif/portal/registro-forestal-nacional>

<sup>7</sup> NOM-152-SEMARNAT-2006: [http://dof.gob.mx/nota\\_detalle.php?codigo=5064731&fecha=17/10/2008](http://dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5064731&fecha=17/10/2008)

<sup>8</sup> NOM-059-SEMARNAT-2010:

[http://www.profepa.gob.mx/innovaportal/file/435/1/NOM\\_059\\_SEMARNAT\\_2010.pdf](http://www.profepa.gob.mx/innovaportal/file/435/1/NOM_059_SEMARNAT_2010.pdf)

図 4.6.2 伐採予定木インベントリー（Relación de marqueo）

## (2) 納税と使用料支払

### ①ロイヤルティの支払と伐採手数料

森林伐採には、伐採許可手数料が課せられる。手数料は森林植生タイプ（温帯林または乾燥林）と伐採量（m<sup>3</sup>）に基づき SEMARNAT が定める（表 4.6.5）。熱帯林や自然保護地域、また更新が難しい樹種が対象の場合は、伐採許可の代わりに、環境インパクト申告書の策定が必要となる。環境インパクト申告書は、SEMARNAT が規定するインパクトのレベル<sup>9</sup>に応じた手数料が課せられる（表 4.6.5）。

表 4.6.5 伐採手数料及び環境インパクト申請書手数料

手数料タイプ	森林植生	伐採量 (m <sup>3</sup> )	手数料 MXN (JPY)
伐採許可	温帯林・冷温帯林	500-1000 m <sup>3</sup>	\$3,740 (22,216 円)
		1000-5000 m <sup>3</sup>	\$5,112 (30,365 円)
		5000 m <sup>3</sup> 以上	\$6,545 (38,877 円)
	乾燥林	500-1000 m <sup>3</sup>	\$2,636 (15,658 円)
		1000-5000 m <sup>3</sup>	\$3,193 (18,966 円)
		5000 m <sup>3</sup> 以上	\$4,139 (24,586 円)
環境インパクト申告書	熱帯林、CITES 樹種、NOM-059、自然保護地域 (ANPs)	小(環境インパクト)	\$23,343 (13,657 円)
		中(環境インパクト)	\$46,687 (277,321 円)
		大(環境インパクト)	\$70,031 (415,984 円)

※5.94 円/メキシコペソで計算：<https://www.oanda.com/lang/ja/currency/converter/>  
 出典：FAO (2012)

### ②付加価値税とその他売上・販売税

他の製品と同様に、木材に付加価値が加えられるとき、または支払いの際に 16% の

<sup>9</sup> SEMARNAT：<https://www.gob.mx/semarnat/documentos/tramite-semarnat-04-002-a>

付加価値税（Impuesto al Valor Agregado: IVA スペイン語略称）が課せられる（FAO, 2012）。ただし、原料（立木や丸太）には付加価値税は適用されない（NEPCon, 2017）。

### ③収入及び利益税

事業者の組織形態によって、年間利益の30%の利益税（Impuesto Sobre la Renta : ISR スペイン語略称）または、収入の17.5%である法人税（Impuesto Empresarial a Tasa Unica : IETU スペイン語略称）が適用される（FAO, 2012）。

## （3）伐採施業

### ① 林業（木材伐採）規則

森林基本法と関連規則によって定められる原則や基準、手続きに従い、伐採には SEMARNAT の承認が必要となる。天然林施行に適用される森林管理プログラムの内容とその実施については、「NOM-152-SEMARNAT-2006」<sup>7</sup>が規定する。また、輸送と保管に関する手順や基準については「NOM-005-RECENAT」<sup>10</sup>が示す。

森林管理プログラムが承認された後、森林技師は、伐採予定木インベントリー（図 4.6.2）を SEMARNAT に提出し、森林で伐採予定木に印をつける（図 4.6.3）。



図 4.6.3 伐採された松（伐採予定を示す印：根元）

SEMARNAT による伐採許可の有効期限は、毎年 12 月 31 日までである。一般的には、翌年の 1 月に森林技師は年間報告書（Informe annual）（図 4.6.4）を作成し、伐採・保全・山火事対策等の森林管理プログラムに基づき実施した活動について SEMARNAT に報告する。年間報告書の提出は、新たな森林伐採許可を得るために必要とされる。

<sup>10</sup> NOM-005-RECENAT : <http://www.profepa.gob.mx/innovaportal/file/3300/1/nom-005-semarnat-1997.pdf>

Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales  
Subsecretaría de Gestión para la Protección Ambiental  
Dirección General de Gestión Forestal y Suelos

**Informe anual sobre la ejecución, desarrollo y cumplimiento del programa de aprovechamiento forestal**  
SEMARNAT-03-011

Nombre del formato	Fecha de publicación del formato en el DOF
FF-SEMARNAT-05B	17 / 10 / 2016 DD / MM / AAAA
Lugar de la solicitud	Fecha de la solicitud
Hidalgo del Parral, Chihuahua	01 / 02 / 2017 DD / MM / AAAA

**I. Datos generales del solicitante**

CURP (Personas físicas)	Nombres:
RFC: ETES11014NCS	Primer apellido:
RUPA (Opcional)	Segundo apellido:
Persona física	Nombres:
Nombres:	Primer apellido:
Primer apellido:	Segundo apellido:
Segundo apellido:	Domicilio y oficina de contacto
Persona moral	Código postal:
Denominación o razón social:	Calle:
Estado El Tecuán	Domicilio Conocido
Representante legal (De ser el caso)	Número exterior:
Nombres:	Número interior:
Primer apellido:	Colonia:
Segundo apellido:	Ciudad o población:
Persona autorizada para recibir notificaciones	Municipio o delegación:
Nombres:	Estado:
Primer apellido:	Clave Lada:
Segundo apellido:	Teléfono:
	Extensión:
	Teléfono móvil (opcional):
	Correo electrónico (para recibir notificaciones):

De conformidad con los artículos 4 y 69-A1, fracción V de la Ley Federal de Procedimiento Administrativo, los formatos para solicitar trámites y servicios, deberán publicarse en el Diario Oficial de la Federación (DOF)

Contacto:  
Av. Felipe Pescador 225, Cto. Arbolito,  
Ciudad de México, México, D.F. 06702  
C.P. 11023, Tel: (55) 54 54 00 00

Página 1 de 23

図 4.6.4 年間報告書 (Informe annual)

森林基本法と環境基本法に基づき、PROFEPA は伐採現場、輸送、集積場、製材所等の検査を行う。検査対象は、丸太や製材等であり、紙やパルプは含まれない。

森林管理については、森林管理プログラム、伐採予定木インベントリー、年間報告書を確認し、伐採面積の2%に相当する面積をサンプリング調査する。サンプリング調査では、土地利用、伐採量、そして持続的森林管理について検証が行われる。具体的には、PROFEPA の検査官は、予定された樹木だけが伐採されたかどうか確認し、伐採箇所の直径から伐採量を推定する。さらに、更新状況や防火対策が行われているかどうか確認し、関連規則が遵守されたかどうか検査する。なお、PROFEPA の業務は、林業だけでなく、廃棄物処理、野生動物、海洋資源、環境インパクトなど多様な環境・自然資源を対象とする。約 500 人の検査官が全国で活動するが、広大な面積と多様な検査対象から人材の不足が指摘されており、すべての森林管理プログラムが定期的に検査、モニタリングされるわけではない<sup>11</sup>。

## ②保護地域及び樹種

メキシコでは、182 の自然保護地域が設定され、総面積は 9.08 千万 ha に及ぶ。自

<sup>11</sup> 聞き取り調査：Servicio Técnicos para Productores Forestales S.A (2017 年 10 月 11 日)



自然保護地域は 1996 年に改正された環境保全基本法に基づき、生物多様性条約 (CBD) に対応するよう 6 つのカテゴリーに分類され、海洋地域も保全地域に含まれる (表 4.6.6)。

表 4.6.6 メキシコの自然保護地域 (Áreas Naturales Protegidas: ANPs)  
(2017 年 7 月時点)

自然保護地域	数	面積 (ha)	保護地域全体に占める割合 (%)
生物圏保護区 (Reserva de la biosfera)	45	77,761,531	85.60
国立公園 (Parque Nacional)	66	1,411,319	1.55
自然史跡 (Monumento natural)	5	16,269	0.02
天然資源保護区 (Área protectora de RN)	8	4,503,345	4.96
動植物相保護区 (Área de Protección de Flora y Fauna)	40	6,996,864	7.70
保護区 (Sanctuario)	18	150,193	0.17
合計	182	90,839,521.55	100.0

出典 : CONANP: [http://sig.conanp.gob.mx/website/pagsig/datos\\_anp.htm](http://sig.conanp.gob.mx/website/pagsig/datos_anp.htm)

自然保護地域を管轄するのは、国家自然保護地域評議会 (Comisión Nacional de Áreas Naturales Protegidas : CONANP スペイン語略称) である。自然保護地域で可能な活動には、調査、バイオテクノロジーに関する利用、森林資源の活用、漁業、水資源、観光業、撮影、鉱山資源の活用が挙げられるが、環境インパクト申請書の提出と特別許可が必要となる。

樹種の保全に関連して、SEMARNAT は、生物多様性の保全を目的とした国内基準「NOM-059-SEMARNAT-2010」<sup>8</sup>を策定し、リスクに基づき 4 つのカテゴリーと該当野生動植物種を特定している :

- すでに絶滅したと考えられる野生動植物種 / Probablemente extinta en el medio silvestre (E) : 49 種 :
- 絶滅の恐れがある野生動植物種 / En peligro de extinción (P) : 475 種
- 生存が脅かされている野生動植物種 / Amenazadas (A) : 896 種
- 特別の保護対象となる野生動植物種 / Sujetas a protección especial (Pr) : 1,185 種

「NOM-059-SEMARNAT-2010」のリスク・カテゴリーに該当する樹種を伐採する場合は、野生動物基本法に従い、SEMARNAT の環境管理ユニット (Environmental Management Unit: UMA スペイン語略称) の許可が必要となる。

## ② 環境配慮事項

森林基本法は、森林管理プログラムを策定する際の配慮すべき環境的事項を定め、該当する場合には、保護区や伐採禁止区域を設定することを義務付ける。天然林施業における環境配慮事項として、伐採による動植物相のリスク、年間成長量、回復性などが含まれる。そうした事項を考慮して、森林管理プログラムでは、伐採方法、伐期、使用機材、植生回復方法、植林、山火事対策、病虫害対策等を明確に示す必要がある。

環境インパクト申請書は環境基本法（第 30 条）によって規定され、環境インパクト評価制度の下に位置づけられる。環境インパクト申請書は以下の場合に提出が求められる：

- 森林、天然林、乾燥・半乾燥地における土地利用変化
- 外来樹種を使った 20ha 以上の森林プランテーション
- 更新が難しい樹種の伐採
- 自然保護地域での森林伐採
- 湿潤地、マングローブ、湖沼、河川、海岸地域での工事や活動

環境インパクト申告書では、活動によって生じ得る生態系に対する影響、影響を受ける生態系、予防策、そして影響を軽減するための方策を説明することが求められる。また、環境基本法（第 35 条）により、州政府や郡政府は、地方レベルの環境影響評価が必要となる特定の活動を定めることが出来る。

#### ④安全衛生

労働者の安全衛生は、労働・社会福祉省（Secretaría del Trabajo y Previsión Social : STPS スペイン語略称）の管轄である。STEPS の規則「NOM-008-STPS-2013」<sup>12</sup>は、森林伐採、保管・輸送、加工における労働の安全と衛生に関するガイドラインを示す。同規則は、雇用者と労働者の責任を明らかにし、伐採に関する安全防具、伐採と輸送に関する安全対策、機械の安全使用、農薬の使用について規定する。

森林労働者の多くは、エヒードや地域コミュニティのメンバーか周辺地域からの労働者である<sup>13</sup>。安全衛生に関する公式な統計データは存在しないが、NEPCon（2017）の報告によると、森林認証を受けた森林管理以外では、安全対策は十分に採られていないことが指摘される。

#### ⑤合法的な雇用

林業セクターの雇用には、2つのタイプがある：

- エヒードまたはコミュニティに雇用される場合：一般的に労働者はエヒードやコミュニティのメンバー、または周辺地域の住民である。雇用は、エヒードまたはコミュニティの内部規則と最高意思決定機関である総会の決定に従う；
- 伐採事業者や製材所に雇用される場合。

いずれの場合でも、林業セクターの雇用は、連邦労働法（Ley Federal de Trabajo）<sup>14</sup>によって以下の規則の遵守が義務付けられる：

- 18 歳未満の雇用を禁止する；

<sup>12</sup> 林業セクターの安全衛生に関する規則（NOM-008-STPS-2013）：  
[http://www.dof.gob.mx/nota\\_detalle.php?codigo=5320271&fecha=31/10/2013](http://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5320271&fecha=31/10/2013)

<sup>13</sup> 聞き取り調査：UMAFOR Balleza（2017 年 10 月 10 日）

<sup>14</sup> メキシコ連邦労働法（Ley Federal de Trabajo）：  
[http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/125\\_120615.pdf](http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/125_120615.pdf)



- 女性も男性と同様の労働権利を有する；
- 労働条件を書面で示す；
- 労働者の権利（勤務時間、休日、給与等）を保証する。

林業セクターではないが、López (2006) の報告によると、メキシコの農業セクターにける未成年者の労働問題が指摘される。PROFEPA による森林管理と製材所の検査は、主に、環境基本法が遵守されているかどうかの検査であり、労働の合法性、安全と衛生等は検査対象として重要視されていない<sup>15</sup>。

#### **(4) 第三者の権利**

##### **①慣習的な権利**

慣習的な権利に関する特定の法令はない。しかしながら、土地所有に関する法的枠組みにおいて、先住民族は、エヒードや非先住民族コミュニティと同じ権利を有すると考えられる。メキシコ憲法第2条は、先住民族の自治権を認めている。さらに、農業法第146条は、先住民族の土地は法に従い守られるべきと明記し、森林基本法第2条は、先住民族の森林資源の利用権を尊重すると示す。

##### **②FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）**

FPICに関する特定の法令はない。エヒードとコミュニティは総会という民主的な意思決定メカニズムを通じて共有地や森林管理に関する情報共有、コンサルテーション、意思決定を行う（NEPCon 2017）。ただし、エヒードの制度では、投票権や耕作権を持たないアベシンダードの意思決定プロセスへの参加は限られる。

##### **③先住民族の権利**

2010年に実施された戸籍調査によると、メキシコ総人口の14.9%に相当する6,102,646人が先住民だと推定される（NEPCon, 2017）。

メキシコは、先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年）の署名国であり、メキシコ憲法は、先住民族の社会・経済・文化的価値を認め、彼らの習慣と自治権を考慮すると明記する。さらに農業法や森林基本法は、先住民族の土地所有権と自然資源へのアクセス権を認めている。このように法的には先住民族の権利は保証されているが、実際には彼らの土地所有権や資源へのアクセスに対する侵害が報告される（Corbera et al, 2013; NEPCon, 2017）。土地権に関する紛争を解決するためにメキシコ政府は、1992年に農業裁判所を設立した。また、SEMARNATは土地所有権に関して紛争が認められる場合には、森林管理プログラムの承認を行わない。

---

<sup>15</sup> 聞き取り調査：Servicio Técnicos para Productores Forestales S.A (2017年10月11日)

## (5) 貿易と輸送

### ① 樹種、量、品質の分類

森林管理プログラムのガイドラインを提供する「NOM-152」は、樹種、伐採量、管理方法について基準を定める。プログラムでは、伐採する樹種の学名、一般名、樹種別の伐採予定量の他、該当する場合には「NOM-059」で定められたリスク・カテゴリーを示さなければならない。一方で、丸太の輸送に必要な文書（Remisión forestal）では、樹種名の記載方法が統一されていない。プランテーションからの輸送や、イダルゴ州では学名が記載されるが（NEPCon, 2017）、チワワ州では、松（*Pinus spp.*）やオーク（*Quercus spp.*）のように属名だけ記載され輸送される。

### ② 貿易と輸送

森林基本法規定第 95 条は、丸太や板、柱などの木材を輸送するために必要な書類として以下を定める：

- 丸太輸送許可証（Remisión forestal）：森林管理プログラムまたは略式森林プランテーション管理プログラムに基づいて生産された丸太を 1 次加工場（製材所）に輸送するための許可証；
- 木材積み替え許可証（Reembarque forestal）：製材所から 1 次加工品（木材）を輸送するための許可証；
- 税関申告書と支払いに関する文書：輸入材を保税倉庫から輸送するために必要とされる（輸入品目や製品の使い道(用途)と行き先が記される）。

丸太輸送許可証（図 4.6.5）は、伐採予定木インベントリー（図 4.6.2）を基に、SEMARNAT から森林所有者に対して発行される。丸太輸送許可証には、以下の情報が示される：

- 森林管理情報：森林所有者の名前、森林管理／略式森林プランテーション管理プログラム、森林の場所等
- 許可内容：許可証番号、許可された伐採量（m<sup>3</sup>）、樹種（学名または属名）、許可証の有効期限等
- 丸太の輸送先情報：輸送先名、住所、登録コード等
- 輸送製品情報：樹種名（または属名）、輸送量（許可された輸送量からこれまでに輸送された分を差し引いた量、今回の輸送量、残りの輸送可能量）
- 輸送手段情報：所有者、輸送手段、登録番号等

図 4.6.5 丸太輸送許可証 (Remisión forestal)

丸太輸送許可証は 2 部発行され、1 部は森林所有者が保管、もう 1 部は丸太と共に運ばれ、輸送先である製材業者等が保管する。製材所から加工した木材（板や柱）を輸送するためには、SEMARNAT が発行する木材積み替え許可証 (Reembarque forestal) (図 4.6.6) が必要となる。木材積み替え許可証には以下の情報が含まれる：

- 製材業者の情報：名前、住所、登録番号
- 許可内容：輸送許可量 (m<sup>3</sup>)
- 輸送先情報：名前、住所、登録番号等
- 輸送木材情報：木材名、樹種名 (学名または属名)、数、量 (m<sup>3</sup>)
- 輸送手段情報：所有者、輸送手段、登録番号等

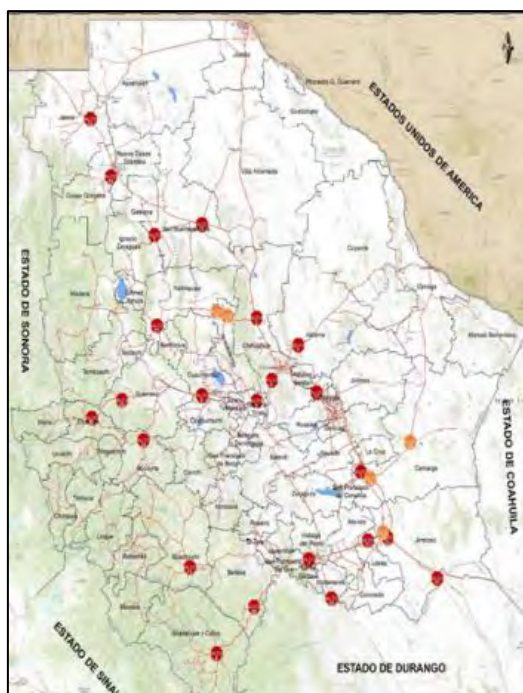
木材積み替え許可証の申請には、その木材の原料となった丸太の輸送許可証の提出が必要である。木材積み替え許可証は 2 部発行され、1 部は製材業者が保管、もう一部は木材と共に運ばれ輸送先が保管する。

一般的に 1 つの木材積み替え許可証発行には、複数の丸太輸送許可証が申請に使われる。しかしながら、木材積み替え許可証には、申請に使われた丸太輸送許可証の情報が記載されない。つまり、加工された木材がどの森林管理／略式森林プランテーション管理プログラムに由来するのか追跡することはできない。ただし、製材業者は、木材積み替え許可証とその申請に使われた丸太輸送許可証を一緒に 5 年間は保管することとなっている。許可証を確認することで、製材に使われた丸太が伐採された (複数の) 森林管理／略式森林プランテーションプログラムを特定することは可能である。

また、製材所から生産されるチップや薪材を輸送するためには、木材積み替え許可証は求められない。これら製品の輸送には、インボイスが必要となる。







出典：Departamento de Control y Vigilancia de la Producción Forestal, Chihuahua (2017)

図 4.6.7 チワワ州監視所の位置



図 4.6.8 監視所（チワワ州ベルヘル市）



図 4.6.9 丸太積載量の検査（チワワ州ベルヘル市）

PROFEPA は製材所の検査を実施し、丸太輸送許可証、木材積み替え許可証、領収書等を確認する。SEMARNAT に記録された歩留まり率に基づき、PROFEPA はインプット（製材所に輸送された丸太材積量）からアウトプット（生産された木材材積量）を推定する。推定されたアウトプット量と木材積み替え許可証に記録された木材合計量に大きな違いがある場合には、PROFEPA は SEMARNAT に報告し、行政処分（丸太・木

材の押収、罰金、許可の停止、失効等)を課す権限を有す。さらに、重大な違反が見つかった場合には、司法手続き管轄する公共省 (Secretariat of Public Security : SSP スペイン語略称) に報告する。

2015年にPROFEPAは、森林管理や製材所も含め、全国で3,742回の森林に関する検査を実施し、40,255m<sup>3</sup>の木材、554トンの炭を押収した。さらに106人を環境犯罪の容疑で公共省に報告した (PROFEPA, 2015)。

### ③外国間貿易と振替価格操作

外国間貿易と為替価格操作に関する特定の法制度はない (NEPCon 2017)。

### ④税関規則

税関を管轄する省庁は財務省 (Secretariat of Finance and Public Credit : SHCP スペイン語略称) である。税関については、税関法 (Ley Aduanera)<sup>17</sup>及びその規則 (Reglamento de la Ley Aduanera)<sup>18</sup>にて規定される。

木材を輸入するためには、輸入業者はインボイス、パッケージリスト、税関申告書、原産国証明書、検疫証明書の提出が義務付けられる。さらに、SEMARNATは製材など木材製品毎に必要な検疫の規則を定める (表 4.6.7)。

表 4.6.7 木材製品輸入のための検疫手続きに関する SEMARNAT 規則

SEMARNAT 規定	対象製品
NOM-013-SEMARNAT-2010	クリスマスツリー
NOM-016-SEMARNAT-2013	製材
NOM-029-SEMARNAT-2003	竹、ラタン、つる植物を使った製品
NOM-144-SEMARNAT-2012	木材梱包資材

税関では、PROFEPAが書類の確認と実際に木材 (樹種、量、害虫の有無、乾燥度、樹皮の有無等) の検査を行い、輸入許可の判断を行う<sup>19</sup>。書類の不備、情報の虚偽 (樹種名、輸送量)、また実際に害虫等が見つかった場合には、輸入許可が下りない。

木材製品を輸出する際は、輸出相手国の定める事項を満たす必要があるが、国内法により、インボイス、税関委任状、パッケージリスト、原産地証明、輸出のための検疫証明、輸送書類、通関委任状 ((Encargo conferido) 及び通関業務指示書が必要とされる。検疫証明書は SEMARNAT から発行される、申請には、申請者情報、輸出木材に関する情報 (一般名、学名、量、生産地、輸出先等) 及び輸出先情報が求められる<sup>20</sup>。取り扱う樹種が CITES または NOM-059 に該当する場合には、検疫証明書を取得する前に、合法的に伐採されたことを示す証明書 (CITES 許可証等) が必要となる。

<sup>17</sup> メキシコ税関法 (Ley Aduanera) : [http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/12\\_270117.pdf](http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/12_270117.pdf)

<sup>18</sup> メキシコ税関法規則 (Reglamento de la Ley Aduanera) :

[http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/regley/Reg\\_LAdua\\_200415.pdf](http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/regley/Reg_LAdua_200415.pdf)

<sup>19</sup> 聞き取り調査 : SEMARNAT (2017年10月13日)。メキシコは米国のクリスマスツリー (生木) 最大の輸入国である。また、木材梱包資材のためブラジル、チリ、ペルーから未乾燥材を輸入する。こうした生木や未乾燥材には害虫のリスクが高い。

<sup>20</sup> 輸出および再輸出のための検疫証明書申請 : <https://www.gob.mx/tramites/ficha/certificado-fitosanitario-para-exportar-o-reexportar-productos-forestales/SEMARNAT452>



さらに、税関にて PROFEPA が合法証明文書と木材製品の検査を行う<sup>21</sup>。

#### ⑤ CITES (ワシントン条約)

SEMARNAT の野生動物局 (Dirección General de Vida Silvestre : DGVS スペイン語略称) が CITES の管理当局、CONABIO が科学当局の役割を果たし、PROFEPA は CITES の規則が遵守されているか検査を実施する。

CITES 条約付属書で指定される樹種の輸入、輸出、再輸出に関しては、野生動物基本法規則 (Reglamento de la Ley General de Vida Silvestre)<sup>22</sup> にて規定される。CITES で指定される樹種を輸出するためには、CONABIO が発行する野生生物種の存続に悪影響が無いことを示す無害証明 (Non-Detriment Extraction Finding) に基づき、SERFOR から CITES 許可証が発行される。税関では、PROFEPA が CITES 許可証と品目を検査する。

CITES 樹種の中では、マホガニーやセドロが高級木材として輸出される。また近年は、ダルベルギア (*Dalbergia retusa* と *Dalbergia granadillo*) の中国に向けた輸出量が増加しており、違法な輸出が指摘される<sup>23</sup>。NEPCon (2017) によると、2012 年から 2013 年にかけてメキシコの税関で 758m<sup>3</sup> の熱帯林木材が違法材として押収され、組織的犯罪の可能性が示唆される。

#### ⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

デュー・ディリジェンス/デュー・ケアに関する特定の法制度はない (NEPCon 2017)。

### 4.6.3 その他木材等の適正な流通の確保に関する情報

#### 1) リスク緩和措置：森林認証制度及び CoC 認証制度

メキシコでは、森林に認証及び CoC 認証に関して、表 4.6.8 の示すよう 4 つの認証制度が運用される。その内、ATP と NMX はメキシコ政府が開発した認証制度である。

<sup>21</sup> 税関での検査では、申告された木材の量と検査結果量が一致しない場合や、申告樹種と実際の樹種が異なる違反が見つかる。高級木材として輸出量が増加傾向にあるダルベルギア (*Dalbergia retusa*, *Dalbergia granadillo*) は、特に見分けることが難しい (聞き取り調査：PROFEPA 2017 年 10 月 3 日)

<sup>22</sup> メキシコ野生動物基本法規則 (Reglamento de la Ley General de Vida Silvestre) : [http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/regley/Reg\\_LGVS.pdf](http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/regley/Reg_LGVS.pdf)

<sup>23</sup> 聞き取り調査：SEMARNAT (2017 年 10 月 13 日)

表 4.6.9 メキシコで運用される森林認証制度

認証制度	タイプ	制度内容
Áuditoría Técnica Preventiva (ATP)	メキシコ国内	森林管理が森林管理プログラムに従って行われているか審査、認証する
NMX-AA-143-SCFI-2015 (NMX)	メキシコ国内	社会・環境・経済的に持続可能な森林管理が行われているか審査、認証する
FSC 森林管理認証 (FM)	国際	社会・環境・経済的に持続可能な森林管理が行われているか審査・認証する
FSC CoC 認証	国際	FSC-FM 認証材から収穫された認証材が消費者の手に届くまでの加工・流通過程を認証する

FSC-FM とメキシコ独自の森林管理認証制度（ATP と NMX）の関係について、FSC メキシコは「FSC 原則<sup>24</sup>の 7 は ATP に対応、また原則の 1～6 と 9 は NMX の原則に対応する」と説明する<sup>25</sup>。表 4.6.10 に NMX と FSC 森林認証の比較を示す。

表 4.6.10 NMX と FSC-FM の比較

森林認証	原則	基準	指標
NMX	9	34	120
FSC-FM	10	70	202

参照：CONAFOR (2017)

CONAFOR は、FSC を含む森林認証を取得するために補助金を提供するほか、NMX を取得した森林管理に対して、森林管理プログラムの更新手続きの簡素化や生態系サービスへの支払い (PES) 制度への参加権利など、認証取得に対するインセンティブを設けている。また、2007 年 9 月の大統領令 (Decreto Presidencial) によって、連邦政府機関は持続的に管理された森林から木材製品を調達する方針が示され<sup>26</sup>、さらにミチュアカン州やキンタ・ロー州政府は認証材を自主的に購入している<sup>27</sup>。認証材を促進するために、CONAFOR は国連開発計画 (UNDP) と協力し、NMX または FSC 認証を受けた森林事業者のリストを含む森林認証材カタログ (Catálogo de Productos Forestales Certificados) <sup>28</sup>を 2017 年に出版した。

メキシコでは、FSC 認証が増加傾向にあり、2016 年 4 月における FSC-FM 認証数は 61 でブラジル (110) について中南米諸国で 2 番目に多い。また、FSC-CoC 認証を取得した事業者は 144 ある。ただし、個々の森林管理面積が小さいことから、認証面積は 888,292ha であり、ブラジル (6,237,237ha)、チリ (2,300,563ha)、ウルグアイ (973,209ha)、ボリビア (890,375ha) に続く 5 位であった (FSC, 2016)。FSC 認証材の多くは、米国などに向けて輸出されるが、国内でも欧米系の企業やホテル、国内の製紙会社などが FSC 認証材の購入を行う<sup>29</sup>。

<sup>24</sup> FSC の原則と基準： <https://jp.fsc.org/jp-jp/web-page-/permalink-03FSC>

<sup>25</sup> 聞き取り調査：FSC México (2017 年 10 月 14 日)

<sup>26</sup> メキシコ内務省 (SEGOB) (2007)：

[http://dof.gob.mx/nota\\_detalle.php?codigo=5047415&fecha=23/06/2008](http://dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5047415&fecha=23/06/2008)

<sup>27</sup> 聞き取り調査：SEMARNAT 2017 年 10 月 6 日

<sup>28</sup> UNDP and CONAFOR (2017) Catálogo de Productos Forestales Certificados：

[https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/213032/Catalogo\\_de\\_Productos\\_Forestales\\_Certificados.pdf](https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/213032/Catalogo_de_Productos_Forestales_Certificados.pdf)

<sup>29</sup> 聞き取り調査：FSC México (2017 年 10 月 6 日)

## 2) その他の関連情報

メキシコの森林情報については、SEMARNANT が森林管理プログラムや森林利用許可に関する情報を管理し、CONAFOR、PROFEPA、国家統計・地理局 (Institute Nacional de Estadística y Geografía: INGI スペイン語略称) が、それぞれ森林管理に関する情報システムを開発した (表 4.6.11)。しかしながら、森林管理プログラムと利用許可に関する情報の共有や、それぞれの情報システムとの関連付けは限られている。また、国家森林レジストリーでは、森林管理プログラムの面積データなどの統計情報がエクセル形式で入手できるが、2017 年 10 月においてチワワ州やドゥランゴ州などの主要な木材生産州の最終更新年は 2008 年であり、最新の情報とはなっていない。

表 4.6.11 森林に関する情報システム

政府機関	森林に関する情報システム
CONAFOR	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 国家森林情報システム (Sistema Nacional de Información Forestal: SNIF スペイン語略称) <a href="http://187.218.230.5/">http://187.218.230.5/</a></li> <li>▪ 国家森林レジストリー (Registro Naciona Forestal) <a href="http://www.cnf.gob.mx:8090/snif/portal/registro-forestal-nacional">http://www.cnf.gob.mx:8090/snif/portal/registro-forestal-nacional</a></li> </ul>
PROFEPA	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 検証レジストリーシステム (Sistema Institucional del Registro de Verificación: SIREV スペイン語略称): <a href="http://www.profepa.gob.mx/innovaportal/v/555/1/mx/sistema_institucional_del_registro_de_verificacion_sirev.html">http://www.profepa.gob.mx/innovaportal/v/555/1/mx/sistema_institucional_del_registro_de_verificacion_sirev.html</a></li> </ul>
INGI	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 国家統計・地理情報システム (Sistema Nacional de Estadística y Geografía: SNEI スペイン語略称): <a href="http://www.beta.inegi.org.mx/temas/agriganfor/">http://www.beta.inegi.org.mx/temas/agriganfor/</a></li> </ul>

なお、市民社会の森林情報へのアクセスと情報公開について、NGO から問題が指摘されている。森林利用許可情報 (場所や樹種、伐採量) については公開されておらず、情報を入手するには SEMARNAT に申請する必要がある。森林セクターの NGO である Reforestamos México は、2008 年から 2015 年に発行された 6,262 件の森林利用許可を入手し分析した結果、データへのアクセスに関する手続き上の課題だけでなく、許可に含まれる森林情報の不完全性について問題を指摘した (Reforestamos Mexico 2017)。

## 引用文献

- CONAFOR (2012) *Estrategia Nacional de Manejo Forestal Sustentable para el Incremento de la Produccion y Productividad (ENAIPROS) 2012-2018*. Comisión Nacional Forestal (CONAFOR)
- CONAFOR (2016) *FCPF Emissions Reduction Initiative (IRE) Document ER Program: Mexico*. Comisión Nacional Forestal (CONAFOR)
- CONAFOR (2017a) *Estrategia Nacional REDD+ 2017-2030*. Comisión Nacional Forestal (CONAFOR)
- CONAFOR (2017b) *México: Peerspectivas de la Industria Forestal 1er Trimestre de 2017*. Comisión Nacional Forestal (CONAFOR)

- CONANP (2017) Áreas Naturales Protegidas Decretadas,  
<http://www.conanp.gob.mx/regionales/>
- Corbera, E., Estrada, M., May, P., Navarro, G., Pacheco, P. (2011) Rights to Land, Forests and Carbon in REDD+: Insights from Mexico, Brazil and Costa Rica, *Forests*, 2, pp 301-342
- Departamento de Control y Vigilancia de la Producción Forestal (2017) Actividad de Inspección, Presentation at SEIF Committee Meeting on 9th October 2017, Chihuahua
- FAO (2010) *Evaluación de Los Recursos Forestales Mundiales 2010, Informe Nacional: México*, FRA2010/132. Roma; Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
- FAO (2012) *Evaluación del Impacto del Cobro por Derechos de Aprovechamiento de “MADERA EN PIE” y Otras Tasas (MaPoTs) sobre el Manejo Forestal: Estudio de Caso-México*, Roma; Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
- FAO (2015) *FRA 2015 and State of the Forestry Sector in the Region: Latin America and the Caribe Commission Twenty-Ninth Session*, FO:LACFC/2015/2. Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
- FSC (2016) *FSC Facts & Figures, April 11, 2016*. Forest Stewardship Council
- López, M. (2006) *La Fuerza del trabajo infantil en México*
- McDermott, C., Cashore, B., Kanowski, P. (2010) *Global Environmental Forest Policies: An International Comparison*, London: Earthscan
- Merino, L. (2001), Las políticas forestales y de conservación y sus impactos sobre las comunidades forestales, *Estudios agrarios*, 2001
- NEPCon (2017) *Timber Legality Risk Assessment Mexico Version 1.1 August 2017*. Nature Economy and People Connected (NEPCon)
- PROFEPA (2015) *Informe de Actividades 2015*. Procuraduría Federal de Protección al Ambiente (PROFEPA)
- SEMARNAT (2016) *Anuario Estadístico de la Producción Forestal 2015*. Ciudad de México; Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales (SEMARNAT)
- UNDP and CONAFOR (2017) *Catálogo de Productos Forestales Certificados*
- 石井章 2016. 『ラテンアメリカの農地改革』 耕地論業 87:26
- JOFCA 2013. 『開発途上国の森林・林業：メキシコ』 一般社団法人 海外林業コンサルタント協会
- 谷洋之 2013. 「メキシコにおける農地所有制度の変遷」北野浩一編『ラテンアメリカの土地制度とアグリビジネス』 調査研究報告書 アジア経済研究所

## 5 Web 上への既往情報の整理

### 5.1 概要

既往情報及び生産国において収集した情報の整理に当たっては、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の構成を想定し、生産国情報に加え、クリーンウッド法の概要やデュー・ディリジェンスの基本概念などを解説した情報も網羅し、包括的な情報が収集・確認できるように配慮した。

具体的には、以下のような項目で整理した。

- I 本サイトの目的等
- II クリーンウッド法の概要
  - 法律等
  - 基本方針
  - 合法性の確認方法
  - 参考資料
- III 国別情報
  - 日本
  - インドネシア（今年度の調査後に補足）
  - マレーシア（今年度の調査後に補足）
  - パプア・ニュー・ギニア
  - ソロモン諸島
  - ベトナム（今年度の調査後に補足）
  - ロシア（極東）
  - アメリカ
  - カナダ
  - 欧州連合（EU）
  - 中国（今年度の調査後に補足）
  - チリ
  - メキシコ（今年度の調査後に追加）
  - ペルー（今年度の調査後に追加）
  - フィリピン
  - カンボジア
  - ミャンマー
- IV その他の参考情報
  - 諸国における合法木材の流通・利用促進に係る取組み
  - 森林認証・CoC認証等
  - その他の参考情報

## 5.2 実施スケジュール

既往情報の整理は、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の開設及び更新のタイミングに合わせて、平成 29 年 4 月及び同年 8 月に提出できるように実施した。